税財政の今後の課題と展望

日本租税研究協会創立60周年記念
租税研究大会記録

社団法人　日本租税研究協会

税財政の今後の課題と展望

日本租税研究協会創立60周年記念租税研究大会記録

創立60周年記念租税研究大会開催にあたり ……今井　敬

東京大会　於　日本工業倶楽部　平成21年９月10日㈭～12日㈯

〈第１日〉

◆報告１　法人税における資本等取引と損益取引 ……金子　宏
―『混合取引の法理』の提案―　垂井英夫

◇討論　税制の今後の課題と展望 ……水野忠恒
岡崎浩巳／田中稔三／平川忠雄／古谷一之

◆報告２　税制改革の理想と現実 ……石　弘光

〈第２日〉

◇討論１　国際課税の潮流 ……増井良啓
青山慶二／大矢俊雄／鈴木一路／八田陽子

◆報告　租税訴訟の回顧と展望 ……山田二郎

◇討論２　今、財政政策における戦略性を問い直す―持続可能な社会保障制度の確立と税／財政の一体的改革― ……小澤太郎
國枝繁樹／駒村康平／土居丈朗／中里　透／林　正義

〈第３日〉

◆報告　わが国税務会計の商法依存と自立化―歴史と展望― ……安藤英義

◇討論　企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法人税法の対応 …岩﨑政明
坂本雅士／品川芳宣／成道秀雄／渕　圭吾／吉村政穂

大阪大会　於　関電会館　平成21年９月15日㈫

大阪大会開催にあたり ……宇野郁夫

◆報告１　租税法学からみた消費税 ……田中　治

◇討論　税制の今後の課題と展望 ……林　宜嗣
佐藤文俊／戸谷裕之／中森朝明／安居孝啓

◆報告２　信託税制の過去と未来 ……佐藤英明
～19年改正の位置づけと今後の展望

創立60周年記念租税研究大会にあたり

社団法人日本租税研究協会会長・新日本製鐵名誉会長
今井　敬

本年11月をもって当日本租税研究協会は創立60周年を迎えます。60年間もの長きにわたる皆様方の租研事業への変わらぬご支援に、御礼申し上げますとともに、今後の租研の活動に対する決意を、申し述べさせて頂きたく、御挨拶申し上げます。

当協会が発足致しました昭和24年頃の日本は、荒廃した国土の復興と共に、社会の諸制度の整備についても、国を挙げて取り組んでおりました。こうした状況下、当協会は、民間の立場から、財政・税制問題を調査・研究することが重要だというシャウプ博士の指摘に基づきまして、当時の経済界、学界、行政機関、その他各方面の有力者を発起人と致しまして、また、当時の経済団体連合会が斡旋役となりまして、昭和24年11月９日に創立されました。協会では、設立当初から、活発な委員会・研究会活動が行われ、税制に関する基礎的な仕組に関する意見提言から、時代の要請に応じた税制改正要望、更には中期的な観点をも踏まえた、具体的な意見提言を行ってまいりました。

日本経済のこれまでの60年を振り返りますと、戦後の目覚しい経済復興、高度成長期を経て、日本の経済動向が、世界経済に影響を及ぼすまでになりました。その後、1980年代から1990年代にかけての、バブルの発生および崩壊の時期を経まして、2000年代に入り、ようやく戦後最長の緩やかな景気回復を辿ることになりましたが、2008年秋には、米国のサブプライムローン

の破綻に端を発した世界的な金融・経済危機と、戦後最大の世界的同時不況に直面致しました。

現在はやや持ち直しの動きが見られるものの、依然として、厳しい局面が続いています。

今日の日本は、こうした足下の経済金融問題とともに、多くの社会構造的な問題にも直面致しております。第一は、経済活動のグローバル化の中での、日本の脆弱な経済・社会構造の改善であります。そのためにも、時代にふさわしい経済成長戦略が求められます。第二は、少子化・超高齢化社会における、持続可能な社会保障制度の構築であります。第三は、巨額の長期債務残高と、その財政の健全化であります。

日本の活力は、取りも直さず国民の活力が原点であります。日本の富を生み出すのは、民間の経済活動であります。グローバリズムの時代に、日本の経済的ポジションを認識し、日本の産業の特性を生かす政策が求められています。

このような時期だからこそ、民間の活力を活かし、将来に対する国民の安心と、安定した生活が確保される為の施策が求められております。

そのためには、どのようなことが税財政に求められているのか、各方面から具体的な意見を求め、調査・研究を深め、意見・提言をおこなっていくことが租研の役割でございます。当協会が果たすべき役割は、これまで以上に、重要なものとなっておりますし、我々は、この役割を十分に認識し、果たしていきたいと存じます。

そのためには、60年間の長い歴史の中で、当協会が培ってきた財産を活用し、皆様からの期待に応えられるように、諸活動を活発なものとし、研究成果を発表していくとともに、政策に反映させていきたいと考えております。

この「租税研究大会」は、税財政に関する最新の情報に基づき、問題提起と意見交換、更には将来を展望していただく場として、毎年開催致しておりますが、設立の年から続いております。本年は、創立60周年記念の中心的な事業として、規模を拡大して行っておりまして、多くの講師の方々のご協力と多数の皆様のご参加を頂いております。心から御礼申し上げます。

当協会が60年にわたり、このような活動ができましたのは、ひとえに、会員の皆様をはじめ、関係各方面のご支援、ご厚意の賜物と深く感謝の意を表する次第であります。

10年前の50周年の際には、当時ご存命のシャウプ博士から「税制は国家にとって不可欠の要素ですが、租研の活動は、日本の税制の成功に大きく貢献してきました。租税の諸問題に関する研究を通じて、また、租税立法に関する建議を通じて､租研は重要な貢献をしてきました｡」と、租研の活動を評価するお手紙を頂きました。今後も、皆様から、そのような評価を頂けるような貢献を果たして行きたいと考えております。

当協会は、創立時の姿勢を原点に、租研に対する皆様方の期待に応えるべく、これからもより一層の努力をして参りたいと思っております。

当協会の更なる発展のために、従来にも増した皆様のご支援・御協力をいただきますようにお願い申し上げまして、御挨拶と致します。

目　　次

創立60周年記念租税研究大会にあたり

㈳日本租税研究協会会長　今井　敬

東京大会（日本工業倶楽部）

◆報告１　９月10日㈭・午前

法人税における資本等取引と損益取引 ――――――――1

―『混合取引の法理』の提案―

東京大学名誉教授　金子　宏

（「Ⅳ.自己株式の取得」は、甲南大学会計大学院教授・税理士　垂井英夫氏が担当）

はじめに……1
Ⅰ．序説……2
　１．問題の意義　2
　２．戦前（額面超過金・払込剰余金の取扱い）　2
　３．戦後（企業会計原則、法人税法・文献）　2
Ⅱ．現物配当……3
　１．現物配当の導入（会社法）と問題の所在　3
　２．アメリカの判例・立法の動向　4
　３．日本における立法と解釈のあり方　6
Ⅲ．デット・エクイティー・スワップ……6
　１．意義と方法－債権の株式への転換　6
　２．債権評価－券面額説と評価額説　6
　３．東京地裁平成21年４月28日判決の意義　7
　４．平成18年度法人税法改正　7
Ⅳ．自己株式の取得　垂井英夫……9
　１．自己株式取得の現状　9
　２．基本的視座等　10
　３．自己株式取得と「会社の計算」　10
　４．自己株式の取得と課税関係　11
　５．自己株式の取得と源泉徴収義務等　12
Ⅴ．総括……12
参考資料１・２……16

◇討論　9月10日㈭・午後

税制の今後の課題と展望

20

司　会　　一橋大学大学院法学研究科教授・租税法学会会長　水野　忠恒

参加者（五十音順）

総務省自治税務局長　岡崎　浩巳

キヤノン㈱副社長・租研副会長　田中　稔三

日本税務会計学会会長・税理士　平川　忠雄

財務省主税局長　古谷　一之

はじめに……21
Ⅰ．わが国の財政・税制の現状と課題……21
1．財政の現状　21
2．税制の現状と課題　22
税収の動向／国民負担の動向／税制改正の概要／近年の主な税制の動き
Ⅱ．わが国の地方財政・地方税制の現状と課題……24
1．地方財政の現状　24
2．地方税制の現状と課題　25
地方税収の動向／税源配分について／地方税収の偏在について／地方消費税の現状等
Ⅲ．財政・税制の現状と課題についての討論……28
産業界から見た経済の現状と税制／わが国の財政状況についての懸念／財政の健全化に向けた課題／地方財政における健全化に向けた課題
Ⅳ．個別税制の現状と課題……31
1．所得税　31
所得税の現状と課題／金融所得課税について／給付付き税額控除について
2．法人税　33
法人税の現状と課題／国際課税の課題
3．消費税　34
4．自動車関係諸税　34
5．相続税　34
6．納税環境整備　35
Ⅴ．個別地方税制の現状と課題……35
1．給付付き税額控除について　35
2．自動車関係諸税　35
3．個人住民税の公的年金からの特別徴収制度　36
4．納税環境整備　36
Ⅵ．個別税制の現状と課題についての討論……37
法人税の実効税率の引き下げ／研究開発促進税制の拡充／贈与税・相続税の納税猶予

制度／災害時の投資減税／グループ税制／消費税届出書期限について／買換え特例制度／固定資産税の建物評価／法人税制について／事業承継税制について／グループ法人税制について／申告期限について／実効税率について／固定資産税の家屋評価について
おわりに……42

◆報告２　９月10日㈭・午後

税制改革の理想と現実 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――43

放送大学長（元税制調査会会長）　石　弘光

はじめに……43
１．税制改革のあり方　43
⑴　税制改革の進め方
⑵　租税原則
⑶　史上最高の理想的な税制改革－シャウプ税制の成立－
⑷　戦後の税制改革の変遷
⑸　租税原則に立脚した税制改革と政策的活用の対立
⑹　税制改革におけるタテマエとホンネ
２．政策税制としての租税特別措置　49
⑴　租税特別措置とは
⑵　政策税制としての租税特別措置
⑶　“活力”の解釈
３．世界における税制改革　53
⑴　1980年代の世界における税制改革
⑵　レーガン税制改革
⑶　日本における税制改革
４．税制調査会のあり方　56
⑴　税制改革における欧米型と日本型
⑵　世界の主要なタックス・リポート
⑶　日本における政府税制調査会の歴史
⑷　今後の税制調査会のあり方
５．税制改革の今日的課題　62
⑴　二元的所得税の実現
⑵　法人税の基本税率の引き下げ
⑶　消費税率の引き上げと軽減税率、目的税の是非
⑷　地方税の税源
質疑応答……65

◇討論１　９月11日㈮・午前

国際課税の潮流 ―――69

司　会　東京大学法学部教授　増井　良啓

参加者（五十音順）

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授　青山　慶二

財務省主税局参事官　大矢　俊雄

三菱商事㈱コントローラーオフィス税務室長　鈴木　一路

KPMG 税理士法人パートナー　八田　陽子

はじめに……70

Ⅰ．国際課税の動向と国内法制……70

１．国際課税の動向　70

国際課税の役割／金融システムの安定と課税／景気刺激策と課税／経済成長と課税／国際社会における議論の潮流

２．外国子会社配当益金不算入制度　73

外国税額控除制度の概要／外国子会社配当益金不算入制度導入の経緯／益金不算入制度の今後

３．外国子会社合算税制　75

外国子会社合算税制の概要／外国子会社合算税制における適用除外基準／外国子会社合算税制を巡る論点／インカム・アプローチに対する議論／諸外国の状況

４．外国子会社配当非課税制度導入による外国子会社合算税制の問題点　81

租税回避に対する耐久力／適用除外基準の検証／エンティティ方式及び所得別方式の論点／外国子会社合算税制についての経済産業省国際課税研究会中間報告

５．実務面から見た税制改正の影響と課題　83

税制改正の影響／実効税率の引下げ／益金不算入適用対象の調和／基準税率／インカム・アプローチ採用による実務負担増の懸念

６．合算税制における統括会社の問題点　85

統括会社の活用状況と低税率国の問題／主たる事業の判断／事業を有する持株会社への対応

７．指摘・意見へのコメント　86

外国子会社配当益金不算入制度／外国子会社合算税制

Ⅱ．租税制度に対する国際的な取り組み……87

１．G20等における情報交換に関する OECD 基準遵守を中心とした国際的な租税回避防止に向けた取り組みの進展　87

OECD モデル租税条約第26条／国際的な租税回避防止の必要性／タックスヘイブンの定義／グローバル・フォーラムの始まり／OECD 基準の遵守状況／租税回避防止に向けた動きが増幅した契機／実効性の確保／情報交換に関する多国間アプローチの

検討／本年のグローバル・フォーラムの概要／グローバル・フォーラムの主な成果／ピア・レビューメカニズムの方向性／諸外国が真剣に取り組むグローバル・フォーラム
2．租税条約ネットワークの拡充　96
租税条約の概要／租税条約交渉の現状／多国間アプローチの問題点
3．国連モデル条約改定と情報交換規定　99
4．非協力な国・地域に対する効果的な制裁措置　100
Ⅲ．OECD に於ける最近の議論 ……100
1．OECD のモデル租税条約について　100
OECD モデル租税条約の現況／恒久的施設（PE）の帰属利益計算と AOA／集団投資ビークルに対する租税条約の適用
2．移転価格ガイドライン　104
利益法の位置付け／移転価格ガイドラインの改定案／事業再編と移転価格
3．AOA における問題点　107
資本配賦／ドキュメンテーション負担の増加
4．AOA 反映後の海外支店と国外子会社の利得の取扱い　107
5．事業再編に係る論点　108
事業再編後の機能とリスクの特定／移転された無形資産の価値測定
6．AOA 採用による PE の位置付けへの影響　109
Ⅳ．まとめ ……110

◆報告　9 月11日㈮・午後

租税訴訟の回顧と展望——111

租税訴訟学会会長　山田二郎

1．はじめに ……111
⑴　租研・租税法との出会い
⑵　租税訴訟の動向
2．司法改革の「第 1 の波」と20世紀における租税訴訟の低調な救済率 ……112
⑴　近代国家と司法権の確立
⑵　第二次世界大戦後の司法権の独立
⑶　裁判所の違憲審査
3．司法改革の「第 2 の波」と21世紀における租税訴訟への期待 ……114
⑴　司法改革
⑵　裁判所の違憲立法審査
⑶　税務訴訟例
4．まとめ ……118
資料 ……119

◇討論２　９月11日㈮・午後

今、財政政策における戦略性を問い直す ――――――――122

―持続可能な社会保障制度の確立と税・財政の一体的改革―

司　会　　慶応大学総合政策学部教授　小澤　太郎

参加者（五十音順）

一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院准教授　國枝　繁樹

慶応大学経済学部教授　駒村　康平

慶応大学経済学部教授　土居　丈朗

上智大学経済学部准教授　中里　　透

一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院准教授　林　　正義

はじめに ……123

Ⅰ．財政総論－財政健全化に向けて－　報告：土居丈朗 ……123

１．わが国の財政状況と財政健全化　123

昨今の財政出動により、更に悪化したわが国の財政状況／税制改革の中期プログラム／国民負担率と社会保障財源の確保

２．消費税を含む税制改革について　126

社会保障財源としての消費税の利点／世代間格差と消費税の利点／消費税にまつわる誤解－消費税は逆進的ではない－／世界的な法人税率の推移と国際的な調和

３．求められる歳出改革－無駄の削減について－　130

Ⅱ．社会保障制度の課題－持続可能な社会保障制度の確立に向けて－　報告：駒村康平 ……131

１．グローバル化と高齢化のなかでの社会保障制度の持続可能性　131

グローバル化経済と社会保障／急速に高まるわが国の高齢化率及び後期高齢者比率

２．社会保障制度が抱える問題　133

所得保障政策の問題点／年金制度の評価ポイントと改革の目標／年金に係る世代間格差と消費税の必要性／非正規労働者の増加と国民年金・国民健康保険の空洞化／公的年金の立て直し：所得比例型＋最低保障年金モデル／公私年金の連携－世界的潮流－／ワーキングプアの実態－所得格差論から貧困論へ－／医療・介護における改革の方向性

Ⅲ．財政収支と財政健全化　報告：中里　透 ……139

１．90年代以降の経済財政運営　139

これまでの経済財政運営の経緯／骨太の方針2006のコミットメント／財政タカ派と上げ潮派の論争

２．財政健全化の進め方　142

増税か歳出削減か／金利と成長率に関する論点／サステナビリティの確保－金利と利払費の動向－／制度的担保の必要性－「骨太の方針2006」に代わる明確なコミットメ

ントの再構築
Ⅳ．税制・社会保障・労働市場規制の一体的改革　報告：國枝繁樹 ……145
1．日本の財政戦略　145
「財政的児童虐待」の実態／所得再分配機能の低下／怪しい経済政策－ブードゥー経済学、トリクルダウン理論、ポンジー財政政策／ブードゥー経済学の帰結／トリクルダウン理論の帰結／ポンジー財政政策・財政赤字ギャンブル－わが国におけるポンジー財政政策－／埋蔵金伝説
2．オバマ政権の財政戦略の教訓　150
新しい財政責任の時代－ブッシュ政権の失敗した考え方からの脱却－／オバマ政権の税制改革案
3．税制・社会保障・労働市場改革の一体的な改革　153
オバマ政権の財政戦略の教訓と日本の今後の財政戦略／税制・社会保障・労働市場改革の一体的な改革の必要性
Ⅴ．社会保障と地方財政　林　正義 ……153
1．社会保障と地方財政の実態と問題点　153
社会保障においてなぜ地方財政が重要なのか－社会保障と地方の関与－／社会保障分野における地方の役割の国際比較／社会保障における地域間格差の実態／より統一された社会保障制度へ
2．地方における社会保障財源の確保　159
地方の社会保障給付やサービスを充実するための財源確保／消費税について
全体討論－今、財政政策における戦略性を問い直す－ ……161
Ⅰ．質疑応答 ……161
債務残高は政府資産とのネットで見るべきか／長期金利の上昇で財政が破綻した場合とその責任は／永久国債とした場合の影響／第２の埋蔵金はあり得るのか／個人に直接手当を供することによる需要主導の経済活性化
Ⅱ．財政政策の戦略性を問う ……165
1．消費税率を引き上げないことは戦略として正しいか　165
2．地方分権化と増税　168
3．年金の新制度への移行過程　169
4．社会保障改革の戦略性　170
5．おわりに　171
財政経済研究会報告書 ……174

◆報告　9月12日㈯・午前

わが国税務会計の商法依存と自立化 ――――――――――――――204

―歴史と展望―

専修大学商学部教授・一橋大学名誉教授・企業会計審議会会長　安藤英義

はじめに ……204
Ⅰ．商法における株式会社の資本概念の歴史 ……205
　1．昭和25（1950）年改正前の商法―資本確定の原則―　205
　2．昭和25（1950）年改正商法―授権資本／資本準備金―　205
　3．昭和37年（1962）改正商法―払込資本による資本概念の確立―　206
　4．確立した資本概念の存続　206
Ⅱ．平成13（2001）年6月改正商法における資本概念の揺らぎ―払込資本から離脱― 207
　1．改正の3要点　207
　2．資本概念への大きな影響　208
Ⅲ．会社法（平成17年7月公布）における資本概念の崩壊 ……208
　1．最低資本金、準備金の減少限度額の撤廃　208
　2．新しい資本概念は不在　209
Ⅳ．資本概念の揺らぎ・崩壊の背景 ……209
　1．国内における直接的・短期的な要因　210
　2．国内における間接的・長期的な要因　210
　3．国際的な要因　211
Ⅴ．商法の時代における税務会計の対応 ……212
Ⅵ．資本概念の揺らぎ・崩壊に伴う税務会計の独自化 ……213
　1．平成13年改正法人税法における払込資本と留保利益の峻別　213
　2．平成18年改正法人税法における資本積立金額の概念の廃止　213
Ⅶ．「払込資本と留保利益の区別」の歴史と海外の現状……213
　1．「払込資本と留保利益の区別」の歴史　213
　　⑴　組合（人的会社）における資本の区分経理―払込資本と留保利益の先駆的区分―
　　⑵　株式会社における資本維持の理念―払込資本と留保利益の区別―
　　⑶　財務会計における資本と利益の区別の原則：2つの次元
　2．「払込資本と留保利益の区別」の海外の現状　218
　　⑴　アメリカ
　　⑵　イギリス
　　⑶　IASB（International Accounting Standards Board）
Ⅷ．資本に関する今後の展望 ……219
　1．会社法における展望　219
　2．税務会計における展望　220
Ⅸ．補足 ……220

◇討論　9月12日㈯・午後

企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法人税法の対応 ——221

司　会　　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科国際経済法学専攻長
岩﨑　政明

参加者（五十音順）

立教大学経済学部准教授	坂本　雅士
早稲田大学大学院会計研究科教授	品川　芳宣
成蹊大学経済学部教授	成道　秀雄
学習院大学法科大学院准教授	渕　　圭吾
横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授	吉村　政穂

はじめに ……222
Ⅰ．税務会計研究会・中間報告　報告：品川芳宣 ……222
中間報告の概要と性格　222
中間報告のテーマ／連結先行と連単分離／企業会計基準の現況／法人税法の対応／中間報告の概要
Ⅱ．個別論点の検討　報告：渕　圭吾・吉村政穂 ……225
1．企業会計基準のコンバージェンス　225
⑴　企業会計基準改正の経緯
⑵　企業会計基準改正の特徴
⑶　コンバージェンスの履行とその課題
2．会社法（会計計算規則）の対応　227
⑴　平成14年商法改正
⑵　平成17年会社法の制定と会社計算規則
⑶　中小企業の会計に関する指針
3．法人税法の対応　227
⑴　課税所得算定の基本原則（租税政策の基本原則）
⑵　確定決算基準の意義と機能
⑶　最近の税制改正の動向
基本的方向／企業会計からの乖離／企業会計との調和
4．コンバージェンスに対する法人税法の方向性　230
⑴　企業会計との基本的関係
⑵　確定決算基準
⑶　個別問題
収益認識／時価（公正価値）評価に伴う利得／引当金・繰延資産／減価償却制度／減損処理／企業会計基準／持分プーリング法の廃止／のれんの償却

Ⅲ．確定決算主義　報告：坂本雅士 ……233
1．報告の目的　234
2．確定決算主義の意義　234
3．確定決算主義の論拠　234
4．諸外国の課税所得計算における確定決算主義的視点　235
イギリス／アメリカ／ドイツ／フランス／主要国のまとめ
5．IFRS 導入と連単財務諸表の関係　236
イギリス／ドイツ／フランス／IFRS への対応のまとめ
6．日本における会計制度の現状　238
7．企業会計審議会「中間報告」の骨子　238
8．IFRS と連単財務諸表の関係－検討の視座－　238
9．IFRS 導入と確定決算主義－まとめ－　239
Ⅳ．減価償却と減損会計　報告：成道秀雄 ……240
1．減価償却制度　241
⑴　沿革
⑵　わが国の現行制度
⑶　確定決算主義と逆基準性
2．減損会計　242
⑴　沿革
⑵　企業会計と法人税法の減損損失
⑶　専用機械設備等の減損損失の計上の検討
3．税効果会計と財務諸表の比較可能性　244
Ⅴ．パネルディスカッション ……244
1．法人税法22条 4 項とコンバージェンス後の企業会計基準の関係　244
公正処理基準とコンバージェンス後の会計基準／中小企業の会計基準／複数の会計基準併用とその問題点／イギリスの事例／諸外国における会計基準と法律の関係／イギリスの事例／会計基準の相違と租税の公平性／諸外国の状況／会計基準の相違から生ずる問題点
2．確定決算主義の今後　248
社会的コストの削減と法人規模によるクライテリア／損金経理による法人の意思確定・客観性の担保
3．収益認識基準への影響　250
国際会計基準の動きと企業会計基準委員会の論点整理／法人税法の対象と会計基準の変化／収益認識基準における国際会計基準の影響
4．費用損失の認識基準への影響　253
公正妥当な会計処理の基準と国際会計基準／引当金
5．企業会計基準の変更と企業組織再編　254
組織再編成税制・政令による帳簿価額規定の影響／のれんの償却／のれんの取扱い
6．質疑応答　256
税務会計研究会中間報告 ……261

大阪大会（関電会館）

大阪大会開催にあたり ―――――――――――――――――――――――――――――285
㈳日本租税研究協会副会長　宇野郁夫

◆報告１　９月15日㈫・午前

租税法学からみた消費税 ―――――――――――――――――――――――――――――287
同志社大学法学部教授・日本税法学会理事長　田中　治

はじめに ……287
Ⅰ．消費税の論点 ……287
　１．基本的な論点　287
　　⑴　誰が納税義務者になるのか
　　消費者は事業者に消費税を預けているのか／事業者は消費税を預かっているのか
　　⑵　消費税の課税対象は何か
　　消費税の担税力は何か
　　⑶　消費税において仕入税額控除はなぜ設けられたのか
　２．消費税の実体税法上の仕組みをめぐる基本的な見解の対立　292
　　⑴　納税者は事業者か消費者か
　　⑵　消費税の課税対象は付加価値か売上高か
　　⑶　事業者が納付すべき税額は何ゆえに生じるのか
Ⅱ．納税義務者をめぐる紛争 ……293
　１．消費者と納税義務　293
　　消費者が納税義務者、事業者は単なる徴収義務者であるとする原告の主張が退けられた事例／消費税法上の納税義務者でない者が不正な還付申告をした場合
　２．取引価格と消費税との関係　294
　３．事業者の転嫁義務、転嫁請求権の有無　295
　　⑴　転嫁義務
　　⑵　転嫁請求権
　４．免税事業者の判定の際の基準期間における課税売上高の意義　296
　５．消費税と価格（あるいは取得価額）　297
　６．免税事業者制度、簡易課税制度の趣旨　298
　７．消費税の性格論と平成16年の総額表示の導入　298
Ⅲ．課税対象 ……299
　１．課税対象は付加価値　299
　２．消費税の担税力は何か　299
　３．実定法規の解釈　300

⑴　資産の譲渡とは
⑵　事業とは
⑶　対価とは
4．非課税取引の意味　301
Ⅳ．仕入税額控除をめぐる紛争 ……302
1．仕入税額控除の存在理由　302
2．30条7項の法的性格　302
3．30条7項の「保存」要件の解釈　303
おわりに ……304

◇討論　9月15日㈫・午後

税制の今後の課題と展望 ——305

司　会　関西学院大学経済学部教授　林　宜嗣
参加者（五十音順）
総務省大臣官房審議官　佐藤　文俊
大阪産業大学経済学部教授　戸谷　裕之
関西電力㈱常務取締役・租税常任理事　中森　朝明
財務省主税局税制第三課課長　安居　孝啓

はじめに ……306
Ⅰ．わが国の財政・税制の現状と課題 ……306
1．財政の現状　306
2．税制の現状と課題　307
税収の動向／国民負担の動向／税制改正の概要／近年の主な税制の動き
Ⅱ．わが国の地方財政・地方税制の現状と課題 ……309
1．地方財政の現状　309
2．地方税制の現状と課題　311
地方税収の動向／国・地方の税源配分について
Ⅲ．財政・税制の現状と課題についての討論 ……313
経済対策と財政健全化／企業の経済活力の強化／地方税制／税と社会保険料／財政健全化について／地方税について／財政健全化と企業活力／企業活動と税の関係／税と社会保険料の関係／財政赤字と経済活動／個別間接税の問題／ガソリン税等／地域間格差の問題
Ⅳ．個別税制の現状と課題 ……319
1．所得税　319
所得税の現状と課題／金融所得課税について／給付付き税額控除について
2．法人税　320

法人税の現状と課題／国際課税の課題
3．消費税　322
4．自動車関係諸税　322
5．相続税　322
6．納税環境整備　322
Ⅴ．個別地方税制の現状と課題 ……323
1．地方税固有の問題　323
自動車関係諸税／そのほかの制度改正／地方税の電子化
2．法人税について　324
企業活力を強化する法人税制の構築／法人実効税率の見直し／国際会計基準への統一化と法人税制／連結グループ間の寄付金等の問題
3．地方税　324
法人事業税／土地取引の活性化
4．所得税　325
5．法人税の税負担　325
6．事業税の問題　326
法人税の今後の方向性／企業会計の国際化と税制／グループ税制／今後の税制改正／所得税の給与所得控除／法人事業税の外形標準課税／土地取引活性化のための固定資産税や不動産取得税の特例

◆報告２　９月15日㈫・午後

信託税制の過去と未来——330
～19年改正の位置づけと今後の展望

神戸大学大学院法学研究科教授　佐藤英明

はじめに ……330
Ⅰ．平成19年改正の概観～何が変わったのか ……332
1．概観　332
所得課税：旧法／所得課税：新法／資産課税
2．個別の課税類型について　334
受益者等課税信託／受益者不存在信託／法人型課税信託／集合的信託／受益者の変更時の課税
Ⅱ．わが国の信託税制の由来～どこから来たのか ……338
1．受益者課税の沿革　338
実質主義的受益者課税
2．受益者不存在等の場合の課税の沿革　338
3．集合的信託の課税の沿革　340
4．特定目的信託等の課税の沿革　341

５．資産課税の沿革　341
６．まとめ～３つの視点　343
Ⅲ．残された問題～今後の改正に望まれる方向 ……343
１．収益留保型信託税制の必要性　343
２．新たな「委託者課税信託」の必要性　346
おわりに ……347
参考資料 ……350

〈資料編〉
◎財政・税制関係資料（財務省主税局）目次――― 1
資料①～㊸
◎地方税制関係資料（総務省自治税務局）目次―――57
資料❶～⓲

東京大会

法人税における資本等取引と損益取引

―『混合取引の法理』の提案―

東京大学名誉教授
金子　宏

（「Ⅳ.自己株式の取得」は、甲南大学会計大学院教授・税理士垂井英夫氏が担当）

はじめに

（金子）　本日は、「法人税における資本取引と損益取引」という題でお話をさせていただきます。その前にすこしだけ、日本租税研究協会（以下租研と呼ばせていただきます）とわが国の租税法との関係について触れさせていただきます。さきほど会長からお話のあったとおり、租研は1949年にシャウプ博士の助言に基づいて創立されました。わが国の租税法の研究と教育の基盤はシャウプによって作られました。シャウプ使節団は非常に広い視野で税制の問題に取り組み、税制そのものの改革と併せて納税環境の整備ということにも大いに関心を向け、その点についても重要な勧告を幾つも行いました。その一環として大学の法学部では租税法の研究と教育を行うべきであるということを勧告されました。その理由は、租税制度の普及・発展に役立ち、またそれを通じて健全な税制についてのいろいろな意見が出てくるということであり、発想は租税研究協会の設立についての助言と同じことであります。そのような一節がシャウプ勧告の中に入っており、昭和26年に東京大学と京都大学に租税法の講座が設けられたわけです。

東京大学の場合は、講座が設けられた後、何人かの行政法の先生が交代で租税法の講義をしておられましたが、そのうちに私が最初の専担者として講義を行うようになりました。租研はシャウプ博士が生みの親であるわけですが、シャウプ博士は日本の租税法の研究・教育の生みの親でもあるわけです。

そういうわけで、租研とは、私はかねていろいろと関係をもち、またいろいろとお世話になってまいりました。本日その60周年の記念行事の１つとして講演をさせていただくのは、大変に光栄なことであります。

Ⅰ．序説

１．問題の意義

「法人税における資本等取引と損益取引」という問題は、非常に重要な問題でありまして、会計学の先生方はこの問題を重要な課題として、かねて研究し、いろいろな論文を書いてこられたわけですが、租税法の分野では重要な問題であるにも拘らず、従来、論文が書かれてきませんでした。このような切り口からの租税法の研究は、なされてこなかったように思います。

しかしこれは非常に重要な問題であり、今後一層重要性を増すのではないかと思いますので、本日ここでこの問題を取り上げることにしました。なお、以下では資本等取引のことを資本取引という場合が多いと思います。

本日のお話では３つの論点を取り上げたいと思います。１つは現物配当です。それから次はDESと略称されますが、デット・エクイティー・スワップと呼ばれる問題です。債権の株式化あるいは債権の株式への転換のことです。それから３番目が自己株式の取得であります。

第１番目と第２番目の問題を私がお話しし、第３番目の問題については甲南大学教授の垂井先生からお話をしていただくことにしました。垂井先生はこの問題について優れた著書と論文を書いておられ、第一人者ですので、お話をいただくのに最も適切な方であると思います。

それでは、なぜこの問題に興味を持ったのかということからお話をいたしますと、資本取引と損益取引とは峻別できるものなのか。そうではなく１つの取引の中に資本取引の要素と損益取引の要素とが混合（在）している場合もあるのではないか。ここで取り上げる３つの取引は混合取引（仮にそういう概念を用いておきます）であると理解すべきではないか。そのように理解した場合にどういう法人税法上の問題が生ずるのであろうか。この問題に私はかねて強い関心をもっておりましたが、平成18年に制定された会社法が現物配当を認めるため、関心がますます強くなったわけです。また、この問題は、今後理論上も実務上も重要な問題となっていくものと思われます。ということで検討しようとしているわけであります。

２．戦前（額面超過金・払込剰余金の取扱い）

まず戦前の税法ですが、資本取引と損益取引の区別は戦前においてはそれほど厳密ではなかった。というよりも、問題としてそれほど意識されていなかったと言ってよいと思います。

例えば昭和25年の商法改正以前は、額面超過金や払込余剰金は、会社の純資産を増加させるから益金を構成すると解されており、それに対応して税務上も法人税の課税の対象とされていたわけであります。

３．戦後（企業会計原則、法人税法・文献）

ところが第二次大戦後になりますと、企業会計が発達して、企業会計原則にも、資本取引と損益取引とを明確に区別し、特に「資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない。」（第１項一般原則３）旨が規定され、資本取引からは所得は生じないということがはっきりと規定されるに至ったわけであります。

それから、法人税法の規定の中でもその旨が規定されました。昭和22年制定の旧法人税法は、昭和25年の改正で、「額面超過金及び利益余剰金の益金不算入」を規定しました（９条の２）。また昭和40年制定の現行法人税法の22条、これは各事業年度の所得についての基本的な規定ですが、第２項で各事業年度の益金の額に算入すべき金額は、各種の取引で資本等取引以外のものに係る収益の額をいうと規定して、資本等取引に係る収益を益金の範囲から除いております。

次いで３項では、損失について、損金の額に算入すべき金額は、損失の額で資本等取引以外

の取引に係るものをいうと規定して、ここでも資本等取引に係る損失は除いております。要するに、法人税法22条は、資本等取引からは損益は生じないということを明定しているわけであります。また吉國二郎さんが早い時期に書かれた法人税法の体系書でも、資本取引からは益金・損金は生じない旨が書かれていました。

そこで、法人税法22条の規定の意義を検討するという観点から、この問題を取り上げたわけであります。

Ⅱ．現物配当

１．現物配当の導入（会社法）と問題の所在

この３つの問題の中で、まず現物配当の問題を取り上げてみたいと思います。現物配当は商法の下では規定が置かれておりませんでした。現物配当が許されるのかどうかについては、学説上は、全株主が同意すればよろしいという意見が多かったようですが、実際には例はほとんどなかったといわれています。

ところが、会社法ではそれが453条で認められるようになりました。今後は恐らく企業にとって現物配当は、いろいろな目的に使える便利な制度ですので、例が増加していくのではないかと思います。

そこで１つの設例から申し上げますと、法人がある財産を50で取得したとして、それが値上がりして現在は時価が100になっているとします。それを現物配当するとどういう納税義務が生ずるのか、或いは生じないのかということであります。

もしもこの現物配当が損益取引であるとしますと、配当する法人の段階では100から50を引いた50の所得が実現して、それが課税対象になるということになります。もし仮に時価が30に値下がりしていたとしますと、20の損失が生じて、それを控除できるということになります。

それから、配当を受けた株主の段階では、時価相当額の100が配当として課税され、この財産の取得価額は100に増加することになります。そこで、配当を受けてすぐ譲渡すれば、株主の段階では、株主の譲渡所得に対しては利益がゼロですから課税されないということになります。

他方で、もしもこれを資本取引だと考えますと、法人レベルでは50の含み益に対しては課税されません。それから、株主レベルでは100の配当を受けたわけですから、100が課税されます。取得価額は100ということになるのではないでしょうか。この点については会計の専門家に尋ねてみると、或いは、取得価額は100ではないという意見が出てくるかもしれませんが、一応100であると考えておきます。

株主の段階ではいずれにしても100の配当があったわけですから、それに対して、個人だと配当所得として課税されます。現行法の金融所得の一体課税でいくと上場株式等の配当の場合は20％ということになります（上場株式等にかかる配当であれば10％）。それから法人の場合ですと、受取配当の益金不算入制度が働いてきますから税負担は意外に少ないということになります。法人の場合も個人の場合も、配当として課税されますが、その資産を配当直後に売れば、恐らくは利益は出てこないから譲渡益はゼロだということになると思います。

そうすると、損益取引ではなくて資本取引だと考えた場合には、法人段階の50の含み益、これは永久に課税対象から漏れてしまうということになります。

これが現物配当に関する大きな問題の１つです。日本ではこの点について、自明の理のように50の含み益が法人税の課税の対象になると考える傾向がありますが、必ずしも自明の理とも言い切れません。つまり、これは資本取引だと割り切れば、含み益に対しては課税できないということになってくると思います。

2．アメリカの判例・立法の動向

この問題は、わが国では従来は理論的にはあまり分析されてこなかったわけでありますが、アメリカでは早い時期からいろいろと議論されてきました。

有名な事件としてジェネラル・ユーティリティーズ会社事件というのがあります。重要な事件であるだけではなく、ストーリーとしても面白いと思います。簡単に申し上げると、次のような事件であります。アイランズ・エディソンという会社があり、その株式はこの事件の当事者であるジェネラル・ユーティリティーズとジレットの２社が半分ずつ持っていました。ジェネラル・ユーティリティーズはエディソンの全株式の２分の１を2,000ドルという低い価格で取得したのですが､現物配当したときには約112万ドルに値上がりしていました。

別の法人としてサザン・シティーズ・ユーティリティーズ・コーポレーションという会社がありまして、その社長がエディソンの全株式を自分の会社で取得したいと思いまして、ジレットとジェネラル・ユーティリティーズに、その旨の申し入れをしました。

ジレットはすぐ同意するのですが、ジェネラル・ユーティリティーズの方は、直接サザン・シティーズに売れば、多額の譲渡所得が発生して、たくさんの法人税を払わなければならない、また課税後の利益を株主に配当すれば株主に配当所得につき課税されるということで、躊躇するわけです。売りたいのだけれども、逡巡するという状況です。

そこで関係者の間でいろいろと相談しまして、結局次のようなアレンジメントをしたわけです。ジェネラル・ユーティリティーズは、現物配当としてエディソン株を株主に配当し、株主が、配当を受けたエディソン株を、サザン・シティーズに譲渡するということにしました。ジェネラル・ユーティリティーズは現物配当するのだから、それに対して法人税は課税されない、また、株主の段階でも配当された株式の取得価額が時価にステップアップするので、譲渡所得は生じない、という理解の下にそういうアレンジメントをして、それを実行に移したわけです。

それに対して内国歳入庁は、現物配当は、資産の処分であり、そこからは譲渡所得が生ずるという理由のもとに、本件では現物配当株式の時価と取得価額との差額はジェネラル・ユーティリティーズの所得であるということで課税したわけです。それに対してジェネラル・ユーティリティーズは訴訟を起こしました。

ご存知のとおりアメリカには租税裁判所があります。その前身として当時はボード・オブ・タックス・アピールズ(Board of Tax Appeals)、租税審判所というものがあり、それが現在の租税裁判所に発展してくるわけです。ここではボード・オブ・タックス・アピールズのことを租税裁判所と仮に呼ばせていただきますが、租税裁判所にジェネラル・ユーティリティーズは処分の取り消しを求めて出訴しました。

政府の側では、「ジェネラル・ユーティリティーズは株主に現金で配当することをまず決めた。そして、現金による配当支払い債務の履行として本件株式を交付したのだから現金配当支払債務の免除益が生じ、交付した株式の時価相当額の収益が生ずる。従って課税の対象になるのだ。」と主張したわけですが、租税裁判所は、「いや、配当したのは株式であって現金ではなかった。」ということで、政府の主張を排斥して、結局ジェネラル・ユーティリティーズを勝たせたわけです。

そこで内国歳入庁は第４連邦控訴裁判所に上訴し、控訴裁判所で、債務免除益が生じたという第１の主張に加えて、第２の主張として､「このアレンジメントの唯一の目的は脱税であって、取引の実体はジェネラル・ユーティリティーズからサザン・シティーズへの譲渡である。株主はジェネラル・ユーティリティーズのエイジェントとして利用されただけである。」という主張をしました。

第４控訴裁判所は、第１の主張については租税裁判所の見解に反対しましたが、この第２の主張を受け入れ、実際には株式はジェネラル・ユーティリティーズからサザン・シティーズへ譲渡されたのだという事実認定をしまして、政府を勝たせたのであります。

そこで、今度はジェネラル・ユーティリティーズが最高裁判所に上告しました。最高裁判所ではマクレーノルズという裁判官が裁判所を代表して意見を述べました。マクレーノルズ裁判官は、1914年から1941年までの長い間、最高裁の裁判官を務めたベテラン裁判官です。マクレーノルズ裁判官の法廷意見は、第２の主張について、このような主張は事実審である租税裁判所の段階で提出すべきものであって、法律審である控訴裁判所の段階で新たにもち出すことは認められないとして、第２の主張を認めた裁判所の判決を破棄し、結局第１の主張についてだけ判断することとし、第１の主張については租税裁判所の判断が正しいということで、最終的にはジェネラル・ユーティリィテーズを勝訴させたわけであります。

このように、最高裁判所は現物配当からは法人に所得が生じないのか、それとも含み益相当の所得が生ずるのかという点については何も判断しなかったわけです。ところがその後、最高裁はこの判決により、現物配当からは所得は生じないという解釈を採用したという理解が一般化してしまいます。そのため、この解釈はジェネラル・ユーティリィーズ・ドクトリン（以下GUDと略称）と通称されるようになりました。そして、その後、裁判所は、下級審の裁判所を含めて、一般にそういう解釈を行うようになったわけです。

その結果、このドクトリンは租税回避に広く使われるようになりました。極端な例をあげますと、ベビーカーの製造業者が卸売業者にベビーカーを１台30ドルで売っていたのを、今度は親会社に現物配当したとします。ジェネラル・ユーティリティーズ・ドクトリンに従いますと、製造会社には所得は生じないことになります。そして現物配当を受けた親会社は、当時は受取配当が85％の益金不算入でしたから、配当に対する税金は非常に少なくて済み、それを30ドルで売れば、譲渡益は発生せず税金はただで済むということになります。というのは、現物配当に対して法人税を払っていますから、取得価額は30にステップアップしているからです。30で取得したものを30で売るわけですから、親会社には所得は生じないということになってしまうわけであり、大変な節税になるわけです。要するに親会社の段階で受取配当につき少し法人税を払えば、それで済んでしまうということになるわけです。GUDの結果としてそういう解釈が認められることになったわけです。

しかし、中にはGUDの適用を認めなかった例もあります。時間の関係で詳細は省略しますが、例えばラーネッド・ハンド裁判官が裁判長を務めていた第２控訴裁判所では、TTT事件という事件の判決で、取引には正当な事業目的がないという理由でGUDの適用を否定しました。ちなみにラーネッド・ハンド裁判官という人は大変な秀才で、『自由の精神』という本を書いておられるのでご存じの方も多いかと思いますが、最も若くして連邦控訴裁判所の裁判官になったという超優秀な裁判官であります。また、バンク・オブ・ストラットフォード事件で、第５控訴裁判所は、将来所得のつけ替えの否定の理論を用いて、GUDの適用を認めませんでした。

このような例外もあったのですが、GUDは広く裁判所によって適用されました。しかし、いろいろな好ましくない結果を生ずるということで批判も強くなりました。

ところが1954年の内国歳入法典の改正の際に、311条で、GUDそのものが法律上の制度として明文で採用されることになってしまったのです。

ただ、ベビーカーのような棚卸資産のうち、後入先出法を使っているものについては課税するというような例外が２、３定められていまし

たが、原則としては、含み益のある資産の現物配当からは所得は生じないということが、明文で規定されたわけです。

しかしその後、それに対する批判が大変強くなり、その後の30年の間に例外がどんどん付け加わり、法律上は原則として規定されてはいても、実際にはGUDそのものが、例外のような位置になってしまいました。

その後、1986年の改正、これはレーガン改革と呼ばれているものですが、これによってGUDは、若干の例外は残りましたが、正式に廃棄され、現在に至っているわけであります。

3．日本における立法と解釈のあり方

それでは、わが国における立法論としてあるいは解釈論としてどう考えるべきか、これが一番重要な問題です。資本取引と損益取引は峻別するべきであるという前提の下に、現物配当は全体として資本取引であると考えると課税対象にはならないという考え方が出てくるでしょう。そうではなくて、これは私の造語ですが、混合取引という言葉を使いたいと思いますが、現物配当の中には会社が持っている財産・資産の譲渡が含まれているので、それは資本取引と損益取引の混合取引であるという考え方も成り立ちます。対価が入ってこないという意味で、それは無償譲渡ですが、22条2項で無償譲渡からも時価相当額の収益が生ずるということが規定されていますので、含み益も課税対象になるという結論になります。

これはわが国ではまだ全然議論されていない問題ですが、しかし根本にさかのぼって検討しなければならない問題であると思います。

この点についてどう考えるべきかについては、総括の部分でまとめてお話しすることにしたいと思います。

Ⅲ．デット・エクイティー・スワップ

1．意義と方法ー債権の株式への転換

次は、デット・エクイティー・スワップの問題であります。これは債務の株式化という訳語が使われることが多いわけですが、最近はどちらかというとデット・エクイティー・スワップと呼ぶことが多いと思います（以下では、DESと略記します)。景気がわるくなっているものですから、最近この取引が多くなっています。恐らく2000年ごろから増加してきまして、現在では盛んに行われています。

例えば、銀行から融資を受けている会社が業績が悪化してきた場合に、その会社は銀行からの貸付金を自分の会社の株式に転換してくれないかということを銀行に申し込む例が多いわけです。

銀行としては引き揚げたいのですが、長年の付き合いですからそういうわけにもいかず、このような要請に応ずるという例も多いのではないかと思います。銀行としては、半ば貸し倒れのような状態の貸付金だから取立ても困難だし、利息ももらえない。代わりに株式化しておけば企業が業績を回復したときに配当をもらえるという期待を持つ場合もあると思います。

会社の側から見ると、利息を払わなくて済み、その分キャッシュを保持できるという面がありますし、銀行が株主になってくれれば銀行のコミットメントが得られるということもあるものですから、株式に転換してくれないかという申し込みをするわけです。そのような例が、最近の不況を反映して増加しているわけです。

2．債権評価ー券面額説と評価額説

DESについて課税関係がどうなるのかという問題ですが、貸付金を株式に転換するということは、要するに、債権を現物出資するのと同

じことです。現物出資は資本取引の一種ですから、資本取引であるDESからは益金は生じないと考えるのか、それとも、500の貸付金を現物出資する場合に、その現在価値が例えば200に目減りしている場合には500の株式ではなく200の株式を発行すればよいという考え方（評価額説）をとって、会社としては500の債務を負担していたのに、200の株式を発行すれば事が済むわけだから、結局300の債務免除益（消滅益）が生ずるのではないか、この債務免除は収益となるのではないかという問題があるわけです。

会社法の専門家の間では、ご案内のように貸付債権の評価について券面額説と評価額説とがあります。券面額説というのは、債権の券面は500であるから500の株式を発行してもらうべきだという考え方で、そこでは500を出して500の株式をもらうわけですから利益は会社にも銀行にも生じないということになります。

それに対して評価額説というのは債権を現在価値で評価して、その評価額の現物出資がなされたという考え方です。この考え方では、現在価値が200に減少しているならば、500の貸付金を現物出資して200の株式をもらうのが正当な取引であるということになります。そうするとそこに300の債務免除益が生ずることになります。

2つの説が依然として対立しているのですが、最近はどちらかというと評価額説の方が有力であるように思います。

3．東京地裁平成21年4月28日判決の意義

最近、今年の4月28日のことですが、東京地方裁判所がこの問題について判決を下し、評価額説の考え方に従って債務免除益に課税した課税処分を適法と判断しました。

この事件は、いろいろな条件がついた事件ですので、一般的な妥当性を持っているかどうかについては、問題は残りますけれども、東京地方裁判所がいろいろな条件のついた事件とはいえ、評価額説を採用したということは大変に大きな影響を持ち得ることではないかと思います。

4．平成18年度法人税法改正

それから立法におきましても、企業再建促進税制が平成17年度の法人税法の改正で導入されたのですが、平成18年度の改正において、この問題に関連する規定が入りました。つまり、「会社更生手続き開始後、あるいは民事再生手続き開始後にDESが行われた場合には、収益として債務免除益が生ずるが、その債務免除益からは期限切れになってしまった欠損金を繰り越し控除することができる。青色損失の控除に先立って、既に期限の切れた欠損金を繰り越して、その債務免除益から控除できる。」という趣旨の規定が入ったわけであります。

この規定が入ったこともあって、法人税の関係では、立法者がDESからは債務免除益が生ずる、つまり、債権の額面額と時価との差額の債務免除益が生ずるという考え方を採用したと理解されるようになり、評価額説が一般的な妥当性を持つのではないかという解釈論が強くなってきたわけです。

それに対する1つの反論としては、この規定は民事再生手続きとか会社更生手続き開始後に行われたDESに関する規定であるから、それ以前に行われたDESについては、券面額説も成り立ち得るという考え方もあり得ると思います。しかし、法人税の専門家の間では、法人税法は、債権の券面額と時価との差額については債務免除益が生ずるという考え方を採用したという意見が強いように思います。

この考え方をとった場合に、先ほど言ったように、DESは全体として資本取引だと考えれば、仮りに債務免除益が生ずるとしても、それは課税の対象にならないということになります。また混合取引の考え方を取ると、券面額と時価との差額の部分は損益取引の結果生じた利益だから課税対象になるという考え方になります。

平成18年度の法人税法の改正は、債務免除益は課税の対象となるという考え方でできていると理解するのが普通の理解の仕方ではないかと思いますが、もちろん、先程述べたようにほかの理解の仕方もあり得ると思います。

それから、別の問題ですが、DES を行った場合に、銀行その他の債権者の側ではどういう課税問題があるかを検討しておく必要があります。DES は債権を安い値段で売ったのと同じですから、差額を債務者である会社に寄付したのだ、贈与したのだと見る考え方もあるかもしれません。

つまり、500のものを200で渡したのと同じですから、300を贈与したのと同じだと見て、債権者は寄付金控除ができるという考え方です。しかし寄付金控除の枠から外れてしまえば控除できないことになりますから、債権者にとっては気の毒であります。それに、そういう解釈をとると、なかなか企業は DES の申し入れには応じないということで、企業の再建がそれだけ滞るということにもなりますので、私は、寄付金と見るのはあまり好ましいことではないと考えます。

私は、貸し付けた側では損金が生ずる、つまり500のものが200という現在価値に目減りして、それが DES によって実現したわけだから、300は貸倒れ損失として控除できると考えたいと思います。数年前に私は「ジュリスト」という雑誌の1219号に「部分貸し倒れの損金算入」という論文を書きました。国税庁の通達では、貸付金の貸し倒れ損失控除は、債権の全額が回収不能にならなければ認められないということになっていますが、私はアメリカの制度や理論を研究して、部分貸し倒れということもあり得るのではないかと考えました。

500の債権のうち300が回収不能になればその300は貸倒損失として控除できるのではないかということを書いたわけです。この場合も、500のうち300が部分貸し倒れとして貸倒損失控除ができると考えてよいのではないかと思います。

ただ、私の論文は学者の中では支持してくださる人が割に多いのですが、国税庁では税収減になるということもあると思いますが、あまり取り上げられていないと思いますし、金融庁でもあまり問題にしておりません。

国税庁も金融庁もあまり取り上げないものですから、実務の世界でもあまり取り上げられないということになっていまして、今のところ学説にとどまっているのですが、別に実害のある理論でもありませんので、適用されるようになっていくといいと思っているわけです。

たしかに、500のうちどれだけが貸し倒れになったのかという部分貸し倒れの認定は大変に難しく、国税庁がなかなか認めたがらないのもよく理解できます。

これは資本取引と損益取引の問題とはちょっと無関係な問題ではありますが、実務に関係するところが大きいと思いますので、ちょっと触れておきたいと思います。

DES 取引についても、先ほど申しましたとおり、資本取引と損益取引の問題がありまして、債務免除益が生ずるということは素直に出てくる理屈ではありますが、根本にさかのぼって資本取引か損益取引かという問題をきちんと議論した上で結論を出すべきであると思っております。

この問題についても現物配当の問題と併せて、垂井先生のお話の後にまとめの部分で、もう一度お話をさせていただきたいと思います。それでは、ここで自己株式の取得に関して、垂井先生にバトンタッチをいたしますので、よろしくお願いいたします。

Ⅳ．自己株式の取得

（＊この項は、甲南大学会計大学院教授・税理士　垂井英夫氏による講義になります。）

（垂井）　甲南大学の垂井と申します。本日は、このような席でお話をさせていただくことを、大変に光栄に思っております。

１．自己株式取得の現状

私が自己株式を勉強しようと思ったのは、今から30年ほど前で当時は何ら見向きもされていませんでした。特に、当時、こんなイレギュラーな取引などというのは商法で論じるべきものではない、というような風潮だったのです。ただ、文献をさかのぼっていきますとアメリカでは1920年代後半から1930年代すでに盛んに取引が行われ、内国歳入法等の改正も行われています。わが国でも明治32年の商法に自己株式の取得禁止の原型がありまして、昭和13年（1938年）の商法改正は株式の消却、会社の合併など一部について取得を認めたのです。その後何点か商法の分野の論文を見ることができます。

個人的なこともあり、アメリカのシカゴに何回も行っていました。シカゴで、ある邦銀の方に紹介していただいてお話を聞きまして、自己株式を勉強してみようと思うきっかけになりましたのが、こういうお話でした。自己株式を取得するために社債を発行するというので、社債を引き受けてくれという要請があるというのです。その理由は、これは資本コストの問題だと言われて、「ああ、そうか。こういうふうに使うんだ」と思いました。当時わが国では、自己資本比率が高い方が安全性の面から好ましい、とされていた時代でした。

自己株式は、わが国では商法において非常に厳しい規制があって、ほとんど取引されておりませんでしたが、アメリカでは当時盛んに取引されている原因の１つではないかと思いました。

昨今では、法制度も緩和・整備されて、租税法もそれに対応して整備されていきましたから、当時と比べますと非常に盛んに取引が行われ、コーポレートファイナンスの面からも活用されております。

これは、簡単に申し上げますと、利益配当はわが国ではほぼ固定的な率でされるのが慣習というか慣行になっております。その率を変えることは好ましくないので、利益配当の代替として自己株式の取得を用いるという方法が普及しつつあるようです。

これについては、一橋大学の花枝教授・青山学院大学の芹田教授の共同の実証研究の成果である「日本企業の配当政策・自社株買い―サーベイ・データーによる検証―」（2007年）を花枝教授から恵贈を受けました。それらの文献などを読ませていただきますと、そのようにうかがうことができます。わが国は、その面では未発達であるけれども、そういう方法が緒についたというふうに読むことができます。

それからもう１つ、予想外なこととして、通常、自社が筆頭株主になるようなことは、自己株式取得が緩和されるまではなかったわけですが、昨今では上場会社の十数社が筆頭株主になっているということ、そして、筆頭ではなくて、上位３位というふうに持株比率を抽出してみますと、もっと多くの会社が自社の大株主になっているというような現状にあります。前置きが長くなりましたが本論に入らせていただきます。

では、報告レジュメに従って進めてまいります。

2．基本的視座等

まず、第一に私の立場を申し上げます。私は、自己株式や、会社分割、株式交換、株式移転などを勉強する際の基本的な視座は、「資本に課税が及ぶことは極めて危険なことである」と考えています。これが私の基本的な立場であります。

この考え方は全くの借用でして、これは、ここにおられる金子先生の「所得概念の法的構成」という著名な論文（「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』14頁、28頁　初出1966年）がありますが、そこに「既存の富に課税が及ぶことは極めて危険なことだ」というふうに論述されています。

私はその論文から学んだものをベースにし会社の組織再編、それから自己株式の取得などを考えるときに、やはり資本に課税が及ぶことは極めて危険なことだということを出発点にしており、以前から使わせていただいております。

今回の自己株式の取得につきましては、視点は今日の論題と同じで資本取引と損益取引であります。自己株式取得の取引を分析しますと、それは資本の払戻しの要素と、利益の分配の要素が含まれている、と考えられます。その取引は発行会社と株主との関係ですから、取引当事者として会社とその株主、必ず２者が登場します。そして２者だけが、２者に限って登場します。

株主は、通常の商取引、もちろんその発行会社と商取引を行うことがありましょうが、今回の論点は、そうではなくて、資本に関係する取引ということであります。つきましては増資とか減資とか利益の配当を受けるとかというような取引のことです。株主としての地位に基づくその発行会社との取引ということになります。

そして自己株式の取得というのは、その発行会社の資産が株主に向かって社外に流出します。したがいまして、ここで、実定法など制度を分析するには、発行会社のレベル・観点で、それから、他方当事者である株主のレベル・観点から分析していくことになります。この分析視点から自己株式の取得は発行会社のレベルでは資本等取引になり、株主レベルでは損益取引になります。

これは、自己株式の取得のみでなく自己株式の処分につきまして、会社法は「募集株式の発行」という概念を用いて新株発行と自己株式の処分を一元的に規定しました。したがいまして、発行会社のレベルからは資本等取引になります。他方、売却株主のレベルからは、これは単に保有株式を発行会社に譲渡する、つまり、売買契約で移転していくものですから、それは損益取引ということです。そういう視点で自己株式の取引を分析していきます。つまり、取引主体による区分です。

3．自己株式取得と「会社の計算」

第二に、自己株式取得と会社の計算、この「会社の計算」というのは、会社の計算規定を中心に考えています。つまり、会社法における計算ということでありますが、ここで注目すべきは、自己株式は資産といえるのだろうかということで、長い間の論争があったところです。現在では、自己株式は、企業会計も会社法の計算も、そして法人税法も資産から除外する、つまり資産とは認識しないというところに定着しました。

ただ、その議論を分析してみると参考になるのです。要するに、自己株式が株主に対してリターンを生じさせるか、株主にリターンをもたらすかという観点、すなわち経済的な観点から自己株式を考えてみますと、自己株式がB/Sに記載されるというのは、あれは資本を払い戻した抜け殻であって、株主にとって何らの経済効果を生むものではありません。

したがいまして、経済学的な観点、会計学的な観点から、資産とは到底認められないということになります。特に、会計学の研究者、学者の先生方は、ずっと以前から、自己株式は資産

たり得ない、ということを強力に主張してこられました。

法人税法は、平成18年度改正で初めて明確に要件規定の中に、有価証券から除外するのだということを規定しました。初めてそこで名実ともに、法人税法、所得税法、つまり所得課税法は資産ではないということに落ち着いたわけです。そこで、第３の「純資産の減少」に進みます。

そうしますと、自己株式を取得する行為は、会社の純資産を減少させます。すなわち、売却株主に対して自己株式取得の対価として交付する金銭等の資産と交換関係にあるべき反対給付で入ってくる自己株式というのものに資産価値がないわけですから、会社の純資産が減少します。この減少は、減資とか利益配当と同様の性質です。

ただ、企業会計及び会社法は、原資が、資本が充てられたのか、利益の部分が充てられたのか明確にならないので、B/S 上は純資産の部の株主資本から控除しますが、資本の部分から控除するとか、利益剰余金から控除するとかということは規定していません。なぜなら、そこを明確にすることができないということが原因だろうと思います。

ところが、所得課税法においてはそうはいかないのです。先ほど申しましたように、課税が資本に食い込むことは極めて危険なことであるという基本的視座からは、やはり資本の部分と利益の部分を何らかの方法により区分する必要があります。自己株式の取得の対価として支払われる原資を分析して、資本が還元、返還された部分、それには課税関係を生じさせるべきではないのです。

ところが、会社は事業活動の成果としての課税済内部留保利益をもっています。法人税法は、利益積立金額と申しますが、それを原資にして分配されたものについては、配当課税をしておかないと、会社法の手続きに基づいて分配される、つまり利益積立金額を原資にした利益配当と随分と懸け離れることになり、同様の取引について課税の中立性を失うことになります（課税の繰延べが生じる）ので、ここで区分が非常に重要な問題としてクローズアップされるわけです。

では、どのように考えるかということは、金子先生もずっと以前からこの問題については論じておられますし、金子先生の門下であられる水野忠恒先生や増井良啓先生など、ほかにも研究されている先生方がおられたと思います。課税済留保利益から利益配当の切り分けが重要であるという基本的考え方を論じてこられました。実定法上は「みなし配当」課税になっています。現在の実定法の規定は、自己株式を取得する直前のその会社の「１株当たりの資本金等の額」を算出して（「取得資本金額」といいます）、これを基本にして、対価として払った金銭等資産の価額のうち、その「取得資本金額」を超える部分が利益、利益の分配だというふうに考えて、そのような規定になっております。

したがいまして、利益配当課税の繰り延べができないように、先順位で配当とみなす金額（利益配当）を確定させる規定になっています。

４．自己株式の取得と課税関係

もう１点、資本と利益を区分する意味は、**参考資料２・４頁（本誌19頁）**の「第四」のところにありますが、第１は、今申し上げました売却株主の観点からの利益の配当です。これは、みなし配当課税、配当とみなして課税されます。その原資は、会社がその事業活動から得た利益の蓄積である法人税法上の利益積立金額が原資になっている部分です。これは、みなし配当課税されます。そうではなくて取得資本金額、つまり資本金等の額が原資になっている部分は、譲渡所得として課税されます。ただ、この譲渡所得は一般的にある資産、例えば土地が値上がりし、キャピタルゲインに課税されるということと若干趣を異にしていまして、ここで課税されるのは、つまり資本プレミアムです。すなわ

ち、売却株主以外の株主が会社に対して払い込んだその部分、例えば売却株主が１株1,000円で払い込んでいて（取得価額）、その後にその会社は業績が良くて、株式時価が1,500円にアップしていたら、新株発行は時価発行するのが通常ですから、1,500円で新株を発行します。既存株主にとって、この差額500円が資本プレミアムの源泉になるわけで、この一部分が自己株式を取得するときに実現するということの意味なのです。

したがって、ある特定の財産が貨幣価値変動等で含み益を持つというのとは若干趣を異にします。

そのほか申し上げたいことが２～３ありますが、先ほど来申していますように、自己株式取得のうち資本の部分と利益の部分は明確に区分しないといけないということです。そうでないと資本に課税が及ぶことがあるかもしれないということで、明確に区分することが重要だということを申し上げましたが、その表れは、**参考資料２・４頁**の「第四」の「２．発行会社の観点」のところです。

会社は自己株式を取得する対価のうち、資本に関する部分は資本金等の額から控除します。それから、利益に関する部分については、利益積立金額から控除するという規定になっていまして、利益積立金額という概念というのは非常に重要な位置を占めています。

利益配当をする、もしくは、みなし配当などの、利益が株主に移転し課税されない限り利益積立金額は減算をされないということ、これは組織再編でもそのような規定が貫かれています。言い換えますと、株主に利益配当課税がされたならば、必ず利益積立金額が減算されるというふうに、利益積立金額は株主にとっては未実現の利益（いずれは株主に対し利益配当課税されるべきもの）を管理するという役割を担っています。

５．自己株式の取得と源泉徴収義務等

それから、自己株式の取得に関しみなし配当部分については源泉徴収義務が対価を支払う会社の方に生じますが、特に非上場株式の価額の評価は難問ですから、見解の相違が出てくる場合があるのではないかと考えています。なお、上場株式、店頭登録売買銘柄等を市場取引により取得する場合は、みなし配当課税ではなくて、譲渡所得課税になります。

最後に、自己株式が時価と乖離した価額で取引された場合、その差額の部分は、どのような取引として認識されるべきか、について議論があります。

つたない話をこれで終わらせていただきます。

Ⅴ．総括

（金子）　垂井先生、どうもありがとうございました。それでは、今日のまとめを簡単にすることにします。

資本取引と損益取引の峻別の必要性は、企業会計の世界では今後とも最も基本的な原則として維持されていくと思います。法人税の世界でもこの区別は所得計算上の基本原則として維持されていくと思います。

問題は、垂井教授からお話いただいた自己株式の取得問題も含めて、現物配当以下の３つの問題について租税制度ないし租税法の問題としてどう考えたらよいかということであります。以下、現物配当に即して私の考え方を簡単に述べてみたいと思います。現物配当について述べることは、その他の２つの問題についても妥当すると思いますので、現物配当の場合を例に取ってお話ししたいと思います。

私は、現物配当は資本取引と損益取引の混合取引であって、配当に充てた資金の含み益が所得として実現すると考えるべきだという見解をとっております。

それは、次の２つの理由からです。１つは、

所得の範囲はなるべく包括的に構成する必要があるということです。シャウプ博士、それからシャウプ使節団においてシャウプ博士の右腕のような役割を果したサリー教授は、所得の範囲を包括的に構成しなければいけないということを強調されました。

それは、ある所得は課税の対象とするけれども、他の所得は課税の対象としないということになると、そこに不公平が生じてしまうことです。それから、ある所得を課税の対象としないということになると、そこに必要以上に投資が行われて、経済活動にゆがみが生ずるという問題もあります。

法人税についても、所得の範囲は広く構成されるべきであります。法人税の場合にも、公平の問題はもちろん重要ですが、それと併せて、というよりもそれよりももっと強調すべきことは、ゆがみの問題であろうと思います。経済的なディストーションを生じないようにするためには、なるべく所得の範囲を広く構成するのが好ましいということになります。

現物配当をした場合にも、その配当される資産について含み益が生じている場合が多いわけです。含み益は、未実現ではあるけれども、キャピタルゲインという形で生じているわけであります。それが資本取引であるからという理由で課税の対象から除外されるということになりますと、その含み益は永久に課税の対象から除外されてしまうことになります。

もちろん配当を受けた法人が、配当した法人の帳簿価額を引き継ぐということにすれば別ですが、そうするためには法律の特別の規定が必要です。普通の場合ですと、現物配当を受けた法人なり個人なりは、それに配当所得として課税されるわけですから、取得価額を引き継ぐということはないわけで、当然取得価額がその資産の時価相当額までステップアップされるということになります。

そうすると、その財産を、配当を受けた法人なり個人なりが、ほかに譲渡した場合には、そのステップアップした金額が取得価額として控除されるということになりますから、配当した法人の段階で生じていた含み益は、永久に課税の対象から漏れてしまいます。この問題に対処

するためには、やはり現物配当の場合に含み益に課税するという必要があるのではないか。これが１つの理由です。

もう１つの理由は、アメリカの例からもわかるように、現物配当からは所得が生じないという考え方（GUD）をとると、租税回避に利用されることです。租税回避があからさまに行われるわけです。そしてそれが通ってしまうということになります。それは税制全体の観点から見て好ましいことではありません。

そういう観点からは、あらかじめ租税回避の可能性を少なくしておくことが好ましいわけで、その意味でもやはり混合取引と考えて、損益取引にあたる部分については所得が発生すると考え、そして課税の対象とするのがいいのではないかと考えられるわけであります。

このように、現物配当からも配当資産の時価と取得価値の差額に相当する金額の所得が配当する会社に生ずると考えるのが妥当であると思いますが、これは解釈論としていえることか、それともそのような取扱いをするためには法律上に規定を設ける必要があると考えるべきかについては、意見の相違があり得ます。解釈論としていうことも可能だと思いますが、しかしルール・オブ・ローの精神からすれば、このような今まで全く議論されてこなかった新しい問題、会社法の制定による現物配当の制度の導入に伴って生ずると予想される新しい、しかも非常に基本的で重要な問題について解釈できめてしまうよりは、やはり法律できちんと定める方がよいのではないかと考えます。

なお、ホームページ等でご存知の皆さんも多いと思いますが、財務省の主税局は、現在、経産省と協議の上、グループ税制の導入を検討中とのことであります。連結法人ではないが、連結法人に類する企業グループの、グループ内取引について連結法人に準ずる取扱いをしようという制度で、非常に注目されます。その一環として子法人から親法人への現物配当について、譲渡損益の計上を繰り延べることが検討されているようです。制度の具体的内容がどうなるのか、これから徐々にきまっていくと思いますが、子会社の段階では現物配当資産の含み益に課税せず、配当を受けた親会社が取得価額を引き継ぐということになるのではないか、といわれています。これは、立法による問題解決の一例といえると思います。22年度改正に入るのかどうか、12月に入ると方向が見えてくると思いますが、その経済効果を含めて、大いに注目されるところです。

以上述べてきた混合取引の法理は、今日の論点として取り上げた３つの問題に共通することであります。この３つの問題以外にも、将来、資本取引と損益取引の区分について、いろいろな新しい問題が出てくる可能性がありますので、将来ともこの問題については検討・研究を続けていく必要があります。垂井先生が最後にあげられた例も、自己株式の取得と贈与の混合取引であると思います。

それからもう１つは、先ほど少しお話ししようと思っていた点ですが、アメリカで1986年にGUDが廃止されたときにどういう議論が行われたかということですが、そこではこういうことがいわれております。

まず第１には、アメリカの制度の下では、他の多くの国々と同様に、法人の所得に対しては法人の段階でまず法人税を課税し、それが配当されると株主の段階で課税するという２回の課税を行うシステムになっています。現物配当に対して法人レベルで課税を行わないと、このシステムと異なる結果になるということがいわれています。

２番目には、先ほどお話ししたように、企業の行動に対してディストーション、つまりゆがみやひずみが生じてしまうということです。議会報告書ではGUDが、M&Aを必要以上に増加させたのではないかということもいわれております。

それから３番目は、配当を受けた株主の取得価額が時価にステップアップされるから、結局、

法人レベルで課税しておかなければ、法人レベルの含み益は永久に課税の対象から除外されてしまうが、これは好ましくないということです。これは所得の範囲の包括性の問題に関連する問題点であります。

２番目に申しましたことは、税制が企業取引、私経済活動に対してディストーションを引き起こすのは好ましくないということであります。それから１番目は、法人税と所得税の二重課税の仕組みの問題ということになります。

そのような幾つかの理由に基づいて、アメリカではGUDが1986年のレーガン改革で廃棄されたわけです。

私の見るところでは、レーガン改革自体は、一方で税率を引き下げる、他方では課税の範囲、課税ベースをなるべく広くするという意味で非常に前向きな改正でありました。またそれはシャウプ勧告の考え方と同じなのです。所得の範囲をなるべく包括的にとらえ、その代わり税率は引き下げるというのがシャウプ勧告の考え方であります。そしてシャウプ博士の右腕のような役割を果たされたサリー教授が、やがてケネディー政権の成立と同時に財務省の財務次官補になって、租税政策を８年間にわたって担当されたわけです。そのときに課税ベースの拡大と税率の引き下げという方針を立てて、税制を改革しようとし、それが引き継がれてきてレーガン改革で、採用されて、相当の範囲で実現されたということになるわけであります。ですからレーガン改革は共和党政権の下で行われた改革ですけれども、非常にオーソドックスな改革であったということがいえるのではないかと思います。

今日お話しした現物配当の問題は、そのような課税ベース拡大の一環を成しているという意味で重要であると思うわけであります。

時間がまいりましたので、これで報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

に減少するおそれがあるという理由からである[6]。したがって、この趣旨に反しない限り、「債務の確定」の意義は、いくらかゆるやかに解釈しても差し支えないと考えるべきであろう（本目４＊、本項第３目９参照）。

(c)　なお、法人税法および租税特別措置法は、一定の支出および損失について、損金経理を条件として損金の額に算入することを認めている（法税31条１項・42条１項・２項・52条１項・２項、租特55条等）。損金経理というのは、法人がその確定した決算において費用または損失として経理することをいう（法税２条26号）。損金経理の結果、企業会計は租税会計の影響を強く受けることになる。

(3)　資本等取引　　法人税法22条２項および同条３項３号は、資本等取引にかかる収益および損失を益金および損金の範囲から除外している。資本等取引というのは、①法人の資本金等の額（２条16号・17号の２、法税令８条・８条の２）の増加または減少を生ずる取引と、②法人が行う利益または剰余金の分配（資産流動化法115条１項の中間配当を含む）の２つを含む観念であって（22条５項）、このうち前者を狭義の資本等取引という。まず、狭義の資本等取引についていえば、企業会計原則は、資本維持の要請から、資本取引と損益取引を厳格に区別し、企業の利益と損失は損益取引のみから生じ、資本取引からは生じないという考え方をとっており、しかも、資本剰余金の増減を生ずる取引をも資本取引の範囲に含めている（企業会計原則第１一般原則３、同注解(注２)。なお、会社計算規則48条～52条参照）。会社法も、①「株式会社の会計は公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と定めており（431条。持分会社については614条）、また、②株主となる者が会社に払込みまたは給付した額のうち資本金に計上しないこととした額は資本取引によって生じたものであるという考え方のもとに、これを資本準備金として計上することを要求し（445条２項・３項。商法の旧288条の２に対応する規定。なお、445条４項参照）、さらに準備金の額の減少については、株主総会の決議を要求している（448条・449条。旧商法289条参照）。法人税法は、この企業会計原則および会社法の考え方を前提として、資本等取引による収益と損失を益金および損金の範囲から除外しているのである（昭和25年の商法改正以前は、額面超過金等は、会社の純資産を増加させるから益金を構成すると解されていた。行判昭和２年３月７日行録38輯343頁）。次に、法人の利益または剰余金の分配についていえば、法人税法は、法人所得を法人の

6）　アメリカにおける最近の理論の動向については、一高龍司「米国内国歳入法典における経済的履行基準の基礎理論―債務確定基準徹底の行方」総合税制研究10号１頁参照。

利益と基本的に同じものとして観念し、出資者に利益を還元する前の段階の所得を課税の対象としている（事業協同組合の各組合員への払戻金が剰余金の分配にあたるとした例として、大津地判平成元年５月８日行裁例集40巻５号435頁参照）。そのため、利益または剰余金の分配は、損金の範囲から除外されているのである（会社の純資産は流出するが損金とならないから利益積立金額が減少する。法税２条18号）。

法人が自己の株式を取得した場合には、従来は貸借対照表の資産の部に計上されてきたが、会社法のもとで、資産の部に計上せず、資本金の控除項目とされることになった（会社計算規則108条２項本文後段・５号）ことに対応して、平成18年度改正で、法人税法上もその取得の時に資本金等の額を減少させる処理を行うことになった（２条16号、法税令８条１項20号・21号。なお、同９条10号参照）。したがって、自己の株式の取得は、現行法のもとでは資本取引である。なお、デット・エクイティ・スワップ[7]も、一種の現物出資であるから、資本取引に該当する。

２　企業会計と租税会計との関係

(1)　公正処理基準　　法人税法22条４項は、法人の収益・費用等の額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算されるべき旨を定めてい

7）　平成18年度改正で、金銭債権（たとえば、銀行の不良債権）を現物出資して株式資本に転換する形のデット・エクイティ・スワップが行われた場合に、それによる増加資本金等の額は、給付資産の価額（時価）とされることとなった（法税令８条１項１号参照）。

これは、会社法199条１項が、「株式会社は、その発行する株式……を引受ける者を募集しようとするときは、その都度、募集株式……について次に掲げる事項を定めなければならない。」と規定し、その事項の１つとして、「金銭以外の財産を出資の目的とするとき〔現物出資のこと〕は、その旨並びに当該財産の内容及び価額」を掲げている（３号）ことに対応する措置である。そして、現物出資財産の価額は、裁判所の選任する検査役の調査と報告に基づき、最終的に裁判所が決定することとされている（207条１項～７項）から、この措置には実質的にも理由がある。

もっとも、会社法は、「現物出資財産が株式会社に対する金銭債権……であって、当該金銭債権について定められた199条１項３号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合」には、「当該金銭債権についての現物出資財産の価額」については、検査役の調査・報告に基づく裁判所の決定の規定は適用しないこととしている（207条９項５号）。この規定からは、一見したところ、不良債権を券面額で出資に転換できるように見える。しかし、①商法学者の間では、債権者であった者に発行する新株の数は債権の実際の価額を基準として決定されるべきであるという意見が強いこと（神田秀樹『会社法〔第11版〕』（平21・弘文堂）137頁等）、②時価をこえた評価額で受け入れた場合には、役員の責任問題が生じうること、③債権者の側で時価をこえた評価には難色を示す可能性が大きいこと、④時価をこえた金額で受け入れると差額について寄付金課税が行われる可能性があること、等にかんがみると、デット・エクイティ・スワップの場合に、金銭債権の時価をもって増加資本金等の額とすることには、合理性があるといえよう。

14　債務免除益・受贈益および資産の純評価益（企業再建支援税制）

平成17年度の改正で、税制面で会社の再建を支援するため、会社更生法による更生手続中の会社および民事再生法による再生手続中の会社は、資産の評価換えを行い、評価益・評価損を益金・損金に算入することができるようになった（法税25条2項・3項・33条2項・3項）。また、繰越欠損金の算入の順序について、期限切れ欠損金額を優先的に控除することとされた（法税59条1項・2項、法税令116条の3・118条）。さらに、平成18年度の改正で、デット・エクイティ・スワップ（DES）による債務消滅益（負債のうち現物出資にあてられる部分の金額とその時価との差額に相当する金額）も、期限切れ欠損金額の控除にあてられることになった（法税59条1項1号括弧内）。その結果、現行の企業再建支援税制のあらましは、次のとおりである。[28]

法人について、会社更生法または更生特例法による更生手続開始の決定があった場合において、その法人が、(イ)当該決定があったときにおいてその法人に対して債権（法税令128条の4参照）を有する者から債務の免除を受けた場合（債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合で債務消滅益が生ずる場合を含む）、(ロ)当該決定があったことに伴い、その法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合、および、(ハ)法人税法25条2項および33条2項による評価換え（会社更生法等の規定にかかる部分に限る）を行った場合に該当するときは、これらの事実のあった事業年度前の各事業年度において生じた期限切れ欠損金額（連結事業年度において生じた個別欠損金を含む）のうち、(イ)の債務の免除額（債務消滅益の額を含む）、(ロ)の受贈益の金額、および(ハ)の評価換えによる益金の額から評価換えによる損金の額を控除した金額、の合計額に達するまでの金額は、青色欠損金に優先してその事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされている（59条1項。平成17年度、18年度改正）。

また、法人について、民事再生法による再生手続開始の決定その他これに準ずる事実（法税令117条参照）が生じた場合において、その法人が、(ニ)これらの事実が生じたときにおいてその法人に対し債権を有する者（その法人との間に連結完全支配関係のある連結法人を除く）から債務の免除を受けた場合（債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合で債務消滅益が生ずる場合を含む）、(ホ)これらの事実が生じたことに伴い、その法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合、および(ヘ)法人税法25条3項および33条3項による評価換えをした場合に該当するときは、これらの事実のあった事業年度前の各事業年度において生じた期限切れ欠損金額のうち、(ニ)の債務の免除額（債務消滅益の額を含む）、(ホ)の受贈益の金額、および(ヘ)の評価換えによる益金の額から損金の額を控除した金額、の合計額に達するまでの金額は、青色欠損金に優先してその事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされている（59条2項）。

なお、これらの規定の適用を受けるためには、確定申告書に欠損金の損金算入に関する明細を記載し、財務省令で定める書類の添付が必要である（3項）。

28）　この問題については、高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」総合税制研究12号162頁、税研124号掲載の岡正晶・中村慈美・木島裕子各氏の論文を参照。

15　特定資産譲渡等損失額

法人と特定資本関係法人（当該内国法人との間に、いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数（自己株式等を除く）の50％超を直接・間接に保有する関係等のある法人）との間で、その法人を合併法人・分割承継法人または被現物出資法人とする特定適格合併等（適格合併・適格分割または適格現物出資のうち、共同で事業を営むための適格合併・適格分割または適格現物出資に該当しないもの）が行われた場合において、その特定資本関係がその法人の特定適格合併等の日の属する事業年度（特定適格合併等事業年度）の開始の日の5年前の日以後に生じているときは、その法人の適用期間[29]において生ずる特定資産譲渡等損失額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされている（62条の7第1項）。ここに特定資産譲渡等損失額とは、(1)当該法人が特定資本関係法人から特定適格合併等により移転を受けた資産で、その特定資本関係法人がその特定資本関係が生じた日（特定資本関係発生日）前から有していたもの（特定引継資産）の譲渡・評価換え・貸倒・除却その他これらに類する事由による損失の額の合計額から特定引継資産の譲渡または評価換えによる利益の額の合計額を控除した金額、および、(2)

29）　特定適格合併等事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間（この期間に終了する各事業年度において、連結納税の開始または連結納税への加入に伴う時価評価損益の計上（61条の11・61条の12）が行われる場合には、連結開始事業年度または連結参加直前事業年度の終了の日までの期間）。その経過する日が特定資本関係が生じた日以後5年を経過する日後となる場合には、その5年を経過する日。

参考資料2

「法人税法における資本取引と損益取引」
― 自己株式の取得 ―

２００９．９．１０

甲南大学　垂井 英夫

※ 取引の状況 ― コーポレート・ファイナンス、自社が筆頭株主のケースもある。

第一、基本的視座等

１．基本的な視座

課税が「資本」にまで食い込むことはきわめて危険 ―「資本」と「所得」との区別が重要。

２．分析視点

自己株式取得は、会社と株主（株主としての地位に基づく）間の取引 ― 会社資産の流出。

・発行会社の立場（観点）で分析 ……資本等取引

・売却株主の立場（観点）で分析 ……損益取引

第二、自己株式取得と「会社の計算」

１．自己株式は資産か ― 株主にリターンを生じさせるか。

２．自己株式は、取得原価をもって純資産の部から控除（会基７項）、これが基本。

会社法上、自己株式はＢ／Ｓの純資産の部に控除の形式で記載（計規76条2項5号）。

３．法人税法は、自己株式を「有価証券」から除外（2条21号）。

第三、自己株式の取得 ― 純資産の減少

自己株式の取得は、会社の資産が売却株主に移転し、会社の純資産が減少する（自己株式は資産ではない）。

法人税法は、その取得を資本の払戻し、利益の分配と位置づけた。

その趣旨 ― 取得の原資を「資本金等の額」に限ることは、「利益積立金額」が社内に留まり、「利益の配当」に対する課税の中立性を害する結果を生じ、合理的でも妥当でもない（課税の繰延べ）。

＜資本と利益の区分の方法＞

１．資本の払戻し部分 ―「取得資本金額」（直前の1株当たりの資本金等の額 ― 簿価）原資は「資本金等の額」（法法2条16号、法令8条1項20号）。株数プロラタ。

２．利益の配当※部分　　自己株式取得の対価として交付された金銭等の額（時価）が、取得資本金額を超える部分 ― 原資は、「利益積立金額」（法法2条18号、法令9条1項10号）。

※　会社法は、「剰余金の配当」という。

所得課税法では、その原資が、課税済留保利益（利益積立金額）か否かに注目。

「利益の配当」の原資 ― 会社が、その事業活動の成果として得た課税済留保利益＝利益積立金額（法法2条18号、令9条1項）。

株主にとって利益積立金額が会社内部にある限り未実現の利益（課税は繰り延べ）。

自己株式取得の原資の一部は、利益積立金。会社の資産が株主に移転（利益が株主に帰属・実現）― 利益の配当とみなす

第四、自己株式の取得と課税関係

1．売却株主の観点

(1) みなし配当課税（所法25条1項4号、法法24条1項4号）

対価として交付された金銭等の額（時価）が、取得資本金額を超える部分を配当とみなす。つまり「資本」以外は「所得」。これは、株主に帰属していた未実現の利益が自己株式取得（という行為）により、実現した部分に配当課税する。― 配当所得・受取配当

(2) 譲渡所得課税（所法33条、措法37条の10第3項4号、法法22条、同61条の2）。

取得資本金額（簿価）を収入金額・収益の額とし、売却株主の取得費・帳簿価額を譲渡原価とする。つまり、資本プレミアムの実現。

(3) 特例措置　①「市場取引による自己株式の取得」は、譲渡所得課税（所令61条1項1号、2号、法令23条3項1号、2号）

② 公開買付け ― 個人株主に限り、譲渡所得課税（措法9条の6第1項）

したがって、これらの取引については利益積立金額を減算しない。

2．発行会社の観点

取得資本金額が資本金等の額から、また、配当とみなされる金額が利益積立金額から減算される（法令8条1項20号、同9条1項10号）。

「資本金等の額」、「利益積立金額」概念の存在意義

第五、自己株式の取得と源泉徴収義務

発行会社は、配当の支払者として源泉徴収義務を負う（所法181条、182条）。売却株主が自らの所得として計算すべき所得の金額を発行会社が算定し、所得税を徴収・納付する義務である。

その所得の金額について、特に「非上場株式」の価額の評価は容易でないから課税庁との間で争いが少なくない（例 ― オウブンシャ・ホールディング事件 差戻控訴審 東京高判 平19.1.30、判時1974－138）。

税制の今後の課題と展望

●参加者（五十音順）

総務省自治税務局長	岡崎　浩巳
キヤノン㈱副社長・租研副会長	田中　稔三
日本税務会計学会会長・税理士	平川　忠雄
財務省主税局長	古谷　一之

司会　一橋大学大学院法学研究科教授・租税法学会会長　水野　忠恒

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編」に掲載されています。

はじめに

（水野）　ただ今ご紹介いただきました水野でございます。日本租税研究協会60周年ということで、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

日本租税研究協会では、時々講演させていただきますけれども、今回の会場は非常に立派なお部屋で、野口英世が日本に帰ってこられたときに講演をされたのが、恐らくこの工業倶楽部の部屋だったのかなと映画を見た関係で思い出しております。

今日はそういう優雅な話ではございません。「税制の今後の課題と展望」となっております。現在は、今回の選挙の結果、政権が移るということで、具体的にはこれから首班が指名されて、新しい内閣の下で税制につきましても方針が出されてくるという状況です。この状況を前にして、このようなシンポジウムの機会というものを持つというのはいい機会でもございますが、他方で難しいこともございます。できるだけ有益なシンポジウムにしたいと思っております。

基本的には今までの税制がどういう経緯をたどってきていて、税制についてどのような問題が起きているのか、山積しているのか、そのようなことを中心に今後税制を議論する上で有益な情報の提供、それから、貴重なご意見などをいただけたらと思っております。

まず、はじめに、財務省主税局と総務省自治税務局から資料を配布していただいております。この資料をもとに、総論的なお話になりますけれども、財務省主税局の古谷局長、それから、総務省自治税務局の岡崎局長からお話をいただきたいと思っております。両局長とも税制に長く携わってこられている方々で、課長のときから主税局、自治税務局にいらっしゃいましたので、詳しくお話を伺えるものと思っております。

では、まず財務省の古谷局長からお願いいたします。

Ⅰ．わが国の財政・税制の現状と課題

１．財政の現状

（古谷）　主税局長の古谷でございます。今日はよろしくお願いいたします。水野先生からご紹介をいただきましたとおり、比較的長く主税局におりまして、税制をいろいろと企画・立案する仕事をさせていただいております。

お手元の「財務省主税局」と書いてあります資料のうち、まず「税制総論」を私から簡単にお話をしたいと思います。

現在の税制の置かれている状況を簡単にお話します。**資料①（資料編３頁）**は、よく見ていただく資料ですけれども、４月の経済危機対策後の補正後予算の姿を歳出、歳入で示しております。歳出総額が約102兆円になっておりますが、これに対して右側の歳入は税収が約46兆1,000億円、歳出の45％程度となっています。公債金収入が約44兆円で、歳入の43％程度です。税収の内訳は、右側をご覧いただきますと、所得税が15兆円強、法人税、消費税、その他の税目がそれぞれ10兆円程度と、15、10、10、10といったような構成になっています。

資料②は、昭和61年度からの一般会計におきます税収、歳出総額、公債発行額の推移をグラ

フにしてあります。よく私どもはこれを、右側に向かってワニが口を開けている格好ですから、「ワニの口の絵」と言って説明しています。平成19年度ぐらいまで、最近ようやくワニの口が閉じかかったかなと見ておったわけですけれども、昨年秋以降の世界金融経済危機に対し、財政面から何度も対応する一方、税収がかなり企業収益の悪化等で落ちており、またワニが大きく口を開けた状況になっております。

一番下の数字でご覧いただきますと、税収の歳出に占める割合が45％と５割を切りました。これは当初予算での数字ですので、今後税収がさらに落ち込みますと場合によっては公債の発行額の方が税収を上回ってしまう厳しい財政状況に足元がなりつつあるということです。

資料③～⑤は、国際的にも日本の財政が大変厳しいという資料であります。

ただ、わが国経済も足元がかなり持ち直してきてはおりますけれども、雇用状況は引き続き悪化を続けている状況で、財政の再建が大きな課題であることは変わりないのです。先週ロンドンで行われましたG20でも、景気回復が確実になるまで必要な金融支援や拡張的な財政・金融政策の実施を継続することが合意されております。現在の経済対策などのいわゆる出口戦略の問題も、今後景気回復がしっかりと確保された段階で議論することになっております。やはり経済には注意をしながら今後とも財政運営を続けていかなければいけないと思っております。

２．税制の現状と課題

〔税収の動向〕

税収の状況を少し細かくご覧いただきたいと思います。**資料⑥－１**は、一般会計税収です。平成20年度の決算が44.3兆円、21年度の予算で46.1兆円、平成２年度の税収のピークに比べますと約７割程度の税収しか入ってこないところまで落ち込んでおります。

資料⑥－２で、ごく最近の税収をご覧いただきますと、平成20年度の決算が44.3兆円で、補正予算よりも2.2兆円税収が落ち込みました。これは当初予算の53.6兆円に比べますと９兆円強税収が落ちた格好になっております。さらに19年度（前年度）の51兆円に比べますと44.3兆円と、７兆円ほど落ちております。こうした落ち込みは戦後最大で、リーマンショック後の企業収益の悪化が大きく響いて税収もここまで落ちてしまったということです。

その上で、平成21年度予算は46.1兆円と見込んでおります。これは、昨年の暮れに左側の平成20年度補正46.4兆円をベースに見込んでおりますので、決算で2.2兆円落ちたことが21年度税収にとっては土台の減となって効いてまいります。

それに加えて、現在は経済状況がかなり低迷しております。特に法人税もそうですけれども、所得税でも残業やボーナスが相当落ち込んでおり、給与に係る所得税、配当に係る所得税がかなり悪くなっております。こうした影響で恐らく21年度は予算をかなり下回らざるを得ないと考えております。

来年度、平成22年度はそれが土台になって見積もることになりますので、現在進行中の21年度、さらには来年度、22年度にかけて税収が大変厳しい状況下で、今後の財政運営を考えていかなければいけないという状況にあります。

資料⑦は、今申し上げた税収の動向を所得税、法人税、消費税、相続税の各税目に並べております。特に、法人税が経済の動きに応じてかなり大きく波動しております。これに比べまして、消費税は、平成９年度から現在の５％に税率が上がっておりますが、その後ほぼ10兆円前後で安定的に推移をしているということで、税目ごとの経済への反応の仕方が見てとれると思っております。

〔国民負担の動向〕

税収の大きさを国民負担率という観点から見たのが、**資料⑧**です。マクロで見た租税負担率は、分母が国民所得ですけれども、税収がピークであった1990年度（平成２年度）で27.6％で

す。これが2009年度（平成21年度）予算では23.0%まで下がってきております。

一方で、ちょっと薄く黒いのが社会保障負担率ですが、高齢化の進展によって15.9%という数字まで着実に上昇を続けています。

国際比較は、**資料⑨〜⑩**に掲げておりますので、ご覧いただければと思います。

資料⑪は、国民負担率で、上に白く乗っかっている部分が社会保障負担率、その下が租税負担率で、諸外国、主要先進国に比べまして、日本は23.0%と低くなっております。

これは景気の状況、税収の状況によるところも大きいわけですけれども、よくいわれますように消費税率が５％と諸外国に比べて低い結果、ヨーロッパ諸国と比べて消費課税の負担率が低いのは当たり前ですが、所得課税もかなり負担が低くなっております。さらに最近の税収の低迷で法人所得課税のウエートも必ずしも日本は高くないといった状況にございます。

〔税制改正の概要〕

ちょっと視点を変えまして、足元の税制改正の中身、或いは最近の動きをご報告したいと思います。**資料⑫，⑬**は、平成21年度に実施しております税制改正の概要をまとめております。

ご承知のように危機的な経済状況に対して、昨年秋以降３年間は大胆な景気回復策を最優先に行い、その後、財政再建を行うことで、平成21年度の税制改正はそうした考え方の下に住宅、土地税制、企業税制、或いは自動車関係課税など、需要を喚起する形の政策減税を主として実施をいたしました。

１つ１つについて詳細な説明は省略しますけれども、例えば２番目の法人関係税制にありますように、省エネ設備については初年度に即時償却、つまり100%の償却を可能にする措置を創設するとか、或いは中小企業について軽減税率を引き下げるといったような、これまでやったことのないような措置を講じております。

６番目の国際課税の面でも、外国子会社からの配当につきまして益金不算入にする措置を導入いたしました。この外国子会社からの配当の問題は、経済対策という面もありますが、海外で留保されている所得と国内に還流される所得について課税関係をなるべく中立にする形で、外国子会社からの配当についての国際的な二重課税の調整措置である間接外国税額控除に代えて、こうした益金不算入制度を導入しています。税制の考え方としてもかなり転換をする措置を今回は導入しています。

それに加えまして、通常、税制改正というのは毎年１回行ってきているわけですが、４月の経済危機対策におきまして、異例ではありますけれども年度途中で税制改正を行いました（**資料⑬**）。

住宅取得等のために贈与税を500万円まで非課税とする措置とか、中小企業の交際費課税を軽減する措置、或いは研究開発税制につきまして税額が落ち込んでいることに対応して控除限度額を引き上げるといった緊急の対応を取るなど、追加的な税制措置を講じています。

今後とも経済状況の推移に応じて財政面、税制面でいろいろなことをなお考えていかなければいけないと思いますけれども、平成21年度改正におきましても政策税制の面で大胆な対応を取っていると思っております。

〔近年の主な税制の動き〕

資料⑭は、近年の主な税制の動きを簡単に表しております。シャウプ勧告以来の税制改革と

いうことで、昭和62、63年の消費税の創設を内容とします抜本的な税制改革以降の主な税制改革の流れをまとめております。

これからの税制改正ですけれども、ご承知のように現政権では、昨年末に「持続可能な社会保障の構築とその安定財源に向けた『中期プログラム』」を閣議決定いたしまして、景気回復と財政健全化の両立を図るべく中福祉・中負担のしっかりとした社会保障制度を構築し、そのための安定財源確保を中心に、景気回復後には消費税を含む抜本的な税制改革を実施するという方針の下に、その道筋と各税目の改革についての基本的な方向性について、今年の通常国会で可決・成立した税制改正法の附則に盛り込ました。

今後、どのように税制改革に取り組むのか、新政権の下で税制改正のプロセスを含めましてかなり大きな変革があると思います。昨年末に民主党は税制改革のアクションプログラムを公表しておられますので、これがベースになって今後の議論が進むのではないかと思いますが、少子高齢化や経済のグローバル化といった経済社会の変化への対応、社会保障の安定財源確保、或いは格差の是正、経済成長力の強化、税制のグリーン化といった課題に対応するため、税制全般にわたって今後とも議論していかなければいけない課題は山積していると思っております。

その方向性については現時点では申し上げにくいことをお許しをいただきたいと思いますけれども、これまで時々の状況に応じて、**資料⑭**にありますように、それぞれの税制について見直しを行ってきた経緯もございますので、こういったことを踏まえまして、今後いろいろな面から議論がなされていくのを私どもとしても期待をしたいと考えておるのが現状です。総論の私からのご報告はこれまでにさせていただきます。

（水野）　古谷局長、ありがとうございました。続きまして、地方税につきまして総務省の岡崎自治税務局長からお願いいたします。

Ⅱ．わが国の地方財政・地方税制の現状と課題

１．地方財政の現状

（岡崎）　自治税務局長の岡崎でございます。よろしくお願いいたします。司会の水野先生からお話があったように、私もだいぶ税が長くはなったのですけれども、８年ほど自治税務局で課長、審議官をやった後で、この２年間は大臣官房に行っておりまして、税から離れていました。その間は地域振興関係の仕事とか、官房の内部の人事等の業務もやっておりました。昨年の11月あたりからは、定額給付金の担当局長を命ぜられましたが、一応その仕事も大方終わりまして、この７月から税務局に戻りました。また地方税の仕事に携わることになりました。よろしくお願いいたします。

地方財政、税体系の現状について最初にお話をしたいと思います。

まず税の話に入る前に地方の財政状況ということです。**資料❶（資料編58頁）**です。ご承知のように国も大変な状況ですけれども、地方も非常に厳しい財政状況が続いております。毎年、地方税をはじめ、いろいろな収入の見積もりといわゆる地方財政全体の歳出の見積もりを立てますと、財源が不足するという状況が毎年続いております。

平成21年度の地方財政を見たときに、財源不足は10.5兆円です。不況の影響による税収減等を反映しまして、一度ちょっと縮小しかかった地方財源不足額が増えてきました。地方財政対策を年末にやる中でこの不足額を地方債の増発と交付税の増額を図ることで埋めて、何とかかんとか毎年地方団体が運用している状況です。従って、地方債依存度もだいぶ高くなってまいりまして、借入金残高も、200兆円に迫るところです。

地方団体の財政は、国と違いまして、昔は3,300、今でも1,800ほどの団体の集合体でありますので、全体のマクロの状況のほかに個別の団体はどうかということも見なければいけないと思います。もちろん相当なばらつきがあります。いいところ、悪いところがありますが、個々の団体の財政指標というのが右下にあるように悪化してきています。経常収支比率、公債費負担比率等々もこの10年間ほどで悪くなってきています。

借入金残高は、**資料❷**です。ここではっきりしていますのは平成２年、３年ごろはだいぶバブルもあって良かったのですが、それが崩れてからは増加の一途です。この５年ほどは200兆円前後で高止まりをしている状況です。その辺から増えていないというのは、後ほど申し上げますように相当な歳出の抑制をやってきているということが１点です。

それから、国債は60年の償還が原則ですので、利払いが相当多いのですけれども、地方債の場合には大体20年ぐらいで借りていて、返しているということで、かなり元本も返していますので、借りる方が抑えられるとそんなに残高としては増えていかない、つまり、元本が減るものもありますので、今のところこの５年ぐらいは相当に頑張って200兆円程度でとどまっているということだと思います。

最近の大きな動きとして、この10年ほど合併を相当進めております。**資料❸**です。かつては3,300ほどと言いましたが、今は1,753まで市町村が減ってきております。最近もぼつぼつと追加で合併するところがあります。一番市町村の数が減っているところといいますのは、長崎県がほぼ４分の１の数になって、減少率が73.4%です。広島とか、愛媛とか、こういうところは７割以上市町村の数が減ったということです。

これに伴って、今は過渡期ですが、合併による効果は、これから徐々に出てくると思います。ただ、市町村の三役と議員さんは既に２万人近く減ったはずです。そういうところでは相当な

財政上の効果も出ているのだろうと思います。

先ほどちょっと歳出削減の話を申し上げましたけれども、**資料❹**にあるように、この８年ほどで決算ベースの生数字で79兆円から66兆円に減少しております。その下に内訳がありますが、都道府県が合計18%減で、43兆円から35兆円です。市町村は、これも合計で42兆円から37兆円で、11%減です。

ただ、この内訳を見ますと、財政力指数0.3未満の財政力が弱い団体、※３にありますように沖縄、秋田、長崎、鳥取、高知、島根ということで、その平均ですと３割減、29.4%減になっています。

それから、市町村も小さな町村ほど大幅に削減してきています。

資料❺は、総人件費の抑制です。公務員数は、左側の過去５年間の実績で、17万人以上が純粋に減ってきております。給与も支払いベースで2.2兆円ほど減っております。それから、今後５年間の目標が右ですけれども、さらに17万7,000人を削減しようということです。これは一応各団体から目標を取って積み上げた数字ですので、そんなに狂わないと思っております。

２．地方税制の現状と課題

〔地方税収の動向〕

ここから税の話になりますけれども、**資料❻**は、国税・地方税の税収内訳です。地方税は基

本的には国税と同じ税収確保が目的ですけれども、地方の仕事の場合には法律、政令等で義務づけられている仕事がかなり多いものですから、税収増減によってやめられる仕事というのは少ないと思っています。従って、地方税に必要な大きな要件として１つは税収ができるだけ安定していることが望まれると思っております。

それから、もう１つは、1,800以上の団体の合計ですので、できるだけ地域によって偏っているような、つまり、非常にたくさん入る団体とほとんど入らない団体があるような税ではなくて、偏在の少ない税というのが望ましいわけです。安定性と少ない偏在性が必要と考えております。そういう目で見ますと、先ほど財務省の資料にもありましたが、景気の動向等で大きく税収に増減があるのが法人関係税と思います。

そういうものが多いのは、都道府県です。法人二税は法人住民税、法人事業税の合計ですけれども、税収の28.3%を占めています。これを見ますと、国税よりもウエートが大きいのです。景気のブレで、市町村はまだいいのですけれども、都道府県は非常に税収が大きくブレるという傾向が出ております。

資料❼は、全体の税収の状況です。増えたり、減ったりしているわけですけれども、この19、20、21年度を見ますと、国税と違う点を申し上げますと、19年度に所得税から住民税に３兆円のいわゆる三位一体の１つとして税源移譲を行いましたので、その分が乗っかっております。従って、19年の伸びが非常に際立っております。

それから、21年度に、これも後ほど申し上げますが、地方法人特別譲与税というのを作りまして、それを従来の法人事業税と同様にカウントしますと37兆円程度になります。ただ、先ほど古谷局長からご説明がありましたように、この先を考えますと、同じように21年度計画を立てるときに想定していなかった土台減というのもあります。

それから、特に法人関係ですと３月決算法人の納税の帰属年度が国税と異なっておりまして、国税の方は前の３月までの年度に入りますが、地方の方は翌年度になります。従って、税収が落ち込むときには地方の方が１年遅れて影響が出るということもありまして、21年度も計画割れすると思いますけれども、22年度に向けて考えますと非常に厳しい状況が予想されるところです。

資料❽は、先ほどの国税とほぼ類似の表です。やはり法人の振れが非常に大きいことで、この辺をどう考えていくのかということだろうと思います。

〔税源配分について〕

資料❾ですけれども、基本的に国民の租税は国税・地方税でシェアをしておりますが、この割合が大体57%と43%になっております。一方で国の歳出は41%程度、地方は歳出の６割近くを担っておりまして、その財源として国から交付税、或いは国庫支出金ということで財源移転が行われているという図です。

従って、もう少し地方税を充実していいではないかということに使っているのですが、私がこの表を見ていつも言っていますのは、横の比較もありますが、縦の関係です。一番下にあるように、国と地方でサービスとしては150兆円近い歳出をしておきながら、租税として頂いているのは上にありますように92兆円というここのところを、国だ、地方だという前に、本当はもう少しきちんと解決していかないと、結局、将来へのつけ回し、国も、地方も将来につけが回っていくという状況がなかなか改善されないと思っております。

〔地方税収の偏在について〕

資料❿は、偏在度といいますか、それを何で見るかというのは難しいのですが、人口一人当たりの税収で比べてみたものです。

地方税全体では東京はもちろん多いのですが、一番左で全国平均の一人当たり税収を100としますと、このぐらいの違いがあります。東京は大体全国平均の７割増し、一方で沖縄県は６割ぐらいしかないということです。単純にそれを

割りますと３倍ぐらいの差があるというのが県別の偏在です。ただし、これは市町村によって相当違うわけですけれども、県単位で見てもこのぐらい違うということです。

所得課税の住民税は大体それが3.1倍ぐらい、法人関係税はどうしても偏在が大きいものですから6.6倍という数字になっております。それから、地方消費税、固定資産税は２倍前後で、偏在が比較的少ない税だと認識をしております。

その偏在に関して20年度改正で行った解決策の１つとして地方法人特別税というのを行いました。**資料⓫**です。発想としては偏在の大きい法人課税のうちの法人事業税について一部を地方法人特別税という、形式上は国税ですけれども、共同の地方税のような形にして、それをもちろん地方に集めてもらうのですが、その全額を譲与税として人口、従業者数等の指標で配るというものです。

これは考え方としては、当時の発想としては、2.6兆円というのは大体消費税１％相当ぐらいで、抜本改正をやるときにこの辺をまた整理する、それまでの暫定措置だという位置づけをしております。ただ、下の※１にありますように、このときの税収見通しでは2.6兆円になるはずだったのですけれども、その後税収見通しが悪化してまいりまして、今計算しますとこの部分は1.7兆円程度まで縮小しているのが現在の状態です。

〔地方消費税の現状等〕

資料⓬で、地方消費税の話をしておきますと、５％の消費税をいただいておりますけれども、そのうちの４％が国の消費税、１％が地方消費税です。かつその４％の中にも1.18%分というのが地方交付税の財源になっております。

なぜこうなっているかというのはいろいろ経緯がありまして、昭和63年に一般的な消費課税としての消費税を入れるときに地方の個別間接税は廃止になったわけです。当時は電気税、ガス税、或いは娯楽施設利用税とか、いろいろあったのですけれども、そういうものが全部廃止になる見返りで消費譲与税というのが作られまして、消費税の20%の額は地方に譲与するという仕組みができました。その後、平成６年の改正で９年から３％を５％にするときの改正の際にもともとの個別地方間接税の穴埋め分プラス当時に先行減税しました個人住民税の減収の補填分として地方消費税というのを設けることになったわけです。

また、一方で所得税も相当減税をしましたので、その分所得税にかかる交付税が減るということもあり、1.18%に相当する部分が地方交付税ということで地方の取り分になっているという経緯でした。地方側からすると、それは全部ある意味では本来地方税だったものの見返りとか、もともと所得税の方にあった交付税分の見返りだということで、これは地方のもともとの財源だという認識を持っているということです。

消費税は社会保障関係の財源という議論がされておりますが、**資料⓭**にありますように、社会保障は国と地方で支えていると、国費も今後相当増えてきますが、地方費も相当増えていくということです。

また、国費は現金給付的なものが多いのです。地方の場合には例えば19年の一番下に7.1兆円とありますけれども、施設の運営費的な、いわゆる現金給付とは違う現物給付的なものが相当あります。そういうものを含めますと国と地方でお互いに負担をし合って、これからの社会保障を支えようということだと思います。こういう中でどういうふうに安定財源を作っていくのかということをこれから考えていかなければいけないと思います。

取りあえず最初の説明としては以上で終わらせていただきたいと思います。

（水野）　岡崎局長、どうもありがとうございました。古谷局長から国の財政、そして岡崎局長から地方財政全般の観点からお話をいただきました。いずれも税収のところにはっきりと、平成16年あたりから少し回復の兆しが見られま

したが、昨年のアメリカ合衆国のサブプライムローン問題、それから、リーマン・ブラザーズの破綻といったことから、わが国も大きな打撃を受けている状況が税収の落ち込みというところに表れております。

このような大きな状況でございますが、続きまして企業、或いは民間といった立場からお話を伺いたいと思います。はじめにキヤノン副社長で日本租税研究協会副会長の田中様から今の局長のご説明に対するコメント、或いはご自身のご意見などを伺いたいと思います。

Ⅲ．財政・税制の現状と課題についての討論

〔産業界から見た経済の現状と税制〕

（田中）　ご紹介をいただきました租研の副会長を務めておりますキヤノンの田中と申します。よろしくお願いいたします。ただ今古谷局長、岡崎局長から財政、税制につきましての全般的な現状及び問題点をお話しいただきました。体系的に全体像を理解することができたと思います。大変ありがとうございました。私からは意見というよりは産業界の一員という視点から、この税制全般に関しまして日ごろ感じていることを中心にお話をさせていただきます。

現在の厳しい経済の状況に関しましてはようやく最悪期は脱したのではないかという新聞報道が盛んに目に付きますけれども、現実にはまだまだ回復への展望が見えてきたとは言いがたく、先行きが非常に不透明な状況が相変わらず続いていると感じております。従いまして、当面は、先ほど古谷局長からのお話にもございましたとおり、景気対策、いわゆる景気を回復軌道に乗せるという対策、政策を迅速かつ的確に実施することを最優先にすることが日本経済にとっては非常に重要なことではないかとわれわれも感じております。

そういう状況の中で税制の果たすべき役割というのを考えますと、税制はよく国の形を示すものといわれております。政策というのはわが国の目指すべき将来の方向性を示すもので、その政策の有効な実行手段の１つとしてこの税制というのが位置づけられると思います。従って、日本という国の重要なインフラとしての観点から税制を整理・活用して、政策と税制を結びつけることで、民間の実質的な取り組み、活動を政策が後押しするという構図ができるのが非常に重要なことではないかと感じております。

しかしながら、現実的にいいますと、わが国においては国民の税制に対する正しい認識が十分に周知徹底されているかというと、必ずしもそうとは言えないのではないかと思います。租税の意義、或いは役割を正しく理解いたしまして、社会の構成員として税を正しく納め、その使い道にも十分な関心を払い、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることが重要ではないかと考えております。この点に関しましては財務省、総務省の両省とも連携をしながら、国民への租税教育というのを徹底いたしまして、当租研としても尽力してまいる必要があるのではないかと考えております。取りあえず私からは以上でございます。

（水野）　田中様、ありがとうございました。続きまして、税理士の平川先生、お願いいたします。

〔わが国の財政状況についての懸念〕

（平川）　お二方のご説明をお聞きしていますと、私どもはすぐ自分の業務に振り返って、国と地方の連結決算を想定します。そうすると、国が591兆円、地方は197兆円と大変膨大な借金を抱えているわけです。併せて788兆円です。もしわが国の基準金利が１％上がりますと、なんと８兆円ぐらいの金額がさらに国と地方の負担増となります。こんな状況を考えますと非常に空恐ろしいというのがまず実感です。では、果たしてこういう財政事情がわれわれの関与している企業や個人事業主というところにどのような形で跳ね返ってくるかといったことを考えますと、早期にいろいろな対応策を策定しなければ将来の厳しい状況に対応できないのではないかと思います。

利払いの動向を考えても、この何年間かの経済危機が一段落しますと必ず利上げが出てくるということも予想されているわけですから、決して私が心配していることは過言なことではないと思います。いずれにしろ、これらの実状が想定されることに対して果たしてその影響がどんなことになるのか、金利が上がれば企業のコストが増加して、利益が減るし、個人の家計はますます苦しくなります。所得課税の方ではそういった時期に増税は無理なような感じがするわけです。

そんなことから考えますと、対応する方法は限定されると思います。将来における財政状態がわが国の税制にどんな形で跳ね返ってくるでしょうか。この場合、地方の197兆円の債務がそっくり利払いになるかどうか私はよくわかりませんが、少なくとも800兆円近いお金の利払い費が増えてくるということについては国・地方の財政上の合計貸借対照表を考えるとこれらの利払い費が気がかりになるわけです。この辺を含めまして、将来に向かってこの課題に関わるご説明がなかったようですので、両局長さんからこれに対するお考えをいただければと思っております。

（水野）　平川先生、ありがとうございました。田中副会長の方から報道では景気が回復しつつあるといわれているけれども、不透明な状況が続いており、今後も景気対策が日本経済にとって重要であるというお話をいただいております。そして、その中で税制を考えていく必要性があるというお話をいただきました。

それから、平川先生の方からは国公債の負担に関しまして、特に利払いを考えただけでも非常に負担が重くのしかかっているということです。

このようなご意見、コメントを踏まえまして、古谷局長、岡崎局長から補足的なご説明をいただければと思っております。古谷局長からお願いいたします。

〔財政の健全化に向けた課題〕

（古谷）　お二方から貴重なコメントをいただきまして、おっしゃるとおりだと思います。私が用意いたしました**資料④（資料編６頁）**をご覧いただきますと、先ほどは説明は省略したのですけれども、平川先生からご指摘をいただいたように、国債の残高が約590兆円ということです。金利が最近は非常に低金利で推移しておりますおかげで、利払費も国債残高が200兆円に満たなかったころの利払費で何とか済んでおり、財政も今のところ持っておるわけですけれ

ども、平川先生がおっしゃったように、金利が１％上がっただけで591兆円の１％ですから約６兆円利払費が増えるといったような潜在的な負担を財政は被っている状況にあるわけです。

こういう状況で、世界的に最もわが国の財政が厳しいわけですし、財政再建に向けた努力というのは着実に進めていかなければいけないわけですけれども、一方で田中さんからお話がありましたように、当面はやはり未曾有の経済危機の下で政策的にも金融・財政両面でいろいろなことを考えていかなければいけない状況にあるわけです。

ただ、そういう中で将来の財政再建に向けた取組といった方針も政府としてきちんと示しながら、いわば出口戦略を念頭に置きながら当面のいろいろな対策を行っていくということがマーケットとの関係でも大変重要だと認識しております。さらにご覧いただきましたように、経済の動向に合わせまして現在の日本の税収構造は相当変動いたします。

これからのわが国の財政を考えますと、高齢化に伴う社会保障の費用などがどうしても増えていく中心的な経費ですので、それを安定的に賄えるような税収の安定化ということも大変大きな課題です。そういう面からこれからの税体系のあり方の議論をきちんと続けていくことが是非とも必要であると思っているところです。

（水野）　ありがとうございました。それでは、岡崎自治税務局長、お願いいたします。

〔地方財政における健全化に向けた課題〕

（岡崎）　基本的には古谷局長からお話があったことは地方にも通用するのです。先ほど地方税で安定性を強調しましたが、国も地方も続いて税収を安定的に、かつ先ほどの資料でもお示ししたように、社会福祉系の歳出は必ず増えてまいりますので、その辺をどういう財源で安定的に、持続的に確保するかというのが非常に大事だろうと思っております。

それから、借入金の利払いについていいますと、若干国と違うといえば、20年から25年ぐらいで借り入れて、償還するというものが地方債に多いということです。それから、比較的10年単位で借り替える、或いは物によっては地方公共団体金融機構の資金のように長期固定金利というのもありますけれども、やはり傾向としては金利が上がれば徐々に苦しくなるというのは地方も同じだろうと思います。

基本的に税収を今後いかに確保するかというのは古谷さんのお話のとおりですけれども、もう１つは地方の場合ですと非常に小さな団体もありますし、長期低利のできるだけ良質な資金をいかに確保するかというのも対処策としては重要であろうと思っていまして、これは税の話と若干離れますけれども、今申し上げた共同調達機関としての地方公共団体金融機構とか、そういうこともだんだん充実しながら、小さな団体でも安心して、そんなにひどい条件ではなくて、資金調達できるような仕組みをこれからも考えていかなければいけないと思っております。以上でございます。

（水野）　岡崎局長、ありがとうございました。これまで全般的な経済情勢、それから、税制の現状などについてお話を伺ってまいりました。政権が交代するという大きな状況がございますけれども、今までの税制、それから、財政全般がどうなっているかということについてお話を伺いました。

確かにわが国の国公債の依存が高くなって、ついに税収よりも国債の方が上回ってしまうような状況にもなっています。これにどう対応するかということは内閣、或いは政権交代によることで対応の仕方が変わってくるかと思いますが、財政のこうした現状はそのままにしておくわけにはまいりませんので、今後の課題として認識せざるを得ない問題であるわけです。

そこで、今度は個別の税目、或いは税制上の論点に絞りまして、お話を伺って質疑などを進

めてまいりたいと思います。いわば各論的な税制上の問題ということになります。まず国税につきまして古谷局長の方から、お話を伺いたいと思います。

Ⅳ．個別税制の現状と課題

１．所得税

〔所得税の現状と課題〕

（古谷）　主な税目の現状と課題をかいつまんでお話をさせていただきたいと思います。**資料⑮（資料編18頁）**は、所得税です。所得税は、ピーク時の26.7兆円から、累次の減税、或いは最近における所得税から住民税への税源移譲といった制度改正によりまして、15兆円程度の税収規模になっております。

その間の所得課税の改正は、**資料⑯**でぱっと印象的にご覧いただきますように、累進構造を緩和いたしまして、税率構造を簡素化してきた歴史です。

昭和61年分というのが一番左に書いてありますが、消費税導入前の所得税の構造は所得税と地方の個人住民税を合わせまして88％という最高税率に向かって十数段階の税率の刻みを持った構造をしておりました。これが逐次フラット化という形で累進構造の緩和を特に中低所得者層を中心に実施してまいりまして、現行では、一番右の欄ですけれども、最高税率が50％まで下がっております。

６段階ほどの税率構造ですが、平成19年度の所得税から住民税への３兆円規模の税源移譲の際に、併せて税制のあり方としまして、地方の住民税と国の所得税の役割分担をはっきりさせようということで、住民税については一律10％の比例課税にいたしまして、累進構造はすべて国の所得税の方に集中するという形に仕組みを明確化いたしました。今後、所得税の課題というのはこの所得税の累進構造をどのように考えていくかということが１つあるのではないかなと思っております。

資料⑰は、その昭和61年分から最近に至るまでの改正によります実効税率を並べたものです。ずっと下になだらかになってきておりまして、フラット化が進んだ姿が見てとれるかと思います。

資料⑱は、その実効税率の国際比較です。収入1,000万円までの実効税率は先進国の中で一番低いところを日本は走っております。具体的な負担水準は、**資料⑲**にあります。

象徴的にお話をしたいのは**資料⑳**です。所得税の限界税率ブラケット別納税者数というやや難しいことが書いてありますけれども、要するに、日本の場合には税率が10％以下のところに納税者の８割の方が所属しておられるということです。消費税導入後の所得税の累次の改革によりまして、中低所得者層がかなり負担の低いところに集中しておられるという非常にフラットな税率構造に変えてきたことです。こういう状況で格差の是正といったことが議論される中で、所得税の所得再分配機能をどのように評価して、税率構造について考えていくかというのが今後の１つの課題ではないかと思っております。

〔金融所得課税について〕

株の配当とか、銀行の預金の利子といった金融所得につきましては、近年の国際的な潮流もそうですけれども、いろいろな金融商品の間の課税の中立性ということや、貯蓄から投資とよくいわれますが、個人投資家のリスクテイクに対して税制面からもある程度の配慮をするといった考え方から金融所得課税の一体化を進めてきております。

イメージ的に一番わかりやすい**資料㉔**をご覧いただきたいと思います。これまで所得税につきましてはシャウプ勧告以来、総合課税という考え方がいわれてきていますが、当面金融所得課税につきましては分離課税を基本にしまして、幅広く損益通算を行うことで一体課税を進めてはどうかというのが現時点での議論です。

現在、上の箱でご覧いただきますように、株式につきましては配当と譲渡損益の間で分離課税を前提に損益通算をしております。別途、預貯金の利子は20%の源泉分離課税、公社債の譲渡損益については、経過利子という考え方もありまして、非課税となっております。今後は、利子、公社債の譲渡損益、株の配当、譲渡損益を一体的に課税いたしまして、分離課税を前提に損益通算を広く認めるという方向で検討していってはどうかということが一体課税のイメージです。

一方、少額の投資をされる普通の方については、一定の配慮をしようということで、現在も**資料㉒**で具体的な検討課題になっておるわけですけれども、少額の上場株式等の配当や譲渡益については一定の非課税を認めるといった少額投資優遇制度をこれに組み合わせる形で一体課税を実施していってはどうかというのが現時点での金融課税に対する考え方のイメージです。

〔給付付き税額控除について〕

所得税の控除に係わる検討テーマとして、最近税制を活用した給付措置が話題になっております。これは近年諸外国でも福祉雇用政策といった観点から、社会保障と税制を一体的に構築いたしまして制度を作ってはどうかという議論が行われております。いわゆる給付付き税額控除という問題です。**資料㉕～㉗**に諸外国の制度の概要を並べておりますが、大変恐縮ですがちょっと時間の関係でかいつまんでご紹介いたします。

例えばアメリカは、勤労所得税額控除ということで、低所得者に対して税額控除をまず行った上で、控除し切れない額はその人に給付を行うという仕組みです。よく負の所得税といわれますけれども、そういったものをイメージして、社会保障給付と税額控除を組み合わせる手段で一定の政策目的に対応することが、先進諸国でも最近は広く行われるようになってきております。

制度名のところを横にざっと見ていただくとおわかりのように、幾つかの政策目的がございます。例えばアメリカの児童税額控除とか、イギリスの児童税額控除と書いてありますように、子育て支援の観点からこういう制度を入れている国もございます。それから、アメリカの勤労所得税額控除やイギリスの就労税額控除のように、低所得者の就労促進策としてこういう仕組みを導入している国もあります。

さらに**資料㉖**のとおり、カナダはGSTクレジットと書いてありますが、これはGoods and Services　Taxクレジットということです。中低所得者世帯の付加価値税負担を軽減するために一定の給付を行うということで、いわば消費税の逆進性対策のような形でこの仕組みを導入している国がございます。

さらに**資料㉗**にありますが、オランダは給付の仕組みのところに算出税額と社会保険料の総額から上記合計額を控除ということで、所得税の税額控除をして、控除し切れない分は社会保険料の負担から控除するということです。低所得者の社会保障負担の軽減のためにこういう仕組みを導入している国があります。国によっていろいろな政策目的でこういう仕組みを使っているということです。

さらに、ちょっと細かくなりますが、**資料㉕**の給付の仕組みというところをご覧いただきますと、アメリカは負の所得税そのものの仕組みをとっていて、税額から控除して、控除し切れない額は給付するということです。イギリスは、税は税で負担した上で別途全額を給付する方式で実施しています。先ほどのオランダは税で控除できないと、給付はしないのですが、社会保険料から控除しています。このように実施方式も各国いろいろです。

わが国でもこうした給付付き税額控除制度を格差是正という観点から低所得者への福祉的な配慮の一環として議論してはどうかといったようなことがこれまでもいろいろな形で出てきております。今後生活保護や児童手当、或いは最低賃金といったこれまでの社会保障施策との関

係をどう整理するかといった点や、低所得者に対する給付になりますので、所得をどうやって正確に把握していくのかということが制度を導入する前提となります。納税者番号制度の導入の議論を含めて、そういった点についての具体的な議論を今後いろいろなところで行っていく必要があるという課題が、所得税の関係では１つ出てきているという点をご紹介申し上げたいと思います。

これについては、**資料㉘**にありますように19年11月の政府税調の答申におきまして、一定の検討課題が整理されておりますので、ご覧いただければと思います。

２．法人税

〔法人税の現状と課題〕

２つ目が法人税です。**資料㉙**は、最近の法人税改正の主な流れを整理しております。これまで税率の引下げとか、投資減税、或いは研究開発減税、減価償却制度の見直しといったことを実施しておりまして、企業の法人税負担については税率・課税ベースの両面でかなり負担軽減を行ってきております。

さらに真ん中に幾つかトピックス的に書いてありますけれども、企業会計とか、会社法、或いは信託法などの改正に合わせまして、組織再編税制、或いは連結納税、信託税制など、企業活動にとっての税制インフラ整備も進めてきております。法人税については私どもとしましては経済界と意見交換をしながらかなりのスピードで一定の対応はできているのではないかと思っております。

資料㉚は、わが国の法人税率の引下げの経過が書いてあります。また、**資料㉛**は、税率引下げの諸外国との比較です。実効税率で国際比較しますと、**資料㉜**にありますように、日本はアメリカと並んで、諸外国と比べて高い水準にあるわけです。今後とも国際競争力の強化、或いは国際的な税制の整合性の確保といった視点から法人税改革を進めていく必要があろうかと思います。

一方で、**資料㉝，㉞**に企業の社会保険料負担も組み合わせた負担水準などを書いております。社会保障負担との関係も考えながら、どのような方向で企業の税制を見直していくのか、１つの課題だろうかと思います。

そういう中で、**資料㉟**に主要国の減価償却方法の概要、**資料㊱**に定率法で償却した場合のグラフの絵を付けております。平成19年度の改正で減価償却制度については懸案でした残存価額の問題や償却可能限度額の問題を解決しますとともに定率法について250%定率法を導入いたしました。

その結果、諸外国と比べて日本の場合はかなり加速的な減価償却制度が導入されております。日本の法人税の課税ベースは償却制度を含めますとかなり小さくなっているという認識を持っておりまして、今後の企業税制の見直しの際に税率の問題と課税ベースの問題の両方を併せて議論を深めていっていただけるとありがたいと思っております（**資料㊱**）。

資料㊲が租税特別措置による増減収見込額です。所得税関係、法人税関係、その他ということで、総額ネットで５兆1,000億円ほど租特による減収額がございます。その内訳が**資料㊳**ですが、今後企業税制の課税ベースの議論になりますと、この辺りの租特をどうしていくかが議論になる可能性があると思っております。

〔国際課税の課題〕

それから、法人税の関係で、金融危機が顕在化いたしました昨年秋以降、この金融危機の原因の１つとしていわゆるタックス・ヘイブンの存在等が議論になっておりまして、G20を中心に、国際的な租税回避行為に対する取組が世界的な課題として挙げられてきております（**資料㊴，㊵**）。

これは当然税に関する情報交換といった問題や制度・執行両面での国際課税の整備、或いは一方で企業の海外進出を税制面からどのように支援すればいいのかといった多面的な課題であ

ろうかと思いますけれども、外国子会社合算税制や移転価格税制などにつきまして、今後とも実態に即した見直しをしていく必要がございます。この点については経済界とよく意見交換をさせていただきたいと思っております。

3．消費税

消費税について現時点であまり申し上げることはありませんが、**資料㊸**をご覧いただきますと、何度も見ていただいている棒グラフですけれども、先進諸国の中で５％という税率は一番低いということです。

消費税は世代を通じて広く負担を分かち合うという観点、勤労者に負担が偏らない税であるという点や、消費を課税ベースとしておりますので、貯蓄や投資に課税しないという点で経済に対してのディストーションが少ないわけです。さらに先ほど見ていただきましたように、景気変動に対して税収が安定しているといった点を考えますと、少子高齢化、グローバル化といった下で財政の安定財源確保、特に社会保障を中心として今後の財政需要を賄うためには、やはり大事な検討対象である税目であると思っているところです。

4．自動車関係諸税

昨年、道路財源の一般財源化ということが一応決着をいたしまして、今後の税制改革において自動車関係税制の簡素化、軽減といったことが課題設定されていたわけですけれども、民主党のマニフェスト等を拝見いたしますと、揮発油税等の暫定税率の廃止、或いは地球温暖化対策税の検討といったことが挙がっております。

資料㊺をご覧いただきますと、揮発油税等の本則税率と暫定税率に分けて記述しておりますが、暫定税率が国で１兆6,700億円ほど、地方で8,000億円ほど、併せて2.5兆円ほどございます。議論の対象がこの2.5兆円という状況になっているわけです。

その一方で**資料㊻**をご覧いただきますと、日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較でございます。ヨーロッパ諸国に比べますと、ガソリン税負担が低いこともありまして、日本のガソリン価格はこの程度であるということです。

こうした自動車関係税、エネルギー関係税を環境という観点から見てみますと、**資料㊼**にありますように、OECD の整理では環境関連税制ということで、右側の箱にその GDP 比と税収の規模が並べております。日本は GDP 比1.7%ということで、カナダやアメリカに比べますと高くなっておりますが、ヨーロッパ諸国に比べると低い、OECD 平均より若干低いといった状況です。

こういう中で、主として北欧、ヨーロッパ諸国では炭素税の議論が進められておりまして、今後わが国においても環境対策等の観点から地球温暖化対策税というものがどのように議論されていくのか注目されるところだと思っております。（**資料㊽**）

5．相続税

資料㊾をご覧いただきますと、相続税につきましてもバブルのときの資産価格の上昇に対応いたしまして、負担調整の観点からかなりの減税を実施してきております。さらに所得税の税率構造の改革もにらみながら、最高税率も50%まで下がっておりまして、基礎控除もかなり引き上げられてきています。平成21年度の改正では非上場株式等に係る事業承継税制も実現させていただいております。

下にございますように、現在相続税は100人が亡くなって、４人が相続税の対象になる、課税割合で4.2%です。これがバブルの頃には８％ぐらいあったのがほぼ半減してきているということです。平均的な負担割合も22%ぐらいをピークに現在ほぼ半分の11.9%まで下がってきております。今後は、格差の是正とか、公的な社会保障制度によって老後の生活が支えられているという意味で高齢者扶養が社会化されている、そういった点を踏まえて、資産が世代を移

転するときにどういう負担を求めるかということが相続税における検討課題となってこようかと考えております。

６．納税環境整備

最後に、納税環境整備です。これは先ほどの金融所得課税の一体化とか、給付付き税額控除といった検討とも関連いたしまして、所得の正確な把握を行って給付や負担をお願いするという観点から社会保障番号の検討などとも併せて納税者番号についても具体的な検討を進めていく課題になっているということを申し上げさせていただきたいと思います（**資料㊿～㊸**）。

以上、それぞれの税目の課題についてかいつまんでお話をさせていただきました。

（水野）　どうもありがとうございました。所得税、法人税をはじめ、個別の税制全般について改正の経緯、論点等についてお話しいただきました。

続きまして、地方税につきまして岡崎自治税務局長にお話しいただきたいと思います。

Ⅴ．個別地方税制の現状と課題

１．給付付き税額控除について

（岡崎）　古谷局長の話の中で若干地方税関係といいますか、私が思ったところをちょっと申し上げますと、今後の１つの課題として給付付き税額控除のお話がございました。**資料㉕～㉗（資料編28～30頁）**でご覧いただきますとわかりますように、給付方式としては幾つかありますけれども、イギリスとか、ドイツではいただく税はしっかりいただいた上で、すべて給付でお返しするというやり方をしております。

ちょうど私が去年以来担当しておりました定額給付金というのが完全な給付方式でした。もちろん政策目的等は違いますけれども、お金を国民に対して配るという意味では同じ点がございます。それをやった立場から申し上げますと、国民に広くお金を渡すというのは現実にはなかなか難しいことでした。いろいろな課題がありますけれども、まずは誰が配るかということですが、定額給付金の場合には市町村にお願いしたわけです。

私が、当時お願いしたのは簡単な仕組みでないとなかなか市町村も対応できませんということです。住民台帳の住所を基に配る所得制限は入れないという単純な仕組みです。

それでも、外国人はどこまで対象にするかとか、住所不定になってしまって、地方団体によって住民台帳自体が抹消された人がいたり、日本の場合にはかなり頻繁に転居がありますので、そういうものを転居の前後でどちらの市町村が配るかとか、相当いろいろな問題がありました。ですから、給付付き税額控除についての具体的な仕組みを考える場合にも難しい問題が多いと思います。

それから、アメリカなんかの給付付き税額控除も所得が増えるとだんだん低減していって、最後はなくなるというような制限の仕組みがありますので、そういうものを取る場合には納税者番号みたいな税制上のインフラ整備というのが前提になるのではないかというふうな印象を持っております。

２．自動車関係諸税

資料⓮，⓯（資料編71～73頁）は、道路特定財源だった財源のお話で、古谷局長からあったとおりです。

ただ、地方団体等の感じを申し上げますと、地方６団体でも若干意見が違いまして、去年というか、今年一度下がったのを上げたりした騒動がありましたけれども、今回もし国の政策として下げるのであれば、先ほどの8,100億円ほど地方団体の分も減ってしまいますので、きちんとそこは代わる財源を頂かなければいけないというのが大方の意見です。全国市長会には、下げること自体がいかがなものかという反対意

見もあるようです。これからいろいろな議論が必要だと思います。

資料⑯－１は、今年、21年度改正の目玉としてやりました自動車取得税の軽減措置です。

この大幅な改正で軽減措置を導入いたしました結果として、**資料⑯－２**のように、電気、ハイブリッド、クリーンディーゼル等はもともと軽減税率があったのですけれども、ゼロ％（非課税）になっております。それから、それ以外のものも20年、21年で大幅に軽減されているのがわかろうかと思います。

先ほど言った8,100億円の暫定税率の減というのも実はもともとは9,000億円以上あったのですけれども、この軽減をしたおかげで、そもそも暫定税率の減収見込みが減ってしまったのですが、いずれにしても8,100億円ほどの穴をどうしようかというようなことが地方団体の関心事項になっております。

３．個人住民税の公的年金からの特別徴収制度

あと２つはちょっと国税とは違う話題です。**資料⑰－１**に個人住民税も公的年金から特別徴収をしようということがあります。いわゆる天引きをしようということが従来から課題で、実は20年税制改正で導入が決まりました。10月の年金支給から、年金からの特別徴収が始まるということです。

もちろんポイントにありますように、新しい税負担を求めるのではなくて、普通徴収といって、要するに、市町村に納税に来ていただいたものをその必要がなくなるという意味で受給者も便利になるし、市町村の方の徴収も効率化できるということがありまして、市町村から強いご要望があったものです。

実際に対象になりますのは公的年金を受給している方のうち年金額の多い２割ぐらいの方と考えております。それが600万人ほどになりますので、今は一生懸命 PR していまして、この対象になる方にはもう既にほぼすべての市町村で、**資料⑰－２**にあるようなリーフレット等を直接お送りしているような努力をいたしております。

既に所得税は随分昔から徴収しておりますし、介護保険料、国民健康保険料等もやっておりますので、同じことをやるわけですけれども、できるだけ混乱がないように努めたいと、これからも周知に努めたいと思っております。

４．納税環境整備

地方税の電子化というのを一生懸命進めております。住民税は特に住所地課税ですので、大きな企業ですと従業員の住所地ごとに全部分けて送っていただいているということですけれども、電子化をしますと電子データで１カ所に、地方税ポータルというところに連絡をしていただければ、そこが自動的に住所地に振り分けて、市町村に電子情報で配る、お届けするというようなシステムになります。（**資料⑱－１**）。

現在、都道府県は全部ですが、市町村は７割ぐらいが加入しておりますけれども、その加入を今年度中に全団体にするというのを目標にしております。それから、単にこれに加入するだけではなくて、これでできるだけたくさんの種類の電子申告等を受けられる仕組みを各市町村に整えていただこうということを考えております。

資料⑱－２にありますが、現在はそういうことで始めているところですけれども、事業所税等の電子申告や給与支払報告書は各市町村に送っていただくのですが、これも電子データで送るようにしたいと思っています。これができますと企業の側にも大きなメリットがあるのではないかと思います。

それから、これは行政の中の話ですが、今は税務署に行って、市町村が申告データなどをもらってきて、それで名寄せをしたりして、いろいろな所得の個人別の所得の合計を捕捉するというようなことをやっておりますが、23年１月からできれば、国税との間でも電子情報として

そういうデータのやり取りができるようにしたいと思っております。

これができますと、国税もそうですし、市町村の方も非常にメリットがあるということですので、こういうことを一生懸命ご説明しながら、国と違いまして、意思決定主体が1,800あるものですから、簡単に「みんな右を向け」と言ったら向くわけではありませんけれども、こういう時代に対応したものについてはぜひ協力いただきたいということで各団体にお願いしているところです。

できるだけ早くこういう便利な仕組みが使えるようにいたしたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いしたいと思います。納税者の側、特に企業の側から市町村に言っていただけると大変効果があると思いますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

（水野）　ありがとうございました。岡崎局長から、定額給付金の話に始まって、道路財源との兼ね合いで自動車税制、さらには年金に対する特別徴収の話、それから、最後に地方税の電子化ですが、通常申告書の一番下に住民税関係がありますけれども、このようなものも電子化して、納税者の便宜にも資するというお話をいただきました。

そこで、今度は、民間企業の方からご意見、それから、今のご説明に対するコメントをいただきたいと思います。まず田中副会長からお願いいたします。

Ⅵ. 個別税制の現状と課題についての討論

〔法人税の実効税率の引き下げ〕

（田中）　それでは、私の方からは、産業界の立場から経済の活性化を後押しすると思われます法人税の実効税率の引き下げということと研究開発促進税制拡充という２点について発言をさせていただきたいと思います。

まず、はじめが法人税の実効税率の引き下げという点です。わが国の現在の法人課税の実効税率は、先ほど古谷局長からご説明のありまし

たとおり、今年の１月現在ではほぼアメリカと同水準の地方税込みで40.69％という水準です。しかし、世界的には法人税率引き下げという流れの中ですので、例えばヨーロッパを見ますと、イギリスが28.0％、フランスが33.33％、ドイツが29.83％と、およそ30％前後の水準となっております。

また、日本企業ともろに競合しております例えば中国が25.0％ですし、韓国は24.2％です。韓国につきましては来年からさらに22％まで下がるということが既に決定しております。とうとうアジア諸国と比べましてもわが国の実効税率というのが非常に際立って高くなっているというのが現状です。

先ほどもご説明がありましたとおり、日本の税収において法人税が非常に重要な位置を占めているということは事実ですけれども、日本の企業が国際的な調和を確保しながら外国企業と同一の条件の下で競争を行えるようにするためにも、法人実効税率の引き下げ、税率の格差を解消する方向で検討していく必要があるのではないかと考えています。このことは日本経済の国際競争力の強化維持をもたらし、さらには海外の企業の日本国内への投資の増大を呼び込むことにもつながるのではないかと考えます。

よく誤解されがちなのですが、法人税率の引き下げというのは個別企業を優遇することを目的と考えがちですが、決してそういうことではございません。経済の成長エンジンであります企業部門の活力を引き出して、企業部門が雇用、賃金、設備投資、さらには株主に対する配当を増加させることができれば、その波及効果は非常に大きくて、家計、或いは個人消費、資本の蓄積等々にも大きなプラス効果が出るのではないかと考えております。一層の経済成長、さらにはそれに結びつく税収の増に貢献するのではないかと考えておりますので、ぜひこの点は皆様のご理解をいただきたいと考えております。

〔研究開発促進税制の拡充〕

２番目が研究開発促進税制の拡充ということです。グローバルな競争が激化する中でとかく資源が少ないといわれているわが国が安定的な成長を続けていくためにはやはりイノベーションを継続し続けなければいけない宿命にあるわけです。研究開発投資というのは本来中長期的な利益の源泉で、継続的に実行していくことが望ましいわけですけれども、例えば現在のような厳しい経済状況の中では企業のリスク負担能力が低下しているわけです。十分な投資が行われないで、将来の成長が犠牲になるというようなことを懸念しております。

また、わが国の研究費に対する政府の負担割合というのを主要国と比べてみますと必ずしも高い水準ではございません。しかも一方で諸外国では競って研究開発促進税制の拡充を図っております。従って、そういう中でわが国企業の国際競争力を維持・強化する上でも、具体的には例えば税額控除の限度額の引き上げ、或いは控除限度超過額の繰越の期間の延長等々をご考慮いただいて、研究開発促進税制をグローバル経済におけるわが国の競争力維持・拡充の視点から強化していくのが必須ではないかと考えます。

以上、この２点、法人税制を中心にして意見を述べさせていただきました。私からは以上でございます。

（水野）　ありがとうございました。それでは、平川先生、税制の専門家という立場からご意見をいただければと思います。

（平川）　私の方からは、中堅・中小企業の立場において多少、多岐にわたりますが、いろいろとお願いしたい点がございます。

〔贈与税・相続税の納税猶予制度〕

まず贈与税・相続税の納税猶予制度が、おかげさまをもちまして、平成21年度の税制改正で実現しスタートしたわけですが、実務的には、内容にはいろいろ問題点がございます。１つにはやはり同族株主等の親族の範囲の問題です。

いわゆる納税猶予の適用を受けてから５年間の経営承継後継者の遵守要件の項目の「納税猶予の停止」に関し、後継者の親族等が関わる認定対象外会社の要件について「親族の範囲」がかなり影響します。従いまして、現在の６親等内の血族、３親等内の姻族というようなことの範囲について、法人税制も含めて、見直しが必要であろうかと思います。

さらに最近では親族の承継よりも親族外承継というのがかなり多くなっています。この親族外承継についてもしかるべき措置をおとりいただきたく、とりわけ親族外の方に認定対象会社の株式を取得してもらうときに、その株式を所有することによって企業支配の同族株主になってしまうときの原則的評価額は大きな課題で親族外承継を困難にしています。特例評価が何とか使えるような取扱いを検討をしていただきたいと思っております。

〔災害時の投資減税〕

次に環境公共投資関係です。大規模地震対策のことについてご提案させていただきたいと思います。われわれが関与している企業の中には地震があったときに２次災害に結びつきやすい業種がございます。このような業種の企業が地震対策の設備投資を行った場合に、それに対する投資減税を思い切ってやっていただきたいのです。このような民間企業自らの防災投資が増えることによって地震があってときの２次災害が防止されてコミュニティを壊すようなことが民間投資により防げるといったこともあるわけですので、この辺についても十分ご検討いただきたいと思うわけです。

〔グループ税制〕

次に昨今は財務省の方でグループ税制についてご検討なさっているようです。聞くところによりますと、資本金１億円超の会社を親会社とする子法人につきましては中小企業特例の適用がないというご意見もあるようです。これにつきましては資本金１億円超の親法人であっても実態上は、二通りございます。１つは上場企業に類するような事業基盤が確率している大企業などの関係法人、もう１つは１億円超の資本金であっても同族株主が支配している会社でございます。この同族会社の子法人は中小特例が受けられないと大変大きな打撃を被るわけです。いわゆる数が多い中堅企業グループが大変大きな打撃を受けるということは日本経済にとって必ずしもプラスにならないと考えております。

〔消費税届出書期限について〕

次に消費税です。消費税につきましては日本税理士会連合会等からもかねがね届出書提出手続きの問題についていろいろと改正要望が出されているわけです。現在の届出書の手続き期限について、例えば課税期間の初日の前日を課税期間中という改正要望が多いようですが、私はこの点については現行消費税が帳簿備付け方式などで納付税額等の定めを規定していて、法人税、法人地方税の申告と同時手続きで処理されている実状から法人税等の申告期限をベースにした届出書期限の柔軟化といったことがかなりリーズナブルな方式ではないかと思います。更に例えて言うならば、法人税の申告期限の延長が認められている３カ月についても消費税も同様にしていただくことも１つの方法です。

現在の規定では、各種届出書のいわゆる課税期間の初日の前日ということを期限にしているものが全部で６種類ございます。６種類の届出のものについてそれぞれ「前課税期間の申告期限」にしていただくと、事業者の判断基準もスムーズに行くわけです。この辺も含めまして、いわゆる制度の柔軟化、将来の消費税の動向にも合わせた意味合いにおいて現時点で真剣に検討すべきではないかと思います。

同じようにして、個人事業者については、いわゆる相続が起きたとき、相続税の相続開始の日の年中に消費税届出書を提出しなければいけないわけです。これは実際には事業が交代するわけですから、事業者変更の各種届出等手続きがかなり多いわけです。消費税届出書についても、相続税の申告期限までということになれば

期限の理解が定着いたします。直接税等の定着した申告の申告期限といったところまで手続きの日を持っていっていただくのがかなり望ましいことではないかと思っております。

〔買換え特例制度〕

もう１つお願いしたいことは特定事業用資産の買換え特例、法人は特定資産の買換え特例です。本年度税制改正で平成21年、22年の取得に対する課税繰延の特例制度が出ましたが、何といってもネックなのは圧縮割合が80%、残り20%は自己資金で手当しなければいけないわけです。プラス土地等流通税を考えますと、かなり資金負担が要るわけですので、思い切って、この辺は経済の活性化のために100%といった繰延要件が入ってみたら市況活性化に繋がるのかと、この辺もわれわれは実務の面から実感しているわけです。

〔固定資産税の建物評価〕

最後に地方税です。固定資産税の建物の評価額についてはかねがねからいろいろな問題点があることはあるのですが、その理論的な問題点は今日は置いておきまして、むしろ私が実務で実感したことをお話しして、いかに建物の評価額が一般の納税者と乖離があるかといったことをご説明したいと思います。

と申しますのは、昨今は中古のビル等を土地・建物で売買したときに建物価格がゼロという認識による売買が売主、買主で協議して行われるケースがかなりございます。１つには消費税の問題もあるわけです。いずれにしても建物というのは中古で買いますと、現在のエコ機能を持つためには大規模改修しなければいけないことで取り壊し、新設になることが通常と言えます。

そうすると、実際に存在する建物でも契約書上はゼロ評価と認識して契約されます。ところが、実際にその建物の譲渡年の中途の期限前納期分の固定資産税は、そこで決済します。この固定資産税相当分の買主負担分は法人税、消費税において建物価格なのです。建物ゼロに対しての固定資産税の残り部分を建物価格として決済しなければいけないということで、納税者の感覚からは非常に不都合なこともあるわけです。原因は何かというと、先ほど古谷局長がおっしゃった減価償却が国税でかなり進捗したわけですが、やはり固定資産税の建物評価額の評価方法について再検討していただきたいと思います。多くの納税者に係わりのあることですけれども、あえて提案させていただきます。

非常に数多い事柄を申し上げて申し訳ないのですけれども、中堅・中小企業が本気で納税に協力していくためには税制のリーズナブルな方向性が非常に大事だといったことをご認識いただければ幸いに存ずる次第です。

（水野）　平川先生、ありがとうございました。田中副会長から法人税引き下げ、研究開発減税の話、平川先生からは専門技術的なご要望などがございましたが、古谷局長、岡崎局長には今のご意見を踏まえた上であらためて補足的、さらに、この場でお答えいただくのは難しい問題もあると思いますので、それに対してどうお考えか、可能な範囲でご意見をいただけますでしょうか。まず古谷局長からお願いいたします。

〔法人税制について〕

（古谷）　田中さんの方から企業税制について総括的なご意見をいただきました。田中さんがおっしゃられたことは私どももっともだと思っております。先ほども資料でご説明しましたけれども、法人税の見直しについては30%まで基本税率を下げてきた過程では、課税ベースを広げながら税率を下げるといったような方向の選択をいたしました。その後、連結納税制度の導入などもありました後、どちらかというと最近は研究開発減税を大胆に実施するとか、減価償却制度の加速化といった課税ベースを圧縮する形で企業の負担軽減を行ってきております。

今後の企業税制の見直しは、税制改革全体のコンセンサスをどうやって図っていきながらそ

れを実現するかということだろうと思いますけれども、国の財政も厳しい中で、一方で財源手当も考えていかなければいけないわけです。課税ベースを広げて税率を下げていくのか、或いは最近のように投資に対する限界税率を低くするような方向での減税が効果的なのか、これからの日本の企業、産業がどのような方向で活力を維持していけるのかといったことと併せて議論を続けさせていただければありがたいと思っているところです。

〔事業承継税制について〕

それから、平川先生から大変多岐にわたるご意見をいただきました。全てについてここでお答えすることもできませんので、持ち帰らせていただきたいと思いますが、１～２点申し上げますと、今回実施をいたしました事業承継税制はご指摘のように親族内承継が対象になっております。親族外の、例えば番頭さんに承継をするといったような場合は、現状はそんなに贈与や遺贈で行われている例が必ずしも多くないということで、こちらは中小企業庁の方でむしろ番頭さんが買い取るときの金融を付ける措置などが行われているようです。これについては、今後の事業承継の実態といったこともお聞きしながら検討を続けていく課題だろうと思っております。

〔グループ法人税制について〕

それから、グループ税制のお話もございました。資本に関係する取引に関する税制で組織再編税制や連結納税を導入しまして、数年が経過しておりますので、実務家の方々のご意見も伺いながら、改善すべき点があれば改善していきたいということで、関係者が集まって勉強させていただいております。そういう中で大企業の子会社が中小企業である場合にどう取り扱うかといった点も論点の１つになっていることは事実ですが、これも幅広くいろいろなご意見をいただきながら議論を続けたいと思っております。

〔申告期限について〕

それから、消費税等々の申告期限の話がございました。これもよくご承知のこととは思いますが、法人税の申告期限が延長されておりますのは、確定決算主義の下で大法人については監査もあるといったような特別な事情の下での特例ということもございますので、すべて消費税をそういったものと合わせることができるかどうかという点についてはいろいろ議論もあると思います。

いずれにしましてもいろいろなご意見をいただきましたので、持ち帰って勉強させていただきたいと思います。以上でございます。

（水野）　ありがとうございました。では、岡崎局長、お願いいたします。

〔実効税率について〕

（岡崎）　私からは２点です。田中さんからありました実効税率につきましては国税と地方税を合わせた法人の実効税率が国際競争力等を考えて、どのぐらいがいいのかということを議論していきたいと思います。その上で国と地方の行っている仕事、日本の場合の役割分担等を踏まえて、それぞれの税率をその中で決めていくことになると考えております。

〔固定資産税の家屋評価について〕

それから、平川先生からは固定資産税の家屋評価のお話がございました。確かに最近私どももよく聞きますのは、非常に安い取引だったのに、固定資産税の評価額が高いといわれるわけです。基本的に家屋の評価については横の公平といいますか、同じような建物が２つあったときにそれが同じような税額になるようにということで、従来から売り急ぎとか、いろいろな個別事情の取引価格を使わずに、再建築価格方式というのを使っております。個別事情にあまり配慮するとかえって不公平が起きるということがございます。それと家屋が多少古くなっていても、存在する以上はいろいろな市町村の行政サービスの下にあるのではないかというようなことから、そういう方式を取っているわけです。

ただ、いろいろ評価の方式については課題もありますので、もともと自治省時代は中央固定資産評価審議会というのがありまして、総務省になってからは地方財政審議会の固定資産評価分科会で、金子宏先生に座長をお願いしておりますけれども、ご意見をまたいろいろ伺いながら、できるだけ納税者が納得できるような評価の方式を、これは家屋に限りませんけれども、検討してまいりたいと思います。にわかに評価の方式を大幅に変えるというのは難しいと思いますけれども、いろいろなご意見をまた踏まえて検討していきたいと思っております。以上でございます。

おわりに

（水野）　ありがとうございました。本来ですとここでまた最後にお一言ずついただきたいと思っておりましたが、ちょうど時間が来てしまいましたので、このあたりで打ち切らざるを得ません。

はじめに全般的な状況のお話を伺いまして、その後、個別的な税目について詳しく現状の問題点等をお話しいただきました。政権と政権の狭間にございまして、これから新しい政権の下で税制がどのように対応されていくのか、特に経済政策的な観点からは先ほど田中副会長からご意見がありましたような法人税率の問題、それから、重点的に研究開発減税を行っていくのかどうか、政権によって随分変わる可能性もございます。あとは金融関連税制ですが、今まで金融所得課税の一体化ということをずっと進めてきたわけですけれども、これもこのような状況の下でどのように扱われるのか、今後の課題であると思っております。

特に加えてコメントさせていただきますと、今後の税制がそもそもどういう政策形成のプロセスになるのだろうかという点です。従来は、最終的に今までは自民党の税制調査会が12月に大綱を出すという形で決着していたわけですけれども、今後これがどういうプロセスになるのか、非常に注目されるところです。

また、先ほど古谷局長の方から勤労税額控除、それから、児童税額控除といったお話がございました。これについては選挙戦の中でいろいろな児童手当等の話が両政党の方から出されておりました。先ほどのご説明の中にあった給付付きの税額控除というものが政府税制調査会で答申の中に取り込まれたことがございました。今年の６月ですが、その給付付きの税額控除はいわゆる税額控除して、不足分は給付するという新しい仕組みですけれども、それについてヨーロッパ諸国、北米諸国はどのように制度が進んでいるだろうかという調査を行いまして、これは近々報告書としてまとめられると思います。そういうような中で特に今度の選挙の中でも手当という形でいろいろな政策の方針が出されておりましたが、これから今後どのように展開していくのか興味が持たれるところです。

これで本日のシンポジウムは終わらせていただきたいと思います。お忙しいところ参加していただきましたフロアの皆様、それから、報告者の方々、どうもありがとうございました。

税制改革の理想と現実

放送大学長（元税制調査会会長）
石　　弘光

はじめに

租研の大会には 4 ～ 5 年ぶりです。今年は60周年記念にお招きいただいて、誠にありがとうございます。

今は時節柄、先のことがわからない。あまり個別の税の細かいことをやってもと思い、今日は少し大きな話をしようと思います。税制改革というのは、過去にどういう形で構築され、どういう姿であるべきかというあるべき論をする。それから、テーマに掲げているように理想を掲げるのが望ましいのだが、現実にでき上がったものを見ると、かなり乖離がある。現実を追っかけると、税制そのものが壊れてしまう。個別の業界、個別の特定の納税者のことばかり考えると、日本の税制があらぬ方向に行ってしまうこともあります。

基本的な考え方は、税制は社会のインフラであるから、日本国民全員が等しく接せられ、等しく公平に扱ってもらわなければいけない。それと同時に複雑なものはいけないし、かつ、歪んでいるような税制はもっといけない。ある目標を立てて税制改革を進めるべきだろう。

過去に日本が何をやってきたか。或いは世界で、例えばレーガンの税制改革は何をやってきたかを踏まえて、今後の話も関連付けて少し大きなお話をしたい。

こういう税制改革の論議もあるということでお聞きいただければと思う。

1．税制改革のあり方

⑴　税制改革の進め方

税制改革はどういう格好で進めるべきかということに関しては、基本的な理念、目標がなければ困る。当てずっぽうにやっては困る。これから新しい政府税調ができるようだが、最初に

何のために税制改革をするかという基本的な理念、ビジョンを出してもらって、それに沿った形の議論がどうしても必要である。

これまで日本では、与党の税調、或いは政府税調があって、審議機関がやっていたが、民主党は大幅に変えようとしている。それと同時に、世界の中で日本の税調的な存在は、珍しかった。その反省も踏まえて、どうしたらいいかということについても、少し感想もあるので後ほど触れたい。

税制改革は、審議をして案を作っただけではしょうがない。税制改革案をどういう形で税法に移して、かつ、実際の税として執行するかというところまでいかないと駄目である。答申を作って、国会で審議し、法案を成立・実施する。税制改革の進め方があるのだが、これも税制改革を進める側にとって極めて重要なプロセスである。ただ、私の守備範囲をちょっと超えているかもしれないので、税制改革の基本理念・目標をどう構築するか、審議機関をどう設けるか、審議の手順と答申の作成のあたりを中心に議論をしたい。

⑵　租税原則

税制にはさまざまな原則があり、通常、これを租税原則といっているが、この租税原則については、その国においても、時代においても、また、それにタッチする人の価値観によっても違ってくるが、一般的には、公平、中立、簡素といわれている、Fairness とか Equity、それから、Neutrality と Simplicity が３つの大きな原則であり、このほかに、経済の活性化、或いは経済の成長に資する税制がいいという判断もある。特に、経済界、産業界は、税制に活力なり、経済成長を求めて、支援してもらいたいという強い要望があると思うし、これまで租研でもいろいろな研究が行われてきたと思う。

大ざっぱにいうと、公平・中立・簡素というこの３つのグループと、活力と経済成長という残りの２つのグループはちょっと違う。これはある意味でトレードオフになっているし、対立した概念であるとお考えいただいてもいい。

⑶　史上最高の理想的な税制改革 ―シャウプ税制の成立―

いろいろな税制改革がこれまで地球上に現れ、かつ、ついえていったのだが、私が見るところ、近代的な税制ができて、この世の中で一番理想的な税制改革はやはりシャウプ税制の成立だったと思う。

この租研はシャウプさんに作ってもらったようなものだから、その場でこういうお話ができるのは非常にハッピーなことである。ご承知のように、1948年にシャウプさん一行が７人で、マッカーサーの指示に従って混乱した日本の税制を構築したいと日本に来た。まさにそのときは日本の経済も社会も、ましてや税制は壊滅状態であるから、俗に言われる白いキャンバスに絵を描けた。このシャウプ勧告というのは、極めて膨大な資料、調査に基づいたシャウプ・タックス・リポート、シャウプ使節団の税制改革報告が出たわけである。これは今でも古典中の古典として、多くの財政学者や税制学者がひもといている。理論的な水準も高い。当時の税制の理論としては、これを超えるのは難しいぐらいにできている。

読んでみるとよくわかるが、シャウプさんは、課税の公平に一番力を置いて日本の税制改革をした。公平（Fairness）がなければ、すべての国民は税制を信用しない。従って、何よりも公平が実現する税制でないと、戦後の日本の税制として生き残れないだろうということで、公平を重点的にした税制改革を作った。

具体的には、例の包括的所得税による総合課税であり、法人税の擬制説であり、等々コンシステントな１つの体系として税制改革を出してくれた。（**図１**）

今から見ると超理想的である。財政学者なり税制学者がやってみたいという青写真をそのままタックス・リポートに置き換えたと言っても

図1

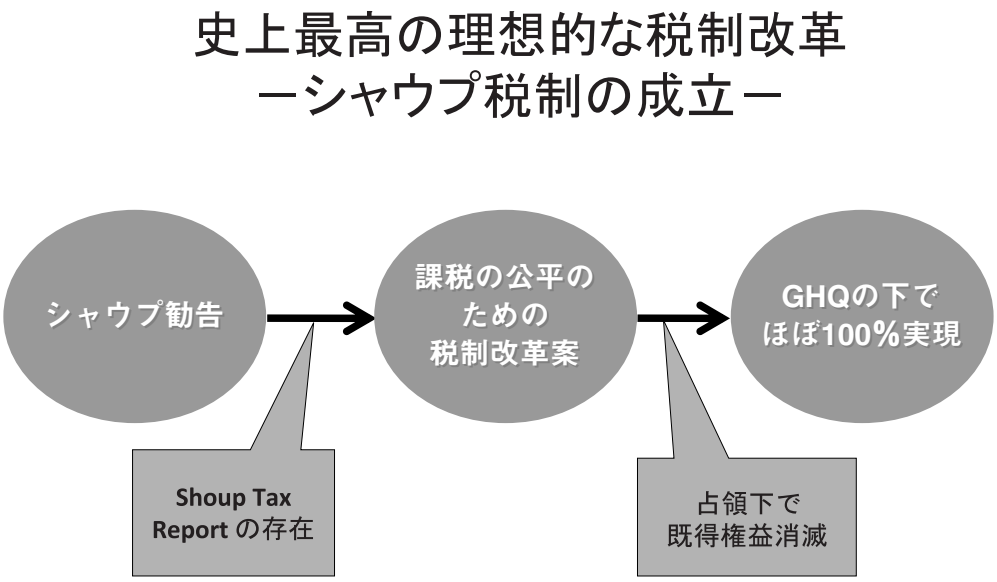

いいと思う。その後の研究によって、シャウプさんたちは、アメリカでできなかったことを日本で実験的に試みたという評価もある。学者として、研究者として、やってみたかったことを存分に打ち出したと思う。

今なら、そんな話は受け入れられなかったと思うが、当時は受け入れられた。占領下で既得権益は全部吹っ飛んでいた時代である。今ですと、既存の税制にコミットして、さまざまな業界、さまざまな特定の業者、特定納税者が全部利害関係であるから、何か改正すれば、ある人はもうかるし、ある人は損をするという、loser と gainer の関係が正確であるが、このときはすべての人が全く白紙の状態でこの税制を迎えたという意味で、特別な時期だった。

これだけの超理想的な税制が、ほぼ100%実現した。これも GHQ、マッカーサーがあるが故に、こういう大きな改革ができたと思う。それと同時に、当時は価値観ががらっと変わっていたから、大きな変革をしたわけである。日本の貴族的なものはなくなり、土地改革も行われ、労働組合もできたし、民主主義という形で出たから、税制改革が革命的な話ではなかったことで、ほぼ100%日本の税制に移し替えることができた。昭和25年から26年にかけて、シャウプ税制として成立した。

⑷　戦後の税制改革の変遷

シャウプさんは、自分の税制が20年、30年と日本の戦後に残ると思っていたようだ。シャウプさんは、その後50年ぐらい生きて、何度か日本にも来ているし、何度か直接にお会いしてお話を聞くことを得たが、シャウプさんは、シャウプ税制は少なくとも10年や15年はもつと思っていた。ところが、1950年に理想の税制を作った後、早くも 3 年後にはサンフランシスコ条約も結ばれ日本が独立したこともあって、GHQ の力もなくなり、アメリカの占領下も終わったから、日本がかなり自由に政策決定ができるようになった直後から、シャウプ税制の修正の過

程が始まった。

どういうことかというと、課税の公平や中立などという、まさに税制全体を見渡すよりは、個別の産業なり、個別の所得を優遇して、成長のために税制を作りたいということであろうと思う。

典型的なのは1953（昭和28）年、シャウプさんが一番強調していた株式の譲渡益は全額課税、損失は全額控除といった革命的なことはもうやめて、有価証券取引税に変わったように、この後20～30年、オイルショックが起きるまではさまざまな形で成長型の税制ができた。このときに租税特別措置が自由に使われたという意味では、政策税制が中核を占めている。（**図２**）

それをもって、現実的か、理想から乖離かというのは、評価の難しいところだが、少なくともシャウプさんが理想としていた税制改革とは次第に距離を置いてきた。ただし、財政赤字が積もり積もって、1979年に大平首相が一般消費税を入れようと言ったころから、不公平税制の是正がスローガンになって、財政再建のためには増税が将来必要となれば、不公平税制を是正しないと国民は納得しない。

具体的には、今まで非課税、或いは分離課税であったもの、さまざまな特例をこの際に縮小していこうという話になってきて、ややトーンが変わってきた。これが戦後の大体の大きな流れで、今日まで財政再建と不公平税制というのは、そのまま引き継がれていると思う。

不公平税制とはクロヨンであり、或いは金融所得の分離課税の問題であったが、今は、税金の無駄遣いを廃止するとか、或いは行革の話で、税制は焦点がずれているかもしれない。

⑸　租税原則に立脚した税制改革と政策的活用の対立

戦後の日本の税制改革を見て、対立的な概念として出てくるのが、租税の原則に立脚した税制改革を突き詰めていくのか、現実的な対応をするのか。これはシャウプ勧告による税制改革

図２

戦後の税制改革の変遷

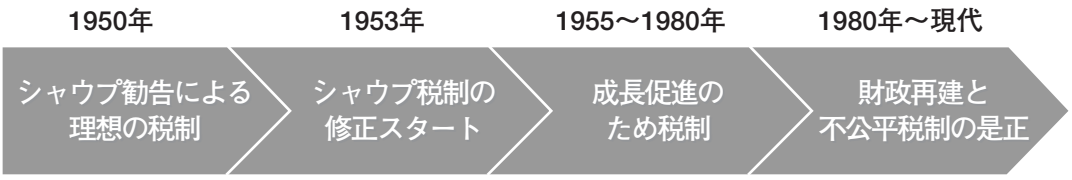

であり、公平・中立・簡素と政府税調が言っていた規範論を武器にやっていくことが片方とすれば、他方は、現実的な対応で、日本の経済の成長、安定なり、活性化なり、役立てたいという政策税制である。税制の政策的活用として、資本の蓄積、貯蓄増強、輸出促進、福祉の充実等、特定の政策目標遂行のために、準備金とか引当金を作るとか、減価償却を使うとか、或いは所得税の課税ベースの中の控除を増やすとか、いろいろなことがある。

結果的には、この２つを軸足にして行ったり来たりしている感じを持っている。（**図３**）

政策税制に偏りすぎると、これはいけないというので戻る。戻りすぎると、また景気が悪くなったり、経済成長がスローダウンして、やはり税制でてこ入れしなければいけないとこっちに行く。この両方の間を行ったり来たりしている。

財政学者や経済学者、税法学者は、シャウプさんの言っているような租税原則は忠実に守りたいと税制改革にコミットする。それに比べて、経済界の人、或いは中央省庁で言えば、経済関係の経産省とか、農水省や厚労省の政策官庁は、政策的活用を主張する。原則論は、昔で言うと大蔵省や自治省であったかもしれない。

このせめぎ合いで、日本の戦後の税制改革が行われてきたという印象を受けている。

⑹　税制改革におけるタテマエとホンネ

戦後、税制改革において、本音と建て前が随分使い分けられたと思う。現実は本音でやるしかない。とはいっても、本音をストレートに言うと何かと批判も出てくるし、なかなか説得しにくいので、建て前は絶えず出していた。

この典型的な話が所得税の総合課税の原則だと思う。総合課税というのはあらゆる所得を１カ所にまとめて累進課税する、包括的所得税（Comprehensive income tax）が、所得税の１つの基準である。

今、二元的所得税とか、分離所得税とか、さ

図３

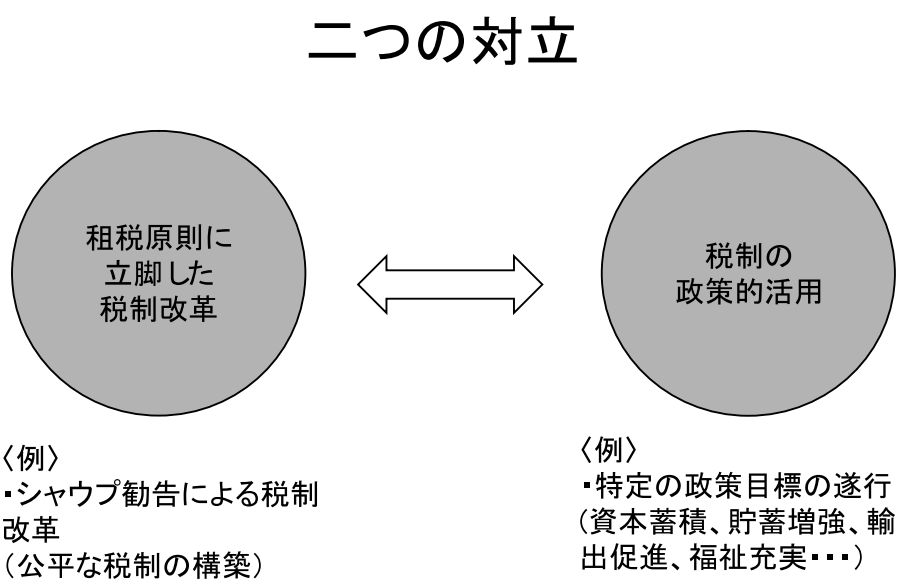

まざまな別なタイプが出たが、シャウプさんが来て言ったのは、所得税を課税の公平の基地にするならば、総合課税がいいということである。一番の問題は、資本所得である。利子・配当、キャピタルゲイン等々を総合課税の中で処理できるか。逆に言えば、シャウプ税制の根幹は株の譲渡益、譲渡損失をすべてこの中で操作しようという総合課税だから、これを無視されたのではシャウプ税制の存在はないのだが、その後、日本の税制改革はそれを無視してきた。（**図４**）

何をしてきたかというと、1953（昭和28）年以降、日本独自の税制を作ることで、総合課税の穴が結果的に空いてしまった。分離課税であるとか、所得を免税するとか、さまざまな形で準備金、或いは引当金を作るという、課税ベースを縮小する形で、なし崩し的に修正した。とりわけ利子が分離課税になったのは、総合課税で累進税率という流れを大きく変えてきた。

1950年代に入ってから始まって、結局、1988年、竹下税制改革のあたりで、やっと利子が、非課税であったものが分離課税になったり、長いことキャピタルゲインは非課税であったし、30～40年は、資本所得、金融所得といわれるものには総合課税の視点からいくと、本格的な税負担が行かなかった。

建て前は、あくまで総合課税である。所得税法では、本則は総合課税であると言いつつも、現実は絶えず分離課税でやる。初めから分離課税でまともにそこを建て前にすればいいのだが、そうはならなかった。

税制改革においても、建て前と本音がうまく使われてきた。別の言葉で言えば、理想と現実といってもいいが、これまで来たということである。今にして考えれば、理想を追いかけることははなはだ難しい。おのずから現実的な妥協は避けて通れない。

図４

税制改革におけるタテマエとホンネ

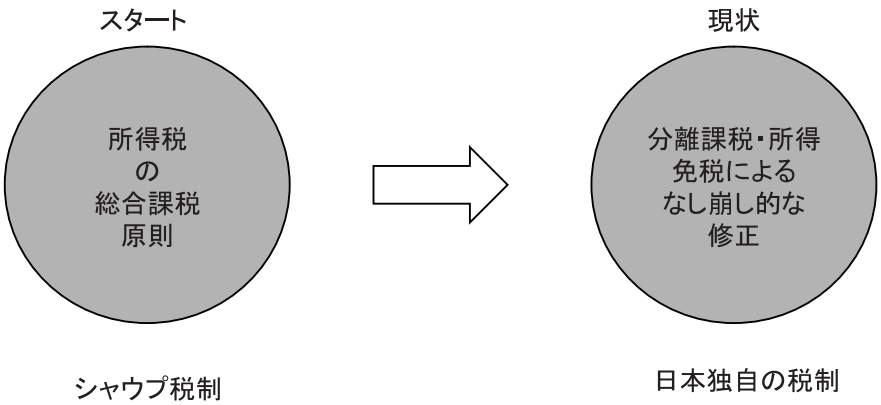

2．政策税制としての租税特別措置

⑴　租税特別措置とは

その理想と現実、或いは本音と建て前の間に入ってくるのが租税特別措置である。これはシャウプのころはなかった。こういう言葉もなかったし、そういう制度もほとんどなかった。

1953年以降、さまざまな形で租税特別措置が出てきたが、租税特別措置は概念上は難しいが、租税特別措置法という丸のほかに、この外枠のところに本則の一部を入れ込んだというようなことがあり、租税特別措置法と単なる租税特別措置とは違うのである。

一般的には、**図５**の①租税特別措置法と外枠の②が合わさって租税特別措置といっているが、この②はかなり恣意的な判断が生じ得る。それと同時に、また、本則に入れること自体、或いは特別措置法に入れてしまうこと自体、そもそも恣意的な判断があったのだが、税務当局のいろいろな最終的な仕分けのところは、かなり判断があったと思う。

そこで、どんな形で租税特別措置が使われてきたか。租税特別措置が拡大すれば拡大するほど税制が現実的な対応をし、かつ、理想から離れてきた、1950年代から60年代は、租税特別措置が膨張した時代だが、**表１**の構成比で見るとわかるが、一貫して貯蓄の奨励である。所得税の世界においても、この貯蓄の奨励のために、郵貯から出てくる利子は非課税になったり、分離課税があったりしている。

内部留保は、準備金、引当金等々があって、非常に多くなったが、とかく不公平税制という視点から見て非難があった。これは60年代後半からだいぶ減ってきた。

それから、技術の振興や設備投資は、加速度償却等があって、これは比較的ウエートが小さい。産業の助成では、特定の産業の重要物産は

図５

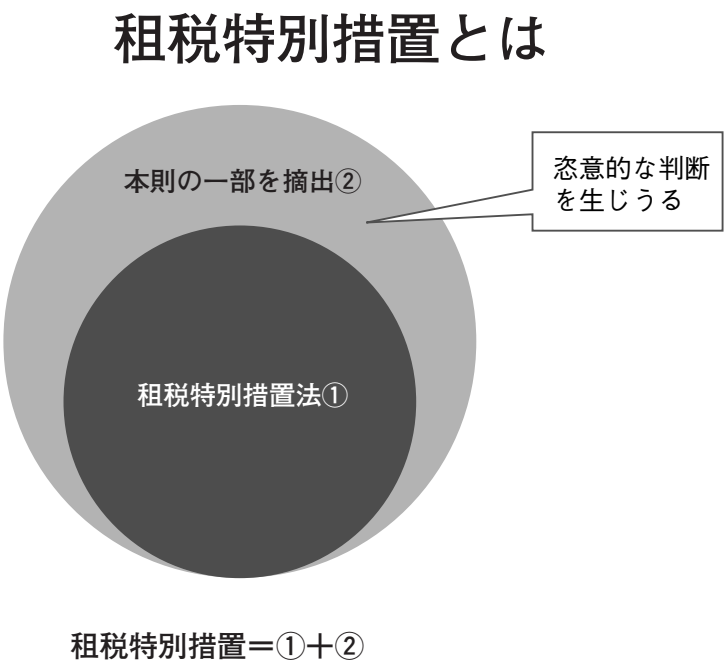

表１

租税特別措置の事項別減収額と構成比：1950－64年度

（単位：10億円、％）

年　度	貯蓄の奨励	内部留保の充実	技術振興および設備近代化	産業の助成	その他	合　計
1950	0.3（23.0）	0.5（38.5）	－	0.5（38.5）	－	1.3
1951	2.2（34.4）	0.7（10.9）	1.1（17.2）	2.4（37.5）	－	6.4
1952	5.5（18.5）	14.6（49.0）	3.0（10.1）	5.2（17.4）	1.5（ 5.0 ）	29.8
1953	11.0（18.8）	30.3（51.8）	4.0（ 6.8 ）	11.6（19.8）	1.6（ 2.7 ）	58.5
1954	16.2（23.5）	37.7（54.6）	2.5（ 3.6 ）	12.0（17.4）	0.6（ 0.8 ）	69.0
1955	27.4（29.3）	39.2（42.0）	2.8（ 3.0 ）	12.8（13.7）	11.2（12.0）	93.4
1956	32.3（33.9）	35.0（36.7）	3.7（ 3.9 ）	15.4（16.2）	8.9（ 9.3 ）	95.3
1957	30.2（41.0）	19.6（26.7）	11.0（15.0）	15.4（21.0）	△2.7（ 3.7 ）	73.5
1958	37.8（44.0）	18.6（21.7）	10.8（12.6）	22.3（26.0）	△3.6（ 4.2 ）	85.9
1959	42.5（37.7）	38.4（34.1）	9.5（ 8.4 ）	23.8（21.1）	△1.5（ 1.3 ）	112.7
1960	51.0（36.2）	50.3（35.7）	14.0（10.0）	26.5（18.8）	△1.1（ 0.8 ）	140.7
1961	56.5（37.8）	50.4（33.7）	14.3（ 9.6 ）	30.3（20.3）	△2.0（ 1.3 ）	149.5
1962	65.6（38.7）	50.1（29.6）	13.5（ 8.0 ）	38.2（22.5）	2.2（ 1.3 ）	169.5
1963	99.0（49.5）	38.1（19.0）	16.5（ 8.3 ）	44.1（22.1）	2.1（ 1.1 ）	199.8
1964	120.7（47.5）	74.6（29.4）	20.2（ 8.0 ）	31.1（12.2）	7.4（ 2.9 ）	254.0

（出所）大蔵省主税局「現行租税特別措置関係資料」、1963年５月２日、税制調査会「昭和41年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明」、1965年12月。

免税にするとか、輸出所得を免税にするとか、いろいろなことをやった。これもだんだん減ってきて、あくまで個人貯蓄の奨励が一番大きかった。

⑵　政策税制としての租税特別措置

税制上の手段としては、例えば、貯蓄奨励では、ある時期、長期も短期も利子所得は全く非課税にした時期もあった。それから、免税所得もあったし、分離課税、特別控除、引当金、準備金、特別償却という形で、先ほど述べた１～５までの政策目標に対して、さまざまな組み合わせでこれをやった。**（図６）**

シャウプさんのころは、そもそも政策上の手段として、非課税とか、分離課税とか、引当金、準備金は、ほとんど無視できるぐらいである。政策目標も貯蓄奨励というもの自体が既に課税の公平や課税の中立に相反するし、こういうものを入れてくると、税制が複雑になる。この政策税制として租税特別措置を入れたこと自体、シャウプ税制とは異質な問題が出てきたと理解すべきだろう。

具体例として個人の貯蓄が一番いいが、1952年までは、利子所得に対しては完全に総合課税という建て前でやっていた。53年から分離課税を入れ、55～56年、これは確か一万田蔵相のときだと思ったが、完全に利子は免税にしてしまう、当時は総合課税が原則だから、これは非常に問題があると所得税の世界では議論されてきていた。**（表２）**

しかし、今考えてみると、その後、支出税といった、言うなれば消費支出に掛けるといった新しい所得税に対立するような概念が出てきた。それは、利子に掛けない。そういう点からいうと、非難しなくてもよかったかもしれないが、利子に対してしっかり所得税を掛けようという視点からいうと、さまざまな特例が入って来て、少なくともシャウプがやっていた全額利子に掛けるという発想からはだいぶ乖離したということである。

図 6

政策税制としての租税特別措置

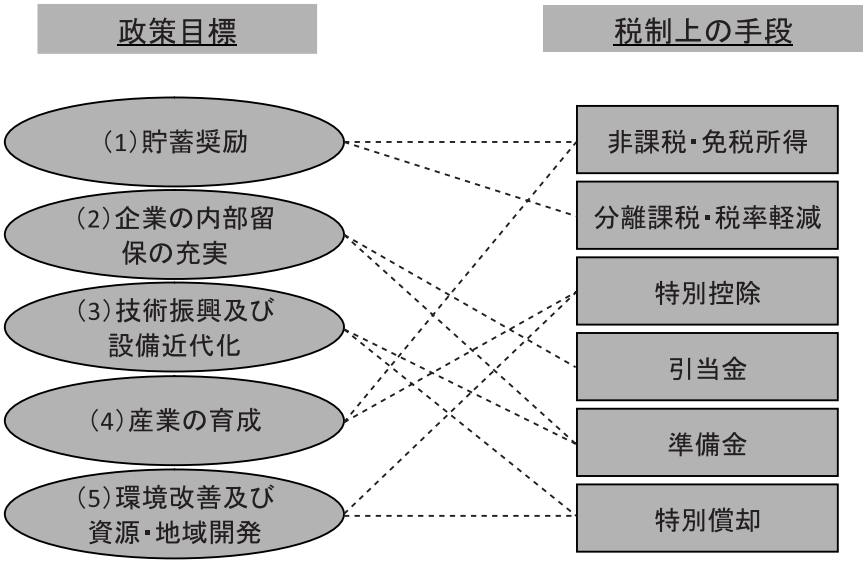

表 2

個人の貯蓄に対する税制

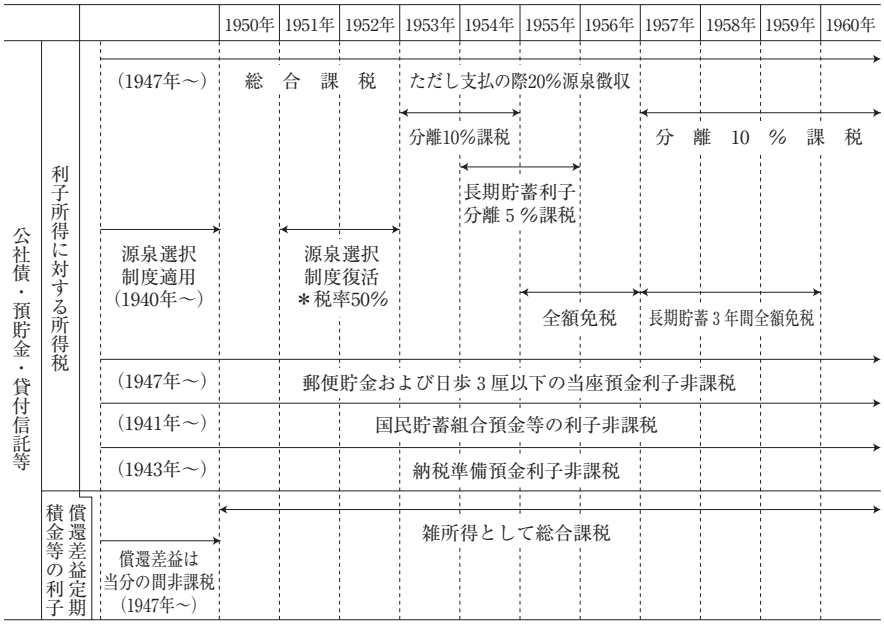

(出所) 大蔵省主税局「租税特別措置に関する問題点関係資料（その３）－貯蓄奨励のための減免措置」、1960年８月12日（大蔵省資料Ｚ22-241）。

租税特別措置の流行も、時代とともに随分下がってきた。この**図7**で見ると、租税特別措置の規模は、租税特別措置によって出てくる減収というのは一応推計がされている。所得税・法人税で、徴収すべき税収がどれだけ欠落しているかというデータはすぐ出てくる。それと本来の税収を割り算すると、相対的に減収額の幅が大きいときほど租税特別措置の利用が大きかったという形で、1960年～1965年の60年代には1割強が、租税特別措置によって失われていた。

その後、不公平税制とか、税制を見直さなければいけないという掛け声で、だんだんと落ちてきて、結局のところ、オイルショックがあり、かつ、財政再建が掛け声として出てきて、不公平税制は直さなければいけないというころには、かなりこのウエートが減ってきている。

今は計算していないが、この4.8%や4.5%の辺りにまだいるのではないか、現在は、これよりは少なくなっていると思うが、いずれにしてもまだ残っている。民主党はこれを全廃して、必要なものだけ残すと言っているが、これはなかなか大変な話である。

税調も随分これを議論して、一生懸命廃止すべきものを廃止すると、また新しいものが出てくる。絶対額として減らすのは至難の業であったという印象を受けている。

流れは非常に変わってきたのが、1980年代に入ってから、それもひとえに財政赤字の結果、将来、増税は避けられないのではないかということだ。ただ、1980年代はご存じのように、土光臨調が出てきて「増税なき財政再建」で華々しく増税の道を封じたから、潜在的に将来は少子高齢化等々の中で増税は避けられない。それと同時に、当時は財政赤字がこれだけ増えると思っていなかったが、これだけ増えてしまったから、どうしても増税は避けられない。歳出の無駄を切ると同時に、不公平是正はやらなければいけない。租税特別措置が不公正税制のやり玉に上がったという意味で、これは減ってきた。

図7

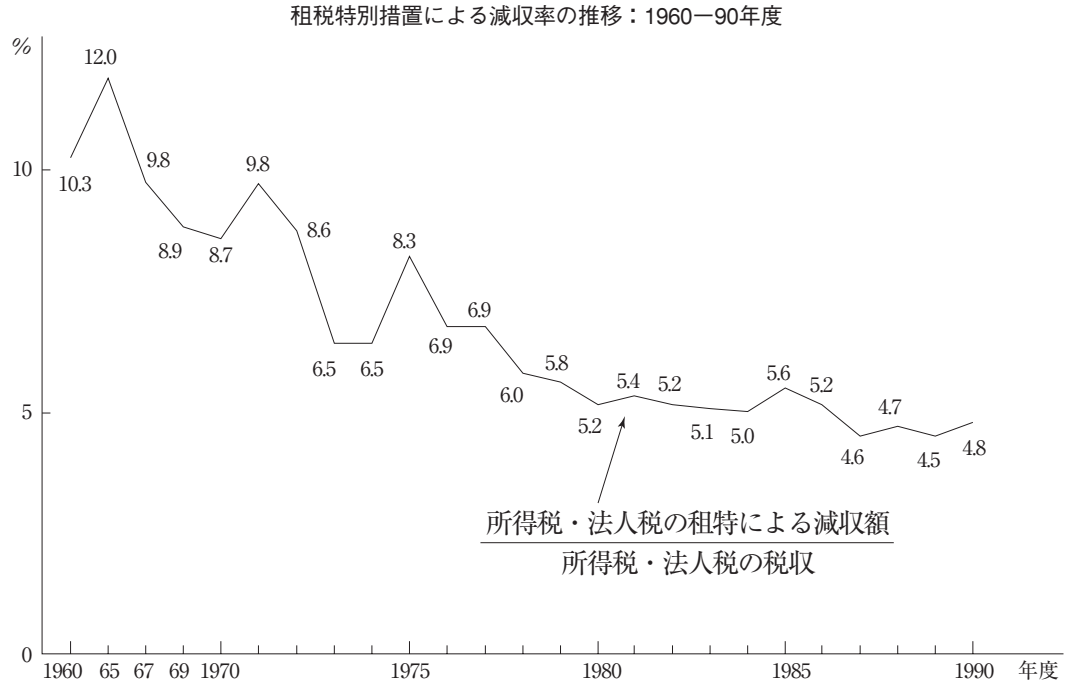

（出所）大蔵省主税局『税制主要参考資料集』より作成。

⑶ “活力”の解釈

絶えずわれわれを悩ませたのは「活力」という言葉である。活力というのはバイタリティーであり、税制によって経済を活性化するというのは、悪いことではないという価値観が当然ある。現に各国の税制改革の中には、バイタリティーという言葉も基本理念に入っているし、別な言葉で言えば、経済成長を促進するという意味でバイタリティー（活力）なのである。

ただ、この「活力」の解釈には２通りある。片方だけがとらえられてきたという気がする。一般的に、特に経済界の方々が言っている「活力」は、まさに政策減税が多い。インセンティブとして活用したい、つまり、設備投資を高めたいから減税しろ、或いは税率を引き下げて可処分所得を増やして個人消費を増やしたい、このように直接に政策的に、言うなれば個々の消費者、或いは個々の企業に対して、減税という形で刺激を与えたい。これがあって、投資が増えたり、消費が増えたり、或いは輸出所得を減税してやれば輸出促進につながる。こういう発想が、実はインセンティブという意味で、租税誘因と言っている１つの流れで、一般にはこっちの解釈を取る人が多い。

実はもう１つ、アメリカのレーガン税制改革の２期のときにいわれ、こっちの方が活力があるといつも税調でも議論していた。要するに税制が歪んでくる。なぜ歪むかというと、この税制を政策的に利用するから税制が歪むのである。課税ベースを狭くすることは、１つの例が、設備投資減税などをすると、投資した分だけ課税ベースが減ってくるから、その結果、非常に有利になる。

例えば、利子である。汗水垂らして働いた勤労所得と比べて、利子もいろいろ運用によって汗水かくのかもしれないが、一般的に不労所得である。不労所得が優遇されると、勤労意欲も含めて、どうしてもそっちの方に税制が加担するという意味で、税制が歪んでくる。税の抜け穴（ループホール）がいっぱい出てくると、その抜け穴探しで経済が歪んでくる。

例えば、よくアメリカでいわれたのは、設備投資減税の結果は、設備投資減税があるから設備投資をしようという動機が出てくる。つまり、減税目当てで投資をする。本当にその投資が必要かどうかは二の次であるとなると、税制が生み出す税制の歪みである。

本当の民間活力を期待するなら、税制に課税の中立性という原則を押し当てて、政策減税を極力使わない。つまり、税制からの過分の期待も、税制からの過分の負担もなくして、ニュートラルにして、民間が同じ土俵で競い合った方がいいという発想も出てくる。具体的には課税ベースを広くする意味で、日本でいう租税特別措置を極力なくして、その代わり税率を下げる。そっちの方で広く減税の恩典を与える。その結果、民間活力が期待できる。こういうものが活力だという解釈もある。

ただ、政治家、或いは経済界の方々はみんな税制政策的にインセンティブとして活用する方である。経済財政諮問会議の委員と政府税調は大いに論争もしたし、活力をめぐって議論もしていたのだが、これは政策税制でやるか、租税原則論でやるかという対立であった。これもまた、形を変えた本音・建前論であり、理想と現実の建て前だったと思う。

３．世界における税制改革

⑴ 1980年代の世界における税制改革

課税の公平という視点で税制改革は大きく1950年代、60年代は流れたと思うが、1980年代にまた別の意味の税制改革の基本的な理念が登場した。これはイギリスのサッチャーであり、アメリカのレーガンという人たちが言ったわけだが、税率はフラット化しろということである。つまり、累進税率は非常に歪みを与える。後から数字を出すが、10段階、15段階、20段階もあ

るような累進税率は、所得がちょっと上がってもすぐに高いインカムブラケットととらえられて、勤労意欲を失うとか、経済の促進という面から見ても累進税率は緩和して、そのかわり課税ベースを拡大する。これは所得控除とか、準備金、引当金をなくして、取りあえず課税ベースを拡大しろということである。フラット化と課税ベースの拡大こそ、課税の公平・中立・簡素である。課税のベースを拡大すると、課税ベースは少なくなって簡素に通じる。それから、フラット化という意味で、中立を保てる。課税ベースが拡大することによって、公平も保てる。つまり、累進税率を過度に高めて公平を高めるよりは、課税ベースの方で公平を高めることが1980年代にできた。

これが税制改革の理想になった。租税原則に忠実な考え方で、中曽根首相が1980年代の中ごろにシャウプ勧告以来の抜本税制改革とうたった、またレーガンの発想、アイデアを借用したという意味で、あのころは非常にもてはやされた税制改革の基本的なターゲットだった。ただ、中曽根税制改革は幸か不幸か売上税が突出して、うそつき発言みたいなものが出されてつぶれて、レーガン税制改革で実現したような形でうまくいかなかった。

その１つが、税率のフラット化というのは減税になり、皆さん大好きである。ところが、課税ベースの拡大というのは増税になる。従って、財政再建も視野に入れれば、増減税はない方がいい。税率のフラット化と課税ベースの拡大は対になっているべき概念なのだが、不幸なことに日本では減税になる税率のフラット化のみが採用されてきて、課税ベースの拡大についてはほとんど相手にされなかった。減税先行型の税制改革になり、また財政赤字を膨らまし、財政再建の先送りにつながった。1980年代はまさに、理想はフラット化と課税ベースの拡大だったが、現実はフラット化のみが行われて、新しい歪みが出てきた。、レーガン税制の使い方は日本において少しまずかったと思っている。

⑵　レーガン税制改革

レーガンは1981年からのレーガン第１期があって、その後のレーガン第２期と２つに分かれている。レーガンの第１期は、日本でいう政策減税型、政策活用型であり、租税特別措置を拡大する形でアメリカ経済を、あのころはサプライサイドという言葉があったように、その一環としてやろうとしたのだが、やはりうまくいかなかった。そのときに出てきた反省がレーガン第２期につながって、税率のフラット化と課税ベースの拡大によって、公平・中立・簡素を実現しようとした。

ただ、日本ではレーガン第１期のことが大いに喧伝されて、レーガンを見習えとしばしば言われたが、そうではないのだ。その根っこになっているのが、この財務省報告であり、この「公平、簡素及び経済成長のための税制改革」、「経済成長のため」というのを「活力のため」と置き換えて、言うなれば民間活力を阻害しない形で生かそうという意味では、「税制の歪みを排除、民間活力に期待」の方がレーガンの言う経済成長だった。だから、ここでいう財務省報告は、「税率のフラット化と課税ベースの拡大に」による公平・中立・簡素の実現といった、源流はシャウプさんのところにあるような発想だった。（**図８**）

具体的には、**表３**のように、所得税の14区分の累進税率を３区分に変え、雑多な所得控除を大いに縮減した。法人税も税率をフラット化した。アメリカの法人税というのは、累進税率的に多段階で分かれていたが、これも均一にする。或いは、投資税額控除をやめる、加速度償却をやめるという形で、かなり課税ベースの拡大もやった。ここはアメリカと日本の違いで、納税者にとってはプラスもあるしマイナスもある。両方とも実現するところに、日本の税制改革と違った面がある。

アメリカは、修正されたフラット・レートというので、０が入って４段階であるが、非常に

図 8

レーガン税制改革

1. 「公平、簡素および経済成長のための税制改革（大統領に対する財務省報告）」
2. 「税率のフラット化と課税ベースの拡大」による公平・中立・簡素の実現（レーガン税制改革第Ⅱ期）
3. 所得税の累進税率緩和（所得区分0～50%の14区分→15～35%の3区分へ）

   雑多な所得控除の縮減
4. 法人税の税率フラット化（5段階の累進税率→33%の均一税率）

   投資税額控除、加速度償却などの廃止

表 3

レーガン税制改革による所得税率の見直し

課税所得（ドル）	限界税率（%） 現行	財務省案
3,710以下	0	0
3,710～6,000	11	
6,000～8,290	12	15
8,290～12,900	14	
12,990～17,460	16	
17,460～22,040	18	
22,040～26,850	22	
26,850～32,630	25	25
32,630～38,410	28	
38,410～49,980	33	
49,980～65,480	38	
65,480～93,420	42	35
93,420～119,390	45	
119,390～117,230	49	
117,230以上	50	

（注）課税所得区分は、共同申告のケースである。

細かい累進税率の階層を一挙に3段階にした。

(3) 日本における税制改革

表4が、日本の言うなればレーガン税制改革の影響による所得税の区分であり、現行というのは1986年、シャウプ勧告以来の抜本税制改革の前の10.5%から70%までである、累進税率の刻みを1987～1988年で直していって、10～50%に下げたというのが日本のフラット化の現象である。

さて、いろいろな試みはしてきたが、日本の場合には、理想と現実がかなりかけ離れたところで行われてきて、現実的な対応の方に力を取られた。しかし、理想を掲げていると、現実的なことに走ると気がとがめる。或いは、しかるべき人がこれではまずいと、税制がインフラ的な機能を果たさなくなるのではないかという形で、言うなれば元に少し歩み寄る。租税原則でやるか、政策活用型でやるか、綱引きが絶えず行われていた。

やはり租税原則でやるよりは、税制を政策的に活用する方が有利であったと感じる。日本の戦後の税制改革は、理想よりは現実的に対応してきた。

4．税制調査会のあり方

(1) 税制改革における欧米型と日本型

税制改革はどういう格好でやったらいいのか、日本は独自な形でやってきた。これが**図9**である。上の流れが欧米型、下の流れが日本型である。特に上の方はアメリカ・イギリスで、下は日本である。どこがどう違うかというと、まず一国の首相なり大統領が、税制改革をしたいとなると、こういう形でやりたいと言う。先ほどのレーガン税制改革では、レーガン大統領が公平・簡素・経済成長のためにアメリカの税制を直したいといった問題意識を持つわけである。具体的に何をするかというと、まずそこでタス

表4

シャウプ勧告以来の抜本改革・修正されたフラット・レート

(%)

現行		改正案			
		1987年度分		1988年度分以降	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
50万円以下の金額	10.5	50万円以下の金額	10.5		
120 〃	12	120 〃	11	120万円以下の金額	10
200 〃	14	200 〃	14.5		
300 〃	17	300 〃	16		
400 〃	21				
		500 〃	20	500 〃	15
600 〃	25				
		700 〃	25	700 〃	20
800 〃	30	800 〃	30		
1,000 〃	35	1,000 〃	35	1,000 〃	30
1,200 〃	40	1,200 〃	40		
1,500 〃	45	1,500 〃	45	1,500 〃	40
2,000 〃	50			1,500万円超の金額	50
3,000 〃	55	3,000 〃	50		
5,000 〃	60	5,000 〃	55		
8,000 〃	65	5,000万円超の金額	60		
8,000万円超の金額	70				

（出所）大蔵省主税局『税制主要参考資料集』、1990年。

図９

税制改革論議における２つの型

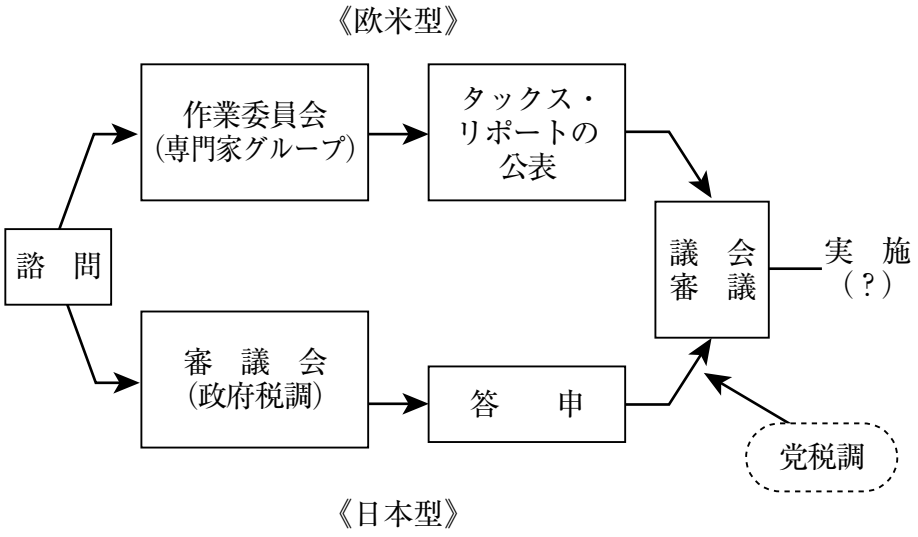

（出所）石弘光『現代税制改革史』、320頁。

クフォース（作業委員会）を作る。これを専門家グループと言っているが、著名なアメリカの学者を集めてくる。７～８人から10人ぐらいになることが多いが、そこで大体４～５年もむ。或いは、そういう外部の学者に頼まないときには、財務省の中にいるエキスパートを集めて、取りあえずタスクフォースを作って、そして、タックス・リポートを作る。

シャウプ税制改革は欧米型である。シャウプ税制使節団がアメリカから送り込まれて、まさにタスクフォースである。シャウプさんを入れて７人の専門家がタックス・リポートを作って、シャウプ・タックス・リポートができて、それが議会で審議の対象になった。

この流れは、戦後、日本はたった１つ、アメリカから来た使節団がやったので作業委員会になったと思うが、その後、日本は審議会方式に切り替えた。民主党は自民党がやっていた審議会方式に対して、かなりかじ取りを変えるのではないかという印象を持つ。審議会もうまく機能しているときと、マスコミ的に言うと官僚の隠れみのであったとか、利害関係者が暗躍したとか、さまざまな批評はあるが、審議会は答申を出してもらうまで、いろいろなグループがあるが、日本の場合には国民的な意見を聞くという意味で国民代表を入れる建て前でメンバーを選んで審議会を作る。

各省庁に重要な審議会があり、それも総理大臣の諮問であったり、或いは大臣の諮問であったり、局長の私的懇談会であったり、いろいろあったが、政府税調は、その審議会の中で一番格の高い、一番注目された審議会であった。これは確か1962年に、法制化されて総理府の下にできた審議会であり、税制改革をパーマネントな意味で議論し合う、国民的な議論の場を作ったのである。

それ以来、審議会というのが今日までずっと来て、民主党はこの政府税調スタイルをやめようと言っている。この政府税調は何をしたかというと、大体20～30人の国民を代表する形で何

人か選んで正委員にする。例えば、学者グループ、或いは産業界から、労働組合から、或いは官僚 OB から、或いは社会保障関係の人、特に文化人という意味では作家が入ったりしたが、30人ぐらいがここに入って、そこで自由に議論してもらう。

そのほかに、サポーティンググループとして特別委員、臨時委員があって、重層的な仕組みになり、これで事務局は大蔵省主税局なり自治省税務局が資料を作り、税調の会合を束ねてくれた。そこで３年に１回、中期答申みたいなものを出し、或いは特別な諮問があったときには特別な報告書を出した。

例えば、地価が暴騰して地価税を作る必要があるときには、土地税制改革について答申を作ったということもある。或いは、消費税を入れたいと議論したいときには、そういう小委員会を作ってやったとか、いずれにしても、欧米型のタックス・リポートという特定のグループが、専門的な知識でやったものと、この審議会で答申を作るのとはちょっとニュアンスが違う。

そこで、もう１つ、日本の税制改革特有なのだが、この党税調が非常に権力を持ちだした。党税調が政府税調以上に力を発揮しだしたのは、1980年代中ごろ以降、或いは初めのころからだったかもしれない。つまり、1962年に政府税調ができて、60年代、70年代は政府税調の独壇場であったと思う。それに対して、党税調が党の立場からさまざまな形で意見を口にするという形で、最後は党税調の答申と政府税調の答申が両方並行的に出たのだが、大体、党税調の言っていることの方が通る。そのうち、党税調と政府税調は巧みに仕事を分けてきたと思う。これは私はうまくいったと思うが、政府税調は基本的な理念なり、基本的な仕組みについてのフレームワークを作る。それに対して、党税調は具体的な税率や時期、課税ベースの拡大等々の、時の方向性を示すとか、いろいろ目玉を入れてくれた。そういう意味で、これまで来たわけである。答申ができて、これが法案になって、議会で審議されて実施される。

自民党一党独裁のころは、1955年体制といわれていたが、大体、自民党が多数であるから、この審議会或いは党税調で決めた答申というものは、ほとんどそのままそっくり議会で承認され法案化された。当然、法案の段階ではさまざまな味付けがあって、必ずしも審議会のとおりではなかったが、政治的な配慮もあって、そこで議会を通り実施される。

この仕組みからいうと、外国の学者から言わせると、政府税調の答申というのはすごく実施率が高い。それに比べて、欧米型のタスクフォースが作ったタックス・リポートというのは、アメリカでいうと、議会に出されて、パブリックヒアリングがあって、議会で散々もまれるから骨抜きになる。財務省リポートもそうだ。実施率からいうと、どうも歩留まりがよくない。日本のやり方がいいと言う学者もいた。自民党の一党独裁という時期もあり、かつ、日本は長いこと減税が主体で税制改革をやってきたから、反対は少ない。

私がたまたま会長を引き受けたのは５代目だったろうか、税調会長も５代目になると、どうしても増税ムードが横行するから、増税ムードの中での税制改革は、減税ムードの中の税制改革とは全く違う。何が違うかというと、政治家の神経の使い方は並大抵ではない。お役人なり委員は、選挙を経るわけではないから、生一本な勝手なことを言えるが、消費税１つとっても、上げるということ、或いは所得税１つとっても、増税については極めて政治家はセンシティブになる。党税調はそれに対して、当然いろいろなことを言ってくる。そこで、２つのパターンが出てきて、こういうものをベースにして、今後はどういうパターンにするかというのは大問題だと思う。

⑵ 世界の主要なタックス・リポート

欧米型のタックス・リポートは、学問的には価値が高いものが随分出ている（**表５**）。その中で一番これまでの税制改革に対して影響があったのは、シャウプさんの日本が対象になったシャウプ・タックス・リポートである。それから、カーター・リポートは、カナダで出ており、これは包括的所得税の元祖であり、随分学会には利用されているが、現実の世界では非常に難しいという面もあった。

ミード報告はイギリスであり、支出税（expenditure tax）という所得税に相対する、所得が消費されたときに掛ければいいというものである。他は、ブルー・プリントやアメリカ財務省報告など、かなりタックス・リポートとしては、税の理論を整理したという意味では価値が高いのだが、実現度からいくと、これはまさにへたってしまったというのが随分多い。

⑶ 日本における政府税制調査会の歴史

そこで、日本の場合は、もう１回、政府税調の成り立ちから見ていきたいが（**表６**）、ここに1959年に一応、先ほどは1962年にスタートと書いたが、設置期限が62年で、総理府の設置法で一応、この政府税調を３人で作ったが、実は政府税調という名前の審議会は、税制審議会とか税制懇談会とか、いっぱいある。これは、戦後、さまざまな形でアドホックに10人であるとか、６人であるとか、25人であるとか、数年間の設置で作られてきた。答申も出したり出さなかったりしているが、言うなればシャウプさんが来るというので、この1949年３月にできた税制審議会、これは日本の言い分を全部まとめた審議会である。

それ以降、税制調査会という名の下において、臨時税制調査会等々、幾つかできたのだが、これはみんなアドホックであり、数年で終わって

表５

世界の主要なタックス・リポート

名　　称	対　象　国	作業開始年次	公表年次
①Shoup（シャウプ）	日　本	1949年	1949年
②Carter（カーター）	カナダ	1962年	1966年
③Asprey（アスプレー）	オーストラリア	1972年	1975年
④Lodin（ロディン）	スウェーデン	1972年	1976年
⑤Meade（ミード）	イギリス	1975年	1978年
⑥Blueprints（ブルー・プリント）	アメリカ	1976年	1977年
⑦O'Brien（オブライエン）	アイルランド	1980年	1985年
⑧McCaw（マッカウ）	ニュージーランド	1981年	1982年
⑨The U.S. Treasurv（アメリカ財務省報告）	アメリカ	1984年	1984年

（出所）石弘光『現代税制改革史』、163頁。

しまって、継続性がないという意味で、この井藤半彌先生の後、中山さんで1959年に税制調査会ができて、実際には62年あたりからスタートした。

つまり、いつの段階でカウントするかというのはカウントの仕方があるのだが、審議会は税制改革の中で取り入れられてきた。その意味では歴史がある。欧米型のタスクフォースのように、諮問が出た段階で誰かがやるというのではなくて、代替わりはあったが、一応、関連審議会は、**表6**にまとめた。

⑷ 今後の税制調査会のあり方

図10は、新聞の切り抜きだが、民主党は右に書いたようなことをやりたいと言っている。左は現状であり、政府税調があって、首相の諮問機関で税制の大枠を議論する。与党税調、これは特に自民党税調であるが、税率などの細かい点をここがやる。例えば、地価税を議論したときには、地価税という名前ですら、政府税調の段階では土地保有税（仮称）だった、そして、税率も基礎控除も決めていなかった。これが、自民党の税調で具体的に地価税制を決め、地価税という名前もそこで決まった。

従って、政府税調と与党税調がつながっていたら、今後の消費税議論も、時期や消費税率アップを５％から７％にするか、８％にするか、10％にするかというのも、これは与党が決めるべき話であっただろう。それから、軽減税率をどうするとか、或いは目的税にするとか、このメニューは恐らく政府税調が利害得失を踏まえて作ったと思う。最近では政府税調はどちらかというとメニューを作り、それに与党税調が具体的な味付けをするという形で両方が共存できたと思う。

ただ、政府税調は、昔から、国民の代表を入れるという形で、税制の非専門家が入り、広く国民の意見を踏まえて、税制改革案を作るやり方でやってきた。これは欧米流の専門家だけでやるのとは違う。私はそれに対して結構批判的

表6

税制調査会と関連審議会の一覧

年　次	名　称	会長名	設置根拠	設置年月日	答　申　内　容	答申年月日
1948年４月	税制調査懇談会 （委員36人）		閣議決定 （内閣に設置）	1948．４．10	別段答申行わず	－
1949年１月	税制審議会 （委員10人）	（永田　清） 汐見　三郎	閣議決定 （大蔵省に設置）	1949．１．７	答申（1949年度税制改正）	－
1949年３月	税制審議会 （委員33人）	大蔵大臣	閣議決定 （内閣に設置）	1949．３．25	答申（1950年度税制改正）	1949．７．11
1951年３月	税制懇談会 （委員６人）	－	省議決定 （大蔵省）	－	答申行わず	－
1953年８月	税制調査会 （委員25人）	小暮武太夫	閣議決定 （内閣に設置）	1953．８．７ 〔設置期限なし〕	答申（1954年度税制改正）	1953．11．12
1955年８月	臨時税制調査会 （委員25人）	原　安三郎	閣議決定 （内閣に設置）	1955．８．２ 〔設置期限なし〕	中間答申（1956年度税制改正） 答申（最近の諸情勢に即応すべき税制改正について）	1955．12．８ 1956．12．25
1955年12月	租税徴収制度 調査会 （委員15人）	我妻　栄	閣議決定 （大蔵省に設置）	1955．12．16 （設置期限） 当初1956．９ 改正1957．９末 改正1958．12末	滞納処分と強制執行等との調整措置に関する要綱 租税優先権に関する中間覚書 租税滞納処分手続に関する中間覚書 租税徴収制度の改正に関する答申	1956．１．27 1957．６．７ 1958．５．26 1958．12．８
1957年６月	税制特別調査会 （委員） 当初10人 改正25人	井藤　半彌	閣議決定 （大蔵省に設置）	1957．６．14 （設置期限） 1958．５．31	答申（相続税制度その他）	1957．12．25
1958年７月	臨時税制委員 懇談会 （委員30人）	井藤　半彌	閣議了解 （総理大臣委嘱）	1958．７．22 〔設置期限なし〕	意見要録（1959年度税制改正）	1958．12．２
1959年４月	税制調査会 （委員30人）	中田伊知郎	総理府設置法 （内閣に設置）	1959．４．16 （設置期限） 1962．３．31	第１次答申（1961年度税制改正） 第２次答申（国税通則法） 最終答申（1962年度税制改正）	1960．12．９ 1961．７．５ 1961．12．７

（出所）大蔵省主税局「37年度税制調査会名簿等運営資料」、1962年８月10日（大蔵省資料Ｚ22-381）。

図10

税制改正の流れ

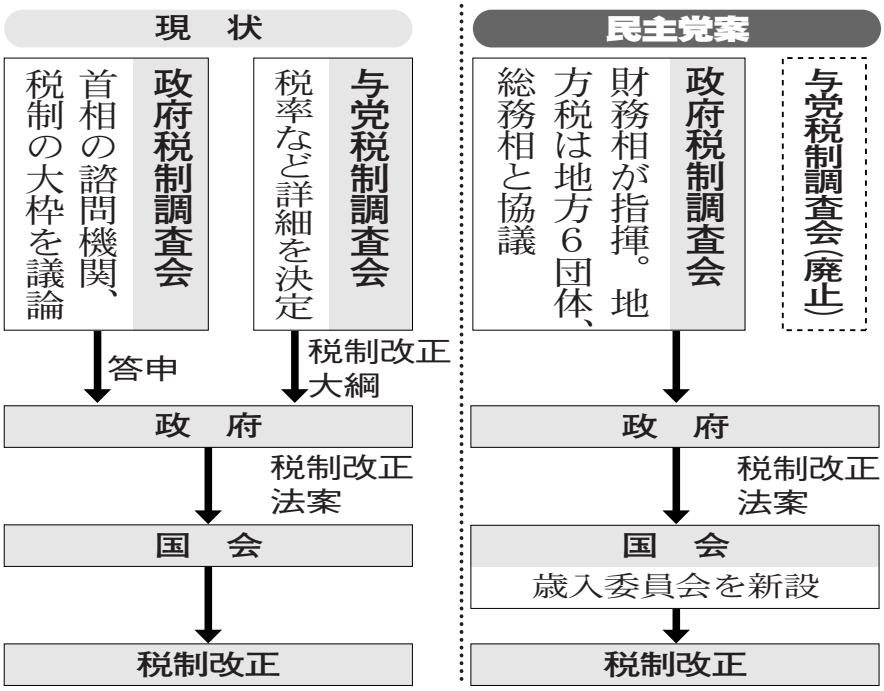

で、やはり税制というのは専門家がちゃんと作って、国会等々で修正していく欧米流の方がいいのではないかとかねがね思っていた。政府税調の中で利害調整をやることになると、どうしても理想の税制改革からはだんだん離れて、現実的対応が表に出る。とりわけ経済界の人、そして、各省庁のOB、或いは労働組合の人、消費者団体の人が入ってくると、個々のパーツごとの議論に終始してしまう。取りあえず自分の守備範囲が非常に重要だから、守備範囲が表に出た議論になると、トータルで日本の税制をパッケージとして良くする・悪くするという議論が飛んでしまう。

それを支えたのが学者グループの委員だったと思うが、ただ、学者グループといっても恐らく2割ぐらいしかいなかったのではないか。従って、パワーとしては小さかった。

そこで、民主党は何を考えているかというと、これはまだこれから詰めるのだと思うが、与党税制調査会を廃止する。つまり、自民党税調みたいなものを廃止する。これは民主党側からいうと、与党税調は租税特別措置の存続、改廃、或いは継続で、○×△みたいなことをやっていて、言うなれば既得権益者との政治的に癒着がある。これはやめろということだ。

それでは、どうするかというと、政治家主導で財務大臣が指揮を執って、地方6団体あたり、或いは総務大臣などを入れた協議の場にして、政治家が主たる責任を持つ新政府税調を作ろうと、表向きはこういうことを言っている。恐らくそれが10人になるか、20人になるかわからないが、メンバーは全部政治家がやるのだろう。それで税制改革法案を作って、国会では予算委員会の代わりに歳入委員会を作って議論する。アメリカ型でもないし、従来の日本型でもない、政治家が主導した形で、法案までこぎ着ける。

政治家もいろいろな方がいっぱいいらっしゃるが、税制に精通した政治家というのはそれほど多くないと思われる。昔の山中貞則みたいに、まさに税制の鬼みたいな方がいられるわけでも

ないだろう。どうしても背後にあるさまざまな利害関係者の代弁になると、税制はインフラである、国民の共有の財産であるという視点から幅広く議論できる人が多分少なくなって、フレーム作りをするところがどうしても必要になる。それは基本理念をちゃんとすることである。

この新政府税調の下に基礎問題小委員会等々の小委員会がぶら下がって、そこに学者なり専門の税の担当者を入れて、絶対にそうしないと無理だと思うが、基本的な骨格を作って、それに目玉を入れるという格好に政府税調はなっていくのではないか。この並列に置いている現状のこの関係が上下の関係になって、政治家が判断する税制改革をするのではないか。

これが実現するならいいと思う。これからは増税時代だから、消費税率を上げるとか、所得税を増税するとか、法人税を軽減するとか、そういう課題は国民の負託を受けて当選してきた政治家が自分の職をかけて議論すべきだろう。最終的に財務大臣がキャップで判断するという仕組みは大いに結構だと思っている。委員だけでできている昔の政府税調、或いはそこに官僚が入ってくるものは、政治家は極めて目の敵にする。おれたちの利害関係が絡むような増税や何かを勝手に決めてもらっては困るという反発が非常に強いので、民主党の案はうまくいけばと思うが、ここもいろいろなせめぎ合いでがたがたになって、理想と現実が崩れてくるとは思う。

ただ、国家戦略局、或いは行政刷新会議を作られている中で、この政府税調がどういう位置付けになるかはこれから議論されるのだろう。政府税調はスタートして40～50年になるから、ぼつぼつ衣替えの時期であるという印象を持っている。現に、ここ４～５年、ほとんど政府税調は国民の声を代弁する形で何ら答申も出していないし、イニシアチブを発揮することもないので、おのずから代替わりにならざるを得ない。これからこの点について、国民全員がウオッチすべきではないかと思う。

５．税制改革の今日的課題

最後に、私が考えている税制改革の今日的課題は何かということだけまとめておきたいと考えている。

⑴　二元的所得税の実現

最初は所得税の改革である。これは、好むと好まざるとにかかわらず、二元的所得税でいくしかないと思っている。先ほどの本音と建て前で申し上げたように、建て前は総合課税だと、利子もキャピタルゲインも配当も、その他、勤労所得も一緒にして１カ所に高く積んで累進税率を掛けろという議論である。これはシャウプ的な意味での包括的所得税である。それがどうしてもシャウプ税制が包括的にそういうことをやった途端に、３年後ぐらいに駄目になったというのには理由がある。それは利子や配当やキャピタルゲインという性格の所得は、ボーナスであるとか、月々のサラリーという意味の勤労所得とはやはり違う。違うと同時に、金融所得としての、或いは金融商品としての価値が税制によって大きく歪曲されるのは好ましくないということもある。しかし、そういう不労所得を持っている人には応分の税負担をしてもらうという意味では、最高税率を掛けて、50%、60%、70%になれば最高税率で負担をかければいいというのも、それもシャウプさんの課税の公平の実現に非常にいいと思う。

ただ、現実は、例えば最高税率50%の利子課税を掛けたら、５%で得られる利子は税引き後は2.5%になってしまう。商品価値があまりなくなる。キャピタルゲインもそうだ。キャピタルゲインもいっとき３年間ぐらい全額課税で、キャピタルロスは全額損失を認めたが、それはロスばかりが申告されて、ゲインの方は課税ベースには出てこない。

北欧がやって、オランダもやっているという意味で、勤労所得と資本所得は分けて、別々な

税率体系にしないと無理だろうと考えるようになった。これはセカンドベストだろう。累進税率は勤労所得の方で、これは所得がはっきりしているから、それについては例えば10%から30、40、50%ぐらいは掛けてもいいかもしれない。それに比べて、金融所得と資本所得の違いは現物の土地建物のキャピタルゲインだが、いずれにしてもそのキャピタルゲインの利子や配当は50%も掛けられない。最低20%ぐらい。北欧辺りだと30%ぐらい掛けている。２つに分けて所得の概念どおりにやれということだ。

戦前、日本は分類所得税だった。明治以降、所得税ができたときにも、そういう形で来たが、それを５つも６つにも分けるのではなくて、２つぐらいに分けてもいいのではないかということである。

当面、金融所得の一元化をやろうということで、政府税調は５～６年前から議論している。つまり、利子、配当、キャピタルゲインの間で損益通算となると、株で損した場合に利子から引けることが実は非常に大きな問題だったが、そこは目をつぶって金融所得だけひとくくりにして、損益通算をすることで課税の対象にするぐらいまで議論がいっている。キャピタルゲインと配当だけ10%の軽減税率になっている。つまり、株価対策になっているので、それを直して、二元的所得税の第１歩を踏み出すべきだと思っている。

⑵　法人税の基本税率の引き下げ

それから、法人税の基本税率は、日本とアメリカは高く、40%ぐらいになっている。ドイツが高かったのだが下げた。アメリカも下げてくると思う。日本もいつまでも世界で高い税率を誇るわけにもいかないので、先鞭を切って下げることはないが、他の先進国並みの基本税率ぐらいにする必要はあると考えている。

所得税、或いは消費税に比べて、法人税は税収確保の手段としては、これから重要度が落ちざるを得ないと考えている。グループや親会社・子会社で掛ける連結納税も入ったから、税収確保というよりは、活力とか、経済成長ということは考えてもいいと思っている。基本税率を下げるというのは次の話題だが、難しいのは、消費税が引き上げ不可避となると、企業は減税して家計は増税だというところの政治的なスローガンに、この基本税率の引き上げがどれだけ飲み込まれるか、まさにポリティカルマターの問題が残ると思う。

従来、消費税を導入したとき、1989年、あのときはネット減税にすべく所得税・法人税を大幅に減税した。或いは、1997年に３%から５%に上げたときも、やはり所得税・法人税は下げている。それと同じような議論が消費税を引き上げるときに通用できるか、恐らくこれが大きな問題だと思っている。

⑶　消費税率の引き上げと軽減税率、目的税の是非

消費税の税率の引き上げは、今回新たに総選挙で話題になった。自民党は一応、景気の回復を待って上げようという言い方をしている。今度の与党の連立では、任期中は据え置くと言っている。いずれにしても五十歩百歩だ。数年後に消費税率を上げなければいけないかもしれない。消費税率に言及したことは、少子高齢化の問題、財政赤字の問題がのっぴきならなくなったということだろう。

消費税は導入して20年たつ。大平首相が導入しようと言って30年たつ。20年、30年たって、やっと消費税に対して国民のアレルギーも次第に薄くなったかなということと、社会保障財源としてこれ以外に見当たらないことで、国民の合意も次第に形成されてきた感じがする。各種の世論調査を見ると、消費税アップあくまで反対は大体50%前後で拮抗している。しかし、最近はどうも消費税のアップの方が大きくなってきたように思う。

個人的には消費税みたいな、年金とか医療とか、要するに国民の安全安心にかかわるような

社会保障制度の根っこになる税収は政争の具にしないで、消費税アップについては何年後に８％とか10％にするとか、政党間で政策協定を結ぶべきだと思う。そうしないと、選挙のたびに消費税を上げる・上げないとなり、上げるやつが駄目で、上げないやつがいいという話になって、国民がそれに対して右往左往するのはよろしくないと思っている。今後の消費税論争は、ある種の政策協定が必要と思っている。そのときに軽減税率を入れるか、目的税にするか、いろいろ議論した方がいいと思うが、個人的には軽減税率というのは、５％を10％にする、或いは２けたにするときに考えたらいいので、軽減税率を入れるに当たっては８％ぐらいの標準税率ではまだ入れるべきではないと思う。軽減税率は食料品に適用するのだろうが、食料品の定義自体が非常に難しい。

それから、目的税の是非は、多分なるのだろうが、付加価値税を消費税と同じと考えた場合に、付加価値税を目的税にしているところはどこもない。付加価値税なり、或いは恐らくオーストラリアやカナダの付加価値税に当たるGoods and Services Taxも全部一般税である。一般税でやるのが筋だと思う。基幹税であるから、これから法人税の地位が落ちるとなると、消費税は所得税に次いで第２位の地位を占めるから、そういう基幹税で集めた税収は文教に使ってもいいし、ODAに使ってもいいし、或いははたまた国防に使ってもいいので、何も１カ所に固定しておく必要はない。目的税というのは難しかろうと思っている。ただ、日本は政府に対する批判が非常に強く、そういう中で消費税を上げてもいいが、何に使われるかわからない。従って、要するに特別会計でも作って社会保障に充ててくれということで合意に達するのなら、そのようにならざるを得ないのかと思いつつ、私はこれには極めて消極的である。

⑷　地方税の税源

最後は、地方税の税源をどうしようかということで、これは古くて新しい問題で、私自身もそれほどはっきりしたことが言えるほどの構想を持っていない。いずれにしても、３年前に、所得税から３兆円を税源移譲した。大借金人から小借金人に税源が移ったのであまり意味がないと私はよく言ったのだが、本当に財政再建をやり、これから日本の財政の健全化をやるなら、国も地方も共に手を携えて自前の税制で増税するしかないと思う。片方から片方へ移せという話でも絶対にないのだろうと思う。

地方税の税源で何があるかということで、今は地方の知事が注目しているのは地方消費税である。ただ、地方消費税は、私はその創設のときに立ち会ったが、あれはある意味で地方の譲与税を地方消費税に振り替えただけであり、決して地方が地方分権に基づいて汗をかいて集めた税ではない。あれは中央が集めた消費税の１％分を地域間の消費支出額と人口によって割り振っているだけで、本来は、自分で集めるべきであれば小売売上税というのでやるべきなのだが、これはまた難しいだろう。

学者の中でもこの地方消費税拡充に賛同する人も結構多くて、私の意見は少数派だが、取りあえず地方消費税についてどうするかというのをちゃんと理論的にした方がいいと思う。後は地方の個別の消費税をどうやって高めるかということ、或いは所得税や固定資産税について、超過税率も含めて地方独自の税を設定する。或いは、法人事業税の外形課税をもっと進めるとか、いろいろな方法があると思う。それをどうするかということだと思う。

地方は地方、国は国で、自己の税源獲得をしないと、日本の税制はうまくいかないと思う。税制改革は理想を掲げて、それに対してかなり実現ができないという意味での現実を踏まえて、税制改革は進むのだと思う。しかし、民主党が出てきたということでどうなるかは、非常に注目すべきであろうと思っている。

フロアの皆さんからご質問が出ればお答えしたい。私のご説明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

（Ｑ１）　税制に関する基本的な考え方として、税制の根幹、骨組みは堅持しつつ、給付ないしは税額控除で対応していく。政権が変わったときには、税額控除、日本でいえば租税特別措置がそれに近いと思うが、そういった税額控除というものを巧みに使いながら政策を実現していく。卑近な例であれば、子育ての優遇をする代わりに配偶者控除はなくすると、これはほかの国でもあると思うが、税制の骨格そのものは堅持して、政策の実現は租税特別措置の中で実現していく。こういった考え方について、先生はどのようにお考えになるかお伺いしたい。

（石）　私の主張は、租税特別措置や税制の政策的活用をやると、税制の骨格が崩れるというものである。税制の骨格を維持しながら租税特別措置を拡充しろとか、ほかの給付付き税額控除をやれとか言うと、本体が傷付くと私は思っている。本体を維持するためには、租税特別措置等の政策的活用は廃止すべきだというのが私の主張である。

だから、本体はさておき、やはり今の例えば格差社会とか、経済が不況だからとか、株価ということを重視しろというのは、それはそれでわかるが、そうなると、私は本体は極めて傷つくと思う。

今の具体的なご質問について、１点だけお答えするが、給付付き税額控除は、今度は脚光を浴びており、実現を期待しているようだが、これは意見が割れるところで、実際にやるのは難しいと思う。税調では、給付付き税額控除については、少子化や子育てに役立てたいときに、扶養控除を引き下げて減税したい。その前に、所得控除よりは税額控除がいいという議論になった。ご存じのように、所得控除というのは減税すると所得の高い人ほど優遇され、税額控除は所得の多寡に限らず一律で税額分だけ一定額が減る。問題は課税のない方について、税額控除の恩恵がいかないことから、そういった人については給付しようということで、扶養控除についての給付付き税額控除が、税調で議論になった。

ところが、今議論になっている給付付き税額控除は、どこの範囲まで税額控除を広げるか。例えば配偶者控除、扶養控除、或いは社会保障関係等々、すべて今は所得控除でやっているが、それは20区分ぐらいあると思うが、それを全部税額控除するのか。そういう議論もなくて、単に給付付きでやると低額所得者まで全部カバーできるからいいではないかと、極めて楽観的に言っている。アメリカやカナダはできる。それは制度がシンプルになっているし、社会保障税も一緒に徴収している。税の仕組みも日本ほど、給付の世界と税額控除の世界が分かれていないからである。一方、日本の場合は、税額控除は主税局、給付は厚労省になる。実務的な面で、この給付付き税額控除というのは、実現可能性からいうと、極めて難しいと思っている。概念も難しいし、実施も難しい。

そういう意味で、制度設計をちゃんとやるべきだと思っているが、これは非常に難しかろうと割り切っている。私はあくまでも税の本体を傷つけないような税制改革の方がいいと思っているから、少しご主張とは違う面があるかもしれない。

（Ｑ２）　税制の根本的なことについて、民主党の案のようにすることが本当にできるのかどうか、先生のご意見を。

それから、私は民主党に期待している。84兆円の国家予算というのではなくて、総予算が207兆円あるのであれば、それをうまくすれば、子供手当とか、いろいろなものが全部解決していくのではないかと思っているのだが、現実の問題としてどんなのだろうかを教えていただきたい。

（石）　これはいろいろ数字が入り乱れているから判断が難しいが、恐らく207兆円のうちかなりのものが年金の手当であるとか、借金の返済等で支払うべき使途が決まっているところだと思う。

よく埋蔵金といわれるような自由になる金が、民主党の試算によると４兆円強が活用できるという話をしているが、例えば外国為替資金特別会計や財投のいろいろな特別会計などで、確かに数兆円ずつ出てきた。ただ、自民党が随分使ってしまったのではないか。多分、そんなに残っていないと思う。そういう隠し金的とか、偶然に出てくる金とか、１回使うとなくなる。かつ、不安定の財源で、いつ出るかわからない。また、法律的な改正も必要だろう。これからの年金の財源や介護・医療の社会保障の毎年確実に出ていく財源に充てるのは間違いだと思う。出ていく方は確実に毎年出ていくのに、出てくるべきところの根っこにあるところが極めて不安定で、出てくるとも思えない。

従って、民主党が、財源論といわれたのは、要するに、願望論、希望論、精神論、具体的には今言ったように時間がかかる。取りあえず、今年の補正予算とか、来年度の当初予算というような話ではなくて、これはかなり時間がかかって、やはり財政赤字を増やすのではないかと危惧している。

安定した財源を組むなら、やはり税制改革をしなければ駄目である。それは消費税であり、所得税だ。そういうもので恒常的な税収を確保して、恒常的な支出に充てる。ただ、神風的に出てくる財源がないとは言えないだろう。思いがけない税収は、過去の借金返済に充てるべきだ。思いがけない税収があるからといって、消費税を上げないというのは、私の立場から言えば無責任だと思う。

国民もはっきり眼力を持ってやるべきだというのが私の主張です。思いがけない税収が、出てきたら、将来の孫や子供の負担にならないように、現世代は借金の返済に充てる。ただ、現世代が使う年金や医療・介護は、現世代の負担でやるべきである。それを借金にしてしまうと

後世代に押し付ける。

それで問題は、マニフェストが100％実行できるなどとは思えない。これから修正していくのだろう。もう君子豹変すべしという社説があった。民主党の政策は、国民がどれだけ寛容度を持って認めるかによると思う。意外に国民は約束したことを守れとうるさいと思っている。期待したものが出てこないと、子育て手当が切られたと怒る人がいるし、高速道路の無料化を怒る人もいるし、暫定税率をなくすなんてできないということがあれば、マニフェストが実行できなければ辞めると鳩山さんは言っていたが、そこまで追い込まれるかどうかだ。

私はマスコミと国民の寛容度に置いているが、寛容度のある人と厳しい人がいるから、これからの問題である。私は厳しい方だが、寛容度はありそうだ。

（Q３）　日本の国民は、減税に関しては寛容、増税の話になるとものすごく敏感になってしまう。政府に対して国民からものすごく強い不評が出るという話をされている。政権交代になって、今度は政府税調だけになって、党税調はなくなるという話だが、先生のお話になった埋蔵金というのか、そういった隠れた財産が出てくるかどうか、本当に不透明で私も期待はしていないが、ここでやってみて、やはりこれだけしかなかったということになると、国民も仕方がないということで、消費税増税にイエスの旗を振るようになっていくと思う。国民の納税意識をなるべく高めていきながら、国債発行をなるべく抑えてと私は考えているのだが、今後の展開をもう少し教えていただきたい。

（石）　小泉首相が５年半首相をやっていた中で、最初に上げないと言ってしまった。政府税調と会談をしたことがあって、任期中は上げないが、その議論はしていいと、うまいこと言っている。それで結局、５年半上げなくて、その間に構造改革はよかったと思うが、毎年、社会保障費を2200億円削れという話が出てきて、それが医療崩壊であり、介護地獄であり、さまざまな国民の安心安全を脅かす元凶だと思う。高齢化社会では社会保障関係が毎年自然に１兆円増える。消費税の痛みはないが、安心安全のコストがもろにわれわれの方に来たのは事実であるから、国民もわかってきたのではないかと思う。

北欧はすごい高福祉高負担であり、スウェーデンはおわかりのように、日本の消費税に当たる付加価値税が25％で、平均的なサラリーマンの所得は半分以上持っていかれる。しかし、ちゃんと老後の保障はあるし、病気のときはただ、教育もただ、子育てや介護にも手厚いといった、手厚い福祉をもらっているから文句を言わない。日本はどちらかというと、自分の払った年金が消えてしまったなどというような国だと、信用できない。非常に不信感がある。

また、日本では、世代間の争いがあったりして社会連帯感が少ない。デンマークはほとんど税方式だから、年金も医療も全部現世代の人が後世代の人の負担をしているが、それは、現世代の人が負担するのは、自分が老人になったら、そのときの若者が助けてくれると思っている。そういうことが日本にはない。これまでの政治家の責任は重いと思う。これだけやらないと駄目だと厳しいことも言わなければいけない。

これまで税制改革は、ネット減税か税収の中立でやってきて、ネット増税はなかった。だから、財政再建ができない。今後は、民主党のように税金の無駄を省く、予算を見直す、これはいいと思う。だから、その成果が出るまで、本当に出るのかどうか、疑問なのだが、成果が出るとして、何年待てるかだろう。

それから、開き直って言えば、80兆円も100兆円も、或いは207兆円も予算がある中で、数兆円の無駄はあるだろう。企業だってみんな無駄がいっぱいあるではないか。家計だと無駄があるではないかという議論も出てくるのではないか。それでもう少しもむ。もんでいるうちに

ますます財政赤字が蓄積していくので、時間的余裕があるかどうか心配である。よほど腹の据わった政治家が出てきて、これで行くぞという形で国民に訴えるようなことが必要ではないかと思うが、見渡す限りいない。ますますこれから同じような惰性に流されるのではないかと心配である。

私らの世代は食い逃げ世代だからいいが、どんどん現世代に負担してもらっている食い逃げ世代だが、年金もそんなにもらえないという話になると、今の若い人はこれから気の毒だ。私は総じてペシミスティックだが、民主党に期待することもあるが、不安もある。どちらかというと不安の方が大きい。それを少し皆さんと共有して、これから民主党なり、自民党の再生等々を踏まえてやるべきだと思っている。

（文責　㈳日本租税研究協会）

国 際 課 税 の 潮 流

●参加者（五十音順）

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授	青山　慶二
財務省主税局参事官	大矢　俊雄
三菱商事㈱コントローラーオフィス税務室長	鈴木　一路
KPMG 税理士法人パートナー	八田　陽子

司会　東京大学法学部教授　増井　良啓

はじめに

（増井）　おはようございます。シンポジウムを始めます。この討論会「国際課税の潮流」の狙いは、最近の日本における国際課税の状況を概観し、OECD などの国際機関における議論の動向を踏まえ、外国子会社合算税制の改革の方向性など、国際課税の現状と課題について討論を行うということです。

全体の構成は 3 部構成です。まず第Ⅰ部で国内法の問題、特に外国子会社をめぐる税制の在り方について、今年 3 月の改正、そして外国子会社合算税制の議論をいただきます。

そして第Ⅱ部は、視野を広げて、情報交換を中心とした国際的な取り組みについてご議論いただきます。項目が 2 つございまして、 1 つは G20等における動き、いま 1 つは租税条約ネットワークの拡充です。この点については、本邦初公開といいますか、一番新しい情報をお話しいただけるということで、私も大変期待しております。

それから第Ⅲ部として、OECD における最近の議論ということで、AOA やビジネスリストラクチャリングといった論点についてご議論をいただく予定です。

パネリストの先生方は、組織を代表してご意見をいただくというのではなく、個人としての資格でご発言をいただくということにご留意下さい。従いまして、このパネルでもお名前はさん付けで呼びます。

それでは、外国子会社配当益金不算入制度、また外国子会社合算税制における議論を開始します。大矢さん、よろしくお願いいたします。

Ⅰ．国際課税の動向と国内法制

1．国際課税の動向

〔国際課税の役割〕

（大矢）　大矢でございます。よろしくお願いします。第Ⅱ部で詳しくご紹介しますが、私は先週メキシコでグローバル・フォーラムというのに参加してまいりました。そこで、情報交換の在り方にかなり画期的な動きがありましたので、そのご報告を後でさせていただきます。世の中、特に今年に入りまして、国際課税に動きがございます。できるだけ新しいお話を皆様にお届けできればと思っております。

まず、国際課税の今の姿と申しますか、昨今の状況がどのように私どもの方針というか考え方に影響を与えているかということを、かいつまんでご説明したいと思います。今もそうなのですが、今まで国際課税の役割というのが 3 つあるといわれていました（**資料 1** ）。 1 つが国際的な二重課税の調整、 2 つ目が国際的な租税回避への対応、 3 つ目が投資交流の促進だといわれていました。それは今も間違いないのでございますが、他方で昨今、日本経済、世界経済をめぐる状況は新たなダイナミクスを加えております。

〔金融システムの安定と課税〕

そのダイナミクスの 1 つは世界経済の状況であります。リーマンショック以降、世界の金融システムの安定性、そして透明性というのが一層求められております。金融監督を強化して、ショックへの脆弱性を減ずるのだ、税もその文脈で位置付けられなければいけないのだということが随分いわれております。

この昨今も、ついこの間G20というのがありまして、この**資料21**がそのG20のコミュニケでございます。これはコミュニケの付属文書でありまして、本体の次の２ページ目に「金融システムの強化に向けた取り組み」が付いています。その中にタックスが位置付けられております。課税についても、租税回避のための資金の流れというものが世界的な金融システムの安定性に影響を及ぼすのだという考え方が非常に強いです。特にこの前の９月頭のG20の議長国のイギリスをはじめ欧州諸国はそういう考え方が非常に強くて、その金融システムの安定という点から、課税が、その資金の流れというものが注目されている面が非常にございます。

〔景気刺激策と課税〕

さらにもう１つ、世界経済の観点から税がどのように見られているかというと、当然のように世界経済が今停滞している中で、ほとんどの国で景気刺激策を取られています。世界中のコンセンサスというのがずっとこの１年間いろいろなフォーラムで議論されていますが、そのような景気刺激策は短期でなければいけない、タイムリーでテンポラリーなものでなければいけないのだといわれております。他方で、中期的には財政健全化を図らねばならない、そういう財政フレームワークを持たないと市場の信任が得られないということです。これが重要なのだということで、短期は景気刺激策、中期より長いものはしっかりとした財政フレームワークを

資料１

国際課税の役割

- **国際的二重課税の調整** ⇨ 中立(neutrality)
  - 外国税額控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国内法＋租税条約
  - 移転価格税制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国内法＋租税条約
- **国際的租税回避への対応** ⇨ 公平(equity)・公正(fairness)
  - 移転価格税制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国内法＋租税条約
  - 外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン税制） ・・・・・・・・・・・・・・・ 国内法
  - 過少資本税制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国内法
  - 租税条約を利用した租税回避行為の否認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 租税条約
  - 情報交換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 租税条約（＋国内法）
- **投資交流の促進** ⇨ 活力(economic vitality)
  - 源泉地国課税の減免（配当・利子・使用料等） ・・・・・・・・・・・・・・・ 租税条約
  - 差別的取り扱いの禁止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 租税条約

持つのだということで、どこの国もやっております。それは世界中のコンセンサスだと思われます。

そうしますと、その景気刺激策を可能にするための適正な課税というのはどういうものか、それと、適正な税収というのを確保しなければいけないのではないかということが、おそらく世界中の考え方ではないだろうかと思います。要するに、今、世界で足元は、金融システムの安定という面と税収の確保という面が同時並行的に議論されていると思います。

〔経済成長と課税〕

それからもう１つ、３つ目として日本経済成長の観点でございます。日本経済も、ほかの先進国より今のところ早期に回復の兆しがあるという感じではあるのですが、どうもその潜在成長力を十分発揮しているとはいえない状況であります。わが国への投資の促進、また日本企業の海外展開の支援などを通じた日本経済活性化の必要性は依然として大きいと思われます。

〔国際社会における議論の潮流〕

資料21はG20では金融システムの安定という観点からの税・国際課税についてですが、イタリアのラクイラで行われた７月の首脳サミットでは、**資料19**を覧いただくと、２行目に「我々の課税ベースの保護並びに」ということがあって、こういった課税ベースでの言及があります。あまりここでは金融というのが正面から出てきていません。

要するに、同じこういったフォーラムでも、Ｇ８とG20の違いはもちろん参加国が違うというのはありますが、そのフォーラムによって力点の置き方が違うことがあるということになります。今、この２つの側面で国際社会では議論を同時にやっているというのが申し上げたいことでございます。

いずれにしても、そうした足元の状況等々を踏まえながら、バランスを取りながら、いろいろな問題の検討を行っていく必要があるのではないかと思っております。以上、総論です。各

資料21

金融システムの強化に向けたさらなる取組に関する宣言（抄）（ロンドン）（2009 年 9 月 5 日）

我々、G20 財務大臣及び中央銀行総裁は、過度のリスクの蓄積と将来の危機の発生を防ぎ、持続可能な成長を支えるために金融システムを強化するという我々のコミットメントを再確認した。

我々は、グローバルな規制と監督のための強固で包括的な枠組みを確立する、野心的な計画の実行において著しい進捗を示した。金融安定理事会（FSB）及び透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムはその役割とメンバーを拡大した。規制当局は、リスクの高いトレーディング、オフバランスシート項目及び証券化商品に対するより厳格な資本要件に合意した。また、景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）への取組みについて提言をまとめ、報酬及び預金保険に関する重要な原則を公表、30 以上の監督カレッジを設置した。

しかし、モメンタムを維持し、システムをより強靭なものとし、競争条件の公平を確保するためには、以下の措置等がさらに必要である。

（略）

4. 非協力的な国・地域（NCJs）に対する取組み：ピア・レビュー、能力構築及び規制水準、資金洗浄・テロ資金供与対策及び税に関する情報交換基準を満たさない NCJsに対する対抗措置からなる効果的なプログラムの実施。2010 年 3 月からタックス・ヘイブンに対する対抗措置を使用する用意をし、途上国が、多国間枠組を通じる可能性も含め、新たな税の透明性により恩恵を得ることを確保する。FSB に対し、2009 年 11 月までに規制水準に係る評価尺度と遵守状況について報告するよう求める。

（略）

資料19

ＧＳ首脳宣言（抄）　（2009年７月）

国際租税及び金融健全性に関する協力並びに違法な資金調達への闘いにおける更なる取組み

16. この困難な時期において、特に、世界経済を安定化させるためにとられた例外的な財政措置、及び経済活動が公平かつ透明な方法で行われることを確保する必要性に鑑み、我々の課税ベースの保護並びに租税詐欺及び租税回避との闘いに向けた取り組みは一層重要である。我々は、世界中での租税情報の交換と透明性の促進が進展を続けており、租税情報の交換に関する国際的に合意された基準の受入れの拡大、及び、いくつかの国・地域により署名された二国間協定の数の増加を支援している。しかし、自己満足に陥る余裕はない：すべての国・地域は、自らのコミットメントを直ちに実施しなくてはならない。我々は、課税を回避するために隠された多額の資金を今後も容認することはできない。

17. G20の求めに呼応し、租税情報の交換及び透明性に関するこの再確認された重要性から十分に恩恵を得るため、適切なフォローアップの枠組みが必要である：
    a．ＯＥＣＤの透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラムは、すべての国・地域による国際基準の実施を評価し更なる行動のための客観的で信頼に足る基礎を提供するピア・レビュー・プロセスを実施しなければならない。
    b．グローバル・フォーラムによりこれまで監視されてきたすべての国は、租税情報の交換に関する国際基準の実施にコミットしていることから、今後は、情報交換の実際の実施と、これらの基準に合致する協定の数、質及び関連性の増加に努力を集中すべきである。
    c．グローバル・フォーラムへの参加は拡大されるべきである。
    d．租税回避が開発途上国に特に大きな損失を与えることを認識し、グローバル・フォーラムへの参加拡大及び情報交換に関する多国間アプローチの検討などにより、開発途上国が新たな協力的な租税環境から恩恵を得ることを可能とするために、具体的な進展が得られる必要がある。
    e．租税情報の交換と透明性に関する国際的に合意された基準をまだ実質的に実施していない国・地域を定義するために用いられる基準は、国際基準の効果的な実施を確保するピア・レビュー・評価プロセスの一環として、改訂されるべきである。また、
    f．各国が、税の透明性に関する国際基準を満たさない国に対する使用を検討すべき効果的な対抗措置の項目表が、議論され合意されるべきである。

    我々は、ＯＥＣＤに対して、これらの課題に速やかに対応し、今後の方策を提案し、次回Ｇ２０財務大臣会合の時までに報告することを要請する。

論にこれから入らせていただきたいと思います。

２．外国子会社配当益金不算入制度

〔外国税額控除制度の概要〕

まず、外国子会社配当益金不算入制度についてであります。これは最初に申し上げました３つの観点のうち二重課税の調整にかかるものですが、日本経済の活性化にももちろん大いに関係してくるものであります。経緯としては、外国税額控除制度にそのベースがあります。外国税額控除制度は**資料２**にその制度の概要がございます。この外国税額控除制度は昭和28年に導入されたものであります。外国で納付した外国税額を国外所得に対してわが国で課される法人税額の範囲内で控除することを認めるものであります。すなわち、居住者・内国法人は全世界所得に課税されるため、国外所得に対して源泉地国で課税される部分について二重課税が発生することになりますので、これについて二重課税を排除しようとするものであります。

〔外国子会社配当益金不算入制度導入の経緯〕

従来の間接外国税額控除制度の下では、いったん子会社の所得を益金算入し、全世界所得に対するわが国で納めるべき税額を計算した上で、そこから外国子会社が国外において納付した外国法人税額を差し引くことから、例えば国外の税率がわが国より低いような場合は、外国子会社は親会社に配当を戻す場合と外国子会社の配当を国外で留保した場合とで、企業全体としての税負担が異なってきます。その結果として、企業が必要な時期に必要な金額だけを戻すという、企業の配当政策の決定に税制が中立的ではないのではないかということで、企業に配当を国外に留保するというインセンティブを与えているのではないかという指摘があったところであります。

世の中は動いていますので、わが国企業はますます海外進出が進んでおります。そうした中で、海外の子会社における内部留保も年々増加しています。わが国経済の活性化の観点からは、

資料２

外国税額控除制度の概要

○　居住者・内国法人は全世界所得に課税されるため、国外源泉所得に対して源泉地国で課税される部分は、二重課税が発生することになる。

○　外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除するため、外国で納付した外国税額を、国外所得に対しわが国で納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認める制度。

○　平成 21 年度税制改正において、外国税額控除制度の枠組みを基本的に維持した上で、外国子会社からの配当について、親会社の益金不算入とする制度を導入することとされた（間接外国税額控除制度の廃止）。

外国税額控除額の推移

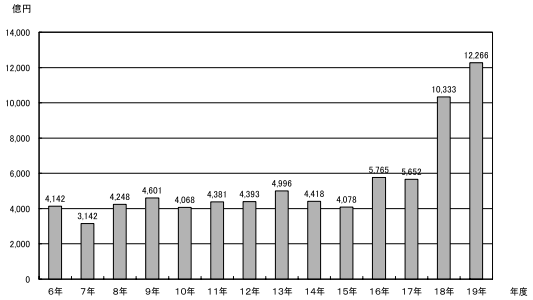

（出所）国税庁「税務統計からみた法人企業の実態－会社標本調査結果報告－」

海外市場で獲得する利益をわが国に還流させるということがわが国の持続的成長・発展のために必要ではないかという議論がありました。

資料３は経済産業省でお作りいただいた非常にわかりやすい資料でございます。このグラフにございますが、これだけ海外留保が大きいということが数字とグラフで示されております。これが日本に戻ってくれば、雇用、それから設備投資に回るのではないか、研究開発に回るのではないかということが期待されたわけでございます。こうした流れの中で、いろいろ検討が進んできました。

また、間接外国税額控除制度については複雑ですし、いろいろな証拠書類が要るので事務コストが大きいというご指摘もあったところです。そうしたことで、21年の税制改正で、間接外国税額控除に代えて、親会社が外国子会社から受け取る一定の配当について、親会社の益金不算入という制度を導入したところでございます。

この制度を導入しました結果として、国内に還流する利益が、雇用や、先ほど申し上げた設備投資、わが国経済の活力向上のために用いられることを期待しているところであります。また、企業の事務負担も大いに軽減されることを期待しているところでございます。

〔益金不算入制度の今後〕

他方で、まだこの制度は緒についたばかりであります。税だけではありませんで、今、行政で行っていることはすべてそうですが、政策評価というのをしなければいけません。成果の検証というのをしなければいけないということは、行政のすべての分野においてそうであります。

よくPDCA、Plan-Do-Check-Actionといいます。歳出の方ですと予算執行調査というのをやっていて、今、毎年60件とか70件とか自己評価を財務省の中でもやっています。それを、制度全体としては総務省が行政評価をやっているのですが、やはり施策・政策を実施する主体がまずは自己評価しなければいけないというのがございます。もちろん、今回の措置は企業の配

資料３

外国子会社配当益金不算入制度の導入について

＜経済産業省作成＞

○国際展開する我が国企業の外国子会社が海外市場で獲得する利益について、**税制に左右されずに、必要な時期に必要な金額を国内へ戻せるようにするとともに、制度の簡素化による事務負担軽減を図るべく、**国際的な二重課税排除の制度を見直し。
○具体的には、間接外国税額控除制度に代えて、**外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入。**
○国内に還流する利益が、設備投資・研究開発・雇用等幅広く多様な分野で用いられ、**我が国経済の活力向上につながることが期待される。**

海外現地法人の内部留保額及び海外現地法人からの受取配当金の推移

（出所）経済産業省「海外事業活動基本調査」

【具体的制度内容】

○対象となる外国子会社

内国法人の持株割合が25％以上で保有期間が6月以上の外国法人

（持株割合について租税条約により異なる割合が定められている場合は、その持株割合 を適用（例：日米租税条約　10％））

○益金不算入額

外国子会社から受け取る配当額からその5％相当額を、その配当に係る費用として控除

（その配当の95％相当額を益金不算入）

（注1）配当に対して課される外国源泉税の額は、直接外国税額控除及び損金算入の対象外。

（注2）平成21年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社から受け取る配当について適用。

当政策に対する税制の中立性や事務コストの軽減といった観点から措置されたものであり、外国子会社の利益を配当として直ちに戻さないからといって、今回の措置が無意味だということにはならないのですが、この Plan-Do-Check-Action のサイクルで成果をチェックして次の行政に生かすということは、今の世の中、当然でございます。所期の成果が上がっているかどうか、実際に、資金が日本に戻っているのか、設備投資や雇用に本当に生かされているのかということ、それから、事務コストの軽減が実現しているのかということを、これから皆様の声を伺いながら検証していかなければいけないと思っております。

例えば、昨今いろいろな論文等々がございまして、マーケット情報等々ございまして読んでいると、日本はまだ低金利なので、内外金利差が大きいです。そうなると、むしろ外国に置いておいた方がいいのではないかという声、それから、これもまた為替レート次第というのもあるのかもしれませんが、海外進出意欲が増えると、国内に資金を還流させる必要性が減るのではないかとか、いろいろなご意見、またご指摘、ご分析があるようであります。こうしたいろいろな見解・分析にも耳を傾けながら、われわれなりにまた検討、自己評価、分析していきたいと思っています。

諸外国を見ますと、この外国子会社配当益金不算入制度はどうかというと、ドイツとフランスでは既に外国子会社配当について、益金不算入制度を導入しておりますし、2009年度からイギリスにおいてもこの導入をしております。ですから、世界の流れになっているというのは間違いないだろうと思っております。（**資料４～６**）

３．外国子会社合算税制

〔**外国子会社合算税制の概要**〕

次に、外国子会社合算税制についてです。これが、**資料７**です。これについて、今かなり議

資料４

米国における国際的二重課税排除方式をめぐる議論の概要（未定稿）

	米国両議院税制委員会報告書（2008.6.26）	米国大統領税制改革諮問委員会報告書(2005.11.1) 米国財務省報告書（2007.12.20）
現状認識	➢ 外国子会社の所得は米国親会社に配当するまで課税されないため、事実上の課税繰延 ➢ 企業に対して配当せずに海外に所得留保するインセンティブを与え、事業や投資判断を歪めている ➢ 制度が複雑である	
解決策	➢ 事業所得についての国外所得免除方式、及び（外国税額控除制度の下での）完全合算方式を提示 ➢ 事業所得についての国外所得免除方式については、移転価格税制の重要性が高まること等を指摘 ➢ （外国税額控除制度の下での）完全合算方式については、外国子会社の留保所得を発生ベースで親会社所得として完全合算する方式の代表例として連結納税方式、外国子会社合算方式の拡充を提示 なお、完全合算方式の場合、外国子会社の損失をどのように取り込むか等の検討が必要であることを指摘	➢ 国外所得を、事業所得と投資所得に区分し、事業所得については国外所得免除方式、投資所得については外国税額控除方式を採用 ➢ 国外所得免除方式が適用される場合、米国所得を軽課税国所在の子会社に移転するインセンティブが働くため、移転価格税制の執行に更に注力

資料５

英国における国際的二重課税排除方式に係る改正の概要（未定稿）

	英国 2009 年度税制改正（2009.7.21）	（参考）英国財務省討議用文書（2007.6.21）
現状認識	➢ 特に海外事業の多い大企業にとって、外国税額控除制度は国外所得免除制度よりも複雑であり、企業側の負担も大きい ➢ 企業に対して配当せずに海外に所得留保するインセンティブを与え、その結果、海外に多くの所得が留保されている	
解決策	➢ 外国法人配当益金不算入制度の導入 ✓ 大企業が受ける外国法人からの配当を、一定の場合を除き、持株割合に関係なく益金不算入 ✓ 濫用防止のため、利子控除に一定の制限を導入 ➢ 外国子会社規制（我が国の「外国子会社合算税制」に相当）については、外国法人配当益金不算入制度の導入に伴う見直しのみを行い、同規制の実質的な見直しについては、引き続き議論が行われる模様	➢ 外国子会社配当益金不算入制度及び外国子会社規制強化の一括導入 ✓ 大企業が受ける外国子会社（持株割合 10%以上）からの配当を益金不算入 ✓ 濫用防止のため、外国子会社規制についてエンティティ・ベースから所得ベースの制度へ移行すると共に、利子控除にも一定の制限を導入

資料６

主要国における国際的二重課税調整方式の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	全世界所得課税	全世界所得課税	全世界所得課税	全世界所得課税 ※ただし、条約により大宗が国外所得免除とされる。	国内源泉所得課税 ※受取利子・受取配当等の投資所得については、国外源泉所得に対しても課税。
二重課税の排除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式 国外所得免除方式 ※条約の適用がある場合には大宗が国外所得免除	国外所得免除方式 外国税額控除方式 ※利子・配当等の投資所得については、外国税額控除
外国税額控除の控除限度額の計算	一括限度額方式	所得項目別限度額方式	所得項目別限度額方式	国別限度額方式	国別限度額方式
外国税額控除の控除余裕額・限度超過額の取扱い	余裕額の繰越し　３年 超過額の繰越し　３年	超過額の繰戻し　１年 超過額の繰越し　10 年	繰越しを認めず ※ただし、国外支店等の事業所得や一定の配当に課された外国税については 超過額の繰戻し　３年 超過額の繰越し　無制限	繰越しを認めず	繰越しを認めず
海外からの配当に係る二重課税調整方式	配当益金不算入方式 ※持株割合 25%以上等の外国子会社から受ける配当の 95%を益金不算入。	間接外国税額控除方式 ※持株割合 10%以上	配当益金不算入方式 ※2009 年度から受取配当の益金不算入方式を導入。	配当益金不算入方式 ※受取配当の 95%を益金不算入。	配当益金不算入方式 ※持株割合 5%以上の子会社から受ける配当の 95%を益金不算入。

資料７

外国子会社合算税制の概要

○　わが国の内国法人等が、実体のない子会社等を通じて国際取引を行うことによって、直接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果としてわが国での課税を免れる事態が生じ得る。

○　外国子会社合算税制は、このような実体のない子会社等を利用した租税回避行為に対処するため、一定の税負担の水準（25%）を下回る国・地域にある実体のない子会社等の所得について、わが国の内国法人等の課税上、その持分に相当する額を、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する制度。

○　外国の子会社等が、実体のある事業を行っている等、一定の条件（適用除外基準）を満たす場合には、合算課税の対象とならない。

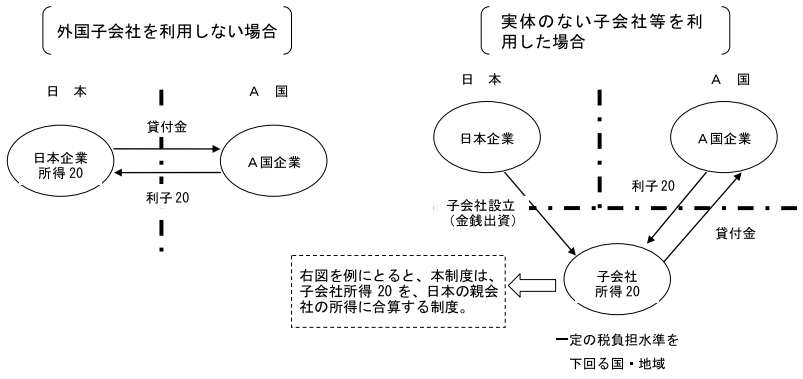

論がございまして、われわれとしても今いろいろな角度から考えているところです。21年度税制改正において、国際課税全般の見直しの中期的なロードマップの第１歩として、今申し上げた外国子会社配当益金不算入制度というのを導入したところなのですが、こうした国際課税全般の見直しの中で、外国子会社合算税制の在り方を、中長期的な方向性も含めて総合的に検討すべき時期にきているのではないかと思っています。

この外国子会社合算税制は昭和53年に導入されたものですが、その基本的考え方は、わが国の内国法人が実体のない子会社等を通じて、軽課税国において国際取引を行うことによって、直接国際取引を行う場合と比べて税負担を不当に軽減・回避し、結果としてわが国での課税を免れるという事態が生じるのではないかという基本的な発想から出たものです。こうした租税回避行為に対処するため、一定の税負担水準を下回る国・地域にある実体のない外国子会社等の所得を、その持ち分に応じてわが国の親会社の所得とみなして、それを合算して課税する制度であります。

〔外国子会社合算税制における適用除外基準〕

では、その実体のない場合というのはどういう場合かというのが問題でございます。それが、いわゆる適用除外基準といわれるもので、**資料８**にその４つの基準が記してございます。

実体を備えて、かつ所在地国において事業活動を行うことについて十分な経済合理性がある場合、すなわち、４つを全部満たす場合については、外国子会社合算税制の適用はないということになります。このアプローチは、企業ごとに見て、オール・オア・ナッシングで適用をするかしないか決めます。そのエンティティに着目して決めるということで、この適用除外条件を満たさない場合は、エンティティの所得全体について合算対象所得とするというエンティティ・アプローチです。これが現行の考え方であります。

資料８

外国子会社合算税制における適用除外基準

○　外国子会社合算税制は、一定の税負担の水準を下回る国・地域にある実体のない子会社等の所得について、わが国の内国法人等の課税上、その持分に相当する額を、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する制度。

○　ただし、正常な海外投資活動を阻害しないために、下記のような適用除外基準を設けている。

適用除外基準：次の４つのすべてを満たした場合には、合算対象とならない。

適用除外基準	①　事業基準　⇒　主たる事業が株式の保有等、一定の事業でないこと
	②　実体基準　⇒　本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること
	③　管理支配基準　⇒　本店所在地国において主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること
	④　所在地国基準　⇒　主として本店所在地国で事業を行っていること （ただし、卸売業など一定の業種の場合には、非関連者基準を適用） 非関連者基準　⇒　主として関連者（50%超出資会社等）以外の者と取引を行っていること

（注）　④の所在地国基準（又は非関連者基準）を満たさない場合であっても、①から③の事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合には、合算される所得から所在地国における直接の人件費の 10%相当額が控除される。

〔外国子会社合算税制を巡る論点〕（資料10）

ところが、このエンティティごとに判断して○か×かというアプローチが、世の中がいろいろ変化のある中で、必ずしも企業活動の実態に合わなくなっているのではないかというご意見があるところであります。

例えば企業が製造拠点の海外移転を進める中で、東南アジアのグループ製造会社から欧米のグループ販売会社へ輸出するという輸出業務について、業務効率化の観点から、東南アジアに輸出業務を支援したり決済業務を一元化するような子会社を設立する、或いは、企業の海外拠点が増加し、効率的な企業運営の管理のために、北米や欧州、アジアの地域のハブとして事業戦略をつかさどる地域単位の統括会社を作るというような事例が多くなっています。こうした事例について、こうした４つの基準が本当に今もワークするのかということはいろいろ議論されています。

例えば欧州統括会社をベルギーもしくはオランダに作るとして、この所在地国基準というのがありますが、どうしてオランダやベルギーだけで事業をしないといけないのかとか、いろいろなご指摘をいただいているところであります。そうした企業サイドから見た場合、十分実体があるのではないか、経済合理性もあるのではないかということです。あるにも拘わらず、適用除外基準が適用されないという事例が多く生じているのではないかというご指摘があるところであります。

このエンティティ・アプローチを取りますと、オール・オア・ナッシングでございますので、他方で、ある事業主体の所得の中に、本来事業、積極的な事業活動からの所得が含まれていても、その所得の性格を配慮することなく、全部一括で判断します。パッシブな利子配当からくる所得等は、どんなにそれが本来事業とは関係がなくても、この適用除外基準に当てはまれば合算されないということになります。

今のこのエンティティ・アプローチはオー

資料10

外国子会社合算税制を巡る論点

【背景】

- 進展するグローバル化や事業形態の複雑化・多様化　⇒　企業活動の実態を踏まえた対応の必要性
- 外国子会社配当の益金不算入制度の導入　⇒　外国子会社への所得移転を通じた租税回避の防止の重要性
- G8、G20 等の国際的潮流　⇒　タックス・ヘイブン等を利用した租税回避行為への対処と課税権の確保

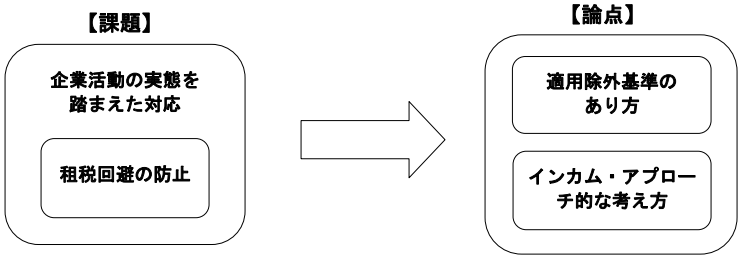

（注）インカム・アプローチとは、所得の性格に着目して特定の所得を合算対象とするもの。現行制度では、特定の外国子会社のすべての所得を合算対象とするエンティティ・アプローチを採用している。

ル・オア・ナッシングですので、４つの基準を当てはめて、所得所得でその所得の性格・性質について判断する必要がないという点では、判断自体は非常に簡単です。割り切りができるというものであります。他方で、このパッシブな所得については、そういう所得の性質というような切り口では判断しないということになります。そうしますと、きめ細かな判断という点でいかがかという指摘もあるところではあります。

それから今ご指摘いただいているのは、軽課税国です。足切りとしてある程度税率が低いところではないと、この制度は適用になりません。税率を今25%でやっていますが、世界的に法人税率が下がっているのだから、もっと下げてもいいのではないかというご指摘もあるところではあります。

〔インカム・アプローチに対する議論〕

では、このエンティティ・アプローチを変えるとしたらどういう対案があるかというのが今、かなり議論になっています。インカム・アプローチというのがその対案になるかと思います。その理念型を申し上げるとさっきのパッシブの所得という切り口なのですが、所得の性格に着目して、事業からくる所得をアクティブな所得、そうではないパッシブな所得に分類した上で、パッシブな所得については軽課税国ではない場合でも課税していきます。逆に、事業所得については、実体のあるものとして軽課税国でも合算しないという方向になるかと思われます。

しかし、こうした理念型のインカム・アプローチを全面採用すれば全部解決するかというと、そうでもなくて、悩みは多いのであります。行政というのはいつも走りながら悩んでいるのだというのが、二十何年役人をやっているといつも思うことです。割り切れれば簡単なのですが、そうもなかなかすぱっと割り切れません。今の制度に問題があるというのは確かなのですが、ではどうしたらいいか。

例えば、パッシブというけれども利子配当だけでいいのかとか、その定義をどうするのか、ある製造業の方がシンガポールに子会社を作って、どうも株の売り買いをやっている、そのキャピタルゲインはどうするのかとかです。それから、インカム・アプローチにしますと、その所得の性格を１つ１つ判断しますから、事務負担が増えるのではないかというご指摘はあります。それから、データですが、細かく分けようとすればするほどタイムリーにデータが取れるのかどうかというのももちろんあるでしょう。さらには、資産運用というのはどこの企業でもやるのが当然で、どうしてそこからくる所得をいちいち合算されないといけないのだというご指摘もあると思います。しかし、他方で、今のこのエンティティ・アプローチがあまりにも割り切りがよすぎるというのも確かに言えることです。やや荒っぽい判定なのではないかというご指摘もあるところではあります。

要するに、事務負担が軽い方にすると、判断が粗くなるのではないか、しかし、きめ細かにしようとすると事務負担が重くなるというのが、ジレンマがあるところであります。その辺を全体で考えて、どうやってバランスの取れた解決法ができるのかということです。

〔諸外国の状況〕

資料９をご覧いただくと、諸外国の比較表がございます。一番上の列の「制度適用の基準」というところに書いてあるのがエンティティ・アプローチかインカム・アプローチかというものの分類で、アメリカだけがインカム・アプローチを採用しているということになります。ただ、これも、実はこう書いてありますが、なかなか実態を見ると、ドイツなどはかなり中間的なアプローチなようでございます。イギリスも実は悩んでいます。当初、外国子会社配当益金不算入制度の導入とセットで、この外国子会社合算税制の見直しを検討してきたのですが、最終的にはわが国と同様に、外国子会社配当益金不算入制度を先行的に導入した上で、実質的な見直しについて引き続き現在も検討を継続しているということであります。このイギリスに

資料９

主要国における外国子会社合算税制の概要（未定稿）

	日　本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度適用の基準	軽課税国にある外国子会社	所得項目ごとに税率格差等により判定	軽課税国にある外国子会社	軽課税国にある外国子会社	軽課税国にある外国子会社
基準税率（トリガー税率）	合算対象子会社の税負担が２５％以下 ２５％	合算対象所得につき、合算対象子会社の税負担が、米国最高税率（３５％）の９０％以下 ３１．５％	合算対象子会社の税負担が英国での税負担（２８％）の４分の３未満 ２１％	合算対象所得につき、合算対象子会社の所在する軽課税国の税負担が２５％未満 ２５％	合算対象子会社の所在する国の税率が、仏国での税負担（33.333%）の５０％未満 １６．７％
適用除外基準	あり	あり	あり	あり	あり
独立企業としての実体	実体があれば適用除外	―――	実体があれば適用除外	実体があれば適用除外	実体があれば適用除外
関連者との取引	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	特定の所得について一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。

おいても、要するに、外国子会社合算税制の見直しについてまだ勉強を重ねているところで、はっきりとした方向性は出ていないということであります。

今後、合算対象とするパッシブの所得とは何か、定義は何だということ、それから、エンティティ・アプローチが実態に合っているのか合っていないのか、海外進出企業の実態の把握、それから、制度を変えると日本経済にどういう影響があり得るのかということ、それが税収にもどういう影響があるのかということ、こういった観点を、いろいろなことを考えて、この制度全体の在り方を考えていきたいと思います。

（増井）　ありがとうございます。大矢さんには、短期的な視点と中期的な視点の区別という大局的なところから、今年の３月に導入された外国子会社配当益金不算入のシステムについて、今回の税制改革を中期的なロードマップの第１歩だと位置付けられました。その成果の検証が必要であるということ、そして、外国子会社合算税制の在り方について、エンティティ・アプローチとインカム・アプローチの得失について検討点をお話しいただいたわけです。

ここからは、青山さん、鈴木さん、八田さんの順番でご意見をいただきたいと思います。それでは青山さん、お願いいたします。

４．外国子会社配当非課税制度導入による外国子会社合算税制の問題点

〔租税回避に対する耐久力〕

（青山）　筑波大学の青山です。よろしくお願い致します。私からは、今ご紹介のありました外国子会社合算税制に至る、昨年の外国子会社配当の非課税制度導入との絡みでの問題点についてコメントさせていただきたいと思います。

先ほど中期的ロードマップの一環として今年度の税制改正がスタートした、その延長線上に外国子会社合算税制があるというご指摘がございました。これはまさにそのとおりだと思いま

す。ある国の国際課税制度のパッケージの中の重要なパーツを占めている部分が、一定の税のポリシーの下に変更された場合には、恐らく国際課税全体としてその制度のバランス、すなわち、税制として公平・中立・簡素という観点から、きちんと機能するのかどうかという見直しが必要になるのではないかと思っております。

非常に重要な柱でありました二重課税排除措置である外国税額控除の間接税額控除をいわゆる免除方式の方に切り替えた重大な改正ですので、それが全体として国際課税制度の効率性等にどんな影響を及ぼすのかということについての検証の必要性です。

よくいわれていることですが、租税条約の議論において、租税回避に対するいわゆる耐久力という意味では、外国税額控除の方が免除方式より耐久力があるのだといわれております。これは、最終的に居住地で、源泉地国では課税できなかったものまで取り込んで精算をするという制度でございますので、源泉地での課税について何らかの瑕疵があった場合に、居住地国での補正が利くという趣旨が１つあろうと思います。

そういった意味では、部分的ではありますが、一定の保有基準を超えている子会社について免除方式を採用したということは、その分についてわが国が課税権を放棄したということです。そうしますと、国際課税全体のパッケージの中で租税回避行為がもし行われた場合についての税制の耐久力につきましては、少し弱まるのではないかというのが通常の考え方であろうと思います。その観点で、恐らく外国子会社合算税制がどうなのかということの見直しが今まさに求められているのではないのかと思います。

〔適用除外基準の検証〕

それから、併せまして２点目は、大矢さんのお話にもございましたが、もう長い年月を経て

まいりました４つの適用除外基準を持っているわが国の外国子会社合算税制が、先ほど来ご説明がございました多国籍企業の世界のいろいろな拠点をベースにした事業展開の実体をうまく反映しているのか、実体のないビジネスに対して適用すべきとされていた、そしてその使命を担っていた４つの適用除外基準というのが適正に今の新しい事態にも対応できているのかというところの２点の検証が今求められているところではないかと思います。

そういったことの観点に立ちまして、経済産業省で国際課税の研究会が開催されてございます[1]。その研究会はこれからずっと続くわけでございますが、最近、中間的な論点整理ということ、今申し上げましたような現状についてどのような方向で考えていったらいいのかということをまとめて、中間報告としてウェブサイトに載せております。その中の論点整理等を、ここで簡単に紹介させていただきたいと思います。

〔エンティティ方式及び所得別方式の論点〕

その中では外国子会社合算税制につき、いろいろな論点を議論しているのですが、私からは、そのうちエンティティ方式と所得別管理方式の選択可能性の論点についてコメントさせていただきたいと思います。

１国際課税研究会　「国際課税の主要な論点について～中間的な議論の整理～」http://www.meti.go.jp/committee/summary／0004599／index04.pdf

先ほどのオール・オア・ナッシングというご説明がございましたが、「51%が真正な事業所得で、49%が投資的な所得です」という場合であっても、エンティティ方式の下では主たる事業をベースにどちらかを判断しなければいけないという宿命があります。そのオール・オア・ナッシングの判定だから、納税者にとってのコンプライアンスコストは少なくて済むし、それから執行当局にとっての執行コストも少なくて済むというメリットがあったわけでございます。

ただ、今、申し上げましたような、オール・オア・ナッシングの性格上出てくる問題点は、まさに１つは、納税者から見ますと、主たる事業が万一適用除外に当たらないものということになってまいりますと、部分的に真正な事業があっても、その主たる事業に引っ張られて一蓮托生的に合算課税の対象にされてしまうという問題でございます。もう１つ別の方から見ますと、先ほどの51%、49%の例で申し上げましたが、主たる事業が真正な事業であれば、残りのパッシブな所得は、ある意味でお相伴にあずかる形で適用除外ということで合算課税されないという仕組みでございます。

〔外国子会社合算税制についての経済産業省国際課税研究会中間報告〕

このような外国子会社合算税制の仕組みが、外国子会社配当非課税制度の導入後も、租税回避防止の使命を適切に果たし続けることができるだろうかということで、まず代替する制度である所得別方式について、海外の制度を調査し検討いたしました。

経済産業省の所得別方式についての検討結果は、あくまで中間報告でございますが、次のとおりです。まずエンティティ方式を改めて所得別方式にした場合のメリットは、金融などモーバイルな所得につきまして、受動的所得というカテゴリーのもとに合算対象として厳格に区分対応できる点です。また、企業にとりましても、所得別区分によって適用除外基準の明確化が図られ実体のある事業の課税除外が進むのであれば、一蓮托生という現行制度のデメリットは払拭できるという点でございます。

一方、デメリットの方は、先ほど大矢さんのご説明にもございましたが、何を租税回避防止の観点から課税対象とすべきかについては、アクティブ、パッシブという基準をとっても、能動・受動の所得区分は簡単にはできないのではないかという点でございます。これは、より砕いて申しますと、利子・配当というのは所得の外形的な形式ではパッシブだといわれていますが、その利子・配当が得られる原資が能動的な事業から出ている場合をパッシブ所得からどのように除外するかは、海外でも、複雑な仕組みが工夫されています。或いは、グループ間取引につきましても、グループ間で実質的な活動をやっている場合のグループ間取引をどのように区分して、所得区分別課税対象からはずすのかという問題でございます。

以上、メリット・デメリット両論を比較検討した形で報告書が作られておりますが、所得別管理方式への完全移行については中長期的課題として位置付けて、課税対象とすべき所得の範囲、所得別管理に伴う弊害防止、事務負担の軽減などについても今後さらに議論を尽くす必要があるという形で、まだ結論が出ないままの中間報告になっています。

５．実務面から見た税制改正の影響と課題

〔税制改正の影響〕

（鈴木）　三菱商事で税務の実務を担当しております鈴木と申します。まず、平成21年度の税制改正で導入された外国子会社からの受取配当金の益金不算入制度についてコメントさせていただきます。

昨今、諸外国は法人税率を引き下げる傾向にあり、現在、本邦の法人実効税率は、アメリカ合衆国と並んで世界的に最も高い水準にあります。この状況の中で、今回新制度が導入されたことにより、本邦企業は、日本と子会社の所在

地国の税率差を配当実施後も恒久的に享受することができるようになりました。また、実務面でも、今回、間接税額控除が廃止されたことで、申告時の事務負担が今後は大幅に軽減されます。従って、今回の税制改正は、企業サイドからはおおむね歓迎されているようです。

一方、今回の税制改正によって、本邦企業の投資活動が変化するのかという点については、外国子会社からの配当を引いた際に、従来のような親会社レベルで追加の課税がなくなったことから、新聞等でも報道されていますように、今年度に入ってから外国子会社から受け取る配当金の額は昨年度に比べて増加しているようです。

〔実効税率の引下げ〕

次にこの配当で本邦に還流した資金がどのように使われるかについては、企業が投資の意思決定を行う際は、通常、投資機会のそれぞれについて経済性を試算して、最も経済性の高い投資を選択するわけで、今回の税制改正がこの企業行動そのものに対して影響を与えるわけではありません。そして、この投資機会の経済性の試算においては、投資先国における法人実効税率が非常に大きなインパクトを持ちますから、相対的に高い実効税率が課せられる日本国内への再投資は、従前と変わらず不利なままです。それどころか、今回の税制改正によって、低税率国への投資が恒久的な優位性を持つことになりましたので、皮肉にも本邦企業が低税率国を投資先として選択する傾向は、ますます高まったのではないかとさえ考えられます。

従いまして、本邦企業が配当で日本に還流させた資金をそのまま日本国内に留め置いて、わが国の経済の活力向上を実現するという目的の達成のためには、本邦の法人実効税率を引き下げて、諸外国との税率差を縮小させることがどうしても必要ではないかと考えます。

〔益金不算入適用対象の調和〕

次に、新制度の内容についてです。現状、益金不算入は外国子会社のみに適用され、海外支店については適用されておりません。企業の海外進出において、支店形態を取る場合と子会社形態を取る場合の税負担が、同じ事業所得についてでありながら異なるというのは、企業活動にひずみをもたらします。従って、海外支店についても外国子会社と同様に益金不算入として、この両者の取り扱いの整合を図るべきと考えます。

〔基準税率〕

最後に、外国子会社合算税制について少しコメントさせていただきます。外国子会社配当益金不算入制度の導入で、外国子会社合算税制の重要性が増したということは企業としても理解します。一方、世界的に法人税率が引き下げられる傾向の中、トリガー税率が25%と、相対的には特に軽課税とはいえない国に所在する子会社も対象となってしまう現行制度の下では、決して租税回避的な内容ではない通常の企業活動であっても、容易に対象となってしまいます。従って、本税制は企業にとって、少なくとも懲罰的な制度であるべきではないと考えます。つまり新制度の仕組みから生じる二重課税は、丁寧に手当てされ排除されるべきと考えます。

〔インカム・アプローチ採用による実務負担増の懸念〕

また、大矢さんのご説明では、エンティティ・アプローチを改めて、インカム・アプローチの導入も、可能性として検討されているとのこと

でした。この点について実務家の立場からコメントさせて頂きますと、インカム・アプローチで求められるであろう情報を例えばマイノリティーの出資先から申告に間に合うようタイムリーに入手することができるかは、正直言って自信がありません。投資先の収入を合算対象とそれ以外に分類することは、通常の企業会計の財務諸表だけからは到底無理でしょうし、またその収入への経費の配賦などを精緻に行うには詳細な情報と大変な手間が必要だろうと思います。そのような作業を膨大な数存在する海外の投資先の、例えばすべてについて行わなければならないなら、先般の間接税額控除の廃止によってせっかく減少した事務負担が、逆に著しく増加してしまうことになると思われます。インカム・アプローチを検討されるにあたっては、こういった実務面についても、ぜひご配慮いただきたいと考えます。

6．合算税制における統括会社の問題点

〔統括会社の活用状況と低税率国の問題〕

（八田）　KPMG の八田と申します。よろしくお願いいたします。私からは、今まで大矢さんからも鈴木さんからも何度かお話をされていた、合算税制のときの統括会社の問題点のようなことを、いろいろな企業を見させていただいている立場から、少しだけ掘り下げてコメントしたいと思っております。

もう既に実体と合理性とに関する指摘があるということはご認識されているということだったのですが、本当に経済環境が非常に悪化しているということ、それから当然のことながら、その前に事業がグローバル化しているということで、昨年は各社コスト削減に努められたと思いますが、今年度はかなりの企業において集中と選択というか、必要ではないところを見極め、企業の力を注力すべきところを選んでいくというような形で、組織再編を考えていらっしゃいます。

再編を検討する際に当然のことながら、配当免税の影響も考慮されるのですが、日本の企業の特徴としまして、事業部制・カンパニー制が非常に強いのです。特にアジアへの展開においては、各地に事業部ごとに子会社を作って、膨大な数の子会社を持っていらっしゃいます。その中で、効率よく事業を行っていく、或いはコストが削減できるような機能を統括会社に集めていくというような動きがあります。そのような形で統括会社を作り、サプライチェーンの中における事業の要請でそこに機能を持たせ、統括会社が地域グループの会社の全体にまたがるある程度の役割を担っているような場合で、それがたまたま統括会社の下にある子会社からの配当所得が一定基準の割合を超えてしまったりするような時に、結局、事業基準が満たされないような場合が出てきます。

それから、もう１つは、鈴木さんが「税率が非常に問題だ」とおっしゃいましたが、アジアの国はほとんど25%以下になっていますので、低税率国に置くということでタックスヘイブン税制の対象になるかもしれないので物流子会社などはなかなか統括会社ができないと考えていらっしゃる会社もあり、日本企業の競争力の足を引っ張っているのではないかというような気がします。

〔主たる事業の判断〕

先ほどちょっと言いました適用条件にうまく

合わない例としまして、オペレーションを実際に行っているので、所在地基準は満たしているけれども、まずその主たる事業の判断というのが非常に複雑で、何を主たる事業とするのかというのが問題として１つ出てきます。さらに、先ほど言いましたように、配当所得の方が多くなってしまう、持ち株会社的な所得の方が増えてしまうという場合です。

それから、もう１つ問題があるのは、卸売りでも物流でも地域統括会社があるときには、純粋持ち株会社でない限り、子会社のための仕事をします。子会社に対するサービスを行ったときに、サービスの提供地がどこかという判断をされることによって、所在地基準に触れてくるということもあります。

また、先ほどのように事業部ごとに各地に子会社を持ち機能が重複しているような場合が多い卸売業において統括会社を導入したい場合が多いと思うのですが、卸売業なので所在地国基準が適用できず、従って、非関連者基準でみることになります。そのような場合に、非関連者基準を満たさず、企業としての実体はあるのに課税されてしまうというようなことが出てきます。

このような場合、統括会社を作るときには、本来子会社が持っている機能をそこの統括会社に集めるので、各地域にある子会社の持つ機能、子会社が行うべき作業に対する収益を得ているわけで、それを日本の親会社に合算し親会社の所得とするというのは、やはり実体と合わない部分があるのではないかと思います。

〔事業を有する持株会社への対応〕

先ほど経産省の取り組みのお話しがありましたが、１点だけ申しますと、事業持株会社のような場合で地域統括会社という位置付けで事業を持っている持株会社のときには、その事業持株会社が特定外国子会社等に該当したとしても、今回の改正により、その下の子会社からの配当に関しては合算課税の対象とならなくなったわけです。ところが、実際に行っている事業の部分からの所得に対してはどうしても合算課税の対象から除外できずに課税されてしまいます。

持ち株会社と事業会社とに分けるという考え方も考えられ、イギリスなどはそういうアプローチをしかけているようなことも聞きますが、もともと事業の効率性のために作っていて、租税回避の目的で作っているわけではないような統括会社の場合には、ぜひ何らかの検討をしていただきたいと思います。非常に難しいというところはよくわかりますので、それだけコメントさせていただきます。

（増井）　ありがとうございます。多数にわたるポイントについてご指摘、ご意見をいただきました。大矢さん、いかがでしょうか。

７．指摘・意見へのコメント

〔外国子会社配当益金不算入制度〕

（大矢）　鈴木さんからのご指摘の中で、海外支店と海外子会社の扱いを同じにすべきだとありました。外国子会社配当益金不算入制度について、支店もその子会社と同じ扱いにしてはというご指摘だったのですが、支店まで入れてしまうと、わが国が取っている全世界所得課税のアプローチがそこから破られてしまうことになるので、そこはなかなかその原則からして難しいと思っています。

〔外国子会社合算税制〕

それから、鈴木さんからも八田さんからもご指摘いただいたインカム・アプローチとエンティティ・アプローチですが、ご指摘を踏まえながらまた検討していきたいと思います。いずれにしても、エンティティ・アプローチの今の制度についてどうも実態と合わなくなっているというご指摘がありますが、しからば、どういった制度に改めるべきかということです。

問題は、今、租税回避に対してどう対応していくか、第Ⅱ部でもご説明しますが、昨今その取り組みが国際的に非常に強くなっていて、かなり真剣な取り組みが世界中で、その取り組み

が強化される中で、租税回避への対応として何が一番効果的・効率的なやり方なのかということです。もちろん企業の皆さんに過剰に事務の負担をかけるわけにはいきません。他方で、そうした費用対効果といいますかコスト・エフェクティブネスのいちばん高いやり方は何かということで、どういった制度が一番いいのかを日々これから考えていくということではないかと思っております。またこれからもご示唆・ご指摘をいただければと思います。

（増井）　第Ⅱ部に移ります。

第Ⅰ部では国内法の観点から、つまり日本一国として、多国籍企業の海外進出について税制のあり方をどうすべきかをみてきました。その最後に出てきた外国子会社合算税制の改正問題は、いわゆるタックスヘイブンの存在と極めて密接に関係しています。そして、そのタックスヘイブンに対する国際的なフォーラムでの動きは、特にこの春ぐらいから大きな展開を見せたところです。大矢さん、お願いいたします。

Ⅱ．租税制度に対する国際的な取り組み

１．G20等における情報交換に関するOECD基準遵守を中心とした国際的な租税回避防止に向けた取り組みの進展

〔ＯＥＣＤモデル租税条約第26条〕

（大矢）　今ご紹介があった点につきまして、私が参りました国際会議で、急激なかなり画期的な動きが先週１週間だけでもありましたので、ご報告なども入れながら説明したいと思います。

昨年秋の金融危機を契機としまして、いわゆる情報交換に関するOECD基準の遵守を中心とした国際的な租税回避防止に向けた取り組みが加速しているところでございます。ご参考までに、OECD基準が何かというのがモデル租税条約26条（**資料15**）でございます。

この中で最も重要なのが５つ目のパラ５というものです。2005年のモデル租税条約改正前はパラ３までしか規定がありませんでした。パラ３というのはちょっと弱い規定です。「国内法令等に基づいて入手することができない情報を提供すること等の義務を課するものではない」とパラ３は弱めの規定をしてあったのですが、2005年改正で新たに追加されたパラ５は、「要請された情報が、銀行その他の金融機関により所有されている等の理由でのみ、当該情報を提供しないことができると解してはならない」ということが入りました。これは、銀行機密法などが国内にあっても当局間では情報を出さないといけないということで、かなりこれは今効いてきております。

〔国際的な租税回避防止の必要性〕

今、租税回避防止に向けた取り組みが加速しているのですが、そもそもなぜ国際的な租税回避はいけないのかというと、４つぐらいあります。

１つが、先ほどのG20でも触れられていましたが、国際的な資金の流れ、実際の投資の流れのゆがみを助長するのだということが挙げられます。それから２つ目の問題点が、すべての納税者の公平性への信頼の毀損、３つ目が、足が速くないタックスベース、勤労所得、財産等々への課税が相対的に重くなってしまう、それから、徴税調査コストが増加するといったいろいろな問題があります。特に今、金融システムの安定に対して問題が出てきているというのは申し上げたとおりであります。それは、１国だけでやっていてはあまり意味がなく、国際的に皆でやらなければいけないということであります。

〔タックスヘイブンの定義〕（資料11～14）

これは、OECDを中心にいろいろな取り組みをやっております。実は、タックスヘイブンの定義とは何ぞやという大議論が今まであったのです。昔は、税率が低いところ、無税もしくは名目的課税というのが要件の１つだったのですが、今は税率を決めるのは各国の主権の範囲

資料15

2005 年 OECD モデル租税条約第 26 条

税に関する透明性及び情報交換にかかる OECD 基準は、2005 年に改定された OECD モデル租税条約 26 条に表れている。同条のポイントは以下の通り。

○　両締約国は、この条約の適用に関係し、又は国内法令の実施・執行に関係すると予想される情報を交換する。（パラ１）

○　情報交換により受領した情報は、秘密として取扱い、租税の賦課徴収等に関与する者又は当局に対してのみ開示することができる。（パラ２）

○　国内法令等に抵触する措置をとること、国内法令等に基づいて入手することができない情報を提供すること等の義務を課するものではない。（パラ３）

○　情報提供の要請を受けた場合には、自国の租税に関し必要のないものである場合においても、要請された情報を入手するために、その情報収集のための措置をとる。（パラ４）

○　パラ３の規定は、要請された情報が、銀行その他の金融機関により所有されている等の理由でのみ、当該情報を提供しないことができると解してはならない。（パラ５）

内なのだから、それをもってタックスヘイブンというのはおかしいだろうということで、今は透明性を欠いていて情報交換をしっかりやらないというのがタックスヘイブンの定義となっています。それが、先ほどの OECD のモデル租税条約26条に書いてあるようなことでございます。

〔グローバル・フォーラムの始まり〕

この OECD を中心とした取り組みが種々なされていたところへ、OECD の中にグローバル・フォーラムというのができました。これは2000年初頭なのでもう７～８年前になります。ここで、OECD 基準を作ったのはいいのだけれど、その国々が本当にやっているのかどうか、国際的な観点から見てちゃんと実施しているのかどうかというチェックが始まったということです。

それは毎年やってはいたのですが、エポックメイキングなのがこうした OECD のグローバル・フォーラムの取り組みを受けて、**資料16**にあるように今年の４月２日に金融・世界サミットというのが開かれまして、ここで付属文書「金融システムの強化に関する宣言」とここもまた金融システムというのが出てきますが、ここでグローバル・フォーラムというのが随分書かれました。

〔OECD 基準の遵守状況〕

これが出たのと同じ日に、**資料17・18**をご覧いただくと、これを世の中ではプログレスレポートといっているのですが、国が先ほどの OECD 基準のモデル租税条約26条を守っているかどうかを分類したものであります。**資料18**の上段の国がホワイト、真ん中がグレー、一番下がブラックといわれています。一番上は、国際的に合意された税の基準を実施している国・地域です。もちろん日本はこちらに入っています。これがあって、２つ目に国際的に合意された税の基準にコミットしているが、実施が不十分な国・地域です。今、ここに分類されている国々が問題国ということで、このうちのかなり

資料11

税に関する透明性・情報交換（タックスヘイブン）に関する国際的な議論の経緯

Ｇ７/８	Ｇ２０	ＯＥＣＤ
1998/5 首脳@ﾛﾝﾄﾞﾝ *［以降、議論継続］*		1998/4 「有害な税の競争」報告書公表 2000/6 「ﾀｯｸｽﾍｲﾌﾞﾝﾘｽﾄ」公表 2002/4 ﾓﾃﾞﾙ情報交換協定策定 /11 GF@ｹｲﾏﾝ
	2003/10 財務大臣@ﾒｷｼｺ（墨） *［以降、議論継続］*	2003/10 GF@ｵﾀﾜ
	2004/11 財務大臣@ﾍﾞﾙﾘﾝ「税目的の透明性と情報交換に関するG20声明」公表	2004/6 GF@ﾍﾞﾙﾘﾝ *［ＧＦ参加国に対する評価作業開始を決定。2006年以後毎年評価報告書を発表］*
2008/2 ﾘﾋﾃﾝｼｭﾀｲﾝ事件 2008/7 首脳@洞爺湖（OECDに対して2010年に進捗報告を要請）		2005/7 ﾓﾃﾞﾙ租税条約26条（情報交換）改正 /11 GF@ﾒﾙﾎﾞﾙﾝ
金　融　・　経　済　危　機		
	2008/11 首脳@ﾜｼﾝﾄﾝ「行動計画」公表 2009/3-4 ｽｲｽ、ﾘﾋﾃﾝｼｭﾀｲﾝ、香港、ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ等がOECD基準へのコミットを表明	
2009/6/13 財務大臣@ﾚｯﾁｪ「ﾚｯﾁｪ・ﾌﾚｰﾑﾜｰｸ」公表	2009/4/2 首脳@ﾛﾝﾄﾞﾝ「金融ｼｽﾃﾑの強化に関する宣言」公表	2009/4/2 事務局による進捗ﾘｽﾄ公表
	2009/9/4,5 財務大臣@ﾛﾝﾄﾞﾝ 2009/9/24,25 首脳@ﾋﾟｯﾂﾊﾞｰｸﾞ（予定）	2009/9/1,2 GF@ﾒｷｼｺｼﾃｨ（墨）

（注）GF（グローバルフォーラム）は、2009年９月１－２日のGFにおいて、税の情報交換に関するOECD加盟国と非加盟国との間の対話の枠組みから、税の情報交換に関する国内法整備の状況とその実施状況についてのレビュー及びモニタリングを行う組織へと改組された。

資料12

タックスヘイブンのどこが問題か

- 国際的な資金の流れ（financial flow）、実際の投資の流れの歪みの助長
- 税体系の原則と公平性を毀損
- 全ての納税者の公正性への信認を毀損
- 税と公的支出の望ましい水準について再構築の必要性
- 足が早くないタックスベース（勤労所得、財産、消費）への税負担の望ましくないシフト
- 税当局と納税者に対する、執行コスト及びコンプライアンス負担の増加

（1998年OECD有害税制に関する報告書）

資料13

タックスヘイブン判定基準の変遷

（1998年有害税制報告書及び2001年OECD報告書の相違点）

【 1998年基準】
以下の1に該当し、且つ2～4のいずれかに該当する場合にタックスヘイブンと判定

1. 金融・サービス等の活動から生じる所得に対して無税若しくは名目的課税
2. 実効的情報交換の欠如
3. 税制の透明性の欠如
4. 誘致される金融・サービス等の活動について実質的な活動が行われることが要求されていない

【 2001年基準】
2. 実効的情報交換の欠如
3. 税制の透明性の欠如

資料14

情報交換規定について

〔租税条約の規定〕
両締約国の税務当局が課税のための情報を交換することができる。

〔国内法による実施規定〕
条約相手国から情報提供の要請があった場合に、情報を収集するための調査を行うことができる。

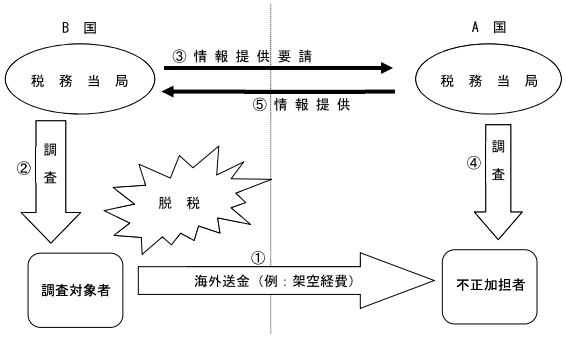

年間 20 万件以上の情報交換を実施（国税庁レポート 2009）

資料16

第２回金融・世界経済サミット首脳宣言（抄）　(2009 年 4 月 2 日)

タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。

（首脳宣言付属文書）金融システムの強化に関する宣言（抄）

財政及び国際基準を、非協力的な国・地域によるリスクから守ることは必要不可欠である。我々は、全ての国・地域に対して、健全性、租税、マネーロンダリング及びテロ資金対策の各分野における国際基準を厳守するよう求める。この目的のため、我々は、適切な機関に対して、FSAP プロセスを含む既存のプロセスに基づき、客観的なピア・レビューを実施し強化することを求める。

我々は、2004 年の G20 において支持され、国連モデル租税条約に反映されている情報交換に関する国際基準を、各国が採用することを求める。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。我々は、数多くの国・地域による新たなコミットメントを歓迎し、速やかに実施を進めることを奨励する。

我々は、税に関する透明性についての国際基準を満たさない国・地域に対して合意された行動をとる準備ができている。この目的のために、我々は、以下のような各国が検討すべき効果的な対抗措置の項目表を策定することに合意した。

- 納税者及び金融機関に対する非協力的な国・地域に関係する取引報告の開示義務の強化。
- 幅広い種類の支払いに対する源泉徴収。
- 非協力的な国・地域に居住する受取者に対する支払いの経費控除の否認。
- 租税条約に関する政策の見直し。
- 国際機関及び地域開発金融機関に対する同機関による投資政策の見直しの要請。
- 二国間の援助プログラムの作成に際し、税に関する透明性及び情報交換の原則を一層重視。

我々はまた、こうした国・地域との金融関係に関連する更なる選択肢について検討することに合意した。

我々は、2009 年末までに、途上国にとって新たな協力的な税環境の利益を確保することをより容易にするための提案を策定することにコミットしている。

資料17

G20 首脳会議を受けた OECD のリストについて

○　2009 年 4 月 2 日、G20 サミット首脳宣言を受け、OECD 事務局は、税に関する情報交換の OECD 基準（注）の実施状況に関する進捗報告書を発表。82 の国・地域を以下の３つのグループに分類。

①　OECD 基準を実施している国・地域（40 の国・地域）
②　OECD 基準にコミットしているが、実施が不十分な国・地域（38 の国・地域）
③　OECD 基準にコミットしていない国・地域（４の国・地域：①コスタリカ、②マレーシア領ラブアン島、③フィリピン、④ウルグアイ）⇒ 4 月 7 日、基準へのコミットを OECD が発表

（注）税に関する情報交換の OECD 基準の核心的部分は以下の通り。
・金融機関が所有する情報を交換する（銀行機密の否定）
・自国の課税利益がなくても情報を入手し、交換する

○　OECD は、2006 年以降、80 を超える国・地域（OECD 加盟国、OECD オブザーバー国、OECD 基準にコミットした非加盟国、及び追加的に選定した一部の金融センター）について、OECD 基準の実施状況のレビューを行っており、リストにおいて「コミットしているが実施が不十分な国・地域」とされた国・地域に対しても、今後その実施状況のレビューが行われる見込み。

資料18

国際的に合意された税の基準の実施についてOECDグローバル・フォーラムにより調査された国・地域に関する進捗報告書　注１　（仮訳）

2009年９月３日現在（当初のレポートは４月２日発表）

国際的に合意された税の基準を実施している国・地域			
アルゼンチン	エストニア	日本	セーシェル
オーストラリア	フィンランド	ジャージー島	スロバキア
バーレーン	フランス	韓国	スロベニア
バルバドス	ドイツ	ルクセンブルク	南アフリカ
ベルギー	ギリシャ	マルタ	スペイン
バミューダ	ガーンジー島	モーリシャス	スウェーデン
英領ヴァージン諸島	ハンガリー	メキシコ	トルコ
カナダ	アイスランド	オランダ	アラブ首長国連邦
ケイマン諸島注２	インド	ニュージーランド	イギリス
中国　注３	アイルランド	ノルウェー	アメリカ
キプロス	マン島	ポーランド	米領ヴァージン諸島
チェコ	イスラエル	ポルトガル	
デンマーク	イタリア	ロシア	

国際的に合意された税の基準にコミットしているが、実施が不十分な国・地域					
国・地域	コミットした年	協定の数	国・地域	コミットした年	協定の数
タックス・ヘイブン　注4					
アンドラ	2009	(0)	モントセラット	2002	(0)
アンギラ	2002	(4)	ナウル	2003	(0)
ｱﾝﾃｨｸﾞｱ･ﾊﾞｰﾌﾞｰﾀﾞ	2002	(9)	蘭領アンティル	2000	(10)
アルバ	2002	(5)	ニウエ	2002	(0)
バハマ	2002	(1)	パナマ	2002	(0)
ベリーズ	2002	(0)	ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ･ﾈｰｳﾞｨｽ	2002	(2)
クック諸島	2002	(1)	セントルシア	2002	(0)
ドミニカ国	2002	(1)	ｾﾝﾄﾋﾞﾝｾﾝﾄ･ｸﾞﾚﾅﾃﾞｨｰﾝ諸島	2002	(3)
ジブラルタル	2002	(7)	サモア	2002	(0)
グレナダ	2002	(1)	サンマリノ	2000	(2)
リベリア	2007	(0)	ﾀｰｸｽ・ｶｲｺｽ諸島	2002	(3)
リヒテンシュタイン	2009	(4)	バヌアツ	2003	(0)
マーシャル	2007	(1)			
モナコ	2009	(4)			
その他の金融センター					
オーストリア注５	2009	(2)	マレーシア	2009	(1)
ブルネイ	2009	(6)	フィリピン	2009	(0)
チリ	2009	(0)	シンガポール	2009	(5)
コスタリカ	2009	(0)	スイス注５	2009	(5)
グアテマラ	2009	(0)	ウルグアイ	2009	(1)

国際的に合意された税の基準にコミットしていない国・地域			
国・地域	協定の数	国・地域	協定の数
現在、グローバル・フォーラムによって調査されたすべての国・地域は、国際的に合意された税の基準の実施にコミットしている。			

（注１）OECD 非加盟国と協力して OECD が策定し、2004 年の G20 財務大臣会合（ベルリン）や 2008 年 10 月の国連国際租税協力専門家委員会によって合意された、国際的に合意された税の基準は、自国の課税の利益や銀行秘密などに関わりなく、国内税法の実施・実行のすべての事項ために要請に応じた情報交換を行うことを要求する。同国際基準はまた、交換された情報の秘密を広く保護することとしている。

（注２）ケイマン諸島は一方的な情報交換を可能にする法律を制定し、それを行う用意ができているとする 12 の国を特定した。この法律は、OECD によってレビューされているところである。

（注３）国際基準の実施にコミットした Special Administrative Regions を除く。

（注４）Tax Havens は 1998 年 OECD レポートに基づくタックスヘイブン基準に該当するものと 2000 年の認定されたもの。

（注５）オーストリア、スイスは OECD モデル租税条約第 26 条に付していた留保を撤回し、条約締結相手国に対し、新しい第 26 条を含む条約の交渉に入る意思を示す書面を準備し始めた旨を表明している。

の国は相当一生懸命、情報交換のコミットの実現に向けて努力しています。

具体的には、この一番上のホワイトリストにいくためには、OECD基準に沿った情報交換協定を含む租税条約を12本締結すればよろしいという、非常にクリアな簡単な基準がございます。その12本の締結を目指して、すべてではないですが、この中の多くの国が一生懸命租税条約を締結すべく努力をしているということであります。

それから、その他の金融センターというのがあって、例えばここにシンガポールなどがあるものですから、シンガポールは今一生懸命上にいくべく、租税条約を頑張っているという感じでございます。それから、一番下のブラックは今ありません。コミットもしていない国というのが潜在的にありますが、今、すべての国・地域がコミットしているので、今ここはありません。ということで、この3分類があるということです。これが4月2日のものです。

実は、この**資料18**は最新版で、9月3日現在のものです。今年のグローバル・フォーラム終了時点のものでございます。これは、1日2回アップデートしていると言っていましたが、日々アップデートされております。この最初のものが4月2日に出たということであります。

〔租税回避防止に向けた動きが増幅した契機〕

資料16に戻っていただくと、首相や大統領などの首脳の文書のパラに「税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストをOECDが発表したことを留意する。そのコミットメントを歓迎し、速やかに実施を進めることを奨励する」ということが書いてあります。要するに、首脳レベルでもこのグローバル・フォーラムが取り上げられ、このコミットを実施せよということになっています。

どうしてこんな急に動きが出てきたのかというと、これは例えば2008年2月にリヒテンシュタイン事件というのがあって、かなり大掛かりな組織的な金融機関も絡んだ脱税事件がありました。それから昨今、UBS事件というのもあったというのが1つ、契機としてあります。それから先ほどちょっと申し上げましたが、景気後退局面で税収確保の必要性があるのだということ、それから金融の安定という見方があります。金融危機でこういう租税回避防止に向けた動きが増幅したのだという指摘が随分あるところであります。

〔実効性の確保〕

実は前述のリストは先ほど皮肉交じりに12本でと言いました。私の立場で言ってはいけないのですが、12本租税条約を結べばいいというクリアな基準で今やっているのですが、形式審査なのです。本当にそれでいいのかということです。租税条約を結ぶのは結んだとして、ではその12本でいいとしても、その租税条約を結べばいいのか、その後放っておいてもいいのかということです。例えば、日本がとある島国に「情報を出してくれ」「情報交換してくれ」と名前を特定して、この人がこの島に隠してあるだろう資産の情報を出してくれと頼んでも、頼んでから1年たってもまだ来ないというのではしょうがないのです。空手形に終わらせないようにしなければいけないのではないかということがございます。

そういう認識から、**資料19（本誌73頁）**をご覧いただきたいと思います。これもまたイタリアのラクイラというところで行われた首脳レベルの話です。そこで、OECDに対していろいろな要請がなされています。パラ16で、「すべての国・地域は、自らのコミットメントを直ちに実施しなくてはならない」と書いた上で、パラ17で「グローバル・フォーラムはピア・レビュー・プロセスを実施しないといけない」とあります。要するに、グローバル・フォーラムというのはOECD加盟国も非加盟国も全部入れたフォーラムですが、ここで1つ1つの国に対して本当に基準を実施しているかどうかのレビュー（審査）をやれということが要請されてい

ます。

それからパラ17b.の２行目で、これらの基準に合致する「協定の数」はいいのですが、「質及び関連性の増加」とあります。関連性というのは、コメンタリーがあるわけではないのですが、要するにOECD基準を満たした情報交換規定を含む12本の租税条約を結べばいいとありますが、その租税条約も、具体的な名前を挙げるといけないのですが、カリブ海のある島が隣の島と租税条約を12本結んだところで、国際的な金融システムの安定にどのように資するかというと大変疑問であります。そういった中身が勝負というのもあるのではないかということだと思っております。

それから、「グローバル・フォーラムの参加は拡大されるべき」というのは、加盟国の増加等々についてです。それからd.は、途上国も大事なのだということです。途上国も、新興国も含む貧富の差が激しい途上国ですと、最近お金持ちが増えてきて、どうも多額な資金をどこかの島国に移すということがあるようです。そういった新興国からの資本流出が増えますので、新興国の経済にとっても非常にダメージがあるのだということで、一部新興国・途上国はまじめに取り組んでいるところであります。

〔情報交換に関する多国間アプローチの検討〕

それから、多国間アプローチというのは、実はバイラテラルの租税条約であってもよく、実際にそうしているのですが、手間がかかります。バイの条約ですと、小さな島国は先進国から相手にしてもらえないのではないかという懸念が常にあるところであります。従いまして、どこかOECDでもどこでもいいのですが、国際機関のようなものが音頭を取って、多国間の条約みたいなものを作って、みんながそれに署名すれば終わりということがあれば、本当に１つで非常に簡便な手続きで終わるのではないかということがあります。そういうのもまじめに勉強しなさいということが言われています。

最後の行ですが、そういうことを次回のG20財務大臣会合のときまでに報告することを要請するということで、７月にそういう要請があって、先週末のG20の財務大臣会合があったということであります。

〔本年のグローバル・フォーラムの概要〕

ここに散々書かれているグローバル・フォーラムというのが９月１～２日にメキシコで開催されまして、私が行ってまいりました。ちょっと第Ⅲ部に食い込むと思うので恐縮ですが、脱線してしゃべらせていただきます。これは、多分ほとんどの皆さんが行ったことがおありにならないと思うのですが、メキシコのバハカリフォルニア半島という日本列島ぐらいの大きさの長い半島が太平洋岸にございます。その突端の町ロスカボスでこのグローバル・フォーラムというのが開かれるはずだったのです。

その予備会合が８月31日にあって、私は８月30日の夜に現地に着いたのです。普通、北米大陸の太平洋岸ではあり得ないハリケーンが突然バハカリフォルニア半島に進路を変えて、瞬間風速70mという巨大な台風が私どもがいたロスカボスを襲うことがほぼ確実となりまして、朝起きてみると何か大変な騒ぎになっていました。主催OECD、後援メキシコ政府なのですが、私が泊まっていたホテルにいた人が大騒ぎしていて、うろうろしているうちにやはり無理だということになって、急きょメキシコ政府が政府専用機を仕立てて、なぜか私が全然行くと思っていなかったメキシコシティーに会場を移して、そこで予定どおり開催するということでした。

〔グローバル・フォーラムの主な成果〕

ということで、この70カ国の参加の下でグローバル・フォーラムが開催されました。その成果というのが**資料20**でございます。

この囲みの中の①～④というのが決まったのですが、画期的なのがこの一番目の「OECD基準の実施の確保に向けた強力なピア・レビュー・メカニズムの構築」です。それが下の矢印のようなところに細かく書いたように、「３

年間をめどにピア・レビュー作業の推進を目指す」とあります。従来は形式的な法令があるかどうかや条約の数といった審査にとどまっていたのですが、今回は情報交換の障害となる国内法制があるかないか、要するに情報交換の基礎となる法律が国内法や条約があったとしても、それと反する内容の法律などがあってはいけないので、そういうのがないかどうかというネガティブチェックです。それから、実際の執行体制についても、各国・地域のレビューを行い、実際の執行体制、要するに行政能力があるかどうかも含めて、何か変な慣習がないかどうか、実際にリクエストしてからちゃんと情報がもらえるまで時間がどれぐらいかかるか等々も含めて各国・地域のレビューを行います。その結果をグローバル・フォーラムの全体会合の了承を得た上で公表するということが決まりました。

今回の参加国70のうちには、例えば中国もあり、インドもあり、カリビアンの島国も多数来ておりました。こうした中でこうしたことが決まったというのは、この４月から始まった動きの中で相当画期的なことであります。

〔ピア・レビューメカニズムの方向性〕

ピア・レビューの「ピア」というのは「仲間」ということですから、OECD ももちろん入りますが、ほかの国が、例えば日本だったらカリビアンの島国もしくはヨーロッパのどこかの国に行って、実際にその審査・レビューを現場でします。それは、どこかの国の政府代表が行くのだということになりました。

わが国は、そのピア・レビュー・グループの副議長国になりましたので、そういった基準作りとして、まずはピア・レビューのやり方です。どういうところをチェックして、そのレーティングを多分やることになると思いますが、どういうレーティングの仕方をするのか、どういう観点からどういう項目のレーティングをするか、それから総合評価のやり方など、まずメソドロジーを決めなければいけません。それからレビューし、レポートを出すというステップを踏む

資料20

グローバル・フォーラムにおける主な成果

2009 年９月１日・２日　メキシコシティで開催

① 租税情報の交換に関する国際基準（ＯＥＣＤ基準）の実施の確保に向けた強力なピア・レビュー・メカニズムの構築
② 開発途上国や新興国を含む参加国の拡大
③ ピア・レビュー・グループの設置等の組織強化
④ 情報交換協定の交渉プロセス加速化に向けた多国間アプローチの更なる検討

- 強化されたグローバル・フォーラムの下、今後、３年間を目処にピア・レビュー作業の推進を目指すこととされた。従来は形式的な法令のあり方の審査にとどまっていたのに対し、今回、①情報交換の障害となる国内法制、②実際の執行体制についても各国・地域のレビューを行い、その結果をグローバル・フォーラムの了承を経て、公表することとした（我が国はピア・レビュー・グループの副議長国）。

- 今回、中国、インド、ブラジル等のＧ２０諸国も含め 70 カ国・地域が参加（将来的には、Ｇ２０全て及びグローバル・フォーラムの評価を受ける国全てに参加を求め、100 以上の国・地域の参加を見込み）。

- 次回グローバル・フォーラムは 2010 年６月までに開催予定。次回フォーラムにおいては、主に以下の点について議論される予定。
  (1)　情報交換に関する協定の署名・発効についての進捗状況
  (2)　国内法制に関するピア・レビュー作業の進捗状況
  (3)　情報交換の促進に向けた多国間イニシアティブ

- 11 月のＧ２０財務大臣会合の前に、ＯＥＣＤ事務局は、情報交換に関する多国間アプローチの実施及びＯＥＣＤ基準の実施を加速化させるために必要なステップに関するレポートを作成予定。

（注）グローバル・フォーラムの結果をまとめた総括文書はWEB（http://www.oecd.org/dataoecd/44/39/43610626.pdf）に公表されている。

ことになると思います。そうした基準作りからまずやらなければいけませんが、そういった基準作りにもわが国として積極的に関与していきたいと思っております。

〔諸外国が真剣に取り組むグローバル・フォーラム〕

それから、次回のグローバル・フォーラムは2010年６月までに行います。そこで議論することは前述**資料20**の⑴～⑶で書いているとおりでございます。

最後に、G20財務大臣会合というのは先週末にやりましたが、11月にもう１回やることになっています。イギリスが議長国でございまして、本当にアクティブにやっておられまして、11月にもう１回あります。そのときまでに、OECDが先ほどの多国間アプローチのレポートを出すのだということになっています。これができれば、どういうやり方があり得るのかというのが整理されるのではないかと思っております。

本当にこうした動きが急に進んでいるのですが、どうも現場で見ていて、どうしてこんなに多数の国がこんなにまじめに取り組んでいるのだろうと、半年前だったら多分考えられません。こういったグローバル・フォーラムというのは実はOECDの関係の会議ですが、OECDがIMFや世界銀行と何が違うかというと、OECDはコンセンサス方式でありまして、みな１国それぞれ平等の発言権があります。IMFや世界銀行の国際金融機関といわれているものは、出資した額に比例して投票権がもらえるので、G５とかG７が組めば何とかなるというところはありますが、OECDはコンセンサス方式なのでそれぞれボイスがあるのです。

ですから、カリビアンの国々、島々がとてつもないボイスを持っている中で、中国もいて、インドもいて、ブラジルもいる中で、どうしてこんな合意ができたのかというと、やはりマーケットの信用ではないかと思っています。要するに、こうした動きについて後ろ向きであると、何か情報を隠しているのではないかと思われるのは、健全な市場参加者の投資家の皆さんには非常によくありません。投資意欲に影を落とすような感じが非常にいたしておりますし、そうした評判が立つのは小さい国々にとってかなり致命的なものであろうという感じがします。

それから、一部新興国も租税回避地への資金が移転する、投資がいってしまうというのはかなり深刻な問題だという認識がどうも出てきました。

いずれにしても、こうしたモメンタムをも大事にしていかなくてはいけないというのは確かだろうと思います。今後、いろいろ機会があると思いますが、わが国としても積極的に取り組んでいきたいと思っております。

２．租税条約ネットワークの拡充

〔租税条約の概要〕（資料22　23）

それから、租税条約のネットワークについても申し上げます。租税条約というのは、もちろん先ほどの情報交換の話もありますが、二重課税の調整や投資交流の促進等々、非常に重要な経済インフラでございます。そうした二重課税の調整とか租税回避への対応、投資交流等々の観点、かつ外交的な観点ももちろんございます。また、相手国の熱意というのももちろんあるでしょう。そうしたことをいろいろ踏まえながら、総合的にわが国全体として、政府全体として判断した上で租税条約を締結しています。もちろん2004年に発効した日米新租税条約がかなり大きなモメンタムとなって、今45条約、56カ国に適用されております。

〔租税条約交渉の現状〕（資料24　25）

資料24に最近の動きがございます。今、やや右真ん中辺りに基本合意というのがあります。これらの国々と合意ができましたので、租税条約を国会に出すべく今作業しているところであります。

先ほど申し上げましたようなOECD基準に基づく情報交換の促進の動きは、今後さらに加速すると思われます。実際、この情報交換協定

資料22

租 税 条 約 の 概 要

正式名称：

「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と○○国との間の条約」

《主な内容》

○　二重課税の調整

- 両国の課税権の明確化、発生した二重課税の排除方法（外国税額控除制度等）

○　租税回避への対応

- 税務当局間の情報交換、相互協議、条約濫用を防止する措置等

○　投資交流の促進

- 源泉地国での課税を軽減（特に、投資所得）、無差別待遇条項

《交渉相手国選定にあたっての主な視点》

① 両国間の経済交流の深度を踏まえた二重課税の調整や情報交換等の必要性

② 投資所得に対する相手国の税率の水準や、他国企業との間の競争条件など、投資環境の整備状況

③ 現行租税条約において是正すべき事項の有無

資料23

我が国の租税条約ネットワーク

（45 条約、56 カ国適用／平成 21 年 9 月現在）

旧ソ連等との条約が継承されているため、45 条約に対し、56 カ国適用となっている。

をバイでやるとなると租税条約に入れなければいけませんので、わが国に対して租税条約を改定してくれというリクエストは大変たくさんきております。また、地域的にも非常に多岐にわたっております。グローバル・フォーラムに行くと、廊下もしくは会議場で袖を引っ張られて「おれの話を聞いてくれ」「私の話を聞いてくれ」というのは非常にありまして、本当にご飯を食べる暇もないという感じでありました。

要するに、どこの国と租税条約を結ぶかというのは、本当に今、外務省等々と一緒に一生懸命考えているところですが、政府全体として戦略が要るでしょうということでございます。

〔多国間アプローチの問題点〕

わが国としてはマルチの条約というのができれば簡単で本当にいいのです。１回署名すれば、すべての関係国と情報交換協定ができるというマルチの条約があれば本当に１番いいのですが、実は２つ問題があります。

グローバル・フォーラムに行ってこれは簡単ではないなと思ったのは、１つは、小国側の論理であります。今、小さな島国と租税条約、情報交換協定を結ぶと、向こうにとって実はメリットはほとんどありません。日本から租税回避の動きがそこにいっているというのがあれば日本が情報を取るのですが、向こうから日本に対して情報をくれということはほとんどありません。従ってメリットはないのですが、さっき申し上げた市場の信任とかそういう国際的な動きの中でどうしてもやらざるを得ないと向こうが真剣に思っているから向こうから言ってくるのです。やはり何かしらこちらからベネフィットを租税条約上、提供することがあります。例えば、もちろんそれは税の世界の中でですが、年金課税などです。年金課税はあなたの島でやっていいというようなベネフィットを、バイの条約なら付けられるのですが、マルチだとそういうものが付けられませんので、そういった小国はマルチの条約に乗り気ではありません。

それから、全く違う切り口ですが、このマル

資料24

租税条約交渉の現状

《租税条約の主な目的・内容》

○　二重課税の調整・・・両国の課税権の明確化、二重課税の排除方法（外国税額控除制度等）
○　租税回避への対応・・税務当局間の情報交換、相互協議、条約濫用を防止する措置等
○　投資交流の促進・・・源泉地国での課税を軽減（特に、投資所得）、無差別待遇条項

《日米租税条約以後の経緯・現状》

◇ 署名

- 平成15年 11月　日米租税条約　（平成16年発効）
- 平成18年　2月　日英租税条約　（平成18年発効）
- 平成18年　2月　日インド租税条約　（平成18年発効）
- 平成18年 12月　日フィリピン租税条約　（平成20年発効）
- 平成19年　1月　日仏租税条約　（平成19年発効）
- 平成20年　1月　日パキスタン租税条約　（平成20年発効）
- 平成20年　1月　日ｵｰｽﾄﾗﾘｱ租税条約　（平成20年発効）
- 平成20年 12月　日カザフスタン租税条約　（未発効）
- 平成21年　1月　日ブルネイ租税協定　（未発効）

◇ 基本合意

- 平成21年 1月　日クウェート租税条約
- 平成21年 6月　日サウジアラビア租税条約
- 日バーミューダ租税協定
- 日スイス租税条約

◇ 現在の正式交渉国

- オランダ
- アラブ首長国連邦

（参考）交渉の流れ
非公式意見交換→　非公式協議→　正式交渉（2～3 回程度）→　基本合意→　署名→　国会承認（及び相手国の国内手続き完了）→　締結（批准、公文の交換等）→　発効

資料25

投資交流の促進

国際的な投資交流や技術移転をより一層促進する観点から、投資所得に対する源泉地国の課税を大幅に軽減した日米租税条約（平成 16 年発効）を、OECD モデルをさらに進化させた我が国モデルとし、租税条約交渉を積極的に推進している。

	配当		利子	使用料
	親子間	一般		
日米条約	免税又は５％	１０％	１０％ 免税（金融機関等）	免税
日パキスタン条約	５%又は 7.5%	１０％	１０％	１０％
ＯＥＣＤ モデル条約	５％	１５％	１０％	免税

※　OECD（租税委員会）では、各国の租税条約が準拠すべき租税条約のモデルを策定するとともに、タックスヘイブン等を利用した国際的な租税回避への対応等についても先導的な役割を果たしている。

日本の対外直接投資

租税条約締結国への対外直接投資が、直接投資全体の９割以上を占めている。

（平成 19 年末）

①アメリカ	32%	⑥タイ	4%	⑪ベルギー	2%	⑯インドネシア	1%
②オランダ	12%	⑦オーストラリア	3%	⑫ブラジル	2%	⑰マレーシア	1%
③中国	7%	⑧シンガポール	3%	⑬カナダ	2%	⑱台湾	1%
④ケイマン諸島	6%	⑨フランス	2%	⑭ドイツ	2%	⑲フィリピン	1%
⑤イギリス	6%	⑩韓国	2%	⑮香港	2%	⑳インド	1%

（注１）割合は、我が国の直接投資総額（残高）に占める各国の割合
（注２）網かけ部分が租税条約締結国

チの条約というのはどこの国が入ってくるかわかりません。わかりませんので、政治的に内戦をやっている国とか独裁者がいるような国も入ってきてしまうと、その国に情報を渡さないといけません。そうすると、特定人物がその国で迫害される恐れがあるのではないかということです。ある程度 OECD 加盟国だけとかと縛ればマルチの条約というのはあり得るけれども、すべての世界に開いた条約というのは、なかなか政治的にも難しいのだということがございました。それもそうかなという気がいたしております。

他方で、バイの条約を一つ一つ結ぶのはものすごく手間が掛かりますので、早く、ある程度簡易な手続きでどうやったら情報交換協定がしっかりとできていくかというのをまたいろいろなところで考えていかなければいけないと思っています。

（増井）　大矢さんには、情報交換に関する OECD 基準やピア・レビューの副議長として今まさに議論されていること、さらに、バイラテラルの条約締結を超えて今後マルチ条約を結ぶとした場合の問題点についてもお話しいただきました。この第Ⅱ部については、青山さんにご意見をいただきます。

3．国連モデル条約改定と情報交換規定

（青山）　それでは、私からは今のご説明を受けて、２点コメントさせていただきたいと思います。

１つは、OECD はもともと加盟国が30カ国のところを、この問題については、OECD がリーダーシップを取ってグローバル・フォーラムの中に非加盟国を含む関係国を引き込んで拡大していったという経緯があります。なお、租税条約というところで見ますと、発展途上国と先進国との間の条約のモデルは国連モデルということになっていますが、この問題では国連モ

デルの情報交換規定改定の動きもこの間あったということを１つ追加したいと思います。

すなわち先ほどの資料の中にも出てございましたが、2008年に国連のモデル条約の情報交換規定26条が改定されました。これはOECDの26条と同様の内容への改正であり、その解釈についても、かなりの部分、OECDモデル条約26条のコメンタリーをそのまま借用するような形での出来栄えになっております。ご案内のとおり、発展途上国と先進国の間の条約のモデルである国連モデルについては、課税権の配分等についてはOECDモデルとは異なり、源泉地国課税権を重視する姿勢が強いわけですが、この情報交換については全くOECDの基準をそのまま移行して引き取ったという形になってございます。

そういったことで、この中で先ほど大矢さんがおっしゃったような小国の問題等は、国連モデルの要請を背景として議論されることにも留意していかなければいけないという点が１点目です。

４．非協力な国・地域に対する効果的な制裁措置

それからもう１つは、この**資料16**の首脳宣言の下の項目の真ん中辺りに書いていますが、「非協力な国・地域に居住する受取者に対する支払いの経費控除の否認」という、いわゆるサンクション（制裁措置）が書かれています。そして、これについては、**資料19（本誌73頁）**の下のf.に「各国が、税の透明性に関する国際基準を満たさない国に対する使用を検討すべき効果的な対抗措置の項目表が、議論され合意されるべきである」となっています。条約でもって、情報交換をどのようにやるのか、それがどの程度効率的にやられているのかという観点からのアプローチと、併せて各国が国内法でもって特定のタックスヘイブンと目されるところに対して何らかの対抗措置もとりうるというのがこの項目の意味するところだと思います。

これは大矢さんにお尋ねしたいのですが、こういったアクションは、各国がそれぞれの税制の枠の中で議論するのですが、**資料19**にございますように、そういった項目表がＧ８でも議論され合意されるべきであるというのは、ある程度何らかのパターン化、国際ルールとしての一定のコンセンサスを求めているのか、或いはそうではなくて、プラクティスをある程度集約すればいいというお考えなのか。その辺りについて、もし教えていただければと思います。

（大矢）　英語でcountermeasuresということが言われていまして、このcountermeasuresをどうするかということは今も議論があります。一応、今、われわれの関係者で議論しているのは、各国ができることをやればいいのだと、それはまさに各国の税制の話なので、各国の税制の中でできること、一番最も効果的な措置を検討してくださいということです。今までも、確か７月のサミットのときですが、ツールボックスといったような何かこういう政策をやりましょうというのはどこにも多分ないのです。いろいろな措置を並べて、「こういうのもありますね」「そういうのもありますね」「なるほど、それはいいですね」ということで国際的な議論を多分するのではないかと思っています。各国ができることをやるのだというのが多分コンセンサスだと思われます。

（増井）　第Ⅲ部に移ります。OECDにおける最近の議論ということで、モデル租税条約や移転価格ガイドラインの関係について、大矢さん、お願いいたします。

Ⅲ．OECDに於ける最近の議論

１．OECDのモデル租税条約について

〔OECDモデル租税条約の現況〕

（大矢）　では、OECDにおける最近の議論

についてご説明いたします（**資料26**）。OECDのモデル租税条約につきましては、昨年の改定で仲裁規定が新たに設けられたということがございました。これは２年に１回ですので、今、次回の2010年の改定に向けた議論が行われているところであります（**資料27**）。

それから、現在、OECDの移転価格ガイドラインの改定についても議論がされているところであります。今現在、OECDモデル租税条約において議論されている主な論点として幾つかございます。恒久的施設、いわゆるPEといわれているものですが、その帰属利益に関するモデル租税条約第７条の検討、それから集団投資ビークルに対する租税条約の適用等々でございます。

また、OECD移転価格ガイドラインについて現在議論されている論点としましては、独立企業間価格の算定方式の１つであります利益法の位置付け、それから比較対象となる独立企業間取引の選定に当たっての指針、それから多国籍企業グループの事業再編に関して生ずる移転価格上の問題等々について議論されているところであります。

〔恒久的施設（PE）の帰属利益計算とAOA〕
（資料28）

まず、恒久的施設（PE）の帰属利益に関するモデル租税条約７条の検討です。租税条約においては、外国企業が支店等の恒久的施設を通じて行う事業活動により稼得する利益については、恒久的施設に帰せられる部分についてその所在地国で課税できることとされていますが、その恒久的施設に帰せられる部分というのは一体何を指すかということの解釈が各国に委ねられていたので、国際的な統一的な指針が存在していませんでした。そうなると、解釈の相違に伴う二重課税の懸念が出てくるわけでございます。

多くの国の課税実務では、企業の取得した利益について、恒久的施設が行った事業活動に対応する部分とその他の部署が行った事業活動に

資料26

OECDにおける議論

「OECDモデル租税条約」及び「移転価格ガイドライン」は、随時見直しが行われてきている。現在議論されている主な論点は、それぞれ以下のとおり。

《OECDモデル租税条約》

◆ 恒久的施設（PE）の帰属利益（第７条）に関する検討

◆ 集団投資ビークルに対する租税条約の適用

《移転価格ガイドライン》

◆ 比較可能性・利益法

◆ 事業再編

資料27

OECDモデル租税条約

OECD モデル租税条約は、二国間の租税条約を新たに締結又は既存の租税条約を改定する場合の雛型である。ＯＥＣＤ理事会において承認されるものであるが、各々の条文について加盟国に義務を課すものではなく、勧告という位置づけがされている。

OECD モデル租税条約の内容については、OECD 租税委員会において、継続的に議論が進められており、1963 年（草案）、1977 年（正式採択）以降、頻繁に改定されている。直近では、2008 年に改定され、次回は、2010 年の予定。

OECD モデル租税条約は以下の７章で構成される。

Ⅰ　条約の対象
Ⅱ　定義
Ⅲ　所得に対する課税（課税権の配分）
Ⅳ　資産に対する課税（課税権の配分）
Ⅴ　二重課税の排除の方法
Ⅵ　特則（無差別待遇、情報交換及び執行共助等）
Ⅶ　終章

資料28

恒久的施設（PE）の帰属利益に関する検討

➢ 経緯

OECD では、各国の課税の実務において、恒久的施設（PE）に帰属する所得の算定方法に相違が生じており、この相違に伴い、二重課税が生じている場合があるとして、PE 課税に関する統一のルールの検討をしてきた。

2008 年 7 月、検討の成果として「恒久的施設への帰属利益の算定に関する報告書」が OECD 理事会において承認され、現在、OECD モデル租税条約の関連条項の改定作業が行われている。

➢ 報告書で採用されたＰＥ課税に関する基本的考え方

子会社に対する課税と整合的・中立的であるべきとの考え方のもと、PE を独立企業であるかのように擬制して所得計算をする（AOA (Authorised OECD Approach)）。例えば、本支店間の利子や使用料の支払、また、資産の移転や役務提供についても、独立企業間で行われた取引と同様に、それぞれ所得計算に反映させる。

➢ 報告書の OECD モデル条約への反映

報告書の考え方（AOA）は、以下の二段階で OECD モデル条約に反映される。

①現行の OECD モデル条約の規定と整合する範囲内でコメンタリーを改定（2008 年改定）
②同報告書の内容を完全に実施するため、OECD モデル条約の規定及び関連するコメンタリーを改定（2010 年改定）

対応する部分に区分して、恒久的施設の事業に対応する部分を恒久的施設に帰せられる部分とする解釈が一般的に採用されていたところであります。

一方で、世の中は動いていますので、現在の最近のビジネス活動における恒久的施設、支店の重要性が増大したこと、具体的には特に金融業において支店の事業活動の実態として、支店が子会社と同様の機能を果たすようになってきたということがあります。それで、支店が本店の一部だという従来の前提を見直して、子会社に対する課税と整合的・中立的な形で支店は課税されるべきではないかという問題意識が広がってきたということであります。

そうした問題意識で、OECDの租税委員会で外国企業の支店等恒久的施設に対する課税の在り方について検討が行われてきました。今、モデル租税条約7条の改定に向けた検討を行っているということであります。これでルールが統一されれば各国の解釈がそろってきますので、その各国の解釈の違いによって特定企業が二重に課税されるという懸念は解消されるのではないかということでございます。

ただ、留意すべき点としては、お互いの国が課税のルールを共有することによって二重課税の排除を確実にするというのが趣旨であって、恒久的施設への課税を強化するということは目的ではありません。そういった議論ではないのだということは申し上げさせていただきたいと思います。

そして、検討の結果、恒久的施設に帰せられる部分の計算に当たっては、税務上、支店・恒久的施設を独立企業であるかのように取り扱った上で収益と費用を計算するべきだという考え方が支持されるように至ったということでございます。この考え方ですと、支店等の恒久的施設をあたかも独立企業であるかのように考えて所得計算を行うようになりますので、本支店間の利子、使用料の支払い、資産の移転、役務提供についても独立企業間で行われた取引と同様にそれぞれ所得計算に反映されることになります。こうしたルールが各国税務当局間で共通のルールとして認識されて実行されることを通じて、二重課税或いは課税の空白の排除が確実になるという期待をしております。

今、これまでOECDでなされてきたこうした検討の成果については、実は現行のモデル租税条約と整合する範囲内で2008年のコメンタリーの改定において既に反映されています。今後、この合意の内容を完全に実施するために、2010年にモデル租税条約本体の規定、それからそれに関連するコメンタリーを改定するということを予定しております。

〔集団投資ビークルに対する租税条約の適用〕

（資料29）

それから、集団投資ビークルについてもかいつまんで申し上げます。投資ファンド等の集団投資ビークルが居住地国において導管として扱われる場合には、集団投資ビークルは居住地国において課税を受けませんので、条約上の居住者にならず、集団投資ビークル自体には租税条約の特典が付与されないことが多いです。この場合、集団投資ビークルに投資している個々の投資家に租税条約の特典が付与されることになりますが、多数の投資家が個別に請求を行えば、投資家にも源泉地国の当局にも大きな手続上の負担が生じるということがございます。

また、租税条約は、条約を締結した相手国の居住者に対して課税の減免等の特典が適用されることを前提とした2国間協定であり、相手国居住者以外の者にそういった特典が適用されることがないようにする必要があります。そのために、各国国内法において租税条約の軽減税率等の特典の適用に関する手続きを定めていますが、これらの制度は所得の支払者と受益者、例えば配当を支払う法人と配当を受け取る株主の間の2者間での手続きを前提としているのが通常でございます。昨今、クロスボーダー投資については、集団投資ビークルや金融仲介業者を介して行う取引が非常に多くなっていまして、

資料29

集団投資ビークルに対する租税条約の適用

現在、投資ファンド等の集団投資ビークル（CIV）や金融仲介業者を介して行われるクロスボーダー投資に対する租税条約の適用をより円滑にするための検討がOECDにおいて進められている。

- 集団投資ビークルの取扱いの明確化

〈問題の所在〉
- 集団投資ビークルの法的地位や課税上の取扱いが各国により異なる
- 導管等として取り扱われる場合、個々の投資家に特典が付与されるが、多数の投資家が個別に請求を行えば、投資家及び源泉地国の税務当局の負担が大きくなる

⇒　集団投資ビークルが租税条約の適用（特典の付与など）を受けるための方法について検討

- 手続きの簡素化

〈問題の所在〉
- 投資活動はいくつもの仲介者を介して行われるため、個々の投資家は租税条約の適用に関する届出書を、多くの仲介者を通じて源泉徴収義務者まで届ける必要がある
- 仲介者にとっては、個々の投資家情報（顧客情報）を別の仲介者に渡すことになり、ビジネス上の問題が生じる

⇒　租税条約の適用手続きの簡素化・合理化のため、認定を受けた適格仲介者であれば、投資家の一括情報により特典を請求きるスキームの検討

こうした投資に対する租税条約の適用手続きを円滑にするための検討がずっとOECD加盟国、それからビジネス代表から構成される作業部会で進められてきたということがございます。

この背景として、先ほど集団投資ビークルの法的地位や課税上の扱いが各国によって異なっているということがあること、それから実はこうした集団投資ビークル等を通じたクロスボーダーの投資活動は幾つもの仲介者を介して通常行われますので、個々の投資家は租税条約の適用に関する届出書を多くの仲介者を通じて源泉徴収義務者まで届ける必要があるということといった事態が生じるということでございます。そうすると、仲介者にとっては個々の投資家情報、顧客情報が別の仲介者にいくということになりますので、これはちょっとビジネス上問題だということがどうもあるようでございます。

種々検討した結果、源泉地国の課税当局と契約した外国の承認仲介業者が、顧客投資家の一括情報によって租税条約の特典を請求することができるとする案が提案されております。これは、アメリカのQI制度を参考にしたものでございます。この制度の下では、承認仲介業者は本人確認義務、源泉地国の課税当局への年次報告義務、定期監査を受ける義務などを負うことになりますが、租税条約の適用手続きにおいては、自己の作成する一括情報で行うことができるようになりますので、コンプライアンスを確保しながら租税条約の特典請求手続きを合理化できるということになります。

2．移転価格ガイドライン

〔利益法の位置付け〕（資料30　31）

これは95年の全面改定以降、随時見直しが行われてきたところでございます。その中で、今、利益法について議論が随分ございます。

これまでの移転価格ガイドラインにおいては、基本3法を適用できない場合のラストリゾートとして、独立企業間価格の算定方法としてまずこの上の3つをやってみて、駄目な場合、うま

くいかない場合のラストリゾートとしての位置付けが利益法でありました。一方で、実際の移転価格課税においては、利益法が用いられるケースが非常に増えております。また、取引の実態によっては、利益法の方が適当な場合があるのではないはないかという議論がございました。その既存の基本３法と利益法の優劣関係、位置付けについての見直しがなされてきたわけであります。

この背景としては、企業活動がどうも基本３法が本来念頭に置いているような単純な卸売り的な世界を超えて、大きくグローバル化・複雑化している結果、無形資産の取扱い等、基本３法をそのまま使うことで対応できない事例が増えていることです。それから、データの入手可能性という点で、やはり営業利益をベースにした利益法の方がデータが入手しやすいということもどうもあるようです。そうした背景がありまして、こうした見直しが行われているということです。

〔移転価格ガイドラインの改定案〕（資料31）

今まであったそうした検討を踏まえて、実は今月９日、一昨日になりますが、移転価格ガイドラインの改定案がOECDから公表されております。これは公表されたばかりで私も全部を細かく見たわけではないのです。中身は後でまた申しますが、来年１月９日までの期限でパブリックコメントに付されております。

この案では、独立企業間価格の算定方法の優先順位について、ラストリゾートとしての利益法を位置付けている現行のガイドラインを改定しまして、個々の事例において最適な算定方法を用いることが提案されています。それが眼目でございます。こうした見直しは、取引実態の複雑化・多様化に伴って、どうも利益法の役割が重要になっているということを踏まえたものでございまして、課税当局にとってはもちろん個々の取引において最適と考えられる手法によって独立企業間価格を算定することが容易になるということがあります。納税者の皆様にとっ

資料30

移転価格ガイドライン

二重課税を防止し、移転価格税制の公正な適用を確保するという観点から、1979 年に、OECD 租税委員会において、「移転価格ガイドライン」が策定された。独立企業間価格の算定方法及び移転価格課税問題の解決方法を示し、税務当局間又は税務当局と多国籍企業との間の紛争を最小化し、企業活動の円滑化に資することを意図している。

移転価格ガイドラインは移転価格税制を実際に適用する際の国際的な指針として機能しており、また、その内容については、国際取引の一層の進展、取引態様の複雑化に伴って、継続的な議論が行われており、全面改訂（1995 年）を含む改定及び追加が行われている。

（参考）独立企業間価格の算定方法

１　伝統的な取引基準法

①　独立価格比準法（CUP 法）

②　再販売価格基準法（RP 法）

③　原価基準法（CP 法）

２　利益法

①　利益分割法（PS 法）

②　取引単位営業利益法（TNMM）

資料31

移転価格ガイドラインに関する検討

移転価格ガイドラインに関して、現在議論されている論点は、①利益法・比較可能性、②事業再編の二つ。

- 利益法・比較可能性
  (a) 利益法
  独立企業間価格算定方法の一つである利益法に関して、現行ガイドラインにおける「最後の手段（last resort)」としての位置付けを見直すべく議論。
  → 個々の事案において最適な方法を選択する（ただし、伝統的な取引基準法の利益法に対する優先性が否定されるわけではない。)。

  (b) 比較可能性
  移転価格税制上重要な論点となる「調査対象の取引の比較対象となる独立企業間の取引の選定」に関して、幅広く新たな指針をガイドラインに含めるべく議論。
  → 内部比較対象取引の一般的優先、利用可能な情報源、比較対象とする際の差異の調整、等

- 事業再編
  多国籍企業グループの事業再編に際して生じる移転価格上の問題点について議論。主な論点は以下の通り。

  ・事業再編に伴って関連者間で配分されたリスクの評価
  ・事業再編に伴う、機能、資産、リスクの移転及び契約の終了・見直しに対する独立企業原則及びガイドラインの適用
  ・事業再編後の関連者間取引に対する独立企業原則及びガイドラインの適用
  ・事業再編に伴う取引について税務当局が否認・再構築することが適当な例外的ケースの検討

ても、より合理的な手法に基づく算定が可能になるという点で、納税者利益にも資するものであると考えております。

また、そうした利益法の位置付けを見直す中で、独立企業間価格の算定の基礎となる比較対象取引の選定に関する基準も明確にすることによって、適正な利益法の運用を図るという趣旨で、比較対象取引の選定に関する幅広い指針を移転価格ガイドラインに含めるべく、議論がなされております。これも９日にパブリックコメントに付された移転価格ガイドラインの改定案の中に、そうした見直しの方向性を含んだ形で書かれているということでございます。

〔事業再編と移転価格〕

事業再編については、例えば販売業者であった現地法人が代理契約を結んで、コミッショネアに転換するといった多国籍企業のグループ内における事業形態の再編が行われた場合の移転価格の税制上の問題が議論されております。これも、背景としては、多国籍企業の企業戦略の多角化・グローバル化の進展に伴って、事業再編が頻繁に行われるようになった一方、移転価格ガイドラインは事業再編に対しては十分に対応できていないのではないか、新たなガイドラインが必要ではないかという問題意識がございます。

事業再編そのものはもちろん正常な企業活動であるのですが、いろいろな資産が移る等々のことがあって、その課税の取扱いについては租税回避的な行為と同視し得る結果が起こらないようにする必要があるのだと、無形・有形資産の移転に伴う価格の妥当性について、どのように客観的な合理的な算定を行うかという問題があると思います。

それから、事業再編に伴って、関連者間で配分されたリスクの評価、機能、資産、リスクの移転及び代理契約の終了見直しに対して、どのように独立企業原則及び移転価格ガイドラインを適正に適用できるかという問題があります。これは全く議論の途上でございまして、より客

観的・合理的な課税が行われるというのを目指して、また議論が進められるのだろうと思っております。

（増井）　多くの論点がありました。残された時間を少しオーバーするかと思いますが、青山さん、鈴木さん、八田さんの順にご意見をいただきます。

3．AOA における問題点

〔資本配賦〕

（青山）　まず、7条の AOA、OECD のオーソライズした帰属の考え方につきましては、これが成立することによって、先ほどのご指摘にありましたように、納税者の間で各当局が異なった解釈をすることによって発生する二重課税のリスクを根本的に解消できるという意味で、非常に評価されている改正であろうと思っています。そして、現在パブリックコメント等が出ていますが、そういったパブリックコメントの中でもこの改正は基本的には肯定的に受け止められているわけでございます。

ただ、2点ほど納税者サイドで、問題提起がされている点がございます。1つは、資本配賦に伴う二重課税の問題です。今までは親会社、子会社がそれぞれ資本金を別々に持っていて、親子の間ではそういう形で解決できたものを、本店・支店の間で同一法人の中の資本を配賦する必要が出てきたわけです。これは、それぞれ本店・支店ごとに課税所得を算定するときに、利子の損金算入金額を配賦しなければならないわけですが、そのときに、前提として資本金額の配賦というものが必要になるわけでございます。

この配賦方法について、残念ながら OECD での検討のプロセスでは、方法を1本に絞れなかったという経緯がございます。従って、各国が2つの方法の選択肢の中からどちらを選ぶかといった仕組みですが、配賦方法の違いによって生じ得る二重課税について、きちんと解消できるメカニズムをこの OECD での議論の中で作り出しておく必要があるのではないかというのが従来からの懸念でございました。

この点につきましては、今回のドラフトの中では相互協議という受け皿でそれを解決するという答えが出されております。最終的に相互協議という受け皿になりますと、相互協議は仲裁の規定の導入等でさらなる機能強化がモデル条約25条上も図られてきているところではありますが、果してそれがうまくワークするのかということが、今後より問われると思われます。

〔ドキュメンテーション負担の増加〕

それからもう1点は、やや技術的になりますが、同一法人内の取引を独立企業間のものに擬制するということでございますので、本来であれば個別の法主体の間ですと契約がきちんとございますが、その契約がない本支店、或いは支店間同士の間で契約を擬制しながら比較対象取引と比較しなければいけないといったことになってまいります。これを担保するためには課税当局の観点からは、恐らく同一企業の中でも本支店間で契約書類としてきちんと証拠を残し、このような形で取引の合理性を確認しているのだといったことの説明責任を企業に求めることになると思います。

こういったことは、納税者にとりましては、今後プラスアルファのコンプライアンスコストになってくるわけで、この点については、移転価格税制とも共通しますが、過大なコンプライアンスコストが生じないような仕組みも考えなければいけないのではないかと思います。

4．AOA 反映後の海外支店と国外子会社の利得の取扱い

（鈴木）　今、青山先生からもお話がありました AOA の話について、1点だけコメントさせていただきます。2010年に AOA がモデル条約の第7条についに反映されるということで、これにより、今、青山先生からお話があったように、今後、各国間の条約並びに各国の国内法に

AOA が反映されて、それで PE に帰属する利得の算定について居住地国と源泉地国の間でシンメトリーが実現することになれば、PE 課税にかかる二重課税が排除されます。シンメトリーは、二重課税排除の方法が外国税額控除の場合でも国外所得免除方式の場合でも効果がありますので、この方向性は、支点形態で海外進出する企業にとっては非常に好ましいことです。

次にこの**資料28**の中ほどの、パラグラフの２つ目にありますように、OECD の PE に対する課税の基本的な考え方は「子会社に対する課税と整合的・中立的であるべき」とのことです。従って、先ほど外国子会社からの配当の益金不算入制度のところでもコメントさせて頂いたとおり、日本も海外支店の利得について益金不算入の取り扱いとして、同時に国内法にも AOA の考え方を反映させることで、海外支店と外国子会社との課税の平仄が図られることが望ましいと考えます。

５．事業再編に係る論点

〔事業再編後の機能とリスクの特定〕

（八田）　私は、移転価格のところの事業再編に関してのみコメントさせていただきたいと思います。先ほどご紹介がありました利益基準の使い方とかその判定の妥当性とかその辺りは割にもう議論が尽くされてきていますし、事業再編の議論はまだまだ始まったばかりですので、このようにしていただきたい、注意をしてやっていただきたいというコメントだけでございます。

先ほども言いましたように、不採算事業から撤退、あるいは企業における幾つかの機能を集めるということでコストを集約してグループ内の事業の経済合理性を追求するということで、多くの企業で事業再編が行われようとしています。その事業再編に関して OECD の考え方、或いは先行してドイツが取り入れている考え方、後でご紹介しますが米国のサービスのレギュレーションの中で少し使われている考え方には、ポイントが２つあります。

事業とか機能を動かす組織再編が行われた前と後の関連会社それぞれの収益というのは、再編前と再編後はどのように何が変化して、どういう収益を認識するべきであるのかという点が１つです。それから、事業等を動かしたときに、それが動いた事業自体にどういう対価性を持たせるのか、或いは価値を認めるべきであるのかという点が２点目です。

ご存じのように、移転価格の考え方は非常に複雑なのですが、現在の主流の考え方を最も簡単に究極的に言葉に表すと、機能とリスクに見合った収益の認識ということになると思います。再編の前の機能、それから後の機能を考える場合に、移転された機能というのは本当にどのような機能であったのかという機能の特定、それから移転前の機能、移転後の機能のその事業における位置付け、というのは同じ機能であったとしても違ってくる可能性があります。また、マーケットによってその機能の価値が違う可能性もあり得るということを考えると、移った機能が持つ価値の実体をどのように判断するかというところが非常に難しい判断になってくると思います。

それからまた、そのリスクに関してもしかりです。何をリスクと考えるのかというところから始まって、そのリスクが再編前後のそれぞれの関連会社にとってどういう価値を持つのか、どういう位置付けであるのかというところが非常に難しい点だと思います。

〔移転された無形資産の価値測定〕

また、日本企業においては製造が海外に出ていっているわけですが、無形資産に注目しますと、研究開発機能も本社だけではなく海外拠点でも行われていくという会社がだんだん増えてきているように見受けられます。そうすると、そこから生まれてきた無形資産の価値の考え方ですが、価値の創出源が100%新たに国外に移した事業から起きてきた無形資産と考え、そこでかかったコストで見るとか、そこでの価値を

見るとかという考え方だけでいいのか、それとも、もともと本社で行われた研究開発、綿々と行われてきた基礎研究開発などを考慮してその価値を考えるべきなのか、その移転された無形資産がどれだけの価値を持つのかというところも問題になってくると思います。

先ほど少し言いましたように、最近のアメリカのサービスに関する規則の中で、コストシェアに関しても、考え方が無形資産だけに焦点を当てるのではなく、事業全体を考えて無形資産を考えていくという考え方が入れられているような気がしますので、簡単にご紹介します。

例えば、コストシェアを行うときに、バイインの価格の中に特定できなくても何らかの形で無形資産が貢献をしていて、それがコストシェアをおこなって創出する無形資産に貢献すると考えます。ここに、特定の無形資産を考慮するのでは無く、無形資産の価値を含んだ事業全体を考慮する考え方でバイインを測るという考え方が示されています。ここで、貢献すると考える無形資産の算定方法として新たに導入されたのがインカム・アプローチ、稼得価格（Acquisition アプローチ）、そしてマーケット・キャップ・アプローチです。ここには、事業における価値、事業再編という考え方を取り込んで無形資産というものを考えていこうという姿勢が見えると思われます。

ということで、事業再編に関してのお願いは、OECD に参加される際には是非、OECD における議論にて、使いやすいものにしていただきたいということです。それから、日本としては日本の企業がいろいろな国で組織再編をやっていくと思うのですが、ぜひ OECD の議論の中では各国がばらばらな課税をしないような基準を作るような形に持って行っていただきたいと思います。以上です。

6．AOA 採用による PE の位置付けへの影響

（青山）　1つ付け加えさせていただきますが、先ほど AOA に基づく 7 条の原則が定まりつつあるということでしたが、もちろんガイドラインも先ほどのお話のように新たに改定されるということになってきますと、7 条・9 条の独立

企業原則に基づく帰属の考え方がきれいに整理されます。そうなると、それを担ぐと言っては変ですが、帰属所得のベースとなるPE（恒久的施設）の定義や位置付けについてもある程度見直す必要があり、OECD等でもまだ検討課題としては残されているのではないかと思います。この点については、例えばサービスPEの議論などは既にもうモデル条約の中でスタートしていますが、PEの見直しそのものが今後どのようなスケジュールで行われるのかということについてもしあるようでしたら、教えていただければと思います。

（増井）　いまご指摘のあった諸点は、それぞれにセミナーをできるほどの大きなトピックです。特にコメントがあれば、お願いいたします。

（大矢）　PEにつきましては、仔細のスケジュールが決まっているわけではありませんが、国内のサイドでどうするか等々もございまして、あまりまだ確たることは申せる段階ではないのですが、ご指摘を踏まえて早急にいろいろ検討していきたいと思っています。

それから、今日の皆様方の貴重なご指摘を数々いただきまして、これをしっかり踏まえながらまた検討させていただきたいと思います。皆さんの貴重なご指摘を踏まえ、日々悩みながら行政に当たっていきたいと思っております。ありがとうございました。

Ⅳ　まとめ

（増井）　以上で予定しておりました3つの部の議論を終えることができました。お話を伺っていて、私は次のようなことを感じました。

ロードマップとして終局的な図をどのように描くかは、それぞれの人が考えるべきことです。たとえば、私であれば一人の研究者としてどういう最終的な図柄が望ましいかを考えることになります。いま仮に国際的な税源分配の指針として、「アクティブな（能動的な）所得は源泉地国で、そしてパッシブな（受動的な）所得は居住地国で課税をする」という図柄を描いたとすれば、本日の議論は次のようにみることができようかと存じます。第Ⅰ部で議論された日本の国内法の改正は、能動的な所得は向こうの国で、受動的な所得はCFC税制を強化して日本できちんと課税をするという方向に向かうべきかどうかが議論になっているように思います。また、パッシブな所得をきちんと捕捉するということであれば、第Ⅱ部で論じたようなマルチラテラルな情報交換が必要になります。

そして、最後に第Ⅲ部で出てきたOECDの最近の議論は、源泉地国から外に中抜きで機能が出ていくときに、移転価格の上でどのように源泉地国として課税していくか。AOAの問題にしても、PEに帰属する所得をどのように捕まえていくかということですから、これは源泉地国としてアクティブな所得をどのように捕まえるかという課題です。これをより長期的に考えれば、日本の国内法としてソースルールとりわけ事業の所得についてどのように今後、昭和37～38年に成立したルールを変えていけばいいかという大きな課題を示唆しているように思いました。

パネリストの先生方には大変貴重なお話をいただき、誠にありがとうございました。これで午前の討論会を終了します。

租税訴訟の回顧と展望

租税訴訟学会会長
山田　二郎

１．はじめに

日本租税研究協会の創立60周年記念大会に報告をする機会を与えて頂いたことを大変光栄に思っています。本題に入る前に、私と租研、私の租税法との出会いを話させて頂くことにします。

⑴　租研・租税法との出会い

シャウプ勧告1949年（昭和24年）に基づいて、租研が創立され、また東京大学と京都大学等に税法講座が開設され、租研の創設に貢献された汐見三郎先生が、京都大学で初代の税法講義を担当されました。この汐見三郎先生の最初の税法講義を聞いたのが、私と税法そして汐見先生を介して租研との出会いであるといえます。汐見三郎先生の講義の内容は、後日汐見三郎・松隈秀雄共著「税法読本」（東洋経済新報社版）として残されていますが、名講義であったことを記憶しており、「税法講義」のノートは今でも書架から取り出して参考にさせて頂いている内容の濃い名著であります。私にとって、もう１つの税法との出会いがあります。それは、私は1953年～1955年（昭和28年～30年）京都で司法修習生として実務修習をしていますが、京都で中川一郎先生が1951年（昭和26年）に日本税法学会を創立されており、私が弁護士修習をしたのが中川先生と一緒に日本税法学会の創立に関与された三木今二先生であったということで、司法修習生のときに日本税法学会に入会が許されており、また裁判官となり大阪地方裁判所の行政部に配属となりましたが、そのときの裁判長の平峯隆判事も日本税法学会の創立に関与されていたということで、私と税法研究との出会いは一層深いものとなり、現在に至っています。

ところで、シャウプ勧告で開設された法学部の税法講座は、それ迄は日本の大学の法学部では財政法の講座は設けられていましたが、財政

法のように課税主体（国・地方自治体）の立場から租税収入を確保する租税体系を研究するというものではなく、税法講座は租税を課税主体と納税者の権利・義務（債権・債務）の関係として捉えて、税法の体系を研究しようとしたものであり、税法講座と財政法講座とは、視点を180度変更する画期的なものであったといえます。

シャウプ勧告で開設の契機を作られた日本の法学部での税法講座も、この60年の間に、現在では殆んどの大学の法学部、ロースクールに開設され、研究者の層も厚いものとなり、研究の成果も蓄積され、租税立法の制定、税務行政、租税訴訟にも裁判規範として大きな影響を与えるものとなり、新司法試験の選択試験科目の中にも取り入れられるようになっています。

私は裁判官、訟務検事、大学法学部での税法講座の研究者、そして弁護士として、汐見三郎先生の講義を聞いた税法との出会いを出発点として、これまで長い間税法と強いかかわりをもって歩んできましたが、その中でも、租税訴訟に深く関与してきましたので、これから「租税訴訟の回顧と展望」というテーマで、まず租税訴訟の軌跡から話を始めることにいたします。

⑵　租税訴訟の動向

国税の課税関係・徴収関係にかかる不服申立て及び訴訟の概要については、毎年６月に国税庁・国税不服審判所から過去２年間のその動向が公表されています。今年６月に公表された概要は、**資料（本誌119頁）**を参照ください。訴訟の概要だけを見ますと、発生状況は、訴訟の提起された件数を示しています。19年度は、課税関係、徴収関係を合わせて345件、20年度は355件であり、最近は大体350件の租税訴訟が提起されています。次の終結状況は、租税訴訟の結果を示しているものです。納税者の勝訴率（国側の敗訴率。全部又は一部の勝訴を含む。）は19年度は14.2%、20年度は10.7%で、一部勝訴（その多くは、加算税の取消し）を含んでいますので、諸外国と較べても、救済率の低いことを指摘することができます。後で紹介しますように、課税処分や徴収処分のうちには、疑問も少なくなく、特に最近では、裁判所に税法の積極的な違憲審理を求めるものも出ていますので、この租税訴訟の救済率の動向は、納税者の期待に答えているものか検討を必要としている課題となっています。端的にいいますと、租税訴訟は逐年改善されているといえますが、未だ納税者のための救済手続として納税者の期待に答える機能を果しているとはいえないのが現状です。

租税訴訟には、国税以外に地方税に関するものがあり、固定資産税、不動産取得税、事業税、事業所税などに関する訴訟も少なくありませんが、地方税の統計を入手することができませんので、ここでは説明を割愛いたします。

２．司法改革の「第１の波」と20世紀における租税訴訟の低調な救済率

⑴　近代国家と司法権の確立

近代日本の司法権（裁判制度）は、江藤新平の啓発的な努力により1871年（明治４年）に整備され行政と司法が分離されることになり、明治憲法（旧憲法。1890年（明治23年））で司法権の独立が規定されましたが、「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」（旧憲法57条１項）ことにされており、第二次世界大戦が終るまでは、日本の司法権の独立は不徹底なものでありました。

⑵　第二次世界大戦の敗戦により日本がアメリカの占領を受け、現行憲法（新憲法。1946年（昭和21年））が制定されましたが、新憲法により、租税訴訟を裁判する行政裁判所が廃止され、裁判は租税訴訟を含めて通常の裁判所で取り扱われることに変更され（現行憲法76条１項、２項）、また裁判所に違憲立法審査権が認められ、税法を含めて裁判所が立法の違憲審査権を行使できることになり（現行憲法81条）、このような背

景から漸く租税訴訟に関して司法権が真に独立することになったといえます。

この現行憲法による司法権の独立を、司法改革の「第１の波」と呼ぶことにしています。

⑶　現行憲法の統治機構の下で、通常の裁判所で租税訴訟が審理されることになり、裁判所に違憲立法審査権が認められることになりましたが、納税者が税務事件に不服・不満があっても、これを租税訴訟に持ち込むことは殆んどなかったといえます。この原因についていくつかのことが挙げられており、その中で、日本人は国や地方自治体などの権力者（財政権力）に対してオープンな形で争うことを好まない国民性をもっていることが指摘されています（川島武宜「日本人の法意識」139頁。岩波新書、1967年）が、私は、租税訴訟の提起件数の少なかったのは、救済率が低かったことが最大の原因であると考えざるを得ません。租税訴訟の大半は、反税団体の支援を受けて所得の推計課税を争う訴訟や、戦後に活発な運動を展開していました労音運動に対して個別消費税（入場税）が課税されましたが、その納税義務者が誰であるのか（主宰者の認定）を争う訴訟がその大半を占めており、租税訴訟は全体として極めて低調な状況が続いていました。

もっとも、今日でも先例となっているいくつかの租税訴訟がありましたので、ここでは、その代表例として、大島サラリーマン訴訟事件（最高裁大法廷昭和60年３月27日判決・民集39巻２号247頁）を取り上げておきます。

この租税訴訟を提起した納税者は、Ｄ大学の教授で、給与所得者には必要経費の実額控除が認められず、給与所得控除として一定の概算額だけが必要経費として控除を認められているにすぎないのは、事業所得者が必要経費として経費の実額全部が控除されているのと比較して差別であり、平等原則（憲法14条）に違反するということを主な理由として更正処分の取消しを求め、最高裁まで上告して争った事件でした。

この事件で、最高裁大法廷は、以下のとおり判示しています。

「租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能を有しており、国民の課税負担を定めるについては、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策的判断を必要とするばかりではなく、課税要件を定めるについて、極めて政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とすることは明らかである。したがって、租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。そうであるとすれば、租税法の分野における……その立法目的が正当なものであり、かつ……右目的との関連で著しく不合理であることが明らかであることが明らかでない限り、その合理性を否定することはできず、これを憲法14条１項に違反するものということはできないと解するのが相当である。」。そして、この大法廷判決には、東京大学法学部で憲法を教えられていた伊藤正己裁判官が、以下の補足意見を付記されています（木下忠良・長島敦両裁判官が同調）。

「租税法は、強い合憲性の推定を受け、基本的には、その定立について立法府の広い裁量にゆだねられており、裁判所は、立法府の裁量を尊重することになるのであるが、そこには例外的な場合のあることを看過してはならない。租税法の分野にあっても、例えば性別のような憲法14条１項後段所定の事由に基づいて差別が行われているときには、合理性の推定は排除され、裁判所は厳格な基準によってその差別が合理的であるかどうかを審査すべきであり、平等原則に反すると判断されることが少なくないと考えられる。性別のような事由による差別の禁止は、

民主制の下での本質的な要求であり、租税法もまたそれを無視することを許されないのである。」

大島サラリーマン訴訟事件で、税法に対する違憲審査の限界（判断基準）が取り上げられていますが、法廷意見では、税法について給与所得の概算控除の内容を明らかにする立法事実が開示されていないのに立法府に広い立法裁量と合理性の推定を認め、税法に対して違憲審理を抑制的・消極的に行使していることが課題として残されています。これらのことに加えて、この課題は、日本では議院内閣制の下で、税法を含めて立法の大半が行政府（内閣）から提出されていて、行政府が立法府に対して強い影響力を持っているという力関係も、裁判所の違憲審査に重い課題を投げかけている問題であるといえます。

3．司法改革の「第２の波」と21世紀における租税訴訟への期待

⑴　1989年（平成元年）に司法制度改革推進法が制定され、司法制度改革審議会が設置されて、21世紀の司法制度の在り方が検討されることになりましたが、その検討項目の中で、「司法の行政に対するチェック機能」に向けて具体的な作業が進められ、その中の主要な成果として、「行政事件訴訟法」の大改正が行われ（2004年（平成16年）施行）たが、「行政手続法」（1993年（平成５年））、「公文書公開法」（2003年（平成15年））が制定され、現在「行政不服審査法」の全文改正案がまとまり立法化の作業に入っています。これらの立法改正と併せて熱い関心が向けられているのが、裁判所の違憲立法審査権の活性化・積極的な運用です。

私は、この改革動向を、司法改革の「第２の波」と呼んでいます。

⑵　現在まで、裁判所の違憲立法審査は積極的に行使されてきていません。特に、税法については、抑制的・消極的にしか行使されていない現状批判が強くなってきています。

この現状について、園部逸夫元最高裁判事は、「日本の最高裁の違憲審査の活動は、……司法権の限界という枠を重視する傾向があるが、その理由の一つとして、このような違憲審査のみを目的とする裁判所ではないという組織上の問題を挙げることができる。……より重要な理由の一つとしては、日本の違憲審査制度が、欧米諸国のように、国家権力としての行政権や立法権に対する抵抗の歴史の所産として設けられたものではなく、太平洋戦争後の民主的な国家の再建の経過で外圧によって輸入されたものであるため、いわゆる抑制と均衡の原理の適用にあたって、ややもすれば、均衡すなわち調和と協力の原理に重きを置く傾向があることを指摘することができる。」と述べておられます（園部逸夫「最高裁判所十年」208頁。有斐閣、2001年）。

そして、裁判所の違憲立法審査権の強化の道については、司法制度改革審議会の会長であった佐藤幸治京都大学名誉教授が、かねてから示唆されていますように、裁判所の国会・内閣という「政治部門」に対する抑制機能の強化を図る必要があります。この抑制機能の強化は直接には裁判所における具体的な紛争解決作用を通じて果されることになりますが、佐藤名誉教授は、「行政への過度の依存体質に決別し、自律的個人を基礎とする自由で公正な社会を構築するという観点からは、司法の役割をもっと広く捉える必要がある。」と指摘されています（佐藤幸治「日本国憲法と「法の支配」」296頁。有斐閣、2002年）。佐藤名誉教授が説かれています「司法の役割をもっと広く捉える必要がある。」とは、司法の立法・行政への過度の依存体質と決別して、裁判所が憲法に基づいて自由で公正な判断を積極的にすべきであるということです。前述しましたように、わが国では、議院内閣制のもとで通常の場合には法律案が内閣から国会に提出されており、行政権の立法権へ

の関与・圧力が強いということも、裁判所の違憲立法審査権の積極的な行使を求める視点からいって重要な課題となっています。平成16年度の税制改正における不利益遡及立法が租税法律主義に照らしてその合憲性（法令違憲、適用違憲）が裁判所に問われ、東京・福岡の高等裁判所の段階ではいずれも合憲判断が出されましたので(代表例､福岡高裁平成20年10月21日判決・判時2035号20頁)、現在最高裁に上告され審理係属中でありますが、特に税法について裁判所が立法事実・立法過程について精査・検討を加え、裁判所の立法・行政への依存体質と決別すべき懸案の問題の進展が求められています。

⑶　ここで、最近の国内税務訴訟事件、国際税務訴訟事件の代表例を取り上げてコメントを加えておきます。

ア　国内税務訴訟事件から

東京高裁平成11年６月21日判決・高裁民集52巻26頁（岩瀬事件）

この事件は、納税者と不動産業者が不動産を相互に譲渡する二つの不動産売買契約を締結し、売買代金を相殺しました。この取引を、納税者は二つの売買契約と主張したのに対し、課税庁は、差金決済を前提とした不動産の交換契約であるとして、更正処分をしました。一審判決(東京地裁平成10年５月13日・判時1656号22頁）は、代替土地の取得と建築費用を賄える経済的利益を得て初めて、契約の目的を達するものであり、本件取引は１つの補足金付交換契約であるとして、更正処分を適法としました。これに対して東京高裁判決は、「(契約当事者）がより本件取引の実質に適合した法形式と考える補足金付交換契約の法形式によることなく、各別の売買契約と各売買代金の相殺という法形式を採用」したのは、「譲渡所得に対する税負担の軽減を図るためであったことが優に推認できる」としながらも、「どのような法形式、契約類型を採用するかは、両契約当事者の自由な選択に任されているのであり、譲渡所得に対する税負担の軽減を図るという考慮から、各別の売買契約とその各売買代金の相殺という法形式を採用することが許されないとすべき根拠はない」として、原処分を取消しました。本件は、課税庁側からの上告受理申立てがされましたが、申立てが却下されて確定しています。

この岩瀬事件の東京高裁判決は、個別の否認規定がなければ私法上において有効な取引を前提として課税がされるべきこと、また課税庁側が租税訴訟で取り入れていた「私法上の構成要件の否認」論（経済的実質に基づく課税上の独自の課税要件事実の認定手法）を否定したことで、その後の租税訴訟の課税要件事実の認定手法に大きな影響を与えるものになっています（**注１**）。航空機リース事件（名古屋高裁平成17年10月27日判決・タインズ Z255-10180。原処分取消しが確定)、船舶リース事件（名古屋高裁平成19年３月８日判決・タインズ Z888-1237。原処分取消しが上告不受理決定で確定）（**注２**）をはじめ、国際租税訴訟事件であるガイダント事件（東京高裁平成19年６月28日判決・タインズ Z888-1282。原処分取消しが上告不受理決定で確定)、レポ取引事件（東京高裁平成20年３月12日判決・タインズ Z888-1325。原処分取消しが確定）にも影響を与え、租税訴訟における事実認定の動向を定着させるものになっています。

イ　東京高裁平成20年10月30日判決・タインズ Z888-1377（アドビ事件。一審・東京地裁平成19年12月７日判決・タインズ Z888-1303。確定）

この事件は、原告がソフトウェア（アドビ製品）を国外関連者から輸入し、認定卸売業者又はディーラーに販売するにあたって、ディストリビューターと一緒に広告宣伝・販売活動等の役務提供取引をしていましたが、課税庁は、基本３法によることなく「再販売価格法（ＲＰ法）に準ずる方法」により原告が卸売業者から受け

た対価の額が独立企業間価格を下回っているとして法人税の更正処分等をしたことから、原告がその取消しを求めた移転価格課税事件（ＴＰ課税事件）です。一審の東京地裁判決は、原告の請求を棄却しましたが、控訴審の東京高裁判決は、「棚卸資産の販売又は購入以外の取引について、基本３法に準ずる方法と同等の方法により独立企業間価格を算定することができる旨規定しているところ、この「準ずる方法」とは、①取引内容に適合し、かつ、②基本３法の考え方から乖離しない方法をいうものと解するのが相当であり、……本件国外関連取引において控訴人が果す機能と本件対象比較取引において本件比較対象法人が果す機能を比較するに、……本件国外関連取引は、本件各業務委託契約に基づき、本件国外関連者に対する債務の履行として、卸売業者等に対して販売促進等のサービスを行うことを内容とするものであって、法的にも経済的実質においても役務提供取引と解することができるのに対し、本件比較対象取引は、本件比較対象法人が対象商品であるグラフィックソフトを仕入れてこれを販売するという再販売取引を中核とし、その販売促進のために顧客サポート等を行うものであって、控訴人と本件比較対象法人とが果す機能において看過し難い差異があることが明らかである。……以上によれば、本件国外関連取引において控訴人が果す機能及び負担するリスクは、本件比較対象取引において本件比較対象法人が果す機能及び負担するリスクと同一又は類似であるということは困難であり、……本件算定方法は、それぞれの取引の類型に応じ、本件国外関連取引の内容に適合し、かつ基本３法の考え方から乖離している合理的な方法とはいえないものといわざるを得ない。そうすると、処分行政庁が本件取引に適用した独立企業間価格の算定方法は、租税特別措置法66条の４第２項第２号ロに規定する「再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法」に当たるということはできない。」と判示し、逆転判決で原処分を取り消しています。

本件は、比較対象取引の果している機能との間に捨象できない差異があり、課税庁が用いた「再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法」にあたらないとして原処分を取消しているもので、比較対象取引の類似性、特に機能の類似性及び第４の独立企業間価格の算定方法として認められている「準ずる方法」の範囲について重要な示唆を与えている判決です。またここでは取り上げられていませんが、比較対象取引としてシークレット・コンパラブルを使用することが処分の透明性、裁判の公正さを担保するうえで、どのような条件を具備をする場合に許容されるのかも、ＴＰ課税の今後の課題として残されています。

ウ　最高裁二小廷平成17年12月19日判決・民集59巻10号2964頁（りそな銀行事件）、同旨・最高裁一小廷平成18年２月23日判決・判時1926号57頁（三菱ＵＦＪ銀行事件。注３）。

平成10年改正前の法人税法69条１項が定めている外国法人税控除制度では「控除対象外国法人税の額」について、租税制度の効率性と簡素性の要請等から、当該事業年度のすべての国外所得を一括して外国税額控除の控除限度額として算定するという一括限度方式が採られていました。

この事件は、銀行業を営む被上告人が、外国税額控除を定める法人税法（平成10年改正前のもの）69条の規定に基づく自己の外国税額控除の余裕枠を第三者に利用させ、その利用の対価を得ることを目的として、二重課税を生じさせるような取引を行って外国法人税を納付した上で、国内において納付すべき法人税の額から上記外国法人税の額を控除して申告したのに対し、課税庁が上記外国法人税の控除は認められないとして法人税の更正処分等をしましたので、被上告人がこれを争った事件です。この租税負担を軽減するスキームを利用していた複数の都市銀行が取消訴訟を提起し、高裁段階の判決は分

かれましたが、上記最高裁判決は、いずれも以下のとおり判示し、都市銀行が利用した租税負担を軽減するスキームを租税制度を濫用した租税回避行為であると判示し、都市銀行の請求をいずれも棄却しています。

「本件取引は、全体としてみれば、本来は外国法人が負担すべき外国法人税について我が国の銀行である被上告人が対価を得て引き受けその負担を自己の外国税額控除の余裕枠を利用して国内で納付すべき法人税額を減らすことによって免れ、最終的に利益を得ようとするものであるということができる。これは、我が国の外国税額控除制度のその本来の趣旨立場から著しく逸脱する態様で利用して納税を免れ、我が国において納付されるべき法人税額を減少させた上、この免れた税額を原資とする利益を取引関係者が享受するために、取引自体によっては外国法人税を負担すれば損失が生ずるだけであるという本件取引をあえて行うというものであって、我が国ひいては我が国の納税者の負担の下に取引関係者の利益を図るものというほかない。そうすると、本件取引に基づいて生じた所得に対する外国法人税を法人税法69条に定める外国税額控除の対象とすることは、外国税額控除制度を濫用するものであり、さらには、税負担の公平を著しく害するものとして許されないというべきである。」

この最高裁判決のいう租税制度の濫用は許されないという租税制度の限定解釈・限定運用の考え方は、アメリカ連邦裁判所のグレゴリー事件の判決（Gregory v. Helvering, 293 u. s. 465（1935年））で確立した「正当な事業目的の原理」（proper business purpose doctrine）として紹介されてきた原理と同じ結果を導き出そうとしているように受け取られますが、裁判所は税法を定立する権限をもつものではなく、法律を適用する役割を担っているものであるので、納税者の法定安定性・予見可能性からいって、限定解釈・限定運用の基準は、本来は、立法により事前に納税者に明確にしておくのが租税法律主義の下では必要不可欠なことではないかと考えます。

4．まとめ

⑴　租税訴訟は納税者のための救済制度であり、法治主義は民主政治の安全弁としての役割を担っていますので、租税訴訟を納税者の視点から考察してきました。

⑵　「公正な処分は、適正な手続によって担保される」（憲法31条）といわれているように、税務行政手続、特に税務調査手続が適正に、透明度の高い手続（説明責任を含む。）で執行されることが要請されています。

しかし、平成５年10月から漸く先進国にならって施行されることになりました行政手続法はその主要な部分（理由附記、処分基準の公開等）が、税法の領域には適用除外となっています（国税通則法74条の２、地方税法18条の４）。行政手続法はナショナル・ミニマムを定めていると位置づけることができますので、納税者の財産権にかかる税務行政の手続が行政手続法のレベルに引き上げられることが望まれています。

⑶　租税訴訟がこれ迄は低調で救済率も低いことを紹介しましたが、平成13年に税理士法が改正され、税理士の補佐人として権利が拡大され、租税訴訟において弁護士と税理士の共同活動が活性化し、税理士の租税訴訟に対する関心が非常に高くなってきていますので（タインズの情報提供等）、租税訴訟の活性化・救済率の向上が期待されています。

⑷　批判を受けることによって改善されるということは、裁判や租税訴訟にも妥当します。批判がなくては、改善されません。

これ迄、特に裁判所の租税訴訟に対する違憲立法審査権は裁判所の抑制機能・依存体質が強く、機能していなかったといっても過言ではありません。平成16年度の税法改正で、唐突に遡及立法で「損益通算の禁止」が導入された経緯に見られましたように、租税法律主義を空文化してしまっている裁判所の違憲立法審査権の不行使を改め、我が国の租税立法・租税訴訟に対する取り組みを納税者の信頼できるものに改善してゆくことが必要です。

⑸　21世紀の租税訴訟は、「裁判所の租税立法・税務行政に対するチェック機能」が積極的に行使されることが期待されています。租税訴訟の活性化により、租税法律主義が税法の基本原理として国民生活の中に実際に滲透することが納税環境を高めるものであることを強調し、私の21世紀の租税訴訟に寄せる展望といたします。

（注１）　最高裁平成18年１月24日判決・民集60巻１号252頁は、第１審・第２審が任意組合方式による出資スキームを「私法上の構成要件の否認」による事実認定により更正処分を支持したのに対し、事業の用に供していない資産（フィルム）は減価償却資産から除外されるとして、原告の請求を棄却しています。

（注２）　平成17年度の改正で、平成18年以降において、組合事業から生ずる不動産所得にかかる損失の金額がある場合には、その損失の金額に相当する金額は、不動産所得に計算上において必要経費への算入、損金通算その他の所得税関係法令の適用上においては、生じなかったとみなすこととされました（租税特別措置法41条の４の２）。平成19年度の改正で、特定受益者が信託から生じた不動産所得の損失を有する場合についても、同じ措置が講じられています（同法41条の４の２）。

（注３）　最高裁判決が出たことを受け、平成13年度の税制改正で法人税法69条１項が改正されて同法施行令141条４項が設けられ、本件で問題となった取引に基づいて納付された外国法人税については、外国税額控除の対象としないことが規定されています。

資料

平成21年6月
国税庁
国税不服審判所

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の不服申立て及び訴訟の状況をまとめましたので報告します。

1 異議申立て

(1) 発生状況

平成20年度における発生件数は5,359件であり、源泉所得税、相続税・贈与税等に係る事案が減少したものの、申告所得税、法人税、消費税等に係る事案が増加し、前年度と比べ14.3%の増加となっています。

（単位:件・%）

区分	課税関係							徴収関係	合計
	申告所得税	源泉所得税	法人税	相続税贈与税	消費税等	その他			
19年度	1,376	117	652	368	1,374	68	3,955	735	4,690
20年度	1,581	115	776	285	1,833	12	4,602	757	5,359
前年度比	114.9	98.3	119.0	77.4	133.4	17.6	116.4	103.0	114.3

(2) 処理状況

平成20年度の処理件数は5,313件であり、納税者の主張が何らかの形で受け入れられたもの（一部取消し400件、全部取消し68件　計468件）の割合は8.8%となっています。

（単位：件・%）

区分	要処理	処理						未済
		取下げ等	却下	棄却	一部取消	全部取消	合計	
19年度（構成比）	6,141	891 (18.0)	539 (10.9)	2,971 (59.9)	476 (9.6)	79 (1.6)	4,956 (100.0)	1,185
20年度（構成比）	6,544	1,330 (25.0)	477 (9.0)	3,038 (57.2)	400 (7.5)	68 (1.3)	5,313 (100.0)	1,231
課税関係	5,700	1,210	183	2,753	400	67	4,613	1,087
徴収関係	844	120	294	285	0	1	700	144

2 審査請求

(1) 発生状況

平成20年度における発生件数は2,835件であり、源泉所得税、法人税、相続税・贈与税及び徴収関係に係る事案が減少したものの、申告所得税、消費税等に係る事案が増加し、前年度と比べ2.9%の増加となっています。

（単位:件・%）

区分	課税関係							徴収関係	合計
	申告所得税	源泉所得税	法人税	相続税贈与税	消費税等	その他			
19年度	743	83	563	197	841	14	2,441	314	2,755
20年度	858	57	489	181	940	16	2,541	294	2,835
前年度比	115.5	68.7	86.9	91.9	111.8	114.3	104.1	93.6	102.9

(2) 処理状況

平成20年度の処理件数は2,814件であり、納税者の主張が何らかの形で受け入れられたもの（一部取消し256件、全部取消し159件　計415件）の割合は14.7%となっています。

（単位:件・%）

区分	要処理	処理						未済
		取下げ等	却下	棄却	一部取消	全部取消	合計	
19年度（構成比）	4,549	224 (9.3)	284 (11.8)	1,592 (66.2)	212 (8.8)	92 (3.9)	2,404 (100.0)	2,145
20年度（構成比）	4,980	284 (10.1)	268 (9.5)	1,847 (65.6)	256 (9.1)	159 (5.7)	2,814 (100.0)	2,166
課税関係	4,508	240	175	1,702	250	150	2,517	1,991
徴収関係	472	44	93	145	6	9	297	175

（注）各欄の構成比は、単位未満を四捨五入しているため、納税者の主張が何らかの形で受け入れられたものの割合と一致しない。

3 訴訟

(1) 発生状況

平成20年度における発生件数は355件であり、法人税、相続税・贈与税、消費税、徴収関係に係る事件が減少したものの、所得税等に係る事件が増加し、前年度と比べ2.9%の増加となっています。

（単位:件・%）

区分	課税関係						徴収関係	審判所関係	合計
	所得税	法人税	相続税贈与税	消費税	その他				
19年度	124	77	35	11	13	260	85	0	345
20年度	133	76	32	9	22	272	77	6	355
前年度比	107.3	98.7	91.4	81.8	169.2	104.6	90.6	—	102.9

(2) 終結状況

平成20年度の終結件数は356件であり、このうち、国側が一部敗訴又は全部敗訴した件数は38件（一部敗訴12件、全部敗訴26件）であり、前年度と比べ17件の減少となっています。

（単位：件・%）

区分	期首係属	終結						期末係属
		取下げ等	却下	棄却	一部敗訴	全部敗訴	合計	
19年度 （構成比）	397	28 (7.2)	23 (6.0)	281 (72.6)	25 (6.4)	30 (7.8)	387 (100.0)	355
20年度 （構成比）	355	42 (11.8)	15 (4.2)	261 (73.3)	12 (3.4)	26 (7.3)	356 (100.0)	354
課税関係	304	18	15	203	11	24	271	305
徴収関係	51	24	－	57	1	2	84	44
審判所関係	－	－	－	1	－	－	1	5

国税に関する法律に基づく処分についての納税者の救済制度には、処分庁に対する異議申立て及び国税不服審判所長に対する審査請求という行政上の救済制度（不服申立制度）と、裁判所に対して訴訟を提起して処分の是正を求める司法上の救済制度があります。不服申立事務の遂行に当たっては、納税者の権利救済及び行政の適正な運営の確保という制度の趣旨を踏まえた適切な運営を心掛けており、また、訴訟事務の遂行に当たっても、法令に基づき適切な事務の遂行に努めているところです。

HP アドレス　http：//www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2009/fufuku/index.htm

今、財政政策における戦略性を問い直す

－持続可能な社会保障制度の確立と税・財政の一体的改革－

●参加者（五十音順）

一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院准教授	國枝　繁樹
慶応大学経済学部教授	駒村　康平
慶応大学経済学部教授	土居　丈朗
上智大学経済学部准教授	中里　　透
一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院准教授	林　　正義

司会　慶応大学総合政策学部教授　小澤　太郎

はじめに

（小澤）　小澤です。本日はよろしくお願いいたします。このメンバーも含めた日本租税研究協会の財政経済研究会（**研究会報告書30頁・本誌203頁・メンバー表参照**）は11月27日から12回に及ぶ討論を重ねました。後ほど、土居先生、駒村先生から説明があるかと思いますが、本日配布しております研究会報告書「持続可能な社会保障制度の確立と税・財政の一体的改革」をまとめさせていただきました。本日は、その報告書に関する内容も踏まえて、各先生方にいろいろな論点を提示していただけたらというふうに思っております。本報告書を作成するに当たって、まず土居先生、駒村先生に財政経済、社会保障の観点から総論を起草していただきましたので、まず順番としまして、土居先生より財政経済、それから駒村先生より社会保障の総論を、その後の各論に関しまして、中里先生、國枝先生、林先生と、こういった順番でまずご報告をいただきたいと思います。

それでは、土居先生、よろしくお願いいたします。

Ⅰ．財政総論　―財政健全化に向けて―

慶応大学経済学部教授
土居 丈朗

（土居）　皆さん、こんにちは。土居でございます。

私は、この財政経済研究会の財政運営に関して取りまとめ役を仰せつかりました。この報告書をここですべて完全にお話しするわけことは困難でございますが、まず、最初にかいつまみまして財政運営の総論についてお話をさせていただきたいと思います。

１．わが国の財政状況と財政健全化

〔昨今の財政出動により、更に悪化したわが国の財政状況〕

皆さまご承知のように、わが国の財政状況は非常に悪くなっております。もちろん財政支出自体いろいろな必要性が国民から挙がっております。高齢化に伴って社会保障のための支出が必要ですし、それから、地域振興のためにも支出が必要である等々いろいろな形で財政需要があるわけです。しかしながら、あいにくそれに伴うだけの財源が確保されておらず、結局は国債の増発という形でこれまでやってきました。

１つ私としてこれは看過できないと思うもの

をここでご紹介しております。**資料1**をご覧ください。OECDが、先進国で共通の定義に基づきまして政府債務の残高だとか、財政収支について統計を発表しております。また、これを対GDP比に直し、各国比較できるような形で発表しており、そこに日本のデータも当然あります。

資料1

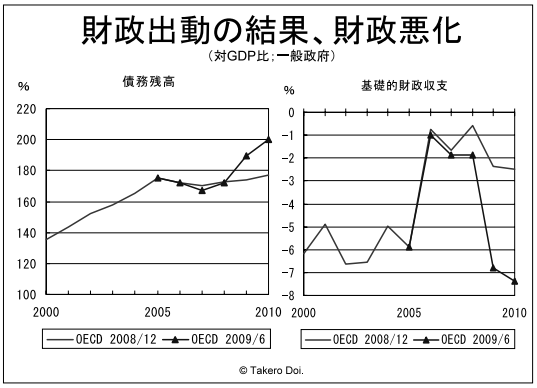

わが国の政府債務残高、これは国と地方自治体を合わせた政府債務というふうにとらえていただいて結構ですが、これはこれまで大体180%ぐらいの対GDP比になるということが政府債務残高として知られておりました。小泉内閣以降の歳出削減努力もありまして、この政府債務残高は増加傾向を踏みとどまらせるということに成功したのですが、残念ながら昨年来の世界同時不況、それに伴う景気対策、また、景気対策のための支出だけでなくて、景気後退に伴う税収減も作用いたしまして、財政収支が悪化し、それに伴って国債を増発せざるを得なくなりました。

OECDも、2008年12月という景気対策だとか税収の悪化というものがまだそこまで正確に見込めない段階では、2010年ごろでもまだ日本の政府債務残高対GDP比は180%ぐらいだろうと予測していたのですが、ついにOECDが予測するところによりますと、この半年で景気対策が上乗せされるとか、景気の悪化がはっきりしてきて税収減が明確になってくるというようなこともありまして、2010年にはほぼ200%になるのではないかということであります。あくまでも予測ですので正確にこうなるかどうかはふたを開けてみなければわかりませんが、ついに日本の政府債務はGDPの2倍に達するというほどにまで悪化するというわけです。

200%という数字を記録するというのは、知られている範囲でいえば、日本の歴史では第二次世界大戦の戦費調達に伴う1940年代前半の状況だとか、先進国の中でいえば、イギリスが250%ぐらいに第二次世界大戦の終了直後になりました。イギリスはパックス・ブリタニカという覇権を失うとともに、何とか第二次世界大戦は勝ったわけですが、その代わりに残された債務たるや、それぐらいの規模だったわけです。平時で、戦争をせずにこんなに政府債務残高が累増する先進国というのは、近現代においては日本ぐらいだろうという域に達してしまいました。

当然ながら、これから新政権ができると思いますけれども、新政権はあまりはっきり財政健全化とは言っておりませんが、財政の収支や債務残高について度外視して財政運営ができるなどということはとてもいえないような状況であるということは、私としては国民の方々に広く認識していただきたいと願っております。

〔税制改革の中期プログラム〕

もちろん政府も手をこまねいているわけではありません。残念ながら2011年のプライマリーバランスの黒字化はほぼ困難になりましたので、

資料2

麻生内閣では基本方針2009というものを打ち出しまして、新たな財政健全化目標を**資料２**のような形で立てました。

もちろん目標を立てるだけでは、どのように目標を実現するかという担保がないということになりますから、それと併せていわゆる税制改革の中期プログラムというものを盛り込みました（**資料３**）。また、これは単に法的拘束力もなく打ち出したものというわけではなくて、一応平成21年度税制改正法の附則に明記され、その法律が成立しており、法的根拠があるものです。もし、これに対して破棄するだとか異議を唱えるということであるならば、それだけの議席数は持っているといえば持っていますが、新政権はこの附則を書き改めなければならないということが、必要になるだろうと思います。当然ながら、なぜそれを改めるかということは、やはりきちんと新政権には説明していただかなければならないと思います。

私としては、この税制改革の中期プログラムというのは、基本路線としては、賛同できるものです。この報告書でも、すべてもろ手を挙げて賛成しているわけではありませんけれども、かなりの部分でこういう中期プログラムで書かれたことについては、是としているところであります。

〔国民負担率と社会保障財源の確保〕

日本の歳入面から見た状況というのは、ご承知のように租税負担率、国民負担率はともに低

資料３

税制改革の中期プログラム

- 平成21年度税制改正法附則にも明記
- 消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置を予め講じる
- 消費税…消費税の全額が社会保障給付（年金、医療、介護）と少子化対策に充てられることを明確化した上で、消費税の税率を検討
- 法人税…海外との整合性や国際競争力強化などの観点から、課税ベースの拡大や実効税率の引き下げを検討
- 所得税…高所得者の負担増と中低所得者の負担減を目的に、最高税率や給与所得控除の上限の調整

等

© Takero Doi.

資料４

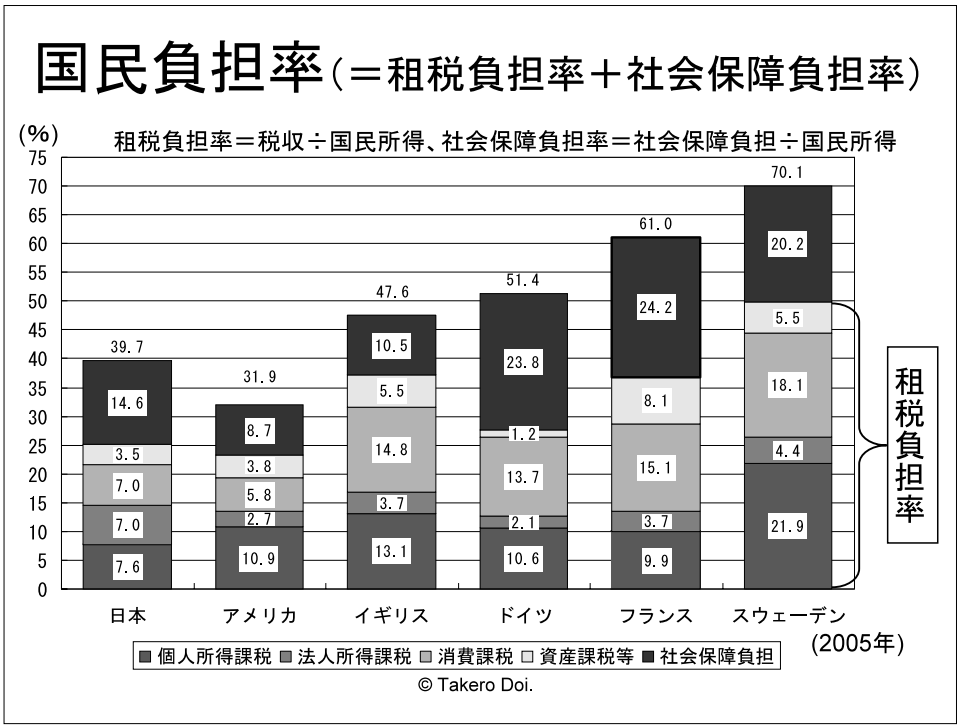

い状況（**資料４**）であり、これからの社会保障の財源を賄うためには何らかの財源確保が必要であるということは、いわれて久しいわけです。その中で、わが国の社会保障の財源をどう考えるかであります。

もちろん社会保険料という、社会保障の社会保険という仕組みを使った形での財源調達ということは、これは当然これからも引き続き重要でありますけれども、それだけでは不十分だということになりますと、当然ながら、税による社会保障財源の確保ということが求められることになると思います。必ずしも今般の衆議院総選挙で大きな争点になったわけではなく、むしろ今後、例えば来年の参議院選挙なり、次なる衆議院総選挙なりで恐らくは議論になるのだろうと思いますけれども、社会保障財源をどのような税で賄っていくかということが問われるということになると思います。

２．消費税を含む税制改革について

〔社会保障財源としての消費税の利点〕

そこで、われわれの報告書の中では消費税を重要な社会保障の財源であるとしております。社会保障だけの財源ということまで明言しているわけではありませんけれども、少なくとも社会保障の給付のために必要な税財源としては消費税が有力な候補であろうということを打ち出しております（**資料５**）。

当然ながら、所得税を何もいじらないという

資料５

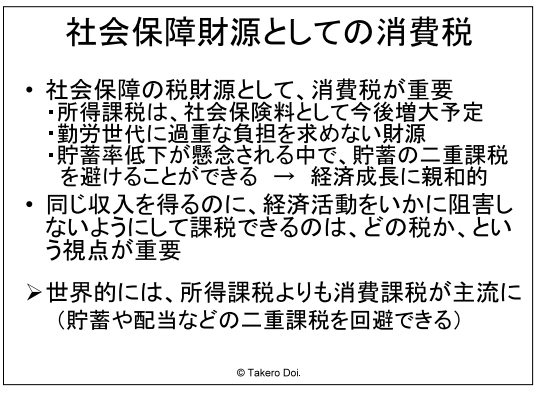

ことを申し上げているわけではありませんが、消費税をほとんど増税せずに、所得税を重くして社会保障財源に充てていくということになりますと、既に社会保険料で報酬比例、所得比例の形で財源を賄い、しかも、それが今後増大するということが見込まれている中で、さらに勤労世代の人たちに重い負担が集中的に及びます。

ご承知のように、年金保険料は、当然年金受給者は払わないものであります。さらには、医療保険、介護保険も社会保険料として徴収されているわけですが、その多くを支払っているのは勤労世代の人たちです。あいにく、わが国の社会保障には受益と負担の関係で言うと、世代間の格差というものが年を追うごとに看過できないものになってきており、税にせよ、保険料にせよ、財源の負担を勤労世代にだけ、今後も更に負担増を求めていくということはなかなか困難であります。

それから、少しマクロ経済のことを考えたときに、消費税というのは貯蓄の二重課税を避けることができるという意味で、社会保障の財源としては望ましいのではないかということです。結局のところわが国はこれから高齢化しますので、高齢化要因だけを取ってみたときに、基本的には高齢者の方々は今まで蓄えられたものを取り崩すという形で消費をなさるという傾向がありますから、マクロ経済的には日本経済全体としては高齢化が進むにつれて貯蓄率が下がっていくという傾向になります。

貯蓄率が下がったとしても、日本で設備投資なりの資金を賄うということをどうやって継続的にやっていくかということになりますと、もちろん海外から資金を調達すればいいのではないかという声もあるかもしれませんが、一方、それだけで本当に安定的に民間の企業の資金調達ができるのか、ある程度日本の国内にも貯蓄が必要であろうということになりますと、消費税は貯蓄を税でもって阻害することがあまりないところが、利点として挙げられると思います。

〔世代間格差と消費税の利点〕

ちなみに、**資料６**からのグラフを、簡単にご紹介しますと、まず、社会保障を含めて受益と負担には世代間格差があって、所得税なり住民税は、高齢者の世帯、例えば、世帯主が70歳以上の方の世帯では、所得税が非課税、全く納めておられないという方々が世帯の半分以上を占めています。**資料７**の左上のこの黒い点がそれを意味しています。60代が世帯主である世帯の３分の１では、所得税を全く納めておられないわけです。これは別に脱税しているわけではなくて、ちゃんと公的年金等控除とかそういうのを受けられて合法的に非課税になっているということなのですが、そういう点が現行の所得税制にはあります。それに対して、年間に50万円以上をお支払いになっておられる方々が40代、50代の世帯には多くおられます。

また、社会保険料も同様でありまして、30代、39歳以下の方が社会保険料を払っていないというのは、これは介護保険が多分40以上から払うということに多分に影響していますけれども、それを除くと、高齢者の方はそれなりに納めておられるとはいっても、年間大体10万円前後です。それに対して、年間50万円以上の社会保険料を納めておられるという方々が40代、50代の方々で相当な数いらっしゃるというように、勤労世代に負担が集中しています（**資料８**）。

もちろん順番といいましょうか、高齢者の方々も勤労時代には税金を納めておられたということは、もちろん言うまでもなく尊重すべきことでありますが、残念ながら、先ほどご紹介したような世代間の受益と負担の格差があるという中で、さらに今後社会保障の財源を若い世代でといったときに、これまで以上に重く課すということで果たしてそのままやり続けていけるのだろうかということがあります。

一方、**資料９**にみられるように消費税は、先ほどのグラフに比べれば、大体年間に10万円前後の消費税をお支払いになっておられる方をピークにして、それほど世代間、年齢層によっ

資料６

受益と負担の世代間格差

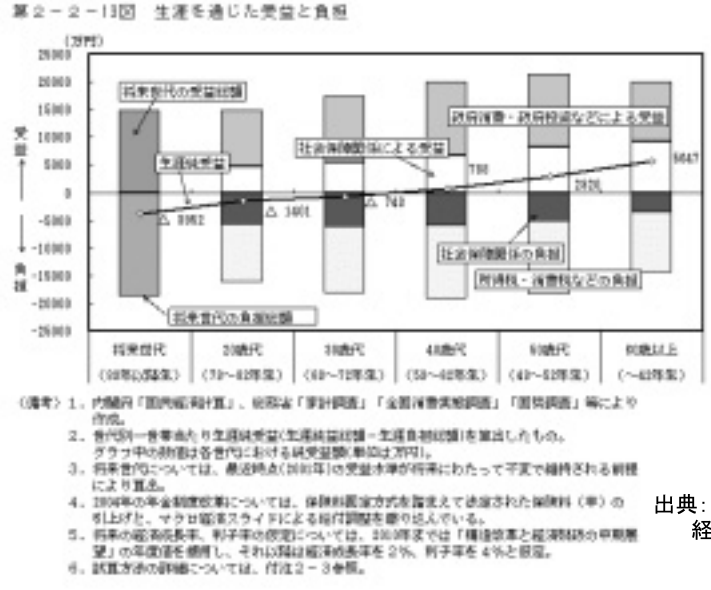

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」「全国消費実態調査」「国勢調査」等により作成。
２．各代別一人当たり生涯純受益（生涯純受益総額－生涯負担総額）を算出したもの。
グラフ中の数値は各世代における純受益額（単位は万円）。
３．将来世代については、最近時点（00年）の受益水準が将来にわたって不変で維持される前提により算出。
４．00年までの年金制度改革については、保険料固定方式を踏まえて決定された保険料（率）の引上げと、マクロ経済スライドによる給付調整を織り込んでいる。
５．将来の経済成長率、利子率の仮定については、00年までは「構造改革と経済財政の中期展望」の年度値を使用し、それ以降は経済成長率を２％、利子率を４％と設定。
６．試算方法の詳細については、付注２－３参照。

出典：内閣府『日本経済2004』

資料７

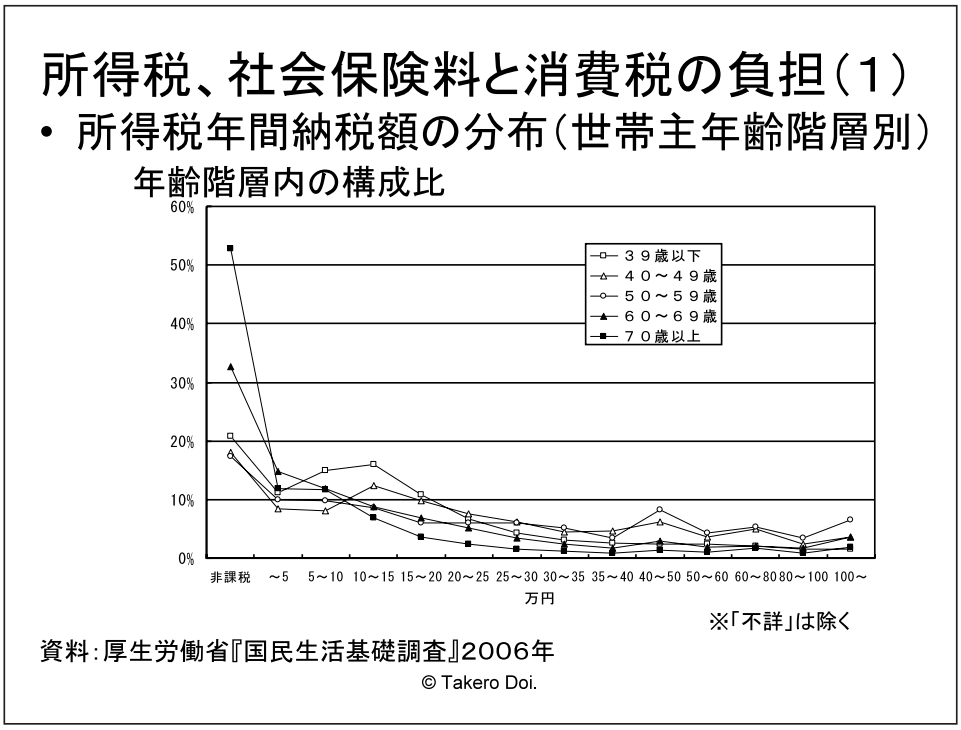

資料８

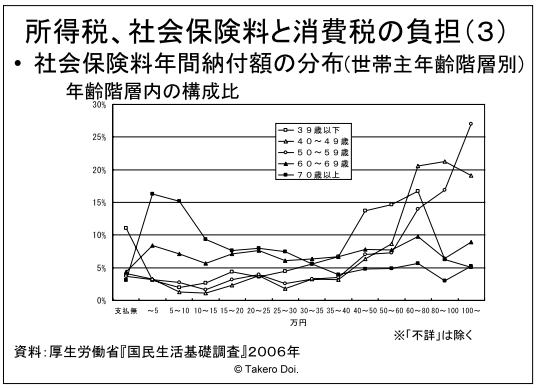

資料９

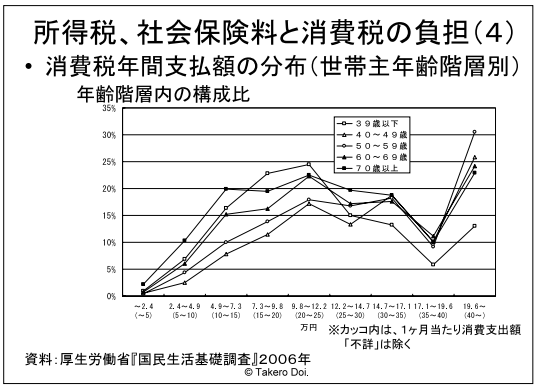

てパターンが変わるということはあまり見出しにくいのです。20万円以上お支払いになっている方々が右端にポーンとたくさんいらっしゃいますが、これは単にグラフがこちらで切れているわけで、基本的には山型の形でグラフがなっているととらえていただいたらいいと思います。年間10万円ぐらい消費税を支払っておられるという方々をピークにしてどの世代においても同様の分布がなっているということですので、それは年齢層によってあまり変わらないということであり、そのようなことを考えると、消費税で負担をお願いするということが今後求められるのではないかと思います。

〔消費税にまつわる誤解ー消費税は逆進的ではないー〕

ただ、消費税増税を国民に説得するのが、なかなか困難な部分が政治的にはございます。そ

こで、**資料10**ですが、経済学の立場から消費税というのはどういう税であるか、巷間でいわれている認識なり主張に経済学的にいうと誤解があるのではないかと思われることについて２点ほどここで指摘しております。

資料10

消費税にまつわる誤解

- 「消費税は消費者だけが負担する税」
  →納税義務者は生産者、転嫁できなければ生産者も負担
- 「消費税は逆進的」
  →消費は、人々が単年度だけ行うものでなく、一生にわたって行うもの(単年度の行動だけで見るべきでない)

Aさん	1年目	2年目	計
所得	100	100	200
消費	100	100	200
貯蓄	0	0	―
消費税	5	5	10

Bさん	1年目	2年目	計
所得	400	400	800
消費	200	600	800
貯蓄	200	―	―
消費税	10	30	40

© Takero Doi.

まず、基本的には、消費税というのは消費者だけが負担する税かというと、そうではないのです。中小企業の方々が、消費税を増税されるとなかなか価格に転嫁できなくて企業として負担しなくてはいけなくなってしまうのだとお唱えになっておられるようなことだとか、そういうのは必ずしも消費者だけが消費税の負担を負っているというわけではなくて、生産者側も負担を負うわけですから、消費者は消費税を増税するというと消費者冷遇ではないかとか、家計をいじめているというような言い方をされるものに対しては、そうではないと、経済学的にはいえるわけです。

それから、消費税は逆進的であるということもいわれるのですが、結論だけ申し上げますと、消費税は生涯を通じた所得で見ると、これは比例的であるということで、逆進的、つまり、所得が低い人ほど負担率が高いという税ではありません。もし、逆進的というようなニュアンスを学術的に正確に述べるということであれば、「消費税は累進的ではない」というふうにいえば、それはそのとおりということです。確かにもっと高所得の方から税金が取れるのではないかと思うのだけれども、それほど消費税は高所得の人に重く課すという税にはなっていないというのは、そのとおりであります。

ですから、当然のことながら、低所得の人に対する配慮とか、高所得の人たちに対してもう少しご負担をお願いしなくてはいけないのではないかという問題については、なかなか消費税で対応するというのは難しいということで、所得税できちんと対応すべきではないかということは、少なくともこのわれわれの報告書の中でも述べておりまして、所得税についても、最高税率などいろいろ累進度の問題についてはきちんと考えるべきではないかということであります（**資料11**）。

資料11

所得課税と消費課税の役割分担

- 消費課税は効率性をより実現できるが、垂直的公平性は実現しにくい税
- 所得課税（社会保険料を含む）は垂直的公平性を実現できるが、効率性を阻害する恐れのある税
- これらのバランスを考えれば、効率性を実現すべく消費課税、垂直的公平性を実現すべく所得課税を行うという役割分担が必要
- 消費課税で累進課税の実現を期待することは、そもそも無理な話
- 所得課税と消費課税のどちらをどれだけ課税するかは、必要な税収を確保するために、効率性と公平性のどちらをどれだけ重視するかで判断する

© Takero Doi.

〔世界的な法人税率の推移と国際的な調和〕

それから、法人税については、例えば**資料12**をご覧いただくと、これには新興国のデータは書いていませんけれども、先進国、新興国を含

資料12

法人税の表面税率(製造業)

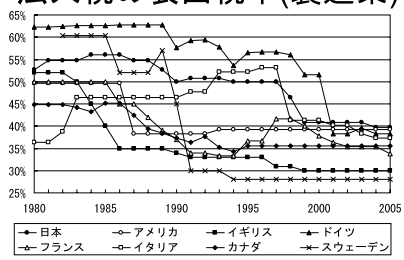

出典：Devereux, M.P., Griffith, R., and Klemm, A. (2002) “Corporate income tax reforms and international tax competition,” *Economic Policy* vol.17 pp.450-495.

© Takero Doi.

めて税率の引き下げが国際的に起こっているということに対しては、長い目で見ればこれに対応する必要はあるということです。けれども、残念ながら財政状況としては、必ずしも今すぐ法人税を勇ましく減税するというほどの状況にはないものですから、国際的な対応を考えつつ、法人税の実効税率については中長期的には引き下げる方向に導かなくてはいけないのではないかということであります。

3．求められる歳出改革ー無駄の削減についてー

それから、税の話ばかりではなくて歳出面についても議論を及ぼしておりまして、歳出面から見ますと、新政権では予算の無駄をなくすということを言っておられます。これは当然ながら、国民としては、どういう内閣であろうが不断の努力としてやっていただきたいことであります。

ただ、それほど無駄が露骨に目の前にぶら下がっているというほど簡単ではないだろうというふうに、私は思っております。少なくとも、自明に誰から見ても無駄であるという予算は、これまでにも小泉内閣以降歳出削減をやってきているということもありますので、切り代としてはどんどん減ってきていて、ないわけではないけれども、昔ほどたくさんはないという状況にあると思います。ですから、より工夫してこの無駄をなくしていくということに取り組まないといけないと思います。

報告書では具体的には触れていませんが、自明に無駄というものはそれほど多くはないけれども、多くの人が無駄と思っていて、残る少数の人が「これは大事だ」と思っているという予算というのは、それなりの数はあると私は思います。ですから、どこまでそれを削減するというふうに政治決断できるかというところが、恐らくまず１つ新政権は試されるところだろうと思います。

それから、もう１つは、例えば、無駄ではないのだけれども、３年がかりで完成させようとしていた事業を、そこまでスピーディにやらなくてもいい、10年かけてやればいいというような形で、３年で完成させる事業を10年というふうに、完成の時限を延ばすというようなことをすることで、単年度での支出を抑制するというようなことも工夫をすればできます。無駄ではないけれども、不要不急ということで、支出のスピードを落とすということで支出を抑制するというようなことも、恐らくこれはできるのだと思います。

地方分権、これも重要で、国が必ずしもやらなくてもいいようなものを無駄にやっている、ないしは、地方でやれば無駄が減らせるのに、国で画一的にやっているので無駄があるというようなものも、地方分権を通じて削減する余地はあるというふうに思います。

なお、社会保障については、駒村先生からお話をいただくことにいたしたいと思います。

最後に、無駄の話をしてこれで終わりたいと思いますけれども、私が思うには、実は、野党は無駄があるということを言いやすいのだけれども、与党になると、とたんに無駄があると言いにくくなるという性質があるということを強調して終わりたいと思います。

確かに、民主党は野党時代に勇ましく無駄がある、無駄があると言ったのですが、果たして来年の今ごろ、引き続き無駄がある、無駄があると勇ましく言っていられるだろうかということです。確かに、政府も無駄がないとは言っていなくて、無駄については厳しく見てきたわけです。財務省も予算編成過程では厳しく査定をし、「これは無駄ではないか。こんなものやめておけ」というふうに、けんもほろろに現業官庁が門前払い的に予算要求を断られるというようなことは今までにもあったわけです。

ただ、財務省も、いったん政府予算案として政府の閣議決定を経て定められた予算の中に無駄があると、露骨に、特に予算審議の過程で言えるかといわれると、予算案を通さなければい

けない立場で、「いや、ここの中に実は無駄があるのです」とは、さすがに口が裂けても言えない立場というのがあるのです。与党になると、予算案を通さなければいけないわけです。予算案を通す立場で、予算の中に無駄があるということを国会の中で言えるかというと、なかなかこれは難しいことです。

つまり、別の言い方をすると、１月から12月まで四六時中、無駄だ、無駄だというふうに政府の中で言えるかというとなかなか難しいです。いったん予算案で認めてしまったものの中で、やはり無駄だったからやめようと、後でやめるということはできるかもしれないけれども、特に１～３月の予算の国会審議の中でいったん認めてしまった予算で無駄があるから削りましょうとはなかなか言えないというようなことになりますと、野党時代には随分勇ましく無駄だ、無駄だと言っていたけれども、与党になったら随分丸くなったねというふうに、一見するとなるかもしれません。

ですから、そこのあたりの無駄の削減に対する意気込みをどのようにテンションを維持するかというところが、今後問われることだろうと思います。以上です。

（小澤）　ありがとうございました。それでは、引き続き駒村先生、よろしくお願いいたします。

Ⅱ．社会保障の課題
―持続可能な社会保障制度の確立に向けて―

慶応大学経済学部教授
駒村 康平

（駒村）　慶応義塾大学の駒村でございます。私は、この報告書の中では社会保障制度の今後の課題を担当させていただきました。お手元の研究会報告書で該当する部分は**6～18頁（本誌179～191頁）**までです。ここまでが社会保障にかかわる議論でございます。その後、報告書の終わりの方に、**25頁**から各先生による個別の社会保障分野における政策提言をまとめさせていただいております。今日は、私は社会保障にかかわる問題というのを、この15分間でまとめてお話しさせていただきたいと思います。

１．グローバル化と高齢化のなかでの社会保障制度の持続可能性

〔グローバル化経済と社会保障〕

ご存じのとおり、社会保障制度をめぐる問題は大変厳しくなっておりまして、特にその要因というのはグローバル化経済、或いは、高齢化社会というのが、２つの特に大きな要因であろうかと思います。国際的な資本の移動がかなり大きくなる中で、福祉国家における社会保障コスト、社会政策コストを企業が回避するというような動きになってきますと、おのずと福祉国家、社会保障制度というものの維持というのはかなり難しくなってくるという意見があるわけです。

一方、グローバル経済を進めるためには、国内におけるさまざまな格差や貧困の問題を解消

するために、逆にきちんとしたセーフティネットを張っていかないといけないのだという見方も、これはまたあるわけです。グローバル経済を、或いは、自由貿易を進めるためには、国内問題を放置しては進められないという見方であろうかと思います。

また、企業は労働コストや社会保障コストだけで立地を決めるだろうか、立地をする地域の社会や経済の安定性、労使関係の安定性、そこにいる労働者の能力、生産性、こういったものも考慮して立地を決めているのではないかと考えられます。しかし、企業は、工場を動かすということを脅しに使って、地域の安定した社会というさまざまな公共財をフリーライドしようということも考えられないか。いずれにしてもグローバル経済というのは、社会保障政策、福祉国家には大きな影響を与えてくるのは、これは間違いないというわけです。

〔急速に高まるわが国の高齢化率及び後期高齢者比率〕

それから、もう１つの問題でございますけれども、これは特に日本社会はこれから厳しく直面していく高齢化問題であります。寿命が延びて出生率は低下するということから、これが起きていくわけです。**資料13**をご覧ください。こ

資料13

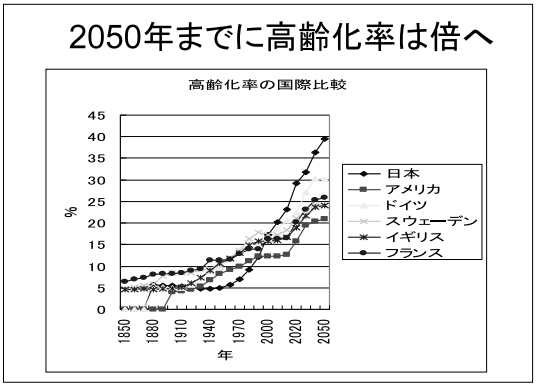

こにみられるように、菱形の付いた線が日本を指しているわけですが、現在既に高齢化率20%を超えている日本は、既に先進国ナンバーワンの高齢化率になっておりまして、これが一気に2050年までに高齢化率はおおむね倍までの40%近くまで上がるだろうと読まれておりまして、これは先進国の中でも極めて深刻な状態になっているということであります。なお、アメリカとドイツは19世紀で高齢化率がゼロになっていますのは、データがないだけでゼロではありません。

さらに、高齢者の中の内訳、いわゆる高齢者の中で特に後期高齢者ともいわれている75歳以上のウエートはどうなっていくのだろうかと見ていきます。社会保障給付の特徴としては、年金は加齢とともに給付額が増えことはありませんけれども、医療と介護は加齢とともに一人頭給付額は急速に伸びていくという性格があるわけです。そういう意味では75歳を境目で見ていきますと、大体この辺から要介護リスクが上がって行き、要介護度も重くなっていくという傾向がございますし、また、医療費も同様でございます。その75歳以上が、特に高齢者の中で占める75歳以上が重たくなっていくということも、極めて医療、介護の現物給付の支出を増大させる要素としては注目すべきです。**資料14**に見られますように、最初の危機は、2025年からしばらくという、いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎えるタイミングです。それから、次がいわゆる団塊ジュニアが後期75歳以上を迎える時期と予想されており、ちょうどグラフにあるような二こぶラクダのような形で、特に厳しい時期が現れるだろうと思われます。

資料14

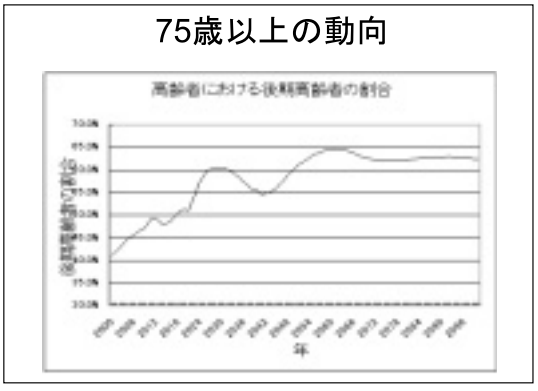

一方、日本の高齢化の要因は寿命の問題だけではなくて、出生率の問題もございます。**資料15**をご覧下さい。縦軸が出生率で、横軸が女性

資料15

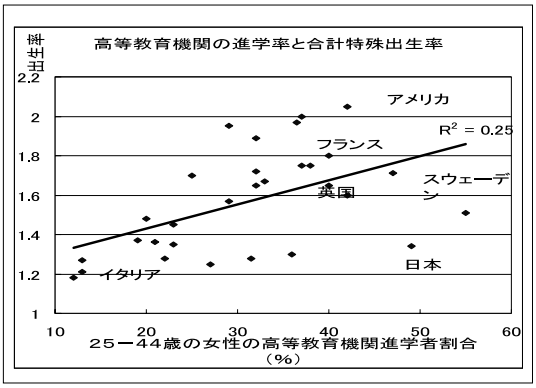

の高等教育機関への進学率であります。多くの国では、実は女性の高等教育機関等の進学率、或いは、労働力率と出生率の間には正の相関が見られてきているのですが、日本は例外的な存在でありまして、日本はそこから外れて合計特殊出生率が低いままの状態になっているということが、先進国との比較の中でもわかるわけであります。資料にみられるように、日本がずれているということになるわけです。

2．社会保障制度が抱える問題

〔所得保障政策の問題点〕　（資料16）

資料16

所得保障政策の問題

- 年金制度の欠陥により、高齢化のなかで生活保護の長期受給者の増加（生活保護の年金化）
- マクロ経済スライドにより、基礎年金の低下と生活保護の逆転現象の拡大
- 雇用保険における給付対象率の低下、生活保護の高齢者比重上昇で、若年者向け所得保障セーフティネットは崩れている。
- 若年者へのセーフティネット機能の喪失。自立支援機能が不明確な生活保護制度
- 非正規労働者、ニートなどの貧困群あるいは予備群の増加→支援サービスの不足、低所得者向け住宅・児童手当の必要性

そういった中で、昨今の社会保障制度をめぐる問題点としましては、まず大きいのはやはり年金制度ということになってきます。年金制度はさまざまな欠陥によって、高齢化に伴い生活保護受給者に占める高齢者の割合が増え続けています。生活保護受給者の半分が高齢者であり、その高齢者のかなりの部分が年金の額が極めて低いわけです。そして、こういう人たちは生活保護から脱却することが基本的にはないわけですから、生活保護が事実上年金化していくという危険があります。

それから、2009年において検証されるにとどまったマクロ経済スライドについてですが、これが基礎年金にも適用されるということは、生活保護とのバランスを著しく壊していく、生活保護をはるかに下回っていく基礎年金の水準に今後なっていくだろうと予測されます。そのことは、つまり、生活保護に対してますます負荷を掛けるということになっていくだろうと思われます。

また、実際に生活保護に若い世代がアクセスするということは非常に限定されています。或いは、失業者数に対する雇用保険における失業手当の受給対象率が急速に低下していて、２割程度に下がっているということで、若年世代に対するセーフティネットは事実上壊れてきているということもいえるだろうと思います。

また、それに対する非正規労働者や、いわゆるニートといわれている貧困群、将来の予備群も確実に増加しているという中で、所得保障制度というのを改めて見直さなければいけない時期に来ているのだろうと思います。

〔年金制度の評価ポイントと改革の目標〕

年金についてお話を続けていきたいと思いますけれども、こういう中で、しかし、高齢化に伴って年金受給者が増えていきます。特に団塊の世代、ベビーブーマー世代を前にして困っているのは日本だけではなく、先進国共通の問題でありまして、90年代に、さまざまな先進国で社会保障、年金制度改革が行われているわけです。そういう制度改革を幾つかの報告などを見てサーベイしてみますと、どういう目的を持った制度改革が採用されていたかというと、おお

むね３つにまとめることができるのではないかと思います（**資料17**）。

資料17

年金制度の3つの評価ポイント

1）制度の持続可能性（経済的、財政的、政治的）→高齢化のインパクト吸収（支給開始年齢の引き上げ）

2）社会状況への変化対応能力（就業構造、労働市場の変化の対応力）→雇用の流動化や生活の多様化

3）適当な給付水準の確保→税財源と保険財源の組み合わせ

１つは制度の、特に財政、経済的な持続可能性であります。高齢化が進む中でも年金制度が財政的、経済的に持続可能であるということです。２つ目は、社会状況の変化に対して年金制度がきちんと対応できているかどうかということです。特に雇用の変化、雇用の流動化、非正規労働者という現象は何も日本に限ったことではございませんので、そういう形で社会保険から外れていく人間が放置されていないかどうか、いかに雇われている人間を多くカバーできるようにいくのかというようなことです。それから３つ目としては、税と保険料を組み合わせて、適切な、さらにはミニマムな老後所得保障ができているかどうかということです。こういう３つがどの国でも共通した課題であり、そして、その３つを直すためにさまざまな改革が行われています。ということは、日本においても同じであろうと思います。

次に**資料18**を見てください。これは世銀が先進諸国の、年金改革をやった主な国の30人の専門家に、どの項目に重点を置いて改革を行いましたかという調査をした結果であります。やはり今申し上げましたように、財政的安定性と、それから、低所得者の生活保障と、それから、労働者保護の拡大と、こういったものが上位に来ているということであります。こういう点から見ると日本はどういうふうに今後選択肢が出ていくのだろうかというのが、１つ次の課題になってくるわけです。

資料18

諸外国の年金改革の目標

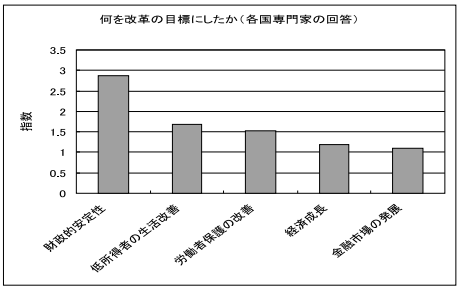

〔年金に係る世代間格差と消費税の必要性〕

今後、財政安定性については、大きく保険料を上げ続けてその確保に努めるというのが１つの選択肢だと思いますが、これについて**資料19**で生涯保険料の世代間の格差をみて見ましょう。これは、厚生年金を例に取っていますが、1935年生まれから1995年生まれの世代別に、40年加入した場合に、一生のうち全報酬に占める企業負担と本人負担を加えた場合の保険料というのはどのくらいの大きさであったのかというのを見ますと、大体３倍ぐらいの世代間での差が出ています。

資料19

出生年による生涯保険料

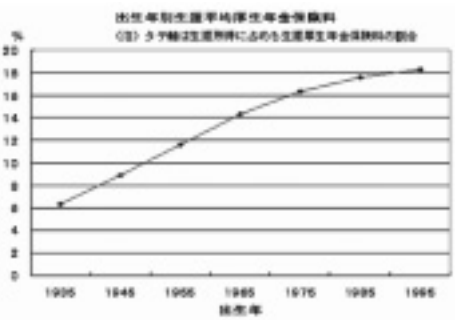

さらにこれに加えて、85年の年金改革以降、若い世代ほど年金をはじめ、給付水準が大体25%から28%程度まで引き下げられております。これは給付乗率を下げるという方法で給付水準

を下げているということがございます。

一方、若い世代ほど受給期間が延びるというのも１つ特徴がありますので、そういう政策変数だけで評価できない部分ももちろんあります。但し、**資料20**にありますように、厚生年金の受

資料20

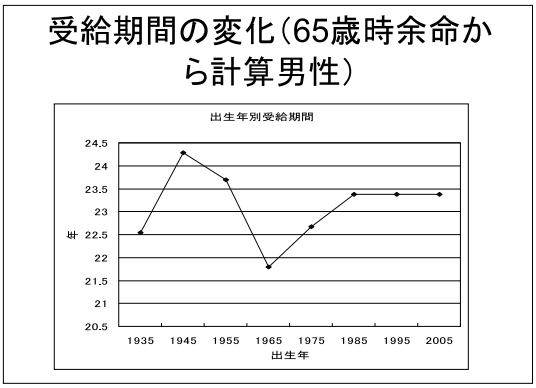

給期間を余命から逆算してみると、1935年から45年生まれの方は厚生年金の支給開始年齢が60歳のままでしたから、余命の延びとともに受給期間は延びていきます。その後、支給開始年齢の引き上げが65歳まで徐々にやられていきますので、しばらく受給期間は短くなっていきます。そして、その後、また寿命の延びに応じて若い世代も受給期間が延びていくという形でなっていると。若い世代は受給期間が延びているので、不利さは相殺されるとはいうものの、特に1965年前後の世代は短くもなるという特徴があるだろうということです。

資料21

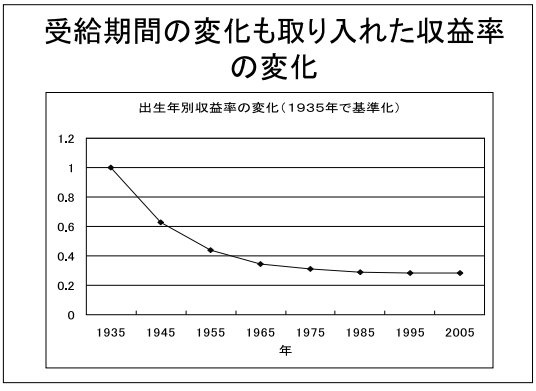

この結果、**資料21**に見るように、仮に1935年生まれの方の保険料負担に対する年金需給の比率を１と置いたときには、厚生年金レベルだけで見れば、1985年生まれぐらいまで来ると大体25%から30%ぐらいしかメリットがないということになって、これ以上若い世代の負担で年金財政の安定性を確保すべきなのかということを考えなければいけないのです。そのためには各世代が薄く広く負担する消費税のような財源がやはり必要になってくるのではないかというふうに、社会保障問題を担当している側からも思っているわけです。

〔非正規労働者の増加と国民年金・国民健康保険の空洞化〕

一方、足元の問題として発生しているのは、非正規労働者の増加が実は国民年金の空洞化の直接的な引き金になったのではないかという点であります。

資料22

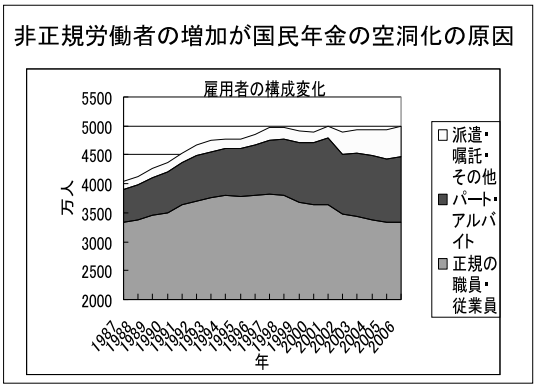

資料22を見ますと、年度別は正規労働者97年を境に減少傾向に入って行き、その代わり非正規労働者というグループが増えており、非正規労働者の多くが国民年金に１号保険者として、厚生年金ではなく国民年金に入っていくということになっていきます。企業側も非正規労働者を増やすことによって社会保険料負担を削減していこうということで、**資料23**には、その１つの傍証として、事業主負担がここ数年間減ってきており、従来は52%程度負担していた事業主負担割合というのが、既に現在48%ぐらいまで

資料23

急激に低下した社会保険料の事業主負担割合（社会保険負担に占める企業負担分）：年金空洞化の原因を見定めること

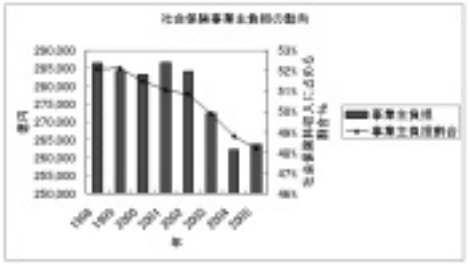

下がってきているという事実があります。こういうことを見ても、やはり社会保険のかからない、事業主負担がかからない労働者を増やすという形、非正規労働者の増加が結果として、社会保険の中の国民年金１号、或いは、国民健康保険の加入者を増やすという方向に利いてきたのではないかと思われます。

実際に国民年金１号といわれている人たちがどういう人たちによって構成されているのかを見てみますと、**資料24**にありますように、よく

資料24

国民年金1号加入者の就業状況
国民年金は、自営業者年金ではなく、不安定労働者年金

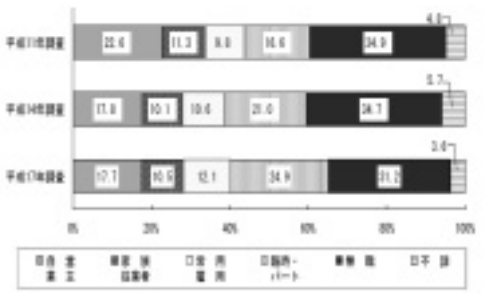

平成17年国民年金被保険者実態調査

国民年金１号というのは、自営業者年金といわれているわけですけれども、実は既にそれは間違いであって、自営業者グループはわずか２割から３割ぐらいにすぎず、あとの７割は不安定労働者ということになっています。この不安定労働者の納付率を見ますと（**資料25**）、自営業者のグループは比較的高いのですけれども、不安定労働者のグループは極めて納付率が低いということで、納付率の低い人たちのウエートが上がってきているために、国民年金１号年金も、それから、国民健康保険の空洞化も進んでいるのではないか、そういう意味では、働き方に中立になるような年金制度というものを作っていかなければいけないという結論になっていくだろうと思います。

資料25

就業別納付状況　非正規労働者や常用雇用の未納率が高い。

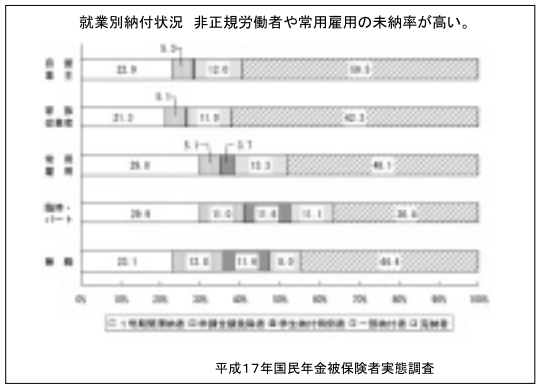

平成17年国民年金被保険者実態調査

〔公的年金の立て直し：所得比例型＋最低保障年金モデル〕

今申し上げたように、財政的な安定性、最低所得保障の必要性、それから、就労形態に対して中立な年金制度ということでございますので、私としては、従来から所得比例年金と最低保障年金の組み合わせについて、**資料26**のように、実際にどの程度のものが給付水準として可能なのかというものをシミュレーションを含めて提案してきたところでございます。これは民主党でも似たような議論をやっておりますが、民主党の提案は概念だけでございます。ここでは実際に数字を入れて、どのくらいまでが可能なのかということも試算をしたわけです。

この年金プランについてはなかなか合意を得られるだけの議論をしておりませんので、ここではご紹介させていただくというふうにとどまりたいと思います。

次に、しかし、公的年金だけではどうしても給付水準が今後低下していくのは避けられない

資料26

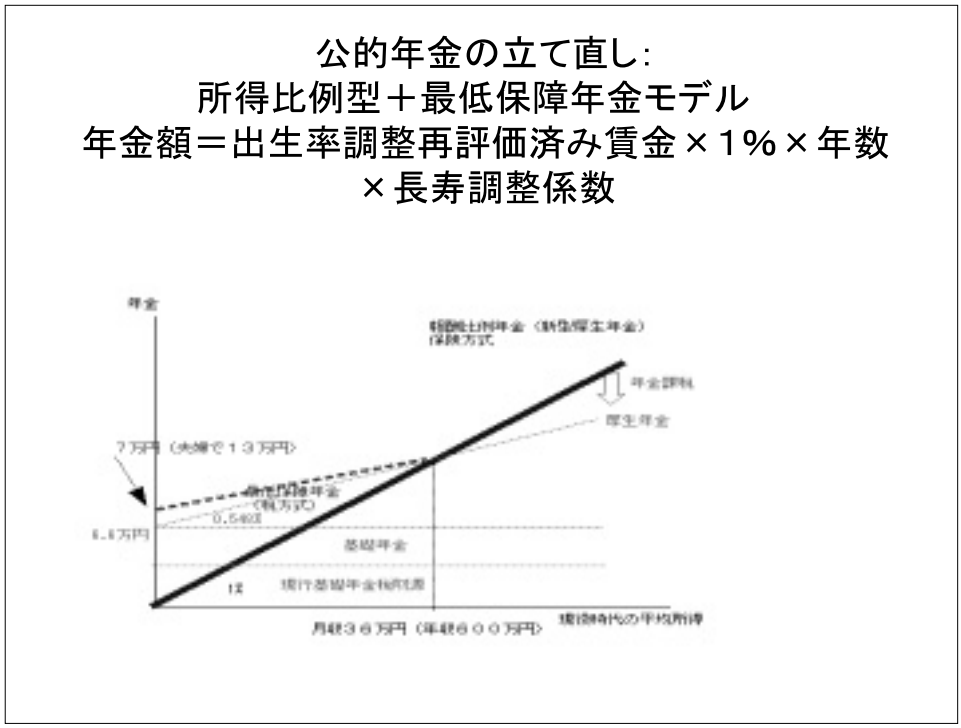

ということでございますので、これは従来の厚生年金基金があった場合の国民年金、基礎年金、厚生年金、厚生年金代行部分と、それから、上乗せ部分の組み合わせで、これが1月当たりの金額ということになるわけですけれども、マクロ経済スライドによって、この2つの積み木が落ちていくということになれば、当然何もしなければ2万円程度、これは妻の分は含めておりませんけれども、まず落ちていくということになります。

〔公私年金の連携－世界的潮流－〕

それを埋め合わすために企業年金、或いは私的年金に対する税制上の優遇や、マッチング拠出といわれたものが今後必要になってくるのではないか。この意味では、公的年金と企業年金、私的年金の関係は、従来の上乗せから、公的年金の低下分を代替するという性格が出てくるのではないかと思われます。こういう公私の年金の連携については世界的な潮流になっておりまして、イギリスにおける強制加入の国民年金基金、或いは、ドイツのリースター年金、スウェーデンの2.5%分の個人勘定というものが、公私年金を合わせて一定割合を保障するという大きな世界の動きを示しているものと思われます。

日本で、この公私年金連携について税制上の優遇措置を拡大するにおいては、その優遇すべき私的年金とはどういうものなのか、そこにおける年金性や一時引き出し、解約の制限、さらには、大企業の労働者だけがそのメリットを受けるようなことではなく、普遍的に広い労働者が受けることができるような工夫も考えていかないと、公的年金を補完する私的年金として税制上の優遇措置の資格は持たないだろうと思うわけです。

ほかに各国においてさまざまな年金改革が行われて、例えば、大きな改革としてはスウェーデンとイタリアで拠出立て年金に切り替わっていくような改革が行われています。その中でもう1つ重要になるのは移行過程の問題でありまして、何年かけてどのような年齢層から移行過

程にかけていくのかというのが大きな問題になってくるだろうとは思います。ここでは、その移行過程について少しご紹介しておりますけれども、もう時間もございませんので、これは後でまた議論において取っておきたいと思います。

〔ワーキングプアの実態ー所得格差論から貧困論へー〕

最後に、所得保障が中心になってお話しすることになりましたけれども、一方、日本ではワーキングプアという問題が非常に注目されておりますけれども、実はワーキングプアというのは日本では定義も統計も存在しないという状態でございます。

資料27

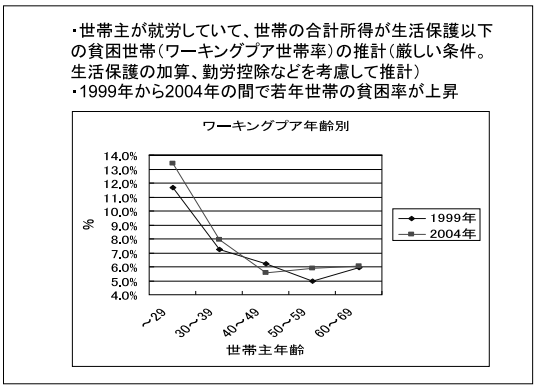

そこで、**資料27**では、実際に全国消費実態調査のデータを使って、ワーキングプアの推計というのをやってみたわけです。世帯主が働いていながら、しかし、世帯の収入合計が生活保護ラインを下回っており、なおかつ生活保護をもらっていない人がどのくらいいて、どのくらい増えているのかというのを推計したものでございますが、確かに貧困の拡大要因としては、この若い世代のグループで貧困率が上がる傾向になっているのではないかというふうに思われます。

〔医療・介護における改革の方向性〕（資料28）

そのほか、医療、介護についてはいくつかの提案をさせていただいております。特に医療については後期高齢者医療制度を見直すとしても、それは果たして老人保健制度に戻るのがいい姿

資料28

医療・介護

- 医療保険は、所得比例保険料型への収斂を目指しつつ、都道府県単位で保険単位の再編を行う。
- 財政調整を行いながら保険者間競争を進める。
- 診療所を家庭医（人頭割、ゲートキーパー）と位置づけ、フリーアクセスは制限する。
- 介護労働者の一部は、高技能を必要とするため、ふさわしい処遇にする。
- 高齢者間での所得再分配を強化し、高所得の高齢者の負担を引き上げる。

なのだろうか、理想の姿はどういうものがあるのだろうか、地域保険に１本化していくというのもあるだろうとは思います。

或いは、これだけ医療費支出が大きくなる中で、病院に対するフリーアクセスというものをこれまでどおり認めていくのかということがございます。或いは、医者がどの地域で、どの診療科を選ぶということに対する自由度というのはこのままでいいのかどうなのか、ある程度の制限というものも必要なのではないかと考えられます。イギリスのNHSのように、家庭医を置いてゲートキーパーにするという厳しい税方式でやっている国もあります。社会保険方式でありながら、最近では家庭医を付けて、まずいきなり病院には行かないでいただいて、まずその家庭医において日ごろの健康指導と、それから、最初の治療を行うという形で、その次に病院にアクセスしていただくような工夫をやっている国も見ておりますので、日本もそういう対応も今後考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

以上が、この報告書に書いてあるところをかいつまんでお話ししました。私の個人的な見解も含まれましたけれども、それはまた後ほど議論したいと思います。どうもありがとうございました。

（小澤）　ありがとうございました。それでは中里先生、よろしくお願いいたします。

Ⅲ．財政収支と財政健全化

上智大学経済学部准教授
中里　透

（中里）　上智大学の中里でございます。私は、この研究会ではマクロの経済あるいは財政運営の視点から、今後の財政健全化のあり方を考えるという分担になっております。話の性質上やや抽象的な議論になりますが、その点、お許しをいただきたいと思います。

今日は９月11日ですが、４年前の今日何があったか、皆さんご記憶でしょうか。これは郵政選挙があった日なのです。去年のことを振り返ってみますと、あと４日経つと９月15日ですが、これはリーマンショックがあった日ということになります。この４年間を振り返ってみると、あるいはこの１年間を振り返った場合にも、世の中の景色がずいぶん変わってしまったなあという印象を受けます。このように先行きが、もちろん政権交代という変化もございましたので見通しにくいのですが、そのような中にあってどのような形で財政の健全化を進めていくかということを少し整理してみたいと思います。

今日の検討課題ですが、ひとつは、財政健全化をめぐるこれまでの議論を踏まえて論点整理をしてみましょうということです。それを踏まえて、財政健全化の今後の進め方について検討するということがもうひとつの課題ということになります。

このシンポジウムのテーマは「今、財政政策における戦略性を問い直す」ということですから、最初に財政健全化に向けた基本的な戦略、結論めいたものをお話ししておいた方がよいと思います。

最近、財政健全化をめぐって無駄の排除ということがよく言われます。たしかに無駄の排除は大事なのですが、それが何よりも先だという

ことになると、果たしてそれで大丈夫でしょうかということになると思います。一方、はじめに増税ありきというようになってしまうと、はたしてこれは相場観があるものだろうか、納税者の皆さんの理解が得られるだろうかということになるわけです。月並みな言い方ですが、結局のところ、歳出と歳入の両方を一体的に見直していくということが大事ということになりますし、その中で、ではどのようにバランスをとるのが良いのかということが重要なポイントということになるのではないかと考えています。

この点について少し過去の経緯などを振り返りながら、お話をさせていただきたいと思います。

１．90年代以降の経済財政運営

〔これまでの経済財政運営の経緯〕

最初の**資料29**と**資料30**は、90年代以降の、バブル崩壊後といってよいかと思いますが、これまでの経済財政運営の経緯をまとめたものです。97年11月に山一と拓銀が破綻して金融危機が生じ、それ以降、金融システムの安定化と、デフレに対する対応を一生懸命やってきて、ようや

資料29

90年代以降の経済財政運営（1）
これまでの経緯

92年8月	総合経済対策
96年～97年	財政構造改革に向けた検討
97年4月	消費税率引き上げ(3%→5%)
97年11月	財政構造改革法成立
	金融システムの不安定化
	(三洋証券→北海道拓殖銀行→山一證券)
98年12月	財政構造改革法停止法成立
99年1月	定率減税実施
99年2月	ゼロ金利政策導入
01年 3月	量的緩和政策導入

資料30

90年代以降の経済財政運営（2）
これまでの経緯（続き）

01年 4月	小泉内閣発足
05年 ～	歳出・歳入一体改革に向けた検討
06年 1月	定率減税縮減
3月	量的緩和政策解除
7月	ゼロ金利政策解除
	「骨太の方針2006」閣議決定
07年 1月	定率減税廃止
08年 8月	安心実現のための緊急総合対策
10月	生活対策
12月	生活防衛のための緊急対策
09年 4月	経済危機対策

くそれにめどがついたのが2002年あるいは03年頃ということになります。05年以降、歳出・歳入一体改革に向けた検討が始まり、金融面でも正常化の道を歩み始めて、財政の健全化もこれからといった矢先にリーマンショックが起きてしまい、また元の状態に戻ってしまったというのが現状ではないかと思います。

〔骨太の方針2006のコミットメント〕

では、これからどうしましょうかということが今日のテーマなのですが、ここで「骨太の方針2006」について振り返っておきたいと思います。

「骨太の方針2006」のコミットメント（**資料31**）は2011年度までにプライマリーバランスの黒字化を達成するということ、それ以降は、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていくことを目標にするということ、それからもう１つ、成長戦略を一生懸命やりましょうと、これらが

資料31

90年代以降の経済財政運営（3）
「骨太の方針2006」のコミットメント

○財政健全化第Ⅱ期(2007年度～2010年代初頭)
2011年度までにプライマリーバランス(基礎的財政収支)の黒字化を達成
要対応額16.5兆円程度
うち歳出削減額11.4兆円～14.3兆円程度
○財政健全化第Ⅲ期(2010年代初頭～2010年代半ば)
債務残高対GDP比の引き下げに向けて改革を継続
○財政健全化と成長力強化の両立(新経済成長戦略)

大きな柱になっていたかと思います。そして、プライマリーバランス黒字化の目標が大幅に後ずれしてしまったのが現状ということになります。

〔財政タカ派と上げ潮派の論争〕

「骨太の方針2006」をめぐってはいろいろな議論がございました。ここにある「財政タカ派」というのは、どちらかというと増税を中心に財政健全化を進めようというお考えの皆さんで、一方、「上げ潮派」というのは、経済成長と歳出削減を中心に財政健全化を進めていこうというご主張の皆さんのことですが、両者の間でさまざまな議論がございました。

これから財政健全化のことを考えていく中でいろいろな議論が出てくると思うのですが、その主な論点はこれまで上げ潮派と財政タカ派の間でなされてきた議論、この**資料32**にあるものでほぼ尽くされているように思われます。

資料32

90年代以降の経済財政運営（4）
「財政タカ派」と「上げ潮派」の論争

・増税か歳出削減か
・金利と経済成長率の大小関係
・債務残高対GDP比に関する目標設定の是非
・インフレターゲット（日本版?）導入の是非
・「霞が関埋蔵金」の有無

⇒これらの論点は統一的な枠組みで理解可能

ひとつは、増税と歳出削減のどちらを優先させるべきなのか、あるいは、それらをどのように組み合わせるべきなのかという話です。もうひとつは、これはちょっとテクニカルな話なのですが、金融政策と成長戦略にかかわる話として金利と成長率の大小関係をめぐっていろいろな議論がありました。また、財政再建目標についていうと、債務残高対GDP比を目標として設定することの是非をめぐっても議論がありました。

先ほどの金利と成長率の大小関係の話に関連して、インフレターゲットを導入すべきかという議論もございました。インフレターゲットというのは、ふつうは物価が上がっているときに、それを抑制するために設定されるものですが、「日本型の」インフレターゲットとここで書きましたのは、大変不思議なインフレターゲットになっていて、デフレのときに物価を上げるためにインフレターゲットを設定するというような議論があったということです。

それから、皆様ご存知のとおり、「霞が関埋蔵金」をめぐる議論もございました。ここで括弧がついているのは、「霞が関埋蔵金」というものが本当にあるのかどうかよくわからないという意見もあるので、いわゆる霞が関埋蔵金という書き方になっています。

これらの議論は、一見するとバラバラに見えるのですが、実は統一的に議論することが可能なのだということが、**資料33**に示されています。

この数式、これは政府の予算制約式を書いてありますが、まず右辺の最初のところのGというのは一般歳出です。ここでは地方交付税を含めて一般歳出と呼んでおくことにします。次のrBというのは、債務の残高と金利を掛け算していますから、これは利払費ということになります。これらを足し合わせたものが政府の支出ということになります。

そこから税収を引いたときに、もし予算が足らなければ国債を発行しないといけないということになりますが、その場合に国債の残高がどれぐらい増えるかというのが、この式の左辺のところでございまして、例えば2010年度の国債残高と2009年度の国債残高の差というのは、2009年度に発行した国債の新規発行額ということになりますから、このような式が成り立つということになります。

資料33

90年代以降の経済財政運営(5)
「財政タカ派」と「上げ潮派」の論争(続き)

○政府の予算制約式
$B_{t+1}-B_t=(G_t+rB_t)-T_t$
(G_t:一般歳出, T_t:税収, B_t:公債残高, r:金利)
対GDP比に直すと
$b_{t+1}=(g_t-t_t)+(1+r-n)b_t$
(n:成長率)
○債務残高(b_t)の推移は
プライマリーバランス(g_t-t_t)と
金利(r)及び成長率(n)に依存

これを対GDP比に直しますと、次のような式が出てくるのですが、これは何かというと、債務残高が何によって決定されるかということを表している式ということになります。GDP対比で見た一般歳出と税収の差、これはいわゆるプライマリーバランス（基礎的財政収支）と呼ばれているものですが、それと、債務が増えていくと金利負担が増えることになりますから、その効果によって債務残高対GDP比が変化していくということになります。したがって、債務残高の推移は、プライマリーバランスと金利と成長率に依存して決定されるというように整理することができます。

ここで重要なことは、プライマリーバランスを改善するということが、直ちに増税幅をどのくらいにするかということと１対１では対応しないということです。それはなぜかというと、プライマリーバランスの改善は増税だけでなく歳出をどれだけ削減するかということにもかかわるからです。上げ潮派と財政タカ派の議論の中では、プライマリーバランスをどの程度改善すべきかということと、増税をどれくらいすべきかということの話が、必ずしも分けて整理さ

れていないところがあったように思われます。

2．財政健全化の進め方

〔増税か歳出削減か〕

これまでのことを踏まえると、財政健全化の進め方を考えるうえでまず最初に議論しないといけないのは、財政収支の改善を増税と歳出削減のいずれを中心に行うべきかということになります。この議論の背後にあるのは、われわれがどのような政府規模を選択するかという問題です。

増税によって財政収支の改善を図る場合、基本的には現在の歳出の規模を所与として、あるいは、これから見込まれる歳出の自然増を前提として増税をしますから、これはどちらかというと「大きな政府」を選ぶということになるわけです。一方、歳出削減で財政収支の改善を図る場合は政府の仕事を減らしていきましょうという話なので、これは「小さな政府」を選ぶということになるのです。このいずれが望ましいかということは、最終的には政治的なチャネル（経路）を通じて選挙によって選ばれた政党が民意を反映して決めていくということに委ねるしかないということになりますが、そうはいっても過去のさまざまな経験に学ぶことは大事です。

この点に関する有名な論文としてアレシナとペロッティの研究（Alesina and Perotti（1997））があります。この研究によれば、増税よりも歳出削減、特に社会保障給付と公務員給与の抑制をすることに重点を置いた改革の方が、財政健全化が継続的な取り組みになりやすいということが示されています。社会保障給付と公務員給与を削減する政府というのは、おそらく財政の健全化に対するコミットメントが非常に強い政府でありましょうから、もしかするとこれはどのような支出を削ったかというよりは、コミットメントの強さを表しているのかもしれませんが、この分析結果どのように受け止めるかというのがひとつの論点になるのではないかと思います。

もうひとつは、霞が関と永田町において「フリーキャッシュフロー仮説」が成立するのではないかという話です。フリーキャッシュフロー仮説というのは、企業金融において、企業に内部留保がたまって余裕資金が生じると、本来であれば企業の将来の生産性を高めるような投資をしないといけないはずなのに、経営者が大きな社屋や立派な社長室を作ってしまうといった形で非効率な支出をしてしまう可能性があるというもので、この仮説が霞が関と永田町についても、もしかすると成り立つかもしれないということです。

例えば、「霞が関埋蔵金」の議論でいうと、本来であれば埋蔵金は借金を返すのに使われないといけなかったはずなのですが、それが補正予算の財源になって、必ずしも効率的とはいえないかもしれない支出につながってしまった可能性があるわけで、財政の健全化についてはこのような点も留意しないといけないということになると思います。

〔金利と成長率に関する論点〕

これはちょっとテクニカルな話なのですが、金利と成長率をめぐる議論についてもまとめておきたいと思います（**資料34**）。

資料34

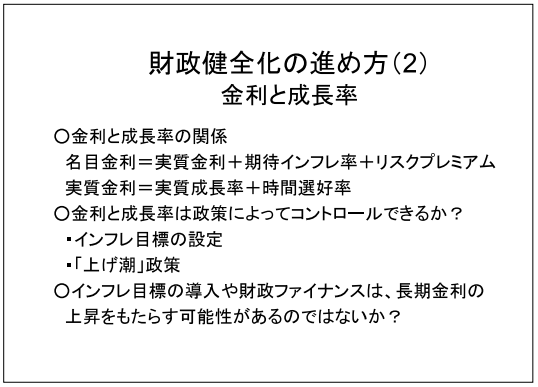

まず金利についてですが、名目金利は実質金利と期待インフレ率とリスクプレミアムの和として書くことができます。実質金利は、一定の仮定のもとでは実質成長率と時間選好率の和に

なりますから、そうしますと、予想される将来の経済成長率とインフレ率が長期金利を規定するということになるのですが、問題はそれを政策的にコントロールすることができるのかということになります。

これはどういうことかというと、すでに政府はたくさん借金をしていますから、その利払いがかさむわけですが、それなら利払費を減らすために金利を下げればよいのではないかという議論が一部にあるわけです。ひところ、インフレ目標を設定して金融緩和を大胆にやれというご意見がありましたし、最近ではいわゆる財政ファイナンスと呼ばれる議論、財政支出の資金調達に中央銀行が協力するというご提案が一部の方からなされているところです。

それからもうひとつ、こちらは成長率にかかわるものですが、上げ潮政策で成長率を引き上げることができれば、税の自然増収が見込めるので、増税なり歳出削減の幅を小さくすることができるというご意見もあったかと思います。もちろん、成長戦略で成長率を引き上げることができるのであればそれにこしたことはないのですが、当然のことながらそれには不確実性が伴います。この点についてどのように考えるかという議論があるわけです。

インフレ目標や財政ファイナンスは、確かに一見すると金利を下げることに貢献できるように見えます。ただし、インフレ目標であれば、もし成功した暁にはインフレ率が上昇するということが予想されるでしょうし、財政ファイナンスによって、もし仮に非効率な歳出の拡大が行われるとすると、それは将来の財政収支を悪化させる要因になりますから、市場がそれを読み込んで先に金利が上がってしまう可能性があります。つまり、インフレ率の上昇や財政悪化に対する懸念が生じた時点で長期金利が上がってしまう可能性があるということになるのです。われわれはこの点を踏まえて対応していかなくてはならないということになります。

〔サステナビリティの確保ー金利と利払費の動向ー〕

では、これからのことを考えたときに、財政収支のバランスをどのようにとっていくか、財政破綻が起きないようにするにはどうしたらよいかということが重要な論点ということになります。

この点については長期金利がどのように推移していくのかということが大きなポイントということになりますが、ご存知の通りこれまでのところ、長期金利は低位で安定的に推移しています。財政破綻に伴うリスクプレミアムは、もし付いているとしても、現時点では大変軽微なものであるというように理解できると思います。

今後の長期金利の見通しについて申し上げますと、潜在成長率は足許１％前後と見込まれております。ブレークイーブンインフレ率でみた場合の予想インフレ率についても０％から１％の間に過去５年ほどを見ると収まっています。したがって、ファンダメンタルズの要因からは、長期金利は引き続き安定的に推移するであろうと当面は見込まれます。ただ、財政運営その他の政策要因によって今後どのように推移するかは、当然のことながら政策運営次第ということになります。

財政のサステナビリティ、持続可能性を考えるうえでは、ひとつ重要な留意点がございます。それは、借金の残高が大幅に増えたにもかかわらず、これまで大きな支障をきたすことなく財政運営を行ってくることができたのは、利払費があまり増えていないことによるところが大きいということです。それはなぜかというと、1990年代初頭の長期金利の水準は６％台でございましたが、今は１％台半ばになっていて、債務の残高は増加したけれども、金利が低下したために、実は利払費はむしろ減少してきたからなのです。**資料35**にあるように、91年度には11兆円だった利払費が、06年度には７兆円程度になっています。

ただ、注意しないといけないのは、これから

資料35

財政健全化の進め方(3)
サステナビリティの確保

○足許、長期金利は低位安定
⇒財政リスクプレミアムは、仮に生じているとしても軽微
○現時点における財政運営の安定性は金利の低下によってサポートされたもの
1991年度の利払費　11．0兆円
2006年度　6．9兆円
07年度　7.1兆円
09年度　8.8兆円
⇒ひとたび金利が上昇すると、サステナビリティが確保されなくなるおそれ
⇒財政規律の確保が重要

資料36

財政健全化の進め方(4)
制度的担保の必要性

○歳出・歳入両面における中期的な目標が必要
要対応額－歳出削減額＝増収措置
○政策コミットメントの役割
(1)予算編成に関与する各アクターの行動を安定化(政治的リスクの低減)
(2)家計や企業の将来の財政状況に対する期待の安定化(政策リスクの低減)
○「骨太の方針2006」に代わる明確なコミットメントの再構築が必要

は金利の低下余地が限られたものとなる中で借金の残高は引き続き増えていきますから、利払費が増加していく局面に転換していくことになるということです。実際に07年度のところを見ると、資金調達の平均金利は下がっているのに利払費が増えています。金利がもし上昇するということになると、財政の持続可能性が確保できなくなる可能性があるということになりますから、これまで以上に財政規律を確保することが重要だということになります。

〔制度的担保の必要性－「骨太の方針2006」に代わる明確なコミットメントの再構築〕

報告の最後のところになりますが、財政健全化に向けた取り組みというのは、多年を要するものです。そうすると、そのような中できちんと中長期的な財政再建目標にコミットすることが重要だということになります。これがここでいう制度的な担保の必要性という話です。**(資料36)**

冒頭に申し上げましたように、このようなコミットメントについては、歳出と歳入の両面における目標が必要ということになると思います。例えば社会保障の自然増が毎年１兆円ぐらいあり、また、社会保障の機能強化ということを考えるとさらに歳出が増えるということになりますが、そのための対応額から、例えば公共事業をもう少し工夫して効率化するといったことを通じて削減できる分を控除すると、これからネットでどれくらい歳出が増えていくかということが推測できるわけです。それを踏まえて、このような歳出の増加に見合う形で、例えば消費税をどうやってあげていくかということを考えるという段取りになります。まずとにかく買うものの中身をきちんと決めましょう、それに対して、いくらお金がかかるからこれだけ払ってくださいという形で議論をしないと、消費税に関する議論はなかなか前に進まないのではないかという気がします。

中福祉、中負担の中身をきちんと詰めれば、では消費税を上げましょうということで理解が得られるかもしれません。そこのところをきちんと詰めること、つまり、歳出改革の内容とスケジュールを詰めることが、実は消費税を引き上げるときに非常に重要なポイントになると思います。

このような手順を考えると、政策コミットメント、制度的な担保というものが重要な意味を持つということになると思います。なぜこのようなコミットメント、つまり、ある一定の期間について歳出と歳入の健全化に関する具体的な目標設定をしないといけないのかというと、ひとつはそれが政治的なリスクを低減するということにつながるからです。予算編成にはいろいろな関係者、アクターが存在するわけですが、その人たちの行動を安定化させる、もう少し日常的な言い方をすると箍（たが）をはめるということですが、コミットメントによってそれが可能になるということです。

それからもうひとつ、政策リスクの低減につながるという効果も期待できます。これはどういうことかといいますと、例えば量的緩和政策を導入したときには、消費者物価の上昇率が安定的にゼロを上回るまで金融緩和を続けますというコミットメントをしたわけです。そうすると、そのことがわかっていれば、企業や家計はそれを読み込んで行動することができるようになるので、将来の政策リスクが低減できるということになります。

財政運営について同様のコミットメントをすると何が起きるかというと、例えば非効率な歳出の削減によって経済全体の生産性が上がるということになれば、それは将来予想される所得をむしろ増加させることにつながるので、それほど景気の悪化をもたらすことなく歳出削減をすることができるかもしれないということになります。

また、今後の財政収支の見通しをきちんと立てて、将来的にも政府がきちんと通時的な予算制約を満たすように行動しているということがわかれば、何らかのきっかけで長期金利が急騰するといったことを防ぐことができるというメリットもあります。

このように「骨太の方針2006」に代わる明確なコミットメントを作っていくことが今後の重要な課題になると考えております。私の方からは以上でございます。どうもありがとうございました。

（小澤）　ありがとうございました。それでは國枝先生、よろしくお願いいたします。

Ⅳ．税制・社会保障・労働市場改革の一体的改革

一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院准教授
國枝 繁樹

（國枝）　一橋大学の國枝でございます。よろしくお願いいたします。私のタイトルは「税制・社会保障・労働市場改革の一体的改革」となっているのですが、これだけだと何のことだということだと思いますので、今回、セッション自体のタイトルに戦略という言葉がございますので、主に日本それからアメリカの、特にオバマ政権の財政戦略というものを見ながら、或いは比較しながら、日本にとってどういう財政戦略が必要になっていくのかというお話をしていこうと思います。

1．日本の財政戦略

〔「財政的児童虐待」の実態〕

まず財政で考えたときに、日本で現在の最重要課題は何かということでございますけれども、これは私は「児童虐待」だというふうに思っております。なぜ租税研究大会で児童虐待の話をするのか疑問に思われるでしょうが、**資料37**にありますように、ここでお話ししようとしていますのは、「財政的な児童虐待（fiscal child abuse）」についてお話をということでございます。この言葉はボストン大学にコトリコフ教授がいらっしゃいますけれども、彼の本で出て

資料37

Ⅰ　日本の財政戦略

1．2つの日本財政の現在の最重要課題
(1) 課題1：世界一酷い「児童虐待」の抑制
① 「財政的児童虐待」(fiscal child abuse)
～コトリコフ教授著「破産する未来」
→巨額の公債や年金負債により将来世代にきわめて重い負担を押し付けている状態
（「世代間の搾取」とも言える（國枝））

資料38

Ⅰ．日本の財政戦略

② 日本の財政的児童虐待の実態
「世代会計」により把握可能
↓
将来世代　5223万円の生涯純負担
60歳以上　6499万円の生涯純受益
（平成15年度経済財政白書）
世界一の財政的児童虐待！！
↓
「財政的児童虐待」抑制が喫緊の課題

くる話でございます。

これまで他の先生からもお話がありましたように、わが国は世界的に見ましても巨額の国債或いは地方債、それだけではなくて、実は隠れた負債として巨額の年金負債がございまして、将来世代に極めて重い負担を押し付けている状態でございます。こういった状況を「財政的児童虐待」というふうにコトリコフ教授は呼んでいますし、私自身は「世代間の搾取」というふうに呼ばせていただいております。

具体的な数字については、経済学者は世代会計というものでどれぐらいある世代がいわば得をし、ある世代が負担をされているかというのを見るわけですけれども、平成15年の経済財政白書に出てきます試算によりますと、この時点で将来世代、すなわち、二十歳未満の人たちとこれから生まれてくる赤ちゃんたちですけれども、彼らに我が国は5,223万円の純負担をさせております。**（資料38）**

この負担額は世帯ごとなので、１人当たりでは半額と考えるべきかもしれませんけれども、それにしても、日本でオギャーと生まれてきた赤ちゃんは何もしていないのに、2,600万円以上の借金をいきなり負わされてきている状況にあるということでございます。

他方、60歳以上の方につきまして計算をしてみますと、6,500万円の生涯純受益です。これも家計ごとですから、２で割っていただいても3,200万円ちょっとの得をしているという状況にあります。

この負担と受益の大きな開きというのは世界一でございます。わが国はその意味で、これから生まれてくる赤ちゃんたちを財政的に一番虐待している国でございます。これを抑制するというのが非常に重要な課題だろうと思います。もちろん今回の選挙の中で、例えば子ども対策ということで有名な子ども手当やその他の政策が議論されたわけですけれども、実はほとんど議論がなされてこなかったのは、財政的児童虐待をどうするのかの問題でございます。残念ながら、この点についてはほとんど議論がなされず、むしろ財政的児童虐待をさらに悪化させる方向の議論があったという問題がございます。

〔所得再分配機能の低下〕

それからもう１つは経済格差の話です。これは駒村先生の方からもお話がございました。グローバリゼーション、それから、技術革新ということで、これは日本だけではなくて世界的にそうなのですけれども、経済格差が拡大しつつあります。とはいえ、経済格差の拡大に対し再分配をきちんとしていくのが国の役割のはずなのですが、実は残念ながら日本の税制の所得再分配機能というのは弱体化が進んでおります。

先ほど土居先生の資料や駒村先生の資料でありましたように、社会保険中心の社会保障が日本の特徴でございますけれども、社会保険というのが意外と再分配をしていないのです。もちろん若い人からお年寄りへの再分配は非常に大

きな規模でやっているのですが、リッチな人から、そうでない人への分配というのは実はあまりなされていないのです。保険料も基本的に比例でございます。

従って、再分配機能を期待されるのは税制ということなのですけれども、現実にはインセンティブが重要ということで、最高税率もどんどん下げられフラット化が進んでいくということになりまして、その結果、当然の帰結なのですけれども、税制の所得再分配機能は非常に低下しています。OECD 各国で比べましても、**資料39**の右側のグラフの一番下にある棒グラフで示されているように、ほとんど再分配がなされず、所得再分配機能が最低になっている国が日本でございます。ほかの OECD 各国はきちんと税を使って所得の再分配をしております。

資料39

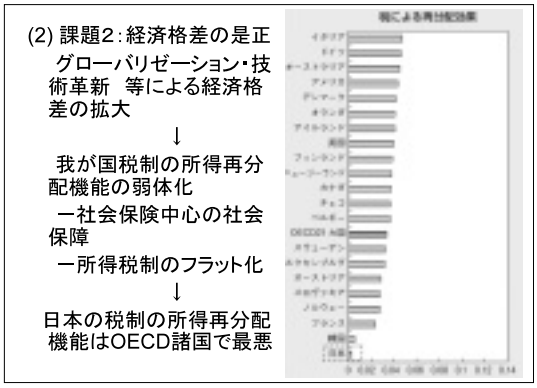

〔怪しい経済政策ーブードゥー経済学、トリクルダウン理論、ポンジー財政政策〕

財政的児童虐待を解決するためには、公債を減らしていく必要がある。それも、毎年毎年の予算の赤字国債だけではなくて、既にたまっている国債残高を減らすということが必要なわけです。当然ながら、足元の景気低迷の状況下でいきなり増税をして景気を悪化させては困るわけでありまして、財政的児童虐待の本格的な抑止は景気回復後という話だろうと思いますが、景気回復後ということになっても、特に消費税増税に対して反対し、財政的児童虐待の抑止を邪魔する人たちがいるわけです。そこで、彼らが持ち出すのがこれから説明する「怪しい財政政策」でございます。「怪しい財政政策」の代表例としては、ブードゥー経済学とトリクルダウン理論、ポンジー財政政策と財政赤字ギャンブル、それから、埋蔵金伝説というものがございます。

まずブードゥー経済学とトリクルダウン理論についてお話ししますが、これはアメリカのレーガン政権下で80年代初めごろにいわれた言葉でございます。具体的には、供給サイドを重視するサプライサイド経済学の過激なバージョンでございまして、例えば減税をするということで経済成長を促せば、経済成長して税収が増加し、そして、減税したのに財政再建までできてしまうとの主張です。ゼロ或いは100%の税率だともちろん税収が上がらないわけですけれども、どこかに税収を最大化する税率があって、この当時のアメリカは税率を減らすことによってむしろ税収を増やすことができるというふうに主張したラッファーカーブ（**資料40**）の考え方がその背景にございます。

資料40

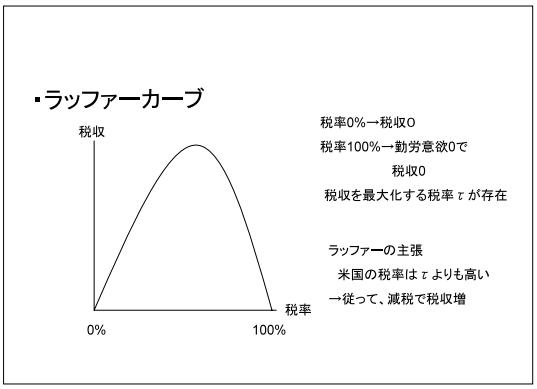

それから、トリクルダウン理論というのは、経済成長をすれば経済格差問題もおのずと解消するのだという主張でございます。

〔ブードゥー経済学の帰結〕

これは政治家にとっては大変おいしい話です。しかし、レーガンが実際に大減税をしたわけですけれども失敗に終わりまして、財政赤字が拡大し、その結果、貿易赤字も拡大して、双子の

赤字が発生するということになりました。結局いつ解決したかというと、90年代にクリントン政権が選挙で政権を取った後に、増税等によって財政赤字が解消されるということになりました。

〔トリクルダウン理論の帰結〕

もう１つトリクルダウン理論の方ですけれども、これも結局アメリカで何が起こったかといいますと、実はやはり経済格差が大きく拡大しております。経済格差拡大がなぜ起こったかというのは、今の日本と同じように幾つか議論がありまして必ずしも税のせいではないと思います。しかし、その経済格差を埋め合わせるべき税財政の所得再分配機能が弱体化したわけですから、当然経済格差は拡大していきます。当時のブッシュ大統領（前大統領の父親）が大統領選で負けたのは、この経済格差の拡大が一因かというふうにいわれています。

その後、ブードゥー経済学とトリクルダウン理論に基づく政策をクリントンの後のブッシュ前大統領が行いまして、その結果、アメリカの経済格差が広がり、財政赤字がめちゃくちゃな額に膨らみました。

日本でも同様のことを主張する人たちがおりまして、消費税増税は先でもいいではないかということを言っていたわけですけれども、消費税増税先送りの結果、日本財政は大赤字でございます。また、トリクルダウン理論も経済成長重視ということで主張してきた方がいらっしゃったのですが、今年の経済財政白書を見ていただきますと、データでもってトリクルダウン理論は日本でも誤りであったということがきちんと証明されております。

ここまでは、アメリカと日本の両方に共通した怪しい財政政策なのですけれども、日本にはさらにオリジナルにとんでもない人たちがおりました。これがポンジー財政政策・財政赤字ギャンブルといわれるものです。

〔ポンジー財政政策・財政赤字ギャンブルーわが国におけるポンジー財政政策ー〕

ポンジーというのはあまり聞いたことがないと思いますけれども、昔、実はボストンにチャールズ・ポンジーという有名な詐欺師がおりまして、彼がやったのはいわゆるネズミ講でございます。そして、ネズミ講のことをポンジー・スキームというふうに英語では呼ぶわけでございます。

これは歴史上いろいろ繰り返されておりまして、最近ですとバーナード・マドフというファンドマネジャーがいて、ナスダックの会長もやって名士だったのですが、実は彼がやっていたことはこのネズミ講でございまして、それがばれて史上最大の証券詐欺ということで逮捕されました。650億ドルぐらいの金額ということですから、６兆円を超える額ということで非常に規模の大きい詐欺だったわけです。

しかし、この史上最大のポンジー・スキーム（ネズミ講）すら、規模が小さく見えるような巨大なポンジー・ゲームの実行を主張していた人たちが我が国にはいました。彼らの主張がポンジー財政政策ということになります。すなわち、我が国にはたくさんの借金があるわけですが、これは借り替えを繰り返すこと（すなわちポンジー・スキーム）により、国の債務負担の相当部分から逃れることができるとの主張を意味しております。そうした論理に基づき、ポンジー・スキームによって、たとえ消費税増税が必要だとしても非常に少ない率の消費税増税で済むとを主張した人たちがいたわけです。

さらに、経済成長に不確実性がありますので、運よく高い成長率が実現して、借り入れを繰り返していってもうまくいく可能性がないわけではないです。しかし、大体の場合失敗します。失敗すると、さらに将来世代に大きな負担が大きく降りかかることになる。こうした財政政策は、財政赤字ギャンブルとも呼ばれます。

残念ながら、そんなおいしい話が必ず成立するわけはありません。有名な研究があって、先

進国においてはポンジー財政政策は不可能であり、或いは、不確実性がある場合の財政赤字ギャンブルも、成功の可能性はありますけれども、政策として望ましくないということがわかっております。結局、ポンジー・ゲームのような美味しい話は存在せず、借金したのであれば、全額返済するしかないということを意味しております。

ところが、わが国においてはこのポンジー財政政策が、実は政府の財政戦略の中心に置かれてしまったということがあります。その発端となりますのが1999年の経済戦略会議答申です。同答申においては、実は明確な形で大々的にポンジー財政政策をやる、即ち、プライマリーバランスを均衡させるまでは消費税増税等も含めてやりますが、その後は借り換えをやっていけば、成長率が高ければ大丈夫ですということが提言されたわけでございます。

2000年前半においても、ポンジー財政政策をきちんと否定していれば、財政再建の最終的な目標はプライマリーのかなりの規模の黒字ということにならなくてはいけないのですけれども、現実には、それを大きく下回るプライマリーでの財政均衡がまず目標とされました。プライマリーでのかなりの黒字を実現するための一里塚としての目標であればともかく、プライマリーでの財政均衡を達成すれば、あとはポンジーゲームをすればよいというポンジー財政政策の考え方がその背後にあり、消費税増税の必要性が過小に評価されることになりました。

このバーナード・マドフもびっくりするような巨額のポンジー・スキームに基づく財政政策が、どうもおかしいのではないかという話がやっと出てきましたのが2005年末の経済財政諮問会議です。先ほど中里先生からもお話がありました金利・成長率論争という形で、成長率引上げでポンジー・スキーム実現という考え方が、マクロ経済学の常識から考えてどうもおかしいのではないかということが明らかになってきたわけです。ポンジー財政政策に疑問が呈されるまでの間、ポンジー・スキームの実現で結局借金の大部分を払わなければいいということであれば、増税額は非常に少なくて済むと主張されていたため、マクロ経済学の常識に基づきちゃんと考えればもっと早く増税をしていなくてはいけないことは明らかであったのに、2000年代半ばの景気回復にもかかわらず、消費税増税はなされず、巨額の財政赤字を抱えたまま、金融危機を迎えることになったわけです。

〔埋蔵金伝説〕

もう１つは埋蔵金伝説です。これも土居先生からお話がございましたので詳しく述べませんが、１つ申し上げたいのは、巨額の埋蔵金でこれだけお金が出せますという話のほとんどは、実はある特定の資産が公的な債務の見合いで保有されている場合に、その資産を使ってしまおうという話が多いという点です。しかし、そうした資産を他の支出に転用しても、見合いの債務は残っているわけですから、そのような形の埋蔵金の活用とは、実は将来への負担先送りにすぎないわけでございます。

こうした財源確保法は、過去においては、「隠れ借金」とかいうふうに呼ばれ、批判されていました。「隠れ借金」は、民間会社でいうと財務状況をよく見せようとする一種の粉飾決算に当たります。ところが、最近は、そうした手法も、「埋蔵金」という言葉を使うと、何か望ましい財源確保法と受けとめられることも多いのです。こうしたトリックを見破るためには先ほど言いました世代会計が有用で、結局将来に負担を付け回しているだけではないかということが世代会計を使えば明らかになってくるわけでございます。もちろん無駄な支出を削減することは望ましいわけですけれども、しかし、埋蔵金の活用と呼ばれる財源確保の提案のうち、世代会計の観点から考えると、将来負担への負担付回しにすぎない話も多いということでございます。

ここまで述べてきたいくつかの「怪しい財政政策」の考え方の存在のため、本来もっと早く

増税しなくてはいけなかったのに、それが阻害されてきたというのが残念ながら我が国の財政政策の歴史でございました。

2．オバマ政権の財政戦略の教訓

〔新しい財政責任の時代ーブッシュ政権の失敗した考え方からの脱却ー〕

これに対してアメリカのオバマ政権の財政戦略はどうかということでいいますと、彼が明言していますのは、ブッシュ政権の失敗した時代遅れの考え方からもう脱却するのだということです。**（資料41）**

資料41

2. オバマ政権の財政戦略の教訓

(1) ブッシュ政権の「失敗した時代遅れの考え方」(old tired idea that proved to fail)からの脱却

① 新しい財政責任の時代(new era of fiscal responsibility)

- ブッシュ政権の「減税で全てが解決するとの考え方」は、「失敗の公式」(losing formula)であり、無責任
- オバマ政権は、短期的には巨額の景気刺激策だが、景気回復後には増税も含めた財政再建で、第1期オバマ政権中にブッシュ政権から継承した財政赤字の半減を実現

② 所得再分配の重視

- トリクルダウン理論の明確な否定

③ 「小さな政府」から「賢い政府」へ

- 必要な支出（環境、教育、インフラ等）は確保すべき

その失敗した時代遅れの考え方とは何かといいますと、トリクルダウン理論、それから、ブードゥー経済学です。経済成長促進により、増税しなくても財政赤字は何とかなるのだという考え方は、80年代に既に失敗しているわけですから、そうした失敗した考え方を排除するということです。

但し、もちろんこの不景気の中ですから、ご存じのとおりオバマ政権は巨額の景気刺激策を取ったわけですけれども、その景気回復後には即、増税も含めて財政再建をしますということを言っています。これこそまさに英語で言いますと、「new era of fiscal responsibility」、新しい財政責任の時代であるということを言っております。

それから、もう１つ、小さな政府から賢い政府へということで、環境、教育、インフラというようなものについての支出はきちんとする賢い政府に変わっていかなくてはいけないという話があったと思います。日本とアメリカはちょっと違いがありまして、アメリカは古いインフラが多々あって、時々橋が落ちたりしていまして、それを何とかするという問題がありますので、ここにインフラが入っています。

〔オバマ政権の税制改革案〕

オバマ政権の税制改革案については、４月に私が『日本経済新聞』の経済教室に書かせていただきましたので詳細には説明しませんが、基本的には確かに低・中所得者への減税を行うわけですけれども、きちんとその分については高額所得者への増税を行うということで増税案を提示しております**（資料42、43）**。

資料42

(2) オバマ政権の税制改革案

予算教書概要で示された主な税制改革項目と増減収額(2009～2019の単純累計、単位10億ドル、▲は減収)

- **税制改革増減収額 ＋339**
- **1. 低・中所得者への減税 ▲770**
  - メイキング・ワーク・ペイ税額控除 ▲537
  - 勤労所得税額控除拡充 ▲33
  - 児童税額控除拡充 ▲71
  - 奨学金税額控除拡充 ▲75
  - 貯蓄控除とIRAおよび401(k)への自動加入 ▲55
  - その他 +1
- **※ 歳出権の売却益 +646**
- **2. 高額所得者への増税 ＋955**
  - 高額所得者への36%および39.6%課税 ＋339
  - 高額所得者の各種控除の制限 ＋498
  - キャピタルゲイン課税・配当課税の20%への増税 ＋118
- **3. 企業関連等のその他の税制改革 ＋154**
  - R&D税額控除の恒久化 ▲74
  - 国際課税強化等の改革 ＋210
  - ヘッジファンド等の成功報酬への課税強化 ＋24
  - その他 ▲6

資料43

(3) 今後の課題：さらなる増税の必要性とグローバリゼーション下の経済大国のジレンマ

① 現実には景気回復の遅れ、医療保険改革のコスト等を考えると、さらなる増税が必要。(NY Times 社説(2009.9.4))

② グローバル経済下では、経済大国といえども、間接税中心の税制にならざるをえない。ただし、その際の所得再分配をどう図るかとのジレンマ。支出面での再分配強化か。(Hines and Summers (2009))

③ 租税回避や過度な租税競争を防止するための国際協調の必要性（ex.タックスヘイブン課税強化）

ただ、オバマ政権の財政政策にももちろん問題がないわけではなくて、現実には景気回復が遅れるだろうということと、医療保険改革のコストが巨額になることから、さらなる増税が必要と考えられます。ちょうど最近『ニューヨークタイムズ』が、ちゃんとオバマ政権は包括的な増税を考えろという社説を書いたりしております。

その際に、グローバリゼーションの下では、例えば法人税を増やすということはなかなかに難しいということになってくると、アメリカといえども、間接税中心の増税を考えなくてはいけないだろうと考えられます。また、同時に、租税回避抑制のための国際協調も必要になってきます。

3．税制・社会保障・労働市場改革の一体的な改革

〔オバマ政権の財政戦略の教訓と日本の今後の財政戦略〕　（資料44～46）

資料44

Ⅲ　税制･社会保障･労働市場規制の一体的な改革

(1) オバマ政権の財政戦略の教訓と日本の今後の財政戦略

①「失敗した時代遅れ」の考え方からの脱却
新政権は、ブードゥー経済学･トリクルダウン理論はおそらく否定。「ポンジー財政政策」にも言及なし。

②「小さな政府」から「賢い政府」へ
環境重視等については同様。

オバマ政権の財政戦略を踏まえた上で、では、日本の財政戦略はどうかということを簡単に述べまして終わりにしようと思います。オバマ政権の財政政策では、失敗した時代遅れの考え方から脱却しようと言っています。日本の新政権、民主党のマニフェストを見る限りはブードゥー経済学、トリクルダウン理論は否定なさっているのでしょうし、ポンジー財政政策も主張していないです。それから、賢く本当になっていただけるかという疑問はありますけれども、小さな政府から賢い政府へという方向性は同じなのだろうと思います。

しかし、オバマ政権とブッシュ前政権の最大の違いである「新しい財政責任の時代」という点については、どうもだいぶ違うのではないかと思われます。オバマ政権は無責任な前政権とは異なり、景気回復直後に増税をして将来世代には負担を残さないということを明言したわけですけれども、今回の新政権は、むしろ４年間、或いは少なくとも次の選挙まで消費税の増税なしと言っておりますし、「財政的な児童虐待」を抑制するという言葉は、マニフェストを読む限りどこにも出てこないです。

逆に、消費税も上げない、そして、例えば年金課税の軽減という話が出てきたりしておりまして、むしろ「財政的児童虐待」はひどくなるのではないかという疑念が生じてしまう。片方で子ども手当を配っても、片方で「財政的児童虐待」を拡大してしまってはいかがなものかと思います。それから、また埋蔵金伝説による財源確保がむしろバージョンアップしているような気がするという困った問題もあるようです。

資料45

しかし･･･
③「新しい財政責任の時代」
a. オバマ政権：無責任な前政権とは異なり、景気回復直後の増税を明言。

b. 日本の新政権
- 4年間消費税増税なし
-「財政的児童虐待」抑制(例えば、公的債務のGDP比の圧縮）の必要性の言及なし。むしろ悪化か？
- 埋蔵金伝説への過度の期待？

⇒わが国においても、超党派での年金改革およびその財源を議論を行い、財政責任が果たされるべき。

消費税増税の必要性というのは、もう延々と議論されてきているわけですけれども、なかなか実現しない。というのは、選挙で消費税増税ということを訴えると、その党は負けるという問題があるわけです。けれども、政治家の多くは実際には消費税増税が必要なことはよくわか

っているわけでございまして、だとすれば、消費税増税が政争の具とならぬよう、年金改革とその財源について超党派で議論を行って、オバマ政権同様に、財政責任を果たされるべきだというふうに思います。

資料46

④ 所得再分配機能の強化
a. オバマ政権：市場メカニズムの否定ではなく、財政による所得再分配機能の強化（所得税の累進度強化、メイキング・ワーク・ペイ減税等）

b. 日本：所得再分配機能の強化は同様
ただし、我が国では、「小さな政府・トリクルダウン理論派 vs.反グローバリゼーション・反市場メカニズム派」という時代遅れの不毛な議論
↓
⇒ むしろ市場メカニズムの活用と財源確保の上での財政の所得再分配機能の強化が望ましい

それから、所得再分配機能の強化については、オバマ政権は、これはいろいろな側面がありますからそう単純には言えないのですが、所得税の累進度の強化、低所得者への減税を提案しています。その背景にあるのは、市場メカニズムを別に否定するというのではなくて、市場メカニズムには働いてもらいましょう、しかし、そのパイの分け方で所得再分配をちゃんとやりますよという考え方だろうと思います。

日本も所得再分配の強化は必要だということは恐らく今回の選挙結果を見る限り国民の総意だと思うのですが、テレビでよく見かけるのは、「小さな政府、トリクルダウン理論」を相変わらず言っている論者と、「反グローバリゼーション、反市場メカニズム」を主張し、社会主義国の方が望ましいとでも言い出しそうな論者の間での論争です。しかし、両方の論者とも実はオバマ政権に言わせると、時代遅れの失敗した考え方に基づく議論をしています。

そうした時代遅れの失敗した考え方ではなく、むしろ、オバマ政権の基本的考え方にも近い、市場メカニズムの活用と財源確保の上での所得再分配機能の強化という財政戦略が望ましいだろうと思います。

〔税制・社会保障・労働市場改革の一体的な改革の必要性〕（資料47、48）

資料47

(2) 税制・社会保障・労働市場規制の一体的改革の必要性

- 我が国では、税制・社会保障・労働市場規制等が別々に論じられることが多かった。
↓
- 規制緩和に伴う格差拡大を防止するためには、（財源を確保した上での）税制・社会保障によるセーフティネットの拡充と同時に改革を進めていく必要性

その際に考えられますのが、結局、税制・社会保障だけではなく、労働市場の規制のあり方の問題です。規制緩和はどうしても格差拡大が伴うわけでございますけれども、これを防止するためのセーフティネットの拡充というのを一緒にやっていく必要があります。これまでのように規制緩和をして、格差問題もトリクルダウンで自動的に何とかなりますという失敗した時代遅れの考え方ではなくて、規制緩和、そして消費税増税、それを基にしてセーフティネットの拡充を同時に進めていく必要があるだろうと思います。

先ほどワーキングプアのお話が出ましたけれども、例えば最低賃金引上げがワーキングプア対策として論じられています。これは今度の新政権は最終的には1,000円に上げるという話が

資料48

(3) 例： ワーキングプア対策としての最低賃金と生活保護・勤労所得税額控除

- ワーキングプアに対し、最低賃金引上げにより就労時の最低限の所得保障を図る考え方。

- しかし、勤労所得税額控除により低賃金の就労者に補助金を提供することでも最低限の所得保障を図ることが可能。

- 最低賃金と生活保護・勤労所得税額控除を有機的に連関させて、ワーキングプア対策を考える必要性がある。（理論的にも重要性が確認されている。）

ございますけれども、確かにワーキングプアの生活を何とかしなくてはいけないわけですけれども、もう１つ、勤労所得税額控除でも所得保障ができるわけで、この２つの手段、どちらが望ましいのかをきちんと分析する必要があります。

さらに言うと、実は理論的にはここでは難しい話になりますから詳細にはお話ししませんが、理論的には最低賃金と勤労所得税額控除を有機的に結び付けた政策を考える必要があるということが最近いわれています。これまでは税制と社会保障の一体改革ということだけいわれてきましたけれども、税制・社会保障、さらには、特に労働市場を中心とした規制改革というものを一体として考えていく必要があるだというのが、私のお話でございます。以上です。

（小澤）　ありがとうございました。それでは、最後に林先生、よろしくお願いいたします。

Ⅴ．社会保障と地方財政

一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院准教授
林　正義

（林）　一橋大学の林と申します。最後なのですけれども、内容的には社会保障の話になるので、駒村先生の続きとして考えていただけると、割とすんなりいくのではないかなと思います。

１．社会保障と地方財政の実態と問題点

〔社会保障においてなぜ地方財政が重要なのか―社会保障と地方の関与―〕

社会保障が議論されるときはあまり注目されないのですけれども、実は社会保障の大部分を担っているのは地方政府、地方公共団体です。生活保護もそうですし、各種の社会福祉サービスもそうです。社会保険に関しては、地方は介護保険の保険者でありますし、弱い人たちが集まる国民健康保険の保険者でもあります。医療サービスに関しても医療計画や保健事業もやっているということで、年金以外の大部分は地方公共団体が行っていると言っても過言ではないということでございます。こういった地方支出の公共支出全体に占めるシェアは、ほかの国と比べて非常に大きいことは頭に入れておく必要があります。時間も30分近く予定時間を超過し

ているようなので、細かいところは議論せずに行きますけれども、**資料49**は、県と市町村が具体的に行っている事務をまとめています。

資料50は一般会計からの国と地方の歳出の比率です。いわゆる社会保障費関係費に当たるのは民生費であり、ここではその地方のシェアは64％となります。ただ、この数字は国と地方の租税に基づく一般会計における支出になります。この数字には社会保険のうち保険料で賄われている部分が含まれていないことに注意する必要があります。社会保険や社会保障基金と呼ばれるもののうち地方が担っているものは、国民健康保険、老人保険制度、**資料51**では2006年の

資料49

社会保障における歳出の大部分は地方による:

社会保障と地方の関与（例）

	県	市町村
医療	医療計画，医療適正化計画，保健事業（予防接種・健康診断・健康教育），公立病院	国民健康保険（保険者），保健事業（予防接種・健康診断・健康教育），公立病院，後期高齢者医療制度
老人福祉	介護サービスの指定・監督介護保険支援計画（必要入所定員総数の設定）	介護保険（保険者），介護サービス（地域密着型）の指定・監督，介護サービス提供（一部），地域支援事業（介護予防・その他包括支援），上乗せ・横出し
児童福祉	児童手当負担（1/3. 被用者の場合1/10）	保育事業，ひとり親支援，母親支援（幼児クラブ），健全育成事業（学童保育・児童館），児童福祉施設の設置（助産施設，乳児院，母子生活支援施設，保育所，児童擁護施設etc） 児童手当給付（1/3負担，被用者1/10負担），児童扶養手当給付（2/3負担）
障害者福祉	障害者手帳の交付,自立支援費給付，地域生活支援事業（市町村の代行），権利擁護のための助言・情報提供，特別児童扶養手当給付,都道府県障害者福祉計画の策定	障害者（児）の生活実態の把握・関連機関との綿密な連携，情報提供・相談・指導，自立支援給付，地域生活支援事業，障害者福祉サービス（介護給付・訓練等給付），障害者程度区分認定，市町村障害者福祉計画の策定
生活保護	福祉事務所を持たない町村部を対象. 生活保護費1/4負担（人件費除く），自立支援事業	生活保護費1/4負担（人件費除く），自立支援事業

資料50

- 一般会計・普通会計ベースでは，民生費（年金関係を除く）における地方歳出シェアは64%（H.19年度決算）. 歳出純計149兆円

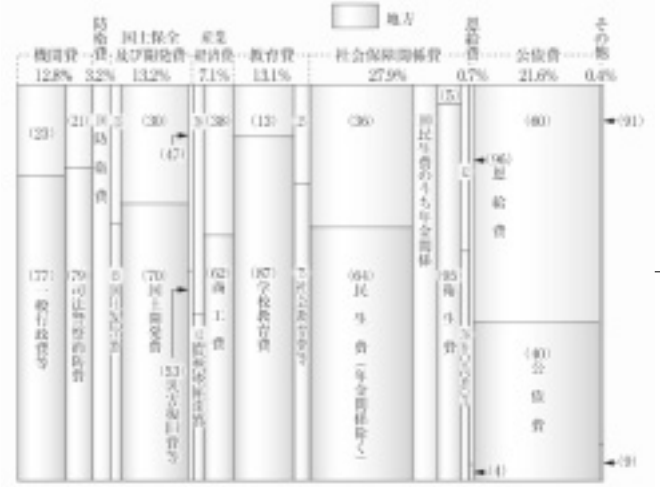

資料：平成21年版地方財政白書
注：平成19年度決算．括弧内は比率(%)；国は一般会計と交付税および譲与税配付金・公共事業関係等の9特別会計の純計，地方は普通会計の歳出分から重複部分を除いたもの

データなので老人保健という言葉を使っていますが、児童手当、そして、介護保険と、大体2006年度の計数だと、25兆円ぐらいの支出に地方が関与しているということになっています。

資料51

○ 普通会計以外（社会保障基金）でも地方は社会保障に大きくかかわっている.

（兆円）

	現物社会移転以外の社会給付	現物社会給付	Total
国民健康保険	0.16	8.09	8.25
老人保健医療	0.000	10.25	10.25
児童手当	0.80	0.00	0.80
介護保険	0.03	5.85	5.89
Total	.99	24.19	25.18

2006年度計数
出所:「国民経済計算」

資料52

○ 一般政府ベース（社会保障基金含む）では，地方歳出シェアは現物社会移転で約8割，社会扶助給付では約8.5割.

（単位：兆円）

2006年度	①中央政府	②地方政府	③社会保障基金		⑤地方=②+④	⑥合計=①+②+③	地方割合=⑤÷⑥
				④地方			
現物社会移転（個別消費支出）	2.11	15.90	32.65	24.19	40.09	50.7	79.1%
払い戻しによる社会保障給付	0.00	0.00	1.23	0.79	0.79	1.2	64.5%
その他の現物社会保障給付	0.00	0.00	30.79	23.40	23.40	30.8	76.0%
個別的非市場財・サービスの移転	2.11	15.90	0.63	0.00	15.90	18.6	85.3%
現物社会移転以外の社会給付	1.72	8.71	47.86	1.00	9.70	58.3	16.6%
現金による社会保障給付	0.00	0.00	47.84	1.00	1.00	47.8	2.1%
無基金雇用者社会給付[1]	0.60	2.41	0.02	0.00	2.41	3.0	79.5%
社会扶助給付（一部現物含む）	1.12	6.30	0.00	0.00	6.30	7.4	84.9%
他に分類されない経常移転[2]	2.04	3.52	0.83	0.00	3.52	6.4	55.0%

注1 政府部門が雇主として雇用者に支払う公務災害補償，労災にかかる見舞金，家族手当，退職一時金などの給付.
注2 非生命純保険料，一般政府内の経常移転，および，経常国際協力を除く.
出所:「国民経済計算」

資料52はちょっとわかりにくい言葉が多いのですけれども、これは「国民経済計算」から持ってきている数字です。国民経済計算では中央政府、地方政府、社会保障基金と３つに政府部門を分けて、縦に書いてある公的歳出の種類別にいろいろな係数を出しています。言葉はちょっと難しくてわかりにくいのですけれども、ここにならべているのは、いわゆる社会保障に関係する支出です。

社会保障基金の地方が関与する④の部分と地方政府②のところを２つ合わせた支出が、全体の公共の支出に占めるシェアを一番右側に書いています。ざっと見ると、７割からから８割。低いところは現金による社会保険給付で、これは年金等なので地方がほとんど関与しないところなので2.1%と地方の比率は小さいのですけれども、ほかの支出を見ると、支出で見る限りほとんど地方が関与しており、地方のシェアが非常に大きい歳出になっています。

資料53

国際比較

○ 社会保障分野における日本の地方歳出シェアは国際的にみても非常に大きい.

連邦国家	社会給付		社会扶助給付	
	州	地方	州	地方
オーストラリア (2006)	0.051	0.000	0.055	0.000
オーストリア (2006)	0.108	0.055	n.a.	n.a.
ベルギー (2006)	0.090	0.034	n.a.	n.a.
カナダ (2006)	0.165	0.000	0.071	0.000
ドイツ (2006)	0.081	0.077	0.218	0.361

出典: IMF *Government Financial Statistics*

〔社会保障分野における地方の役割の国際比較〕

このシェアは国際的に見て非常に大きいのです。**資料53**でほかの国を見てみると、これは連邦国家ですけれども、社会給付支出に占める地方の比率を書いています。左側は社会給付、右側は社会扶助給付、つまり、生活保護的なものです。社会給付の一部が社会扶助給付になるのですが、それに占める地方のシェアは社会給付における地方のシェアは連邦国家の州を入れてもせいぜいカナダの16%ぐらいです。社会扶助給付となると、ドイツは地方が生活保護もやっていますから20%プラス地方の36%プラスでかなり比率は高くなるのですが、それでも日本の場合は85%も地方が支出していますので、日本と比べるとドイツでさえも非常に小さい数字になります。連邦国家だとこういう数字になりますが、単一国家だと日本に近いのはデンマークになります（**資料54**）。ただ、デンマークの場合は、私も専門家ではないのでよくわからないのですが、年金の給付業務が入っているということなのでこれだけ高い数字になっているということです。

資料54

単一国家	社会給付		社会扶助給付	
	州	地方	州	地方
デンマーク (2006)	—	0.708	—	0.901
フィンランド (2006)	—	0.083	—	0.329
フランス (2006)	—	0.040	—	0.323*
アイスランド (2006)	—	0.076	—	0.293
イタリア (2006)	—	0.146	—	0.397**
ルクセンブルグ (2006)	—	0.003	—	n.a.
オランダ (2006)	—	0.080	—	0.329
ニュージーランド (2006)	—	0.000	—	0.000
スウェーデン (2006)	—	0.175	—	n.a.
英国 (2005)	—	0.114	—	0.197

注：*2004年データ，**2003年データ　　注：デンマークの基礎自治体は年金の給付業務を行う．

出典：IMF *Government Financial Statistics*

〔社会保障における地域間格差の実態〕

これ（**資料55**）が、日本の地方の社会保障における役割が非常に大きいという１つの証左になるのですが、さらに日本国内の数字を見ると、支出のうち、もちろん国からの補助若しくは負担は当然あるのですが、そうでない部分もかなりあるということです。いわゆる地方の一般財源から支出される社会保障給付費というものです。社会保障給付費は、国の補助や負担があるものだけに限られ、地方が単独事業として一般財源から拠出する部分の数字はいままで推計されていませんでした。今回総務省が一応調査をして、一般会計からだけですると、大体７兆円ぐらいありますという数字が出ています。これがその具体的な例でございます。今は、詳細の説明は省略させていただきます。

地方の単独事業であっても国の法律的な根拠があって、国にやらされているのに具体的な基準がないような支出もかなりありまして、先ほどの７兆円のうち3.2兆円ぐらいはそういう支出だということでございます。残りの部分が、特に何も規定がないような社会保障支出で、地方がデファクト的にやっているような支出でございます。

資料56は去年年末の経済財政諮問会議で総務省から提出された資料です。下の先ほどの数字は、この一番左側の棒の下側の、7.1兆円と書かれているものです。当然この支出というのは全体の社会保障給付費が伸びるに従って地方が

資料55

地方が独自に歳出する社会保障費

	医療	その他社会福祉
法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業（約3.2兆円）	予防接種(880億円)〔予防接種法〕 がん検診・がん予防等成人病対策(680億円)〔健康増進法・がん対策基本法〕 乳幼児健康診査(550億円)〔母子保健法〕 妊産婦健康診査(140億円)〔母子保健法〕 母子保健対策事業(170億円)〔母子保健法〕 保健所・保健センター運営費(2,960億円)〔地域保健法〕 病院事業会計繰出金(4,040億円)〔地方公営企業法〕 救急医療対策事業(小児救急・周産期救急・夜間休日救急等)(640億円)〔医療法〕	保育所・幼稚園運営費(5,000億円)〔児童福祉法・学校教育法〕 児童館等児童福祉施設運営費(1,160億円)〔児童福祉法〕 放課後児童健全育成事業(340億円)〔児童福祉法〕 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センター運営費(760億円)〔老人福祉法〕 民生委員活動事業(200億円)〔民生委員法〕 福祉事務所・児童相談所運営費(1,070億円)〔社会福祉法・児童福祉法〕 障害者支援施設運営費（570億円）〔障害者自立支援法〕 障害者自立支援事業(960億円)〔障害者自立支援法〕
	約1.2兆円	約2.0兆円
全国的に広く実施され定着している事業等（国庫補助事業の超過負担分や上乗せ事業を含む）（約1.2兆円）	乳幼児・老人・障害者等医療費助成(6,450億円)	幼稚園就園奨励費補助(260億円) 児童手当・児童扶養手当(1,050億円) 障害者福祉手当(840億円) 障害者交通費助成(260億円) 要援護ひとり暮らし高齢者生活支援(390億円) 介護予防・家族介護用品支援(100億円)
	約0.7兆円	約0.5兆円
その他（統一的な調査項目以外の事業費を集計したもの．括弧内は，各団体が任意に提出したものを抽出して記載）（約2.7兆円）	（新型インフルエンザ対策、難病患者支援等）	高齢者福祉関係（約6,000億円）（認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業等） 障害者福祉・低所得者等対策関係（約7,000億円）（リハビリテーションセンター運営費，身体障害者住宅改造助成等） 少子化対策関係（約4,000億円）（家庭児童相談事業、里親事業、児童クラブ等促進事業等）
	約1.0兆円	約1.7兆円

資料：「地方が負担する社会保障関係費について」経済財政諮問会議平成20年12月16日鳩山議員提出資料をもとに作成．

資料56

地方負担の将来推計

経済財政諮問会議鳩山議員提出資料「地方が負担する社会保障関係費について」
平成20年12月16日

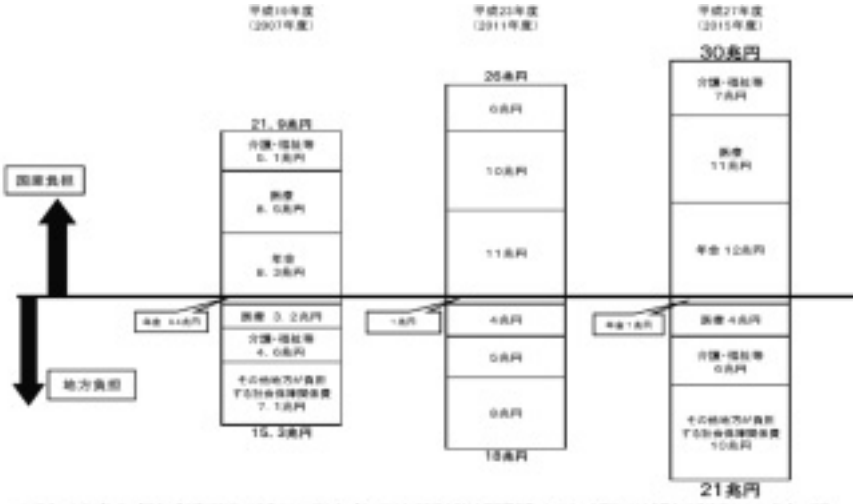

自主的にというか、単独事業としてやる数字も当然増えてくるでしょうということで、一番下の箱になりますけれども、平成23年には８兆円になり、平成27年には10兆円ぐらいには伸びるだろうということがいわれています。

これは何を意味するかというと、地方が単独事業としてやる支出も増えるということは、そもそもそこに格差が存在していて、さらにその格差もかなり大きくなるだろうということが予測されます。

先ほどの総務省の数字というのは、一般会計の数字のうちの単独事業ということなのですけれども、次に地方の特別会計でやられている国民健康保険や介護保険における格差を見ていきたいと思います。

例えば国民健康保険を含む日本の公的健康保険制度においては、どこにいても同じ自己負担で同じ医療サービスを受けられます。その自己負担でないところを健康保険が支払うことになりますが、そのサービスに対して保険料を払っています。国民健康保険では、その保険料は基本的に市町村を単位とする保険者単位で決められています。ということは、皆さんが住む所によって保険料が変わってくるのですが、どれぐらいその格差があるかというのを見たのが**資料57**です。これを見ると保険料が年間２万円で済む所もあれば、年間10万円以上払っている所もあります。約５倍の保険料の差が今では存在しています。

資料57

国民健康保険

被保険者一人当たり保険料にしたがった保険者（市町村）の分布

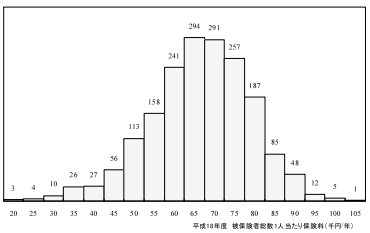

介護保険になるとその差はそんなにはないのですけれども、それでも年間２万5,000円の所から年間７万5,000円の所まで分布の違いがあります（**資料58**）。

資料58

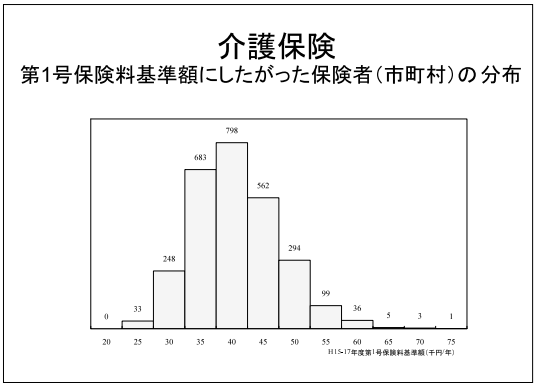

日本の地域格差の典型例としてよく指摘されるのが介護保険料、国民健康保険料、水道料金です。これらは、マスコミ等ではあまり前面に出てこない数字なのですけれども、よく考えると、特に医療に関しては同じ自己負担で同じ医療サービスを受けているのに、どうしてこれだけ保険料が違わなければいけないのかという疑問がわいてきます。特に国民健康保険の場合は低所得層が中心となりますので、そのような保険の地域的不平等さにも配慮する必要があるでしょう。

最近私が調査しているものに就学援助制度があります。これは地方の一般会計から出るお金で、実は社会保障費ではなく教育費に分類されますが、多分に公的扶助的性格を有するものです。義務教育であってもお金がかかります。生活保護の教育扶助をもらっていても、必ずしも教育扶助がすべての義務教育費をカバーしているわけではありません。

例えば、様々な追加的な教材、卒業アルバムや給食費など、義務教育でもお金がかかるのです。就学援助制度とはそのような支出をカバーするために、生活保護の世帯、若しくは生活保護に準ずる世帯に対して、お金を補助する、国の法律に基づいて運用されている制度です。

ポイントは２つあって、児童生徒１人当たりにどれぐらいお金を使っているのかという点と、生活保護を受けるほどではないが、それに近い低所得者の世帯の基準をどう決めるかという点です。これらに関しては各市町村でばらばらの運用がされています。

生活保護の基準の何倍の所得を持っていればこの就学援助を受けられるかという基準は、市町村が勝手に決めているわけですけれども、その基準の格差はどれぐらいあるかというのを出したのが**資料59**の表です。生活保護基準の倍数で表しますから、その横の数字が高くなるほど緩くなるということです。横の数字が1.0だと、生活保護以外の世帯には援助していないということです。これを見ただけでも1.0から2.4ぐらいまでかなりの格差です。最も多いのは1.2倍ぐらいで、この辺が実質的な基準になっていますが、そうであってもかなりの格差があります。

資料59

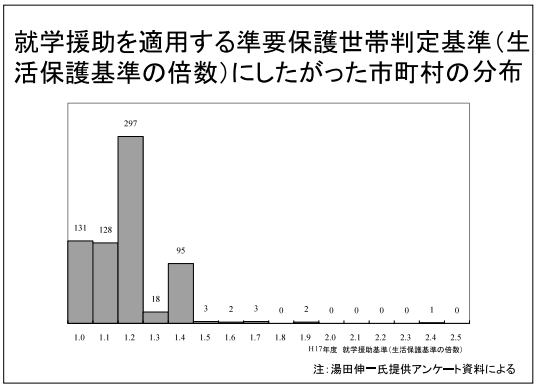

資料60は、就学援助を受けている小学１年生の１人当たりにどれぐらいお金を使っているかという市町村別の数字です。ここでは支出ゼロの市町村が５であります。もちろん、援助の対象者がいないという場合も考えられます。いずれにせよ、全く使っていない所から、年間、１人当たり15万円以上使っている市町村まであるということです。

就学援助制度は国の法律に基づいて行われている事業ですが、基準も支出額も市町村に任せられているため、地域間に大きな格差が存在し

ているという典型的な例だと思います。

資料60

準要保護世帯における新入学児童（小学1年生）の１人当たり年間受給額にしたがった市町村の分布

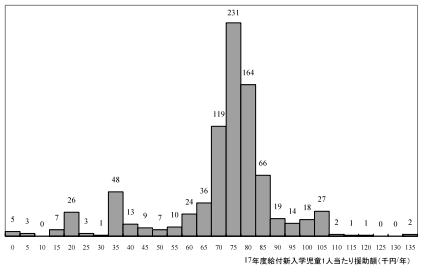

注：湯田伸一氏提供アンケート資料による

〔より統一された社会保障制度へ〕

要するに何を言いたいのかということですが、つまり、日本の社会保障には大きな地域格差が見えない形で存在しているだろうということです。これは、戦後の社会福祉制度の構築が、国が地方の一般財源をかなり目当てにして、明確な基準を決めないで複数の制度を作ってきたということに原因があります。

実際、社会保障の分野では地方分権化されており、地方が自由にやっていいのです。上乗せ横出しは禁じられていませんし、地方は独自の事業を展開できます。また財源の格差が非常に影響している世界でもあり、豊かな地方では福祉は充実し、そうでない地方では充実していないという意味では、財政上の地方分権化も進んでいます。地方分権の好きな人には万歳の世界かもしれませんが、社会保障においては分権されすぎるのは良くないというのが通常の人が考えることではないでしょうか。

特に2000年代になってずっと国からの直接的な補助も少なくなり、一般財源化ということで交付税の方に置き換えられていますので、その影響も地域間格差の拡大に大きく利いているのではないでしょうか。だから、やはり社会保障分野では基準や財源の統一化が、悪い意味でいえばいわゆる中央集権化ですけれども、必要ではないかというのをここで問題提起したいと思います。

2．地方における社会保障財源の確保

〔地方の社会保障給付やサービスを充実するための財源確保〕　（資料61、62）

資料61

財源はどうするのか？

- 現在バラバラに行われている地方の社会保障給付・サービスを充実する形で基準化・統一化する場合，無給付・低サービスの地方がサービスを充実することになるため更なる財源が必要．
- 税収中立のいわゆる「税源移譲」（税収移転）では問題は解決しない
  - 国から地方へ税収移転→地方税総額は増えるが地方間の税収格差拡大→格差是正（財政移転の増加）→国の負担増→国からの社会保障サービスの減少
  - 税収移転＋格差是正（財政移転の増加）＋国の社会保障水準の維持（もしくは充実）→増税

では、今ばらばらに行われている地方の社会保障給付やサービスを充実する形で基準化・統一化するということになります。これには、今全くやっていない、若しくはテキトーにやっている地方におけるサービスを充実させることになるので、当然追加的な財源が必要になります。

この財源の充実に関してはしばしば「税源移譲」が求められますが、知事会などが主張している「税源移譲」では対処することはできません。彼らが言っている税源移譲とは、本来の意味の税源移譲ではなく、国と地方の税収を一定に保ったまま国の税収を地方に移す「税収移転」であり、それでは社会保障の充実にはつながらないからです。

なぜかというと、国から地方に税収移転すると、国から落ちてきた地方の税収のウエートが増えるということなので、地方の税収格差が広がります。税収格差が広がれば是正をする必要が出てきますので、財政移転を増やさなくてはいけません。財政移転が増えるならば、国の負担も当然増えます。要するに国の支出が増え、国の税収が一定ならば、国が財政移転以外において使うお金が減少するので、例えば国による社会保障サービスは減少してしまいます。

したがって、地域間格差の是正と全体の社会

保障水準の充実させるためには、絶対増税が必要になります。だから、いわゆる「税源移譲」は役立たないということになります。

資料62

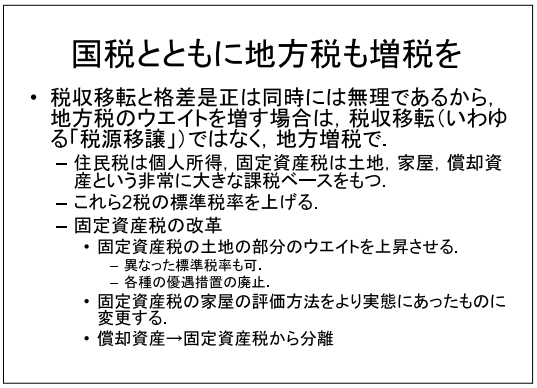

結局、増税が必要になります。ただし、日本の場合は地方が公的支出のかなりの部分を担っているので、必ずしも国が増税する必要はなく、地方の増税でも対応できるというのが重要なポイントと思います。例えば、アメリカの基礎自治体は社会保障支出はほとんどやっていませんので、そういう所が地方増税したところで全体としての社会保障の財源としては役立ちません。

税源移譲、税源移譲と言われていますが、実際、「税源」、要するに広辞苑を引いたときに出てくる日本語として正しい意味での「税源」はタックスベースを意味しますから、地方は既に税源を持っていることになるのです。住民税の税源は個人所得、固定資産税の税源は土地償却資産等々です。また地方消費税の税源は消費です。特に、個人住民税と固定資産税に関しては、地方が自由に税率を決めることができますから、本当は税源移譲の必要はないのです。

特に固定資産税の改革を強調したいのです。それを進めるだけで地方財源はかなり充実すると思われます。特に土地の部分に関しては現在優遇措置がいろいろありますが、それらを解除するだけでかなりの税収が見込めるはずです。家屋の場合は実態と離れた資産評価をやっていますので、これのやり方を変える必要も当然あるでしょう。償却資産への課税は企業課税とも捉えられますから、さらなる考察が必要でしょう。本来ならば、償却資産を固定資産税から分離し、土地と家屋に集中して課税するのが経済学的にいうとあるべき方向かなとは思っています。

〔消費税について〕　（資料63）

資料63

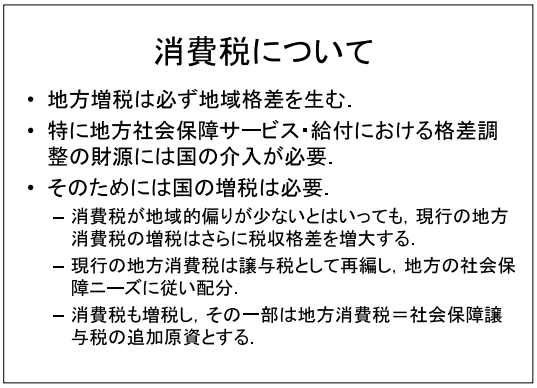

最後に皆さんの報告の中でいろいろ出てきた消費税です。ここでは地方税のウエートを上げましょうと議論していますが、地方税のウエートを上げるとどうしても税収の地方間格差は生まれます。格差を埋めるためには国による財政移転が必要になります。つまり、かえって地方税のウエートを高めると財政調整の役割はさらに大きくなるはずです。したがって、財政移転にも追加的な財源が必要になるでしょう。当然その財源には消費税の増税の一部を、地方消費税の増税と呼んでもいいのですけれども、充てる必要があるでしょう。現在の地方消費税は税というよりも実質は譲与税ですから、地方消費税を増税して、それを地域間の財政調整に当てるというのが１つの考え方と思っております。私の議論は以上でございます。

（小澤）　ありがとうございました。一応セッションの前半部分につきまして、各御報告を伺いました。

全体討論　―今、財政政策における戦略性を問い直す―

Ⅰ．質疑応答

（小澤）　それでは、後半を開始させていただきたいと思います。休憩時間中にフロアの方々から質問を受け付けましたので、まず、これらを中心にしながら討論を交えて進めていきたいと思います。

〔Q１　債務残高は政府資産とのネットで見るべきか〕

まず、債務残高については政府資産とのネットで見るべきとの意見があるが、どう考えるかというご質問を受け付けましたが、どなたか。では、土居先生、お願いします。

（土居）　ご質問、ありがとうございます。私は以前その議論について申しておりまして、それなりにそういうものに問題意識について従来から持っているのですが、結論から申しますと、基本的にグロスで考えるべきである、政府資産のことは考えないで議論すべきであるということですね。

なぜかということですけれども、政府資産というのは基本的には年金の積立金に代表されるような、そういう社会保障に関する積立金が基本的な金融資産としてあるものです。「いや、財政投融資とかでもあるではないか」という話もあるでしょうがが、それは基本的には資産と負債が見合うような形で持っているものです。つまり、財政投融資で貸し付けているお金というのは、それと見合っただけの債務、負債を抱えて行っているものですから、そもそも両方キャンセルアウトしてしまえば、それはグロスもネットも基本的には変わらないということになります。

そうすると、問題は、先ほど國枝先生もお触れになりましたけれども、年金の積立金に見合う債務というのはないのかということです。それは実は先ほどご紹介した私の**資料１（本誌124頁）**のグラフでいえば、180％ぐらいで200％になるのではないかといっている数字の中に、國枝先生が先ほどお触れになった隠れた年金債務は入っておりません。これから給付しなければならない予定のもの、それを負債と認識した場合に、例えば企業でいえば退職給与引当金とかそういうたぐいのもののように明示的に認識していて、それがあの中に入っているならば、それは確かに年金積立金と相殺してネットにしたらいいと思うのですが、実は、あの180％とか200％といった数字の中には、年金債務は入っておりません。

そうすると、片方の負債のところには負債性のあるものでありながら認識していなくて、もう片方で金融資産として年金積立金というのを認識していて、その年金積立金があたかも国債や地方債を返済できるかのように相殺するということになると、結局、釣り合いが取れないわけです。

もし、年金債務めいたものをきちんと認識した上でネットアウトするということであれば、それはそのとおりでネットで考えるべきだということなのですが、残念ながら、政府としてもどこまでを確定した年金給付といえるものなのかというものは、これは世界各国どこでもそう

なのですが、政権が替われば給付の仕方も変わってしまうかもしれないし、そうなると、何をもって年金給付債務というのかということは未確定という部分がありますので、実際、OECDでも統計の中では年金給付債務というものは認識しておりません。

ですから、そうなると当然ながら、年金給付債務を認識していないのに、年金積立金だけキャンセルアウトして、そうやってネットで見れば日本はそんなに大したことはないといっていいのかという問題は、私はあると思っています。そういう意味でグロスで考えるのが妥当であろうと思います。

ただ、1点だけ言うと、すべてがすべて年金積立金だけが政府債務ではなくて、外国為替資金特別会計で持っているいわゆる米国債です。円ドル為替相場に介入して得たドル資金で買っている米国債は、それと見合いの政府短期証券を持っているということであれば、それは大体100兆円前後といわれていますけれども、その部分なら相殺できるかなというようなところはあるということで、部分的にあるかもしれませんが、もっと金額が多いのは年金積立金などの社会保障の積立金ですので、それはキャンセルアウトできないと思います。

（小澤）　ほかにいかがでしょうか。補足することがございましたら…。よろしいでしょうか。それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

〔Q2　長期金利の上昇で財政が破綻した場合とその責任は〕

長期金利が上がり財政における利払いが増えた場合、これは財政が破綻した場合というふうにも書いてありますが、円が無価値になるとの意見があるがどう考えるかというご質問です。中里先生、いかがでしょうか。

（中里）　なかなか難しいご質問ですが、政府債務が非常に増えてしまって財政破綻が起こるといっても、日本国債が完全にデフォルトを起こすような状況にはおそらくならないと思います。あり得べきシナリオとしては、金利がじわじわ上がっていって経済に対して、景気に対してマイナスの影響をもたらすような場合を想定した方がよいのかなというのが、基本的な印象です。

（小澤）　はい。ありがとうございます。それでは、3番目の質問に移ります。

〔Q3　永久国債とした場合の影響〕

自転車操業状態である国債の償還を中止し、永久国債とした場合、財政、経済にどのような影響があるのかというのが、3つ目の質問でございます。いかがでしょうか。中里先生お願いします。

（中里）　永久国債にしたら利払いがまったくなくて済むかというと、そうではないですよね。10年債を発行して資金調達をした場合と裁定がきちんと行われていれば、永久国債だから、返さなくていいから借金は帳消しにできるということでは全くないわけです。その点を踏まえて議論していかないといけないと思います。おそらくこれは政府紙幣をめぐる議論とも関連してくるのですが、永久国債や政府紙幣で資金を調達したから全く財政負担の問題がないというわ

けではなくて、通常の国債と同じような形で、結局、利子相当分が割り引かれて、実質的には金利が付くような形でしか発行ができませんから、その点を踏まえて対応することが必要だと思います。

もちろん、永久国債にすれば借り換えのリスクを低減することはできますが、借り換えのリスクというのは、借り換えのときの金利がどのような水準になっているかということによってプラスにもマイナスにもなりますから、その点を踏まえて対応することが必要だと思います。

（土居）　中里さんの答えに基本的に同感で、それ以上にほとんど付け加えることはないのですが、一言だけ少し違った点について申し上げると、もし政府の方で別の形にして借りた方が得だということになるとすれば、その裏側で何が起こっているかというと、貸す方の側から見れば、それだけ損だということになっているはずなので、政府だけ得して、あとは皆、損する人はいないというようなやり方というのはないということだと思います。

ですから、やはりお金の貸し借りというのは、基本的には現在の購買力と将来の購買力との交換というだけの話ですから、それを交換しているだけなので、どっちかが得をするということが明らかならば、どちらかが損しているということになります。基本的には、先ほど中里先生がおっしゃったように、裁定が働くということはどちらも損しないという形で行われるというようなことに落ち着くのが普通で、損する人がいたとすれば、それはうっかり間違えたか、そこまで頭が回らなかったかということだけなのです。基本的にはそういうところで何かうまい話があって、それで政府が何とかそのうまい話で乗り切れるというたぐいは、それこそ國枝先生がおっしゃったようなたぐいでいえば、間違った財政政策であるということだと思います。

（小澤）　ありがとうございます。國枝先生、補足することはございますか。

（國枝）　お二人の先生がおっしゃられたように、投資家の方が１億円で買うとすれば、それは現在価値で見て１億円のキャッシュフローが期待できるからでございまして、ということは、それだけのキャッシュフローを何らかの形で政府が負担することになるということですから、永久国債を出したから大丈夫ということではないわけです。

先ほど私が強調しましたポンジー・スキームの話も実は同じでございまして、借り換えを政府が繰り返していくポンジー・スキームは、通常の状況であれば実現可能ではあり得ないわけです。もしそういう借り換えが可能であれば、政府以外の、ほかの人たちも同様のスキームに成功するわけで、バーナード・マドフは証券詐欺罪で捕まらなくて済むわけでございます。当然ながら、そういうおいしい話はないということを前提に政府の財政戦略を考えなくてはいけないということでございます。

（小澤）　はい。ありがとうございます。それでは、４番目の質問に移りたいと思います。

〔Ｑ４　第２の埋蔵金はあり得るのか〕

埋蔵金について最初は有無が議論になったが、現在では一般的に認識されています。特別会計

の積立金以外に第２の埋蔵金はあり得るのかというご質問です。いかがでしょうか。

（土居）　お答えいたしたいと思いますけれども、民主党のマニフェストによると、それを第２と呼ぶのか、第３と呼ぶのか何と呼ぶのか存じませんが、独立行政法人にたまり金がある、これは吐き出させるのだというふうにおっしゃっています。確かに、本当に独立行政法人などで、そんな業務を引き続きやる必要があるのかという問題意識を持ちながら、その存廃までもきちんと議論した結果として解散というか、廃止するなり、縮小するなりして、そうするとバッファで持っていたような資金、資産負債差額というかそういうものが国庫に納付されて、それが財源として使えるという言い方ならば、それはいいのです。但し、その代わり、独立行政法人改革、小泉内閣でもやりましたけれども、第２弾の独立行政法人改革をやらなければいけないということに当然なります。

小泉内閣のときでも、あれだけ政治力がありながら相当時間をかけて、半年とか１年とかかけて結論を得たということだとすると、たった１～２カ月で、これはもう要らない独法だからつぶしてしまえといって、それで「はい、お金が出てきました」というほど簡単にできるとは、私は思いません。

ただ、本気になってやりたいということなら、そこはきちんと議論して、国民にも納得をしてもらった上で、縮小、廃止するものがあるならばそういうことをして、かつ、それでお金が浮いてくるかもしれないです。

ただ、その代わり、もうすぐそこに無駄金があるではないかというようなほど自明なお金かといわれると、結構そんなに自明ではなくて、１度小泉内閣でも独法改革をやったわけで、それを経て今日に至っているということからすると、それなりに存在意義を持って今に至っているということなので、そうすると、やはりそれなりにその独法などから便益を受けている国民も少なからずいるということですから、そういう少なからず恩恵を受けている人たちを説得す

るということでもしないと、なかなか簡単にお金が浮いて出てくるというわけではないと思います。

（小澤）　ほかに補足いかがでしょうか。よろしければ、引き続きまして5番目の質問に移ります。かなり率直なご質問です。

〔Q5　個人に直接手当を供することによる需要主導の経済活性化〕

従来は企業優遇により経済活性化を促してきたが、これからは個人に直接手当を供することで需要主導の経済活性化を目指すと民主党は言っているようです。どのように評価されますかというご質問であります。では、まず駒村先生、いかがでしょうか。

（駒村）　どの部分を指しているかというのもあるとは思いますけれども、子ども手当みたいなところはまさにそれを指しているとは思うのですけれども、私が社会保障の分野で見ていると確かに子育て家計が疲弊している部分があります。そういう形で子ども手当のような形、特に経済活性化のために子ども手当を使うのかというのは、本当は子ども手当というのは、子育て世代の特に不安定労働化している部分もありますし、年功賃金もフラット化してきていますから、そういう世帯の経済力を補って少しでもお金を使える余地を増やしましょうという点では評価していいのではないかなと思います。

ほかの部分の間接的な刺激か、直接的刺激か、どちらがいいかというのは、全体的には申し上げるほど民主党の政策に精通しておりませんけれども、子ども手当みたいな形は、本来は中長期的に包括的な政策、現物給付と組み合わせてやるといいと思います。80年代後半から多くの国では少子化を食い止めて、家庭と仕事の両立に成功しているわけですから、少し手当の金額は小さくてもいいかもしれませんが、日本はそういう意味では大変遅れたわけですから、家計支援というのはいいのかなとは思っています。以上です。

（小澤）　ありがとうございました。フロアの方からのご質問をいろいろ取り上げさせていただきましたが、これから少し先生方どうしで討論ということで、お互いの論点をいろいろ相互に評価し合うというような時間に移っていきたいと思いますが、まず私自身も実は質問がございます。

Ⅱ．財政政策の戦略性を問う

1．消費税率を引き上げないことは戦略として正しいか

もともと戦略性という言葉について以前に研究会の中でも若干議論になりましたけれども、ここで言っている戦略性というのは、中長期的な視点に立った指針的なもの、或いは個別の政策間の整合性とか優先順位とかいうようなものまで考えるという意味で包括的なものをイメージしていて、そういう一種の戦略性というキーワードで財政政策を評価したらどうなるかというのが、このセッションのメインテーマであったわけです。

それで、当初私は、実は今までの財政政策には戦略が不在であったというような議論になるのかなというふうに予想していたのですが、実

は今日、先生方の報告を伺っていまして、戦略はなかったというようなことではどうもなく、むしろ、戦略はあったのだけれども、好ましくない方向を向いていたという議論が多かったように思うのです。

そこでですが、政権も交代ということになりまして、民主党が消費税率を当分上げないという議論をしているわけです。実は私どもの報告書には、消費税率の引き上げは喫緊の課題であるというようなことが結論として導かれているわけですけれども、実際、消費税率を引き上げないというようなことで本当にやっていけるのかどうか、そして、またそれは戦略として正しいのかということを、率直に議論をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。土居先生の方からどうですか。

（土居）　簡単に口火を切らせていただきたいと思いますが、恐らく鳩山民主党代表というか、次期総理というかは、さすがに選挙戦中に微妙に言葉を変えていて、全く議論しないと言っていたのを覆すというところまで来ていて、さらに、確か選挙後に連合の大会か何かにお出になった時、これから消費税増税という言葉が出てくると思うけれども了解してくれというようなことをおっしゃったとか何とかという話が報道であったと思います。

そういう意味でいうと、確かに、この前の3党の連立政権合意でも上げないということを明記しているという点では、本当にこれでいいのかという問題意識はわれわれにあるわけですけれども、全く議論しないわけではないということなので、一条の光というのですか、それぐらいはちょっと見えてきたかなと思います。

問題は、恐らく今後問われることは、消費税を増税するタイミングとも関連してくると思うのですけれども、財政健全化目標をどういうふうに鳩山新政権で出していくのかということが問われるのだろうと思います。少なくとも、麻生内閣では先ほどご紹介したような基本方針2009で示したようなものは出ています。それを覆すのか、それとも踏襲するのか、何か別の新しいものを出すのかというのは基本的には問われていると思います。ですから、そこら辺は民主党が消費税増税をどうするかということとも関連づけながら、つまり財政健全化目標をどうやって担保するのかということと連動して消費税引き上げという議論も当然出てくるだろうと思います。以上です。

（小澤）　國枝先生、ポンジー財政政策に関してかなり厳しい批判をされていたのですが、そういう観点も踏まえて意見を伺いたいと思います。

（國枝）　先ほども説明しましたように、過去には確かに経済戦略会議という「戦略」という言葉が入っている場もありましたが、そこで提唱された財政戦略は、昔の日本陸軍の戦略みたいなもので、できるわけがないことが書かれていたわけです。

消費税の話になりますと、多くの方が消費税は増税しないと、この国の財政はどうにもならないとの認識だと思います。ただ、もちろん今の景気低迷の状況がございますので、増税の実施は、景気回復してからということになります。が、オバマ政権のように正々堂々と増税を行うということが、財政責任を果たすということです。

また、実はオバマ政権が将来の増税方針を明確に言わざるを得なかった背景としては、今後の財政運営方針を明確にしないと、中国がもう米国債を買ってくれなくなってしまうという問題がありました。将来、日本が増税を含めた財政再建の方向性を示さないと、投資家が日本国債に投資しないという状況に追い込まれてくる可能性もありますので、その意味でもきちんと、増税も含めた財政再建策を示していかなくてはいけないだろうと思います。

しかし、政治家の中でもある程度知識のある

方は、実は皆さん、消費税増税が不可欠なのはわかっているわけですけれども、問題は、実際に政権与党が消費税増税ということを言うと必ず選挙に負けるという政治的現実にあります。今回、民主党は、消費税を上げるときには次の選挙で国民に問うということをおっしゃっているわけですが、少なくともこれまでは大平総理をはじめとして、そういう増税を言うと、残念ながら選挙に負けるという実態がありました。

そうだとすると、もし私が民主党にアドバイスをするならば、消費税を上げなくてはいけない状況下で、民主党が次の選挙も乗り越えて政権を継続していくというつもりであれば、何が一番利口な戦略かというと、超党派で議論をすることだと思います。自民党も含めて議論をして、その上で、消費税の増税がどれだけ要るのかという議論をするのが、実は一番賢いやり方ではないかと思います。

福田総理の時代に自民党が超党派でやろうと言ったわけですから、今度は民主党の方から超党派でやりましょうと言うことが考えられます。与党も野党も認めた増税ということであれば、主な選挙の争点とはならなくなるわけで、実はそれが民主党にとっては一番いいのではないかなと思います。

（小澤）　中里先生、どうでしょうか。財政収支と財政健全化に関してお話しいただいたのですが。

（中里）　民主党さんは、例えば郵政にしても、あるいは他の政策についても小泉改革の見直しということを基本的なテーマとされているのですが、実はこの点についてだけは小泉改革の継承者という形になっていると思います。小泉総理（当時）のときも歳出削減をとにかく最初にやるのだということでありました。民主党さんの意を忖度すれば、おそらく最初に増税から入ってしまうと、行政の効率化が疎かになってしまう可能性があるというご懸念があるのだと思います。

この問題はおそらく２つに分けて考える必要があるのではないかと思います。ひとつは、国民経済計算でいうと、政府消費あるいは公共投資のような形で支出される部分、もうひとつは年金のように直接給付、所得移転の形で支出される部分で、この両者を分けて取り扱う必要があるのだと思うのです。

前者についてはおそらく歳出を効率化する余地があるかもしれないので、最初に増税から入らないということに意味があるのかもしれません。小泉総理（当時）が、とにかく削れるものは全部削れ、そうすると、どこかで国民がもうこれ以上は勘弁してくださいというところが出てくる、そこになったらみんな増税に納得してもらえるというお話をされていたことがありましたが、そういう発想というのは確かにあり得るのだと思います。

問題は、年金なのです。年金給付というのは、右からとってきたお金を左にまいているだけですから、歳出を効率化する余地は限られています。もちろん社保庁のマッサージ機になっている部分はあるかもしれませんが、それ以外は右から左に移しているだけなので問題がないわけです。もし年金制度が不確かなものであることによって、将来不安が起きているということであれば、そこは先送りせずに早めに措置すべきです。その場合の財源は基本的には消費税をあてるということになると思います。所得水準によらず定額の負担になっている国民年金の保険

料よりも消費税の方が明らかに逆進性は低いですから、基礎年金の財源を消費税に置き換えるという選択肢はあり得ると思います。

（小澤）　今、年金の話も出てきたのですが、駒村先生、発表の中で消費税に関しても言及をされていらっしゃいましたけれども、何かございますか。

（駒村）　年金だけでもない状態ですけれども、超高齢化社会の安定財源と、それから戦略性という面でも、本来は構造改革やグローバル化を進めたければセーフティネットの充実とをセットでやっていけばよかったのに、お金がないから改革を先行させてしまって、結果的にはそこで反対の声が非常に強くなって、改革もすべて後戻りになってしまっているという状態ですから、どっちみちそういう社会保障給付の財源としては消費税というのは期待されるべきだろうとは思います。

ただ、一方では、こうなってくると消費税引きあげが要るか要らないかの問題よりは、どうやって持っていくのかという話だと思いますけれども、やはり先ほどのフロアからの議論もあったように、国民の中には何かどこかにうまい話があって、怪しいことをやっているのではないだろうかという、その根深い公共部門に対する不信感があるわけですから、民主党はその部分についてはまず徹底的に透明化とかスリム化を図って、手続きを踏んだ上でやろうというふうなことを言っていると理解しています。

確かに超党派でこの年金の話もやっていかなくてはならないのですけれども、ちょうど民主党が以前断ったように、今度は自民党が、あれに一緒に乗ったら狸の泥舟だ、乗らない方がいいのだと思い始めると、それは無理なのです。どういう形の超党派、どういう形の議事の進め方、置き方も含めてかなり慎重にやらないと、また同じことを繰り返すだけかなと思って、そこは心配しております。

（小澤）　ありがとうございます。

2．地方分権化と増税

林先生には地方財政の問題全般に関していろいろご議論していただきまして、非常にユニークな、例えば、日本においては分権化が進みすぎているのが問題であるというようなお話もありましたし、それから、単なる税源移譲では駄目で、やはり増税ということも考えないといけないというような議論もございましたけれども、少し最終的に時間が短くなったという関係もありまして、十分ご議論されなかった部分もあったとは思うのですが、何か補足説明も兼ねてコメントしていただけるとありがたいのですけれども。

（林）　消費税の増税との絡みなのですけれども、４年間消費税を上げないということであれば、公約に書いてない違うところを上げればいいのです。地方税との絡みでいえば、幸いわが国は単一国家なので、国で地方の標準税率というのを決められます。実際、国で標準税率を決めて地方がどういう税率を取るかというのは別問題ですけれども、標準税率よりも低い税率を取っていれば交付税が減りますので、ある意味消費税を上げるよりは大変ではないかなという気がいたします。

だから、標準税率を住民税なり固定資産税なり上げれば、要するに地方の首長さんも国の政

治家同様税金を上げるのは嫌でしょう。国が上げたから仕方ないということであれば、政治家としての面子も立つかたちで、（地方）増税ができるのかなと思います。

固定資産税の評価額の軽減措置を無くし、元に戻すということは、消費税率を上げるよりも非常に簡単なことなのでしょうから、それをやるだけでもかなりの地方税は増えるかなと思います。ただ、地方の税務担当の方は大変ご苦労されるかとは思います。

あと国税の話に変わりますが、所得税にしても各種の控除がありますので、所得控除から税額控除に変えるだけもかなり変わってくるところがあるとは思います。民主党も子ども手当との関連でいろいろな控除を見直すという話も出ていたかと思いますので、そこのところで税収一定のような控除の変革ができれば、効率性を高めるような改革につながると思います。

あと、もちろん税務の方も、お金を払うべき人からもらっていないという事実もかなりあると思うのですよね。だから、多分、税務署さんの職員を１人増やして人件費がかかったとしてもそれよりも高い税収は当然入ってくるでしょうから、本来ルールに従ってちゃんと払うべき人は払ってもらうような、エンフォースメントに力を入れる必要もあるでしょう。

歳出も見直せば無駄を省くことができると同時に、歳入の方もちゃんとルールどおりにやったり、控除を見直したりすれば、かなり歳入が見込めるところがあるのではないでしょうか。

最後に、これは税収上あまり効果はないと思いますが、消費税を上げる布石として所得税の最高税率もある程度上げてもいいのではないかなと思います。最高税率を上げても税収はそんなに見込めませんよという話はあるのですけれども、政治的な手法として、やはり一応お金持ちからは取るよという制度的建前を出して、それから消費税に移るというのも政治的な手続きとしてはあるかなとは思っております。

（小澤）　ありがとうございます。

３．年金の新制度への移行過程

駒村先生のお話のところで、先ほど発表時間の関係で年金制度の新制度への移行に関するお話を省かれたと思うのですが、そのことについて補足していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

（駒村）　**資料64**です。年金改革をもしやるとすれば、改革案の財政的な検証というのがまずあるだろうと思いますし、次には施行する、実行するための機関の整備というのもあるだろうと思いますし、或いは、最終的にはそこにたどり着くまでにどのくらい時間をかけるのかというのもあるだろうと思います。

スウェーデンとイタリアの例を挙げたのは、

資料64

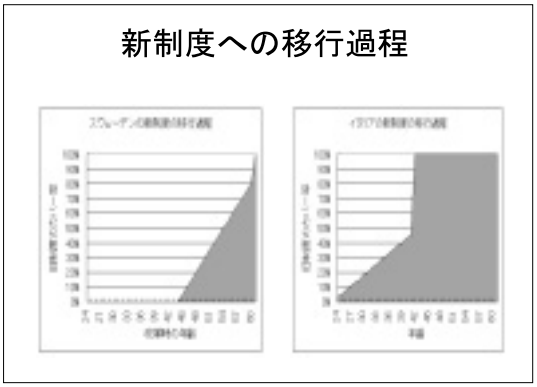

スウェーデンもイタリアも90年代に、いわゆる給付立て年金から拠出立て年金というふうに切り替えていくわけです。この２つの年金制度は似ている部分も多いのですけれども、完成度でいえばイタリアよりもスウェーデンの方がいいといわれています。細かいところはお話ししませんけれども、政治に対する政治家などの影響度がスウェーデンの方が低い、要するに、影響をあまり受けない。１回１回の選挙を受けないように工夫しているといわれています。

イタリアのところは、さまざまな重要な指数を議会で調整する余地を残してしまったので、そこは政治的な安定性に欠けているという問題があるわけです。そのほかいろいろ同じ似たような概念上の拠出立てなのですけれども、細かいところを見るとイタリアの方式には問題があるといわれています。

ここで横軸は年齢です。この色の濃い部分の面積が改革当時に旧制度でカバーされている割合であります。スウェーデンは改革時点で45歳の方はそれまで旧制度に入っていたことは忘れてくれ、昔から新制度に入っていたと思ってくれということで、さかのぼって新制度に全面適用するということになるということです。

日本でやる場合は、例えば今の40歳の人をどう扱うのか、20年・20年でやるのかという話が出てくるわけです。今21歳の人を１年と39年でやるのか、60の人は今度は39年と１年でやるのかということです。要するに、厳密に切り替えていくと40年ぐらいかかってしまうことになってしまうわけです。

もし旧制度の方が新制度よりも甘い、逆に言うと新制度の方が厳しいとどうなるか。イタリアもスウェーデンも新制度の方が厳しかったのです。給付水準を下げる、２割以上カットするわけです。

結局、イタリアの方は、これを見てわかるように、ある意味厳密に少しずつ切り替えていき、しかも、当時42歳の人は全部旧制度で計算してあげるという逃げ切り規定まで作ってあげたということで、そういう意味では世代間で旧制度と新制度の比重は不連続に扱いが違うということになってしまったわけです。そういう意味では、もし新制度に移行するときには、このスウェーデンがやっているように、みなし規定で短縮化してやっていくか、或いはイタリアのように完全にやるかということがあります。そういう意味ではイタリアは失敗しているわけです。ある世代から先は全員逃げ切りで旧制度で救済するというふうにしているわけですから、イタリアのようにやってしまうと、実はイタリアは高齢化のピークにおいても保険料のコントロールが十分できずに、年金財政負担は上がり続けるという問題が発生しています。

ちなみにイタリアがなぜ不連続に切れているかというと、こまめな改革をやっている中で、ある年齢より上の人はもう影響を受けないようなことを過去の改革で１回約束しているのです。その約束は新制度に切り替えるときに守るかどうかという議論が起きたときに、連立与党の中に労働組合の支持を受けた強い与党があったのです。労働組合は、普通に考えれば、労働者の味方になるはずであって、若い世代の負担をコントロールするということに関心を持つはずなのです。けれども、実はその労働組合の組織率が、落ちてきていて、組織している半分以上は年金受給者、或いは年金受給が近い人というところで、政治的には逃げ切り意見が強くなってしまったので、こういう不連続な結果になったのだということです。もし時間をかけて切り替えるときには、まずどのくらいで切り替えるのか、ある特定の世代に対して過重な保護をしないようにということを考えないといけません。以上です。

４．社会保障改革の戦略性

（小澤）　ありがとうございます。駒村先生は以前にも戦略性の問題でいろいろ議論させていただいたときに、社会保障の三大改革、年金、介護保険、医療保険、それらの改革間での整合

性の問題に関して、財源の単なるつじつま合わせにすぎないのではないかというような議論をされていたと思うのですが、その点について何か補足していただけますでしょうか。

（駒村）　2004年、2005年、2006年と１年刻みで年金改革、医療保険改革というのが行われているわけですけれども、結果的には最初は年金改革においてまだ実際には動いていないわけですし、実はよくよく見ると2004年の導入されたマクロ経済スライドはいろいろな欠陥があるのは間違いないのです。それは下げすぎない欠陥と、下げすぎる欠陥があって、特に基礎年金においては、本来マクロ経済スライドを掛けるべきではないようなところに掛けてしまっているというのが、まず下げすぎる欠陥なのです。

一方では、名目賃金や若い世代の賃金が下がっていても年金が下がらないという問題で、2009年年金財政検証では、逆に給付水準が上がってしまっているように見えるというような妙なことも起きているわけですけれども、ここは逆にいうと厚生年金については、下げない欠陥が発生しているわけです。

その中でやはり基礎年金をまず下げるという判断が、生活保護とのバランスに与える影響とか、或いは医療、介護も天引きをやるという以上、医療、介護の天引きする保険料についても同時により応能性を強めていくような形でやっていかないと、手取り年金という形ではかなり低いものになります。

その３つの改革によって、果たして高齢者の基礎的生活収入の部分、いわゆる基礎年金がどこまで切り込まれるかということを、やはり国民にやむを得ないのはやむを得ないで見せるということは必要だったのではないかなと思います。後期高齢者医療制度にしろ、介護保険制度にしろ、一部に定額部分と、それから所得比例部分というのが組み合わさった保険料体系になっているものを、もう少し応能負担的に滑らかにするというようなこともやっていかないといけない。なぜなら、どんどんどんどんマクロ経済スライドですべての年金受給者は十数年間で大体２割ぐらいの給付カットになるからで、応益・定額負担だと支払い余力がなくなるからです。

基礎年金に対するマクロ経済スライドは今回の見直しで少し切り下げ期間が変わりましたけれども、最終到着地点としては金額に拘わらず大体２割ぐらいの給付カットに全員がなるわけです。そういう現物の保険料負担においての一定の配慮というのがあってもしかるべきだというふうに思っております。３つの改革をセットで考えたときにどのように国民的には影響を与えるか、それを国民に伝えて、今から別の老後生活のことも考えてくれということを時間的に余裕のある世代にメッセージを伝えるという政策も必要だったのではないかなと思って、戦略性というか、整合性が欠けているのではないかというふうに指摘しております。

５．おわりに

（小澤）　ありがとうございました。甚だ残念ながら時間がだいぶ押してきたのですが、最後に、一言ずつ各先生方にお言葉をいただければというふうに思うのですが。それでは、林先生の方から順番にお話ししていただけますか。

（林）　地方財政の観点からなのですけれども、特に社会保障関連の地方支出と、その他の地方支出を一応分ける必要があるということです。最近のはやりでは、税源移譲を通じて地方にすべてを任せなさいという勢いの話がありますが、例えば一般財源化が進んだおかげで地方の社会保障支出の格差が広がったという面もございます。いわゆる北米における地方がやっている効率性だけで見ていい地方支出と、公平性の観点も必要な社会保障関連の地方支出を分けて考える必要があるでしょう。

あと、当然社会保障を充実しろという話ですから、当然財源のことも裏でちゃんと考えなが

らやっていく必要があることは言うまでもないことです。

（國枝）　私も報告で繰り返しましたように、日本の財政状況は非常に厳しい状況にありまして、特に報告でも言いましたように、あまり議論されてこなかった将来世代の負担の問題というのは、これは党を超えてみんなの問題だと思います。ぜひそういう観点から財政改革を進めないとどうしようもないという認識ができて、実際に政治が動くということを期待したいと思います。

（中里）　そうですね。政権交代というのはもちろんこれは永田町の中の話であるわけですけれども、われわれにとってもいろいろなものを、新しい目でもう一度見直すいいきっかけになると思うのです。政権交代というのはお引越しと同じで、引越しをすると、荷物を整理している間に、これはもう要らないなと思うものや、これはすごい掘り出し物だというものが見つかったりするわけです。そういう形である種の棚卸をきちんとしていくということが大事だと思います。それともう１つは、「ただし、先送りはしない」ということです。視点は素人の視点を活かしてよいのですが、実際の舞台回し、政策運営はちゃんとプロの目で見ていかないといろいろと問題が起きてくると思うので、そこのところだけは注意して。私も新たな視点でいろいろなことを考えていきたいと思います。

（駒村）　私はあまり財政的なこと話をしませんでしたけれども、社会保障に着目しますとこれだけの高齢化ですから、これは社会保障給付の中でどっちをどっちに張り付けるというようなものではいかんともし難い状態ですので、やはり労働力率の引き上げと出生率の改善というのが、ここ数年で集中的にやらなければ、とにかく経済のパイを少しでも大きくしていかないと、社会保障制度の中だけのいじくりではもうどうしようもならないというふうに思います。以上です。

（土居）　少し私も新政権に関連しているところで申し上げたいのですけれども、やはり中里先生がおっしゃったように新しい視点からの期待といいますか、今までの自民党中心の政権でしがらみでやめるにやめられなかったとか、結局温存されていたとか、そういうもので本当に要らないものというものはやめるといういい機会であるということで、そういう意味では大変期待をしているのです。ただ、問題はマニフェストに、ちょっと言い方を悪く言えば書きすぎたので、それにとらわれすぎると、ほかにもっとやらなければいけないことをやりそびれるという危険が民主党にはあるだろうと思います。

特に社会保障では、もし今後４年間解散しないとすれば、確実に医療の診療報酬改定もありますし、介護保険の新しい財政期間も始まるということになります。もともと社会保障国民会議で医療と介護の一体改革だというようなことを打ち出していたわけです。これは残念ながらというか、幸いというべきか知りませんが、もし今後４年間解散がないとすれば、自民党政権ではそれは手を着けられないということになって、民主党中心の政権でそれをやるということになるわけです。しかし、医療については後期高齢者医療制度のことぐらいしかあまり何も言っていないし、介護保険については何もほとんど言っていないも同然だということになると、結局その問題を避けて通れないわけですけれども、それについて結局マニフェストに書いた方に議論が集中してしまうと、うっかり抜本的な議論をし忘れるということになりかねないわけです。

ないしは、マニフェストで書いていなかったことをやらなくてはいけないということになるのだけれども、そのときにどう言い訳をするのかということが問われるというところでは、恐らく民主党中心の政権は幸か不幸か、マニフェ

ストで書いていなかったことにたっぷり時間を割いていろいろ議論しなくてはいけないことになると思いますので、そのあたりは、やはりわれわれは報告書をまとめたところから、何かいいアイデアをくみ取っていただければなというふうに思っております。

（小澤）　はい、ありがとうございました。それでは長時間にわたりご清聴いただきまして、どうもありがとうございました。これにてセッションを終了させていただきます。

【財政経済研究会報告書】

持続可能な社会保障制度の確立と税・財政の一体的改革

平成21年10月
社団法人　日本租税研究協会
財政経済研究会

はじめに

本報告書は財政経済研究会において、昨年11月27日より計12回に及ぶ研究会報告の内容を基に、財政改革への提言を意図して纏められたものである。

国・地方を合わせた長期債務残高は、09年度末には816兆円（対 GDP 比168%）に達する見込みであり、財政健全化は喫緊の課題であるが、従来11年度に設定されていた基礎的財政収支黒字化の目標は、昨今の景気悪化の影響で先送りせざるを得ない状況に至った。こうした中、大幅な消費税率の引上げは、もはや避けて通れない政治的課題となりつつある。また社会保障分野においても、年金制度改革、介護保険制度改革、医療制度改革といった、いわゆる 3 大改革後の各制度間の整合性を問題視し、一連の改革は単なる財源の辻褄合わせに過ぎないとの厳しい見方が存在する。もはや我が国の財政政策は、一貫性のない戦術的対応に終始した先送りの彌縫策である事は許されず、まさにその戦略性が問われていると言えよう。

こうした問題意識に立って、税制・社会保障・労働市場の一体的改革や地方財政改革も含めて、今後の財政政策のあり方について率直な意見交換を図ってきた訳であるが、当然の事ながら、すべての論点について各委員の意見が常に一致していた訳ではない。しかしながら、本報告書を纏めるにあたっては、委員の間で最低限強い異論が出なかったものについてはできる限り報告書の内容に織り込む方針が採られた。その結果、この種のレポートとしては珍しく、現状認識にしても政策提言にしても、学問的な裏付けに十分配慮しつつも非常に歯切れの良い内容になったものと委員一同自負している。

詳しくは以下で展開される報告書の内容をご覧頂きたいが、ひところ流布したポンジー財政政策的考え方を唾棄し、財政規律の復権の意義を高らかに宣言しつつ、最新の最適課税理論に基づく累進的な所得税制の再評価、所得課税から消費課税へのシフト、法人課税の軽減、地方税制のあり方における償却資産に対する固定資産税の早期軽減、地域間の格差是正に関する地方交付税制度の役割の後退、納税者番号制度の導入、勤務医と開業医の診療報酬配分の見直し、専門性の高い分野の介護労働者の賃金体系の見直し、介護保険・障害者の自立支援サービス・保育サービスの統合、ワーク・ライフ・バランスを可能にする保育サービスの充実、国際比較の観点からの教育財政における子供の学力格差への対応の遅れの指摘、最低賃金と勤労所得税額控除を有機的に組み合わせた低所得者対策の検討、

一般財源化後の道路関係予算の適切な見直し、各地域における中核市や特例市のハブ化のアイディア、また日本の社会保障分野では分権されていない事が問題なのではなく、むしろ分権され過ぎている事が問題であるとの認識の提示等、その他非常に多くの問題提起がなされている。いろいろご異論もあろうが、是非とも読者諸氏のご叱正を仰ぎたい。

Ⅰ．総論・問題意識

1．さらに悪化した財政状況

我が国の政府債務残高が未曾有の規模に達する中、小泉内閣が最終盤の2006年６月に打ち出した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、歳出・歳入一体改革として、2011年度までに国と地方の基礎的財政収支の黒字化を目指し、歳出削減と歳入の確保の目標を設定した。歳出削減を基本としながらも、要対応額と削減額合計との差額である2.2～5.1兆円は、増税を含む抜本的な税制改革を行うこととした。

しかし、小泉内閣の後を継いだ安倍内閣は、財政収支の改善に努め、税制抜本改革の着手を公約に掲げながらも、2007年７月の参議院選挙で敗北して退陣し、参議院で与党は少数派となり、いわゆる「ねじれ国会」の状態となり、歳出・歳入一体改革を徹底できないまま、アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況に直面するに到った。

麻生内閣では、一転して、景気対策として積極的な財政政策を講じることとした。麻生内閣は、2008年から2009年にかけて、４度にわたる経済対策で、総事業費規模にして約132兆円もの政策を打ち出した。

これにより、財政赤字の拡大が懸念され、「基本方針2006」で打ち出した財政健全化目標も、達成がかなり困難となった。そうした中、麻生内閣は、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」を、2008年12月に閣議決定した。こうした財政健全化に向けた財政改革は極めて重要だが、今後の財政改革を議論する上において、大規模に行われた財政出動の結果、財政収支がかなり悪化し、政府債務もさらに累増することとなったことを改めて認識しておく必要がある。

日本の一般政府の財政収支（純貸出／純借入）対 GDP 比でみると、2008年12月刊の経済協力開発機構（OECD）の“Economic Outlook”では、1997年はマイナス2.4％で、2008年はマイナス1.4％と見込まれ、2009年にはマイナス3.3％、2010年にはマイナス3.8％になるとの見通しが示されていたが、2009年６月刊の OECD“Economic Outlook”改訂版では、2007年はマイナス2.5％で、2008年は（補正予算の財政出動が織り込まれたとみられ）マイナス2.7％と見込まれ、2009年にはマイナス7.8％、2010年にはマイナス8.7％となるとの見通しが示された（**図１参照**）。後者には、財政出動と景気後退に伴う税収減の影響が加味されたと見られる。

そして、我が国の政府債務対 GDP 比は、既に明らかにされている財政出動と景気後退に伴う税収減によってさらに悪化した。**図２**に示されているように、2009年６月刊の OECD“Economic Outlook”改訂版の統計によると、SNA ベースで見た日本の一般政府の（粗）債務残高対 GDP 比は、2007年は167.1％だったのが、2008年は172.1％となり、さらに2009年には189.6％、2010年には199.8％に達するとの見通しを示している。これは、2008年12月に出された同 OECD“Economic Outlook”では2009年には174.1％、2010年には177.0％と見通されていただけに、日本の直近の財政出動が織り込まれたと考えられる

2009年６月刊のOECD“Economic　Outlook”改訂版から、今般の財政出動により大幅に政府債務が累増すると考えられる（ただし、内閣府『国民経済計算年報』の最新版では2007年度は185.2%となっており、OECDの値より高くなっている）。

図１　日本の一般政府の財政収支対GDP比

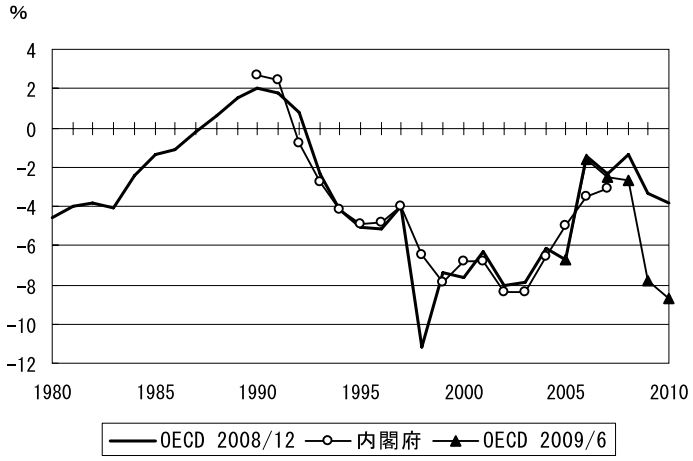

図２　日本の一般政府の粗債務対GDP比

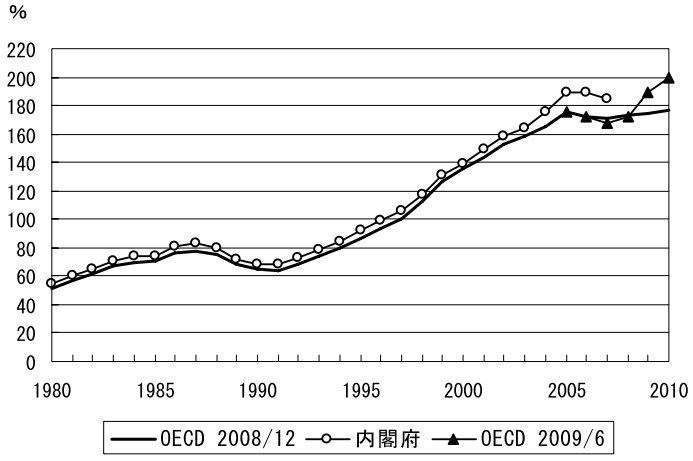

２．財政赤字ギャンブルに危険性

財政状況のさらなる悪化にもかかわらず、経済成長促進策により経済成長が金利を上回れば、現在存在する公的債務の相当部分につき、国債の借換えを繰り返すことで国民は財政負担を逃れることができ、消費税増税等を先送りすることが可能だと主張する論者も存在する。しかし、こうしたネズミ講（ポンジーゲーム）に基づくポンジー財政政策は重大な問題を抱えている。運よく経済成長率が金利を上回ればよいが、現実には、経済成長率は不確実性を含んでおり、経済成長率が金利を下回れば、借換えを続けて大きく膨らんだ債務を将来世代が負担させられる可能性も大きい。すなわち、ポンジー財政政策は、一種

のギャンブル（「財政赤字ギャンブル」）にすぎない。それにもかかわらず、我が国においては、1999年の小渕内閣の経済戦略会議の答申において、ポンジー財政政策に基づく財政政策が提言され、2005年末の経済財政諮問会議の会合において批判がなされるまで、ポンジー財政政策の考え方に基づき、自然増収を過大に見込んだ財政運営が容認され、消費税増税の遅れを招くなど、我が国の財政収支改善に深刻な悪影響を及ぼしてきた。

他方、米国においては、オバマ政権が、「新しい財政責任の時代」との理念を掲げ、ブッシュ前政権の「減税による経済成長で財政再建」との考え方を「失敗した時代遅れの考え方」として否定し、景気回復後の増税を含む税制改革の断行を明言している。

我が国においても、オバマ政権に倣い、ポンジー財政政策のような誤った考え方を明確に否定し、政治的には不人気でも、景気回復後の消費税増税等の責任ある財政政策を示していくことが求められている。

3．財政規律を確保するための制度的担保の必要性

このように財政赤字が拡大し、財政の持続可能性に対する懸念が生じているもとでは、長期金利の上昇等、財政状況の悪化が経済にもたらすマイナスの影響の顕現化を回避するためにも、財政の健全化に向けた具体的な道筋を明確にし、その実施を担保するための制度的措置を講じることが求められる。

このような制度的措置を講じることは、予算編成に関与するさまざまなアクターの行動を秩序立ったものとし、財政改革の実効性を高めるとともに、将来の財政運営についての予見可能性を高め、家計や企業の期待を安定化させる効果を通じて実体経済や金融市場（国債市況）にプラスの効果をもたらすものと期待される。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（いわゆる「骨太の方針2006」）に沿った歳出歳入一体改革の取り組みは、このような制度的措置の一例であったが、財政健全化に向けたコミットメントをより強固なものとするためには、今後の財政健全化の進め方について、法制上の措置を講じることを含めた検討を行い、財政規律を確保するための制度的措置の再構築を図ることが必要である。

4．持続可能性のある社会保障制度の確立に向けて

⑴　少子高齢化への対応と財政の健全化

社会保障制度の持続可能性を揺るがす最大の要因は、人口高齢化である。高齢化は、経済成長を鈍化させ、社会保障制度の支え手を減少させ、社会保障給付費を急増させる。まずは、少子化傾向を食い止めることが当面極めて重要である。

社会保障の制約条件としては、財政状況もまた重要である。高齢化のなか、社会保障費の支出拡大は今後も不可避であり、保険財源だけでは、現在もそして将来も安定財源を確保できず、税財源に依存するところが大きい。膨大な債務の存在は財政の自由度を低下させることから、財政再建はおろそかにはできない。債務残高の増加が続くなか、国債の価格の動向に十分注意しなければならない。金融市場において、各国中央政府の発行する債券の格付け、ソブリン格付けについては、債務負担能力、債務借り換え能力、債務管理能力の３つの要素が重要になる。財政再建と経済成長への対応が市場の信認を左右することになる。

⑵　負担と給付のバランスのとれたアプローチ

社会保障制度を議論する場合、給付水準や給付の在り方だけを議論する給付論のみでは、現実的な社会保障制度を提示できない。例えば、憲法学においては、福祉後退禁止の原則などが持ち出されることがあるが、少子高齢化・低成長でも財政的に持続可能な制度を構築するためには、制度全体の整合性を考慮すると個別の制度については給付の引き下げはやむを得ない場合もある。

一方、財政負担のみに着目し、負担の軽減あるいは上昇を回避するために、限りなく給付を引き下げていく必要があるという意見にも同意できない。社会保障制度が形骸化し、まったく価値のない水準にまで下がる恐れもある。

また、社会保障制度が経済成長・活力を阻害するという指摘もある。たしかに、いくつかの研究では、潜在的国民負担率と経済成長の負の関係を確認するものもあるが、１）両者の因果関係が不明確であり、雇用保険・生活保護などのように逆に経済成長が鈍化すると社会保障給付が拡大する可能性もある。さらに、２）十分にコントロールできていない要因、たとえば高齢化による労働力人口の減少が経済成長を下げ、社会保障給付費を増加させる。また３）仮に社会保障給付が経済成長に負の影響を与えたとしても、社会保障給付がもたらす便益が十分にGDPに反映されていない場合、社会保障制度の効果は過小評価される。国民経済計算では保険料負担と給付が金額ベースで表示されるだけで、移転取引はGDPに計上されない。本来は、社会保障制度の再分配効果や安心効果は、厚生水準の改善の有無で評価されるべきである[1]。このように見かけ上、社会保障制度の拡大が経済成長を阻害させるというロジックだけで社会保障給付を引き下げるという議論は正しくない。

⑶　社会保障をめぐる国と地方の役割分担

社会保障制度の持続可能性は、国の財政論だけではなく、国と地方の役割分担と財源政策に密接にかかわる。

社会保障制度における所得再分配、すなわち年金や生活保護、雇用保険等の現金給付は基本的には中央政府の財源と責任において、直接個人に対して給付すべきである。一方、医療・介護・福祉などの対人社会サービス、いわゆる現物給付は、各自治体が直接的なサービスの提供を行う。この際に、社会保障としてミニマムなものとして質量に必要な給付の財源は国および経済力・高齢化率などを考慮した地域間再分配によって財源が確保されるべきである。そして、ミニマムを上回る部分は、各自治体が財源確保に向き合うべきであろう。

５．本報告書の位置づけ

世界同時不況という「非常時」が終わり平時に戻った後、相当徹底した財政・税制改革を行わなければ、この悪化した財政状況を元に復することは困難であり、また、高齢化に対応した社会保障制度を持続可能にすることもできない。そこで本報告書では、今般の財政出動によって悪化した財政状況を踏まえ、今後求められる財政・税制改革の具体策について提言する。

1　岩本康志「社会保険の規模拡大は経済に悪影響を与えるのか」（季刊社会保障研究42巻１号）参照

Ⅱ．社会保障制度

１．少子・高齢化のなかでの社会保障制度の持続可能性

⑴　人口構成のインパクト

日本の社会・経済に大きな影響を与える要素のひとつが、人口構成の変化である。国立社会保障・人口問題研究所の2006年の「日本の将来推計人口」によると、日本の総人口数はすでにピークを越え、長期的に減少傾向が続くことになる。また、総人口数のほうは、本格的に減少時期に入ると、毎年小さい県程度の人口が消滅していくことになる。

65歳以上の高齢化率は現在の20%から2050年ごろには40%まで上昇し、急速な人口減少・高齢化社会を迎えることになる。

図 3 を見てわかるように、わが国の高齢化のスピードは、先進国の中でも極端に早い。また、人口減少地域ほど高齢化が進む傾向になり、地方自治体の役割の変化とともに、サービス供給体制の効率化、財源確保も重要な課題となる。

図 3　高齢化率の国際比較

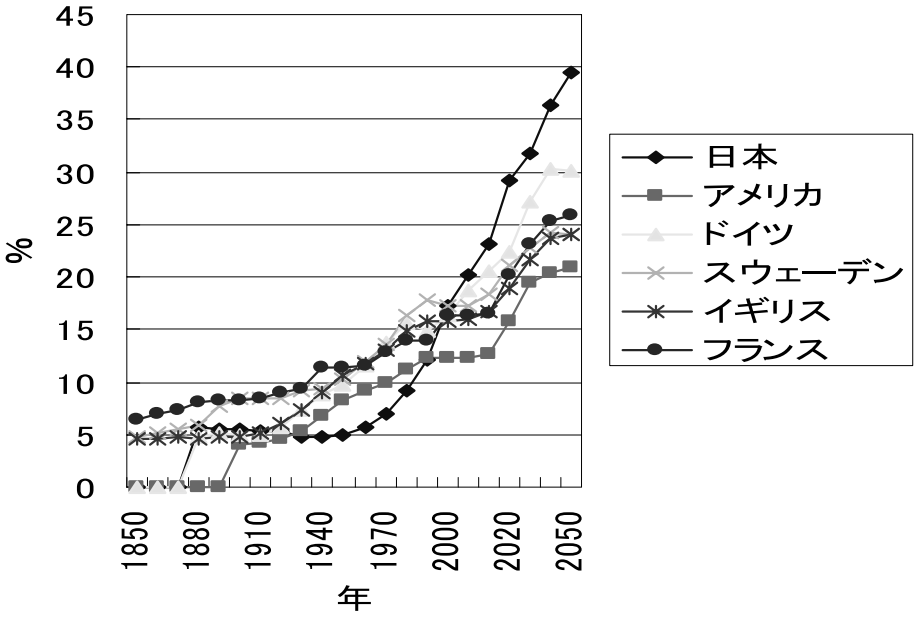

⑵　社会保障費の将来予測

このように、日本社会は急激に人口構造の変化に見舞われることになるが、社会保障制度にとっては、総人口の減少よりも脅威になるのが、高齢化率の上昇である。受給者が増え、支え手が減少するからである。

図 4 は年金・医療・介護福祉別の社会保障給付費の動向であるが、社会保障給付費はすでに2006年で90兆円近くに達している。そして、**図 5** で見られるように、社会保障給付費の70%が高齢者向け給付である。

今後の高齢化の加速により、年金はもとより、介護・医療保険制度も同様に危機的状況を迎える。当面の危機は、団塊の世代が75歳を迎える2025年である。医療保険制度の支出

図 4　年金・医療・介護福祉別の社会保障給付費の動向

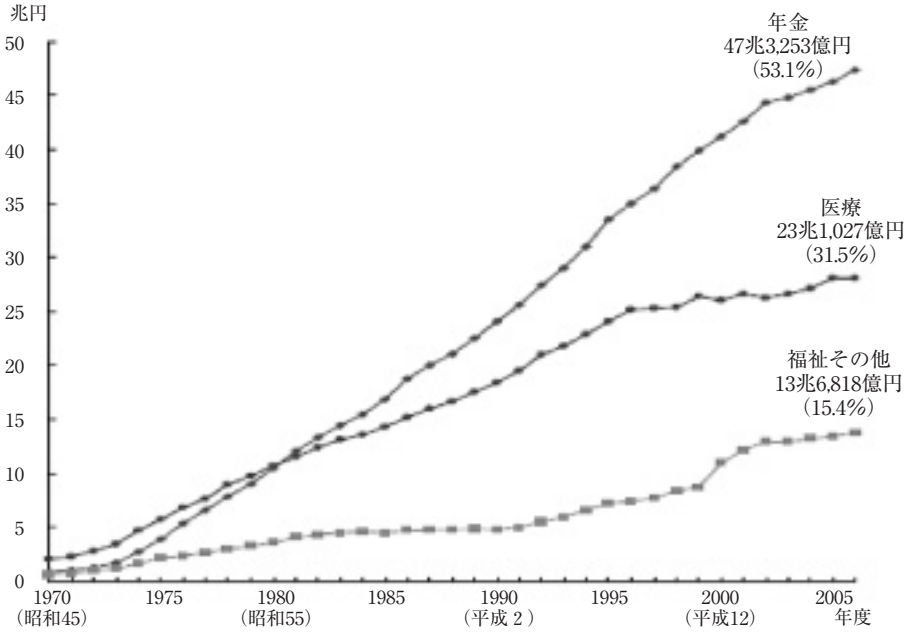

図 5　社会保障費の内訳

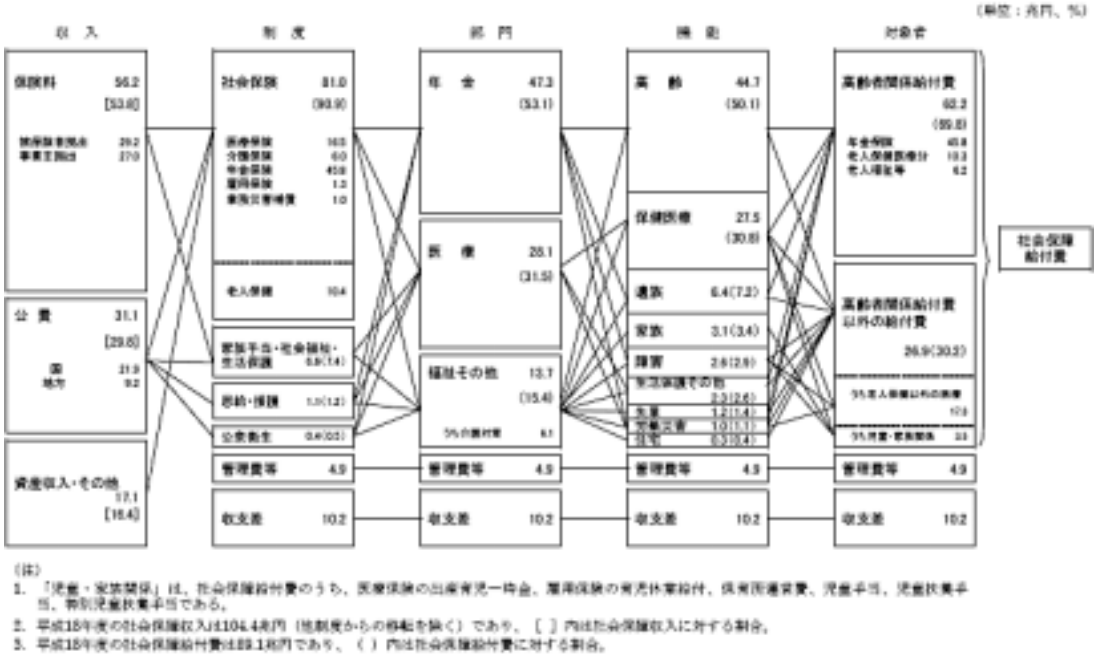

は急増し、制度の持続可能性が危ぶまれることになる。（**図 6** 参照）

社会保障制度は、2004年年金改革、2005年介護保険改革、2006年医療保険改革と相次いで大きな改革が行われた。この結果、高齢者向けの基礎的な社会保障給付費の財政構成も

図６　65歳以上に占める75歳以上の割合

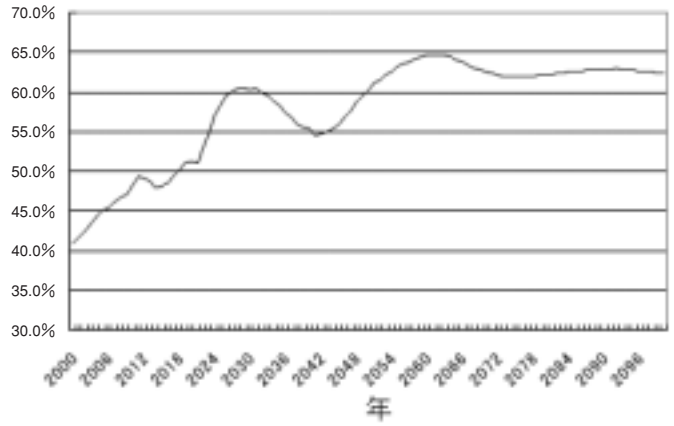

（出典：国立社会保障・人口問題研究所（2006）「日本の将来推計人口」から筆者作成）

確定し、社会保障給付費の圧縮がプログラム化された。さらに、2011年のプライマリーバランス回復を目指し、経済財政諮問会議の骨太方針2006年に基づいて、５年間で合計１兆１千億円の削減予定も社会保障給費の延びを抑えた。

２．雇用・家族の変化への対応

⑴　雇用の流動化・多様化が社会保障制度に与えた影響

日本の社会保障制度は、社会保険中心型であり、公的扶助は限定的な役割にとどまってきた。正規労働者は厚生年金、健康保険、自営業は国民年金、国民健康保険によりカバーされた。しかし、90年以降の雇用の多様化、流動化が進み、1997年以降、正規社員が減少し、非正規社員が増加した。この結果、正社員でもなく、自営業でもない非正規労働者が増加し、国民年金や国民健康保険の対象者となったが、所得が不安定であるため、未納者が増加した。こうした状況は、労働保険でも発生した。雇用制度の変化に社会保険制度が十分対応できなかったことにより、社会保険中心型の社会保障制度は危機に陥った。このような雇用システムの変化による社会保険制度における隙間拡大への対応が急がれる。

⑵　家族の変容（核家族、家族規模の縮小）が社会保障制度にもたらした影響

家族の変容も著しい。今後は、高齢女性単身世帯が増加し、年金が不十分な低所得単身高齢者が増えていくことが予測されている。一方、若年世代も疲弊している。家計経済研究所の分析では、親と同居する20歳から34歳の未婚者が増加し、2007年には46.7％となり、10年間で３％増加している。この背景には、未婚率の上昇があるが、さらには所得水準の悪化もある。現在の同居の増加原因は、従来のパラサイトシングルとは異なり、経済的な余裕がないため、親と同居せざるを得ないという背景がある。このように、かつてのような個人の生活リスクをカバーした家族を期待することができない。家族の機能が低下していくことを前提にした社会保障制度の見直しが必要である。

3．社会保障制度が抱える問題

⑴ 高齢社会においても持続可能な仕組み

ⅰ．年金制度

イ．年金制度改革の目標

年金をめぐっては、年金記録問題などが耳目を集めるが、より深刻なのは、制度そのものの不安定化に関わる問題である。様々な機関・団体が、いくつかの年金改革案を提示しているが、その案は必ずしもコンセンサスを得られていない。その理由は、年金制度の評価軸が確立されてないからである。まず、年金制度の評価の基準を確定し、その上で課題を明らかにする必要がある。

多くの先進諸国においても、90年代に年金改革が行われ、そこで行われた改革には、いくつかの共通点がある。**図７**は、年金改革を行った国の専門家30人に対し、世界銀行が年金改革でどのような点を重視したかアンケートした結果である[2]。アンケートは重視した項目にウェイトを置く回答を求めているが、上位に来た項目は①年金財政の持続可能性の維持、②低所得の高齢者の保護、③なるべく広汎に労働者をカバーする、ことが上位にきている。同様に、90年代以降の各国の制度改革の経緯を調べたISSA（国際社会保障協会）の報告書もほぼ同様の傾向をまとめている。

ここで指摘されている項目は、日本にも当てはまる問題である。

図７　年金改革で重視した項目

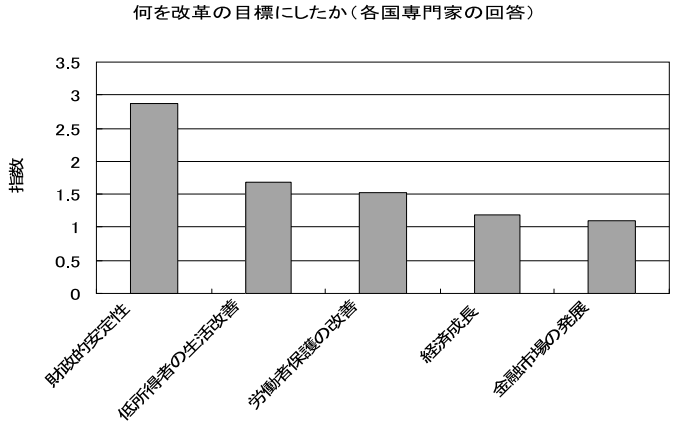

出典：Chlon-Dominczak,A.and Marek,M.(2003)より作成

①の財政の持続可能性は、少子高齢化が諸外国よりもはるかに深刻な日本にとっては、もっとも優先順位の高い問題である。②の低所得高齢者への所得保障の拡充であるが、高齢化にともない低年金、無年金の高齢者数が増加し、その一部が生活保護制度に流入し、

2　Chlon-Dominczak, A. and Marek, M. (2003) Commitment and Consensus in Pension Reform. in "Pension Reform, in Europe : Process and Progress", (ed. by Holzmann, R. , Mitchell. O and Rutkowski, M), World Bank Publications.

年金制度と生活保護制度がドミノ倒しになりつつある日本では緊急性の高い事項である。また、③の公的年金の対象になる労働者を広げるという点も、正規労働者の減少と非正規労働者の増加によって、自主納付の国民年金加入者が増加し、それらが結果的に未納者増加につながっている日本にとしては重要なテーマである。このように①～③の項目は、日本にとっても年金改革の目標になる。

ロ．後世代負担の増加を抑える改革

このうち財政的持続可能性は極めて重要である。しかしながら、これ以上の保険料の引き上げ、すなわち若年者負担の増大に依存すべきではない。

すでにこれまでの年金改革によって高齢世代の優遇は明確になっている。年金財政を安定させるためには、保険料、給付乗率、支給開始年齢、スライド率の４つの政策手段がある。これらすべてが若い世代にとって、不利になるよう調整されてきている。

図８は、出生年別の厚生年金の生涯平均保険料率である。このことから、現在の70歳以上の世代は現在の若年世代の３分の１程度の保険料負担で済んでいる。さらに、出生年別の給付乗率は若い世代ほど下げられている。

図８　出生年別生涯平均厚生年金保険料

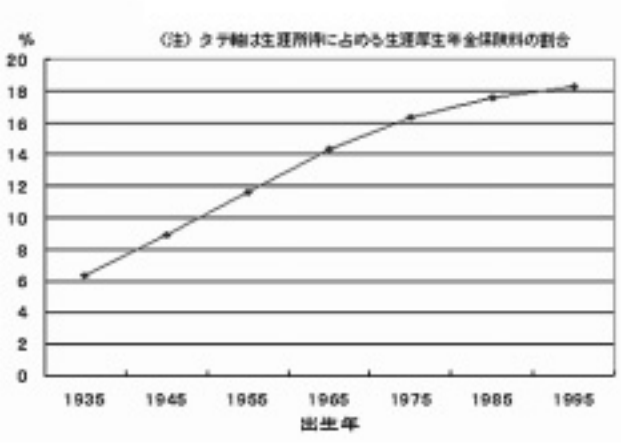

図９は、厚生年金の受給期間である。本来は、若い世代ほど寿命が伸びるため、受給期間も伸びていくが、実際には、受給開始年齢の引き上げが行われており、そうなっていない。

むしろ、団塊の世代は、受給開始年齢の引き上げが遅かったために、相対的に有利になっている。そして、1960年代生まれは、もっとも受給期間が短くなっている。この結果、**図10**でみるように、40年加入の生涯厚生年金保険料負担総額に対する生涯厚生年金老齢給付総額の比を1930年生まれを１とすると、1990年代生まれは、0.25程度にとどまる。

これに加えスライド率の調整の影響もある。2004年に導入されたマクロ経済スライドはデフレの期間が続くと、名目下限方式により、適用されず、むしろ現役世代の賃金の伸び悩みの結果、代替率が上昇する。実際に2009年の公的年金財政検証の結果、モデル世帯の代替率は、2004年の59%から62%に上昇している。マクロ経済スライドにおいて、少なく

図９　出生年別受給期間

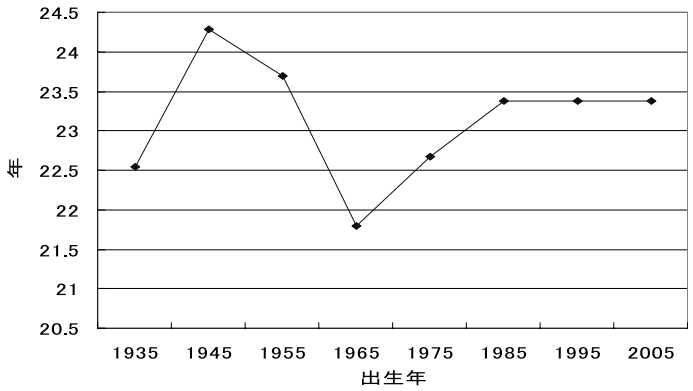

図10　出生年別収益率の変化（1935年で基準化）

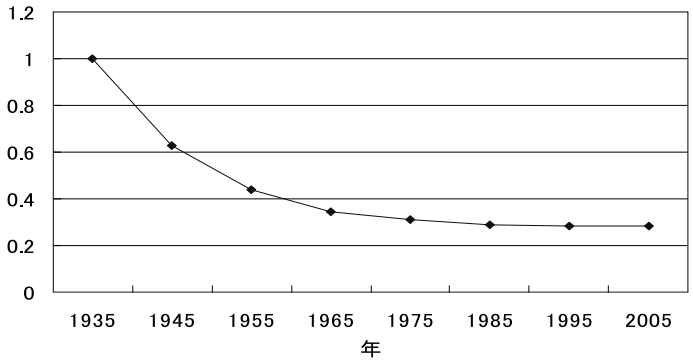

とも、名目賃金が低下した場合、名目下限方式の見直しを行い、名目額も給付引き下げを行うべきである。

今後は、年金財政の安定化を図るためには、公的年金の水準の引き下げは不可避である。多くの国でも、公的年金の給付水準を補い、高齢化により低下する貯蓄率を少しでも引き上げるため、私的年金の活用が諸外国でも行われている。英国では、職域年金のない労働者への国民年金基金の強制加入制度の導入、ドイツでもリースター年金の導入により、公的年金の給付引き下げに連動した私的年金への税制上の優遇、スウェーデンでも所得比例年金に加え、2.5%部分の個人型積立年金が導入されている。日本においても、厚生年金に上乗せした私的年金の充実が課題になる。

さらに、②の低所得高齢者の問題を解消するためには、最低所得保障制度の確立が、③の雇用の多様化による皆年金・皆保険の形骸化に対しては被用者保険（厚生年金、健康保険、雇用保険）の適用拡大が必要になる。

ⅱ．医療・介護

75歳以上人口の比重が増加するために、当面もっとも大きな課題になるのが、後期高齢者医療制度の行方である。後期高齢者医療制度の導入により、医療保険制度をもまた、保険者間連帯から世代間扶養を明確にした。

保険者間連帯を担った老人保健制度は、財政主体が不明確であり、医療費効率化の動機づけがなかった。後期高齢者医療制度の目的は、①費用負担の流れを明確にする、②コスト意識、③保険者の位置づけを明確にする、というものであった。

そもそも高齢者向け医療制度については長い議論があった。もともと1969年に社会保障制度審議会に諮問した老齢保険制度（70歳以上について、国費４分の１，保険料４分の３でまかなう）や1977年の厚生省の懇談会で、65歳以上を対象に独立した制度を作り、公費と国民、事業者が拠出金で賄う方式などが検討されたのちに、1983年に創設された老人保健制度が導入され、約20年が経過していた。しかし、高齢者医療が増加し、老人保健制度内に医療費抑制の動機づけがないことなどが問題となり、老人保健制度の見直しとなった。後期高齢者医療制度の前段階では、医師会が主張した税財源を中心にし、75歳以上の医療制度を独立させる独立方式、健康保険組合連合会や連合が主張した突き抜け方式、リスク構造調整方式、全国一本化方式などが候補になった。

後期高齢者医療制度については、a）高齢者のみの独立した保険制度であること、b）保険料が個人単位で応益性があり、年金から天引きされたことなどから国民の反発が強く、見直しを余儀なくされた。そこでは、所得比例部分の一律負担軽減という誤った政策が採用された。今後、後期高齢者制度を継続するかが大きな課題になっているが、少なくとも老人保健制度への復帰は回避すべきであろう。

後期高齢者医療の対案としては、都道府県単位で全保険制度を一本化し、リスク構造調整を行うか、あるいは、65才以上についてのみリスク構造調整を行うといった案もある。

ⅲ．ワーキングプアの増加と所得再分配機能・セーフティネットの拡充

最近の我が国においては、貧困問題や経済格差の拡大に関する議論が注目を浴びている。こうした状況に対し、反市場主義・反グローバリゼーションの立場から規制強化を求める論者がいる一方、さらなる規制緩和により小さな政府を実現すれば、自ずと経済格差問題は解消するとするいわゆるトリクルダウン理論に基づき主張を行う論者も存在する。しかし、現在の世界経済で過度な規制強化や反グローバリゼーション政策を図れば、国民に分配すべき経済全体のパイが収縮しかねないし、またトリクルダウン理論は、米国のオバマ政権からも「失敗した時代遅れの考え方」と批判されているのが現実である。

現在の我が国において必要なのは、規制緩和やグローバリゼーションへの対応を進めながら、同時にセーフティネットの拡充や所得再分配の強化を図っていく政策である。政治的にも、規制緩和やグローバリゼーションへの国民からの支持を得るためにも、セーフティネットの拡充や所得再分配・最低所得保障の強化が不可欠と考えられる。

イ．ワーキングプアの増加

就労しているにも関わらず貧困状態となっているワーキングプアの増加は先進国共通の課題になっている。

いわゆるワーキングプアという言葉は社会に定着したかのようであるが、その定義はそ

れほど明確ではない。たしかに、国税庁の「民間給与実態調査」によると、民間給与所得者のうち年収200万円に満たない人々が、2002年には、19.1%、2004年に22.8%と着実に増加している。また、非正規労働者が雇用人口に占める割合も３割に達しており、非正規労働者の増加が、低所得労働者いわゆるワーキングプアの増加原因であることを示す傍証は多くある。しかし、ワーキングとは、何時間就業している状態を示すのか、またプアとはどの程度の貧困を指すのか明確にする必要がある。

低所得労働者であるワーキングプアが、短時間の家計補助的な労働者なのか、主たる稼得者・世帯主でフルタイムに近い就労をしているにもかかわらず、世帯所得の合計が生活保護基準以下に止まっている状態を指すのかによっても政策的な対応が異なる。主婦に代表されるパート的な働き方の家計補助的な労働者の増加は、賃金・処遇などの労働政策上の課題となっても、直ちに所得保障政策にはならない。一方、フルタイムに近い働き方をしながらも、就労所得が生活保護水準に達していない人が増加し、その多くが生活保護から漏れているような状態であれば、就労条件、最低賃金水準の見直しや生活保護制度の運用改善といった労働・所得政策課題につながる。しかしながら、日本においては、ワーキングプアの厳密な定義と公式統計はない。EuroStat は、①少なくとも週15時間の雇用、②等価世帯所得の中位60%の所得基準で、労働人口に占めるワーキングプアの割合を推計している（**図11**）。

図11　EU 各国のワーキングプア率

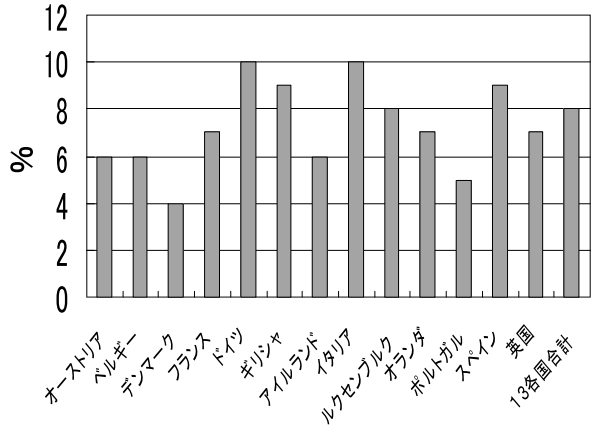

資料：European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions “Low-wage workers and the 'working poor'”（http://eurofound.europa.eu/）より作成

日本の状況であるが、同様な推計はない。そこで、政策的に問題になるワーキングプアを、a）世帯主が労働していながら、b）世帯収入総計が生活保護生活扶助未満であり、かつ生活保護を受給していない世帯としてみた場合、若年世帯で増加傾向にあり、20歳代後半で14%存在すると推計される。

ロ．貧困の増加と再分配政策の拡充、被用者保険の適用拡大

国際比較において、ジニ係数、相対的貧困率のいずれも、日本は上位にある[3]。市場所得だけみれば、日本の相対的貧困率は諸外国に比べて高い方ではないものの、再分配後所得でみると、ジニ係数、相対貧困率とも日本は上位に来る。このように、社会保障給付、税制が十分な再分配機能を果たせないことが確認されている。

またILOが公表した報告書「金融経済危機：ディーセントワークによる対応」によると、失業手当へのアクセスが、いちじるしく制限されている国としてアメリカ、カナダ、日本が指摘されている。ILOの報告書では、失業給付を受けていない労働者の割合は、米国が59%、カナダが56%、イギリスが45%、フランスが20%、ドイツが6％に対し、日本は77%となっている[4]。

日本では、雇用保険で、しばしばモラルハザードを防止するために、加入期間制限が変更された。また、今回の世界的な不況に対応するために、緊急の雇用保険制度改正により、短期労働者の加入要件を、継続雇用見込み期間6ヶ月以上に緩和している。

さらに暫定的であるが、緊急雇用対策で導入された訓練付き生活支援制度が導入され、今後、本格的に失業扶助を導入していくのか注目する必要がある。

セーフティネットの拡充は必要であるが、その一方で、モラルハザードを発生させないで、最低所得保障を行う仕組みの工夫が必要である。具体的には、給付付き税額控除の構想である。通常の減税は、課税最低限については、減税の恩恵を受けることはできないが、給付付き税額控除であれば、課税最低限に達しない世帯に対しても、「負の所得税」として給付を行うことができる。給付条件に就労、子供といった条件を付けることによって、勤労税額控除として就労支援や児童税額控除として子育て支援が可能になる。

また、カナダでは、低所得世帯の負担軽減のために、給付付き税額控除を活用している[5]。しかし、給付付き税額控除については不正受給という課題もある。不正受給が3割になる国もある。所得捕捉の強化や納税者番号制も不可欠である。

所得階層間での子供の学力の格差や進学率の差も広がっている。親の所得水準が子供の可能性を左右し、格差・貧困の世代間連鎖が発生することは必ず防止する必要がある。低所得世帯の子供に対する就学前教育を含む教育支援策は重要となる。

ⅳ．現物給付の提供体制の見直し

イ．医療

日本の医療費は、GDP比で8％程度と先進国では低い方にあり、さらに現状の高齢化を考慮しても低い水準である。しかし、今後の急速な高齢化を考慮すると効率性を高める

3　OECDの国際比較において、2005年から起用されたデータは、国民生活基礎調査で、それ以前は、全国消費実態調査だった。統計的な癖から国民生活基礎調査の方が、ジニ係数が高くなっている傾向にある。

4　失業者の定義、給付制度の違いは考慮する必要はある。詳しい定義調整は、山上俊彦「日本の雇用保険には大穴が開いているのか」『エコノミスト5月26日』参照。

5　生活に占める付加価値税の平均額を計算し、所得税から減免し、減免が不足している場合は給付金として支給する。年間支出が、平均値以下の世帯は実質的に付加価値税は、ゼロとなる。

必要はある。医療を巡る問題は、医療崩壊とも呼ばれる医師の不足である。たしかに、医師数は1000人当たり2.2名でOECD平均の3名より低い[6]。医師配置基準を満たしていない病院は全国で4分1程度存在し、北海道、東北地方では特に多い。日本の人口当たりの医師数は少なく、地域間での医療サービスの格差が広がっているのは事実であり、対応が急がれる[7]。しかし、こうした医師不足に加えて、サービス供給における病院間の分業が不完全なことにより、医療提供体制が非効率となっている。

特に医療機関間の機能分化が遅れており、医療スタッフ、資源の配分システムにも問題がある。まず、慢性疾患と急性疾患を区別したシステムづくりが急務であり、慢性疾患と急性疾患用に病床を分けることにより、一定効率的に医療資源の配置が可能になる。

さらに、このような状況のままだと、たとえ医師総数をふやしたとしても、診療科・地域に偏りが生まれることを防ぐことはできない。

更に勤務医と開業医の診療報酬の配分の見直しも必要である。現在のままでは、勤務医の過剰な労働時間、低い収入により勤務医から開業医に転身することを防ぐことはできない。診療報酬による勤務医の処遇向上が不可欠である。加えて、現在の病院の自由標榜制、自由開業制を見直す必要がある。フランスでは国が地域ごとに必要な医師数を調査し、医学生は卒業時の競争試験で、成績上位の順で希望の診療科目、地域を選択できる。ドイツでも地域ごとの医師の偏在を規制しており、人口当たりの医師の定数を設け、定数を110%以上超えると保険医として開業できない。

今後は、一定範囲のなかで専門病院を最適に配置し、医療機関間のネットワークで対応し、利便性よりも安全性を重視すべきである。慢性、亜急性期医療（高度・専門的な急性期医療を必要としない急性期）についてはリハビリなどの専門スタッフが必要になる。そこでは、医師に代わりいわゆるナースプラクテショナーといわれる診療看護師の育成・活用も進められるべきである。

医療需要サイドにも改革は必要である。諸外国に比べ日本は一人当たりの外来受診の回数は年間14回と英国の2倍、米国の3倍以上となっている。現在のようなフリーアクセスの見直しが必要である。フランス、英国でもかかりつけ医にまず受診し、ドイツでもかかりつけ医が導入されている。病院に行く以前段階として、かかりつけ医を位置づけるべきである。

また入院日数の長さも問題となっており、その背景には、いわゆる社会的入院があり、家庭の事情や介護サービスが強くかかわっている。社会的入院については、介護施設や在宅医療、介護の充実による解消が期待される。

診療報酬については、DPC導入により急性疾患医療における透明性と標準化が進んでいる。実際に、DPCの適用により高度急性期病院の入院患者の在院日数は短縮している。

6　厚生労働省は08年8月の「安心と希望の医療確保ビジョン具体化に関する検討会」で医師の養成数を現在の7800人から1.5倍の1万2千人程度に増やすと提言している。

7　厚生労働省は、06年に医療法を改正し、ガン、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病を指定し、横断的・基礎的仕組みとして、救急医療、災害時医療、へきち医療、周産期医療、小児医療の5事業を軸とした地域医療連携を進めることとしたが、相次ぐ救急医療のたらい回しなどが発生し、実効性を有していない。

また後発薬品の普及も遅れ15%に留まっている。政府は2012年までに30%を目指すとしているが、速やかに達成されるべきであろう。

今後は、IT 技術による効率性の向上も期待される。特定健診・特定保健指導のデータは標準化され電子データとなり、電子化されたレセプトデータ同様に2011年にナショナルデータベースに蓄積されることが予定されている。さらに電子カルテの普及なども進めば、医療の IT 化が確立し、医療チーム内、医療機関間、医療機関患者間だけではなく、保険者、加入者・患者も加えて情報に連結できるようになる。その結果、遠隔診断だけではなく、在宅医療、地域医療連携、医療と介護の連携、医療ミスの予防、予防・保健事業の強化、HER（Electronic Health Record）による電子的生涯型健康記録管理、保険者機能の強化、住民の疾病状況、受診行動の把握とそれに基づく計画的な医療機関の配置といった医療計画、保険者間の財政調整・拠出金の参考指標[8]などへの活用が可能になり、医療サービスの生産性向上に寄与できる。社会保障カードの早期の実現がこうした可能性を広げる。

ロ．介護

介護については、介護労働力の不足と介護施設の不足が深刻になっている。介護労働者は、比較的熟練を必要としない生活支援を行い、一般労働市場の需給の影響を受けやすい労働者がいる一方、認知症、リハビリに対応するレベルの高い身体介護を担う介護労働者もいる。専門的な身体介護を担う介護労働者については介護労働の専門性の引き上げとそれに見合う介護報酬体系、賃金体系にする必要がある。こうした専門性が確立していない、現時点では、介護保険の報酬は、専門性が強く一般労働市場の影響を受けにくい医療・看護とは異なる工夫が必要となる。現実には、そうした点が十分考慮されず、発足時から 2 回の介護報酬改定は、労働市場の需給が緩やかであったことから報酬引き下げが可能になった。しかし、景気回復にともない労働市場がひっ迫すると、一転、低い労働条件から労働者の確保が困難になった。

介護報酬は、介護の質を左右する重要なインセンティブである。介護提供者側の効率性のみを反映した介護報酬では、専門的な技術を必要とする自立支援のための個別ケアサービスや認知症ケアの質の改善のインセンティブはなくなる。

介護の質の向上のインセンティブとしての介護報酬体系をどのように設計するか、そして、事業所の現場でも介護労働者の専門性を引き上げる労働条件、賃金体系の工夫が重要であるにもかかわらず、大きく遅れている。今後は、専門性の高い分野の介護労働者の賃金体系を見直し、経験と技能の蓄積が賃金に反映される仕組みを早急に確立していく必要がある。今後、必要な介護労働者数は増加し、2025年には250万人程度まで必要数が増える可能性がある。早期に、介護労働者の処遇体系を確立しておく必要はある。

介護施設については、給付費抑制により、介護保険対象の介護三施設の不足が問題となり、待機している要介護者は40万人以上に達している。こうしたなか、有料老人ホームや高齢者専門賃貸住宅への期待が集まる。しかし、介護保険が利用できる有料老人ホームや

8　ドイツにおいては、各保険者の財政基盤安定化のために、年齢、性別、被保険者の収入とともに罹患率を指標にしたリスク構造調整値に基づく財政調整が行われる。

図12　各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較（2003年）

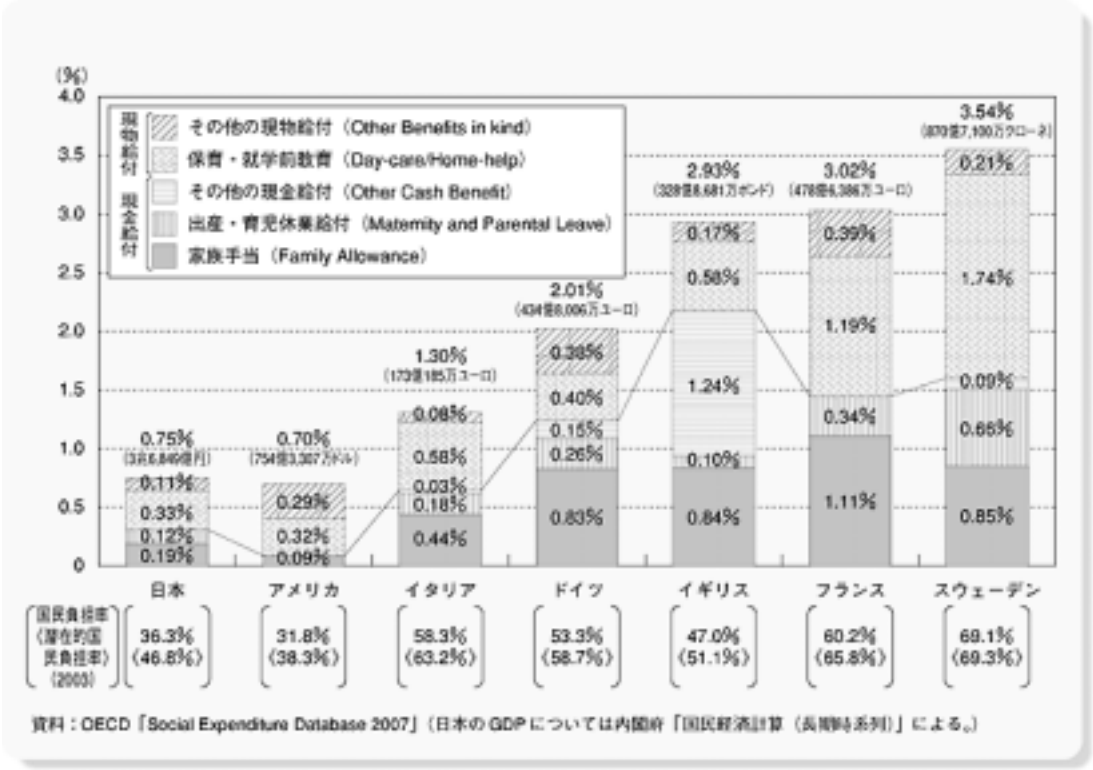

資料：OECD「Social Expenditure Database 2007」（日本の GDP については内閣府「国民経済計算（長期時系列）」による。）

介護対応型経費老人ホームといった特定施設[9]の新設規制を行う自治体が増えている。こうした動きは、施設増加に伴う介護給付費の増加を危惧する自治体などの総量規制を反映したものであり、従来の介護保険三施設に代わる、民間主導の特定施設の増加の普及の障害になっている。施設も少なく、家族機能の低下のなか在宅にも期待できないため、国民の介護不安は高まることになる。住宅政策と介護政策の連携をすすめ、市場メカニズムを活用した介護サービスの充実が急がれる。

ｖ．少子化対策

80年以降、先進国において少子化警告が顕著になると、多くの国が家族・子育て政策に力をいれ、出生率の低下を食い止め、さらには反転上昇にも成功している国もある。

日本においても、ようやく家族・こども福祉に投入する財源を増やしているが、それでも GDP 比でみれば先進国の 3 分の 1 程度にとどまる（**図12**）。

また、これまでの多くの施策が、選挙の目当ての一時的なものであったり、対象者を限定したものであり、所得保障、労働政策、保育サービスの整合性を考慮しないものであった。OECD 各国の少子化対策政策で成功した政策を整理した“Low Fertility in OECD

9　2006年改正老人福祉法により有料老人ホームの定義が変更となり、範囲が拡大された。

Countries: Facts and Policy Responses”よると、①継続的、②包括的、③体系的な政策を行った国は成功している。

また、育児休業の普及の遅れや保育所不足などから、両立支援も大幅に遅れている。**図13**は有配偶女性の就業率はここ20年ほとんど改善していないことを示している。

図13　配偶関係別女性の年齢階級別労働力率の推移

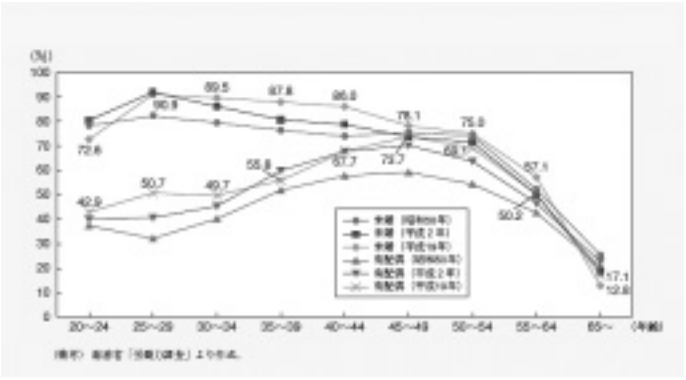

こうしたなか、保育制度については、新しい仕組みが検討され、認可外保育所でありながら、人的、施設基準を満たしている施設については、公的支援を行い、潜在的に100万人程度存在する待機児童の問題を解消する動きもみられる。ただし、そこにも課題があり、保育所の最低基準全国一律でよいのか、自治体の裁量をどの程度認めるか、さらには供給拡大のための安定財源のめどもついていない。

Ⅲ．国と地方の財政関係の再構築・地方分権改革

我が国の歳出構造を、より効率的なものに改革してゆくには、政府支出の中で社会保障に次いで大きい費目である、国から地方への財政移転の効率化も不可欠である。

確かに、国が地方自治体を介さずに直接支払う政府支出の中に非効率なものはあろう。これはきちんと改善すべきである。しかし、国の政府支出のうち地方自治体への財政移転が大きなシェアを持つ状況では、国の政府支出を本質的に効率化するには、地方自治体への財政移転の効率化をも行わなければ、効果の実は上がらない。

地方自治体への財政移転の効率化を進めることは、ひいては地方分権改革につながる。すなわち、地方自治体に権限を委譲した方が政府支出を効率化できるならば、権限を委譲してかつ国からの財政移転をやめることで、国の政府支出を効率化できるとともに、地方自治体がより効率的な政府支出を行うことができるようになる。これが、地方分権の一つの目的でもある。

これまで、我が国では地方分権改革に取り組んできたが、未完である。以下では、これまでの地方分権改革の成果と、今後に残された課題について言及する。

１．市町村合併

市町村合併による多くの町村の市への昇格や市町村数の減少、政令指定都市や中核都市

の増加、そして、都道府県から市町村へのパッケージ移譲などによって、都道府県の業務は激減している。その一方で、地方が実施する社会保障は広域化を要請している。したがって、業務が激減している都道府県を一定規模で合併して、地方が実施する社会保障を調整・管理する新たな広域自治体として再編することも考えられる。

財政力の乏しい団体ほど市町村合併に積極的であったことによって、地方の財政は底上げされた。その一方で、政令市、中核市、特例市の合計数は100団体に及んでおり、財政格差の議論は、異なるステージに移行しつつある。中核市や特例市がそれぞれの地域でハブの役割を担い、周辺自治体が病院や図書館などの公共施設を利用可能にするならば、小規模団体の財政負担を軽減することができるかもしれない。

一方、市町村の規模(人口、面積など)が大きくなったことで、自生的なコミュニティーの形成が困難になりつつある。これを代替する政令市における区制や、地域自治区などの人工的なコミュニティーが導入されている。また、住民が行政区の意志決定に関与する割合が高くなっており、公選されていない住民が公共選択を左右するようになっている。このように、自治体における代議制民主主義のあり方が変化しつつあることにも今後は配慮が必要になろう。

国と地方の役割分担を考えるとき、すべての地方自治体が同範囲の役割を担う必要はない。政令市、中核市、特例市、一般市、町村が担う役割は、現状においても異なっている。今後は、行政区の規模に応じて役割の範囲を変えるだけではなく、地方自治体が主体的に担うべき役割を選択できるようなメニュー化についても検討されて良いだろう。

2．地域間格差是正のあり方

現在の国と地方の財政状況を考えると、増税無き地方税源の充実強化はありえない。むしろ地方税の増税という形で地方税源の充実強化は行われるべきである。ただし、地方税の増税を行う場合、自主財源の地域間格差は悪化するかもしれない。その場合、地域間格差が少ない地方消費税や土地に対する固定資産税（償却資産は含まない）を増税すべきであろう。そうすることで、地域間財政調整以前の問題として、地域間格差が少ない地方税制を構築することが求められる。

地域間財政調整の仕組みとしては、例えば地方譲与税ないしはそれに類似する制度による新たに大規模な財政調整制度を創設することは有効である。それによって、地方交付税制度が現行のままであっても、その役割は自然と後退するし、その結果、留保財源の存在によって生じている地方交付税の平衡機能の障害を埋め合わせることもできる。

3．社会保障を巡る国と地方の役割分担・財源配分

社会保障制度は、所得再分配の機能をも持っている。しかし、現行制度下では、この機能を、国が担うか地方が担うかについて明確な役割分担が必ずしも出来ていない。今後、社会保障制度の設計においても、国と地方の役割分担の明確化が必要である。

所得再分配を行う際には、まずは個人単位で行うべきものであって、産業単位や地域単位で行うべきではないと考える。なぜなら、「所得」の格差は究極的には個人に帰着されるものだからである。確かに、産業ごと、地域ごとにそこに属する個人の所得に相関はあろう（押しなべていえば、衰退産業従事者は所得が低く、成長産業従事者は所得が高いな

ど)。さりとて、個人単位での所得再分配をないがしろにしてまで、産業単位や地域単位での所得再分配を優先すべきではない。もちろん、産業単位や地域単位で行う方が行政コストは安上がりだろう。しかし、１人当たり県民所得が低い沖縄県に住む年収１億円の人が恩恵を受ける形で手厚く地方交付税を配り、１人当たり県民所得が高い東京都に住む年収300万円の人には地方交付税を配らない、という財政移転による所得再分配政策のミス（経済厚生の損失）は、非常に大きいと考えられる。

とはいえ、現物給付に属する社会保障給付については、地方自治体が保険者になる制度もあり、その場合には政策実行のために国による財源の確保が必要になることがある。ただし、必ずしも地方交付税制度による必要はないことに注意が必要である。

我が国の社会保障制度を地方分権改革との関連で言えば、日本のように地方が社会保障分野で大きな役目を担っている状況（老齢年金以外の分野では地方の歳出シェアは国際的にみても非常に大きい）では、無条件に分権を進めることには注意する必要がある。

社会保障分野の歳出は、個人間の所得移転か再分配的な私的サービスの公的供給のいずれかであるから、地方公共財の供給を前提にしたいわゆる「地域選好」とか「地域ニーズ」といった議論にはなじまない。また個人間の再分配を前提にするから、定義によって「受益と負担の一致」など起こりえない。

再分配政策であるから、ナショナル・ミニマムに該当するような特定のニーズを有する個人は、原則的には、日本国内どこに居住していようが同様のサービス・移転を享受できるべきであり、水平的公平性は満たされなければならない。したがって、地域の財源の格差によって、地方が担う社会保障政策に差異が存在することは、本来ならば避けなければならない。

したがって、いかに社会保障における日本の地方の役割が大きいからと言って、地方に財源の偏りがある限り、地方財源のみで実施する社会保障制度や社会保障のための財源の分権化はありえない。公正かつ効果的な社会保障制度には、社会保障のための国からの財源保障や地域間の財政移転が必要となる。

むしろ地域性に配慮すべきポイントは、どれくらいのサービスを個人がうけるかというアウトプットに関するものではなく、所与のサービスをどのように提供するかという「手段」について考えるべきであって、一定のアウトプットを公平に提供するという前提が満たされるならば、社会保障分野における地域特性に応じた「手段選択」に関する分権は認められるべきである。

その観点から言えば、日本の社会保障分野においてはむしろ「分権」が進みすぎている点が顕著にある。その例を以下に示そう。

医療保険においては、全国どこでも同一医療サービスに対しては同一の料金が設定され、同一の自己負担であるにもかかわらず、属する保険者によって支払う保険料に大きな差異が存在する。これは、同一リスクの個人が属する保険者が変わることで、その同一リスクの個人に対する保険料が変わることを意味しており、経済学的にみても非常におかしな制度である。特に地域保健である国民健康保険の保険者間の保険料の差異は非常に大きい。また保険者が市町村であるため、手厚い財政調整の仕組みがあるにしても、十分にリスクを分散しきれていない。

介護保険においては、市町村が保険者であるので、介護保険も基本的には国民健康保険

と同様の問題を抱えている。また、医療サービス供給者の立地によって当該サービスが割当られるのと同様、介護施設や介護事業者の立地によって介護サービスが割当られることも同じであろう。すなわち、「民間」によるサービス供給の利用可能性についても大きな地域差が存在すると考えられる。ただし、介護保険が導入される以前と比べると、地方の老人福祉における差は縮小したと考えて良いであろう。

生活保護においては、財源保障も運用枠組みも全国均一となっており、制度上はもっとも公平に設計されている。しかし、地域におけるケースワーカー（CW）や資源の使い方が偏っており、現金給付以外のサービス（就労支援やその他の対人サービス）には大きな偏りがあると考えられる。

その他、単独事業としての地方の社会保障サービスにおいては、社会保障分野で地方が国の制度に対して独自に横出しや上乗せを行っているケースは多い（児童・生徒の医療補助など）。また国の法律で義務づけられていても、国は基準を明示していないため給付額や運用が地域によって大きく異なる制度もある（準要保護世帯に対する就学援助給付など）。これらは財源のあり方によって大きな地域差が存在する。

医療、介護、保育、教育、福祉といったサービスは共同消費性が低いし、政府が直接供給する必要もない。医療サービスは病院が供給するし、介護サービスは介護事業者が供給する。保育サービスは保育所等が供給するし、教育は学校が供給する。また福祉も政府が直接供給する場合もあるが、その多くは社会福祉法人が供給することになっている。したがって、むしろ政府部門がやるべきことは、これら供給者を適切に管理することである。したがって、ここで問題になるのはこれらのサービスの生産規模や消費者の規模ではなく、これらサービスの供給者を効果的に管理できる地域規模であることに注意すべきである。

この考え方は、国民健康保険や介護保険の保険者の規模の考え方にも通ずる。現状のこれらの地域保健は、リスク・プールというサービスを提供する規模と医療や介護などの対人サービスの供給者を管理する規模が、同一として考えられている。ただ理論的に言ってこの２つを最も効果的に行うことができる規模が同一であるとは考えられない。医療や介護だけでなく、他の対人社会サービスについても同様であろう。したがって、社会保険では保険サービス（リスク分散）を効率的に行うことができる規模と、被保険者や対人社会サービス供給者を効率的に管理する規模を別のものとして考える必要があろう。

また公的扶助的なサービスについても、サービスを提供する範囲とサービスを提供する人材をプールする範囲が異なっても良いだろう。例えば、CW は在任暦が数年で終わる職員がほとんどで、経験者が育たないと言われるが、これは自治体の規模が小さいため専門職員を採用できないということにもよるだろう。また、業務がきつい自治体であると、そのような厳しい業務を一生続けるということも無理であろう。ただし、CW を含む福祉系の職員を、例えば教員のように県単位で採用すれば、業務が厳しい福祉事務所と業務が緩い福祉事務所との間でのローテーションが組め、仕事に緩急をつけながら、専門的な技量も蓄積させることができる。社会福祉系の職員は少なくとも県単位の広がりで採用すべきであろう。

日本の社会保障分野では、分権されていないことが問題なのではなく、分権されすぎていることが問題であるという認識をもつべきであろう。むしろ地方レベルでバラバラに行われている社会保障サービスを、財源を確保しながら全国で統一された制度としてまとめ

上げることが必要と感じられる。

繰り返しになるが、地方が所与の社会保障サービスを提供するときに利用する「手段」に関する制約はできるだけないほうが良い。また、社会保障制度を受益者の観点からとらえると、様々な制度からのサービスの組合せとして本来の機能を発揮することができると考えられるから、その各種サービスの組合せを適切に行う主体として地方政府をとらえることも可能であろう。

Ⅳ．公共事業

公共事業については、小泉内閣のもとでそのあり方の見直しが進められ、その後も「骨太の方針2006」を踏まえ、毎年度の予算編成において継続的に縮減がなされてきた。その結果、現在では、公共投資の対 GDP 比がピーク時の半分程度となるなど、歳出の規模としては適正化が図られつつある。

ここ数年の公共事業をめぐる動向において特筆すべきことは、道路特定財源の一般財源化が行われたことである。道路特定財源の見直しについては、行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）に「特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう（中略）見直しを行う」ことが盛り込まれたのを受けて安倍・福田両内閣において見直しの具体策の検討が行われ、福田内閣のもとで道路特定財源関係諸税の全額を一般財源化する方針が示された。これを受けて2009年の通常国会に道路特定財源を一般財源化するための法案が提出され（４月21日に可決・成立）、法制上の一般財源化が実現するとともに、2009年度予算において、道路財源のうち１兆円分を対象に使途の見直しが行われ、9,400億円を道路関係の公共事業に利用することとしたうえで、そのうちの8,000億円程度を道路整備に充てるという形で一般財源化が行われた。

一般財源化後の道路関係予算のあり方については、ガソリン税などの暫定税率の存廃をめぐる議論の動向を踏まえつつ、一般財源化の当初の趣旨と整合性がとれたものとなるよう、規模の段階的な縮減を含め、引き続き適切な見直しを行っていくことが必要である。

Ⅴ．税制改革

１．税制改革の方向性

社会保障給付の財源確保の観点からも、財政健全化の観点からも、今後わが国において税制抜本改革は必ず行わなければならないものである。以下では、今後求められる税制改革のあり方について言及したい。

まず、税制抜本改革で解決すべき課題を挙げよう。課題を挙げる際に、踏まえなければならないことは、世界の税制改革の趨勢と整合的なものにすることである。もし世界の趨勢に逆行する改革を行えば、それは早晩破綻をきたし、再度抜本改革をやり直す羽目になるだろう。

世界の税制改革は、所得課税から消費課税への動きが趨勢となっている。つまり、所得税や法人税主体から、消費税（付加価値税）に重きを移す税制改革である。このような趨勢になった主要な理由は、グローバル化である。所得課税の課税ベース（特に企業の利益や金融所得）が、容易に国境を越えるため、課税権が領土内に限定される主権国家の枠組

みを超越する経済構造になった。それとともに、所得課税にまつわる（貯蓄や配当に対する）二重課税を避けるためにも、消費課税を志向するようになったといえよう。

我が国の今後の税制改革も、所得課税から消費課税へのシフトを図るものにするべきである。その趨勢と整合的に、社会保障財源の確保、格差是正、国際競争への配慮といった税制改革を通じて解決すべき課題に取り組むことが求められる。

２．消費税

今後高齢化に伴い増大する社会保障給付の財源として、何を用いるかという観点から見れば、消費税は他にない重要な利点を持っている。利点の１つに、現存する社会保障の受益と負担にまつわる世代間格差を是正できる点がある。社会保障の受益と負担に関して、世代間で格差があることがしばしば指摘されているように、高齢世代ほど、社会保障の純受益（＝受益マイナス負担）が多くなっている。こうした純受益の構造を踏まえ、生涯に払うであろう社会保険料の大半を既に払ってしまった高齢世代には、今さら重い負担を追加的に課すことができないため、高齢世代に対する社会保障給付の抑制が主張される。しかし、高齢世代は、特に医療や介護の分野での給付が滞ると通常の生活が営めなくなる危険があり、純受益に世代間格差があるからといって、社会保障の給付抑制だけで調整しようとするのも限界がある。

そこで考えられるのが、社会保障財源を高齢世代にも負担してもらうことである。その主な財源を、所得税や（報酬比例の）社会保険料で賄おうとすれば、主に勤労世代に過重な負担を強いてしまう。これに対し、消費税ならば、高齢世代でも負担するから、社会保障の受益と負担にまつわる世代間格差の是正に寄与する。

消費税で賄うと、年金をもらう年齢に達した後も年金財源の負担を強いられて不公平だという意見があろう。しかし、世代間格差を解消するには、高齢者の社会保障給付を削減するか、高齢者に年金支給後にも何らかの形で財源を負担して頂くかのどちらかしかない。消費税で社会保障財源を賄うことは、年金をもらう高齢者にも意図的に負担頂くための仕組みである。そうしなければ、年金にまつわる世代間格差が是正されず、若年世代の年金不信が解消されない。

それ以外に消費税が望ましい理由として、貯蓄率低下が懸念される中で、消費税は貯蓄を課税ベースとしないから、貯蓄減退を回避できる（所得税だと、勤労所得稼得時と貯蓄に伴う利子所得発生時に二重課税される）点や、個人所得や法人所得に比べて消費の動向が景気に対して相対的に安定的であることから、消費税の税収が景況に対してより安定的である点などが挙げられる。

しかし、消費税は、低所得者により重く税負担を課す「逆進的」な税だという反対論がある。しかし、消費税が逆進的な税との認識は、間違っている。逆進的に見えるのは、人々の消費行動をある一時期だけに限定して見るからである。しかし、人々は１年だけしか消費しないわけではない。個々人の消費行動を一生涯通じてみればいずれ消費するから、消費税の負担は、（生涯）所得が多ければそれだけ多くなる。したがって、消費税の負担は逆進的ではなく、（生涯）所得に比例的になると理解するのが正しい。

ただ、消費税は、生涯所得に対して比例的な税であって、累進的ではないので、所得格差を是正するのに役立つものではない。所得格差是正の観点から、低所得者に配慮するこ

とはありえる。そこで政治的に出てくるのが、消費税における軽減税率である。

しかし、軽減税率を導入するのは、政治的に受けがよくても、望ましくない。例えば、食料品にだけ軽減税率が適用されたとして、同じハンバーガーでも、テイクアウトすれば食料品として軽減税率が、店で食べれば外食として標準税率が適用されるという、奇妙なことが起こる。軽減税率は、低所得者だけでなく、高所得者も適用されるから、格差是正策になっていない。

さらに、消費税の「逆進性」（という錯覚）に目くじらを立てる割には、社会保険料におけるもっと深刻な逆進性を見過ごしている。国民健康保険や国民年金における定額の社会保険料に換えて消費税で社会保障財源を賄えば、逆進性の緩和につながる。低所得者に配慮するなら、消費税での軽減税率でなく、社会保障制度や所得税制などでもできよう。この点については後述する。

所得税との比較で言えば、前述のように、所得税は貯蓄に対する二重課税があるため、貯蓄を抑制する効果がある。これにより、設備投資（資本蓄積）が抑制されるので、将来の GDP がそれだけ抑制されることになる。他方、消費税は、貯蓄の二重課税が起こらないので、その分貯蓄促進的で、投資の促進を通じて将来の GDP を高める効果がある。これらの意味で、抜本改革では消費税の増税は不可欠である。

3．所得税

格差拡大が問題視される中、所得税制の所得再分配機能の強化が検討課題となる。

最近の我が国の所得税改革においては、税制の労働インセンティブ等への悪影響のみが重視され、所得再分配機能については相対的に軽視される中、累進度の緩和が進められてきたが、サエズ・カルフォルニア大学（バークレー校）教授の貢献に代表される最新の最適所得税理論においては、より現実的な形で、所得税制におけるインセンティブへの影響と所得再分配機能のトレードオフを分析する枠組みが提示され、累進的な所得税制の妥当性が示されている。我が国においても、そうした枠組みを用いて、最高税率の引上げの余地があることを示す研究も現れてきており、我が国の所得税の最高税率の引上げの可能性についても検討される必要があろう。

また、第Ⅱ章でも述べたとおり、低所得者層に対する支援のあり方として、勤労所得税額控除が注目を集めている。既存の生活保護制度や見直しが進められている最低賃金制度とも有機的に関連付けつつ、望ましい低所得者対策を検討していく必要がある。

4．国際課税・法人税

タックス・ヘイブン等を通じた租税回避の防止については、過去より OECD 等の国際機関において国際的な努力がなされてきたが、①サブプライム危機以降、先進国各国において、税収が低迷し、財政赤字拡大を避けるため、国際課税の強化が図られてきたこと、②金融危機を招いた問題のある金融スキームの多くがタックス・ヘイブンを利用したものであったこと等を背景にして、最近になって、一層の強化が図られてきている。本年春のロンドン金融サミットにおいても、タックス・ヘイブンへの規制強化・徴税強化が合意されている。我が国においても、租税回避防止のための努力を一段と強化していくことが強く求められる。

法人税については、我が国の法人実効税率が国際的に見て高い水準にあることや、我が国の税制を所得課税から消費課税へシフトさせてゆくべきことなどに鑑みれば、中長期的には機会をうまく見つけて法人課税の軽減を図ってゆくべきである。特に、我が国の地方税制が、諸外国に比べて顕著に法人課税に依存した構造になっていることは、早期に改めるべきである。

ただ、グローバリゼーションの進展する中、各国による法人税の税率引下げ競争が激化しているとはいえ、財政状況の厳しい我が国にとっては、競争が過激化することの弊害は大きい。このため、我が国においては、法人税率の過剰な引下げ競争防止のため、東アジア地域の法人税の調和に向け、各国に積極的に働きかけていくことが望まれる。

5．地方税

地方分権を進める上で、地方税の拡充は不可欠である。三位一体改革の中でも、地方税の増強は謳われたが、その具体的手段だった税源移譲は、意見が大きく対立した論点だった。地方税を拡充する方法として、なぜ税源移譲に固執しなければならないのか。

地方税の充実強化を図るには、地方税を増税することで対応できる。地方自治体の首長は、税収確保が必要ならば、住民に対して説得し理解を得て、適切に増税を提起することが当然として求められる。現行の地方税制が原則として国の法律である地方税法で規定されているからといって、増税を伴わない形で国から地方への税源移譲だけにその手段を求めるのは、無責任といわざるを得ない。

今後の地方税制のあり方として、課税対象資産の評価が適切に行われることを前提に、土地に対する固定資産税を中心とした地方税制が望ましい。土地に対する固定資産税が他の税目より望ましい理由は、課税対象である土地は地域を越えて動かず、住民や企業の地域間移動と無関係だからである。ただし、償却資産に対する固定資産税は、この特徴とは全く異なるものであるから、地方税制として望ましくない。償却資産に対する固定資産税は早期に軽減し、土地に対する固定資産税にシフトさせてゆくべきである。

また、自治体が財政規律を働かせ、健全な財政運営を行うには、必要な財源を十分にまかなえるよう、各自治体が独自に税率を設定できるようにする必要がある。そのためには、「超過課税」という言葉に込められたネガティブな意味合いを払拭すべく、「超過課税」という概念それ自体を廃止することもありえよう。

Ⅵ．政策提言

以上のような現状認識に従い、財政健全化と社会保障の持続可能性を担保するには、歳出・歳入両面からの改革が必須である。

そこで、我々は、まず歳出面、次に税制面、そして最後に財政運営のあり方について、以下のように提起する。

1．社会保障制度

⑴ 教育部門の改革：貧困の固定化を回避（人的投資、教育費の配分を通じた実質的な機会の保障、社会の流動化）

今年5月に公表された教育再生懇談会の第4次報告によれば、世帯の収入など家庭の経

済環境によって子どもの学力に格差が生じていることが明らかになっている。

わが国の教育財政は、こうした子どもの格差への対応が遅れている。公教育の費用については、義務教育費国庫負担金と地方交付税制度における教育費の基準財政需要額がこれを支えているが、その算定方法は、義務標準法による40人の学級編成基準という学校数、学級数、児童生徒数のみを勘案したものであり、発達障害や就学援助の有無などによる教育費の加減や調整が行われていない。

だが、こうした学校数、学級数、児童生徒数の数字のみに依拠する我が国の教育費の算定は、諸外国の中ではむしろ例外的なものであり、イギリスなどの先進諸国においては、子どもの能力や個性の差異に配慮して教育費の算定を行うのが一般的である。

我が国の教育財政は、半世紀にわたり教育費算定の基本的枠組みとして学級編成基準を堅持し、その段階的な基準引き下げと教職員の加配定数の活用によって、地域間での教育の格差是正や公教育の質的な向上にも貢献してきた。その反面、学級編成基準はその構造の単純さから、公教育における子どもの能力や個性の差異への対応の足かせにもなっている。

深刻化する家庭の経済環境による子どもの学力差の問題に早急に対処するため教育財政の抜本的な改革が急がれる。子どもの能力や個性の差異に配慮し、子ども一人ひとりの能力や個性に応じた多様な教育を提供できるような財政的な基盤を築かなくてはならない。そのためには、学級編成基準によって算定する教職員の基本定数については、就学援助の対象児童数、学力未到達の児童生徒数等が教職員定数にも反映されるよう算定公式を見直す必要がある。また加配定数についても、都道府県の申請に対する採択基準の不透明性や目的外の流用などの問題が指摘されている。家庭の経済環境などへの対応には、地方の自主性、裁量性の確保が不可欠である。各地方の実情に配慮するよう、加配定数はこれを別枠とせず基本定数と統合するか、客観的な算出基準による配分のルール化によって透明性を確保する必要がある。

⑵ 医療・介護・保育部門の改革

ⅰ．医療部門の改革：医療サービスの供給体制と財源政策

医療サービスに配分する資源に限りがある中で、その効率的利用を実現する制度を整備することは喫緊の課題である。

患者が医療に関する十分な情報のない中で医療サービスの選択をせざるを得ない状況にあることをふまえて、患者に対する医療情報の提供及び患者が適切な医療サービスを受療できる状況を制度的に整備することが必要である。（一般）診療所と病院の分業と連携を図ることは中でも最重要課題である。そのためには、診療所で患者の病状判断、診断及び診療上の相談を主として行うプライマリーケア医の養成が不可欠である。プライマリーケア医を含めた各診療科の専門医制度を拡充し、ベスト・プラクティスに関する情報を開示するなど患者への医療情報の提供を図る必要がある。公的医療保険制度も制度の統合を図り、十分に規模の経済性が働くような保険運営をする必要がある。公的医療保険制度への財政出動も、赤字補填という後ろ向きの役割ではなく、財政を出動させる際の基準を作成し、規律ある財政運営をする必要がある。高齢化を前提とすると、公的医療保険と公的介護保険の整合性を高め、医療と介護の連携を進めることも重要な課題である。

医療制度における効率性の確保が重要である一方、公平性に関する配慮も肝要である。負担と給付について世代間の公平、地域間の公平などを図る一方、医療における公平の基準に関する国民的な合意を形成する必要がある。公的医療保険によって、国民が、どの程度の医療サービスをどの程度の負担で享受できるべきであるかという判断を前提として、公的医療保険制度における世代間、世代内の所得分配のあり方について国民的合意を形成し、公的医療保険制度の改革を進めるべきである。

ⅱ．介護部門の改革：介護保険、障害者の自立支援サービス、保育サービスを統合

2009年は介護保険にとって第４期目のスタートであった。将来的に介護保険制度をどのような姿にしていくのか、負担のあり方を含めた持続可能性をどのように担保するのかといったことは、３年おきの改革を繰り返してもたどり着くものではなく、将来の社会保障制度のグランドデザイン無しには描けない。その視点では介護保険改革についての議論は、年金・医療・福祉を統合的に提供するような生涯保障システムへの転換へと展開される。つまり年金を単に生活費として考えるのではなく、医療・介護費用も高齢期に高確率で発生する生活費支出と見なせば、介護保険ないし医療保険との整合性の取り方についての議論になる。

特に問題となるのは、介護保険制度が高齢者世代に必ずしも安心感を与えていないという根本的な問題である。社会保障は国民一人一人に対して提供されているさまざまな安全・安心のシステムなのだと捉えたとき、これを１つの統合した形の生涯保障システムとして提供すべきだと考える。介護保険制度がありながら高齢期の介護リスクについて安心感を与えられないようでは制度の意義が失われてしまう。

着手点として、まず福祉とくくられる中で、介護保険、障害者の自立支援サービス、保育サービスを統合していくような方向性がある。福祉サービスすべてを一つのサービス体系にして提供する準市場的な仕組みが望ましいと考える。効率性と公平性のいずれも追求していくことが、サービス給付を受ける人々と負担する人々との乖離を最小限に抑えることになる。

ⅲ．少子化対策・保育

保育サービスの充実は、労働力の減少が懸念される中で、女性の労働参加を促しつつ、過度の少子化の進行を抑制するために極めて重要な施策となる。しかしながら、限られた財源の中で、質の高い保育サービスを充実させるためには、戦略的な制度設計が必要である。具体的には次のような戦略が有用と考えられる。

イ．多額の保育費が必要となる０歳児については、親が育児休業の取得を通じて保育を行える環境を整える。

ロ．保育サービスについては、育児休業終了後に安心して利用できるように、１歳児以降の定員を大幅に増加させる取り組みを行う。

ハ．保育サービスの拡大に際しては、非効率で不公平となりやすい現在の認可保育所制度を拡充させるのではなく、東京都の認証保育所制度のように、保育サービス提供者との直接契約を通じて、誰でも一定の質の保育サービスを受けられる仕組みを拡充させる。

なお、子育て支援として児童手当を増加させることは、社会保障制度などを通じて正の

外部性を持つ子育てに対して、補助を与えることで非効率的な少子化対策を抑制するという観点から意義がある。しかしながら、児童手当の増加は女性の労働参加を抑制する効果を持つ。したがって、労働力不足が懸念される日本においては、限られた財源を、仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする保育サービスの充実に向ける方が効果的である。この点でも、戦略的に子育て支援の在り方を考え、制度を見直していくことが重要である。

2．国と地方の役割分担を明確化する地方分権

我が国の歳出構造をより効率的なものにするには、国から地方への財政移転の効率化、ひいては地方自治体の歳出構造の効率化も不可欠である。そのためには、国と地方の役割分担を明確化し、国と地方自治体が適切に権限と財源と責任を持つことが重要である。

現在の国と地方の財政状況を考えると、増税無き地方税源の充実強化はありえない。むしろ地方税の増税という形で地方税源の充実強化は行われるべきである。ただし、地方税の増税を行う場合、自主財源の地域間格差は悪化するかもしれない。その場合、地域間格差が少ない地方消費税や土地に対する固定資産税（償却資産は含まない）を増税すべきであろう。そうすることで、地域間財政調整以前の問題として、地域間格差が少ない地方税制を構築することが求められる。

ただ、地域間に財源の格差が残る際に、必要に応じた地域を越えた再分配政策を講じることとなろう。再分配政策を行う際には、まずは個人単位で行うべきもので、社会保障を中心とした現物給付で、地方自治体がその実施を担うものについては、国による財源保障や自治体間の財政調整が必要である。

地域間格差是正に対しては、地方交付税以外の制度に注目し、例えば地方譲与税ないしはそれに類似する制度による新たに大規模な財政調整制度を創設することは有効である。それによって、地方交付税制度の役割は自然と後退する。

社会保障を巡る国と地方の役割分担・財源配分については、分権されていないことが問題なのではなく、分権されすぎていることが問題であるという認識をもつべきであろう。むしろ地方レベルでバラバラに行われている社会保障サービスを、財源を確保しながら全国で統一された制度としてまとめ上げることが求められるところである。

3．将来を見すえた税制抜本改革

社会保障給付の財源確保の観点からも、財政健全化の観点からも、今後わが国において税制抜本改革は必ず行わなければならないものである。世界の税制改革の趨勢を踏まえれば、我が国の税制は今後、所得課税から消費課税へ重きを移す税制改革が必要である。

⑴　消費税

以上のように少子高齢化社会において社会保障制度の持続可能性を高めるためには、安定財源の確保が不可欠であるが、条件としてはなるべく若い世代にのみこれ以上の負担が集中しないような仕組みが重要である。まず世代間再分配偏重から世代内再分配の強化が必要である。高所得の高齢者にはより多くの負担が求められるべきである。ただし、それだけでは、長期にわたる社会保障財源を確保することは困難であり、最終的には、安定財

源として消費税が期待される。

また社会保障の守備範囲の見直しも不可欠である。特に、情報の非対称性の低い介護や計画的に対応出来る部分のある年金における公私役割分担をすすめるべきである。

⑵ 所得税

格差拡大が問題視される中、所得税制の所得再分配機能の強化は、今後重視されることとなろう。この観点から言えば、所得税制におけるインセンティブへの影響と所得再分配機能のトレードオフを分析する枠組みが提示され、累進的な所得税制の妥当性が示された先行研究に示唆を得て、最高税率の引上げや、勤労所得税額控除の導入が望まれる。既存の生活保護制度や見直しが進められている最低賃金制度とも有機的に関連付けつつ、望ましい低所得者対策を検討していく必要がある。

⑶ 国際課税・法人税

国際課税については、国際的に協調して、租税回避防止のための努力を一段と強化していくことが強く求められる。法人税については、我が国の税制を所得課税から消費課税へシフトさせてゆくように、中長期的には機会をうまく見つけて法人課税の軽減を図ってゆくべきである。特に、我が国の地方税制が、諸外国に比べて顕著に法人課税に依存した構造になっていることは、早期に改めるべきである。ただ、財政状況の厳しい我が国にとっては、法人税の税率引下げ競争が過激化することの弊害は大きいため、我が国においては、法人税率の過剰な引下げ競争を防止すべく、東アジア地域の法人税の調和に向け、各国に積極的に働きかけていくことが望まれる。

４．法的拘束力のある財政規律の確立

昨年来の財政出動以降、財政の持続可能性に対する懸念が生じているもとでは、長期金利の上昇等、財政状況の悪化が経済にもたらすマイナスの影響の顕現化を回避するため、財政健全化に向けた具体的な道筋を明確にすることが求められる。前述した財政改革に関する各提言は、財政健全化のためにも重要である。

財政健全化に向けた制度的措置は、財政健全化目標など財政運営に関して、強いコミットメントが必要である。そのためには、法的拘束力のある財政規律を確立し、債務残高が無節操に累増しないようにすべきである。

財政健全化は、よりよい行政サービスを提供できる財政基盤を築き、持続可能なものにするために不可欠であることを、我々は忘れてはならない。

（社）日本租税研究協会財政経済研究会委員（敬称略　氏名50音順）

（平成21年11月 6 日現在）

座長　　慶應義塾大学総合政策学部総合政策学科教授　小澤太郎

嘉悦大学経営経済学部専任講師　和泉徹彦
お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授　大森正博
一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院准教授　國枝繁樹
慶應義塾大学経済学部教授　駒村康平（社会保障主査）
慶應義塾大学経済学部教授　土居丈朗（財政経済主査）
上智大学経済学部准教授　中里　透
専修大学経済学部教授　中野英夫
青山学院大学経済学部准教授　西川雅史
一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院准教授　林　正義
一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院准教授　山重慎二

わが国税務会計の商法依存と自立化

―歴史と展望―

専修大学商学部教授・一橋大学名誉教授・企業会計審議会会長

安藤　英義

Ⅰ．はじめに

日本租税研究協会の創立60周年記念大会という、大変名誉ある大会にお招きいただきまして、こういうスピーチをする機会を与えられましたことを、関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

報告の要旨につきましては、事前にご案内のときと全く同文でして、要するに、従来税法は、資本に関しては「商法依存」でずっとやってきましたが、皆さんご案内のとおり、会社法で随分資本概念が揺らいでしまいました。特に配当規制との関係での資本維持という点では、もうないに同然です。資本概念は崩壊しているという見方ができると思います。では、これから税法は何を頼りに資本概念を組み立てていけばいいのかということで、学会、それから税務会計を担当する教育の現場でも大変問題でして、教科書を書かれている先生方も大変悩んでおられます。

税務会計というと、範囲は別に資本概念だけではないのですけれども、所得計算、利益計算の基本にある「資本とは何か」ということは、税務会計の最も基本だと私は認識しております。その資本概念に関して、今言ったような最近の動向を踏まえて、これから何を頼りにすればいいのかということで、日本の会計制度は現在非常に揺れております。コンバージェンスが進行中ですし、また、去る６月には、企業会計審議会から意見書として、中間報告ですけれども、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書」が出ております。そこでは、2010年の３月期から、一定の条件を満たし、国際的財務・事業活動をしている上場企業の連結財務諸表についてIFRS（国際会計基準）を任意適用する。それから、その後強制適用に移るかどうか、強制適用の是非と強制適用する場合の対象企業の範囲については2012年をめどに最終決定

するとしています。もしもそこで強制適用を是とするという結論が出れば、2015年～16年ごろに強制適用が開始されます。もちろん全部ではありませんが、ごく限られた企業から入っていくと思います。一応、そういう会計制度をめぐる国際的な不確定要素もあります。その辺も触れながらお話をさせていただきたいと思います。

Ⅰ．商法における株式会社の資本概念の歴史

１．昭和25（1950）年改正前の商法―資本確定の原則―

昭和25（1950）年改正前の商法の時代は、資本確定の原則という概念で代表されるような制度でした。定款の絶対的記載事項に「資本ノ総額」及び「一株ノ金額」というのがありまして、そして、株式の総数は会社設立に際して発起人、又は募集により引き受けられることになっておりました。すなわち額面株式による総額引受主義であるということですが、これを資本確定の原則と言ったということです。言葉を代えますと、「まず資本あり」ということです。これがその後、昭和25年改正で授権資本制となって「まず株式あり」と変わっていくわけですが、この当時はまず定款に資本の額を書きます。これは資本金になりますが、資本確定の原則がまず行われておりました。

そして、法定準備金、当時はまだ「法定」という言葉は使っていません、準備金と言っていました。その後、法定準備金となって、最近は準備金に戻りましたが、言葉というのは揺れるのだという感じがいたします。準備金の財源の１つに額面超過金がありました。昭和13年改正後は、株式発行費を控除した後の額面超過金です。株式プレミアム、株式発行差金ともいいましたが、これを準備金の財源の１つにしておりました。

ところが、この額面超過金（当時の言葉を使っております）の性格につきましては、当時の商法学の通説は、これを必ずしも資本であるとは認めていないのです。これが面白いところです。会計学者は、商法は改正前、つまり、戦前から株式プレミアムを法定準備金にしているのだから、これは資本性を認めているのだというのが会計学者の通説だと思いますが、それに対して当時の商法学者は次のように言っています。当時の東大の岡野敬次郎教授と、松本烝治教授の説を紹介します。岡野教授は、その理由は、「これを準備金として積み立てる理由は、その１つは普通の業務執行の結果として生じたものではないということ。従って配当に当てるのは適当でない。差額を得る目的をもって、資本を増加しようとするのを防ぐことにあるのだ」と言っています。だから、必ずしも資本とは認めていない。それから、松本教授も「株主出資の性格を有しておって、会社の通常の収入と認むべからざるの故」と、これは原文そのまま読んでおります。「及び、超過額によって配当をなすために、みだりに資本増加をなすの弊害を防ぐ故とにある」。岡野教授、松本教授は全く同じ内容のことを言っております。このように通説は必ずしも資本であるとは認めていないのです。

２．昭和25（1950）年改正商法―授権資本／資本準備金―

昭和25年の改正商法で授権資本、資本準備金という制度が導入されました。この25年改正で、定款の絶対的記載事項に、従来の「資本ノ総額」に代えて「会社ガ発行スル株式ノ総数」が出てきました。これを一般に「授権資本」と言います。この授権資本の枠内で取締役会の決議により新株の発行が行われるということです。改正法はまた、額面株式のほかに無額面株式の発行も可能としました。このとき導入した無額面株式が、結局その後、今日のように額面株式を追い出してしまったという、１つの基礎がこのときできたのです。これは非常に大きなことです。

これはまた後に触れます。

会社の資本は、額面株式については発行済株式の株金総額、無額面株式については、原則として発行済株式の発行価額の総額とするとされました。ただし、無額面株式については、発行価額の４分の１、さらに設立時には最低発行価額を超える部分は資本に組み入れないことができるとされましたけれども、いずれにしても今申し上げたような資本の額の決定ルールができたわけです。

そして、法定準備金、従来の準備金ですが、これは利益準備金と資本準備金に分けられました。資本準備金として積み立てる５つの財源のうち、財産評価純益以外の額面超過金、無額面株式の払込剰余金、減資差益、及び合併差益は、いわゆる払込資本の一部であるということがいえます。

ここで財産評価純益、これは第288条ノ２第３号ですけれども、この条文を紹介しますと、「一営業年度における財産の評価益よりその評価損を控除したる額」という文言です。これが当時の資本準備金に入ったということです。これが会計的にも、学会でも、商法学者も含めていろいろ議論を呼びまして、やがてこれは昭和37年の商法改正で資本準備金から外されることになるのです。果たしてこれが資本なのかと。資本準備金と言っているわけですから、資本性を認定しているわけです。

この当時は企業会計原則が昭和24年にできておりますから、その影響を商法も税法も大変受けております。この資本準備金の５つの財源についても、これも実は企業会計原則側の意見書等の影響を受けて入ったというのが実際のようです。ところが、これも後で触れますけれども、税法は踊らされなかったのです。これを入れなかったのです。ですから、税法の方が先見の明があるといえるかもしれません。

３．昭和37年（1962）改正商法―払込資本による資本概念の確立―

昭和37（1962）年改正商法で、払込資本による資本概念の確立がなされます。この時の改正は大改正でして、一般にいう財産法から損益法へ計理体系をシフトさせたとか、いろいろなことがいわれました。繰延資産が出てきたり、引当金が登場したり、商法会計にとっては大改正でした。ここでは専ら資本について注目します。

この改正では、資本準備金については、その財源から財産評価純益（第３号）が削除されました。また、合併差益について、第288条ノ２第５号の例外規定として同条に第２項が追加されて、被合併会社の利益剰余金に相当する金額は、資本準備金としないことができるとなりました。それはともかく、ここで注目したいのは、資本準備金から財産評価純益を削除したことでして、これによって商法の資本概念、もう少し詳しく言うと資本金及び資本準備金、これをまとめてここで資本概念と言わせていただきますが、これは株主の払込資本によることが明確になりました。

利益の配当に関する規定（第290条１項）によって、資本金と法定準備金、換言しますと払込資本、すなわち資本金及び資本準備金と利益準備金は、配当財源から外されて維持されることが確立したのです。

４．確立した資本概念の存続

この確立した資本概念は、その後約40年間存続することになります。もう少し詳しく言いますと、昭和37年改正商法で確立した払込資本による資本概念は、後に述べる平成13（2001）年６月改正まで約40年間存続することになります。この間には、昭和56（1981）年改正商法で、資本金に関して額面価額主義から発行価額主義への変更があります。さらに、平成11（1999）年改正商法で、株式交換・株式移転の制度が、さらに平成12（2000）年改正商法で、会社分割の

制度ができました。これらの改正は、払込資本の資本金と資本準備金への配分に影響を与え、また、資本準備金となる項目を増加させました。しかし、払込資本による資本概念という点において変化はなかったといえると思います。

もう少し、この間のことをご紹介いたしますと、まず昭和56（1981）年改正では、株式会社の資本は、本法に別段の定めがある場合を除くほか、発行済株式の発行価額の総額とする。これが発行価額主義と私が先ほど言ったことです。無額面株式のほかに、額面株式についても原則として従来の額面価額主義から発行価額主義へと変わりました。「ただし、株式の発行価額の２分の１を超えざる額は、資本に組み入れざることを得。ただし、額面株式については券面額、会社設立に際して発行する無額面株式については５万円を超える部分に限る」ということになりました。これに伴って資本準備金の財源について、額面株式と無額面株式の区別なく、株式の発行価額中、資本に組み入れざる額とされることになりました。

平成11年８月の改正で、完全親子会社関係の創設のために、株式交換及び株式移転の制度が導入されまして、株式交換によって完全親会社となる会社の資本増加の限度額、及び、株式移転により設立する完全親会社の資本の限度額の規定が置かれました。これに伴って資本準備金の財源に株式交換剰余金及び株式移転剰余金が加えられることになりました。

それから、平成12年５月の改正で、会社が営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割、これには新設分割と吸収分割がありますが、その制度が創設されて、新設分割により設立する会社の資本の限度額、及び吸収分割により営業を承継する会社の資本増加の限度額の規定が置かれました。これに伴って資本準備金の財源に新設分割剰余金及び吸収分割剰余金が加えられたということです。

それで、株式交換、株式移転及び会社分割における資本或いは資本増加の限度額の各規定は、最高限度額と同時に最低限度額（額面株式を発行するときは額面総額）について定めております。この最低限度額については、通常の新株発行の場合と異なり、株式の発行価額の２分の１以上は資本に組み入れるとする規定の適用はないとされました。この辺から、資本概念の揺らぎの兆候が見られると思います。

これらの改正は払込資本の資本金と資本準備金への配分に影響を与え、また、資本準備金となる項目を増加させましたけれども、払込資本による資本概念という点において変化はなかったと言えると思います。

Ⅱ．平成13（2001）年６月改正商法における資本概念の揺らぎ ―払込資本から離脱―

１．改正の３要点

この時の改正は振り返って見ても資本制度についての大改正だったと思います。改正の３要点ということがよくいわれております。次の３つの要点から成る改正によって資本概念に大きな変化がもたらされました。

まずその１つは、自己株式の取得・保有に関する規制緩和であります。改正前は、一定の目的による場合を除いて、会社による自己株式の取得を原則として禁止していました。その規制が緩和されたということです。

２つは、株式の大きさに関する規制の廃止ということです。まず額面株式を廃止する。これが大きな出来事だったと思います。これは後でまた申し上げることになります。また、株式の発行価額の規制について、具体的には、会社設立に際しての発行価額５万円未満の禁止といったものが撤廃されました。

３つ目は、法定準備金の規制緩和といわれるものでして、その中で資本準備金の積み立て財源の規定から減資差益（第288条ノ２第１項第４号）を削除しました。さらに法定準備金の使

用について、改正前は資本の欠損の塡補、又は資本組入の場合に限ってこれを認めておりました。また、資本の欠損の塡補に際しては、資本準備金に対する利益準備金の優先使用を定めていました。改正法は、後者の使用順序の規定を廃止するとともに、新たに法定準備金の減少手続きを設けました。

2．資本概念への大きな影響

額面株式の廃止は､資本維持制度の核(コア)である資本金の基盤の喪失を意味することになります。改正前においては、額面株式の券面額には、額面株式の発行価額の最低限であること、及び、資本組入を要する最低限度であるという機能が存在しておりました。要するに、ぎりぎりの資本金のまさに基盤となる金額を示していたのですが、それがなくなってしまったのです。株式の大きさに関する規制の廃止に伴いまして、会社の資本について額面等に基づく規制がなくなると同時に、組織再編に係る資本或いは資本増加の限度額については、最高限度額の規制だけとなって、従来ありました最低限度額の規制がなくなりました。こういう影響が出るのが、額面株式の廃止なのです。

これに加えて、自己株式の取得は、払込資本の実質的な払い戻しであるといえます。また、資本準備金からの減資差益の削除、及び法定準備金の減少手続きの新設は、資本維持制度における払込資本からの離脱を意味すると私は思います。ということで、払込資本に基づく資本概念は大きく揺らいだというのが、この平成13年６月の改正商法です。わざわざ６月と言っているのは、この年には２回改正があったのです。確か11月にもう１回やっています。この辺から非常に目まぐるしく制度が動き始めたのです。

ちょっと雑談ですが、税法も変わりますけれども、大体年度ごとにきれいにいきますよね。商法も前は毎年なんてなかったのです。実は私は商法会計の研究で商学博士を取ったのですけれども、そのときに私に影響を与えてくれた先生が、「商法会計はいいぞ。大体10年に１度変わるから、資料もフォローできるし、考える時間がある」と言うのです。「それに比べたら税法は毎年だから大変だ」と言っていましたけれども、今の会計基準はそれどころではないです。もうぼんぼん出るでしょう。実施は大体ちゃんと何月期決算からとかやりますけれども、ぼんぼん出てきます。大変なことだと思います。このころから商法という六法の１つが、年に２回も改正することを始めたということです。改正をあまり頻繁に行うと権威がなくなるというのが私の持論です。

Ⅲ．会社法（平成17年７月公布）における資本概念の崩壊

会社法は平成17年７月に公布されて、平成18年５月に施行されました。この会社法における資本概念について、「崩壊」という言葉はちょっとショッキングというか、言いすぎかもしれませんが、私は崩壊と言えるのではないかということで使っております。

1．最低資本金、準備金の減少限度額の撤廃

新しい会社法では、最低資本金、従来１,000万円とありましたが、この制度が廃止されます。それから、準備金、すなわち従来の法定準備金の減少限度額、従来は資本金の４分の１でしたが、これも撤廃されました。これらによりまして、株主の払込資本を構成する資本金・資本準備金・その他資本剰余金の３つの区分について、総会決議と債権者保護手続きを経れば、相互間の金額の移動が自由になったということです。つまり、払込資本は、会社法では資本金か資本準備金かその他資本剰余金かと大きく３つになっていますが、これは所定の手続きを経れば相互間の移動自由ということは、極論すれば、資本金をゼロにしてしまって、全部をその他資本剰余金にすることも、実際それは手続きがうま

くいくかどうかは別として、制度的には可能であるという立て付けになったということです。

ただし、会社の純資産額が300万円を下回る場合には剰余金の配当はできないとされています。また、法務省令で、払込資本と留保利益、払込資本というのは資本金及び資本剰余金、それと留保利益すなわち利益剰余金の間の移動は禁止されておりました。改正前会社計算規則、これは今年改正されていますが、改正前は第48条～第52条からこの移動は禁止されます。今年の春に改正された会社計算規則ではこの禁止は解かれておりまして、また商法時代に戻ったということです。つまり、はっきり言えば、利益剰余金を資本金に組み入れることも可能になっているということです。でも、一時的とはいえ数年の間禁止された。これは歴史に残るかと思います。

2．新しい資本概念は不在

こういった300万円を下回ってはいけないとか、資本と利益の峻別ということが行われているわけですが、これらをもっても資本維持制度における資本概念は、平成13年６月改正商法以来の揺らぎの果てに崩壊したのも同然です。既に額面株式が廃止されている上に、最低資本金制度まで廃止されたのですから、これだけでも資本維持制度の根幹が失われたといえます。加えて資本金・資本準備金・その他資本剰余金の相互間の金額移動が比較的自由になったことで、払込資本をすべて配当可能な「その他資本剰余金」とすることさえ可能であります。こうなっては、資本維持制度における資本概念は、実質的にもはや崩壊していると言わざるを得ないと私は思います。

問題なのは、払込資本に代わる新しい資本概念が存在していないのです。乗り換えたのならいいのです。確定資本から授権資本にとか、そういうふうに概念で別の資本に移ったというのであればいいのですけども、何もないのです。これがますます不安感をあおるのです。普通こういうときは、こちらへ変わりますというので、例えば「今まで乗っていた船は降ります。では、その代わり横付けしているほかの船に移りましょう」というならいいのですけれども、それが与えられていないのです。そこが私は一番問題だと思います。これについては最後の方でも触れます。まさか資本確定による定款上の資本金にまた戻すわけにもいかないし、今のところ世界を見渡して払込資本に代わる資本概念はないというのが現状です。

ご注意いただきたいのは、貸借対照表を見ますと、資本金、資本剰余金、利益剰余金、これが株主資本となっています。従って、まだ資本概念があるのではないかというご意見があるかと思うのですが、これは表示上の問題です。私が言っているのは配当規制です。つまり、資本維持と結び付いた資本制度との関係で資本概念という言葉を使っています。表示上はちゃんと資本と利益は分けられています。それはいいのです。商法、会社法で重要なことは、配当規制との関係での資本概念です。何を維持するのだと。その維持すべき資本が今会社法ではがたがたになっているということです。つまり、剰余金の配当という概念で、剰余金には利益剰余金と資本剰余金が入っているわけですから、具体的にはその他資本剰余金、その他利益剰余金ですけれども、剰余金の配当という形でその他資本剰余金もその他利益剰余金も配当という概念でくくられているわけです。先ほど言ったように、払込資本のすべてをその他資本剰余金にすることも不可能ではないわけですから、そうしますと堅持すべき資本という概念は、会社法上はないと言っても言いすぎではないということです。ですから、表示と配当規制を一応分けて考えていただきたいと思います。

Ⅳ．資本概念の揺らぎ・崩壊の背景

では、どうしてこういう資本概念の揺らぎは

生じたのかという背景について考えてみました。平成13年６月改正商法以来の資本概念の揺らぎ、さらに崩壊の背景には幾つかの要因があります。私の見るところ、それには国内的な要因と国際的な要因があります。決して国際的な要因だけではないということです。

まず、国内的な要因ですが、これは直接的・短期的な要因と間接的・長期的な要因に分けて考えることができます。言ってみれば、波長の長いうねりと時節的な風による波が重なったと私は見ております。

１．国内における直接的・短期的な要因

平成13年６月商法改正のときに立法に関係した人が解説書などで書いておりますから、まだお耳に新しいかと思いますけれども確認します。

国内的な要因のうちの直接的・短期的な要因としては、当時の経済・産業状況があるということです。平成時代になってからの長引く不況の下で、企業の資本効率の悪化による資本余剰の傾向が存在しました。日本経済新聞社刊「全国上場企業日経経営指標」の各年版のデータを調べてみましたが、1981年３月期から2000年３月期までの20年間に、全業種平均値で、自己資本比率は18.80％から32.95％へと直線的に上昇します。他方、自己資本利益率は12.02％から0.90％へと、これはちょっと波を打つのですけれども、大幅に下降しております。このような経済・産業状況から、当時の新事業創出促進法は、平成14年11月改正段階ですが、最低資本金の規制、すなわち株式会社の1,000万円、有限会社300万円という規制に対する特例を設けました。このような最低資本金規制に対する臨時的な特例措置が、その後に成立する会社法における最低資本金制度の廃止につながったと見られます。

平成14年11月改正の新事業創出促進法について若干ご紹介します。これは最低資本金の規制に対する特例でありますが、その要旨は、所定の創業者が所定の期間内に設立する株式会社、又は有限会社について、最低資本金の規制は会社の設立の日から５年間適用しないというものでした。ただし、この特例に伴う債権者保護の担保措置として、開示の強化、配当など会社財産流出の防止が図られていることがありますけれども、いずれにせよ、商法上の株式会社の最低資本金1,000万円、有限会社法の300万円というのを５年間適用しないということをやったのです。

２．国内における間接的・長期的な要因

間接的・長期的な要因というのは、私の見るところ、戦後における株式会社の資本団体的性格、民法的に言いますと財団的性格の希薄化があります。これは２つの次元において見られます。１つは、昭和25年改正商法により、資本確定の原則が廃止され、授権資本制度が採用されたことです。会社設立時に資本額が確定した制度から、株式の発行に応じて資本額が決定する制度へと変化しました。これは換言すれば、まず資本ありから、まず株式ありへと変化したのです。これについてはすでに触れました。

要因の２つは、定款記載事項の１番目に会社の目的がありますが、その地位の変化です。会社の目的が記載されることの意味ないし機能の低下が挙げられます。すなわち、会社の「目的」外行為の効力についての解釈が、無効説から有効説、言い方を変えると制限肯定説から制限否定説へと変化しております。会社法学者の文献を調べてこういうことが言えることがわかりました。

財団法人について、目的は絶対的な地位を有してきております。これは今日でも変わっていないと思います。それを考えますと、株式会社というのは、会社です。会社というのは本来社団ですが、株式と付けているところに財団という性格があるのです。ですから、財団的社団というのが株式会社の本質だと思うのですけれど

も、その財団的性格においては目的が大事です。株式会社における目的の地位低下は、株式会社の資本団体的性格、民法的に言うと財団的性格の希薄化といえるかと思います。

これに関連して、目的の意味が薄らいできたということの証拠に使えるのが、先ほどの「新事業創出促進法」（平成14年11月改正）で代替措置として、つまり、債権者保護の担保措置として、開示の強化というのがあります。しかし開示すべき項目の中に会社の目的がないのです。では、何のために定款に目的を書かせているのか。裁判をやっても、目的がこうだから目的外行為は無効なんていう判例はもうない。では、何のためにそれを書かせているのかという気がいたします。

同時に、会社の名前も見ただけでは何をする会社だかわからない会社が増えてきました。鉄道で富士急行というのがあります。大月から出ています。昔は富士山麓電気鉄道と言っていたのです。小田急は小田原急行鉄道です。非常にわかりやすかったが、だんだんわからなくなってきて、あまり言うと関係者もいると思いますから言いませんが、会社の名前を見て何かわからない会社がたくさんあります。ですから、そうなれば本当は定款に書いてある目的というのが非常に重要になってくるのですけれども、今言ったように目的というのが、あまり裁判上意味がないといわれています。対外的には今はなくても、きっと社内的にはいろいろ生きているのかという気はいたします。

その目的に関しては、平成18年改正前の民法には、第43条に次のような規定がありました。「法人は法令の規定に従い、定款又は寄付行為で定められた目的の範囲内において権利を有し義務を負う」。非常にわかりやすい。ところが、平成18年改正で、公益法人制度改革３法にこれが置き換わって、今ではこれが削除されています。改正前民法にはこういう規定があったということです。ところが、営利法人である会社に関しては、鈴木竹雄先生、竹内昭夫先生の『会社法』という大変権威のあった昭和50年版の教科書ではこういうふうに言っています。「現在では判例上、一定の行為が定款所定の目的の範囲外と判断されることはほとんどなく、従って、定款所定の目的による能力・制限の原則は実質的に廃棄されるに至っているということができる」。その後も全然状況は変わっていないと思います。

３．国際的な要因

国際的な要因としては、私は何よりもアメリカにおける法定資本制度の廃止傾向があると思います。具体的に言いますと、1980年模範事業会社法（Model Business Corporation Act）、及びこれに倣った多くの州会社法があります。アメリカには連邦会社法というのはなく、50の各州に会社法があります。これは日本やイギリスと違うところです。この Model Business Corporation Act というのは、American Bar Association（アメリカ法律家協会）が作るものです。これ自体は何の根拠もないのですけれども、それをモデルに各州が会社法の改正をするのです。そっくり入れるなんてことはありません。バラエティに富んでいるから、アメリカは面白いところです。1980年模範事業会社法は大改正でありまして、法定資本制度を廃止してしまいました。つまり、会社法から、例えば資本金、資本剰余金とか利益剰余金など、資本絡みの配当に関係する諸概念を全部削除したということです。

資本維持型の配当規制をやめたらどうするのか。配当規制をするものがなくなってしまうではないかということですが、法定資本制度を廃止した場合、それに代わる債権者保護のための配当規制は、支払不能テストと貸借対照表（資産・負債）テストの組み合わせを採用するのが一般的です。資本維持型の配当規制に代わるこれらは、いわば破産法型の配当規制です。一気に破産法レベルまで下げるということです。つまり、支払不能テストでは、支払不能な状況での配当禁止とか、配当を行うことによって支払

不能に陥るという場合には、配当してはいけないということです。それに対して貸借対照表テストでは、債務超過状態での配当を禁止するとか、配当によって債務超過に陥るような配当は駄目だということになります。支払不能とか債務超過はいずれも破産法上の概念です。このように、ベースが破産法にあるような配当規制に変わっていくというのが世界的な動向です。1980年模範事業会社法も、結局そちらにシフトしています。

どうして1980年模範事業会社法で資本制度を廃止してしまったのかについては、後ほどご紹介したいと思います。

Ⅴ．商法の時代における税務会計の対応

これは商法依存と一言で言えるかと思いますけれども、一応ご紹介いたします。

法人税法による税務会計は、資本概念に関する限り伝統的に商法に依存してきました。このことは、昭和25年改正前商法における資本確定の原則、要するに定款上の資本金ですが、それによる資本概念の時代については完全にいえることです。また、25年改正後商法の授権資本制度における資本概念の時代についても、原則としてそういえると思います。原則としてと言ったのは、商法と税務会計で若干の差異が見られたからであります。すなわち、昭和25年改正の商法と法人税法に見られた合併差益（資本準備金）と合併減資差益金等（資本積立金）に差異がありました。及び同改正商法にありながら法人税法にはなかった財産評価純益（資本準備金）があります。しかし、後者の差異は昭和37年改正商法で解消し、長く続いた前者の差異、商法上の合併差益と税法上の合併減資差益金等の差異は平成13年改正法人税法で解消したと見られます。

前者の合併差益と合併減資差益金等の違いについては、昭和27年６月に企業会計審議会から出された税法と企業会計原則の調整意見書があります。これは非常に広範なものですけれども、その総論の中に「資本剰余金と利益剰余金の区別」というのがあって、その中に「合併差益」という項目があります。これが税法と商法或いは会計との違いに言及しているので、ちょっと紹介させていただきます。

「合併差益」という見出しの下で、資本剰余金（企業会計原則）及び資本準備金（商法）に計上されるべき合併差益と資本積立金（法人税法）に組み入れられるべき合併差益との差異について次のように述べています。「税法においては、合併法人の資本積立金に算入される合併差益は、合併差益の総額のうち、合併減資差益及び被合併法人の資本積立金からなる部分のみである。被合併法人の積立金からなる部分は、合併減資差益及び被合併法人の資本積立金からなる部分とともに非課税合併差益として取り扱われるが、資本積立金への組入れは、税法上認められていない。」「税法上においては、合併差益のうちに含まれる財産評価益を課税対象として捕捉する必要、ならびに被合併法人の課税積立金とその他の積立金とを区分する必要から、かかる分析を要求するのである。しかしながら、合併をもって現物出資に準ずるものと解釈するならば、……税法上においても、この（企業会計上及び商法上の）会計処理の方法を認めることが望ましい。」と言っています。結局、昭和27年の意見書が、平成13年の改正法人税でようやく生きたという感じです。

ここで注目されますのは、昭和25年改正商法の財産評価純益（資本準備金）を法人税法は資本積立金と認めず、後に商法がこれを削除したという、これは面白いと思います。このことから払込資本による資本概念の確立は法人税法が商法に先んじたと見ることもできるかと思います。

Ⅵ. 資本概念の揺らぎ・崩壊に伴う税務会計の独自化

1．平成13年改正法人税法における払込資本と留保利益の峻別

組織再編税制の創設及びみなし配当課税の改正が行われたこと等に伴って、資本積立金額と利益積立金額についての抜本的な改正がこのときに行われました。これは、株主等が拠出した部分の金額（払込資本）と法人が稼得した部分の金額（留保利益）を峻別し、両者を混同しないという考え方に基づく改正であり、資本積立金額と利益積立金額のいずれについてもマイナスが生ずることのあることが明確にされました。これは大きな改正だと思います。

商法上の利益又は（利益）準備金の資本組入額については、資本積立金額の減少とされ、従来のみなし配当から外されました。また、組織変更による資本の金額を増加させた場合には、その増加させた金額は資本積立金額を原資としたものとされました。このような払込資本と留保利益の峻別は、当時の商法会計に対する税務会計の独自化といえると思います。

2．平成18年改正法人税法における資本積立金額の概念の廃止

会社法の制定に伴う整備が行われ、資本の部の構成については、従来の「資本等の金額」を改称した「資本金等の額」及び「利益積立金額」とされるとともに、資本積立金額の概念は廃止されました。また、このときに、資本金等の金額及び利益積立金額の具体的な計算については、政令（法人税法施行令）に委ねられました。

資本積立金額の概念の廃止は、会社法に対する税務会計の独自化の象徴といえると私は思います。改正前の法人税法では、「資本等の金額」は「法人の資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいう」とされておりました。会社法が「資本」を「資本金」と改称したのに合わせて、改正法人税法は「資本等の金額」を「資本金等の額」と改称し、それは「法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう」と定義されました。「資本金等の額」の下位概念たるべき資本積立金額の廃止は、先に述べた会社法の資本維持制度における資本概念の崩壊に直面した、税法側の対応であると取れると思います。すなわち、会社法に依存するのをやめて、税法は払込資本による資本概念を「資本金等の額」の定義において明確化し、その細分化は必要なしとしたと解されます。

税務会計の会社法に対する独自化は、自己株式を取得した場合の処理、及び資本を払い戻した場合の処理についても見られます。税法は自己株式の取得、及び資本の払い戻しをいわば会社の部分清算と見ているといえます。また、会社法上は自己株式の消却の時点で行う処理に相当する処理を、税務会計では自己株式の取得の時点で行っております。

Ⅶ.「払込資本と留保利益の区別」の歴史と海外の現状

法人税法はしっかりと払込資本と留保利益の峻別の上に立って制度を構築しています。私はそれを堅持すべきだというのが結論です。そのためには、「払込資本と留保利益の区別の原則というのは歴史的に伝統があり、世界的に普遍性がある」と言いたいのがこのⅦ章です。まず、少し歴史をさかのぼります。どこまでこの原則はさかのぼれるかということです。

1．「払込資本と留保利益の区別」の歴史

⑴ 組合（人的会社）における資本の区分経理 ―払込資本と留保利益の先駆的区分―

19世紀までさかのぼります。これは面白いのです。たまたま私は昨年の秋に、税務会計研究学会の統一論題で報告しましたが、その準備の

ためにこれを調べました。調べていって、これは発見だと思いました。それは、組合とか合名会社においても払込資本と留保利益の区別ということを説くテキストが昔からあったということです。こうなりますと、払込資本と留保利益の区別というのは、別に株式会社になって株主の有限責任に対する債権者保護のためにと言われ始めるより前からあるということです。

1800年代から欧米の簿記・会計テキストの中に、組合会計において払込資本と留保利益の区分経理を説くものを見かけます。これは、後の時代に株式会社会計において定着する払込資本と留保利益の区別の先駆けと取れます。形の上だけではなく、その背景にある払込資本にのみ利子を付与するという当時の利子付与の慣習には、払込資本（資本金勘定の残高）は元本であり、留保利益（社員別個人勘定の残高）はそうではないという認識の存在がうかがわれるからです。

何点か紹介したいと思います。

われわれも組合とか合名会社の会計は大学で学んだ経験がありますが、日本では組合とか合名会社の会計で、払込資本と留保利益の区別なんて恐らく書いているテキストはないのではないかと思います。しかし、それには根拠があります。1494年の世界で一番古い簿記書であるL. Pacioli の『Summa』の中で簿記を紹介しています。ベニス式簿記です。その中に組合取引の処理というのがありまして、そこでは組合員別つまり出資者別の出資金勘定を設けて処理するということがいわれています。つまり、人名別の勘定を設けて処理しなさい。これは払込資本と留保利益を分けろというのと全く別の話でありまして、この系統が日本のテキストでも一般にいわれるものです。組合の簿記では、人名別に、組合員別の勘定口座で処理しなさいということです。

ところが、こういう流れとは別に、資本の区分経理が説かれております。実際、私が趣味にあかせて買った自分の書斎にある、ウィーンで1826年に出されたドイツ系の簿記書、『商人簿記学の理論的実践的教本』（ペッター著）に何か書いてあるかと思って見てみました。ここでは「多くの商会において、資本金勘定には払込資本を記入し、利子と利益配分額は社員別個人勘定に記入して、決算においても区分経理を維持している」と紹介しております。そして、その理由として、払込資本には毎年利子が付されるが、利益の配分で増加した各社員の資本部分には利子が付されないからであるとしています。利子が付されるということは、払込資本を元本と見ているということです。留保利益に相当するものは元本と見ていないということです。そういうことが言えると思います。

当時の利子付与の慣習を反映した資本の区分経理ですけれども、この利子付与の慣習というのは今日もあるようです。欧米の文献を見ていますと、同じような記述を散見することができます。今言った1826年の後ですと、1845年にアメリカで刊行されたフォスターという人の簿記の本にも見られます。それから、今日の英米の会計の本ですと、パートナーシップです。これは組合とも合名会社とも訳せます。パートナーシップにおける利子付与の慣習は今も続いていることが、英米の会計テキストの組合会計（Partnership Accounts）を見ると出てきます。

最近のものでは、2002年にイギリスで発行されたトーマスという人が書いた本で確認しております。以上が組合或いは人的会社における資本の区分経理についてです。

19世紀ドイツにおいて、株式会社以前に合名会社において資本維持を要求する商法草案が存在しました。これは、「社員の出資金（払込資本）は、会社設立の目的である事業を遂行するための基金であるから、社員間の関係において既に維持すべきである」という考えに基づいております。この考え方はフランスにおいても根強かったのであります。

この商法草案というのは、1839年の「ヴュルテンベルク」というドイツの一王国の商法草案

でして、合名会社における利益の計算と分配に関する規定の冒頭で次のように定めておりました。「出資財産を超えて生じた剰余すなわち利益は、財産目録の決算書（貸借対照表）に基づいて計算され、しかもそれは経常的営業を害さないで可能である限り引き出される」と言っています。つまり、利益は引き出していいと言っています。これは合名会社です。株式会社ではありません。このような純資産が出資財産を超える額を利益とする旨の規定は、「ヴュルテンベルク商法草案」において、株式会社についての規定にもあるのですけれども、それと全く異なるところはございません。これは調べてわかったことです。このことが合名会社においても払込資本の維持が意図されていたことを意味しております。繰り返しますが、社員の出資金は、会社成立の目的である事業を遂行するための基金であるから、社員間の関係において既に維持すべきであるという考え方があるということです。

フランスでは、著名な会計学者バタルドンという人が、1950年刊の『財産目録及び貸借対照表』という本で、人的会社における資本の維持を強調しております。この考え方はフランスの会社法にも見られました。すなわち株式会社は資本団体であるから、定款に定めた資本の金額は、会社の基礎を成すものであるという認識から、資本の増加と同様に、その減少ももともとは株主全員の一致した同意を必要とするとされていました。フランスの考え方は非常に古く、頑固でありました。今はさすがにこういうのはありませんが、当時はこうでした。これは、小島昌太郎著『比較株式会社形態論』という昭和33年に出された本に書かれております。

⑵　株式会社における資本維持の理念―払込資本と留保利益の区別―

ここでいよいよ株式会社のレベルに入っていきます。ヨーロッパでは1800年代前半に、商法・会社法において株式会社の資本維持制度が生まれました。具体的には、1838年オランダ商法が最初だと思います。これを引き継いでというか、

この考え方の延長に1843年のプロシア株式会社法があります。この資本維持制度、株式会社の資本維持の直接の目的は、株式会社の株主有限責任に対する会社債権者の保護にあったということです。これについては、解説書等でも言われてきまました。

もう少し言いますと、1838年のオランダ商法は、株主に対する確定利子の約定をまず禁止します。当時は、株主に対して確定利子を約定していたのです。まずそれを禁止し、それから、配当は利益からのみ支払われるということが、1838年のオランダ商法で規定されました。

次いで、1843年のプロシア株式会社法では、会社は定款上の資本金を株主への払い戻しによって減少してはならず、株主への分配に当てられる利益は、年次決算書上の剰余である旨を定めました。これが資本維持型の配当規制の最初です。それがだんだん精緻化していって今日に至っているということです。これがヨーロッパです。

アメリカでは、19世紀前半に会社法の判例、1824年の有名な信託基金理論といわれるJ. Story判事の判決ですが、そこで債権者保護のための資本維持という考え方がまず現れました。しかし、19世紀後半になりますと、資本維持は債権者保護より、まず株主（出資者）自身のためという判例や考え方が、W. W. Cookという人の1889年の本にはっきり出てきます。

1824年の判決はマサチューセッツ州の裁判の例ですけれども、ウッド対ダマー事件です。会社の配当規制の基礎である資本金、キャピタル・ストックについて、それは債務を弁済するための担保ないし信託基金、トラスト・ファンドと考えられるとする有名な判決が、Story判事によって出されたのであります。

先ほど言ったことをもう少し敷衍いたします。19世紀前半に見られた以上のような債権者保護のための資本維持という考え方に対して、19世紀後半になりますと、資本維持はまず株主、言い換えると出資者自身のためという当然の考え方が出てきます。当時のアメリカの会社法学者のCookは、資本金を次のように定義しております。「資本金（キャピタル・ストック）とは、会社の事業遂行のため、及び会社債権者の利益のために株主によって払い込まれた、又は払い込まれるべき金額として会社定款に定めた額である」。最初に「会社の事業遂行のため」と言ってから、「及び会社債権者の利益のため」と言っている。この順番が重要です。

Cookはこの引用文の脚注において多くの判例データを示しておりますが、その中で1870年の判決について、「会社の設立目的である事業のための基金又は基礎として株主により拠出された財産」云々というところを引用しているのです。Cookは1920年代に全6巻からなる会社法の大著を出しました。より豊富な判例データを示していますが、1923年刊の第1巻にある資本金の定義は全く変えておりません。つまり、会社事業遂行のため、それから、会社債権者の利益のためという順番、資本金の目的順位を変えていないのです。

わが国もばかにならないのです。大正初期（1910年代）に、上田貞次郎という当時の東京高等商業学校（一橋大学の前身）の教授が、「株式会社の場合に於て特に資本と利益との区別を明確ならしむる理由は二あり。其の一は株主の利害に関し、其の二は債権者の利害に関す」と、この順番です。まず株主自身のためだ、或いは事業のためだと述べております。これは、『株式会社経済論』という大正2年に出された名著においてです。これはすごいですね。こんなに短くてすばっと言っているでしょう。実はこれに引用注が付いていないのです。だから、どこから持ってきたのかと一生懸命探っていますが、わからない。いろいろな本を読んで自分で整理したというのが、私の今のところの推論です。

その続きを紹介します。2つの目的のその1、株主の利害について次のように述べています。「株主より見れば、会社がその資本を配当することは、会社設立の本意を没却する無意味の行

為と言わざるをべからす。何となれば、この場合において会社の財産はあたかもタコが自己の足を食らうがごとくに株主の食い尽くすところとなりて、会社の目的たる事業は衰退を重ね、ついに自然消滅に帰すべければなり。」と言っています。非常にわかりやすいです。

それから、これは直接関係ありませんが、実は上田貞次郎という先生は、この本の中で、日本で最初に株式プレミアム資本説を、従来の利益説に対して唱えました。この点でも、この本は非常に注目されているのです。これがきっかけになって株主プレミアム論争が、日本でも世界と同時にかなり高度な論争が繰り広げられます。昭和初期になって、やっと株式プレミアム資本説というのが会計学者に間で通説になったのです。そのきっかけは上田貞次郎という人です。大正２年は1913年ですから、世界的に見ても早い時期です。

それから次は、1930年代のアメリカにおいて資本会計で著名なマープルという人は、1936年の本で、株式会社における投下資本と留保利益、つまり、払込資本と留保利益の区別の必要性を述べております。

それからもう１つ、最後に1976年、比較的最近ですが、EC 理事会で採択された EC 会社法に関する第２指令です。その正式名称は「株式会社の設立及び資本の維持と変更に関し」、その次です。「社員並びに第三者の利益を保護する目的をもって」云々ときます。つまり、資本維持の第１目的は社員だと言っているのです。株主ということです。それから第三者すなわち債権者です。この順番を守っているのです。

続く前文でも、「会社の株主及び債権者の保護」といい、この順番です。株主、債権者の保護です。最低資本金規定の原案理由書においても次のように述べています。「資本は株式会社の設立の本質的な要素の１つである。それは社員間においては、その設立を可能ならしめる原始出資額を示し、また、会社と第三者の関係において担保財産を表すものである」。今言いました順番です。株主のためが第１目的、それから、債権者のためということです。

⑶ 財務会計における資本と利益の区別の原則：２つの次元

次は学会、特にアメリカで資本と利益の区別が、1930年代から会計原則として言われ始めました。ここには２つの次元があり、１つは、要するに期首資本と期間利益です。より正しくは、期末元入資本と期間利益です。すなわち、期間損益計算の立場からの資本と利益の区別です。もう１つが、私がずっと言っている、払込資本と留保利益の区別です。２つの次元がこの時代にいわれました。

簿記及び会計の歴史を研究したアメリカのリトルトンは、簿記及び会計に対する株式会社の重要な影響として「資本と利益の区別」を挙げています。まず、簿記に対するその影響として、期間的な資本と利益の区別に関して述べ、次いで会計に対する株式会社の影響として次のように述べております。「株式会社における中心的な会計問題は、配当可能な利益の額にかかわるものである。そして、本来これは、資本と利益の適切な区別を保つ問題である。株式会社が会計に最も影響を及ぼしたのはこの点においてである」。これは片野一郎訳『リトルトン会計発達史』から引用したところです。

それから続けて1930年代に AIA（アメリカ会計士協会）、これは AICPA（米国公認会計士協会）の前身ですが、そこが公表した複数の文書から、「資本と利益の区別」に関して次のことがわかります。これは結論です。まず、損益計算或いは損益計算書を重視する立場から期間的な資本と利益、わかりやすく言えば期首資本と期間利益です。その区別が第一義とされます。この結果として、超期間的な区別である資本（払込資本）と利益（留保利益）の区別は二義的であるという位置付けになっています。

次は AAA（アメリカ会計学会）です。1936年に公表された会計原則試案は、「資本と剰余

金」において「会社の資本について２つの主要区分が存することを認識すべきである。その２つは払込資本（paid-in capital）と利益剰余金（earned surplus）である。それぞれの区分の再分類は必要に応じて行われるべきである」としております。

２.「払込資本と留保利益の区別」の海外の現状

⑴ アメリカ

「SFAC：Statements of Financial Accounting Concepts」は、財務会計概念書と訳されますが、これは概念フレームワークです。企業会計基準委員会の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」と同格のものだと思っても結構です。ただ、日本のものは討議資料になっていますが、これはオフィシャルなもので討議資料ではないです。SFAC は現在、第７号まで出ています。それはともかくとして、その中で純資産、向こうでは equity すなわち持分といって、その細分を扱わないと言っています。第６号、パラグラフ62、或いは脚注の29においてです。つまり、概念フレームワークのレベルでは持分、日本で言うと純資産、或いは株主資本と言っていいのかもしれませんが、その細分は扱わないというのがアメリカの概念フレームワークのスタンスです。

「GAAP：Generally Accepted Accounting Principles」は、一般に認められた会計原則です。そのレベルでは「株主持分の２大区分は払込資本と留保利益であり、それぞれさらに細分される」と言っております。ですから、一般に認められた会計原則のレベルでは、払込資本と留保利益の区別が生きている。ただ、概念フレームワークのレベルになると、これを扱わないと言っているのです。概念フレームワークというのは、それ自体が具体的な会計基準ではありません。概念フレームワークの位置というのは、その後の会計基準の改廃に対して指針を与えるものであるし、或いは既存の会計基準の解釈において指針となるということです。それ自体は決して GAAP ではないという性格です。

次は会社法で、先ほど触れました1980年改正模範事業会社法は、法定資本制度を廃止しました。興味深いのは、法定資本制度をこれに倣って廃止した、或いは原則的に廃止した州会社法の増加傾向です。2008年12月時点で37州です。ということは、残り13州は法定資本制度を堅持しています。1985年６月時点では７州でした。それから、1993年12月で26州に増えました。ここで過半数に増えたのです。50州のうちの25を超えています。それで2008年12月で37州ですけども、実は私は時々調べていますが、2001年でも37州です。ということは、2001年から７～８年ほとんど変化がないのです。増えていないのです。つまり、資本維持制度、法定資本制度を廃止する州は最近では増えてなくて、むしろ13州はいまだに頑張っている。約４分の１でしょうか、頑張っているのです。これが面白いです。

これが全州で法定資本制度を廃止すると、かなり日本とかヨーロッパに影響があると思います。けれども、まだアメリカの会社法の文献でも、配当規制がいろいろあると今でもページを割いているのは、この13州が頑張っているからです。そうでなければ模範事業会社法の解説だけで終わってしまうのですが、そうはいかないということです。この13州は保守的だと言ってもいいかもしれませんが、資本維持型の配当規制をやめてしまうのは、やはりおかしいという意識がそこにはあるのかと思われます。

⑵ イギリス

次にイギリスを紹介いたします。1985年の会社法で、貸借対照表の書式を見ると、上から資産そして負債があって、次いで Capital and reserves という順番になっています。これは資本金及び剰余金ないし準備金ということになります。そのⅠが Called up share capital、催告済資本金です。払い込み及び催告済みの金額で、これが資本金です。Ⅱが Share premium ac-

count、株式プレミアム勘定で、株式払込剰余金です。ⅢがRevaluation reserve、再評価剰余金です。ⅣがOther reserves、その他の剰余金ないし準備金です。ⅤがProfit and loss account、損益勘定で、これは期間損益です。ここでわかるように、ⅠとⅡが払込資本です。Ⅲから以下が、再評価剰余金は微妙ですけども、払込資本とは違う位置付けをしているのです。きれいに資本と利益を分けているとは言えないかもしれないけども、少なくとも背後に資本と利益の区別の概念はあると思います。

同じように、ここでは紹介しませんでしたが、フランスでもドイツでもイギリスに似た分類を行っているのが現状です。

⑶ IASB（International Accounting Standards Board）

最後に、IASB（国際会計基準審議会）のレベルです。1989年４月にまだIASC（国際会計基準委員会）と言っていた時代の理事会が承認して、それが2001年４月にIASBという新組織になってからも同じ採用を決定している「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」の中に、次のようなことがあります。

第65項に、「持分は、第49項で残余として定義されているが、貸借対照表において細分されることがある。例えば株主からの拠出金、留保利益、留保利益の処分を示す準備金と、資本の維持修正を示す準備金は、別個に表示されることがある。こうした表示は、意思決定のための財務諸表利用者の要求に適合する」とあります。これは持分の細分を勧めているのです。ですから、IASBの概念フレームワークでは、払込資本と留保利益は最初に出てきますから、この分類は重要であるという認識だと思います。

それから、IAS、これは具体的な国際会計基準の第１号「財務諸表の表示」には、最終改正2008年11月ですが、「貸借対照表は、少なくとも、次の金額を表示する項目を含まなければならない」として、「(r) 親会社の株主に帰属する発行済資本及び準備金」とあります。これは日本で言うと払込資本と剰余金となります。一応こういう分類をしています。

最近、FASB（アメリカ財務会計基準審議会）とIASBが、コンバージェンスのために共同でいろいろやっていますが、「財務諸表の表示に関する予備的見解」というディスカッション・ペーパーが2008年10月に公表されています。それには、関係した文章として、「所有者持分セクションには、国際会計基準及び米国会計基準で、所有者持分の定義を満たす項目を含めなければならない」とだけ言っています。ですから、株主持分の表示について、大きな変化に向けた動きはないといえます。したがって、国際的に見ても払込資本と留保利益の区別というのは十分普遍性がある、というのが私の認識です。

Ⅷ. 資本に関する今後の展望

１．会社法における展望

わが国会社法においては、資本概念の崩壊に続いて近い将来、資本維持制度、言い換えれば資本維持型の配当規制が廃止となる可能性があります。その最大の根拠は、何といっても平成13年６月改正による額面株式の廃止です。

諸外国の会社法において額面株式を廃止した場合、同時に資本維持制度も廃止となる例が多いのです。具体例を挙げますと、1977年改正カリフォルニア州会社法、1980年改正の模範事業会社法、1993年ニュージーランド会社法などがこれです。これに対して額面株式を維持している場合、資本維持制度も維持しているのが普通です。これはヨーロッパ各国、イギリス会社法、デラウェア州会社法、ニューヨーク州会社法などであります。はっきりしているのです。額面株式を維持するかどうかです。ニュージーランドは、公会計でも最先端を走るし、面白い国です。イギリスの会社法改正がつい最近2006年にあったのですが、すごく揺れたようです。でも、

額面株式を堅持し、無額面株式については消極的態度を貫いて導入を見送ったのです。そのために、イギリス会社法は資本維持制度を残しているのです。

2．税務会計における展望

わが国の税務会計においては、払込資本による資本概念を堅持し、払込資本と留保利益の峻別を行っています。「払込資本と留保利益の区別」の原則は、企業会計原則の一般原則として定着しています。最近の企業会計基準第１号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び第５号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」もこの原則に基づいています。

会社法は、配当規制とは別に「会計の原則」として、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と定めています。法務省令（会社計算規則）に定める貸借対照表の純資産の部の表示は、企業会計基準第５号に倣っています。

米国 GAAP、EU 諸国の会社法、及び国際会計基準、具体的には IASB 概念フレームワークとか IAS ですが、それにおいても払込資本と留保利益の区別は健在です。したがって、わが国における会計基準のコンバージェンスの進行、さらに国際会計基準の段階的採用が行われたとしても、この方面への原則的な影響はないと私は見ております。細かいところは別です。大枠の払込資本と留保利益を分けるという原則については、こういうことが言えるのではないかということです。

このように会計原則として国際的に定着している「払込資本と留保利益の区別」の原則こそ、税務会計における払込資本による資本概念のよりどころです。法人税法における資本課税排除の理念に変わりがない限り、税務会計はこの資本概念を今後とも堅持していくに違いないと思います。

Ⅸ．補足

Ⅳ章の最後に言い残したことを補足します。

なぜ、1980年模範事業会社法が法定資本制度をやめてしまったかということです。この模範事業会社法を起草したアメリカ法律家協会会社法委員会のコメントによりますと、「額面と表示資本を基礎とする伝統的な資本制度は、今日では劣後的株主（普通株主を考える）に対する支払いから、債権者、優先的株主を保護する本来の目的に役立っておらず、しかもそれらが株主に対してある保護を与えると、株主が考える限りにおいて株主をミスリードする恐れがある」ということです。これは、とくに後半は、1912年、ニューヨーク州会社法で無額面株式が導入されたときの理由と全く同じです。法定資本制度廃止の背後には、要するに資本の減少手続きがすごくルーズであるということがあります。資本も利益もすべてその気になったら株主は配当できてしまう、ということもほかの本で紹介されています。ここでは、株式会社の資本維持について、念頭にあるのは債権者保護だけであり、出資者（株主）の立場が欠落しているのです。

以上、補足させていただいて、ちょうど時間となりました。ご清聴ありがとうございました。

【参考拙稿】

「会社法における資本概念の崩壊と税務会計」『税経通信』Vol.64　No.１，2009年１月
「「資本と利益の区別」起源考」安藤英義編著『会計学論考』中央経済社、2007年６月
「資本制度の揺らぎ－背景と展望－」『季刊企業と法創造』早稲田大学、2004年11月
「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『会計』164巻３号、2003年９月

企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法人税法の対応

●参加者（五十音順）

立教大学経済学部准教授　坂本　雅士
早稲田大学大学院会計研究科教授　品川　芳宣
成蹊大学経済学部教授　成道　秀雄
学習院大学法科大学院准教授　渕　圭吾
横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授　吉村　政穂

司会　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科国際経済法学専攻長
岩﨑　政明

はじめに

（岩﨑）　横浜国立大学の岩﨑政明でございます。租税法を専攻しております。本日は午後の部の司会を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。午後の部のテーマは、「企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法人税法の対応」というものです。このテーマにつきましては、2008年12月から日本租税研究協会内に税務会計研究会が組織され、そちらで議論を重ねてまいりました。

研究会は、租税法、会社法、会計学の研究者と企業実務に携わっておられる方との合同で、これまで月１回のペースで研究を進めてまいりました。現在まだ進行中ですけれども、このほど研究会の主査を担当しておられます渕先生と吉村先生により、中間報告書が取りまとめられましたので、本日はその中間報告書を基に、まず報告をさせていただいて、その後、パネルディスカッションをしたいと思っております。

まず、研究会の座長でおられます早稲田大学大学院会計研究科教授の品川芳宣先生から、中間報告書の概要につきまして、ご報告をお願いしたいと思います。それでは品川先生、お願いいたします。

総括

Ⅰ．税務会計研究会・中間報告

早稲田大学大学院会計研究科教授
品川 芳宣

中間報告の概要と性格

〔中間報告のテーマ〕

（品川）　それでは、私の方からお手元に配布させていただいております中間報告の概要と、その中間報告の性格等について、若干説明させていただきます。

既にご案内のように、税法と会計との関係に関しては長い間いろいろな議論が行われてきたわけでして、特に昭和20年代以降は半世紀余りにわたって、いわゆるトライアングル体制の下で、税法と会計との調整が主たるテーマとして

議論されてきたわけです。ところが、それは昭和の時代の話であって、平成に入って、その傾

向がかなり様変わりしてきているということは皆さん方もご承知のとおりです。

現在、このメーンテーマである企業会計基準のコンバージェンスについては、既に今年度からこれを選択する企業があるわけですが、それ以前の問題といたしまして、既に平成に入ってから国際基準との調和を図るため多くの会計基準が出されたということで、いわば日々国際基準化されているわけです。それが、2011年度には、すべての上場企業がコンバージェンスするという事態になっています。いわば予告されていた時代の中で、いよいよ黒船が上陸してくるというのが税法と会計との関係です。

よって、百数十年前に黒船が来航してきたときにいろいろな議論が噴出したのと同じような現象が、税と会計の中に起き上がっています。そういう状況の中で、今回租研が60周年記念をめどにご案内の研究会を設置したということは、非常に時宜を得たものであろうかと思われます。

私どもは、研究会のメンバーとして過去９回にわたっていろいろな議論をしてきたわけですが、その中身自体はいろいろな論争があるわけで、これを統一した方向に持っていくということは極めて困難です。そういう意味では、中間報告自体が問題提起に終わっているということは否めないかと思います。そのことは、現在、企業会計基準のコンバージェンスという内容自体、非常に不透明なところがあるわけです。既に、コンバージェンスは日程に組み入れられているわけですが、その組み入れ方自体に、いわゆる連結先行や連単分離だという議論があるわけです。

〔連結先行と連単分離〕

連結先行というのは上場企業のほとんどが採用している連結財務諸表に、まずコンバージェンスして、いずれその後に個別の財務諸表も続けばいいというイメージがあろうかと思います。その場合にも、その残されている個別は、いつそこに追いつくのか、或いは、残された企業の会計基準なるものは何を意味するのかというような議論があるわけです。

他方、連単分離は、上場企業の連結はコンバージェンスするが、それ以外は国内基準によるというものです。そもそもIFRSという国際基準は、言うならばオリンピックに参加するためのルールです。そうであれば、上場というオリンピック参加の企業は、その基準によらざるを得ないわけです。しかし、オリンピックに参加する必要のない、要するに資本市場に会社の株式を上場する必要のない企業にとってみれば、何もオリンピックルールを無理やりに強制されることもないではないかというわけです。よって、連単分離はあくまでも上場企業のための会計基準のコンバージェンスの問題であって、そうではない中小企業をはじめ、非上場企業にとってみれば、コンバージェンスは必要ないという考え方も当然あるわけです。

〔企業会計基準の現況〕

しかしながら、わが国の会計基準自体が、不明確な状態になっています。昭和24年に制定された企業会計原則は、昭和の時代にはわが国の会計基準の主体をなしてきたわけですが、先ほど申し上げましたように、平成に入って各種の会計基準が設定されています。しかも、かつては政府の機関である企業会計審議会が会計基準を作ってきたわけですが、それではもうコンバージェンスに対応できないということが指摘され、或いはそもそも会計基準なるものは政府が作るものではないというようなことで、民間団体の財務会計基準機構ができて、現在の企業会計基準委員会が発足しているわけです。企業会計基準委員会ができて、もう10年近くたつわけですけれども、一段と会計基準がたくさん出されているわけであって、国内基準といえども何を指すのかというようなところも、現在非常に不透明な状況にあるわけです。

先般、政府の企業会計審議会からもこのコンバージェンスの日程が発表され、そして、その発表段階では一応連結先行というような言い方で、いずれ単体の財務諸表もそちらの方に追い

つかなければならないというようなニュアンスで報告されてきているわけですが、それとても、残された企業がどう対応していいかということについて、必ずしも明確な指針があるわけではありません。言うならば、そういう企業会計基準のコンバージェンス自体が不透明な状況の中で、それに法人税法がどう対応するかということは、さらに厄介な問題であるわけです。

〔法人税法の対応〕

また、法人税法は、いわゆる確定決算を前提にしています。この問題は、追って議論する確定決算基準の是非はともかくとして、確定決算を前提にして法人税の課税所得が算定されていることには変わりはないわけであって、その基礎は、あくまでも確定決算、すなわち商事上の財務諸表作成、会社法上の利益計算に基づいて行われるわけです。例えば、減価償却の損金経理要件等も、あくまでも会社法上の利益計算と税法との関係が法人税法に規定されているわけであって、会計基準のコンバージェンスの後に会社法がどう対応するのかというような問題もあるわけです。

会社法に関しては、既に、平成14年に商法改正が行われ、従来、商法の本則に定められていた計算規定が、会計基準の国際化に対応すべく省令化されました。すなわち法務省の規則によって、いかようにでも変えられる仕組みがとられてきたわけです。その平成14年の法律改正においては、中小企業にとって、国際化の悪い影響（負担増）を及ぼさないような特段の措置を講じろという付帯決議が行われ、既にご案内のような中小企業の会計指針もできているわけです。

また、会社法の会社計算規則自体については、会計基準のコンバージェンスに対応するような姿勢ではあったのですけれども、最近の法務省の担当者の見解等、或いは会計基準委員会と法務省とのいろいろな非公式の会議等から漏れ聞くところによると、会社法上もそう簡単にコンバージェンスに右ならえというわけにいかないということです。会社法独自の計算方法があるということが最近明らかにされています。いずれにしましても、それらに対して法人税法がどう対応するかということは極めて厄介な問題です。

かといって、法人税法が全く対応していないわけではなくて、既に平成８年の税制調査会の法人課税小委員会の報告を受けて、平成10年以降の法人税法の改正は、企業会計と税との関係について、それぞれ分離傾向といいますか、税の独自性が強調されて、税法独自の法人税法の規定が設けられました。そうかと思えば、ここ７～８年は、会計基準の改正に合わせて法人税法が変わるということもあります。これも、ある意味では節操がないというか、哲学がないという点もなきにしもあらずですが、その方向性が必ずしも明確ではありません。

よって、こういういろいろな混沌とする状況の中で、法人税法がどう対応するかということについては非常に重要なテーマであって、昨年から１年足らずの間で議論しても、その委員会の議論自体も必ずしも１つの方向性が見出されたわけではありません。これは、まさに税法と企業会計が今抱えている問題が浮き彫りにされたということです。その点では、まさにこれは中間報告であって、この中間報告を得て、今後どういうように対応していくかということについて、皆さん方とともに研究していきたいというのが現状です。

〔中間報告の概要〕

内容自体については、ご案内の中間報告の目次にありますように、最初にコンバージェンスの実態を分析し、先ほど申し上げましたような会社法がどう対応してきたかということを整理し、そして、それらに対して法人税が対応する場合、まず租税政策の原理から見て、かかる会計基準の変化に対してどう対応していくかという議論と確定決算基準の関係を整理し、最近の税制改正動向の傾向を分析し、それらを踏まえて今後の対応のあり方等について、方向性・課

題について問題提起というような形で整理させていただいております。それらの内容については、各担当の先生方からご報告させていただきます。

（岩﨑）　続きまして、中間報告書の具体的内容につきまして報告させていただきます。学習院大学法科大学院准教授の渕圭吾先生と、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授の吉村政穂先生のお二人から個別の内容についてご報告をお願いいたします。

総括

Ⅱ．個別論点の検討

学習院大学法科大学院准教授　渕　　圭吾
横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授　吉村　政穂

はじめに

（渕）　学習院大学の渕でございます。今回、品川先生のご指導の下、この報告書の取りまとめを担当させていただきました。**中間報告３頁（本誌263頁）**以降を解説したいと思いますので、ご覧ください。内容面では、ここにおられる皆様はご存じのことばかりと思いますが、報告書の内容を紹介させていただきます。

１．企業会計基準のコンバージェンス

⑴　企業会計基準改正の経緯

まず１番の「企業会計基準のコンバージェンス」というところです**（中間報告３頁）**。「企業会計基準改正の経緯」ですが、日本における企業会計基準は2000年までは企業会計審議会等が定めた企業会計原則・会計基準があり、これに対して日本公認会計士協会が実務指針を定めていました。企業会計原則は企業会計処理の総合的指針でしたが、平成に入ってからは個別の会計基準の役割が大きくなりました。2001年からは企業会計基準委員会が会計基準等を定めているということです。

これに対して、国際的には、国際会計基準委員会が1973年以来活動を行ってまいりましたが、2001年以来、民間組織である国際会計基準委員会財団が指名する国際会計基準審議会が、国際会計基準の策定に当たって中心的な役割を担っております。その国際会計基準の中心が国際財務報告基準（IFRS）です。国際会計基準審議会はアメリカの会計基準設定の主体である財務会計基準審議会との間で会計基準の統合（コンバージェンス）の動きを進めてまいりました。

日本においては1990年以来、記載の25項目にわたる会計基準の改正、ないし制定が行われてきました。

⑵　企業会計基準改正の特徴

中間報告６頁、「企業会計基準改正の特徴」です。これについては研究会の中でもいろいろ

な意見が出ましたが、今回の報告では次のようにまとめております。

第一が国際基準との調和です。資本市場の国際化により、会計基準の国際的なコンバージェンスが進んでおります。わが国の会計基準も、この流れに沿って変化してきたということです。

第二が、企業財務の透明化という方向性です。投資家に対する情報提供を充実させるためにより多くの、また、比較可能性の高い情報が開示されるようになってまいりました。

第三に、損益計算から財産計算への力点の移行という方向性です。従来、適正な期間損益計算が企業会計の中核とされ、その中で取得原価主義が重要な役割を担ってまいりました。しかし、企業の所有する資産の含み益が投資家から観察不可能であることの弊害を除去するために、時価主義志向が強調されることとなってまいりました。もっとも、この時価主義志向は、あくまでも取得原価主義の枠の中で、その修正として位置づけられているということです。

第四に、先ほど申し上げたような設定主体の変更です。民間団体が会計基準の設定を担うようになってきたということで、それに伴って会計基準の変更が弾力化し、また、その内容も詳細なものとなってきております。

最後は5番目で、税法との乖離の拡大を挙げさせていただきました。かつてトライアングル体制と称して、企業会計原則、商法・法人税法の調整が図られてきましたが、近年、企業会計基準と会社計算規則が接近し、また、企業会計基準について国際的なコンバージェンスが強調されるに従って、税法との調整に関心がやや失われるようになってきているということです。

⑶ コンバージェンスの履行とその課題

3番目が「コンバージェンスの履行とその課題」です。これは皆様もご承知のことかとは思いますが、次のようになっております。企業会計基準委員会は国際会計基準審議会との間で取り交わされた「東京合意」にて、2011年6月を履行期限とした国際財務報告基準とのコンバージェンスを行うこととしました。これに先立ち、EUは日本の会計基準のIFRSとの同等性評価を行い、26項目の差異項目を指摘しております。しかし、近年の企業会計基準改正の結果、EUから指摘されたコンバージェンスの対象である26項目については、ほぼその作業は終了しました。

2008年12月に、EUの欧州委員会によって、わが国の会計基準が国際基準と同等であると評価されましたが、同等性評価というのはその一度きりで終わりというものではないので、コンバージェンスをさらに推進していくべきであると考えられています。ただ、そのコンバージェンスの対象であるIFRS自体が作られている作業の最中である、発展しているものですので、両審議会の公表する論点整理や公開草案等を見据えながら、わが国でも対応していく必要があります。

コンバージェンスの推進にはいろいろな考慮要素がございます。そのため、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を緩やかに解して、連結財務諸表についての会計基準について個別財務諸表に先行して改訂していくという連結先行の考え方が唱えられております。この6月に企業会計審議会が公表した中間報告でも、この考え方が述べられております。

さらに、日本の会計基準をIFRSに統合するのではなく、IFRSを直接日本の企業に適用しようという見解もございます。アドプションといわれるのがこれです（**中間報告7頁**）。この見解の下では、連結財務諸表の会計基準としてはIFRSを採用し、個別財務諸表の会計基準としては国内の独自の会計基準を用いるという考え方が出てまいります。いわゆる連単分理論というものです。この場合、公開会社の連結財務諸表をIFRS基準で作成し、個別財務諸表、会社法の計算書類の作成については国内の会計基準を用います。課税所得の算定、法人税は直接には会社法関係の法規制を前提にしているので、個別財務諸表系統の企業会計のみに接点を有し

ます。要するに、連結のIFRSの方とは直接の接点は持たないというふうな考え方もあります。

この議論を採用すると、従来の企業会計基準に変更を加えなくて済み、また、会社法の要求する会社計算書類の作成及び法人税法に基づく課税所得算定が国際会計基準の影響を受けなくなります。これをメリットと考えるならば、この議論は考慮に値するということになりますが、他方でこの議論に対しては永久に2つの基準が存在することで、会計基準の比較可能性が失われ、また、その両方の財務諸表を作るというコストが存在するのではないかという批判論もございました。

2．会社法（会計計算規則）の対応

⑴　平成14年商法改正

2番目に、租税の話の前に、会社法がどういうふうに対応しているかということです。平成14年の商法改正で、それまで商法典に置かれていた計算関係規定が省令に委任されることになりましたので、これによって計算関係規定のより機動的な制定・改変が可能になり、会計基準の改正等に弾力的に対応できることになりました。このため、証券取引法の会計と商法の会計の整合性が高まるということになりました。

⑵　平成17年会社法の制定と会社計算規則

続いて、平成17年に会社法が制定されました。その制定前には、会社を含む商人一般に対して商法32条2項が「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と定めておりましたが、そこで言う規定というのに商法32条1項も含まれると解されており、会計処理全般について公正な会計慣行の斟酌が要求されると考えられておりました。

会社法でどうなったかと申しますと、会計処理について「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うべきであることを定める規定が設けられましたが、これは従来の規定と同じ意味であると解されております。また、会社法を受けた会社計算規則3条もその用語の解釈及び規定の適用に関して「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない」としております。

⑶　中小企業の会計に関する指針

3番目ですが、**中間報告8頁**「中小企業の会計に関する指針」です。これは先ほど品川先生からもご紹介があったとおり、企業会計基準は元来、金融商品取引法に基づく財務諸表等の作成の基準ですが、原則として会社法に言う「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に当たるものと解されています。このため、利害関係者の範囲が限定されており、規模も小さい中小企業の従うべき規範としては必ずしも適当でないという面がございました。

こういうようなことは従来から言われていたのですが、最近では平成14年の商法改正の際に、ここに書いたような附帯決議がございまして、それを受けて、いろいろな団体が会計基準に関する報告書を出し、それが統合される形で中小企業の会計に関する指針というものが作成されたという経緯がございます。以上が会社法についてです。

3．法人税法の対応

⑴　課税所得算定の基本原則（租税政策の基本原則）

続いて「法人税法の対応」というところに入りたいと思います。法人税法が、そもそもコンバージェンスとか、そういう話を抜きに、それ以前にどういうふうな原理で企業会計との関係を考えていたかということをちょっと復習させていただきます。まず⑴「課税所得算定の基本原則」というところですが、法人税法はその課税標準を「所得の金額」と定めた上で、所得の金額の具体的内容を、益金から損金を控除した金額と定めております。この場合の「所得」というのは、一般的に包括的所得概念に基づくと解されているようです。

また、法人税法22条2項が益金の額に算入すべき金額として「無償による資産の譲渡、又は

役務の提供」から収益が生じることを定めておりますが、これはここに引用した判例のような趣旨であると考えられております。ただし、課税所得の算定上､租税政策その他の理由から｢別段の定め」というものによって修正が加えられております。

そこで、どういうような租税原則、又は租税政策が考慮されているかというと、まず公平の原則というのがございます。次のページですが**（中間報告９頁）**、それから中立、簡素ということが挙がっております。これは非常に抽象的なので、具体的にどうかということはここでは述べてはおりませんが、そういうものがあるということです。そのほかに経済政策、社会政策の目的のために租税が利用されることがあり、法人税法も利用されることがございます。それから、法人段階の課税と株主段階の課税の調整というようなことも考えなくてはいけないというようなことになっております。

⑵　確定決算基準の意義と機能

⑵の「確定決算基準の意義と機能」というところです。法人の課税所得算定においては、その期に企業が稼得した利益の額を基礎とするという基本的な考え方に加えて、減価償却費や引当金の繰入などの企業の内部取引について恣意性を排除する必要があることなどから、株主総会において報告・承認された商法上の確定決算を基本とするという、いわゆる確定決算主義がとられています。

その内容について、３点が挙がっております。これは後ほど坂本先生が詳しくお話しくださると思いますので、簡単に述べたいと思いますが、①についてはただの手続的な規定という見方もあるのですが、③と併せて見た場合には、課税所得が企業利益に基礎を置いて算出される以上、企業の採用する会計方法が不適正なものでない限り、企業利益を課税所得の基礎とすることが適当だとの考えに立脚するものといわれております。

③についても、だいぶ前のものですが、税制調査会の見解が引用されており、こういうような理解がされております**（中間報告10頁）**。読みますと、「税法において課税所得は、納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに、税法においては、企業会計に関する計算原理規定は除外して、必要最小限度の税法独自の計算原理を規定することが適当である」と書いてあるわけです。

②は、企業の判断によって左右される内部取引等に係る意思決定というのを確定決算に求めるという考え方です。これによって計算の真実性ないし客観性を担保し、もって課税の安定ないし法的安定性を得ることができるという趣旨で設けられており、それが損金経理であるといわれております。

ということですが、最近の税制改正でどうなったかということについては吉村先生にお願いいたします。

⑶　最近の税制改正の動向

〔基本的方向〕

（吉村）　それでは残りの部分につきましては、私、吉村よりご報告申し上げます。

⑶「最近の税制改正の動向」といたしまして、本報告書では平成10年度改正以降を取り上げて、分析の対象としております。このような限定を加えましたのは、確定決算基準に基づいて商法・企業会計原則と結びついていた法人税の位置づけというものが、これらの改正によって変化してきたと考えるからです。

この変化を基礎づけましたのが、平成８年に出されました法人課税小委員会の報告書であろうと思います。その報告書におきましては、**中間報告10頁**の後半から、かなり丁寧に取り上げておりますが、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ということが、わが国の法人税にとって必要であるということを基本的な方向として打ち出しております。その上で、企業業績を実態に応じて的確に把握し、課税すること

が重要だということを強調したわけです。

ページをめくっていただきたいのですが、**11頁**の最初になります。当然、このように法人税独自の立場から課税ベースの拡大ということが目的とされますと、企業会計原則、或いは商法との関係が問題となってきます。その際に強調されましたのが、法人税法固有の目的と商法・企業会計原則が有している目的・機能との違いということになってきます。その上で、**中間報告11頁**の頭に引用しておりますように、「法人税の課税所得は、今後とも、商法・企業会計原則にのっとった会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取り扱いとすることが適切と考える」と結論づけたわけです。

この言い回しからわかりますように、必ずしも確定決算基準というものを完全に放棄するということを述べたものではないのですけれども、法人税固有の観点から改正を行っていくのだという、両面をにらむような方向が打ち出されたということになります。

ですので、平成10年度税制改正以降におきましても、会計基準のコンバージェンス等の変化に対応いたしまして、申告段階での調整項目を少なくするための税制改正がたびたび行われております。しかしながら、法人税固有の目的というものに基づいた改正ということも行われておりますので、企業会計と税務会計との乖離を志向する改正と、調和を志向する会計が混在したものとなっております。

〔企業会計からの乖離〕

では、個別に税制改正の具体的内容を見ていきたいと思います。まずは企業会計からの乖離を志向する改正です。こちらは平成10年度税制改正におきまして、先ほど確認したところの「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方向に基づきまして、各種引当金の縮減・廃止ということが進められております。また、法人税法固有の目的として、客観的な所得算定ということを重視するといった観点から、従来、企業会計上認められていた選択的な会計処理を法人税法上廃止するといった改正も行われております。

また、**中間報告12頁**、②です。平成13年度税制改正におきましては、企業の競争力を確保し、企業の活力発揮のための組織再編というものを税制上阻害しないといった目的から、組織再編税制の整備が行われております。この際には、今申し上げましたような組織再編を阻害しないという目的から、税法上独自の適格要件というものが定義されまして、併せて課税繰延の際の取り扱いに関する細かな規定も設けられております。

この文脈でとらえられるものとして、平成14年度税制改正による連結納税制度の導入が挙げられると思います。これは税制が組織再編を阻害しないといったことと符合しているわけですが、企業のグループ経営が進展する中で、そのグループ経営の実態をとらえて法人税法の仕組みを用意していくということになります。

このように、組織再編税制や連結納税制度によって、税法固有の要件や処理が積極的に導入された結果、企業会計上の処理との乖離というものが大きくなっていくことになります。これに合わせて幾つかの微調整も行われておりますが、ここでは説明は省略します。

③ですが、平成18年度税制改正におきましては、会社法の制定が行われたことに対応いたし

まして、幾つかの税制改正が行われております。例えば資本の部を整備し、或いは役員給与の損金算入のあり方について、税法固有の観点から、これを整理するといったことが行われております。また、ストック・オプションの税務上の処理についても、併せて費用計上の特例を設けることが行われております。

また、企業会計上の処理との乖離として位置づけてよいものか、難しいところもあるのですが、平成19年度税制改正におきまして、減価償却制度の抜本的な見直しが行われております（**中間報告13頁**）。これは後に言及しますように損金経理要件を課した上での改正ということですので、乖離として明確に位置づけられるかというと疑問を持たれる方もいらっしゃるかもしれませんけれども、ここで取り上げましたように、いわゆる250%定率法のように、従来考えられていた会計上の処理とは異なった減価償却制度を取り入れております。

〔企業会計との調和〕

ハは「企業会計との調和」を志向する改正ということになります。こちらは平成12年度税制改正におきまして、いわゆる金融商品に関する会計基準が導入されたことにより、売買目的有価証券の時価課税というものが導入されております。

また、平成19年度税制改正におきましては、いわゆるリース会計の公表に伴いまして、リースの取り扱いを変更したり、また、棚卸資産の評価に関する会計基準の中におきまして、トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価評価ということが行われるようになりましたので、これに対応して時価課税の中に取り込むといった改正が行われております。繰延資産についても、細かな修正が行われています。

③ですが、先ほど指摘いたしましたように、法人税法としては客観的な所得算定を強調するということで、会計処理上の選択を認めることを嫌うというのがあったわけですが、こちらに示しております工事契約に関する会計基準によりまして、その選択、その恣意が抑制される、排除されるといったことが打ち出されましたことから、会計基準との整合性に配慮した税制改正が行われております。

4．コンバージェンスに対する法人税法の方向性

⑴ 企業会計との基本的関係

このような税制改正の動向、また、そのほかの商法や会計基準の動き、コンバージェンスの進行というものを受けました法人税法の今後の方向性といたしましては、**中間報告14頁**以下で検討しております。

まずは企業会計との基本的関係ということですが、15ページに示しておりますのは、法人税法中に設けられております課税所得算定のための規定がどのようにグループ分けできるのかということです。こちらは確認ということになりますので、説明は割愛いたします。

⑵ 確定決算基準

14頁は確定決算基準です。今までご説明申し上げましたように、会計基準におきましてはコンバージェンスが進行し、法人税法におきましては法人税法固有の観点から税制改正が進められるといったことになってきますと、企業会計と法人税法との距離が大きくなる局面も増えてくるわけです。

このように両者の差異が大きくなりますと、従来であれば認められた会計処理に基づく税法上の取り扱いが廃止され、その結果として税負担が増大するといった事態が起きてきます。或いは従来から利用されていた税法上有利な会計処理を継続し、その結果として企業会計のルールに従来よりも大きな負担をかける、いわゆる逆基準性の問題が大きくなるといった指摘も存在するところです。

こちらの確定決算基準の方向性につきましては、坂本先生から後ほどまた詳しく議論がありますので、ここではこの程度にして、各論に議論を進めたいと思います。

⑶ 個別問題

〔収益認識〕

個別問題の論点として、収益認識、及び利益概念について取り上げております。国際会計基準におきましては、現時点では、収益をいつの時点で認識するかという点につきましては、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が買い手に移転したこと、すなわち所有に伴うリスク、価値の移転ということに注目して、収益認識を行うということがうたわれております。そのため、現在の実現主義を中心といたします企業会計上の処理と、あまり差異はないのではないかと考えられます。

税務会計におきまして、収益認識基準といいますものは、法人税法22条４項を通じまして、公正処理基準を利用して収益認識を行うのだ、収益認識の時点を決定するのだということになっておりますから、この議論だけをとらえますと、法人税法にはあまり大きな影響を与えないように思われます（**中間報告15頁**）。

しかしながら、2008年12月にIASBとFASBとの共同プロジェクトの下に、「顧客との契約における収益認識に関する予備的見解」というものが出されております。また、これを受けた論点整理がASBJから９月８日に出されています。こちらの予備的見解で打ち出されている方向性としましては、従来の実現・稼得モデルから離れて、資産・負債モデルに基づいて収益認識を行うのだということになっております。すなわち、顧客との契約における企業の正味ポジションを議論の出発点としています。契約に基づいて権利と負債が発生するわけですが、それをそれぞれ評価して、その正味のポジションの増加がいつの時点で生じるのかといった観点から収益認識の時点を決するという枠組みになっているのです。

これがどのような方向で具体化されるのか、特にわが国がどのような形でそれを取り入れていくのかということは、まだ議論の固まっていないところであると思うのですけれども、従来の実現・稼得アプローチから資産・負債アプローチに収益認識モデルを転換していくときに、法人税法がそれをどのように受け止めるのかは大きな課題になると思います。この点は今後議論を深めていくべきところかと思います。

〔時価（公正価値）評価に伴う利得〕

また、これは、時価評価に伴う利得、いわゆる包括利益との関係をどうとらえるかという問題とも関連しているかと思います（**中間報告16頁**）。国際会計基準、或いはそれを受けましたわが国の会計基準におきましては、先に指摘がありましたように、時価評価の対象というものが拡大されております。そして、時価（公正価値）評価による利益が貸借対照表上、包括利益として直接計上されるといったことがあるわけですが、法人税法におきましては、評価益というものは特定の場合を除きまして、原則として益金の額に算入しないことになっております。その上で、先ほど申し上げましたような平成12年度税制改正及び平成19年度税制改正によりまして、売買目的有価証券及び短期売買商品については、例外的に時価評価損益を課税の対象にするといった仕組みになっているわけです。

従って、こちらの会計基準の動向のように、保有している資産、とりわけ金融資産について時価評価の対象を増大し、それを財務諸表に反映させるといった方向性と、法人税法の評価益に対する消極的な姿勢とが、どのように調整されていくかというのが今後の問題となるわけです。この報告書の中におきましては、やはり課税の確実性ということは重視されるべきであるといったことを指摘しております。

〔引当金・繰延資産〕

次に引当金・繰延資産です（**中間報告17頁**）。引当金につきましても、９月８日にASBJから論点の整理が出されましたが、法人税との関係ということになりますと、平成10年度改正によって大幅な引当金の整理がなされたことに見られるように、債務確定主義の徹底という方向性が一貫して進められております。そのため、現

行法において認められているのは貸倒引当金と返品調整引当金にすぎないといった状況にあるわけです。

この点、先ほど触れました法人課税小委員会報告書にありましたように、それぞれ機能が違うのだということを前提とすれば、このような違いにも合理性があるといった意見もあります。しかしながら、わが国におきましては欠損金の繰戻還付、或いは繰越期間といったものが他の先進諸国に比べて相対的に制限されているとも評価できる状況がありますので、将来の事業リスクといったものを現時点で把握する企業会計処理を、税務会計においても取り込む必要があるのではないかとの意見もあるところです。

また、繰延資産につきましては（**中間報告18頁**）、かいつまんで説明いたしますと、最後に指摘いたしましたように、企業会計に準拠した繰延資産のほかに、法人税法固有のその他の繰延資産というものが存在しております。このその他の繰延資産の外縁が曖昧であるという認識を前提として、課税の客観性を図るために、取り扱いの明確化を図るべきとの意見がありました。

〔減価償却制度〕

次の論点は固定資産です。固定資産につきましては、損金経理要件との関係が正面から問題になるところであろうと思います。まずは減価償却制度ですが、こちらは先ほど申し上げましたように、平成19年度税制改正におきまして、非常に政策的色彩の強い償却限度額の計算方法が認められるようになりました。

この意図された政策効果というものを重視した場合におきましては、損金経理要件を課していることによって、その政策効果が十分に実現できないのではないか、すなわち損金経理要件を廃止すべきではないかといった意見があるところです。また、これに対しまして、損金経理要件によって内部取引の信頼性・客観性が維持されているのだといった指摘もかねてからあるところです（**中間報告19頁**）。

〔減損処理〕

次に減損処理です。会計基準の方向性といたしましては、投資家への情報提供といった観点を強調して、資産の公正価値というものを財務情報として提供するとの方向が打ち出されております。これに対しまして法人税法上は、評価益と同じように、評価損も原則として損金算入を認めないということになっております。

この趣旨と申しますのは、もちろん法人税法上、実現主義が原則とされている、課税の確実性を要求しているということがあるわけですし、また、先ほど申し上げましたように評価益の益金算入を認めていない状況がありますので、いったん評価損を計上した後に、その資産価値が回復した場合、その回復した部分に対して課税をする途が現時点では存在していないという状況があるわけです。従ってこの問題、すなわち資産価値が回復した場合に、それを課税上どのように扱うかといった点が解決しない限り、評価損の議論というのは、現状のレベルよりも進めることは難しいのではないかといった意見がございます。

〔企業会計基準〕

次に企業組織再編成に関する問題です。この点は会計基準の動向として、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合につきましては、すべてパーチェス法による処理に統一されたという動きがあります。また、最近の議論として、のれんの償却が論点になっている状況があります（**中間報告21頁**）。

〔持分プーリング法の廃止〕

このそれぞれについての分析ですが、持分プーリング法が廃止され、パーチェス法の処理に統一されたということにつきましては、法人税法上は既に平成13年度税制改正におきまして、独自の組織再編税制というものを整備しているところです。そのため、このようにパーチェス法の適用範囲の拡大によって、税制上の対応が直接必要になるということはないのだろうと考えられます。

しかしながら、このことによって、企業再編税制上の適格要件とされた場合の「帳簿価額の引継ぎ」と、パーチェス法における「時価評価」の両者の乖離ということが決定的になり、それが問題になる場面というのが今後ますます拡大していくことになるわけですから、この処理をどのように行っていくかという問題が出るのだろうと思います（**中間報告21頁**）。

〔のれんの償却〕

のれんの償却につきましては、まだ議論が進行中というところもありますが、のれんの範囲と、のれんの償却方法ということが論点になるのだろうと思います。

法人税法におきましては、平成18年度税制改正におきまして、非適格組織再編、又は営業譲受けの場合における資産又は負債の調整勘定が制度として創設されております（**中間報告21頁**）。これは一面では企業会計上の処理と平仄をそろえるという意味も持っているところですが、この際に考慮される負債の範囲というのは、現在のところは退職給付負債及び短期重要負債というものが念頭に置かれているのみですので、今後、企業会計上（組織再編時に）認識されるべき負債との乖離が大きくなっていく際には、その調整を進める必要があるのではないかということを考えております。

また、のれんの償却ということですが、会計処理におきまして、のれんの償却というものが否定され、代わりに減損によって処理をしていくということになったといたしましても、税法上はやはり税務計算の確実性・客観性を確保する必要性がありますので、現状のように一定期間を区切った上での均等償却とする方法が望ましいのではないかと考えられます。

以上、飛ばし、飛ばしになってしまいましたけれども、中間報告書のご報告ということになります。

（岩﨑）　ありがとうございました。ただ今ご報告がありましたように、企業会計や法人税法は、これまで国際会計基準をにらんで、何回も改正を加えてきたわけですが、それでもなお調整がついていない問題点があるというご指摘が最後にあったところです。特にその調整がまだついていない問題点のうち、主要なものにつきまして、これから会計学の観点から検討を加えていただきたいと思います。

まず、法人税法上の確定決算主義というのが国際会計基準の下でも機能し続けることができるのかどうかという問題点につきまして、立教大学経済学部准教授の坂本雅士先生からご報告をお願いいたします。

各論

Ⅲ．確定決算主義

立教大学経済学部准教授
坂本 雅士

はじめに

（坂本）　立教大学の坂本でございます。このたびは報告の機会を与えていただき、ありがとうございます。

私に与えられたテーマは「確定決算主義」です。国際財務報告基準（IFRS）への税務上の対応を確定決算主義の視点から論ずることが私に求められている役割だと認識しております。

1．報告の目的

「報告の目的」はこの2点となります（**資料1**）。

資料1

報告の目的

- 主要国における会計と税務の関係、IFRSへの対応を整理
- 日本における会計制度の現状を確認

⇒ 確定決算主義に係る論点を明らかにする。

まず、主要国における会計と税務の関係、IFRSへの対応を整理いたします。日本の確定決算主義と同様な課税所得の計算構造を有するドイツやフランスにおけるIFRSへの対応は、今後のわが国の会計と税務の関係を考える上でも有益な示唆を与え得ると言えます。

次に、日本の会計制度の現状を確認いたします。本年6月には金融庁企業会計審議会・企画調整部会からIFRSの取り扱いについて「中間報告」が公表されました。中間報告を整理し、関連諸法制へのインパクトをはじめIFRS導入の影響について考えてみます。

以上、2つの視点からの検討を通して、最後に確定決算主義に係る論点を明らかにしたいと思います。

2．確定決算主義の意義

まず、今回の報告テーマである確定決算主義について、その意義と採用論拠を確認しておきます（**資料2**）。

資料2

いわゆる確定決算主義の意義

① 課税所得計算において，決算上，費用又は損失として経理されていること（損金経理（法人税法第2条第25号））等を要件とすること。
② 別段の定めがなければ，「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（公正処理基準）に従って計算すること（法人税法第22条第4項）。
③ 確定した決算に基づき課税所得を計算し申告すること（法人税法第74条第1項）。

税制調査会法人課税小委員会[1996]『法人課税小委員会報告』

確定決算主義については、法人税法74条1項の規定、すなわち、「確定した決算に基づき…申告書を提出しなければならない。」という条文がしばしば引き合いに出されます。それに対して、同項は申告の仕方に関する手続き的な規定にすぎないという批判もあります。

確定決算主義にはさまざまな捉え方があるわけですが、本報告では、いわゆる確定決算主義を広い意味での課税所得の算定方法と位置づけて、その内容として次の3点を挙げることとします。

まず、課税所得計算において損金経理等を要件とすることです。2点目として、「別段の定め」がない場合には公正処理基準に従い計算することです。3点目として、確定した決算に基づいて課税所得を計算し、申告することです。

3．確定決算主義の論拠

次に確定決算主義の採用の論拠ですが、ここでは代表的なものを幾つか挙げておきます（**資料3**）。

最も大きな理由は、税務行政の便宜のためです。企業利益を基礎として、それに税法上必要

資料 3

確定決算主義の論拠

- 課税の簡便性ないし便宜性が得られる。
- 確定した決算に表明された企業の意思を重視することにより計算の信頼性ないし客観性を担保し、もって課税の安定ないし法的安定性を得ることができる。
- 商事上の利益を増加させ税務上の所得を縮小させるという企業の恣意的な利益計算を抑制する機能を有しており、利益計算の真実性、確実性の保障に役立つ。

な修正を行うということは、税法においても必要な部分修正事項だけを規定すれば良いということになり、課税の簡便性ないし便宜性が得られることとなります。その他にも、「企業の意思を尊重する」といった点や、「企業の恣意的な計算を抑制する」ことなどが挙げられます。

4．諸外国の課税所得計算における確定決算主義的視点

〔イギリス〕

ところで、今確認しました確定決算主義ですが、このような視点は諸外国においても存在しています（**資料 4**）。

まずイギリスです。時間の関係もございますので、細かい説明は省略させていただきますが、財政法（Finance Act）には「課税所得は、一般に公正妥当と認められた会計実務（UK GAAP）に基づく会計を基礎に計算しなければならない」と謳われています。これはわが国の公正処理基準の規定に相当すると考えることも可能です。ただし、損金経理要件はありません。

〔アメリカ〕

アメリカにも同様な視点は存在しています。イギリス同様、会計と税務が分離している、いわゆるセパレートシステムの代表的な国のように思われていますが、アメリカの内国歳入法（IRC）には、「会計方法の総則」として、課税所得計算の企業会計への準拠性が謳われています。これは Book Conformity Requirement と呼ばれています。この場合の Book とは帳簿を意味し、会計帳簿と納税申告書とで用いられている会計方法が一致することを要請しています。

また、極めて限定的ではありますが、アメリカにも損金経理要件が存在しています。よく知られている後入先出法（LIFO）です。これは LIFO Conformity Requirement と呼ばれています。

〔ドイツ〕

慣習法系の国が続きましたから、ここで成文法系の国も取り上げたいと思います（**資料 5**）。例えばドイツですが、ご存じのとおり基準性原則がございます。基準性原則により、商法（HGB）上の計算に含められた項目及び金額が、課税所得計算においても適用されます。商法における会計規制が税務に対して優位に立っており、商法と税法が密接に結びついているこ

資料 4

諸外国の課税所得計算における確定決算主義的視点①

- イギリス
「課税所得は，一般に公正妥当と認められた会計実務（UK-GAAP）に基づく会計を基礎として計算されなければならない。」（FA2002. § 103）

- アメリカ
会計方法の総則；“Book Conformity Requirement”
「課税所得は，納税義務者が帳簿記入を行うに際し（in keeping his books），規則的に採用している会計方法に従って計算されなければならない。」（IRC § 446(a) ）
“LIFO Conformity Requirement”（Reg. § 1.472-2(e) ）

資料 5

諸外国の課税所得計算における確定決算主義的視点②

- ドイツ
基準性原則；「法律の規定に基づいて記帳を行うこと，および定期的に決算書を作成することが義務づけられている事業主，またはそうした義務なしに記帳し，定期的な決算書を作成する事業主は，事業年度末に，商法（HGB）上の正規の簿記の諸原則（GoB）に従って表示されるべき事業用資産を計上しなければならない。」（所得税法第5条第1項第1文）

- フランス
「企業は税基準と相容れない場合を除き、プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）により規定している定義を重んじなければならない。」（CGI,art.38-4）

とが確認できます。

〔フランス〕

同様の状況にあるのがフランスです。商法典（Code du Commerce）が概括的な会計規定を定めるにとどまっており、会計実務への適用指針となっているのが、この条文にもありますプラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）です。租税一般法（CGI）においてもPCGの規定を重んじなければいけない旨が謳われており、商法と税法における会計規制がPCGによって共通的に規制されています。

〔主要国のまとめ〕

以上、主要国における会計と税務の関係について概観しました。そこから次のことが明らかになります（**資料6**）。

資料6

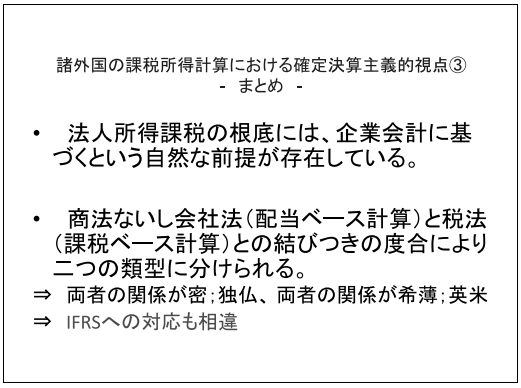

まず、法人所得課税の根底には、企業会計に基づくという自然な前提が存在していることが確認できます。どこの国にも日本の確定決算主義と同様な視点を見出すことができるわけですが、所得を課税ベースとしている限り、これは当然のことかもしれません。

また、税務に関係する会計が直接には商法（会社法）であることに着目して両者の関係を考えた場合、ドイツやフランスのように商法と税法が密接に結びついている国と、アメリカやイギリスのように結びつきが弱い国とに分類することができるかと思います。

ここで結論を先取りしますと、どちらの類型に属するかにより、IFRSへの対応にも相違が見られます。この点について連結財務諸表と個別財務諸表、いわゆる連単財務諸表の関係という視点から確認していきます。

5．IFRS導入と連単財務諸表の関係

〔イギリス〕

まず、こちらがイギリスです。

資料7

IFRSへの対応（会計基準の適用関係）①　-イギリス-

	ロンドン証券取引所（AIMを含む）上場企業	PLUS上場企業・非上場企業	
		小規模企業以外	小規模企業
連結財務諸表	IFRS	IFRS or FRS	IFRS or FRS or FRSSE
個別財務諸表	IFRS or FRS	IFRS or FRS	IFRS or FRS or FRSSE

※ IFRS＝EU版IFRS　FRS＝UK-国内基準　FRSSE＝UK-中小企業向国内基準

※ ロンドン証券取引所；EUの制対象
AIM；新興企業を対象　PLUS；小規模企業を対象

会計基準の適用関係は**資料7**のようになっています。イギリスには大まかに3つの会計基準が存在しています。IFRS、自国の基準であるFRS、中小企業向けの基準であるFRSSEです。また、市場も大まかに3つ存在しています。EUの規制対象となるロンドン証券取引所、新興企業を対象としたAIM、小規模企業を対象としたPLUSです。

ロンドン証券取引所とAIMについてですが、連結財務諸表はIFRSによって作成されます。EUの規制対象はロンドン証券取引所のみですが、AIMは2007年以降、自主規制によりIFRSを強制適用しています。それに対して個別財務諸表はIFRSとFRSの選択適用となっています。両者は近年のコンバージェンスによって、その差異は小さいものの2つの会計基準が存在することとなります。従って、課税所得についてもIFRSをベースとする課税所得とFRSをベースとする課税所得の2つが存在することとなります。この点は興味深い事実ではありますが、課税の公平の観点からは問題だと言えます。

続きまして、PLUSと非上場企業についてで

すが、ご覧いただきましたとおり、IFRS、FRS、FRSSE の 3 つが存在しており、企業規模に応じて会計基準が重層化しています。

〔ドイツ〕

次に、ドイツの会計基準の適用関係です（**資料 8**）。ドイツの会計基準には IFRS と、商法の計算規定である HGB があります。上場企業の連結財務諸表は IFRS により作成されます。それに対して個別財務諸表は HGB で作成されます。個別財務諸表は配当や課税所得計算の基礎として位置づけられており、IFRS を用いることは不適切であるという考えによります。なお、個別財務諸表を IFRS で公表することも可能ですが、その場合でも HGB による作成は必須となっています。

資料 8

IFRSへの対応（会計基準の適用関係）②　-ドイツ-

	上場企業	非上場企業
連結財務諸表	IFRS	HGB or IFRS
個別財務諸表	HGB （＋IFRS公表可）	HGB （＋IFRS公表可）

※　IFRS＝EU版IFRS　　HGB＝商法の計算規定

（参考）　BiLMoG（貸借対照表法現代化法）; 2009年3月成立

⇒　HGBのIFRSへの接近、中小企業への規制緩和

[IFRSへの対応 ; 連単分離]

非上場企業ですが、連結財務諸表には IFRS と HGB の選択適用が認められています。この理由は、たとえ非上場企業であっても国際的な活動をしている場合には、IFRS に準拠した連結財務諸表を作成した方が有利なケースが想定されるからです。個別財務諸表の取り扱いは、上場企業と同じです。結果として、個別財務諸表と連結財務諸表とで用いられる会計基準が異なり、いわゆる「連単分離」になっています。

しかし、連単分離とは言っても、IFRS の影響が個別財務諸表へ及んでいないわけではありません。ドイツでは HGB と IFRS のコンバージェンスの観点から、BilMoG（貸借対照表法現代化法）が検討されました。これは HGB を IFRS に近づけるという形での改正ですが、同時に中小企業への規制緩和を盛り込んでいます。

〔フランス〕

最後に、フランスの会計基準の適用関係です（**資料 9**）。フランスの会計基準には IFRS と PCG の 2 つがあります。また、資本市場としては EURONEXT が国際資本市場として存在しています。さらに、規模は極めて小さいものの、国内資本市場として性格づけることができるマルシェ・リブレ、マルシェ・アルターネクストという市場も存在しています。

資料 9

IFRSへの対応（会計基準の適用関係）③　-フランス-

	EURONEXT上場	EURONEXT以外
連結	IFRS	IFRS or PCG
個別	PCG	PCG

※　IFRS＝EU版IFRS　　PCG＝会計実務への適用指針

※　EURONEXT以外の資本市場
マルシェ・リブレ（Marché Libre）; 中小企業向けの資本市場
マルシェ・アルターネクスト（Marché Alternext）
; ベンチャービジネス向けの資本市場

[IFRSへの対応 ; 連単分離]

連単財務諸表の関係を確認いたしますと、EURONEXT へ上場している企業の連結財務諸表は IFRS に準拠して作成されます。その他の市場に上場している企業や非上場企業については、IFRS と PCG の選択適用となっています。個別財務諸表は PCG で作成され、やはり連単分離となっています。これは配当や課税所得計算との関係、あるいは中小企業に対する影響からで、基本的にドイツと同じ理由です。

ただし、連単分離とは言っても、PCG を徐々に IFRS へ近づける形での改正が近年行われており、IFRS の影響は個別財務諸表へも及んでいるといえます。

〔IFRS への対応のまとめ〕

ここまでの報告を整理いたしますと、商法ないし会社法と税法との結びつきの程度によって、IFRS への対応も相違していることが確認できます。商法と税法との結びつきが強いほど、個

別財務諸表を配当や課税ベースを把握する手段として機能させる傾向が強まります。ドイツやフランスではIFRSの影響を個別財務諸表へ及ぼさないために連単分離という対応がなされたと考えられます。反対に、商法と税法の結びつきが希薄であればあるほど、個別財務諸表にはそのような機能を期待しなくなります。従って、個別財務諸表をIFRSで作成することも可能になるのではないかと感じています。

6．日本における会計制度の現状

次に、日本における会計制度の現状について確認していきます（**資料10**）。

資料10

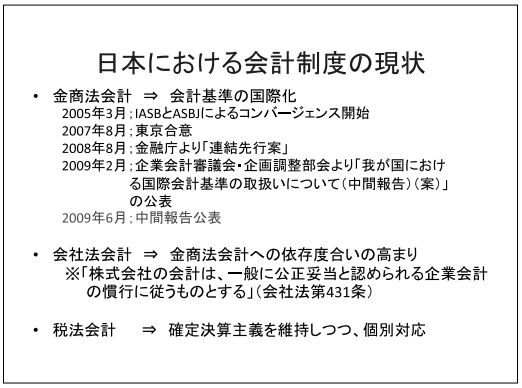

わが国では、しばしばトライアングル体制と呼ばれてきたように、金融商品取引法、会社法、税法が密接な関係を維持してきました。それが最近では、金商法会計では会計基準の国際化が、IFRSへのコンバージェンス、或いはアドプションといった形で急速に展開し、本年6月には中間報告が公表されています。また、会社法会計は金商法会計への依存度を高めています。これは会社法第431条の立法趣旨からも明らかです。

それでは、税法がどのように対応しているかというと、会計基準の変化に対して個別に対応している状況だと言えます。

IFRSに対する税務上の対応を検討するに当たっては、まずIFRSをどのような形でアドプションするのかを確認しておく必要があります。

7．企業会計審議会「中間報告」の骨子

資料11が中間報告の骨子です。中間報告では2010年3月期からの任意適用を謳っています。なお、任意適用時には、個別財務諸表にはIFRSを適用しません。この場合の連単財務諸表の関係は、次のようになります。

資料11

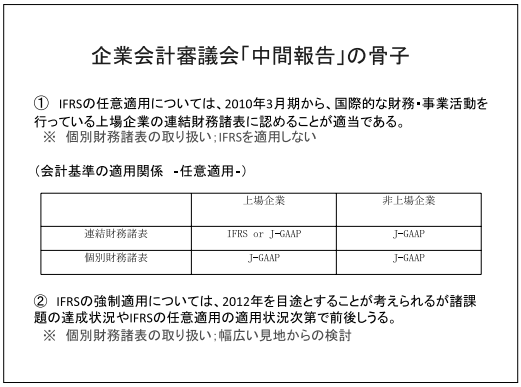

上場企業の連結財務諸表はIFRS、又は日本基準（J－GAAP）のいずれかで作成されることとなります。従って、連結財務諸表をIFRSで作成した場合には連単分離となります。

次に強制適用については、その是非の判断時期は2012年を目途とすることが考えられるが前後し得る、とされています。なお、個別財務諸表の取り扱いは、「幅広い見地から検討を行う必要がある」と述べるに留まり、現段階における明言を避けています。

8．IFRSと連単財務諸表の関係ー検討の視座ー

今後IFRSをどのような形でアドプションするかにより、税務上の対応も変わってくるわけですが、これは個別財務諸表へIFRSの影響がどの程度及ぶかという問題でもあります。連単財務諸表の関係をどのように考えるかということは、税というよりは、むしろ会計領域におけるIFRSへの対応とも言えますが、その際の検討の視座を幾つか挙げてみました（**資料12**）。

資料12

IFRSと連単財務諸表の関係　-検討の視座-

- 税務上の対応を考える前に、連単財務諸表の関係と税法への影響を整理（影響を小さくする選択肢にはどのようなものがあるのか）
- IFRSは、いわば大企業の問題。その裏には圧倒的多数を占める中小企業の会計をどうするのかという問題がある(中小企業に影響を及ぼさないこと)
- 連結先行と連単分離
  - ※ コンバージェンスの行方
  - ※ 個別財務諸表への影響
    - ⇒ 連結先行の場合は確実に、連単分離の場合には（その事実に理的な解釈が与えられないとしたら）いずれ個別財務諸表へもIFRSの影響が及ぶ。

資料13

IFRS導入と確定決算主義　-まとめ-

- 確定決算主義は廃止か存続という二者択一の問題ではなく、程度の問題である。
  - ⇒ 諸外国にも、程度の差こそあれ確定決算主義的視点は存在
- 連結財務諸表が個別財務諸表に基づいて作成される以上、個別財務諸表へもIFRSの影響が及ぶこととなる。
  - ⇒ ① 企業規模による会計基準の重層化の可能性
  - ② 税務上の対応の必要性
- 前述の確定決算主義の内容については、損金経理要件を中心に検討すべき；公正処理基準の規定は維持しつつ「別段の定め」を整備；確定した決算に基づく申告は維持
- 確定決算主義には、内容を異にするさまざまな問題が混在している。
  - ⇒ かねて確定決算主義に内在する問題（例；逆基準性）、近年の法人税法改正における問題（例；平成十年度税制改正）、会計基準の国際化を背景とした問題、とが混在していることに注意

まず、関連商法制へのインパクトを小さくすることに配慮すべきです。税の視点から言いますと、税務上の対応を考える前に税務への影響を小さくする選択肢にはどのようなものがあるかということになります。

次に、IFRS はその対象として上場企業が想定されており、いわば大企業の問題です。そして、その裏には圧倒的多数を占める中小企業の会計をどうするのかという問題が潜んでいます。この 2 つの視座を持つことが大切だと言えるでしょう。

なお、日本の方向性としては、中間報告では連結先行をうたっています。これは一時的に連単分離するものの、その後、連単一致することを想定していると考えられます。しかし、今後日本が IFRS を強制適用するかどうかの判断次第で、また、現在 IASB と FASB が進めている MoU の状況次第で連単分離となる可能性も考えられます。

個別財務諸表への影響という点から考えてみると、連結先行の場合は確実に、そして連単分離となった場合でも既にコンバージェンスが進んでいますから、個別財務諸表への IFRS の影響は避けられないと言えます。

9．IFRS 導入と確定決算主義ーまとめー

以上の報告から、最後に IFRS 導入に係る確定決算主義の論点をまとめてみました(**資料13**)。まず、総論としてですが、確定決算主義に係る議論は維持か廃止かという二者択一の問題ではなくて、どこをどの程度緩和させるかという、あくまで程度の問題だと言えます。これは諸外国においても確定決算主義と同様な視点は存在しており、それをベースとして IFRS への対応が採られていることからも明らかです。

2 点目として、日本のように連結財務諸表も個別財務諸表も同一の会計基準で作成され、かつ会社法が金商法に依存している国では、IFRS は直接的に会計と税との関係に影響を与えます。この場合、非上場企業への影響をどのように排除するかが問題となります。会社法では「公正妥当な企業会計の慣行」は企業規模によって異なり得ると一般に解されています。従って、今後はイギリスのような会計基準の重層化の可能性も考えられるのではないでしょうか。もっとも、その場合には課税の公平性をいかに確保するかといった問題も生ずるかと思います。

3 点目として、具体的な確定決算主義の内容です。**資料13**では「損金経理要件を中心に検討すべき」と書きましたが、会社法と金商法が接近していることに鑑みると、上場企業では確定決算主義の「縛りの部分」である損金経理要件を緩める方向での検討が今後必要になってくるのではないかと感じています。

また、公正処理基準の規定については維持していくべきだと考えています。比較法的考察からも明らかですが、法人所得課税の根底には企

業会計に基づくという自然な前提が存在しているからです。ただし、今後は「別段の定め」を整備していく必要があるかと思います。確定した決算に基づく申告も現状のままでもよいと考えています。

最後になりますが4点目です。確定決算主義にはさまざまな問題が混在しております。会計と税との関係に変化がおこるたびに取り上げられる、古くて新しいテーマだとも言えます。会計基準の国際化のみならず、税法独自の改正によって確定決算主義の理念が無視されているとの批判もあります。コンバージェンス、或いはアドプションの視点から確定決算主義を論ずる場合には、問題点を混同させることなく、議論していくべきです。

時間になりましたので、以上をもちまして私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（岩﨑）　ありがとうございました。主要国におきましても国際会計基準と国内会計基準が並立しているという状況のご紹介がありました。そのことから、日本においても必ずしも国際会計基準一本に統一することだけが解ではないということがうかがわれるわけですが、逆に複数の会計基準を用いることによってどういう問題が外国において起きているのかということ、或いは仮に日本の確定決算主義を若干調整した上で今後も維持した場合、さらに日本の制度においてどういう修正が必要になるかというような問題があると思います。これらにつきましては後ほどパネルディスカッションの場で取り上げさせていただく予定です。

続きまして、現行の法人税法の取り扱いと、時価主義が中心となっております国際会計基準との間で生ずる問題の主要な論点として、減価償却と減損会計の問題を取り上げさせていただきたいと思います。成蹊大学経済学部教授の成道秀雄先生からご報告をお願いいたします。

各論

Ⅳ．減価償却と減損会計

成蹊大学経済学部教授
成道 秀雄

はじめに

（成道）　成蹊大学の成道です。今日はこのような報告の機会を与えて頂き、誠にありがとうございます。私に与えられたテーマは減価償却と減損損失です。

すなわち原価の配分と評価損ということで、企業会計、法人税法の何れにおいても重要な論点といえます。

１．減価償却制度

⑴　沿革

最初に減価償却からお話しさせて頂きます。減価償却制度は、もともと企業会計において発達してきたものといえます。明治８年の第一国立銀行の半期利益金割合報告には支店雑費の項目中に営業戻し入れとして、減価償却費3,000円が計上されております。明治36年の日本郵船株式会社および大阪商船株式会社の訴訟事件を契機として、税法上減価償却が船舶に対して容認されるに至りましたが、全ての企業の固定資産に対して減価償却が認められるようになったのは大正７年の主税局長通達以後のことです。会計制度上、減価償却が正式に公表されたのが昭和24年の「企業会計原則」であるので、減価償却はまさに実務先行で認識されてきたといえます。ちなみにアメリカでは1846年に、マサチューセッツ州鉄道委員会は州内鉄道会社26社から年次報告書の提出を求め、そのなかで減価償却費の計上を認めています。

昭和24年の企業会計原則の公表以来、企業会計と税法との調整が始まるわけです。「企業会計原則の設定について」では、企業会計原則は、将来において、税法が改正される場合において尊重されなければならないものと述べられています。それ以降、企業会計と税法との調整の歴史が始まります。その間に昭和24年と昭和41年に企業会計と税法との調整意見書が公表されました。すなわち企業会計から税法への求愛が続き、めでたくゴールインしたのです。しかし、ご承知のように平成８年に政府税制調査会の法人課税小委員会が「課税ベースの拡大と税率の引き下げ」を提言し、それを受けての平成10年の税制改正から、企業会計と税法との関係が急に気まずくなり、家庭内別居となってしまいました。平成11年に金融商品会計基準が公表され、それ以降、一連の新会計基準の公表と改訂が行われていますが、法人税法ではそれを隠れ蓑として、いいとこ取りをしているという感は拭えません。税法からは家庭内別居といっても、財布のひもはぎゅっと握っていたということでしょうか。平成21年度の自民党の税制改正大綱においても、依然として「課税ベースの拡大と税率の引き下げ」を提言しており、政権が民主党に移っても、税収逼迫は変わらないので、その考え方は変わらないように思われます。そのような一連の税制改正のなかで、平成19年と20年の減価償却関係の改正による課税ベースの縮小は、まさに大盤振る舞いがなされました。

⑵　わが国の現行制度

なぜそのような大盤振る舞いがなされたかといえば、国際化を背景にしての実業界の要請が大きかったように思われます。政府税制調査会が行った平成19年10月の調査で、各国の企業負担率の比較（年金や医療など社会保険料（雇用主負担分）を加え、政策減税分を差し引いて企業の実質負担分の比較）をみると、自動車製造業ではアメリカ26.9%、日本30.4%であり、エレクトロニクス製造業をみるとアメリカ28.3%、日本33.3%であり、それぞれおおよそ日本の方が５%高かったのであります。法人実効税率はアメリカと日本では殆ど変わりませんが、アメリカの政策減税は11兆円、日本の政策減税は1.1兆円で、かなりの差がありました。

国際競争力を維持するために内部留保を厚くし、かつ再投資を促進するため、実業界においての減価償却制度の見直しは喫緊の課題となってきたのです。このたびの減価償却制度の一連の見直しのために、政府は3,000社ほどの調査を実施したとのことです。具体的には残存価額のゼロベース、250%定率法の導入、償却区分の簡素化、法定耐用年数の短縮が行われています。

ところで、アメリカは加速度償却制度による財政償却は1954年から実施されており、150%や200%の定率法は存在していましたが、わが国のような250%定率法は存在していなかったので、この度の250%定率法の導入は、まさにアメリカの財政償却と遜色がないともいえます。

ということは、わが国の減価償却制度は、実質的には財政償却といってもいいものとなってきたといえましょう。繰り返しますが、わが国の減価償却制度は、確定決算主義のもとに、いわば会計制度をベースにして減価償却費を計上していたのです。いくら頑張っても、経済的実質に合った減価償却費の計上を要求することが精一杯であったのです。それを超えて、アメリカの財政償却に匹敵するといっても過言でないような減価償却制度が出来上がったのです。もっとも、アメリカでは2009年に、中小法人で一定の要件を満たした石油製造会社においては、初年度に取得原価の75%の減価償却が認められるようになってはいます。

⑶ 確定決算主義と逆基準性

このことは、先ほど坂本先生が報告された逆基準性が更に進んでいくことを意味しているように思われます。税の恩恵は受けるけれども、企業利益を圧迫していくわけで、それが更に逆基準性の問題を大きくしていくことになるでしょう。ですから、今後、わが国において分離主義の方向を検討せざるを得なくなってくるのではないでしょうか。従前通り確定決算主義のなかで消化して行くには限界が来ているようにも思われます。

逆基準とならないように企業会計の方でしっかりやれといっても、税金を少なくすることは取締役の重要な使命であって、余計な税金を納める取締役は能力が問われてしまいますので、そう簡単には解消しないでしょう。そこで、この度の税制改正でアメリカの財政償却に近づいたということであれば、企業会計では、まず適正な減価償却をし、それを超えた逆基準による分については利益準備金方式の特別償却を計上させ、税務調整で申告調整による減算を認めるということで、一応、折り合いを付けていくということではどうでしょうか。

もう一方で、大変赤字になってしまい、対与信のために支障を来たすとか、あるいは税法上の繰越欠損金が切り捨てられてしまうことから減価償却費は過少に、あるいは計上したくないという、逆基準のインセンティブが、過小の減価償却費の計上に働くことがあります。そのような逆基準の解消には、繰越欠損金の控除期間をできる限り長くすることが必要でしょう。もっとも、欠損とならないように、あるいは繰越欠損金の切捨てとならないように、減価償却費を過少に計上することは、広い意味で租税回避が行われているともいえますから、減価償却費を不当に過少計上していると認められる場合には、法定耐用年数、法定償却方法による減価償却費までの計上額を損金に算入するという条文を加えることも、検討してよいように思われます。いわば、規則償却に近いものです。また、かつてイギリスの海運企業において税法上、自由償却を認めたことがありましたが、それは財政償却の一環として行われたものではありますが、分離主義をとって自由償却を認めるということは、今後の検討課題とはなり得るかもしてません。今後、ますます国際化の影響は大きくなっていくでしょう。

2．減損会計

⑴ 沿革

次に減損損失について報告させて頂きます。バブル崩壊後、含み損をはき出すということで、会計ビッグバンによる金融商品会計基準と減損会計基準は時価評価のための重要な会計基準として登場してきたわけです。減損会計基準のはじめに、減損損失のための明確な規定が今まで存在していなかったと示されています。確かに企業会計原則には土地という言葉はどこにもありません。土地神話によって地価は上がるものと考えられていたのです。土地とか建物について評価は考えられていなかったのです。しかし、旧商法においては、「予測すること能わざる減損が生じたるときは相当の減額を為すことを要す」と定めてありました。また、監査基準の実施基準と報告基準ですが、平成元年の改訂以前においては、その拠りどころとして企業会計原

則という固有名詞が使われていたのですが、改訂によって削除され、公正妥当な会計基準という言葉が使われるようになったのです。このことは、国際化への対応と思われます。すなわち、企業会計原則はもはや絶対的な基準ではなくて、広く海外の高度な会計基準も取り込んで、公正妥当な会計基準を考えていこうということになったのです。それゆえ、減損会計基準が公表する以前においても、企業会計上減損損失を計上できなかったわけではなかったのです。それでも、減損会計基準が公表されて、それが制度上明確になったということです。

一方、税法上は、ご承知のように個別事情の下に評価損を認めているので、平成14年に減損会計基準が公表されたからといって、それに伴っての税制改正は行われていません。減損会計基準では、相当確実な程度に減損損失が認識された場合に、その計上を認めるとしています。ということは、減損損失の存在の確認が条件でありますが、税法のように著しいとはしていません。それゆえ、税法の方が減損損失の計上は厳格であるといえるでしょう。ただし、税法では企業再生法等を適用された場合の評価損の計上に対しては、著しいかどうかを問うていません。

⑵　企業会計と法人税法の減損損失

減損会計基準で若干気になった点があります。ご承知の通り、減損損失を認識するに際しての回収可能価額ですが、市場価格とキャッシュ・フローの現在価値、すなわち使用価値との比較で、その高い方まで認めますよとしているわけです。固定資産は使用を目的として保有しているのですから、やはり使用価値のキャッシュ・フローの現在価値に重きを置くことになるでしょう。しかし、その場合に見積が大変困難であるということがいえます。この両者を比較することになりますが、はたして、いつも売却することを選択肢として事業を行っているとの仮定は適切といえるのでしょうか。はたして、使用価値より市場価格が高いから、売却しようと経常的に考えているのでしょうか。もし売却するとなると、新に同種の資産を購入して稼働するまでの間のコストはどのように扱うのか。その従業者の休業期間の給与はどうなるのか。中古を購入するのか、新品を購入するのかと、全く同じ規模で再稼働するのかという色々な要素を考えなければならず、そうなると単純に市場価格と比較することは非現実的です。負ののれんを評価に伴なって議論されているような「短期重要負債調整勘定」の中味のようなことが問題となるでしょう。税法では通達で、時価については使用収益をされるものとして、その時に譲渡される価額を時価としていますので、使用価値を意識した時価を示しています。減損会計基準において、両者を比較考量して評価額を決定するといっても、当然その点には十分な配慮が必要でしょう。

なお税法では使用価値という見積の世界を嫌いますが、企業会計での使用価値と市場価格との何れか高い方までの減損損失の計上を認めるという処理は、税法からは、それらが認められたことを前提にしますと、使用価値が市場価格より高い場合には、時価として市場価格を基準に考えていますので、市場価格までの評価損の計上ですから、特に課税上問題はありません。すなわち市場価格より低く減損損失を計上することはないからです。逆に市場価格が使用価値よりも高い場合には市場価格までの減損損失になりますので、税法上、問題があるとは思えません。何れにしても課税上弊害はないといえるでしょう。

⑶　専用機械設備等の減損損失の計上の検討

税法において評価損益の計上を嫌うということは、未実現であるものは認めないという考え方が基本にあるからです。しかし、たとえば汎用性のない専用の機械設備において、使用している間に価値が下がることはあっても、上がるということは、まずあり得ないのではないでしょうか。それゆえ、価値の低下の大きさに余り関係なく、その減損損失を認めてよいようにも

思えます。すなわち企業会計と税法で、その減損損失の計上は同様に処理して構わないと思います。それゆえ、その対象資産によって、減損損失の計上は検討されるべきです。

3．税効果会計と財務諸表の比較可能性

時間が迫ってきましたので、最後に減価償却と減損損失で税効果会計との絡みでお話しさせて頂きます。ご承知の通り、わが国において税効果会計基準が平成10年に公表されました。それ以前に国際会計基準やアメリカの会計基準には導入されていましたので、それに合わせてきたことになります。先進諸国においては既に導入済みであります。そして、減価償却費や減損損失において、企業会計上と税法上で期間帰属が異なれば、当然に税効果会計基準が適用されることになります。税効果会計基準は企業会計に基づいて法人税等の税金の配分を適正に行うために適用されるのですが、業績の変動をさらに増幅する傾向があります。すなわち利益が利益を呼び、逆に損失が損失を呼ぶということです。それゆえ、減価償却と減損損失の処理手続きで企業会計と税法が変わらないということであれば、その分について税効果会計の適用が少ないでしょうが、逆に変わってきますと、税効果会計の適用が大きくなります。そこで、国によって税効果会計の適用が異なれば、財務諸表の比較可能性が随分と損なわれるのではないかという懸念があるのです。この点において、実業界からは、できる限り税効果会計の出番を少なくするようにとの、すなわち便宜性の原則とは別に、企業会計と税法を一致させるようにとの要請が大きくなってくるのではないでしょうか。減価償却費と減損損失は、その額が大きいでしょうから、検討の余地は随分とあるように思われます。

時間の都合上、この辺で報告を終わらせて頂きます。

（岩﨑）　ありがとうございました。以上で報告を終わらせていただきます。

Ⅴ．パネルディスカッション

1．法人税法22条４項とコンバージェンス後の企業会計基準の関係

（岩﨑）　それでは、これからパネルディスカッションを開催させていただきます。たくさんの質問票を頂戴致しました。まず報告者の方でパネルディスカッションをして、その後ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

幾つかの論点に絞って、それぞれの先生方に補充の意見を言っていただきたいと思います。まず１番目の論点といたしまして、法人税法22条４項の公正処理基準とコンバージェンス後の企業会計基準がどのような関係に立つかということについて、最初に品川先生の方から起こり得る問題を列挙していただいて、それに対する解決の方向性をご示唆いただければありがたいと思います。

〔公正処理基準とコンバージェンス後の会計基準〕

（品川）　それでは、先ほどのご報告にも若干関連するわけですが、わが国の法人税法22条４項の今後の運命ですけれども、これはコンバージェンスにしても、アドプションにしても、連結先行なのか、或いは連単分離なのかということによって、かなり公正処理基準の内容や対応の考え方が変わってくると思うのです。

連結先行で、いずれ単体がコンバージェンスされていくということであれば、当然わが国の会計処理基準はすべて国際化するわけです。その国際化に対応して、法人税法がどのように対応していくかは、特に税法上の課税所得計算の簡便性とか確実性ということが問題になるわけです。IFRSと一言に言いましても、現在のIFRSがどうなっているか、今後どのように変わるのかということについては、恐らく250万の会社の担当者のほんの一握りしか知っていないわけです。それらの財務諸表作成をリードする、ここに多くの方がご出席されている税理士さんの皆さん方も、そのIFRSが何であるかということについて明確に説明できる人は極めて少ないと思われます。

そうであれば、結局、法人税法上の別段の定めを多用させざるを得ないわけです。結果的には、税務貸借対照表的な考え方ですが、ある意味ではそれでいいのかというような問題になってくると思うのです。それではあまりにも国際的になびきすぎるのではないか、わが国独自の会計基準があってもいいのではないかということで、連単分離で構わないということにもなります。先ほど申し上げましたように、オリンピックに出たい人はオリンピックルールに従えばいいのであって、出たくない人は国内基準で十分だと割り切れば、わが国の国内基準自体を整備しなければならないのです。企業会計原則は、今のところ放ったらかされているわけであって、これをどう立て直すかが重要です。

最近のわが国の会計基準は、国際化を意識して、できるだけそちらの方になびきながら、国内の特殊事情を考えながら基準を作ってきたわけですから、完全に分離するということであれば、もう一度国内基準としての妥当性を検討する必要があるわけです。しかるべく基準ができれば、それが公正処理基準として税法上の解釈基準になじめば、それを受け入れていけばいいという考え方もあるでしょう。

〔中小企業の会計基準〕

もう１つの問題は、この連結先行は、いずれはコンバージェンスする、或いは連単分離で完全に分かれるという問題が仮にあるにしても、250万もある会社の249万の中小企業においては、恐らくいずれにも対応しがたい問題があるわけです。よって、平成14年の商法改正に対応して、現在、中小企業の会計指針なるものが制定されているわけですが、それとても最近の中小企業の実態からいって、どうも国際会計基準を意識しすぎているのではないか、もっと中小企業の実態に合わせた指針づくりをやるべきではないかという意見もあるわけです。

現に今年の秋から日本商工会議所では、中小企業用の会計基準のあり方の見直しに関する研究会を設立して、今後の方向性についてを検討しようとしているわけです。よって、連単分離で日本会計基準が仮に整備されたとしても、それは何らかの形で国際志向をせざるを得ないわけですから、それからまた離れた中小企業用の

会計基準という問題が出てくるかもしれません。

いずれにしましても、法人税法22条４項がうたう公正処理基準は、対象となる会計ルールというのは非常に多様化してくる可能性があると思うのです。よって、税法の解釈として、それを持ち込むのか、或いはその解釈では対応できないから別段の定めを増やしていかざるを得ないのかという対応に迫られるかと思います。

〔複数の会計基準併用とその問題点〕

（岩﨑）　ありがとうございます。先ほど坂本先生の方からご報告がありましたように、諸外国を見ると複数の会計基準を並列して実施している国があるということです。それらの国では一体どういう法人についてIFRS、どういう法人について国内基準と決めているのか。或いは違う会計基準をとることを認めることによって何か問題は生じていないのかというようなことについて、ご存じの点があればお教えいただければと思います。

〔イギリスの事例〕

（坂本）　先生からのご質問に対する直接的な回答にはなっていないかもしれませんが、例えばイギリスのケースを紹介させていただきます。先ほど連単財務諸表の関係で確認しましたとおり、個別財務諸表はIFRSとFRSの選択適用となっています。２つの会計基準が存在するということは、比較可能性の観点から問題だと考えられますが、IFRSとFRSは近年の急速なコンバージェンスによってその差異は小さくなっています。さらに中小企業向けの会計基準であるFRSSEは、ディスクロージャーを簡略化しているだけで基本的にはFRSと同じです。従って、それほど大きな問題ではないようです。

私が興味を持っていたのは、連結財務諸表をIFRSで作成した場合、個別財務諸表にはどちらの会計基準を用いるのかということでした。財務諸表作成コストを考えると個別財務諸表もIFRSで作成していることを想定したのですが、

インタビューしてみるとほとんどの会社がFRSを選択しているとのことでした。その理由として、IFRSで作成するとディスクロージャーの範囲が広がることが挙げられていました。

〔諸外国における会計基準と法律の関係〕

（岩﨑）　今の点でもう少し詳しく伺いたい点があるのです。品川先生がおっしゃっていましたように、会計基準と法律の関係というのが別にありまして、異なる会計基準を用いるときに、ある一定の会社の計算はその会計基準に全部丸投げで、そちらで決めればいいと外国では決めているのか。それとも、日本でいえば別段の規定を法人税法本法で決めたり、措置法で決めたり、場合によっては通達で決める等によって、何らかの租税法上のルールとして取り込んだ上で用いているのか。それはどうでしょうか。

〔イギリスの事例〕

（坂本）　同じくイギリスのケースを紹介させていただきます。イギリスでも基本的には会計の利益をベースに所得を算定しなければいけない旨の規定がございます。ただし、損金経理要件はありません。

減価償却を例に挙げますと、会計上の減価償却費は、いったん税務上ですべて否認されます。その上で資本控除（capital allowance）されますから、会計をベースにするという発想はあり

ますが、税法では全く別に規定していることが確認できます。

（岩﨑）　ということは、やはり租税法自体にも何らかの根拠になるルールを定めておく必要はあるということですね。

（坂本）　はい、そのように考えています。

〔会計基準の相違と租税の公平性〕

（岩﨑）　続きまして、今の話題との関連で出てくるのは、複数の会計基準、或いは租税法の基準を作ったとして、その会計基準によって計算される所得額が課税所得になった場合、同じような経済活動をしている法人であっても、依拠する会計基準の違いによって課税所得が変動したり、或いは結果として納税額に差が出てくることはないのでしょうか。

そういう違いが出た場合、それは租税の公平性、或いは会計基準を選択することに関する中立性というものに違反するという批判はないのだろうかという点につきまして、吉村先生は、どうお考えになりますでしょうか。

（吉村）　まず、お答えだけ申し上げれば、課税の公平に反するという議論はあり得ると思います。ただ、かつて税制の簡素化を進めるということで22条４項が導入された際の議論をたどると、会計基準の選択というのは身の丈を測るためのものさしの（許容性の）問題で、そのものさしで身の丈を測った後に、それらをどのように扱うかという観点からの公平という議論が出てくるのだということでした。そのように公平の概念を二元的にというか、複眼的な視点でとらえた上で、各企業の自主的な経理を尊重するといった仕組みになっていたと思います。

したがって、会計基準が複数化し、その結果として課税所得が異なってくるということだけをもって課税の公平に反するということは言えないのではないでしょうか。ただ、そうは言っても、限度があるというか、課税上どこまで許容できるのかという議論はもちろん出てきますので、その一線を越えた場合、例えば各企業の選択の余地（恣意）があまりにも広いということになってくれば、課税の公平に反するといった議論になるのではないでしょうか。自分に適用されるものさしを都合に合わせて自分で選べるといった状況になってくると、課税の公平に反するという議論が出てくるのではないかという気がしております。

（品川）　今の件ですけれども、現行法でも、減価償却とか、棚卸資産の評価とか、或いは資産評価損益とか、いわば課税所得を決定づけるような基本的な規定はすべて法人税法に規定されているわけです。そのことは、コンバージェンスされたにしても、恐らく法人税法の基本的な規定として残るかと思いますし、公正処理基準が直接に適用されているのはせいぜい収益の認識基準ぐらいしか今のところないのです。そうであれば、コンバージェンスによって公正処理基準の内容がある程度変化しても、直接に課税の公平・中立ということに関しては、それほどの影響はないと思います。

ただ、もちろん先ほどの収益の計上時期の問題にしても、IFRS 自体が右に行ったり、左に行ったり、揺れ動いているわけです。そういうふうに、その時々によってあちらに行ったり、こちらに行ったりしているものが、果たして法人税法がいう公正処理基準に値するのかどうか疑問になります。いずれにしても、会計基準の変化は22条４項の解釈の問題にかかわってくるのではないかと思います。

〔諸外国の状況〕

（岩﨑）　先ほど坂本先生は外国の諸制度を調査なさったというお話でしたが、外国においては、そういった会計方法が違うことによって所得計算等に違いが出たとしても、それが不公平であるというような議論はないのでしょうか。

（坂本）　公平性の視点から考えると、特に中小法人は全法人の大部分を占め、また、イギリスでは会計基準が重層化していることもあり問題だと思います。

ただし、そういったこと以外にも、インタビューで実感したことは中小法人の税負担をどうするかは、とても奥が深い問題だということです。法人税制という枠組みで考えると大法人との税負担を調整する必要があります。他方、中小法人の実態が個人企業と異ならないケースでは個人企業との税負担の調整をも考慮しなければなりません。２つの反対方向の力が作用しているとも言えます。

〔会計基準の相違から生ずる問題点〕

（岩﨑）　ありがとうございます。大法人と中小法人との間の会計方法の違いの問題もあるでしょうし、連結法人と単体法人という点でも、場合によったら会計方法が違うかもしれないということです。今後、法人の形態によって、そのとるべき会計基準が違うということが起こり得ると思うのですが、この点から生ずる問題点というのはどのように考えたらよいかということについて、品川先生、何かご意見がございましたらお願いできませんでしょうか。

（品川）　法人税法という法律問題を考えると、最終的に、例えば、公正処理基準の範囲がどこまで及ぶか、或いは何が公正処理基準であるかということは、結局は法廷で争われて、裁判官の判断によって公正処理基準の内容が法的には固まっていくわけです。そういう意味で、法律論としてそういう法廷論争がどこまで今後積み重なっていくかということについて注目していく必要があろうかと思います。

２．確定決算主義の今後

（岩﨑）　それでは２番目の論点として、確定決算主義の今後につきまして議論していきたいと思います。この点につきましては先ほど坂本先生の方から、確定決算主義自体はどこの国でもそれに準じたものは採用されているということで、日本の確定決算主義は若干修正すればそのまま実施することも可能ではないかということです。その修正すべき点として、損金経理の要件を緩和する必要があるのではないかというご提案がありましたが、その点をもう少し敷衍してご説明いただきたいのですが。

〔社会的コストの削減と法人規模によるクライテリア〕

（坂本）　先ほどご報告いたしましたが、私は基本的に確定決算主義を擁護する立場を採っています。確定決算主義の採用論拠の１つに便宜性があります。企業の側からは、利益と所得を別々に計算するという二重コストの削減です。もう少し広い視野から見た場合は、社会的コストの削減につながります。

今後の確定決算主義のあり方は、上場企業とそれ以外の非上場ないし中小企業とでは異なってくると思います。IFRS の影響が及ぶのは上場企業約3,900社の一部にすぎません。それ以外の250万社にも及ぶ中小企業には、IFRS など論外とも言えます。

まず、わが国の大部分を占める中小企業についてですが、会社法に定められている、「公正妥当な企業会計の慣行」というのは１つではなく、企業規模に応じて異なり得ると一般に解されています。これには中小企業会計指針なども含まれます。こういった指針を利用することによって IFRS に対して距離を置くことはできると思います。従って、中小企業については現状の確定決算主義を維持することは可能であり、また、それが社会的コストの削減という点からも合理的だと思います。

次に上場企業ですが、連結財務諸表を IFRS で作成する場合、財務諸表作成コストという観点から、個別財務諸表の計算規定をも IFRS へ接近させて欲しいとの要望が高まることが予想されます。現にドイツではこのような状況が起

き、それが先に報告したBilMoGへとつながりました。もちろん個別財務諸表の計算規定がIFRSに近づくということは、税務調整の申告コストは大きくなります。いわば財務諸表の作成コストと納税申告書の作成コストの比較になるわけですが、最近の文献によると前者の減少額の方が後者の増加額よりも大きいようです。そう考えると、会計と税務を切り離して対応した方が合理的です。この場合、確定決算主義の「縛りの部分」である損金経理要件は緩和すべきだと言えるでしょう。

また、企業の規模によって「公正妥当な企業会計の慣行」が異なるのであれば、その前提となる企業規模の線引きや、さらには区分立法も必要になってくると思います。

〔損金経理による法人の意思確定・客観性の担保〕

（岩﨑）　ありがとうございました。確定決算主義を法人税法が採用していることの根拠としていわれることの要件の１つは、申告所得に対する法人の意思、或いはその内容についての確実性を担保させることにあるといわれます。そうしますと、損金経理もしないでおいて、損金算入を認めるということは、所得計算に関する確実性、信用性という点から言うと、十分なものとは言えないのではないかという批判もあり得るかもしれません。この点につきまして渕先生や吉村先生は、租税法の観点からどのようにお考えになりますでしょうか。

（渕）　確定決算基準全般についてということでお話しさせていただきたいと思うのですが、基本的には坂本先生がまとめてくださったとおり、私も基本的には確定決算主義、ないし確定決算基準というのは維持という方向でいいのかなと考えています。中小法人についてはあまり深くまだ考えていないのですが、大企業についていえば、申し上げたように基本的には維持すべきであり、損金経理要件というのも基本的には合理的であろうと中間報告でも書いてあるところに個人的にも賛成ではあるのです。

ただ、税法が経済政策目的の規定を入れていて、今まではそれが企業会計からやや乖離していた程度だったので、損金経理要件を課していても大丈夫というか、企業会計を歪める程度で済んでいたけれども、企業会計の方が変容することによって、その乖離がさらに大きくなってしまって、損金経理要件というのでは立ちゆかないような場合を念頭に置くと、そういう場合は政策目的規定の要件としての損金経理要件というのを緩めるというような方向をとって、今までの法人税法ないし租税特別措置法で与えていた経済政策を維持するほかはないだろうと考えております。

（岩﨑）　吉村先生、いかがですか。

（吉村）　大まかな方向は今ご説明いただいたとおりだと思います。損金経理要件につきましては、租税法の立場からしますと、法人の意思をどのレベルで確認するかという話でもあると思うのです。特に内部取引ということになりますと、法人の意思を客観的に把握しなければいけないということになるわけですが、その客観性を担保するためには２つの方法があると思います。

１つは、現状のように決算という商法、会社

法のレベルにおいて、法人の意思を明らかにしてもらって、それを法人税として受け入れるというアプローチです。法人税法としては、その外枠として幅を設定するだけというようなやり方です。もう１つは、申告段階で法人の意思を明らかにしてくださいというになります。その代わり、法人税法として何か客観的な基準を設定しますというアプローチ。このいずれかだと思うのです。

今お話のあった損金経理要件を緩めていくということになりましたら、当然客観性の担保のためにはどこかを強めなければいけませんので、後者の方ですね、法人税法として何か客観的な基準を提示するということが必ず伴ってくるのではないでしょうか。これは意見というよりも、そういったことが必要になるのだろうという指摘です。

（岩﨑）　ありがとうございます。では、品川先生。

（品川）　確定決算基準自体は、先ほどの坂本先生からのご報告のように、各国はその内容いかんはともかく、いずれも確定決算に依存した課税所得計算を行っているわけです。問題は、その中身が確定決算にどの程度結びついているかという濃淡なのです。アメリカのように極めて淡白というか、結びつきが薄いのと、日本やドイツのように有機的な結びつきが極めて濃いのとに分かれます。その濃いのがいいのか、薄いのがいいのかということが今問われている問題です。

濃い方が、先ほど坂本先生からのご指摘のように、簡便性とか、真実性とか、確実性が増すわけです。薄い方は、そういう自由性というか、恣意性が増すわけです。よって、どういう方向がいいかということは、それぞれの立場によって違うのです。確定決算基準についても、かつてはどちらかというと税法側の方がむしろそれを支持していたかのように考えられる、或いは法律を作る国側の方がそれを支持していたかのように考えられてきたわけです。

しかし、平成19年の減価償却の250%償却のように、明らかに会計上の原価配分を超越した、完全にオーバーした償却限度額を設けて、それで損金経理要件を課してしまうと、確定決算基準の目的を国側からつぶしてしまうことになってしまうわけです。会計は100を償却して、あとの差額の150は申告減算すればいいではないかというようなことが、果たして確定決算基準の理念に沿うのかどうかが問題です。そちらの理念はともかく、企業の所得計算上有利になれば、それで結構ではないかというようなことについて、どう考えるかということが今問われていると思うのです。

３．収益認識基準への影響

（岩﨑）　次に、確定決算の前提となります収益、費用の認識基準に関する問題に移らせていただきたいと思います。

３番目の論点として考えておりましたのは、従来の収益認識基準というのは国際会計基準が導入された場合にどういう影響を受けることになるのかということです。租税法上は従来、権利確定主義という考え方がとられておりまして、取引の私法上の権利関係が確定し、それによって所得に関する権利が確定したと認められる時点で収益があったものと認識するということです。会計学上は収入が確実な状況になったものという意味で実現主義というものに立って、収益の認識を行ってきたわけです。

裁判例と会計学で若干の食い違いがあったこともありましたが、この２つはおおよそ同じような基準という形に収束してきたところだったのです。ところが、国際会計基準が導入されることになりますと、その収益の認識基準がかなり異なってくる場合があり得るわけです。そういうことがあったときに、課税所得の帰属の判定基準としてうまく機能するだろうか。場合によったら、それは申告、納税の際の混乱の原因

にならないだろうか。或いは裁判を起こしたときの裁判基準として利用することができなくならないかというようなことが検討課題として出てくるかと思いますが、この点につきましては吉村先生が収益の認識基準についてご検討になりましたので、ご意見をお願いします。

〔国際会計基準の動きと企業会計基準委員会の論点整理〕

（吉村）　国際会計基準の動きとしましては、やはり契約に基づいて発生する権利と義務を、それぞれ貸借対照表上どのように認識するか、どう測定するかといった議論に向かうのだろうと思います。特に報告書中で紹介いたしました予備的見解によりますと、その両者を相殺した後の正味の契約ポジションがどのように変化するかに注目し、それに変化が生じた段階で収益を認識すべきだといった議論がなされているわけです。もしこのモデルがわが国においても全面的に取り入れられ、それが今後の収益認識基準となってきますと、法人税法上、それをどのように受け止めるかということが大きな議論になってくるかと思います。

ここでもう１つ、９月８日に出されました企業会計基準委員会によります論点整理を紹介します。この中でわが国の立場が表明されていると考えられますが、この中では、そのような契約の正味のポジションを財務情報として投資家に提供していく、そのことにもちろん意義はあるわけですが、従来表示されていた実現稼得アプローチの下での収益にも意義があるのだということを強く主張しております。すなわち、実現稼得アプローチというのは、結局、企業が行った過去の活動に基づく収益をどの時点で認識するか、それを投資家にどう情報提供するかということを命じるルールなわけですが、そういった過去の実績を表示することも意味があるのだと強く主張しています。

〔法人税法の対象と会計基準の変化〕

先ほど申し上げましたように、企業の正味の

ポジションを財務情報として提供する、その変化こそが企業の収益情報として意味があるのだという前提で会計基準が改められた場合、法人税法上どうなるかという話に戻ります。こちらの点につきましては、法人税法として、何をこれまで課税の対象にしてきたのかを再確認しなくてはいけないのかなという気がいたします。

今紹介した論点整理の中で、まさに対比されておりますように、国際会計基準が目指しているのは各期末の企業の資産状況を投資家に提供するというものです。それが変化したことをもって収益を認識するということになるわけですが、従来、実現主義の下で測定されてきたものは過去の活動の実績、過去の成果だったわけです。法人税法として何をターゲットとして課税所得を構成してきたのかを確認しなくてはならないと思います。

私自身は、法人税法が対象とするものは成果であるべきではないかと思っております。そうしますと、実現主義というものを会計基準の方で捨ててしまった場合には、法人税法はどうするのだということになってくるわけです。その際には条文上、損益法をとることが明らかとされている、すなわち一定の取引にかかる収益を益金の額に算入するということが条文上明らかになっているということをテコとして、会計基準との関係をやや絞るような方向になるのかなという気がしております。

しかしながら、資産負債アプローチに基づいて収益を認識するということになりましても、契約に伴う義務、負債がいつ消滅するか、すなわち、契約上生じる履行義務がいつの時点で充足されたということが意味を持ってくることになりますが、この契約の履行義務がいつ充足されたのかという視点は、やはり課税の確実性という観点からも意味がある情報であると思います。ですので、判断の枠組みとしては変わっても、実際の個々の取引についての評価ということになると、そんなに差は出ないのではないでしょうか。私は会計についてはほとんど素人ですので、わかりませんけれども、そういった可能性があるのではないかと思っております。(なお、工事進行基準の特例などに大きな影響を及ぼすことが予想されますが、今後の課題にしたいと思います。)

〔収益認識基準における国際会計基準の影響〕

(岩﨑) 従来の収益認識基準について、国際会計基準の影響はあるのか、ないのかということについて、どなたからでも結構ですが、ご意見はありますでしょうか。

(品川) 収益認識基準に関しては、先ほどもちょっと申し上げましたが、IFRSの方は長期請負工事のようなものについて、最初は、原則、進行基準だと言いながら、最近はむしろ完成工事基準でいいではないかという言い方をしております。実現主義の問題についても、出荷基準というのはおかしいわけで、検収基準にすべきではないかとか、いろいろな議論が行われております。或いは引渡ではなくて、契約基準ではないかとか、いろいろな論争があって、IFRSを信奉している人たちも非常に疑問に思っているところがあると思うのです。

ところが、わが国の会計とか税法では、実現主義、或いは通達上の引渡基準というものが、実務上定着してきているわけです。よって、これをいたずらにIFRSに合わせて、あちらに行ったり、こちらに向いたりする必要はないのです。

そういう意味でも、先ほど申し上げたように、むしろこういう問題も含めて国内基準をきちんと整理した方がよいわけです。それが整理できれば、公正処理基準となり、その基準に合わせてやればいいし、それが不可能であれば、わざわざ法人税法に収益の計上は出荷のときと規定するのかどうか、或いは検収のときと規定するのかどうか定めることになるが、これは極めて非生産的なことだと思うのです。

それはなぜかというと、出荷基準と法律で規定したら、検収基準で計上したのをもう1回申告書の別表で加減算しなければならないわけです。言うならば、損金経理という言葉が定着しているけれども、今までは益金経理という概念があって、確定決算基準の趣旨からいって、会計が出荷基準を採用したら、税法は検収基準では駄目だ、出荷基準でなければ駄目だということが、ほぼ解釈的にも確立しているわけです。

しかし、これがそうではなくて、ばらばらであるということで、さらにこれを法人税法で規制してしまうということになると、非常に厄介なやり方になります。むしろこういう問題は国内基準を明確にして、それと税法との調整をというか、かつてのトライアングル体制のようなもので、きちんと対応した方が合理的で生産的だと思います。

(岩﨑) それは法人税法上、一定のルール化というようなことも含めてでしょうか。

(品川) 会計の方でルール化できれば、法人税法は乗っかればいいわけです。現在、会計上の実現主義について、通達上は引渡基準で、ほぼ、両者は同じものを意味するということで定着してきているのですけれども、その根っこが今崩れようとしているのです。

4．費用損失の認識基準への影響

（岩﨑）　新たな調整のルールが必要になるということですね。似たようなことは、次の費用損失の認識基準についても言えると思います。現行の法人税法は、特に費用損失の認識は極めて消極的に、厳格に行っているわけですが、国際会計基準の場合には、それほど厳格でない場合もあるということです。そういう場合というのは幾つかあるわけですが、先ほど成道先生から、その例として幾つか紹介していただきました。ほかの場合も含めまして、これまでの費用損失の認識基準は、国際会計基準を導入した場合にどのような影響を受けるかということについて、ご意見をいただけましたら、ありがたいのですが。

〔公正妥当な会計処理の基準と国際会計基準〕

（成道）　先ほど収益の認識の基準についてご検討されましたが、その点について触れさせて頂けますでしょうか。今度、富士通が検収基準を採用したと報道されていましたが、これは国際会計基準に配慮して、いわば先取りして会計処理を変更したように思われます。

ただ、それは国際会計基準をそのまま持ってきたというより、諸事情を勘案して変更したようです。要するに富士通が扱っている製品の特質や企業活動の範囲等をも考慮して変えたようです。

税法からすれば、公正妥当な国際会計基準と定めているわけでもありませんし、同じく会社法のように公正な企業会計の基準といっているわけでもありません。公正妥当な会計処理の基準といっているのです。実務でこなれてきている処理基準といっているのです。

ですから、そこの企業が最も合理的で、継続性を担保している処理手続きで、かつ対象商品の特質や会社の規模、また多国籍企業であれば、輸出の基準として検収基準を採るか出荷基準を採るかは、諸事情を勘案して決めればよいのであって、税法が国際会計基準が絶対的な公正妥当な会計処理の基準とみなすかについては、重きを置くことはあっても、訴訟になれば、裁判官の判断に拠ることになります。国際会計基準のような演繹的な基準をわっと突きつけられて、これに従えといっても、きついところがあります。税法からはその点を見極めていけばよいように思われます。国際会計基準が中小法人においても公正妥当な会計処理基準であると、絶対視されることは無理があります。もっとも、品川先生がおっしゃる通り、中小企業会計指針も、その内容は国際会計基準や新会計基準と殆ど変わらないところも多く、中小法人が適用しなさいといっても、難しいところがあり、今後、手直しが必要でしょう。もっとも国際会計基準の中小企業版が検討されているということのようです。税法からは、それらの会計基準を全て見渡して、各法人にとって公正妥当とされる会計処理の基準を拠り所にしていくことになるわけです。

平成11年に金融商品会計基準が公表され、翌年の税制改正で、金融商品会計基準の内容が別段の定めとしておおよそ網羅的、確認的に税法に入ってきたのです。それらは中小法人を含めた全ての法人に適用されることになったわけですが、別段の定めがなされなかった部分は公正妥当な会計処理の基準によるとしても、その会計処理の基準も金融商品会計基準によらざるを

得ないように思われました。

それは確かに問題です。中小法人にも間接的ではありますが、上場会社の会計基準の適用を強制することになってしまうからです。

話が長くなりましたが、要するに、国際会計基準が、税法からはそのまま公正妥当な会計処理の基準として認められるかは、上場会社にはかなりの程度で当てはまるとしても、中小法人には無理があるでしょうということで、税法もその点に十分配慮した、条文の内容とされていくべきです。

収益の認識から随分と離れた話となりましたが、費用損失においても、同様の注意が必要に思われます。

（岩﨑）　費用損失に関する問題点として、何かほかにご意見がございますでしょうか。

〔引当金〕

（品川）　費用損失の問題については、法人税法は、22条３項で債務確定基準ということを明確にしているわけです。債務確定基準の計上になじまないものが別段の定めとして、引当金の計上とか、或いは減価償却費のような法定償却限度額を設けて、損金経理の範囲内で費用計上を認めているわけであって、その是非が問われているかと思います。

そういう点では、租税政策的に、今のようにできるだけ課税ベースを拡大して税率を下げたいということであれば、債務確定基準を前面に出して、もう評価性引当金しか残っていないのですが、そういうものも全部廃止するというようなことも考えられるわけです。しかし、企業会計と税法との共通性を拡充する、すなわち確定決算基準をもっと濃いものにしたいということであれば、私は平成10年以降、引当金をどんどん縮小して、廃止してきたというのは、決して得策ではなかったと思うのです。もともと、昭和40年代は企業会計との調整を図るために負債性引当金を設けてきたわけであって、その是非はまた今後とも検討されるべきではないかと思います。

（岩﨑）　引当金について検討された吉村先生、何かご意見はございますか。

（吉村）　事実として、平成10年度改正以降、まさに債務確定主義を強調して、引当金などを縮小してきたという現状があるというのはご指摘のとおりです。

１点、この中間報告書の中でも若干言及したのですが、引当金として、将来必要となる、いつか損金として出てくる可能性があるものを現時点で所得計算の中に取り込むということになってきますと、問題としては２つです。１つは、平成10年度改正以降に指摘されていたように、各企業の恣意というか、計算というのをどれだけ信頼するかという話です。もう１点は将来に損金の額として出ても、そのときに使えないのではあれば意味がないわけです。

やや文脈を異にしますが、最近の金融危機に関連して、景気がいい時に将来の景気低迷時に備えた準備金を積み立てておくべきだということも議論（ダイナミック・プロビジョニング）されているわけです。今は景気がよくて、非常に大きな収益が出ており、そのため課税所得が多く表示される一方で、（その時点で既に発生している）潜在的なリスクが将来現実化したときに、それを使えない状況が生じることへの疑問です。時間を越えた欠損金の利用が制限されている制度を前提としますと、品川先生の方からご指摘がありましたように、引当金を常に制限するというのは、必ずしも望ましい方向ではないのではないかと考えています。

５．企業会計基準の変更と企業組織再編

（岩﨑）　それでは、最後の５番目の論点として用意したものに進めさせていただきます。それは企業組織再編との関係です。企業組織再編

につきましては、会計原則は国際会計基準をにらんで、パーチェス法を導入することになりました。しかし、租税法の観点からいうと、時価評価によるパーチェス法では、組織再編が順調に進まないということに配慮して、支配の継続性を条件として簿価の引継ぎを認めるという制度を設けたわけです。そうすると、こういう企業会計の変更というのは租税法上の組織再編にどういう影響を与えるのかということを、今後考えなければいけません。

さらに企業の組織再編に関しては、のれんの償却の問題もございます。国際会計基準ではのれんを償却しない原則がとられているわけですが、これまで日本の会計基準も、それから租税法の取り扱いも、のれん償却を認めてきたわけです。この調整をどうするかということが、国際会計基準を導入することになる企業においては非常に重要な問題になろうと思われますので、この点について最後にご意見を伺いたいと思います。

これは時間の関係から、どなたからでも結構です。会計の観点からでも、租税法の観点からでも結構ですが、いかがでしょうか。

〔組織再編成税制・政令による帳簿価額規定の影響〕

（品川）　ご指摘のように、最大の問題は、パーチェス法を導入した場合には、本来引継ぐべき帳簿価額がなくなるのです。これを予測して、平成13年の税制改正では政令で定める帳簿価額を引継ぐということで、税法独自の帳簿価額を既に定義づけているのです。もともと帳簿価額という概念は、確定決算上の貸借対照表価額だと解されてきたわけですが、これがまず現行法の中では覆されたということです。これがこのままいくと、結局、税務上の減価償却資産等の固定資産の帳簿価額と、会計上の帳簿価額とは完全に切り離されるというか、まさに確定決算基準の理念が喪失してしまうわけです。

ある意味では、平成13年の組織再編税制なるものは、実質的に確定決算基準を放棄したことを意味するわけで、このことは帳簿価額なるものを政令で定めたということに最大の問題があるわけです。よって、完全にパーチェス法に移行した場合、確定決算との関係が一層複雑になります。平成13年の時は、持分プーリング法の方がいいのではないかということがいろいろいわれてきたのでそれほど目立たなかったわけです。したがって、国内基準でどういう方法がとられるかはともかくとして、現在はそのこと自体が問われているということです。

組織再編において簿価の引継ぎというか、課税の繰延べ、或いは損失の繰延べを図るということであれば、圧縮記帳でもいいわけです。圧縮記帳に関しては、平成13年のときは損失の繰延べができないのではないかということがいわれてきたわけですが、それは技術的な問題で、決してそうではないわけです。圧縮記帳でやると、圧縮積立金との差額が、確定決算上の帳簿価額と有機的に結びつくわけであって、むしろそちらの方をもう一度やり直すべきではないかという議論もあるのです。しかし、これは極めて少数説だと思います。

〔のれんの償却〕

もう１つ、のれんの償却に関しては、今のようなIFRSのようにのれんは償却せず減損会計の対象にするということと、税務上要請される確実性とか、公平性とかという問題を考えると、

減損会計でのれんを償却するということは、その損失についてかなりの予測値を伴いますし、そもそものれんに価値があるかどうかということについては極めて難しいのです。その価値が下がったか、下がらないかということを毎期企業の評価に依存して、その任意償却を認めるということも、極めて課税所得の計算がブレることになるわけです。ここは、やはり税務上は従来のような定額償却をせざるを得ないということになると思います。

さらに、現行法では、一方では営業権を固定資産として定義しておいて、片方で非適格再編に関しては、負債調整勘定とか、資産調整勘定とか、非常にぬえ的な、どんぶり勘定を設けて調整しているわけです。それが営業権なのか、のれんなのか、また別途税法上の資産なのかということを、今後きちんと整理した対応を考えなければならないという問題が残されていると思います。

（岩﨑）　ありがとうございした。ほかに今の問題につきましてご意見のある方がおられましたら、いかがでしょうか。ちょうどこの部分は渕先生、吉村先生がご担当された部分ですが、何かご意見はありますか。

〔のれんの取扱い〕

（吉村）　今ご指摘のあった調整勘定に関してですが、のれんの扱いに関連して、もちろんのれんを計上して償却していくということも議論になっているわけですが、一方で、のれんに振り分ける前に偶発負債や（識別可能な）無形資産に割り当てる部分をちゃんと確認しなさいということが言われていますので、そういった会計上のさまざまな努力というか、そういった取り組みを法人税法でどう受け止めるか、すなわちのれんの外の部分、外縁の部分について、法人税法でどう対応するかも問題になってくるのかなという気がしています。

6．質疑応答

（岩﨑）　ありがとうございます。大変駆け足でしたが、時間がそろそろ足りなくなってまいりましたので、ここでフロアの方々からの質問に対して、報告者の方から意見を申し述べさせていただきます。今までのパネルディスカッションで幾つか回答が済んでしまったと思われる質問もございますので、それは除かせていただきます。

Q：IASB の会計基準をアダプションした場合、我が国における租税の主権を守るためには、税と会計の関係をどのように考えるべきか。

（坂本）　アドプションを行い、IFRS が公正処理基準になった場合を想定してのご質問だと思います。公正処理基準の規定については、先ほどの討論でもありましたが、いろいろな問題があります。例えば、税法は課税物件の構成要素を法律で規定せずに企業会計に委ねていますが、これは課税要件法定主義あるいは租税法律主義に反するものであるといった指摘です。

IFRS については、IFRS を作成している IASB は外国の民間団体ですから、IASB に課税要件の決定を委ねて良いのかという問題があると思います。今後、IIFRS が公表された場合には、それが公正妥当といえるかどうか絶えず吟味すべきです。国税庁、国税不服審判所、最終的には裁判所による判断が必要になると考えております。

Q：会社の規模や形態によって異なる会計基準を採用することは可能か。

（品川）　今のご質問については、今後のことを考えた場合に一番心配される事項ではないかと思います。IFRS 自体は、言うならば、先ほど申し上げたように、株式を上場しようとする場合には、連結財務諸表の全てに適用しなけれ

ばなりません。そのこと自体はオリンピックのルールに服するということで、それは淡々とやればいいわけです。そのルールが良かろうが、悪かろうが、気に食わなければ上場しなければいいわけです。上場した以上、それは国際的な約束ですから。

しかし、オリンピックのルールでも、絶対に正しいとは思えない場合が今までに幾らでもあったわけです。日本の複合ジャンプが強ければ、欧米はジャンプの採点を低くして、距離をあげるとか、その場、その場のルール変更をやってきたわけです。最近のIFRSやそれをめぐる国際動向においても、時価主義に対して、日本がつぶれかかっているときは「時価主義だ、時価主義だ」と言って、不良債権をたたき売らせておいて、自分たちがそのときになったら、「いや、それはちょっと待った」というようなことで、IFRS自体を会計基準として絶対視するということは若干危険だと思うのです。いずれにしても、それはオリンピックルールですから、上場企業はそれに粛々と従えばいいのです。

オリンピックに出る必要のない、市場に株式を出す必要のない企業にとっては、国内基準によればよいのですが、それをもっときちんと整備してしかるべきだと思うのです。現在の国内基準については、企業会計原則は、今でも死んでいるのか生きているのかわからないわけですし、平成に入って専ら国際基準を意識した会計基準の設定が行われてきているわけです。そちらの会計基準が全部IFRSへ移行してしまったら、或いはアドプションでもいいのですけれども、そうすると残った企業の会計ルールをどうするのかが問題です。これは、税金の問題よりも、むしろ会計のルールを設定する会計学者なり、或いは監督官庁の責任問題です。或いは、会社計算規則を定める法務省がもっと積極的に、きちんとした対応を考えるべきです。

よって、残された非上場企業、又はその中でも、およそ財務諸表の作成を法人税の申告のためにしか意識していない中小企業のための会計ルールをどう設定するかという問題に関しては、今後大いに議論して、その整理をしていくべきだと思います。その整理された基準と法人税法がどう対応していくかということを、先ほどの確定決算基準との理念に合わせて考えていくべきではないかと考えております。

Q：確定決算主義との関係で、過年度の修正が必要になった場合にどのように行うことができるか。

（品川）　確定決算の過年度修正の問題に関しては、かつて法人税の所得計算では、確定決算がもともと過年度修正を予定していないという考え方が定着していました。例えば、法人税基本通達２－２－16というものがあって、過年度修正項目に関してはすべてそれが生じた年度に損金算入するとしています。例えば、売買契約等が契約解除になったときの損失に計上するということが明記されており、しかも、その通達は、それが生じた年度の損金の額に算入するものであるから留意するという言い方をしているわけです。留意するというのは、法人税法の理念を考えれば当然そうなる、過年度修正をするに及ばないということになります。

具体的には、法人税法は、実質的に、国税通則法23条２項の後発的事由に基づく更正の請求を原則的には否定していると解されてきたわけです。しかしながら、平成17年の会社法の制定等で、会社法の世界でも確定決算の修正問題が出ていますので、会社法で修正をされた場合に、更正の請求の対象にすべきかどうかという議論が当然出てくるわけです。

法人税基本通達２－２－16の適用に関しては、関連する最高裁の判決も出てはいるのですけれども、それは現行の通達を一応オーソライズしているというか、容認しているわけです。しかしながら、最近のように会社がばたばたつぶれるような事態の中で、現行の２－２－16がどこまで妥当な取り扱いとして容認されるかという

ことは非常に疑問になってくると思うのです。私もその問題提起をした論文を書いたことがあります。

それから、法人税法に関しては、129条２項に、仮装経理をした場合にはその修正の経理をするまで税務署長は減額更正しないことができるという規定もあります。５年以内に修正の経理をしないと、税金が払いっ放しになるという法人税法の規定があるわけです。こういう規定との関係で、過年度修正の問題については再検討する必要があると思われます。

Q：16ページの⑵「確定決算基準」の説明の項目の、「会計処理以外の基準に従って法人の意思を確認する方が合理的である場合には、確定決算基準によらないことが考えられる」という記述がありますが、これはどういった場合を想定してのことか。

（品川）　この中間報告の文章整理は座長一任ということで、最終的には、私の方でまとめさせていただいています。ご指摘のところは、正直言って私も個人的にはこういう表現は書きたくなかったのです。ですから、ここを鋭く突かれるご意見に対しては大変恐縮しています。

というのは、税務会計研究会においては、確定決算基準は廃止すべきであるという議論も非常に強かったのです。その確定決算基準を廃止すると、会計処理における企業側、法人側の意思確認ができないのではないかという議論において、今のような損金経理の方がむしろベターではないかという議論も当然あったわけです。

しかし、その意思確認は、何も損金経理による必要はないという意見もあるわけです。その意思は、例えば、減価償却の250％償却について、会計的には100を償却すれば十分だけれども、税法が250を償却していい、償却限度額を250に設定しているのであるから、差額の150は申告減算を認めるべきだとし、その申告減算もその法人の意思であり、決算上損金経理をするだけが法人の意思ではなくて、申告書で減算するのも法人の１つの意思であるということです。

まさかそういうことを書くわけにいかないので、それが本当に合理的であるかどうかに関しては、私は非常に疑問があるのです。しかし、座長の立場では、各意見を尊重して、それを収拾をするというのが私に与えられた責任ですから、オブラートに包んで書いたのですけれども、その辺の趣旨をご理解いただければ大変ありがたいと思います。

Q：アメリカにおけるＬＩＦＯの取扱いについて。

（坂本）　アメリカでも極めて限定的ではありますが損金経理を要請する項目がございます。先にご報告しましたがLIFOです。制定の経緯と立法趣旨についてごく簡単にご紹介いたします。

税法上、LIFOが認められたのは1938年のことです。その背景には1930年代にLIFOが「一般に認められた会計原則（GAAP)」として認知されたことがあります。当初、税務上でのLIFOの使用は、なめし革業者や非鉄金属の生産者・加工業者に制限されていましたが、翌1939年には業種の制限なしに認められるようになりました。その際に「一致要求（Conformity Requirement)」が制定されています。当時の通達には、所得を明確に反映させるために一致要求が制定されたとの記述があります。内国歳入法第446条ｂ項には、会計方法の総則として、「所得の明確な反映要件（clear reflection of income requirement)」が明記されており、この条項の趣旨にも合致するものです。立法趣旨は、以上、述べたとおりですが、節税目的でLIFOを用いる企業にとっては、一致要求が足かせになっていることは周知のとおりです。

なお、一致要求は、当初は厳密に強制されていたのですが、1981年の改正で大幅に緩和されています。

Q：ＩＡＳ39が適用される場合、含み損益を租税法上どのように取り扱ったらよいのか。

（吉村）　中間報告書においても若干言及したところですが、私自身の意見としましても、現在の枠組み、いわゆる売買目的有価証券についてのみ時価評価課税を行うという現状の枠組みが望ましいと考えています。それはなぜかと申しますと、売買目的有価証券については、期末の時価評価額をベースにしても課税の確実性を害することはないとの説明には根拠があると感じているからです。こういった観点から設けられた区分が、今後も維持されるべきでないかと、私個人としては考えております。

Q：会社法上の資本金の額の概念とは別に、法人税法上の固有概念として資本金額というものを構成することができるかどうか。

（品川）　ご質問に関しては、むしろ午前中の安藤先生のご報告の中で、いろいろとご示唆があったかと思います。

しかし、先般主税局と経済産業省がグループ課税の問題をいろいろ議論したようですが、その問題の根底にあるのは、みなし配当と、株式の譲渡損益の問題であり、更にその根底にあるのは、そもそも法人税法の資本とは何かというような問題になってくるわけです。今まで企業会計上は資本取引と損益取引をきちんと明確に区分しなければならないということを大原則にしてきたわけですが、会社法等において、その資本概念が非常に揺らいでいることは確かです。

他方、法人税法の方は、拠出資本と、それからもたらされた利益、すなわち、資本積立金額と利益積立金額を明確に区分するという考え方がずっと維持されてきました。しかし、資本積立金額という法律用語がなくなったわけです。資本金等の額の中で拠出資本のあり方が細かく区分され、それに対応した積立金についての非常に細かい規定が設けられて、みなし配当の計

算が厳格に行われています。そのことは、法人税法が拠出資本には課税しないという固有の論理を抱えていると評価できるかもしれません。

しかし、あまりにもそれに固執すると、利益積立金額と昔の資本積立金額をことさら正確に計算することに課税所得の計算上どれだけのメリットがあるのかということが考えられます。例えば、会社法が、法人税法が言う資本の一部を原資にして配当したとして、それを一生懸命全部また拾い出して、課税所得から除外することに、どれだけ生産的な問題があるのか。そんなに配当したければ、それを配当で扱ってもいいではないか、そのぐらいは税と企業会計との調整をもっと割り切ったっていいではないかという議論は当然あろうかと思います。

そういう意味では、法人税法ががんじがらめに資本金額を後生大事に、「これが奪われたら自分の使命がなくなる」と言うほどのことか疑問です。他の面ではかなりラフな規定というか、理念がどこにあるのかわからない規定がそこほかにあるわけです。私はもう少し、積立金の計算を含めて資本計算は簡便化を図らないと、法人税法を読み始めたら、まず積立金のところで誰もが読むのをあきらめます。一体何が書いてあるのか、訳がわからないような法人税法であれば、まさに租税法律主義が言う課税要件明確主義に完全に反しているのです。研究者はそのことをもう少し考えなければならない時期に来ています。

Q：諸外国においてＩＦＲＳへの対応を考えるときに、法人税収への影響についてどのくらい考慮されたのだろうか。

（品川）　今回の研究会とは直接関係がないかもしれません。しかし、税制上の議論においては当然税収が幾らになるかどうか、或いは租税原則的にいえば、税収をきちんと見込んで課税規定を設けるというのは極めて当たり前のことであって、いつも主税局がいろいろな予測数値を出しているわけです。

しかし、今回、そもそもIFRSに対して法人税法がどう対応するかということについては、議論の緒に就いたというのが現状で、今日いろいろと議論を申し上げたようなところで、まだ混沌としたところがあるわけです。よって、IFRSを法人税法が受け入れれば、評価損試算における時価主義が強調されたりすると、どちらかというと減収になる可能性の方が高いわけです。しかし、それが具体的にどうなるかということに関しては、今は予測するような状況ではないかと思いますし、少なくとも、私どもの研究会の対象からはお答えできる範囲を超えているということで、ご勘弁いただければと思います。

（岩﨑）　ありがとうございました。それでは、本日午後の討論の部はこれにて終了させていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

【税務会計研究会中間報告】

企業会計基準のコンバージェンスと法人税の対応

平成21年10月
社団法人　日本租税研究協会
税務会計研究会

序文

１．企業会計基準のコンバージェンス
⑴　企業会計基準改正の経緯
⑵　企業会計基準改正の特徴
⑶　コンバージェンス完全履行への日程

２．会社法（会社計算規則）の対応
⑴　平成14年商法改正
⑵　平成17年会社法の制度と会社計算規則
⑶　中小企業の会計に関する指針

３．法人税法の対応
⑴　課税所得算定の基本原則（租税政策の基本原理）
⑵　確定決算基準の意義と機能
⑶　最近の税制改正の動向

４．コンバージェンスに対する法人税法の方向性・課題
⑴　企業会計との基本的関係（法人税法22条４項）
⑵　確定決算基準
⑶　個別問題

【税務会計研究会中間報告】

企業会計基準のコンバージェンスと法人税の対応

序文

社団法人日本租税研究協会は、2008年12月、税務会計研究会（以下、「本研究会」という。）を設置した。本研究会は、法人税法と企業会計（金融商品取引法会計及び会社法会計を意味する。以下同じ）との関係を調査・研究することを目的とするが、最初に、企業会計基準のコンバージェンスが進む中、法人税法の対応のあり方について調査・研究することとした。

そのため、本研究会は、この問題について、2008年12月から月１回のペースで延べ９回にわたって調査・研究を進めてきた。具体的には、企業会計基準のコンバージェンスの実態を調査し、そのコンバージェンスに対し法人税の課税所得の基となる会社法上の会社計算規則がどのように対応してきたかを調査し、それらに対し、法人税法が如何に対応すべきかという理論的問題を検討するとともに、実際にどのように税制改正が行われてきたかという経緯を調査した。そして、企業会計基準のコンバージェンスが最終局面を迎え、法人税法がどのように対処して行くべきかという方向性について検討した。

その結果、一応の成果を見ることができたので、それを「中間報告」の形で取りまとめることとした。元より、法人税法と企業会計との関係においては、種々の問題が存在しており、それに関しての様々な議論(見解の対立)があるが、中でも企業会計基準のコンバージェンスに法人税法がどのように対応すべきかということは最も厄介な問題である。また、それらの問題のあり方については、種々の議論があって多くの見解の対立があるので、それにコンセンサスを求めることは極めて困難なことである。そのことは、本研究会の議論が一様でなかったことによっても示されている。

特に、国際財務報告基準へのコンバージェンスについては、その最終日程が固まったとはいえ、国内では、そのコンバージェンスが連結のみなのか、それが故に連単分離なのか、あるいは連結先行なのか、連結先行の場合にも、追って単体の方も追随して行くのか、単体は当面凍結されるのか、等についてコンセンサスがあるわけではない。したがって、法人税法がどのように対応すべきかについても、種々の方法論があり得ることとなり、本研究会においても議論が紛糾することとなった。

そのため、本中間報告については、本研究会における種々の議論を整理し、今後の法人税法が対応すべき方向性についても、種々の意見の公約数的なところを各論併記という方法でまとめざるを得なかった。もっとも、このような方法によって今後検討すべき問題点が明らかにされたとも言える。いずれにしても、本中間報告において取りあげた各論点については、識者の御批判を頂くことによって、本研究会の今後の研究の糧にする必要がある。

１．企業会計基準のコンバージェンス

⑴　企業会計基準改正の経緯

日本における企業会計基準は、2000年までは企業会計審議会等が定めた企業会計原則・会計基準があり、これに対して日本公認会計士協会が実務指針を定めていた。企業会計原則は、企業会計処理の総合的指針であったが、平成に入ってからは個別の会計基準の役割が大きくなった。2001年には、財団法人財務会計基準機構内が設立され、その組織である企業会計基準委員会（ASBJ）が企業会計基準、適用指針、実務対応報告の全てを定めている。このほかに、後述のとおり中小企業会計指針が公表されている。

これに対して、国際的には、各国の職業会計士団体により結成された国際会計基準委員会が1973年以来活動を行ってきたが、2001年以来、民間組織である国際会計基準委員会財団が指名する国際会計基準審議会（IASB）が国際会計基準の策定にあたって中心的な役割を担っている。その国際会計基準の中心が、国際財務報告基準（IFRS）である。国際会計基準審議会は、アメリカの会計基準設定の主体である財務会計基準審議会（FASB）との間で会計基準の統合（コンバージェンス）の動きを進めてきてきた。

日本においては、1990年頃以来、次のような、会計基準の改正ないし制定が行われてきた。

①　先物・オプション取引等の会計基準（企業会計審議会、1990年５月）

この会計基準は、先物・オプション取引等についての時価情報の開示を求め、時価主義的会計の先駆となった。

②　リース取引に係る会計基準（企業会計審議会、1993年６月）・リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会、2007年３月）

従来、旧商法計算書類規則において重要なファイナンス・リース取引について注記することが要求されていたのみであったが、この会計基準では、ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理することとした。しかし、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、例外的に、売買処理を行った場合と同等の情報を注記することを条件に賃貸借取引として処理することを認めた。そして、ほぼ全てのファイナンス・リース取引が、この例外処理を受けてきた。これに対して、企業会計基準委員会は５年近くの審議を経て、リース取引に関する会計基準(2007年３月)を公表した。これにより、例外処理が廃止され、ファイナンス・リース取引に関する会計処理は通常の売買取引に係る方法に準じた方法に一本化された。

③　外貨建取引等会計処理基準（企業会計審議会、1979年６月、1995年５月改訂）

1995年５月の改訂において、外貨建長期金銭債権債務に重要な為替差損が生じているときは、原則として、決算時の為替相場により換算し為替差損を認識することとされる等の変更が加えられた。さらに、1999年10月には、後述の金融商品に係る会計基準を受けた改訂が行われた。

④　連結財務諸表原則（企業会計審議会、1975年６月、1997年６月改訂）・連結財務諸表に関する会計基準（企業会計基準委員会、2008年12月）

連結財務諸表原則は、1997年６月の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」によって改訂され、連結ベースのディスクロージャーの充実が図られた。さらに、企業会計基準第22号連結財務諸表に関する会計基準によって改訂が行われている。

⑤　研究開発費等に係る会計基準（企業会計審議会、1998年３月、企業会計基準委員会、

2008年12月改訂）

研究開発費等については、研究開発費等に係る会計基準が、企業間の比較可能性向上の観点から研究開発費を発生時に費用処理することとした。同会計基準は、企業会計基準第23号によって、改訂されている。

⑥　退職給付に係る会計基準（企業会計審議会、1998年６月、企業会計基準委員会、2005年３月一部改正）

この基準は、確定給付型の企業年金制度において、積み立てた資産の運用利回りの低下、資産の含み損等により、将来の年金給付に必要な資産の確保に懸念が生じているといわれていることを背景に、企業年金を含む退職給付を、従業員の労働の提供が生じた期間の費用として処理することとした。企業会計基準第３号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」は、前記会計基準において例外的に認識しないこととされていた未認識年金資産について、原則的な考え方に即して、費用の減額として処理することとした。

⑦　税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会、1998年10月）

税効果会計が前述の連結財務諸表原則の改訂（1997年６月）によって適用されることになったことを受けて、税効果会計に係る会計基準が公表された。

⑧　金融商品会計に係る会計基準（企業会計審議会、1999年１月）・金融商品会計に関する会計基準（企業会計基準委員会、2006年８月）

金融商品については、金融商品会計に係る会計基準によって、売買目的有価証券の時価評価等が導入された。さらに、企業会計基準第10号金融商品会計に関する会計基準、改正企業会計基準第10号金融商品に関する会計基準（企業会計基準委員会、2008年３月）を通じて、金融商品の時価情報の開示が拡充されている。

⑨　固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会、2002年８月）

固定資産の減損については、固定資産の減損に係る会計基準が、一応取得原価基準の枠内で、固定資産の減損を反映する帳簿処理を適用することとした。具体的には、減損の兆候の判断、減損損失の認識、減損損失の測定という三段階の手順により、固定資産について回収可能性を反映した帳簿価額の減額が行われる。

⑩　企業結合に係る会計基準（企業会計審議会、2003年10月）・企業結合に関する会計基準（企業会計基準委員会、2008年12月）

企業結合に関しては、企業結合に係る会計基準が公表され、消滅会社から引継いだ資産を時価以下の範囲で任意に評価替えするようなことができたそれまでの会計実務を廃し、持分プーリング法とパーチェス法のいずれかを用いることとした。さらに、企業会計基準第21号企業結合に関する会計基準は、国際的動向に合わせて、持分プーリング法を廃止した。

⑪　自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（企業会計基準委員会、2002年２月、のちに自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（2005年12月））

自己株式及び準備金の額の減少については、企業会計基準第１号自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準が、平成13年の二回の商法改正に合わせた会計処理を定めた。その後、この会計基準は、平成17年の会社法の施行に伴い、自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準となり、さらに、平成18年８月の会社計算規則の施行に伴い改正されている。

⑫　１株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準委員会、2002年９月）

この会計基準は、従来から開示が要求されてきた１株当たり当期純利益の算定方法について、平成13年の二度の商法改正を踏まえて、定めたものである。その後の会社法施行等に伴い数次の改正が施されている。

⑬　役員賞与に関する会計基準（企業会計基準委員会、2005年11月）

この会計基準は、従来、役員報酬については費用として、役員賞与については利益処分として会計処理することが一般的であったところ、平成15年商法改正を経て平成17年会社法施行により、役員賞与と役員報酬が同一の手続により支給されることとなったため、役員賞与についても発生した会計期間の費用として処理することとした。

⑭　貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準委員会、2005年12月）

この会計基準は、いわゆる中間区分を廃止し、従来の資本の部に代えて純資産の部を設置した。

⑮　株主資本等変動計算書に関する会計基準（企業会計基準委員会、2005年12月）

この会計基準は、平成17年会社法施行によって導入された株主資本等変動計算書の表示に関するルールを定めた。

⑯　事業分離等に関する会計基準（企業会計基準委員会、2005年12月、2008年12月改正）

この会計基準は、持分の継続・非継続という概念を軸に、企業再編における分離元企業や結合当時企業の株主に関する会計基準を定めた。なお、2008年12月に、企業結合会計基準の改正に対応した改正が行われている。

⑰　ストック・オプション等に関する会計基準（企業会計基準委員会、2005年12月）

この会計基準は、2001年11月の商法改正で新株予約権制度が導入されたことを受けて公表されていた論点整理を踏まえて、平成17年会社法施行後のストック・オプションについての会計処理を定めたものである。

⑱　棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準委員会、2006年７月、2008年12月改正）

この会計基準は、棚卸資産の期末における評価基準及び開示について定めたものである。従来、原価法と低価法の選択適用が認められてきたが、低価法は原価法に対する例外と位置づけられてきた。この会計基準は、低価法を廃止し、資産の収益性低下により簿価を切り下げることを棚卸資産についてもより広く認めることとした。さらに、2008年12月の改正企業会計基準第９号棚卸資産の評価に関する会計基準では、棚卸資産の評価方法としての後入先出法を、国際会計基準とのコンバージェンスを図るために、廃止した。

⑲　関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準委員会、2006年10月）

従来、関係当事者の開示に関する特定の会計基準は存在しなかったが、国際的な会計基準のコンバージェンスの観点などから、この会計基準が定められた。

⑳　四半期財務諸表に関する会計基準（2007年３月）

2006年の証券取引法改正に基づいて四半期報告制度が導入されたことに伴い、この会計基準が定められた。

㉑　工事契約に関する会計基準（企業会計基準委員会、2007年12月）

長期請負工事に関する収益の計上については、従来、工事進行基準又は工事完成基準の

いずれかを選択適用することとされてきたところ、この会計基準は、工事進行基準の適用要件を明確化した。

㉒　持分法に関する会計基準（企業会計基準委員会、2008年３月）

この会計基準は、投資会社と持分法の適用対象となる非連結子会社や持分法適用関連会社の会計処理について、原則として統一することとした。

㉓　セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準委員会、2008年３月、最終改正2009年３月）

セグメント情報開示基準（企業会計審議会、1988年５月）の下で連結財務諸表の注記事項として、⑴事業の種類別セグメント情報、⑵親会社及び子会社の所在地別セグメント情報、⑶海外売上高のみが開示されていたところ、この会計基準は、報告されるべきセグメント情報を増やすとともに、報告されるべきセグメント情報の要件を具体的に定めた。

㉔　資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準委員会、2008年３月）

この会計基準は、国際会計基準とのコンバージェンスの一環として、従来、我が国では特に明確なルールが存在しなかった、資産除去債務についての会計処理を定めた。

㉕　賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（企業会計基準委員会、2008年11月）

この会計基準は、従来、一般に原価評価されていた不動産について、賃貸等不動産に該当する場合には、時価等の注記を行うこととした。

⑵　企業会計基準改正の特徴

以上のような近年の企業会計基準改正の特徴としては、次のような諸点が指摘できる。

第一に、国際基準との調和である。資本市場の国際化により、会計基準の国際的なコンバージェンスが進んでいる。我が国の会計基準も、この流れに沿って変化してきた。とりわけ、ここ数年は、後述のような国際財務報告基準とのコンバージェンスの要請に応えるための会計基準の整備が急速に進んでいる。

第二に、企業財務の透明化である。投資家に対する情報提供を充実させるために、より多くの、また比較可能性の高い情報が開示されるようになってきた。

第三に、損益計算から財産計算への力点の移行である。従来、適正な期間損益計算が企業会計の中核とされ、その中で取得原価主義が重要な役割を担っていた。しかし、企業の所有する資産の含み損が投資家から観察不可能であることの弊害を除去するために、時価主義志向が強調されることとなった。金融商品に関しても、時価主義が強調されている。もっとも、この時価主義志向はあくまで取得原価主義の枠の中でのその修正として位置づけられている。

第四に、設定主体の変更である。かつての政府機関の企業会計審議会に代わり、民間団体である財務会計基準機構の企業会計基準委員会が企業会計基準の設定を担うようになった。これに伴い、会計基準の変更が弾力化し、また企業会計の内容も詳細なものとなってきている。

第五に、税法との乖離の拡大である。かつて、トライアングル体制と称して、企業会計原則、商法・法人税法の調整が図られてきたが、近年、企業会計基準と会社計算規則が接近し、また、企業会計基準について国際的なコンバージェンスが強調されるのに従って、税法との調整に関心が失われるようになってきた。

⑶ コンバージェンスの履行とその課題

企業会計基準委員会は、国際会計基準審議会との間で取り交わされ2007年７月の「東京合意」にて、2011年６月を履行期限とした国際財務報告基準とのコンバージェンスを行うとした。また、これに先立ち、EU は、欧州証券規制当局委員会に委託して日本の会計基準の IFRS との同等性評価を行い、26項目の差異項目を指摘した。

しかし、近年の企業会計基準改正の結果、EU から指摘されたコンバージェンスの対象である26項目については、ほぼその作業は終了した。

2008年12月に、EU の欧州委員会によって我が国の会計基準が同等であると評価されたが、同等性評価は今後も行われていくので、コンバージェンスをさらに推進していくべきであると考えられている。ただし、IFRS 自体が、国際会計基準審議会と財務会計基準審議会の共同作業によって作られている最中であるため、両審議会の公表する論点整理や公開草案等を見すえながら、我が国でも対応する会計基準を作成していく必要がある。

コンバージェンスの推進には、実務等との関係、会社法との関係、税法との関係等、さまざまな考慮要素がある。このため、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を緩やかに解して、連結財務諸表についての会計基準について、個別財務諸表に先行して改訂していくといういわゆる連結先行の考え方が唱えられている。企業会計審議会が2009年６月に公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」でも連結先行の考え方が示されている。

さらに、日本の会計基準を IFRS に統合（コンバージェンス）するのではなく、IFRS を直接、日本の企業に適用しようという見解もある（いわゆるアドプション）。この見解のもとでは、連結財務諸表の会計基準としては IFRS を採用し、個別財務諸表の会計基準としては国内の独自の会計基準を用いるという考えが主張されることがある。いわゆる連単分離論である。この場合、公開会社の連結財務諸表を IFRS 基準で作成し、個別財務諸表、会社法の計算書類の作成については、国内の会計基準を用いる。そして、課税所得算定は、直接には会社法関係の法規制を前提にしているから、個別財務諸表系統の企業会計とのみ接点を有することになる。

この連単分離論を採用すると、従来の企業会計基準に変更を加えなくて済み、また、会社法の要求する会社計算書類の作成及び法人税法に基づく課税所得算定が国際会計基準の影響を受けなくなる。これをメリットと考えるならば、連単分離論は考慮に値するということになる。もっとも、連単分離論に対しては、永久に二つの基準が存在することで会計情報の比較可能性が失われ、また、連結財務諸表を個別財務諸表等と別に作成するコストが存在する、との批判がある。

２．会社法（会社計算規則）の対応

⑴ 平成14年商法改正

平成14年商法改正において、それまで商法典に置かれていた計算関係規定（資産評価等に関する規定）が省令（会社計算規則）に委任されることになった。これによって、計算関係規定のより機動的な制定・改変が可能になり、会計基準の改正等に弾力的に対応できることになったため、証券取引法の会計との整合性が高まることとなった。このことは、会計基準のコンバージェンスが会社計算規則に一層影響を及ぼすことを意味する。

⑵ 平成17年会社法の制定と会社計算規則

平成17年会社法制定前には、会社を含む商人一般に対して商法32条２項が「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と定めていた。そこにいう「規定」には、商法32条１項も含まれると解されており、会計処理全般について公正な会計慣行の斟酌が要求されていると考えられていた。

会社法は、会計処理について、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うべきことを定める規定を設けたが（会社法431条）、これは、従来の会計慣行の斟酌と同じ意義であると解されている。また、会社法をうけた会社計算規則３条もその用語の解釈及び規定の適用に関して、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」としている。

2009年には、国際的な会計基準とのコンバージェンスの必要から企業結合に関する会計基準（持分プーリング法の廃止）等が企業会計基準委員会によって公表されたこと及び近時の関係法令の改正等に伴い、会社法の委任に基づく会社計算規則について、所要の改正が行われた。

⑶ 中小企業の会計に関する指針

企業会計基準は、元来、金融商品取引法に基づく財務諸表等の作成の基準であるが、原則として、会社法にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」にあたるものと解されている。このため、利害関係者の範囲が限定されており規模も小さい中小企業の従うべき規範としては必ずしも適当でなかった。このため、従来、中小企業はもっぱら税務会計のみを念頭に置いて計算関係書類を作成してきたと指摘されている。最近では、平成14年商法改正に伴い、会社計算規定が法務省令（会社計算規則）へ移行した際、国会の衆参両院において、当該省令化によって会社計算規則が国際化・複雑化することを危惧して、中小企業に対して過重な負担が生じないよう必要な措置をとる旨の附帯決議がされた。

この附帯決議を受けて、2002年６月に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表し、これに呼応して、2002年12月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、2003年６月に日本公認会計士協会が「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれ定めた。その後、2005年８月、これらの報告書等を統合する形で、日本公認会計士協会・日本税理士連合会・日本商工会議所及び企業会計基準委員会が、「中小企業の会計に関する指針」を作成した。これも、原則として、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を構成するものといえよう。

３．法人税法の対応

⑴ 課税所得算定の基本原則（租税政策の基本原理）

法人税法は、その課税標準を「所得の金額」（法法21条）と定めた上で、所得の金額の具体的内容を「当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。」（法法22条１項）とし、益金と損金との差額によって把握すること（損益法）を明らかにしている。この場合の「所得」とは、一般的に、包括的所得概念（純資産増加説）に基づくものと解されている。

また、法人税法22条２項が、益金の額に算入すべき金額として、「無償による資産の譲

渡又は役務の提供」から収益が生じることを定めているが、「この規定は、法人が資産を他に譲渡する場合には、その譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにしたもの」（最判平成７年12月19日・民集49巻10号3121頁）と解されている。ただし、課税所得の算定上、租税政策その他の理由から、「別段の定め」（法法22条２項・３項）による修正が加えられている。ここで念頭に置くべき租税原則または租税政策上の考慮として、次のようなものが考えられる（税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（2000年７月）参照（以下、「中期答申」という。））。まずは、公平の原則である。法人税法にとっても、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという水平的公平は、重要な考慮要素となる。なお、これは、円滑な執行が確保できるかという観点も含むものとして考えられる。

第二に、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにするという意味における中立が求められる。そして第三に、簡素が挙げられる。企業の税負担の計算が容易であること、納税コストが安価であること、また執行側にとっても、なるべく効率的に執行できる基準の方が望ましいと考えられる[1]。

そして、このほかに、経済社会の活力維持や国際的整合性という考慮、または特定の政策目的を実現するための政策手段として、租税（法人税法）が利用されることがある。

また、法人所得のうち、配当に対しては、法人段階での法人税だけではなく、配当を受け取る株主段階でも（所得）課税がなされることになるため、法人段階課税と株主段階課税との間の負担調整の問題が生ずる（「中期答申」156頁）。そこで、個人株主の場合には、配当税額控除制度（所法92条）、法人株主の場合には、受取配当の益金不算入制度（法法23条）が設けられている。これは、法人税の性格論（独立課税か所得税の代替課税か）に由来するが、「配当」の概念を明確にするため、資本金等の額と利益積立金額とを峻別することを要請する。

⑵　確定決算基準の意義と機能

「法人の課税所得計算においては、その期に企業が稼得した利益の額を基礎とするという基本的な考え方に加えて、減価償却費や引当金の繰入れなどの企業の内部取引について恣意性を排除する必要があることなどから、株主総会において報告・承認された商法上の確定決算を基本とするという、いわゆる『確定決算主義』が採られてい」る（「中期答申」158頁以下）。

ここで確定決算主義ないし確定決算基準と呼ばれる概念の内容は、税制調査会・法人課税小委員会報告（1996年11月）に従って、次のように整理することができる。

① 商法上の確定決算に基づき課税所得を計算し、申告すること（法法74条１項参照）。

② 課税所得計算において、決算上、費用または損失として所定の経理がされていること（損金経理）等を要件とすること。

③ 別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理の基準」（以下「公正処理基準」

1　このことから、例えば、課税要件事実については明確でかつ客観的に構成されることが望まれる。

という。）に従って計算すること（法法22条４項）。

このうち①については、ただの手続的な規定にすぎないとの指摘もあるが、③とあわせて見た場合には、課税所得が企業利益に基礎をおいて算出される以上、企業の採用する会計方法が不適正なものでない限り、企業利益を課税所得の基礎とすることが適当だとの考えに立脚するものと評価できる（大蔵省企業会計審議会中間報告「税法と企業会計との調整に関する意見書」（1966年10月）参照）。加えて、財務諸表を統一し、会計処理の煩雑さを解消するという考え方を見出すこともできよう。

また、③の規定は、流動する社会経済事象を反映する課税所得にとって、適切に運用されている会計慣行に委ねることが適当と思われる部分が多いことを重視し、「税法において課税所得は、納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに、税法においては、企業会計に関する計算原理規定は除外して、必要最少限度の税法独自の計算原理を規定することが適当である。」（税制調査会「税制簡素化についての中間報告」（1966年９月））と考えられ、導入されている。

例えば、租税法、商法、企業会計原則はそれぞれ固有の目的と機能を持っている。後二者が利害調整機能または情報提供機能を担っているのに対し、租税法は、税負担の公平、中立性の確保等をその立法の基本的な考え方とする（前述３⑴（ロ））。そのため、企業間の課税の公平を維持することを目的として、会計方法の選択制を抑制し、また会計方法の適用条件の規制を行い、または、税務運営上の簡素化を図るために費用の損金算入額および重要性の判断について画一的基準を設けるといった形で、必要最少限度の法人税法独自の規定（「別段の定め」）が設けられる。

これらの場面では、租税法規が公正処理基準に対して修正的・補充的に機能するのに対して、②は、企業の判断によって左右される内部取引等に係る意思決定を、確定決算に求める考え方である。これにより、計算の真実性ないし客観性を担保し、もって課税の安定ないし法的安定性を得ることができるとの判断に基づくものである。

従って、上記②は、直接には、法人の「意思」をどこに求めるかという点についての判断（申告行為を通じて示される意思では不十分との判断）といえるが、その前提として、内部取引等の特定事項については、その額を第三者たる課税庁が認定することはせず、（一定の範囲内において）企業の行った会計処理を最終のものとして認めることを意味している（大阪高判昭和50年６月13日・税資81号822頁参照）。

⑶ 最近の税制改正の動向

イ．基本的方向

平成10年度税制改正以降、確定決算基準によって商法（会社法）、企業会計原則と結び付けられていた法人税法は、大きく変化をしていく。会計慣行に多くを委ね、必要最少限度の税法独自の計算原理を規定するとの従来の方針は転換され、法人税法上の固有の処理をより積極的に規定する方向へと踏み出したように見える。

1998年以降における税制改正の理論的基礎となったのは、上記法人課税小委員会報告である。同報告は、経済社会の構造変化や国際化が進展する中で、法人課税の「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という基本的方向を明確に打ち出した。そして課税ベースの見直し（拡大）にあたっては、税制の公正・中立や透明性を実現するために、企業業

績（課税所得）を、その実態に即して、的確に把握し課税することが重要であると強調したのである。

その上で、「法人税の課税所得は、今後とも、商法・企業会計原則に則った会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いとすることが適切と考える。」と明言する。すなわち、適正な課税の実現という法人税法固有の目的と、商法（会社法）、企業会計原則が有する目的・機能との相違に応じて、法人税法固有の取扱いを整備していくことが明らかにされた。この考え方は、税制調査会「わが国税制の現状と課題―21世紀に向けた国民の参加と選択―」（2000年７月）においても改めて強調された。

もっとも、平成10年度税制改正以降においても、会計基準の変容に対応し、申告段階での調整項目を少なくすることで企業の事務処理負担を軽減するための改正がなされてきている。そのため、最近の税制改正は、後述のように、企業会計と税務会計との乖離と調和が混在したものとなっている。

ただし、企業会計との相互調整を経て、両者の取扱いに共通した部分が多くあったとしても、かつてのように企業会計における取扱いに対する特例のみを別段の定めとして設けるというアプローチは採用されていないことがあることに注意すべきである（朝長英樹「法人税法と商法・企業会計」租税研究653号33頁（2004））。これは、法人税法が有する固有の目的を前提として、その取扱いが定められていることを明らかにするものである。

ロ．企業会計からの乖離

① 平成10年度税制改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方向を踏まえ、商法・企業会計原則における会計処理の保守主義や選択制によって、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みがもたらされているとの認識を前提に、次のような改正が行われた。まず取り上げられたのは、各種引当金の扱いである。税制の公平性・明確性の要請から、不確実な費用又は損失の見積り計上は極力抑制するとの方針の下、各種引当金のうち貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金、製品保証等引当金、特別修繕引当金の縮減・廃止が進められた[2]。減価償却制度についても、建物の償却方法の選択制を抑制し[3]、また少額減価償却資産の取得価額基準の引き下げ、簡便償却制度の廃止といった改正がなされた。

また、収益の計上基準についても、やはり企業会計上の処理が選択的であった工事

---

2 なお、法人課税小委員会報告において、「近年の国際的な会計基準の動向をみると、費用収益対応の考え方に立って企業の財政状態や経営成績を測定・開示する方法から決算期末の資産・負債の金額を確定することによってこれらを測定・開示する方法に比重が移ってきている。今後、我が国企業会計においても、こうした会計処理方法が採り入れられていく可能性がある。この方法によれば、従来以上に資産・負債を確定するために見積りの要素が増え、また、長期の潜在的な債務についてもできる限り財務諸表に計上することが求められることになると考えられる。しかし、こうした情報開示のための企業会計上の要請と、公平性、明確性という課税上の要請には違いがあるので、税制が企業会計上の処理に合わせることには限界があると考える。」との指摘があった。

3 なお、同時に建物の耐用年数の見直し（短縮）が行われている。

収益の計上方法を限定するとともに、割賦販売等に係る収益計上基準について、商品等の供給機能のみを果たし金融機能は第三者に委ねている法人との均衡を図るため、その適用範囲の見直しが行われた。

② 平成13年度税制改正では、企業の競争力を確保し、企業活力が発揮されるよう、柔軟な組織再編成を容易にするための商法改正（会社分割法制の創設）が行われたことをきっかけとして、組織再編税制の整備が図られた。その際には、「移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられる。」（税制調査会「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」（2000年10月））とされ、法人税法独自の立場から、税負担の公平、企業の経営形態に対する中立性の観点を基本とする制度設計が行われた。そのため、税法固有の要件や会計処理（帳簿価額の引継ぎ、資本の部の整備など）が設けられている。

また、平成14年度税制改正により導入された連結納税制度においても、企業のグループ経営が大きく進展してきた中で、実態に即した適正な課税を実現するという観点からの制度構築が行われた。なお、同時に、課税ベースの適正化措置として、退職給与引当金の廃止が行われている。

これら組織再編税制や税法固有の要件・処理を積極的に導入した結果、課税ベースの拡大とあいまって、企業会計上の処理との距離は広がった。そのために、例えば、非適格合併等により被合併法人等が移転する減価償却資産について、これらの減価償却資産の価額として会計帳簿に記載した金額が、その償却限度額の計算の基礎となる取得価額に満たない場合には、損金経理を要件とする減価償却費の損金算入の可否に疑義が生じる状況となっていた。そこで、平成16年度税制改正により、この満たない部分の金額を損金経理額とみなすことにより、その満たない部分の金額についても、償却費として損金の額に算入することとされた（みなし損金経理）。

同じように、企業結合会計基準等の整備が進んだことに伴い、平成18年度税制改正において、非適格組織再編成や営業譲受けについて、移転を受けた資産及び負債については個別時価を取得価額として付すとともに、退職給付債務等に相当する負債を認識した上で、これら資産及び負債の時価純資産価額と非適格組織再編成等の対価との差額について資産又は負債の調整勘定を計上することとされた。このように、税法固有の処理を前提に、企業会計との調和を図るという方向での微調整もなされている。また、平成15年度から段階的に廃止された退職給与引当金等との関係において捉えることもできる。

③ 平成18年度税制改正では、会社法の制定に伴い、資本の部を整備し、資本金等の額及び利益積立金額の概念の明確化が行われた。また、会社法制や企業会計など周辺的な制度が大きく変わる機会を捉えて、恣意抑制という法人税法固有の立場から、役員給与の損金算入のあり方が見直されている。

そして、2005年12月に「ストック・オプション等に関する会計基準」及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」が公表され、ストック・オプションの費用計上に関する会計方法が明らかにされたことに対して、新株予約権の交付を受けた者についての所得税法上の扱いに対応した費用計上の特例が設けられている。

④　平成19年度税制改正では、生産活動や事業活動の拠点としての日本の魅力を高め、税制における国際的なイコールフッティングを確保するため、減価償却制度の抜本的な見直しが図られた。新たな定率法（いわゆる250%定率法）の導入を始めとして、経済活性化という租税政策的な観点からの改正が行われている。また、法定耐用年数や資産区分について、使用実態を踏まえた見直しが行われた（平成20年度税制改正）。

ハ．企業会計との調和

①　平成12年度税制改正では、「金融商品に係る会計基準」（1999年１月）に対応して売買目的有価証券の期末時価評価制度、未決済デリバティブ取引のみなし決済制度、ヘッジ取引の時価評価・繰延制度が新設されたが、金融取引の計算規定と評価規定等の全般にわたって、企業会計との調和を図りつつも、自己完結的な規定が設けられている。

②　また、平成19年度税制改正では、会計基準の整備に対応して次のような改正が行われている。まず、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する例外処理の廃止を織り込んだ「リース取引に関する会計基準」（2007年３月）が公表されたことを受け、所有権移転外ファイナンス・リース取引について売買取引に準じた処理とすることとした。

次に、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（2006年７月）が公表されたことに対応し、平成19年度税制改正により、棚卸資産の期末評価について低価法を適用する場合における棚卸資産の評価額が「当該事業年度終了の時におけるその取得のために通常要する価額」（いわゆる再調達原価）から「当該事業年度終了の時における価額」（時価）に改められ、また短期売買商品（トレーディング目的で保有する棚卸資産）の期末評価制度が創設された。

また、繰延資産については、会社法及び会社計算規則が、「繰延資産として計上することが適当であると認められるもの」（会社計算規則106条３項５号）と規定し、企業会計に全面的に依存することとなった。そして、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成2006年８月）により、繰延資産の項目を株式交付費、社債発行費等（新株予約権の発行に係る費用を含む。）、創立費、開業費及び開発費とするとともに、同時に公表された「金融商品に関する会計基準」により、社債発行差金に相当する額について償却原価法を適用することとされた（なお、「中小企業の会計に関する指針」においても同様の取扱いとされた（2007年４月改正）。）。法人税法も、このような会計処理と整合的になるように整備が行われた。

③　平成20年度税制改正では、「工事契約に関する会計基準」（2007年12月）の適用により、工事進行基準の方法により収益等が認識される工事の請負が増加すると予想される一方で、法人の自由な選択といった恣意性が排除されることから、会計処理との整合性に配慮する方向で、工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の見直しが行われている。

④　平成21年度税制改正では、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の改正（2008年９月）に伴い、棚卸資産の評価について選定できる評価方法から後入先出法が除外された（なお、あわせて単純平均法が廃止されている）。

4．コンバージェンスに対する法人税法の方向性

⑴ 企業会計との基本的関係

我が国の企業会計が国際会計基準へとコンバージェンスの動きを見せる中で、法人税法と企業会計との関係についても、再検討の必要の有無が問われている。まず、法人税法22条4項との関係でどのような問題があるか検討する。

かねてより、法人税法関係法令における課税所得算定のための規定は、企業会計との関係では、次の三つのグループに分けられると指摘されている（金子宏『租税法第14版』265頁参照）。

すなわち、第一に、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の内容を確認する性質のものがある。例えば、資産の評価益の益金不算入の規定（25条）や評価損の損金不算入の規定（33条）がそれである。第二に、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」を前提としつつも、画一的処理の必要から、統一的な基準を設定し、または一定の限度を設け、あるいはそれを部分的に修正することを内容とする規定である。例えば、棚卸資産の評価に関する規定（29条）や減価償却に関する規定（31条）がそれである。第三に、租税政策上または経済政策上の理由から、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に対する例外を定める規定である。受取配当の益金不算入に関する規定（23条）や租税特別措置法の多くの規定がこれにあたる。これらの区分については、第一と第二には共通するところが多い。

我が国の企業会計基準のIFRSへのコンバージェンス（ないしIFRSの直接適用）によって、法人の準拠すべき会計基準の内容が変わるのであれば、それに応じて、法人税法22条4項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の内容が変わるということが考えられる。つまり、法人税法が自足的な定めを置かず、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」を参照している限りで、法人税法の実体的規定が変容するということになる。

問題は、上記の第一および第二のカテゴリーへの影響である。コンバージェンスによっても租税実体法のルールが変わるべきでないと判断するならば、法人税法の規定は維持されることになる。ただし、その場合、この規定の性質は、上記の第三のものへと変化する。これに対して、コンバージェンスによって租税実体法のルールが変わってもかまわないと考えるのであれば、従来の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」を確認する趣旨の第一のカテゴリーの規定を、コンバージェンスを経た会計基準（ないしIFRS）の内容へと改正する必要が生じる。あるいは、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」が、納税義務者である法人に適用される会計基準によって異なると考えるならば、法人税法で第一のカテゴリーに属するような定めを置かない、という選択肢もある。

いずれにせよ、法人税法の既存の個々の規定について、改めて、過去の企業会計のルールを確認したものであるのか、それとも、何らかの租税政策ないし経済政策上の目的に応じて定められたものなのか、ということを検討する必要がある。個々の規定については、後述⑶で検討を行う。

⑵ 確定決算基準

次に、コンバージェンスと確定決算基準の関係を検討する。コンバージェンスによって

企業会計のルールが変容するならば、個々の取引（内部取引を含む）に対する会計処理が従来と変わる場合が生じることになる。この結果として、企業会計と法人税法の定めるルールとの差異が小さくなる場合と大きくなる場合が考えられる。

差異が小さくなる場合についてはあまり問題がない。しかし、差異が大きくなる場合には、従来企業会計において許容されていた税法上有利な会計処理が企業会計において選択できなくなる結果として、従来よりも税法上不利になることが生じうる。あるいは、逆に、従来から利用されてきた税法上有利な会計処理を利用し続けたいがために、企業会計のルールがこれまでに増して歪められる可能性もある。

この点に鑑みても、前述のとおり、法人税法の既存の個々の規定について、改めて、過去の企業会計のルールを確認したものであるのか、それとも、何らかの経済政策上の目的に応じて定められたものなのか、ということを検討する必要がある。なお、経済政策上の目的に応じた措置であるならば、すべからく租税特別措置法の中に定めを置くべきである、という考え方が一般的であるが、法人税法の中にも政策目的の措置が存在して構わない、という考え方もある。

これらの場合において、何らかの経済政策目的の租税特別措置の利益を享受する資格の有無を判断するに際して、損金経理要件を含む確定決算基準を通じて、取引の存否および法的評価に関する法人の意思を確認することは一般的には合理的であると考えられる。しかし、前述のようなコンバージェンスによってもたらされる法人税法と企業会計との関係において、会計処理以外の基準に従って法人の意思を確認するほうが合理的である場合には、確定決算基準によらない（申告調整を認める）ことが考えられる。いずれにしても、企業会計基準のコンバージェンスの中で、確定決算基準が岐路に立たされている。

⑶ 個別問題

イ．収益・利得

（イ）収益認識

IAS 第18号では、収益について、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、これらの便益が信頼性をもって測定できるときに認識されるとしている[4]。たとえば、物品の販売については、①物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転したこと、②販売された物品に対して、通常、所有とみなされる継続的な管理上の関与も有効な支配も保持していないこと、③収益の額が信頼性をもって測定できること、④当該取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと、及び⑤当該取引に関連して発生した（又は発生する）費用が信頼性をもって測定できること、という条件を満たした時に収益が認識される。この点では、わが国における実現主義の考え方と本質的な相違はないと考えられている（日本公認会計士協会「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）―IAS 第18号「収益」に照らした考察―」（2009年７月）。以下、「中間報告」という。）。ただし、所有に伴う重要なリスク及び経済価値の移転は、必ずしも法律上の所有権等の移転

4　なお、IAS 第18号は、物品の販売、役務の給付、そして利息、（ロイヤリティー及び配当を生ずる）企業資産の第三者による利用から生ずる収益の会計処理に適用される。

の時点に限定されず、取引の実態に基づき判断するとされているが、法律上の所有権や占有の買手への移転と同時に発生する場合が多いとされ、物品を出荷した時点での収益認識に否定的であると評価されている（上記中間報告）。

また、工事契約に関しては、IAS 第11号に相当するものとして、「工事契約に関する会計基準」（2007年12月）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（2007年12月）が公表されている。これらにより、「成果の確実性」が認められる場合には工事進行基準を適用し、これが認められない場合には工事完成基準を適用するものとされている。

税務会計における収益認識の基準については、前述のとおり、法人税法22条２項において損益法を採用することを明らかにした上で、同法22条４項が「一般に公正妥当と認める会計処理の基準」（公正処理基準）を利用して益金・損金の計算を行うことと規定している。そして、この条文構造を前提に、「ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものと考えられる。」（最判平成５年11月25日・民集47巻９号5278頁）と解され、実現主義を採るものと考えられている。

もっとも、「取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も右会計処理を正当なものとして是認すべきである。」（上記最高裁判決）と解され、基準の合理性、継続性が満たされれば企業の自主的経理が尊重される。たとえば、コンバージェンスの具体的な結果が、収益認識の基準として検収・到着が重視されるという程度にとどまるのであれば、（検収基準によって）継続して収益計上が行われることも実務上は許容されている（法基通２－１－２）ので、法令上の特段の対応は必要ないものと考えられる。

また、平成20年度税制改正により、会計処理との整合性を考慮した上で、工事進行基準の適用範囲の見直しが行われている。

なお、IASB・FASB 共同プロジェクトにより公表された「顧客との契約における収益認識に関する予備的見解」（2008年12月）では、従来の実現・稼得モデルを資産・負債モデルに置き換え、収益認識の基準を開発していく方向が示されている。顧客との契約における企業の正味のポジションの増加を基礎として収益を認識するという基本的な立場が示され、その具体的時点として、履行義務を充足した時点（例えば顧客に資産を移転した時点）を指すものとされている。この基準は、工事契約に対しても適用することが検討されているなど、今後の議論の推移が注視される。また、このような立場が企業会計において具体化された場合の対応は、法人税法にとって大きな課題となる。

（ロ）時価（公正価値）評価に伴う利得

IAS 第39号に相当する「金融商品に関する会計基準」（旧「金融商品に係る会計基準」（1999年１月））は、有価証券を、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式・関連会社株式及びその他有価証券に区分した上で、企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供すべく、期末に売買目的有価証券及びその他有価証券の時価評価を行うことを求めている。

そして、売買目的有価証券及びその他有価証券ともに時価をもって貸借対照表価額とさ

れるが、前者については評価差額が当期の損益として処理される一方で、後者の評価差額は当期の損益として処理されることなく、税効果を調整の上、純資産の部に記載する考え方（全部純資産直入法）が原則とされている。

なお、公開草案「金融商品：保有区分及び測定」（2009年７月）では、金融商品（金融資産又は金融負債）を、基本的貸付特徴（basic loan feature）のみを有していること、及び契約金利ベースで管理されていること（managed on a contractual yield basis）という条件を満たすものと、それ以外のものとに区分し、前者を償却原価カテゴリー、後者を公正価値カテゴリーとする方向が示されている。

このほか、IAS 第２号に相当する「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、トレーディング目的で保有する棚卸資産について、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）を、当期の損益として処理することとしている。

法人税法においては、評価益は、会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があった場合又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定その他これに準ずる事実が生じた場合を除き、原則として、益金の額に算入されない（法法25条）。

しかしながら、平成12年度税制改正及び平成19年度改正により、売買目的有価証券及び短期売買商品については、時価評価損益を益金の額又は損金の額に算入することとされている（法法61条の３及び61条）。

したがって、企業会計上のその他有価証券については、企業会計上時価評価の適用対象とされる[5]のに対し、法人税法上は、売買目的外有価証券として時価評価の対象外とされることになる。これは、上記時価評価損益の益金・損金算入制度が、企業会計との調和を図ることにより企業の事務処理負担を軽減するという目的のほか、「内国法人が、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で有価証券の売買を行っている場合には、有価証券の価格の変動によって生じた評価益又は評価損についても、有価証券の売買によって生じた譲渡益又は譲渡損と同様に、利益又は損失が発生したものと認識されていると考えられる」（『平成12年度改正税法のすべて』168頁）と説明されているように、課税の確実性を重視した結果として法人税法上の上記区分が導入されたことを示している。この区分は、基本的には今後とも維持されるべき基準であると考えられる。

ロ．引当金・繰延資産

（イ）引当金

わが国の企業会計原則では、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」（「企業会計原則注解」注18）とされている。個別の会計基準としては、退職給付に係る会計基準が存す

5　ただし、そもそも企業が原則的な会計処理（全部純資産直入法）を採用する場合には、その他有価証券の評価差額は当期の損益に計上されることはなく、また例外的方法（部分純資産直入法）を採用する場合であっても、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額（利得）は損益計算書に計上されない。

る。そのほか、国際的な会計基準の動向及び我が国の現状を踏まえ、中長期的テーマとして引当金に関する会計基準を開発している。

また、IAS 第37号は、時期又は金額が不確実な負債を引当金と定義し、その認識の基準として、企業が過去の事象の結果として現在の（法的又は推定的）義務を有していること、当該義務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高いこと、及び義務の金額について信頼できる見積りができること、を挙げている。

これに対して、法人税法においては、費用計上の確実性（恣意抑制）という基本的方向にしたがい、債務確定主義[6]の徹底が図られ、現行法において認められるのは貸倒引当金及び返品調整引当金にすぎず、また、原則として、過去の実績率を用いることとされている。

前述の法人課税小委員会報告の指摘に見られるように、情報提供機能を重視して長期の潜在的債務を財務諸表に計上することを要請する企業会計とは異なり、公平性、明確性という課税上の要請による限界がある以上、不確実な費用や長期間経過後に発生する費用の見積り計上を抑制する必要があることから、このような取扱いにも合理性があるとの意見があった。

もっとも、わが国では、欠損金の繰戻し還付が中小法人等以外の法人に対して不適用とされ、また、他の先進諸国における（事業上の）欠損金の繰越期間と比べ、繰越控除制度の繰越期間が依然として短いという現状を前提とした場合には、企業会計との調整を図り、将来の事業リスクを適切に現在の所得計算に反映させ、経営環境の不確実性に対応した税制とすることが望ましいとの意見もあった。

（ロ）繰延資産

会社法及び会社計算規則は、繰延資産を限定列挙していた旧商法（施行規則）の規定を改め、「繰延資産として計上することが適当であると認められるもの」（会社計算規則106条３項５号）と定め、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない（同規則３条）としている。その上で、分配可能額の計算において、繰延資産の部に計上した額の一定部分が減額される（同規則186条１号）。

そして、企業会計原則においては、「すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用…（略）…は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。」（「企業会計原則注解」注15）と考えられてきた。しかし、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（2006年８月）は、原則として、支出時に費用として処理するとした上で、株式交付費、社債発行費等（新株予約権の発行に係る費用を含む。）、創立費、開業費及び開発費を繰延資産の項目としている。また、「中小企業の会計に関する指針」においても同様で

6　「債務の確定」（法法22条３項２号）の意義につき、当該事業年度終了の日までに、債務が成立していること、当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、及びその金額を合理的に算定できること、という三つの要件を全て充たしていなければならないと解されている（法基通２－２－12）。

ある。

法人税法は、「法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるもの」を繰延資産とし（法法２条45号）、企業会計に準拠して、創立費、開業費、開発費、株式交付費、及び社債等発行費を挙げるほか、法人税法固有の、いわゆる「その他の繰延資産」を規定する（法令14条１項）。課税の客観性、明確性を確保するため、法人税法固有のその他の繰延資産の範囲につき、取扱いの明確化を図るべきとの意見があった。

ハ．固定資産

（イ）減価償却制度

わが国では、これまで税務上の減価償却費の計上が企業会計上の相当な償却として認められ、多くの企業において法人税法の規定に従うことが実務慣行として定着してきた。これは、平成19年度税制改正後の減価償却制度についても変わらないものと解されている（日本公認会計士協会「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（2007年４月））[7]。また、確定決算基準・損金経理要件による償却費の計上は、簡素な事務処理が実現し、また、客観性が保持されることで、恣意的な会計処理を抑制する観点から意義を有すると考えられてきた。そのため、減価償却費の損金算入に課されている損金経理要件は、当面は変更するまでの理由がないとする意見があった。

もっとも、新たな定率法を始めとする平成19年度税制改正後の減価償却制度は、投資額の早期回収を図り、税制における国際的なイコールフッティングを確保するという政策的な色彩が強い。そうであるにもかかわらず損金経理を要件とすることで、企業会計上認められる償却額が法人税法上の償却限度額に達せず、意図した政策効果を十分に実現することができない可能性が考えられる。また、法人税法上の償却限度額を企業会計上の償却額として採用する企業行動を招き、逆基準性の問題を拡大しているのではないかとの指摘もある。

そのため、損金経理要件を廃止し、申告調整によって限度額までの損金算入を認めるべきとの意見もあった。当協会における過去の検討においても、法人税法に基づいて計算された償却限度額の範囲内で減価償却費が損金算入されていれば問題はなく、計算の信頼性・客観性はその限度で維持されているとの指摘はかねて存在したところである（日本租税研究協会・企業会計との乖離問題専門部会「減価償却制度の見直しにかかる提言」（2004年11月））。

（ロ）減損処理

「固定資産の減損に係る会計基準」（2002年８月）は、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行うとした上で、当該

7　ただし、「基本的な考え方は、減価償却方法に関する会計理論上の検討は当協会の役割ではないとの前提から、従来の会計実務において認められてきた減価償却方法については今後も容認できるとの立場を堅持し」たものであることには注意が必要である。

資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、所定の金額について減損損失を認識することとしている。

また、日本公認会計士協会により公表された「継続企業の前提が成立していない会社等における資産及び負債の評価について」（2005年４月）は、民事再生会社については、継続企業の前提が成立していない会社として位置づけ、会計上すべての資産及び負債の評価替えを強制することは適当でないとしながらも、（民事再生会社になる前における減損会計基準の適用の有無にかかわらず）民事再生手続の開始申立てを減損の兆候とみなして、再生計画に基づく将来キャッシュ・フローにより減損会計を適用する必要があるとしている。

法人税法は、原則として、評価損の損金算入を認めない（法法33条）が、企業会計における資産の強制評価減又は減損損失の取扱いに準拠するもの（法法33条２項）と、法律の規定に基づく資産評定額を会計上の資産の取得価額とみなす会社更生法等の規定に準拠するもの（法法33条３項）とに区分した上で、損金算入し得る場合を規定している。

このうち、法人税法33条２項により損金算入が認められることとなる特定事実としては、資産そのものについて価値の毀損が生じる場合である「物損等の事実」、及び法人について破産の原因となる事実が生じていること等に伴い法的整理手続が行われ、その法人の有する資産全部について（その法人にとっての）回収可能性や経済的な価値の判断が行われることを端緒に評価損の計上を認める「法的整理の事実」が挙げられている（法令68条１項）。また、企業会計上の損費処理を前提としたものとして位置付けられるため、損金経理要件が課されている。

企業会計上の減損の兆候が、資産の収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならない場合を想定して構成されているのに対し、法人税法における物損等の事実は、災害による著しい損傷と同程度ないしはそれに準ずる程度に資産損失を生じさせるような事態を指すものとして限定的に解されている。

なお、法人税法では、評価益の益金算入を認めていないので、一時的又は回復可能性がないとはいえない価額の低下の場合に評価損の損金算入を認めると、その後価額が回復したという場合に益金として捕捉することができず、容易に利益操作・租税回避を認めるのと同様の結果になりかねないために、評価損等の計上につき、その減少状態として、固定的で回復の見込みのない状態ないしはそれに準ずるような状態であることを前提としているものと解される（東京高判平成３年６月26日・行集42巻６・７号1033頁）。

したがって、単なる収益性の低下に基因する評価損の計上を認めるには、その検討の前提として、減損の戻入れが義務付けられること、及びその戻入れによる収益認識に対する課税が必要であるとも考えられる。

なお、実務上は、減価償却資産について計上した評価損（減損損失を含む。）の金額のうち損金の額に算入されなかった金額につき、償却費として損金経理をした金額として、償却限度額の範囲内で、損金算入を認めている（法基通７－５－１）。収益性の低下に基因する減損損失を減価償却費として処理することには、償却限度額という客観性が担保された仕組みの中で減損損失に対応することは肯定的に評価されるとの指摘があった。

ニ．企業組織再編成

（イ）企業会計基準

企業の組織再編については、「企業結合に係る会計基準」（2003年10月）（以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離に係る会計基準」（2005年12月）によって整備が進められてきた。次いで、国際会計基準との整合性を図るため、2008年12月に所要の改正が行われた。また、2009年７月には、「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）が公表され、更なる見直しの行われることが予定されている。

これらの動向のうち、税務会計との関係において注目すべき点は、①共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合について、すべて「取得」としてパーチェス法による処理に統一されたこと（持分プーリング法の廃止）、及び②のれんの償却に関する論点が整理されたこと、である。

（ロ）持分プーリング法の廃止

従来、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合は、「取得」と「持分の結合」という異なる経済的実態を有する企業結合について、別々の会計処理方法を適用するとの考え方に立っていたが、会計基準のコンバージェンスを推進する観点から、「持分の結合」に該当した企業結合のうち、共同支配企業の形成以外の企業結合については取得となるものとして、パーチェス法により会計処理を行うこととし、持分プーリング法は廃止されることとなった（企業結合会計・結論の背景）。

これに対して、法人税法では、企業の競争力を確保し、企業活力が発揮されるよう、柔軟な組織再編成を容易にするという観点から、すでに独自の組織再編税制が創設されている（平成13年度税制改正）。また、「支配の継続」という概念を法令上の要件として具体化するにあたっては、税負担の公平、企業の経営形態に対する中立性の観点を基本とすることが必要とされ、企業が採用した会計処理によって課税上の取扱いが直接左右されることは望ましくない。しかしながら、組織再編税制上の適格要件の下での「帳簿価額の引継ぎ」とパーチェス法における「時価評価」とによって、税務会計と企業会計との間に決定的な差異をもたらすことになる。これにどう対処するかは、今後の課題である。

（ハ）のれんの償却

企業結合会計基準では、被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価（支払対価）となる財の企業結合日における時価で算定し、その取得原価を、識別可能資産及び負債に、その時価を基礎として配分することとしている。そして、取得原価が、識別可能資産及び負債の純額を上回る場合には、のれんが生じる。この基本的な処理については、国際会計基準との間に大きな差異はなく、特段の見直しは必要ないと考えられている（上記論点整理）。

しかしながら、我が国における会計基準では、20年以内で規則的に償却する取扱いとなっているのに対して、国際会計基準では、のれんを償却しない取扱いとなっている。そのため、今後、のれんの償却について、わが国における会計基準を見直すかどうかは、引き続き検討するものとされている（上記論点整理）。なお、計上されるのれんについては、わが国では減損会計基準の適用対象資産として、国際会計基準ではIAS第36号にしたがい、ともに減損処理が行われることとされている。

そして、仮にのれんを償却しない方法に見直す場合には、規則的には費用処理されない

ことになるため、その場合には、今後、これまで以上に、取得原価を無形資産に配分し償却することが必要になるという意見があり（上記論点整理）、識別可能な無形資産への配分を適切に行うように見直すことが予想される。

また、改正後の企業結合会計基準においては、国際的な会計基準の考え方を斟酌した結果、負ののれんが生じると見込まれる場合には、まず、取得企業は、すべての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直すこととし、次に、この見直しを行っても、なお取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合には、当該不足額を発生した事業年度の利益として処理することとしている。このため、識別可能な無形資産及び負債の認識・測定は、のれんの処理にとって大きな意味を有すると考えられる。なお、識別可能資産及び負債の範囲については、原則として、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の下で認識されるものに限定するとされているが、取得後に発生することが予測される特定の事象に対応した費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債（企業結合に係る特定勘定）として認識するとされている。

法人税法においては、適格組織再編が行われた場合には、合併法人等から被合併法人等へ移転する資産や負債は、合併に係る最後事業年度終了時の帳簿価額で引継ぎが行われることとされているため、上記（差額）のれんに相当する無形資産を観念する必要はない。もっとも、この場合にも、企業会計において計上されたのれんを税務上どのように処理すべきかという問題が残る。

しかしながら、非適格組織再編成や営業譲受けについては、平成18年度税制改正において、移転を受けた資産及び負債について個別時価を取得価額として付すこととされているため、当該取得価額の総額と取得原価との間に差額が生じる。そこで、退職給付債務等に相当する負債を認識した上で、これら資産及び負債の時価純資産価額と非適格組織再編成等の対価との差額について資産又は負債の調整勘定を計上することとされた。そして、営業権の償却と平仄を合わせ、５年間で均等償却をすることとされている。

また、移転を受けた資産が営業権であるときは、独立した資産として取引される慣習のある営業権に限って、上記の時価純資産価額を計算する資産として扱われる。この独立した資産として取引される慣習のある営業権とは、営業権のうちその権利のみを一の資産として取引の対象になるものに限られており、将来において、企業会計上の識別可能な無形資産の範囲との乖離が大きなものとなる可能性がある。また、移転を受けた負債の額には、退職給与負債調整勘定の金額及び短期重要負債調整勘定の金額が含まれることとされているが、同様に、企業会計上認識される偶発債務との乖離が大きくなることが予想される。

この乖離に関し、企業の事務処理の簡素化という観点からは、法人税法と企業会計との一致が図られることが望ましいが、その必要性の大きさは、のれんに対応する差額（とその他の資産・負債）についての税務会計上の処理の乖離に依存すると考えられる。

企業結合会計基準の見直しに伴い、のれんの償却が仮に否定されたとしても、税務会計において費用化を完全に否定することは適当ではない。他方で、のれんの減損損失の客観性、信頼性を確保することは困難であり、一定の限度額の範囲内で、損金経理により減損損失の損金算入を認めることも考えられる。もっとも、５年間での均等償却とする現行法

の根拠として、任意の期間により償却することを税制上の措置とした場合は、償却費を通じた費用の計上時期の任意設定につながりかねないとの考慮があったこと[8]を考えると、（差額）のれんの費用化を企業の減損処理に委ねることは適当ではなく、償却期間を固定した上での均等償却を維持する必要があるとも考えられる。

8　一方で、一律20年とすると相当長期にわたるものとなるので、実務的な負担も考慮した上で５年という期間が設定されたと説明されている。

大阪大会

大阪大会開催にあたり

社団法人日本租税研究協会副会長・日本生命保険相互会社会長
宇野 郁夫

大阪大会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

本年は当協会が昭和24年11月に創立されてから60周年という節目の年になっております。先週の９月10日、東京大会の冒頭に創立60周年の記念式典を開催しております。過去60年にわたる先人の皆様のご尽力・ご協力に感謝申し上げ、この記念すべき年を租研活動の新たな出発点として、さらに決意を新たにしたいと考えております。

この租税研究大会「大阪大会」の開催に当たりましては多数の会員の皆様と講師の方々にご参加いただき、誠にありがたいと存じております。後ほど東京からも総務省の佐藤審議官、それから、財務省主税局の安居税制第三課長にお越しいただきますが、業務ご多忙の中、パネリストを務めていただきますことに、この場をお借りして、心より御礼を申し上げておきたいと思います。また、ここにご出席の皆様方には常日ごろ租研の事業活動にご支援、ご協力を賜っております。あらためて深く御礼を申し上げます。

現在、ご承知のとおり、わが国は昨年秋以降の世界的なファイナンシャル・クライシスと最大の世界同時不況の中で、未曾有の急激な景気の落ち込みに直面しております。最近ではやや持ち直した動きが見られておりますが、経済活動の水準は依然として厳しい局面が続いております。こうした足下の経済問題とともにわが国

は多くの構造的な問題を抱えておりますが、重要な問題は３つに分かれると思います。

第１は経済活動のグローバル化の中で日本の脆弱な経済・社会構造の改善です。そのためにも時代にふさわしい、力強い経済成長戦略が求められております。

第２は少子化・超高齢化社会における持続可能な社会保障制度の構築です。

第３は国が抱える巨額の長期債務と財務健全化の問題です。

このように大変厳しい情勢ではありますけれども、今まさに国民が安心して豊かに暮らせる基盤を作るべく、大きな転換期にあると思っております。

特に税制につきましては、この転換期において国民が将来にわたって安心・安全な生活を確保できるようにするとともに、その活力を十分に発揮できる制度を構築することが絶対に必要

となっております。当協会ではこれまで日本経済・社会の変化に対応して、その時々の財政・税制・税務の実情を理論的・実証的に調査・研究してまいりました。そして、その望ましい在り方などについて研究成果を発表するとともに政策に反映していただくべく、提言や意見表明を行ってまいりましたが、このような事業活動を今後とも力強く、積極的に行っていきたいと思っております。

本日の大阪大会におきましては、「税制の今後の課題と展望」と題した討論会並びに「租税法学から見た消費税」と「信託税制の過去と未来」の２つの報告を予定しております。お話しいただくのは、皆様もご高承のとおり、税制に精通された専門家の方々ばかりで、大変貴重なお話をお伺いできることと存じます。ぜひ本日のプログラムを期待し、ご清聴いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、皆様方の益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、当協会に対しまして今後とも力強いご支援、ご協力をいただきますよう切にお願いいたしまして、私のごあいさつを終わらせていただきます。ありがとうございました。

租税法学からみた消費税

同志社大学法学部教授・日本税法学会理事長
田中　　治

はじめに

租研の60周年の記念大会という、このような記念すべき大会の場で報告をさせていただくことを非常に光栄に存じております。ただ、そうは申しましても、今日お話しするのがそれに十分に応え得るような内容かどうか、その点に関しては自信はありませんが、精いっぱいお話をさせていただきたいと考えております。

Ⅰ．消費税の論点

１．基本的な論点

「租税法学からみた消費税」というテーマを設定させていただいたのは、私の専門分野が法律学の一分野である租税法ですので、法律の観点からしかものを考えることができないというある意味では極めて明確な理由によるわけです。

消費税法が昭和63年に制定されたときは必ずしも十分な検討の時間がなかったということもありまして、消費税を成り立たせている基本的な要素には今日でもなおはっきりしていないところがあります。基本的な要素というのは、要するに、１つは一体誰が納税義務を負うのかという納税義務者の意味です。もう１つは消費税というのは一体何に対して課税するのか、つまり、課税の対象は一体何なのかということです。

税法においてこの２つは当然明確に書いていないといけないことです。そのように重要な事柄であるにも拘わらず、法律で必ずしもはっきりと書いていないところがあります。裁判の中でも見解が分かれ、混乱がみられます。また、権利とか、義務とか、税務署の権限とか、そういう乾いた表現を使う法律の世界のものの言い方と、一般の人々、一般大衆が消費税について考えているイメージが必ずしも一致していないところがあります。

誰が消費税を負担するか等についての説明は、法的な説明と法律以外のごく一般的な説明とでは必ずしも一致していない。それは日本にとって必ずしもいいことではないと思うのです。例えば、消費税の負担をめぐって事業者間、事業者と消費者間で無用な対立が生じるのは不幸なことです。税を支払ってこの社会を支えていこうという共通の理解の下にみんなで助け合っていく、そして、そのような共存共栄のいい社会を作っていこうという思いがあってこそ世の中がうまくいく。このように考えると、消費税についての基本的な理解というのはどうしても必要になってくるのではないかと考えております。

本日は、一体誰が納税義務者なのかという問題と一体消費税は何に対して課税をするのかという問題の２つを中心に、どのような考え方があるのか、どのような対立があるのかということを概括的にお話をさせていただきます。また、なぜ納税者がいろいろなことを裁判にまで持ち込んでくるのか、或いはそれに対して裁判所はどういう回答を与えているのか、その回答は妥当なのかといったようなことに関して私が考えていることの一端をお話しさせていただければと思っております。

本日お配りのレジュメに従ってお話をさせていただこうと思っております。ただ、分量が恐らく１時間半を超えると思われますので、端折ってお話しさせていただくことになろうかと思います。

⑴　誰が納税義務者になるのか

まず最初は、一体誰が納税義務者になるのかという問題です。そのときに問題になるのは、事業者と消費者との関係です。法律の規定では事業者が納税義務者だと書いています。これは明白な規定ですから間違いようがありません。現実にも、個人や法人の事業者が消費税を納付しています。

ただ、その負担は商品の価格やサービスの価格に織り込まれて、事実上転嫁する、つまり、大っぴらにそれを消費者の負担にしていいですよという一般的な約束事で作られている。とはいえ、この約束事には明文の根拠規定がありません。しかし、一般的には、この約束事は社会的に承認をされていると説明をされています。このように、権利や義務という乾いた言い方、より正確には法的な根拠がはっきりしない形で、消費者が最終的に、事実としてその負担を負う仕組みだと説明されます。

〔消費者は事業者に消費税を預けているのか〕

しかし、その場合に、消費者が事実として最終負担をするのであれば、消費者からすると、この税金を自分が払っているという思いが生じるのは無理からぬことといってよいかもしれません。つまり、消費者は消費税を事業者に預けている、或いは自分が税金を納めているのだという感覚になってきます。ただ、これは身もふたもない言い方なのかもしれませんが、法律の乾いた言い方で言うと、これには法律の根拠は全くないわけです。消費税法には、消費者の権利や義務は一切書いていません。消費税を事業者に預けないといけないという義務があるかというと、これは全く書いていません。或いはその反対に事業者は消費者から消費税を預かる義務があるか、これも全く書いていません。

そうすると、消費者の側に、自分たちが最終的に消費税の負担を支えていくのだ、そのことによって日本の税制の一部に自分は参画するのだという思いがあるとすれば、私はこれは日本人の非常にまじめな、或いは積極的な性格の表れだと思いますけれども、法的にはそれを直ちに肯定することはできないということになります。

しかし他面では、最終消費者が事実として消費税の負担を負うものだという説明もしばしばされる。このような二面的な説明をどのように整合させるのかは、容易ではありませんが、重要な課題だと思います。制度設計をする際に、租税の納付、税負担の転嫁等の一連の過程の中で、誰が、どのような負担を負うのかは、とり

わけ消費税の税率を上げる場合に問題になってきます。また、消費税の納税義務者に関して裁判の論理、いわゆる出るところに出た場合の論理と普通の人が感じている感覚が、同じであればよいのですが、ときには違う場合もあります。権利義務の体系として制度を設計するということと、それが社会的に承認され、同意を得ることのできる仕組みとすることとの間で、どのようにして一貫性と連続性を作ることができるか、が問われているのではないかと考えます。

〔事業者は消費税を預かっているのか〕

事業者は一体消費税を預かっているのか、或いは消費者は事業者に消費税を預けているのか、その法的根拠はあるのかということが問題となります。最近は少し下火になっていますが、かつて消費税が導入されたときには「益税」という言葉がよく言われました。益税という概念ははっきりしませんが、特に小規模の免税事業者に対して支払った税金を小規模な免税事業者は国に納めていない、自分の懐に入れている、これはずるいことだというような言い方が、まことしやかにといいますか、当然のようにいわれてきました。これは法的に見て、つまり、法的な権利義務という乾いた言い方で言うと、本当にそういうことになるのでしょうか。

例えば事業者、経営者が従業員の給料から源泉徴収をして、それを翌月10日までに国に払わないで懐に入れるのは詐取です。税金を自分の懐に入れる、こんなことは到底許されることではありません。ところが、今まで免税事業者が、預かった消費税をネコババしたということを理由に逮捕されたなどというのは全く事実としてありません。これは警察の怠慢かというと、そうではないのです。従業員の給料に対して事業者が源泉徴収をするというのは、事業者に対してその義務が法律上課されているからです。では、それと全く同じような徴収義務が消費税について事業者に課されているかというと、消費税法は全く課していないのです。

同じ消費税といっても、間接消費税と直接消費税とがあります。今お話ししている消費税は間接消費税といって、実際に税金を払った納税義務者である事業者と最終的に負担する消費者とが違っている、或いは違ってよいという税金

のことです。もう１つのタイプとして直接消費税というのがあります。入湯税とか、或いはゴルフ場利用税といったものです。例えば温泉地などに行きますと、通常の代金に加えて、基本的には１日について150円の入湯税をもらいますと言われます。或いはゴルフ場利用税については、１日について800円を標準とするものがゴルフ場の利用に対して求められます。これは直接消費税といいます。

なぜ直接消費税と言うかというと、納税義務者は地方税法上、これらに関する消費者だからです。つまり、実際に温泉に入ったり、ゴルフ場を利用したりする利用者が納税義務者だからです。それに対して経営者はというと、その利用者から入湯税やゴルフ場利用税を取るための特別徴収義務を課されているのです。これからお話をする消費税というのはそのような直接消費税のタイプではありません。むしろタイプでいうと酒の税金、酒税に似ているものと考えるのが最も適切だろうと思います。

酒税というのは消費者が最終的にはこれを負担します。ウイスキーが例えば１万円の場合だったら、大ざっぱにいうと半分は税金だというようなことがよくいわれますが、その酒税を払う納税義務者は酒を作った人です。酒税の場合は、その人が一定の酒税を払って、それが仮に１本について5,000円だとしますと、その部分を大っぴらにウイスキーの値段に上乗せして、消費者に対してその部分を転嫁するという構造になっています。しかも、消費者がウイスキーを購入する際には、ウイスキー本体の購入価格を支払いますので、酒税の負担部分が含まれていることは一見しただけでは見えない、隠れています。

ところが、日本の消費税の導入時には、ご承知のように、日本に消費税が定着するためにという思いからでしょうが、或いは、消費者が積極的に消費税の部分を値切るというようなことをしてもらいたくないという思いからでしょうが、消費者は事業者に対してきちんと消費税分を預けてくださいという非常に大きなキャンペーンが展開されました。事業者は消費者から消費税を預かってください、預かったものをちゃんと国に払ってくださいという、預ける・預かるという言葉が消費税法の規定のどこにもない状況の中で作られてきました。これは確かに日本に消費税を定着させる中での１つの工夫ではあったと思います。しかし、そのことが一面で消費税の理解を混乱させる要因にもなったのではないかと思っております。いずれにしても、こういう特異な形で展開された状況を踏まえて、消費税の納税義務者をどのように考えるのかが問題となります。

⑵　消費税の課税対象は何か

もう１つは、消費税は一体何に対して課税する税金なのかということです。消費税の規定の組み方としては、まず消費税法の28条に課税標準というのがありまして、そこに一定期間の課税売上げについて税抜きの金額をまず出しなさいとあります。厳密に言うと４％なのですが、地方消費税も併せて税率を５％として大ざっぱな言い方をしますと、それに対して税率の５％をかけるというのが29条の規定になります。その次の30条には、そうは言っても、事業者はそれを仕入れる段階で税金の負担があるから、仕入れ部分については仕入税額控除をするのだとしています。こういうふうに28条、29条、30条という規定の並びをどのように理解するかという問題になってくるわけです。

〔消費税の担税力は何か〕

消費税は一体何に対して課税するのか、つまり、消費税の課税対象は何なのか、消費税の担税力は何なのかという議論をすべきだろうと思います。所得税については所得税の担税力は何か、所得とは何かという議論は相当多くのものがあります。裁判例でも問題になります。例えば、単に現金のみではなくて、いわゆる経済的な利益に対しても課税がされますが、経済的利益とは何か、その担税力は何かなどが実際に争

いになります。

ただ、所得税法においても、所得とは何かという定義規定はどこにもありません。常識の範囲内で考えるのだといえばそれまでなのでしょうが、人によって常識の範囲、幅が多少違っているところがありますので、それが紛争の原因にもなります。では、消費税はというと、この種の議論というのはほとんどありません。よくいわれるのは、消費税というのは消費一般に対して広く負担を求めるものであるとか、そういう抽象的な言い方がされるにとどまっているように思われます。しかし、この言い方も、よく考えるとわかったようで、わからないものです。消費税は消費そのものがあるから消費税をかけるのだという言い方は、非常に抽象性が高くて、かつその意味内容が不明です。

さらに消費税の担税力を考えていくと、別の言い方が可能となり、それは消費能力なのだということになります。つまり、消費者が現実に品物等を買う力があるから消費税をかけるのだという言い方があります。また、それは他面からいえば、事業者が物を販売する力があるから、それに注目して課税するのだという考え方があります。

さらに付加価値、消費税法には付加価値などという言い方は何もないのですが、付加価値の存在があるから課税をするのだという考え方があります。消費税は世界的に見ると付加価値税の１つだといわれています。ごく大ざっぱにいうと売上げから仕入れを引いた付加価値がある、つまり、事業者が原材料を仕入れて、それに人を雇うという形で給料を払う、或いは自分の利益を見込むという形で新たな事業、新たな価値を生み出すから、消費税の課税対象がそこに生み出されるのだという説明の仕方もあります。

このように、消費税の担税力については、いくつかの考え方があり得ますが、これまで十分な議論はありません。

⑶ 消費税において仕入税額控除はなぜ設けられたのか

課税対象をどう考えるのかということで、もう１つの重要な要素は仕入税額控除です。消費税法における仕入税額控除というのは一体何のために設けられたのか。仕入税額控除は事業者にとって特典なのか、或いは権利なのかということです。売上げがあったら当然に仕入れがあります。そうすると、売上げにくっついている税金があれば、当然に仕入れにくっついている税金もあります。そうすると、仕入れにくっついている税金があると考えられる以上、それは引くのが基本だと考えるべきなのでしょうか。これまで裁判例においては、消費税法の30条７項に関するものが多く争われています。この規定は、事業者がきちんと帳簿及び請求書等を保存していない場合には消費税の仕入税額控除はできないという規定です。この規定の意味をどう考えるべきでしょうか。

私はよく講義なんかでこういう話をします。ある高いビルにオフィスがある会社があって、たまたま窓を開けたら帳簿、請求書が飛んでいってしまって、当該年度の取引を示すものが一生懸命かき集めても半分しか集まらなかった。この場合、帳簿等の保存がないといえばない状態ですので、文字どおり、その年度の半分しか仕入税額控除は認められないのか、という問題です。

仕入税額控除の可否という問題は、裁判においては、税務調査時における帳簿等の不提示に関連して問題となっており、これについては既に最高裁で一定の決着がついています。しかし、裁判というのは紛争の個別的事情に左右されるところがありますし、また、後に触れるように、最高裁の考え方でよいのかどうかという議論はなおも検討に値します。

2．消費税の実体税法上の仕組みをめぐる基本的な見解の対立

⑴　納税者は事業者か消費者か

私は大きく分けると、二とおりの対立する考え方があるように思います。

私は対立する２つの物語といったような表現をしています。非常にわかりやすく単純にするために例として、ある小売商がアイスクリームを売っていたとします。それを84円で仕入れて、105円で売ったとします。消費税導入前はその人は80円で仕入れて、100円で売っていたとします。

このときに、勉強し始めた学生なんかはどういうふうに考えているかというと、まず消費者が105円を払うというのは、本体価格の100円と消費税の５円を事業者（小売店）に払う。事業者は、そのうちの５円をそっくりそのまま国に納めている。何となくこのように考えている学生が結構いるのです。つまり、現行の消費税について、一種の小売売上税のような感覚で、しかも自分たち消費者が納税義務者だととらえている人が結構いるのです。

ところが、これは明らかに錯覚ともいうべきものです。消費税法は事業者が納税義務者である旨を定めていること、消費者の権利も義務も定めていないことは既にお話ししたとおりです。

⑵　消費税の課税対象は付加価値か売上高か

消費税法の課税の仕組みという点でも、上記のような理解は明らかに間違いです。消費税法上は、事業者は、５円を国に納めるのではなくて、課税売上げにくっついている税金の５円と課税仕入れの84円にくっついている４円との差の１円を支払うという構造になっています。

この事実をどう説明するかについて、二とおりの物語、考え方があり得ます。一方の考えというのは、事業者は消費者から５円を預かっているのだけれども、その事業者は仕入れる段階で４円を卸売業者に預けているので、差引１円を国に払ったらいいのだと考えるものです。

もう１つは、これを川の流れに例えていいますと、上流から下流に当然水は流れるのですが、上流から、つまり、卸売業者から84円で仕入れた際に４円分の消費税額の負担を小売商は被っています。そのときに消費税を抜いていうと、80円で仕入れて、100円で売るという付加価値、つまり、人件費とか、自分のもうけを中心として構成される付加価値が20円あって、このようにして新たな価値を生み出している。この新たな価値を生み出したことに着目して消費税の１円を払えといわれるのだから、84円で仕入れて、本来の付加価値の20円をプラスし、さらに１円の税金部分をアイスクリームの値段である105円にまとめて、その105円の中に含めた消費税相当額５円を消費者に押し流すものと考える。

つまりこれは、税負担が上流から下流に流れてくるように、その人が仕入れる段階では上流から４円の負担が流れてきている。これに、付加価値に対する１円の税負担を加えて、消費者に対して５円の負担を流していくというように考えるものです。この考え方では、消費税の納税義務者は当然に事業者であって、消費者から消費税を預かるなどとは考えません。通常であれば、事業者が納付した消費税は、順番に転嫁が可能であるけれども、消費者等に対する転嫁が可能でない場合も経済的な力関係によってはあるかもしれないとするものです。

最初の考えというのは、川の流れでいうと、いわば川が下流から上流に流れるような考え方ではないかと思います。この小売商は消費者から５円を預かり、仕入れる段階で４円を卸売業者に預けているという考え方です。

以上概観したように、両者の発想、考え方は大きく違っています。私は、消費税法の組立てにより適合するのは、後者の考え方だと思います。

⑶　事業者が納付すべき税額は何ゆえに生じるのか

消費税法は、納税義務者に関して、納税義務者は事業者であるという明確な規定を置くとともに、事業者が納付する消費税額の転嫁については、その権利や義務を定めていません。また、消費者が消費税を預ける義務とか、消費者から消費税を預かる義務についても、規定していません。そうすると、消費税法は、さしあたり、事業者が消費税を納付しさえすればそれでよいとするものと思われます。国が消費税額を納付してもらうことを主眼に、事業者を相手とするにとどまる、といってよいと思います。

もちろん転嫁がきちんとできるのは、一般に望ましく、消費税法もその考え方を背景にはしていると思われます。私もそのように考えますし、そういう方向に向かって欲しいと思います。とはいえ、最終的に税負担の転嫁ができるかどうかは、経済取引における力関係に左右されますし、その転嫁を法律上の義務とするのは、経済取引において相当に困難と混乱を生じさせることになると思います。

消費税法は、国と事業者との間で、税金をめぐる債権、債務の関係を打ち立てることを目的とするものですし、その限りのものです。法律上の権利や義務という言い方の世界では、消費税法上の主人公というか納税義務者は事業者でしかない。消費者はそこには登場してこない。消費税を基本的に問題とするのであれば、そのような消費税の仕組みを理解し、そのような特徴を持つ税金として受け入れて、それを育てていくのか、或いはこういう税金は具合が悪いから別の形に変える方がよいと考えるのかが問われるべきだと思います。

Ⅱ．納税義務者をめぐる紛争

納税義務者について裁判所ではどういう形で争われるのでしょうか。納税義務者が誰かというのは、条文上ははっきりしています。にもかかわらず、どういう形で争いになってくるのか、その争いの中で裁判所はどのような決着をつけているかについてお話をさせていただきたいと思います。

１．消費者と納税義務

〔消費者が納税義務者、事業者は単なる徴収義務者であるとする原告の主張が退けられた事例〕

消費税をめぐる最も初期のころの裁判例において、消費税の納税義務者が誰かをめぐって争われました（東京地判平成２・３・26判時1344号115頁）。今はありませんが、その当時、サラリーマン新党というのがありました。そのときに青木さんというサラリーマン新党の最高顧問の方が、消費税では消費者が納税義務者で、事業者は単なる徴収義務者であって、かつそうだとすると、その間に入った免税事業者がきちんと税金を全部納めないという制度はおかしいではないか、このような消費税のあり方は憲法違反ではないか等の主張をして裁判を起こしました。

これに対して裁判所はその主張を全面的に退けています。裁判所は、要するに、「今の法律の規定から見ても、そもそも消費者が消費税の納税義務者ということはどこを探しても言えない。結局、消費者が事業者に対して支払う消費税分というのはあくまでも対価、自分が購入した対価の一部としての性格しか持っていない。そうすると、事業者は自分が受け取った代価について消費者との関係で何らかの義務を負うというようなことにはならない」という言い方をします。

私はこれはもっともな見解だろうと思っています。先ほど申し上げましたように、消費税の導入時、消費者がちゃんと転嫁部分を引き受けようという大きなキャンペーンの中で消費者の多くがこういう感じ方をしたというのは、それはそれでわからないことではありません。しかし、感覚はともかくとして、法律上の議論とし

て、消費税法では消費者が納税義務者であって、消費者が預けているものは１円に至るまで免税事業者等はそれをちゃんと国に払わないといけないのだという主張が成り立つかどうかというと、それは成り立たないと思います。

〔消費税法上の納税義務者でない者が不正な還付申告をした場合〕

次に２つ目の問題として、これはごく最近の事件で、平成15年、16年ぐらいの裁判なのですが、消費税法の納税義務者でない者が不正に還付申告をしたという例があります（京都地判平成15・７・10訟月51巻９号2500頁、大阪高判平成16・９・29訟月51巻９号2482頁）。このような不正還付申告は到底許されるものではありません。問題は、本来納税義務者でない者が消費税を例えば１億円還付してくれと言ったときに、その者に対して重加算税を課すのは適法か、違法かです。これはある意味では珍しい事件です。

これに対して１審の京都地裁はどう言ったかというと、この人は納税義務者でないのだから、そもそも過少申告加算税すら課すことはできない、まして重加算税を課すことなどはできないと言ったわけです。私はこれが一番素直な解釈だろうと思います。納税義務者でない者が、たとえ法的に許されないことをしたからといって、消費税法上の何らかの義務を課すというのは、私は法の解釈適用からすると相当とは言えないと思います。

ところが、高裁は１審を覆して、本来納税義務者でない人に対しても重加算税を課すのは、これはこれでいいのだと言ったわけです。その理由というのは、一般の人にはわかりにくい言い方なのですが、「還付金を請求する際には、その前提として観念的・抽象的な納税義務を一応考えている。つまり、観念的・抽象的にも一応納税義務があるのだから、それを前提にそれを返せと言っている。そうすると、それを返した後で、課税庁が気が付いて増額更正処分を打ったということは、その前提として抽象的な納税義務が具体化しているのだから、それは消費税の納税義務に関するものであって、重加算税を課すのはおかしくない。だから、この人は納税義務者なのだ」と言ったわけです。非常に技巧を弄していると私は思うのですけれども、裁判所は裁判所なりにこういうとんでもない行為をする人を放置するわけにいかないという思いで、こういう技巧を使ったのだろうと思います。

ただ、私は違法に国の税金を詐取しようとする者に対しては厳しく刑罰等で対応すべきだという話と、もともと消費税の納税義務者でない者について、消費税に関する重加算税を課すという話とは、およそ次元が違う話だろうと考えています。ともあれ、納税義務者というのは一体何なのだという議論は、こういう場面にまで広がっているということにも注意が必要になるかと思います。

２．取引価格と消費税との関係

誰が納税義務者かということを考える際にもう１つ問題になるのは、先ほどの例でいいますと、消費者がアイスクリームに105円を払うということは、本体価格の100円と消費税の５円とを別々に事業者に預けているのか、それとも、105円というアイスクリームの値段に納得したから払っているのかということです。つまり、105円はすべてアイスクリームの値段なのかどうかが対立点になると思います。

これに関して、これも消費税が導入された初期の事件なのですけれども、ある人がガソリンを給油して、ガソリンの代金を払い、そのときに消費税相当分として78円の支払を求められました（大阪地判平成１・11・22税資174号712頁）。これに対してこの消費者は、「これは当該ガソリンスタンドを運営している会社が、自分との関係でいうと不当利得、或いは不法行為をしている。だから、78円を返せ」として、裁判を起こしました。

そういうことまでが裁判になるのかと感じるのが恐らく率直なところだと思いますし、私もそう思います。しかし、これは法的には非常に

興味深い論点を含んでいます。先のアイスクリームの例でいうと、105円というのをどう理解するのかというのと同じ問題です。

これに対して裁判所はどう言ったかというと、要するに、これはこのガソリンスタンドがガソリンを販売する際に消費税相当部分を消費者に転嫁したのだということです。そして、結局のところは、当事者の間で行われたガソリンの売買という取引は、曲がりなりにも原告が同意している、つまり、双方が合意して払ったものだ、ガソリンの価格の一部なのだと言っているわけです。

消費税導入時の初期は特にそうでしたが、本体価格とは別に、消費税という名前を付けて消費者に請求していたということが結構ありました。この判決は、たとえ税という名前が付いていても、それは双方で合意された価格の一部だということを明らかにしています。

3．事業者の転嫁義務、転嫁請求権の有無

⑴　転嫁義務

その次に3番目として、一体事業者には消費税についての転嫁の請求権、或いは転嫁の義務があるかどうかという問題です。仮に転嫁の義務があるとすると、例えばアイスクリームでいうと、100円の物を105円で売らないと、当該事業者は何らかの制裁を受けることになるでしょう。

次に、転嫁の請求権というのがもしあるとすると、例えばどういうことになるかというと、当該事業者は消費者がアイスクリームについて「100円にまけてよ」とあまりにも強硬に言うので100円で売ったけれども、どう考えても寝覚めが悪い、本来この5円は自分のものだということで、当該消費者を相手に「自分は転嫁請求権があるから5円を返せ」ということを裁判で言うことができるはずです。ところが、繰り返し申し上げているように、消費税法においては転嫁請求権や転嫁義務は定められてはいません。

争点の1つとして転嫁義務があるかどうかが問題となった事件があります（大阪地判平成5・3・2判時1454号61頁）。これも消費税導入直後ですが、消費税を転嫁する目的から、その当時、一般にはタクシーの運賃を値上げしたわけです。ただ、この問題のタクシー会社はいろいろな事情もあって、そのときにはタクシーの値上げをしなかった。その後に2年か3年遅れて、タクシーの運賃の値上げを運輸局長に申請しました。ところが、運輸局長は、なぜ導入時にあなたは協力をしないでおいて、何を今更という思いだったのでしょうが、その値上げの申請を蹴ったわけです。

これに対してタクシー会社の方は、「自分には転嫁義務がある。消費税のその当時の3％相当額を転嫁する義務があるのだ。それに基づいて運賃の値上げを申請しているのだから運賃値上げをちゃんと認めてほしい」という言い方をしたわけです。これに対して裁判所は「消費税法上は転嫁義務はない。転嫁するかどうかとか、いつからするかというのはもっぱら事業者の判断に任せられていることである」という言い方をしています。このように、消費税法上、消費税の転嫁義務はないとされています。

⑵　転嫁請求権

転嫁請求権があるかどうかが争われた事件があります（大阪地判平成2・8・3判タ741号165頁）。例えば消費税が導入された後、これを根拠に家賃を3％値上げする権利があるかどうかということです。ごく一般的には、家主は「消費税が3％上がったから、これからは家賃を3％値上げします」と言います。それに対して借主の方は「消費税が上がったからといって、当然に3％上げるというのはおかしいではないか。法的根拠はない。あなたに3％転嫁する権利はないはずだ」ということで紛争になりました。

これに対して裁判所は、「家主には消費税法

上の請求権としての転嫁請求権はない。しかし、少なくともこの家主は賃料増額の意思表示をした。諸般の事情で少し値上げをしたいのだということで賃料増額の意思表示をしたのだから、一定の合理的な範囲での増額はいいのだ」という言い方をしたわけです。

こういうふうに転嫁請求権なるものは少なくとも消費税法上は認められていません。しかし、消費税の税率が上がった部分だけ転嫁がされないと自分が損をするという貸主の思いと、消費税法上の納税義務者は貸主であって、自分には負担義務はないはずだという借主の思いが絡み合って、現実にはこのような紛争を引き起こしています。

いわゆる外税方式によって取引を行っていた事業者が消費者から消費税相当額の仮払いを受けられなかったということで、その取引について課税するのは違法であるという主張も裁判所は認めていません（東京地判平成14・４・18税資252号順号9109）。何度も出しているアイスクリームの例を使っていいますと、当該事業者は、「本当は105円で売ろうとしたところ、消費者から100円に値切られてしまって、５円が転嫁できなかった。そうすると、この100円の売上げは消費税が乗っていないのだから、これに関しては課税してはいけないのだ」と言っているわけです。ところが、ご承知のように、そういう言い方は消費税法上は認められないのです。その100円の５／105はいわゆる売上げにかかる消費税相当額があるものとして課税計算をするというのが今の消費税の仕組みです。

こういうところからすると、今までずっとお話をした裁判例が示しているのは、さまざまな消費者、事業者のそれぞれの思いはともかくとして、少なくとも消費税法上における権利義務の主体は事業者であって、消費者との関係での権利義務というのは存在しないのだということです。身もふたもない言い方といえばそれまでだし、消費者からすると「自分が一生懸命今まで払ってきたのに」という思いとは違うかもしれません。事業者にとっても、裁判所において実現可能な、権利としての転嫁請求権はないということになります。そうだとすれば、消費者等の多くが持つであろう素朴な意識と権利義務の用語で組み立てられている法律の仕組みとの落差をどうするかという問題があります。やはり、消費税というのはこうなのだということを法の仕組みに合わせて丁寧に説明した上で、「そういうものとしてあなたたちは受け入れたのですよ」としか言いようがないと思います。制度の仕組みの理解をきちんとした上で、その上で制度の当否を冷静に考えることを求める以外にはないように思われます。

納税義務者の意義、取引価格と消費税との関係、転嫁請求権や転嫁義務の存否などについて、改めて議論を整理し、共通の理解を作ることが大切です。

４．免税事業者の判定の際の基準期間における課税売上高の意義

いわゆる免税事業者の判定の際に基準期間における課税売上高をどう見るのかという点についてかなり大きな争いがありました。これに関しては最高裁で決着がついてます（最判平成17・２・１民集59巻２号245頁）。この議論は技術的なように見えるのですが、実は消費税の性格をどう見るのかということに深くかかわっています。消費税法９条にかなり細かな規定があります。

小規模事業者はいわゆる免税事業者といわれます。今は基準期間において1,000万円以下の事業者は２年先の課税期間に税金はかからないという仕組みです。つまり、２年先に税金を払う必要があるかどうかを２年前に判断する仕組みになっています。この事件があったときは税率が３％です。基準期間の課税売上げが3,000万円以下である者は２年先には消費税はかかりません。そのときにこの者が3,000万円以下かどうかをどう判断するのかが問題になりました。

将来の２年先に納税義務が生じるかどうかを

判定する際に、例えば課税事業者と免税事業者が仮に隣り合って仕事をしていると考えますと、ある免税事業者に3,050万円の売上げがあり、課税事業者に3,050万円の売上げがあったとします。この２つの事業者が２年先に納税義務が生じるかどうか。消費税法９条の規定は必ずしもそこがはっきりしていないところがあります。

要するに、２年先に納税義務が生じるかどうかは、基準期間の事業規模が大きいか小さいかの判断に左右されます。本来3,050万円の免税事業者の売上げと3,050万円の課税事業者の売上げというのは基本的にはイコール、つまり、事業規模という点ではイコールです。だから、２年先に二人にもし課税があるとするならば二人とも課税があるべきだし、二人とも課税がないとしたら二人とも課税がないと考えるべきだというのが私の理解です。

当時の税務署の取扱いは、基準期間において課税事業者である者については３／103を引きます。つまり、3,050万円であったとすると、それの３／103を引くと2,961万円ぐらいになるはずですので、この者は２年先に納税の義務はありません。この３／103を引くというのは、その者の税金の計算をする際にその税金部分を１回抜いて、税抜きの形にするという意味です。税抜きの形にした上で当時の３％という税率をかけるわけです。

ところが、免税事業者は税金なんて関係ないということになる。そうだとすると、その者は、3,050万円のままで計算します。つまり、基準期間のときの課税事業者については３／103を引いて計算するけれども、免税事業者については、税金の計算は一切関係ないから、そのままの数字を使うのだというような言い方をしたわけです。

これに対してはいろいろな議論があります。最高裁は課税庁のその当時の取扱い、或いはその後で作られた基本通達の考え方を承認したということになります。ただ、最高裁のこの取扱いは、私がこれまでずっとお話をしてきた、そもそも納税義務者は誰なのか、或いはそもそも価格というのは一体何なのかという議論からすると、その同じ流れには立っていないのです。その議論というのは、むしろ課税事業者はいわば消費税相当額を預かっているから、その部分を引いた金額がその課税事業者の事業規模だと考えているわけです。

ところが、事業規模という本来の言葉で言うと、それは免税事業者の3,050万円に匹敵するのは課税事業者の3,050万円というのが自然です。消費税の仕組みの上では課税事業者であったら当然に税金を預けてくれ、或いは預かる義務があるのだということにはなっていないのです。課税事業者の店なんて書いてありませんし、書いたら品がないと思いますし、普通はそれはあり得ないのです。

そうすると、当該事業者のパワーというのは、当該消費者から受け取った代価の集積というか、そのままの売上高が取引規模であると恐らく見るべきだし、この取引規模が大きいか、小さいかということで２年先の納税義務の有無を決める際の物差しは基本的には１つだと考えるべきです。消費税法９条の決め方はそもそも「事業者は」という形で書いているのであって、その基準期間において課税事業者である者はこうだとか、基準期間において免税事業者である者はこうだというような決め方をしていないのです。

そういうところからすると、最高裁がこの９条の存在理由を事業規模を測るためだと言うのであれば、下級審、１審や控訴審はこういう言い方をしていなくて、この点が最高裁を評価すべき点だと思うのですが、この事業規模論を忠実に展開すれば、結論は違ってしかるべきではなかったかと思ったりもします。

５．消費税と価格（あるいは取得価額）

消費税と価格との関係に関する裁判例は、大別して３つのタイプがあるように思います。

第１は、「消費税はそもそも価格の一部であ

る。したがってこれに関して事業者による転嫁の義務はない。転嫁は望ましいとしても、結局はその価格は市場によって形成されるのだ」という考え方で、裁判例としてはこれが支配的だと思います。

第２は、そこまではっきりは言っていませんが、今お話をした免税事業者の判定をめぐる最高裁判決などの考え方からすると、消費税というのは本体価格と消費税額から構成されて、本体価格相当部分が当該事業者の真の事業規模を示すのだという考え方です。いわゆる預かり金的な考え方といってよいかもしれません。しかしながら、この考え方は、消費税の仕組みに沿ったものとはいえません。

第３は、この両者の関係について明確な自覚を持たないものです（例として、静岡地判平成７・10・13税資214号27頁）。

６．免税事業者制度、簡易課税制度の趣旨

免税事業者制度や簡易課税制度というのは、結局のところ、一般的に説明されていますように、小規模の事業者である納税者に対する税務執行への配慮というところから導入されたものということができると思います。そうすると、このような制度があるからといって、免税事業者が消費者から預かった消費税を自分の懐に入れているなどの益税が生じているなどの言説は、俗説の域を出ないのだろうと思います。しかもそれは、法的にみて正しくない俗説だといえます。

７．消費税の性格論と平成16年の総額表示の導入

特に注目すべきこととして、平成15年の消費税の改革において総額表示が導入され、平成16年から制度化されました。アイスクリームの例でいいますと、これは本体価格100円、消費税５円という表示では駄目だという考えです。要するに、トータルして幾らか、つまり、105円という数字をはっきり示せというものです。もちろんその中に内消費税５円と書くのはそれはそれでいいが、トータルしてきちんとそれを表示せよというのが総額表示の趣旨ということになります。

面白いのは、この制度がなぜ導入されたのかという理由です。これも必ずしもよくわからないところがありますが、立法の改正の趣旨としては消費者の便宜のために作った制度だといわれています。その趣旨があることを否定する気はありませんし、それはそれで結構だと思うのですが、これも考えようによっては日本の消費者はそんなに程度が高くないのかということになりかねません。

というのは、消費者の便宜として次のような説明がされたわけです。消費者の手元の財布には３万円あるとします。仮に５％の税率でいいます。百貨店に行って、自分の気に入った服を買おうとしたときに３万円という値札が付いていました。このときに消費者はこれは３万1,500円を払わないと手に入れることができないのか、３万円でいいのかわからないというのです。つまり、「消費者にとって最終負担が明らかになるような表示をきちんとすることが大事です」と言い始めたわけです。

しかし、その当時、仮に外税方式という形がもし支配的になっていたとすると、値札は３万円になっていても３万1,500円だというのは大体経験則から普通はわかるはずです。もし1,500円が足りないのであったら、それ以外の方法というのはあり得るわけです。カードを使うとか、或いは今日は買うのをやめてこの次にしましょうとかという、ごく普通の消費者が考える処理が別にあると思います。いずれにしても、こういう形で消費者の便宜を図るために総額表示をせよということになりました。

そのときに大事なのは、この消費者の便宜論によって導入された総額表示であったとすると、いわゆる益税論というのはもはや言いようがなくなるわけです。つまり、もし本当に事業者が

消費者から消費税、ないし消費税相当額を預かっているのであったとしたら、総額表示でいいなんてことは言えないのです。必ず当該消費税額を別記せよ、明示せよと言わないといけないが、ここはそういう改正内容にはしなかったのです。

私は、消費税の性格からするとこのような総額表示になったのはむしろ当然だと思います。消費税というのはそういう税金です。つまり、直接税と違って、痛みを感じないで、みんながそれで税金を負担しようと合意をした上で、それを受け入れるかどうかが問われている税金です。そうだとすると、消費税の導入当初に日本に消費税を定着させるために、必要以上に不合理な値切りを消費者にさせないように「消費者がちゃんと消費税分を預けるのですよ」というキャンペーンを張ったのは、一定の歴史的な意味は持ったかもしれないが、消費税の基本的な性格、或いは消費税をどういうものとして国民が理解して、それを育てるのか、育てないのかというまっとうな判断をする機会を必ずしも与えてこなかったのではないかと思います。そういう点で、平成16年以降に導入された総額表示というのは本来の消費税の姿に帰ったということです。総額表示が、将来の税率引上げに伴う税の痛みを感じさせないための布石であることの評価は別にして、総額表示はその限りでは合理的な改正だと考えています。

Ⅲ．課税対象

１．課税対象は付加価値

次に、消費税は一体何に対して課税するのだという課税対象のお話に移ります。これについては既にお話ししたように、消費そのもの、消費能力、販売能力、付加価値など、種々の考え方があります。私は、日本の消費税が付加価値税であるとすれば、課税対象は付加価値と考えるのが最も自然だと思います。

消費税は、事業者が原材料を仕入れて、新たなさまざまな仕事を起こす、そのことによって人を雇う、自分のもうけもそこで生み出すというように、新たな事業を生み出したことによって新たな価値が作られ、これに対して課される税負担が、それまで転嫁されてきた税負担と併せて、結局は市場という有償取引を通して最終的には消費者に転嫁されるという一連の仕組みを備えた税であると考えることができるように思います。とはいえ、現行の制度は、租税負担の転嫁については法的な権利、義務の形で措置をしていません。

付加価値に対する課税といっても、これを法律で書く場合には、幾つかの方法が可能です。付加価値の額をまず出して、これに税率をかけるのが最もわかりやすいものですが、複数税率の可能性や計算の簡明さを考えて、売上げにかかる税額から仕入れにかかる税額を引くという表現をすることも可能です。いずれの場合も、表現の仕方が違うというだけで、付加価値に対して課税をするという基本構造は同じです。

２．消費税の担税力は何か

この担税力の議論は、錯綜しているというよりもほとんどないと言っていいと思います。これは本当にある意味では不思議な話です。消費税というのは何ゆえに払うのですかという回答がすぐに出てこないというか、出てきにくい、消費税はそれほど難しい税金なのかもしれません。しかし、やはり私はもっとこの問題を正面から議論する必要があると考えます。もしこれから消費税に対する比重が大きくなるとすれば、なぜ消費税を払うのですか、一体誰が払うのですか、この転嫁というのは正当なのですか、そういう議論に対してある程度説得力ある、整合的な回答を与えないと、消費者、事業者等の間で相互不信が募ってしまいます。やはりこれではちょっと困るのではないかと思っています。

抽象的な議論は一応これくらいにとどめて、消費税法の規定は具体的に何を課税対象に取り

込んでいるかという話に移ります。現実の消費税法の規定からいうと、消費税において消費税の負担が求められる場合の要件、要素というのは幾つかあります。１つは事業として行う、２つは対価を得る、３つ目はその形で資産を譲渡する、つまり、事業として対価を得て、資産を譲渡する、このことによってこれが課税対象として消費税の対象に入ってくるのだというのが条文のつくりです。

そうすると、結局、問題になるのは、これは他の税法にも共通した問題なのですが、基本的な要素である事業とは一体何なのか、対価を得るというのは一体どういうことをいうのか、或いは資産を譲渡するというのは一体どういうことをいうのかについて、必ずしもはっきりした定義規定はないということです。このように基本的な概念が必ずしも一義的に決まらない、限界事例の処理がもう一つはっきりしないというところから、幾つかのタイプの紛争が裁判所に持ち込まれることになります。

３．実定法規の解釈

⑴　資産の譲渡とは

資産の譲渡というのは一体何をいうのかということに関して裁判例があります（東京地判平成９・８・８行集48巻７＝８号539頁）。これは仕入税額控除が認められるかどうかというのが争いになった事件です。建物の賃貸借契約を合意解除する際に、賃借人に対して払った立退料は仕入税額控除の対象になるのかどうなのかというのが争いになったわけです。

このときに裁判所は、この賃借人に対して払った補償金というのは借家権の対価としての性格を併せ持つ可能性を否定できないと言った上で、「しかし、この借家権はあくまでも観念上のものであり、また、たとえそのように観念できるとしても、それは合意解除によって消滅するものであって、これが合意解除による本件建物の明渡しという取引に際して原告に移転すると見るのは困難である」としました。

つまり、ここで前提として、資産の譲渡というのは、その資産が同一性を保ちながら他人に移ることをいうのだというのです。これは消費税法の基本通達にその旨の定めがあり、裁判所はこれに依拠しているわけです。通達は、そもそも資産の譲渡というのは、その同一性を保持しながら他人に移るものをいうとしていますが、これも一体何を根拠にそういうことがいえるのかというのは必ずしもよくわからないところがあります。

例えば、事業者が、仕入れた原材料を使うのは使ったのだけれども、その一部を廃棄したという場合において、当該廃棄部分についての資産の同一性がない、連続性がないという理由で仕入税額控除が否認されるというのは普通はちょっと考えられません。そうすると、ここでいう当該資産が同一性を保ちながら他に移転するということの意味がよくわからないことになります。

⑵　事業とは

事業とは何かということが問題になってきます。消費税法上事業の定義はありません。一般に、消費税における事業の範囲は相当に広いといわれています。またそれは、「反復・継続・独立して行われる」ものであれば、規模の大小を問わないと説明されます。

ただ、そのときの裁判例などの言い方でいいますと、消費に広く負担を求める消費税においては事業の規模までは問わないという（名古屋高裁金沢支判平成15・11・26税資253号順号9473）のですが、その理由づけとして、消費に広く負担を求めるから事業の規模までは問わないとされます。ところが、このような理由づけの前と後とがうまく結びついているのかというと、その理屈はわかりにくいところがあります。仮にその意味が、消費税の負担が個々の商品に転嫁されるということだとしても、転嫁は法律上の義務ではないこととどのように整合的に説明できるかという問題が残ります。また、一般

的な語感としては、事業という用語は、ある一定の大きさを持った取引を想定していると思われるところから、法律上の定義規定なしに、同じ事業という用語を使いながら、所得税と消費税とは違うといわれても、その根拠は何か、どれだけ違うのかがはっきりしません。

⑶ 対価とは

対価については、基本通達で、一般に給付に対する反対給付を受けることをいうとしています。これは基本的にそのとおりだろうと思います。ただ、反対給付という場合、どのような状況をいうかがもう一つはっきりしません。この定義を使いこなすためには、通達の他の定めなども参考にして、もう少し具体化する必要があるように思います。このように考えると、対価性の基本的特性又はその判断基準として、例えば役務については、役務の提供があらかじめ義務づけられたものではなく、役務の提供者と代金の支払者との間での合意形成を基本とすること（任意性）、役務の提供とそれに対応した代金支払があること（関連性ないし結合性）、当該役務と当該代金が同等の経済的価値を持つこと（同等性）、が求められることになると考えます。

特に営利企業の場合には対価を得て事業を行うということは極めてはっきりとわかるのですが、問題になるのは公益法人等の必ずしもその団体の存在目的が営利を目的とするものではない場合です。例えばその構成員との間で何らかの金銭の授受があった場合は当該公益法人が当該構成員から対価を得たのか、得ていないのかというのは、事案によってはかなり微妙なところがありますし、営利法人でいう対価性とは必ずしも同じに考えにくい事情もあるように思われます。

もし今後、公益法人等に対する消費税の徴収がより厳しくなるとすれば、公益法人等の各種の取引に関して対価性の有無をどのように考えたらよいのかが問題になる場面が増えるかもしれません。

4．非課税取引の意味

消費税法上一定のものが非課税取引とされています。例えば、土地がなぜ非課税なのかという理由づけとしては、土地は消費ではないといわれます。土地は摩滅しないとか、消耗しないという特性を持っているから消費の対象にはならないのだというような説明かと思います。

しかし、これに対しては租税法学者の一部からかなり強い批判又は疑問が出されています。消費税というのは消費そのものが課税の対象ではない、そういう抽象的なものが対象ではなくて、消費能力が対象ではないか、などとするものです。例えば１億円の土地を買う能力があるから、それに注目して課税しようというのであれば、土地の購入に対して課税してもおかしくないではないかという議論があるわけです。

経済学的な方法に従って消費とはそもそも何かという議論の仕方と、消費税法における課税標準の決め方は明らかに違います。消費税法における課税標準は、基本的には、対価を得て資産の譲渡をすることによって、相手から受け取った代価を課税対象に取り込むことになります。突き詰めると、これは、事業者によって、商品や役務を売り上げる力（別の面からは、消費者がそれらを買う力といってもよいかもしれません）が存在し、これに着目してその力を課税対象に取り込もうとしていると説明することが可能かもしれません。もっとも、既に述べたように、消費税の担税力を付加価値に求める別の考え方からすれば、本当の課税標準は、付加価値であるべきであって、現行の消費税にいう課税標準の規定は、担税力それ自体を示すものではなく、消費税の計算過程の一部をなす、便宜的な仕組みでしかないということになります。

多くの非課税取引として掲げられているものに関して、政策的な理由についてはともかく、そうでない場合について「そもそもそれは消費ではない」などというような言い方が本当に消

費税法の説明として通用するのかどうなのかをあらためて検討する必要があります。私はかなりの疑問を感じています。

Ⅳ．仕入税額控除をめぐる紛争

１．仕入税額控除の存在理由

その次に、仕入税額控除をめぐる紛争についてごく簡単に触れたいと思います。仕入税額控除の仕組みについて、これも繰り返しわかりやすさのために何度も申し上げているアイスクリームの例でいいますと､105円でアイスクリームを売った人がこれを84円で仕入れています。そのときに、５円マイナス４円の、マイナス４円をするというのが課税仕入れのうちに含まれている税額部分を控除するということになってきます。そうすると、５－４＝１の１円を通常はこの事業者は払ったらいいということになります。

２．30条７項の法的性格

ところが、30条７項は、もしこの事業者が帳簿及び請求書等を保存していない場合は仕入税額控除はできないと定めています。仕入税額控除ができないということは、５円がこの人の納税額になる、つまり、５マイナス４の、マイナス４ができなくなるということになります。このように、仕入税額控除ができるかどうかは、当該納税者の税負担を大きく左右することになってきます。それに関連して、30条７項の帳簿及び請求書等の保存がない場合には仕入税額控除をしないという規定の意味をどう理解するかについては、見解が分かれています。

１つの極にある考え方は、真実の取引をきちんと表示している帳簿や請求書等でないと仕入税額控除はできないというのが第１です。同じく第２は、そういう帳簿や請求書等が税務調査の時点で存在しないことが税務当局に認識されたらその段階でアウトで、一切の仕入税額控除は認められないというものです。つまり、この考え方は、30条７項の規定は、帳簿や請求書等が法定のとおりに真実に記載され、かつ、それが税務調査の場できちんと提示されないと保存がないことになる旨を定めるもので、税額の大きさを直ちに左右する実体法的な要件だと考えるものです。

もう一方の極にある考え方は、このような考え方に反対をします。もちろんちゃんと帳簿を付け、これを保存するのは当たり前で、それはそういうふうにしてもらわないといけないけれども、これは手続的規定として、納税者に対する注意規定の性格を持つにとどまると考えるものです。帳簿等の形式的な不備や税務調査における帳簿の不提示をもって保存がないとして仕入税額控除を否定することは、消費税の生命ともいえる仕入税額控除の重要性を理解しないものであって、許されないと考えるものです。

まず、第１の議論の領域として、帳簿や請求書等の記載は真実の取引を反映したパーフェクトなものでないと駄目かということです。いわゆる仮名取引に関する事件が有名です（東京地判平成９・８・28行集48巻７＝８号600頁)。医薬品を現金で購入して、それを卸すという仕事があるようですが、納税者は、商慣習上仮名取引を行わざるを得ないなどの事情がある、消費税法30条８項は仕入税額控除の適用要件ではなく、一般的記帳義務における記帳要件を定めたにすぎないなどと主張しましたが、裁判所はこれを退けました。裁判所は、保存を要求されている帳簿には真実の仕入先が記載されていなくてはならず、問題の帳簿は30条７項にいう法定帳簿ではないとして、仕入税額控除を全面的に否定しました。

しかしながら、現実の取引や事業形態にはさまざまなものがあり、取引慣行等によっては、必ずしも形式的な氏名の記載などが事実上困難な場合もあり得ます。このような場合でも、形式的な要件の不備を理由に仕入税額控除を否定してよいかどうかはかなりの疑問があります。

幾つかの事件がありまして、海に潜ってサザエなどを取っている者から魚介類を買い入れて、それを売る業者などについて紛争が生じていますが、多くの場合、裁判所においても仕入税額控除は否定されています（高松地判平成10・9・28税資238号352頁、広島地判平成11・2・18税資240号716頁）。

消費税法上は帳簿や請求書等に記載すべき事項として、例えば氏名が掲げられています。この場合、氏しか書いていない場合は一体どうなるのかとか、形式論からいうといろいろ問題にすることは可能かもしれません。こういう場合に、真実の仕入先を書くのが好ましいのは当然なのですが、形式要件としてそれを満たしていない帳簿や請求書であったら仕入税額控除はすべて駄目だというところまでいえるかどうかについては、私は実際の運用の問題としてもやりすぎだろうと思います。

3．30条7項の「保存」要件の解釈

30条7項の規定は、帳簿等の保存がなければ仕入税額控除を認めないと書いています。問題は「保存」という言葉です。消費税法で使っている「保存」は一体どういう意味合いで使っているのかに関して、これまでいろいろ紛争があります。これはどういう場面かといいますと、税務署が税務調査に行ったときに帳簿等を提示しない、見せないのです。そうすると、税務署は、「見せないということは帳簿の保存がないことですね。だから、仕入税額控除は認めない」という理屈になるわけです。

これに関して、当初は裁判例も下級審においては分かれていて、かついろいろな議論があったのですが、最高裁が平成16年12月16日にこの問題に関して一定の決着をつけています（民集58巻9号2458頁）。最高裁の考えはわかりにくいところはありますが、税務署が税務調査の場面において保存を欠くと判断した場合には仕入税額控除をしないという消費税の大きさを左右するような結果になっても、それはそれでよい、との結論を示したように思われます。

第1に、最高裁の言い方では、保存と提示ということとの関係がもう一つはっきりしません。最高裁判決の言い方は、これまで下級審でもあまり用いられなかったものです。「納税者には態勢を整えて保存することを要する」という言い方をするわけです。「態勢を整えて保存する」というのは一体何をどうしたらいいのか、すぐ目の前に像として浮かんでこないのです。保存というのは態勢を整えた保存であるということを言っているのか、もし仮にそうだとすると、何を言っているのかわかりにくいのです。

第2に、最高裁の論理からは、納税者の税務調査に対する非協力が原因で結果的に仕入税額控除が認められないということになりますが、これでよいのかという疑問があります。

基本的に同じ内容の最高裁判決が、その4日後の12月20日にも出されていますが、そこでは滝井裁判官の反対意見があります（判時1889号42頁）。その反対意見はいろいろなことを言っているのですが、その1つは、売上げにくっついた税金から仕入れにくっついた税金をきちんと控除しないと、税金の上にさらに税金がかかってくるというような文字通りの売上税になってしまうので、それを避けるために仕入税額控除があると考えると、この消費税の仕組みそのものからして当然に仕入税額控除は控除しないといけないものだということです。

もう1点は、もし消費税の調査において納税者が調査に非協力であったら、消費税法はちゃんとそれに見合う制裁規定を置いているではないかと述べています。消費税法68条は、正当な理由なく調査を拒否した場合は10万円以下の罰金を科す旨を定めています。つまり、消費税法は、調査非協力に対する制裁として基本的に刑事上の処罰をするということで対応しているのであって、それが消費税の大きさそのものを増やすという方向で、結果的に制裁的な効果を上げることを意図しているものではないと言っているわけです。この反対意見の内容には十分考

慮すべき、参考にすべきものが私はあると思いますし、基本的に私はこの反対意見の考えがより妥当ではないかと思います。

おわりに

これまで概括的にお話しをさせていただきましたが、これは、納税義務者と課税対象という、消費税法において非常に重要な要素であるにも拘わらず、必ずしも法律の規定がはっきりしていないことがらについて、より一層はっきりさせる必要があると考えるからです。基本的に、納税者に疑問があったら裁判所で争わせるというよりは、法律で、将来の紛争を絶つような明確で合理的な規定を整備することが望ましいと考えます。

私は裁判などというのはできればしない方がいいと思います。それはあまり生産的なものではないです。事前にルールをはっきりさせて、できるだけ紛争が起きないようにするのがもっとも合理的で生産的だと考えます。どうしても決着がつかない場合に限り万やむを得ず裁判をするというのが、日本の風土や精神性に合っているように思います。

また、税務の領域に関していいますと、日本の税制のあり方に関して納税者の信頼を得ること、税法の執行に関して納税者と課税庁との間で相互の信頼を強めることが大切です。このような観点からも、納税義務者や課税対象について、明文の規定を整備する必要があると思っています。

益税があるとか、或いは消費税を預けるとか、預けないとか、これらは一般受けはするのですけれども、そのことによって必要以上に国民の間で相互不信を生じさせたり、納税者と税制や税務行政との間の信頼を弱めたりすることは避けるべきです。また、そのような根拠のない言説に対しては、はっきりと疑問を呈していく必要があるのではないかと思います。

一応時間ですので、これでお話を終えさせていただきます。今日私がお話をさせていただいたことが先生方の今後の議論の中で何かの材料としてでもお役に立つのであれば非常にありがたいと思っております。どうも長時間ご清聴ありがとうございました。

税制の今後の課題と展望

●参加者（五十音順）

総務省大臣官房審議官	佐藤　文俊
大阪産業大学経済学部教授	戸谷　裕之
関西電力㈱常務取締役・租税常任理事	中森　朝明
財務省主税局税制第三課課長	安居　孝啓

司会	関西学院大学経済学部教授	林　宜嗣

討論中に言及されている資料は、巻末「**資料編**」に掲載されています。

はじめに

（林）　本日は、「税制の今後の課題と展望」というテーマで討論を行います。昨年夏以降景気が落ち込んで、最近、少し良くなってきているという感じもいたしますけれども、落ち込みが非常に激しかったことから、まだまだ本格的な回復というわけにはいかない。今後、またさらに二番底といった可能性も残されております。

このように、足下の日本経済・社会は、非常に大きな課題を抱えていますが、それ以外にも中長期的な解決すべき数多くの課題を抱えています。

第１は、経済活動のグローバル化への対応です。国際化の時代からグローバル化の時代に入って、企業、個人の活動が国境を越えて行われるようになっております。民間経済活動の早い動きに対して、制度がどのようにキャッチアップして、民間の活動を支援できるかどうかが非常に大きな課題です。

第２は、少子高齢化社会への対応です。日本は他の国に比べて急速に、しかも大規模に高齢化が進んでいます。そうした中で、安定した社会を築くために、さまざまな制度、組織を変えていかなければなりません。

第３は、国、地方が共に抱える巨額の財政債務への対応です。

こうした中長期的な問題を解決すると同時に、やはり足下の課題にも配慮しなければいけない。このように、日本は今、非常に悩ましい時期に置かれています。

さらに、最近では個人間、あるいは地域間の格差が拡大しています。こういう状況の中で、持続的で安定した活力のある社会を築くために、制度、組織といったさまざまなソフトインフラを時代にふさわしいものに変えていかなければなりません。税制も同じように、今後どのような方向を見据えて設計図を引いていけばいいのかを考えていく必要があります。

今日の討論は「税制の今後の課題と展望」というテーマで行いますが、全体で２つのステージを用意しています。第１のステージでは総論的なお話を伺い、そして、第２ステージで各論に入り込みたいと思っています。

まずは税財政の現状という総論編です。それでは財務省の安居課長からお願いしたいと思います。

Ⅰ．わが国の財政・税制の現状と課題

１．財政の現状

（安居）　財務省主税局税制第三課長の安居でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の財務省主税局の資料に従い、まず、今の日本の国税の状況について簡単にご説明をしたいと思います。

資料①（資料編３頁）は、平成21年度の一般会計予算の概要です。本年４月に実施されました経済危機対策に基づく今年度の補正後の国の財政の姿を示しています。左側が歳出で、一般会計の規模は約102兆円となっています。それに対し、右側が歳入で、租税及び印紙収入が約46兆1,000億円、全体に占める割合が45％という状況です。他方、公債金、つまり国債が約44兆円、43％と、大変厳しい状況になっています。

資料②は、一般会計の歳出、税収、公債発行

額をグラフにしたものです。この上の２本の線を見て、この図のことを「ワニの口の絵」と呼んでいますが、昭和の時代から平成に入りまして、ワニの口がどんどん開いていました。それが、平成10年代に入りますと、やや口の開きが止まってきて、最近少し閉じ始めたかなと思ったところですけれども、昨年の世界同時不況、その経済対策としての財政出動、一方で税収の落ち込みもあって、また口が大きく開いてしまったという残念な状況にあります。

一番下に数字を載せていますけれども、歳出に占める税収の割合が、今の補正後で45％で、50％を下回っているのが現状です。一般会計税収が46.1兆円とありますが、その下に44.1兆円とあるのは公債発行額です。これは補正後予算の数字ですから、決算になりますと、これが逆転してしまう可能性もあるのではないかと心配しております。

資料③は、公債残高のグラフです。左側の参考のところに示しました、平成21年度末の公債残高の見込みが592兆円、これは一般会計税収の13年分に相当するところまで来ています。

資料④は、利払費と公債残高のグラフです。**資料⑤**は、財政収支・債務残高の国際比較の資料です。左側が、財政収支を各国で比べたもので、一番右の方を見ていただきますと、今回の不況によって、各国ともに急激に下がっているのがよく見て取れると思います。ただ、各国と日本とで違いますのは、日本はそれまでもずっと低空飛行を続けてきたことです。これが右側の債務残高に端的に表れています。各国の債務残高は、それなりのレベルに抑えていた、ないしは、特にヨーロッパはEUの枠組みの中で財政赤字をずっと絞ってきていました。他方、日本は独歩高を続けてきまして、2005年あたりから少し下がっていますけれども、また最近拡大してきているという状況です。

現下の経済状況を考えれば、財政出動はもちろんある程度必要だろうし、それに当然配慮していかなければいけませんが、その一方で、こういう財政状況を見ますと、出口戦略といいますか、中長期的に考えると、この財政状況はどうにかしなければいけないのではないかと考えています。

２．税制の現状と課題

〔税収の動向〕

資料⑥－１で、一般会計税収の推移を見ますと、平成21年度は一番右側で46.1兆円となっています。過去はいい時期もありまして、平成２年度は60兆円ぐらい税収がありましたが、平成20年度が44.3兆円でしたので、平成２年度と比べますと３割近く落ちているのが現状です。

資料⑥－２は、足元の税収状況を示しています。平成19年度、20年度、21年度と並べてあります。平成20年度の決算が44.3兆円、昨年の末の補正予算のときの見積りは46.4兆円で、一昨年の年末に平成20年度予算を作ったときの見積りは53.6兆円です。見積もる時期が後になればなるほど、どんどん税収が落ちてきているのがお分かり頂けると思います。

46.1兆円という平成21年度予算の税収の見積りは、平成20年度の補正予算と同時に作っておりまして、そのときに平成20年度は46.4兆円、平成21年度は46.1兆円と見積もったわけですが、実際、平成20年度の税収はそこから2.2兆円下がり、44.3兆円になっていますので、土台が下がったという言い方をしますけれども、この平成21年度も、この2.2兆円分はいわば土台が下がっている状況にあるということです。

さらに足元の状況を見ますと、あまり景気の状況はよろしくないので、法人税収は下がると思われますし、また、残業やボーナスの動向も気になるところで、それによって所得税の状況も変わってきますので、やはりもう少し下がるのではないかと心配されます。平成21年度の税収が下がると、今度はそれを土台として平成22年度の予算の見積りをしていくことになりますので、税収については、足元で期待するのはなかなか難しい現状にあると認識しています。

資料⑦は、税目別の税収の動向を少し長い期間で示しています。所得税も変動しておりますけれども、特に法人税が景気変動によって大きく変動しているのが見て取れます。平成18年度、19年度あたりは比較的良かったけれども、20年度、21年度は、大きく変動しています。

これに比較されますのは、その下の消費税です。税率が変化しているところで大きく変化していますけれども、後は大体10兆円前後で推移してきています。

〔国民負担の動向〕

資料⑧は、もう少しマクロ的に税の規模を見ていこうということで、国民負担率と租税負担率の推移を示しています。租税負担率は、税収を国民所得で割ったもので、国民負担率は、税の負担と社会保障の負担を足したものを、国民所得比で見たものです。

下の棒グラフを見ていただきますと、黒い棒グラフの方が租税負担率です。平成２年度（1990年度）の27.6%がほぼピークで、現時点では23%となっています。

これに対して、その下の少し薄い棒グラフで書いてありますのが社会保障負担率ですが、これは一貫して上がってきておりまして、15.9%が現状です。この背景には、日本の高齢化という問題があることはご承知の通りです。

この２つを足したものが国民負担率で、折れ線グラフで表わしてありますが、税の負担率がやや下がり気味なのと、社会保障の負担率が上がり気味なので、最近で見るとほぼ横ばい、ないしは若干上がっている傾向が見て取れると思います。

もう一つが財政赤字を含む国民負担率で、これは潜在的な国民負担率といった言い方もするのですが、通常の税の負担率と社会保障の負担率に財政赤字の比率を載せたものです。つまり、本来であれば国民の負担になる、それが、先送りされているものを今載せてみたらどうだろうと計算したものが、この折れ線です。つまり、租税負担率は低くなっているけれども、その裏側に、実は財政赤字として相当なものを出していて、それはもう50%に行くようなレベルになっている状況があるわけです。

資料⑨は、国際比較で、OECD の国民負担率です。年度がいろいろありますので一概に比較はできないのかもしれませんが、OECD29カ国のうち、日本は、下から５番目の38.9%という状況です。

資料⑩は、先ほどは国民負担率でしたけれども、今度は租税負担率で、下から２番目の23%です。日本は国民負担率も低いですし、さらに、租税負担率も国際比較で見ると非常に低い状況にあることがご覧いただけると思います。

資料⑪は、国民負担率の内訳を比較したものです。日本の国民負担率は他国に比べ全般的に低いのですが、それが何故低いのかを見ると、社会保障負担率も諸外国に比べて高いわけではないのですが、租税負担率が低いことが分かります。各国で制度や事情に違いがありますので、一概に比べるのは難しいですが、ヨーロッパと比べて、消費税の税率が非常に低いということが分かります。日本の消費課税は6.8%ですけれども、ヨーロッパでは非常に高い率になっていますので、これが日本の租税負担率が低い理由の一つであるのは明らかですが、個人所得課税も日本は低いということが見て取れるのではないかと思います。また、法人所得課税もそんなに日本は高くない。いってみれば、どれを取っても日本の課税水準は高くない、むしろ低い

ことが、これを見ると分かるのではないかと思います。

〔税制改正の概要〕

資料⑫は、平成21年度の税制改正の概要です。３月に法律が成立し、４月１日から施行されています。

内容は、一言で言いますと、現下の状況を踏まえ、需要喚起のための政策税制を行ったということです。住宅ローンについても過去最大の減税をしておりますし、法人関係税制、いわゆる省エネ設備について、即時償却、すなわち、初年度に100%の償却を認めるといった措置も入れております。さらに、中小企業の法人税の軽減税率を行ったり、さまざまな政策税制を打ったというのがこの平成21年度の税制改正です。

資料⑬は、それに加えまして、異例の対応として年度途中で行った税制改正の概要です。これは非常に大規模な補正予算も併せて出しているわけですけれども、税でも、贈与税の軽減、中小企業の交際費課税、研究開発税制の拡充といった改正を行ったところです。

〔近年の主な税制の動き〕

資料⑭は、近年の主な税制の動きを示しています。平成21年度税制改正法にも盛り込まれましたが、昨年末に「中期プログラム」を作りました。現在のような景気情勢においては一生懸命景気回復のための対策を行いますが、景気回復がなされた後には、消費税を含む抜本的な税制改革を実施するということを、閣議決定をしたプログラムにも載せ、税制改正法にも盛り込んで、中長期的な財政再建に向けた道筋を明らかにしたところです。一方、先般ご承知のとおり政権が代わりましたので、今後一体どうなっていくのか、非常に注視しているというところです。

（林）　ありがとうございました。非常に厳しい財政状況の中で、今後、現在の低い租税負担率をどうするのか、大きなポイントだと思います。

それでは、地方財政を取り巻く現状について、佐藤審議官からお願いいたします。

Ⅱ．わが国の地方財政・地方税制の現状と課題

１．地方財政の現状

（佐藤）　資料に基づいてお話をさせていただきます。地方財政なり、地方税制度の現状をお話しました後、地方税については、今後の目指すべき方向性というものを持っております。それについて少しお話をしたいと思います。

資料❶（資料編58頁）は、地方財政の現状です。毎年、国の予算編成と並行しまして、翌年度の地方財政の歳出・歳入の見積もりを行います。これを地方財政計画と呼んでおります。自然体で見積もりまして、収支相償えばそれで幸せということなのですが、めったにそういうことはありませんで、多くは財源不足が生じます。収支のギャップを生じております。

この左側のグラフが、最近のそれを示したものです。収支相償うことはめったにないと申しましたけれども、バブルの終わりころは一時期そういうときもあったのです。いい時代でした。その後、バブルが崩壊しまして、これは国と同じですが、税収が減少して、長く低迷することになりました。その中で減税も行ったわけです。

一方で、歳出は景気対策のために公共投資を中心にどんどん拡大しました。また、社会保障関係費などは、景気の情勢と関係なしに自然増で膨らんでいくわけです。そういったことから財源不足がどんどん拡大しまして、資料には16年度からしか書いていませんが、ピーク時は15年度でして、17.4兆円という非常に大きな財源不足を生じました。

小泉政権が成立しましてから、歳出を厳しく抑制しよう、増税はしないということを宣言されました。そうした中で景気が回復してきて、税の自然増収も出てきたわけで、そうしたこと

から財源不足が16、17、18、19年ぐらいまでどんどん縮小してきました。19年度は４．７兆円という額で、ピーク時の４分の１ぐらいになっています。小さい数字ではありませんが、かなり減ってきました。

ただし、足元は、やはり景気の影響で、歳出は、なお抑制基調にはありますけれども、一方、歳入が急激に減少し、収支のギャップが再び拡大するような傾向になっています。

資料❷をご覧いただきまして、バブルが崩壊してから今日まで、財源不足に対しては、基本的に穴埋めするのですけれども、これは借金でせざるを得ないのです。国が借金して現金を地方に配るか、或いは、地方団体自身が借金をするかという選択、或いは、その組み合わせになります。

そうした結果、バブル後、この借金の残高はうなぎ上りに増えてきておりまして、16年度には200兆円を突破する水準にまで達しました。その後、歳出の抑制、それから、景気の回復がありまして、借金残高自体は高止まりの状況で推移しております。

ただし、これも足元で見ますと、再び財源不足が拡大して、借金に頼らざるを得ないという状況になってきていますので、21年度以降の状況は、再び増加傾向に転じるのかどうかというところにあります。

こういう状況の中で、増税に頼らず、徹底した歳出削減で財政の健全化を図るということでしたので、地方団体はこの歳出削減に大変努力を重ねてまいりました。

いろいろな見方があるのですが、１つは、**資料❸**は市町村合併の状況です。平成11年３月には3,232あった団体が、来年の３月末までに予定されているものを含めますと1,753にまで減少することになっています。特に、１万人未満の小さな町村というのは３分の１以下に減少しています。合併は、必ずしも行政の効率化だけを目標として行うものではありませんが、結果的には、この行政の効率化にも大きく貢献するものと思います。特に、人員の削減などで効果が顕著に出ております。新しい市町村がだんだん軌道に乗ってきますと、人件費、その他の経費についても、相当の効率化の効果が出てくると思っております。

なお、今の合併を進める法律は、来年の３月で失効します。今までのように国が鉦や太鼓で進める合併は、今年度までで終了になろうと思います。あとは自然体でということになると、市町村の数は、大体この1,700くらいの水準でしばらくは推移していくのではないか。

資料❹は、地方団体の公債費を除く一般歳出の削減状況です。ピーク時が平成11年度で79.1兆円ありました。直近の決算が取れる19年度で見ますと、66.3兆円ですから、絶対額で12.8兆円、率で16.2%のマイナスになっています。

額面でこれだけ削減したということは、大変なことです。特に、下の表に、都道府県市町村ごとに財政力の強い弱い、或いは、人口の規模の大小に区分して、その削減率を見ておりますけれども、これを見ますと一目瞭然ですが、財政力が弱い団体、或いは規模が小さい団体については、特にこの削減幅が大きくなっているのが見て取れます。

市町村を見ていただきますと、5,000人未満の町村は３割以上、歳出を削減しているわけです。もちろんこの間も、社会保障費は自然増で増えています。それから、景気対策で公共投資を追加したために借金の償還も増えています。こういった増える要素をのみ込んで、なお、これだけ減らしているということですから、相当の数字だとご理解いただきたいと思います。

地方団体は、国と違って赤字地方債を発行する自由を持ちません。従って、財源がなければ歳出を切るしか道がない。どこの団体も、この期間の厳しい削減方針の下で、赤字地方債を発行して歳出を維持する道は取れず、歳出を削減する道をたどってきたということです。その結果が、こういった数字になって表れていると思います。このことは、必ずしも悪いわけではあ

りませんが、地域格差や、地方の疲弊という状況を生み出した１つの要因にはなっているだろうと思っております。

２．地方税制の現状と課題

〔地方税収の動向〕

資料❻は、地方税全体の姿と内訳になります。21年度の見通しでは、上から２つ目の棒グラフですが、地方税合計で約37兆円を見込んでおります。

下に、道府県税と市町村税の内訳が書いてあります。ご記憶にとどめていただきたいのは、道府県におきまして、黒いところです。法人二税といっている、この割合が非常に高いことです。21年度は景気の悪化による法人関係税の税収減を見込んでおりますけれども、かなり減ることを前提にしながらも、この法人二税のウエートはかなり高いものがあります。こういう税収の構造が、景気を反映して税収が不安定になる。或いは、法人関係税ですから、地域によって偏在があるという構造的な問題をもたらしているといえようかと思います。

一方、市町村税をご覧いただきますと、主力は個人市町村民税と固定資産税で、比較的、都道府県税に比べますと安定的な構造になっています。

資料❼は、地方税収の推移を見たものです。国税と比べますと、それほど極端な落ち込みではありませんが、バブルの終わりごろ、平成３年度ぐらいに一端ピークを迎えた後、減少に転じています。平成９年度ぐらいに少し増えたように見えますが、このときは地方消費税などが導入されて、税収全体の規模が拡大したときです。実質的に見ますと、バブル時のピークを下回るようなレベルでずっと推移してきたことになります。

直近では15年度が一番低いときでして、これが一番苦しい時期であったと思います。その後、景気回復によって上昇に転じ、特に19年度はぐんと伸びております。これは、三位一体の改革を進めておりまして、この19年度に、国税から地方税に３兆円、税源を移しました。この影響で19年度は大きく伸びています。

ただ、20、21年度をご覧いただきますと、景気の悪化を受けまして、再び減少に転じます。21年度は37兆円と見込んでおりますが、どうもこれも危ういということだろうと思います。

未曾有の経済情勢の悪化の中で、昨年、21年度の税制改正はほぼ減税一色という形になりました。こうした減税を含む大きな財政出動が行われることになったわけですが、同時に、将来の財政の在り方を示すことが必要ということで、昨年末に、中期プログラムを閣議決定しました。今日は、その資料は付けておりませんが、この中で、税制の抜本改革をいずれする、そのための道筋を決めることと、基本的な改革の方向性を決めることにしたわけです。

その中で、地方税については１項目掲げられております。「地方税制については、地方分権の推進と国、地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める」となっております。

これは、今後の地方税改革の方向を考えていく上で、非常に重要なことだと考えております。地方分権を今も進めようということで、いろいろな改革をしているわけですが、財政の面にお

きましては、地方団体の自主財源を増やすことが重要です。或いは、社会保障の安定財源を確保する観点から、今、財源が絶対的に不足している状況にありますから、地方税収の総量を増やすことがまず重要だろうと思っています。その場合に、地方税体系全体を見直して、偏在が小さくて安定的な地方税体系を作ることが重要になってきます。その具体的な方法としては、地方消費税を充実して、併せて地方法人課税の在り方を見直すことが中心になるだろうと、このことをいっているわけです。

政権が交代しますので、以前に決められたこういう閣議決定などがどうなるのか。民主党の公約などから見れば、一旦ご破算ということにした上で、いろいろな条件を整える、或いは時期を見定める、そうした中で、あらためて抜本的な検討をするということになるのかなと想定しております。

地方税の在り方に関しては、今申し上げましたようなことは、多分、今後、時期はわかりませんけれども、改革を押し進めていく上で、ある程度普遍的な方向性になるのではないかと思っております。もう少しこれを敷延して申し上げると、**資料❾**を見ていただきたいと思います。

〔国・地方の税源配分について〕

地方税全体を増やしたいということですが、**資料❾**の右の表で、国と地方の税源配分の推移を書いています。17、18年度は、ちょうど国税60で、地方税が40ぐらいの水準になっているのです。

一方、歳出を見ますと逆で、国が40、地方が60の割合になっています。できるだけ歳出に見合った税源の配分が望ましいという考え方でおりまして、直ちに税も４対６というわけにはいきませんが、当面１対１を目指したいと考えております。

三位一体の改革で、国税から地方税に３兆円を移したのも、そういう方向での改革の一環だったわけです。右側の19年度のところをご覧いただきますと、３兆円を移したために、国税と地方税の割合が57対43％ぐらいになっています。地方税にシフトしています。こういう状況から、さらに50対50を目指して進めていくことです。

それから、偏在性の問題です。**資料❿**を見ていただきますと、１人当たり税収額を各都道府県域ごとに比較してみたものになります。一番左が地方税の計で、最大が東京都、最小が沖縄県で、その差は、欄外にありますが3.0倍になっています。主な税目ごとに見ますと、個人住民税が3.1倍、法人二税が最も大きくて6.6倍、地方消費税が1.7倍になっています。

安定性という点を、**資料❽**で見ると、一番下が地方消費税の推移ですが、景気に関係なしに、極めて安定的に推移をしています。

一方、上の方に法人二税があります。これが景気の変動を敏感に反映して、大きく変動します。非常に不安定な税収になっております。

今の２枚の資料からおわかりのように、偏在性が小さくて安定的な税体系を作りたいということですが、そのための具体的な方策として、法人関係税のウエートを相対的に小さくして、地方消費税のウエートを高めていくという方向性が自然と出てくる。今後も、そういう方向性を目指した改革を進めていきたいと考えております。以上です。

（林）　ありがとうございました。地方も国と同様に、非常に厳しい財政状況にありますが、その中で税体系を見直していかなければいけません。地方財政問題の難しいところは、1,800ある地方自治体がきわめて多様だというところです。そういう意味では、偏在性が少ない税制が必要だというお話だったと思います。

それでは、民間の討論者ということで、中森様、お願いいたします。

Ⅲ．財政・税制の現状と課題についての討論

（中森）　関西電力の中森です。私からは、産業企業サイドから感じていることを申し述べたいと思います。

〔経済対策と財政健全化〕

冒頭に司会の林先生からありましたように、昨年秋以降の世界経済の急速な悪化を受けて、関西地域も昨年秋以降、企業の生産活動は、対前年比ベースでマイナスが続いていますが、このマイナスも本年２月に底を打ったことで、現在は少し回復基調にはあるものの本格的な回復には至っていない状況です。

私どもの電力の販売という観点から見ましても、企業の生産活動に連動するわけですが、同じように２月に底を打って、徐々に回復しているような状況ですが、現状においては、大口の産業で、対前年比10％程度のマイナスになっている状況にあります。

このような経済状況の中で、この21年度は税制改正において、エネ革税制の即時償却、これは企業にとっては非常に有効な措置であったと思うのですが、そのようなエネ革税制の即時償却など、省エネ・新エネの関連の税制ではさまざまな施策を講じていただいたわけです。

また、本年４月には、「経済危機対策」として、研究開発減税とか、或いは中小企業の交際費課税の軽減などを含む関連法案がまとめられて、一定の対応はなされたと評価しております。

ただ、そういう減税措置は評価できる一方で、まだまだ経済の活性化のための措置が必要です。また、冒頭に林先生からもありましたように、わが国の財政は危機的な状況にあることで、その１つの象徴的なものが急速な少子・高齢化社会の問題。それに関連して、少子・高齢化社会への移行による社会保障費の増大という支出の増加という問題と、逆に少子・高齢化に伴う納税対象者の減少による歳入の減少ということで、こういう現象が長期的に続くということだと思うのです。

ワニの口ではないですが、このまま高齢化に伴う社会保障費の増大や納税対象者の減少になりましたら、ワニの口がひょっとしたら裂けるのではないかという危機感を共有しなくてはならないと思います。両省の審議官、課長におかれては頭の痛い課題だとお察し致します。

そういう状況の中で、唯一の決定打というか、私は税の専門家ではありませんが、どうしても必要なのは長期的な税源確保という観点で、ワニの口を狭めるという観点では、やはり経済活力の強化が不可欠な要件と思います。日本経済の持続的成長があって初めて安定した税収、豊かな国民生活が約束されるのではないかと考えているところであります。

経済活力を強化することによって、これは必然的に企業利益が増大し、税収が増えるという三段論法になるわけですが、そのような図式でぜひ中長期的なワニの口の拡大を狭めていっていただければとわれわれ企業人としては考えるところです。

〔企業の経済活力の強化〕

もう１つは、これは企業の経済活力の１つの要素ですが、国際競争力の強化もぜひ必要な施策ではないか。それを後押しする税制度が必要ではないかと考えております。国際競争力になりましたら、まず、昭和の高度成長から歴史を見てみますと、わが国日本は技術立国で経済成

長を成し遂げ、GNP を上げてきたことから、昭和に立ち返って、技術立国を再現する、さらに強固にしていく。技術革新という点で国際的にも強くなるような税制がぜひ必要ではないかということ。あと１点は、国際競争力ということでは、当面は税制の差異で競争力が減退することのないような措置が必要と思うのです。やはり技術立国再現で、研究開発とか、新規投資とか、インセンティブがわくような税制を抜本的にしていく必要があるのではないかと感じているところであります。

〔地方税制〕

２つ目は地方税制ですが、地方税制については、いわゆる法人課税に大きく依存した状態によって、年度別の歳入の不安定要素をはらんでいるとか、地方自治体間の税収格差があるというような問題を提起させていただこうかと思っていたのですが、先ほど佐藤審議官から、法人課税に大きく依存するのではなく、間接税の比率を高くするという踏み込んだお話もいただきました。ちょっと角度を変えまして、法人課税と間接税の比率を高めるという二律があるのですが、歴史的な沿革を見て、個人住民税でも企業の法人事業税も利益が１つの関数になっているわけですが、行政サービスを受ける者の受益と負担の原則が全うできていないという部分があるのです。歴史的に見て、個人も法人もそうですが、その利益を１つの関数とせざるを得なかったことが、いま一度少しおさらいする必要があると思います。

現実的には、利益、所得を関数とする方法は、先ほど佐藤審議官が言われたように、少し変更していかなくてはならないし、企業としてもそのように思っております。その沿革あたりは、どんなものかということが１点。

もう１点は、間接税ということで、消費税という言葉に代表されるお話をされましたが、消費税以外に、いわゆる地方分権が進むに従って地方税の総枠を拡大しなければいけないということで、消費税は消費税で国民的な議論が必要だと思いますが、消費税以外に課税銘柄というのでしょうか、いわゆる間接税的な課税銘柄は何があるのでしょうか。

例えば、素人なりに思い付くものには、過日から議論になっているガソリンに関するものを地方税にとか、酒税を地方とか、何かそういう銘柄があるのかないのか、差し支えないところでお聞かせいただければと思います。

（林）　ありがとうございました。経済活力あるいは企業の国際競争力を強化するために税制はいかにあるべきか、といった視点からのお話もございました。

それでは、戸谷さん、お願いします。

（戸谷）　大阪産業大学の戸谷です。私は、この総論部分で３つの点について申し上げたいと思っています。

〔税と社会保険料〕

第１は、税制全体の構造或いは税体系を考える場合に、社会保険料を考慮する必要があるという点です。先ほど安居課長よりご説明がありましたが、日本の場合は税負担は諸外国と比べて低いのですが、社会保険料負担に関してはそれほどでもない。ずいぶん昔のことになりますが、税制に対するアンケート調査で、例えば「どんな税なら払う気がしますか」という質問をしますと、「何に使うかはっきりしていたら払ってもいい」という意見があったと思います。

社会保険料というのはある意味で何に使うかが明確なものです。ただし、日本の場合、社会保険庁のいろいろなトラブルがあって、問題が複雑化しているのは事実です。そうすると、やはり税金の方がいいのかなと思ったりもして、税金でいくか、社会保険料でいくかは、私自身が迷っています。そういう点について何かご意見をお聞かせいただけたらと思います。

〔財政健全化について〕

第２点としては、先ほどワニの口のお話がありましたが、巨額の財政赤字をいつどういうふ

うに処理するかをやはり考えないといけない。このまま将来世代へ負担を先送りし続けて、本当にいいのだろうかということを不安に思っております。

学生に授業で言うのですが、財政赤字の問題は環境問題と同じです。地球がどんどん温暖化して南極の氷が解けてやがて地球は滅びるといいますが、大丈夫です。地球が滅びる前にみんなの方が先に滅びます。しかしみんなの子供の世代は大丈夫かな。大丈夫かもしれない。では、孫の世代はどうですか、と質問していくと、「ええ？」ということで、だんだん不安になってくるわけです。環境問題と同じように、財政赤字も今は大丈夫なのでしょうが、将来はどうなるのでしょうか。

要するに、今の人たちのツケを次の世代に先送りしていくことは続かないのではないか。「持続可能性」と言いますか、それでやっていける、回っていくという社会を構築する必要がある。そのために、いつかどこかで大きな決断と方向転換をしなければならないと私は思っております。そのことに対して何かご意見があれば、お聞かせいただきたいと思います。

〔地方税について〕

第３点は地方税の問題です。先ほど佐藤審議官からご説明がありましたが、１人当たり地方税収で見ますと都市部は大きくて地方部は小さい。これは、ある意味では当たり前のことで、そのために格差是正が必要であるということは疑う余地はありません。

しかしながら、一方で、貧困は実は都市部で進行しています。生活保護受給者の増加というような非常に深刻な問題が、都市という場に存在している。或いは、都市特有の財政需要があります。ゴミの問題や混雑の問題など都市ならではの行政が必要です。何でもかんでも１人当たりで見て、公平の問題を議論することが本当に好ましいのかと疑問を持っております。

中森常務のお話に関連しますが、この租研の生みの親であるシャウプ勧告では、都道府県の税収は企業課税でやるべきだと提唱されています。ただ、そのときのシャウプ勧告の企業課税というのは、今で言うところの外形標準課税すなわち、所得型付加価値税なのですが、それが二転三転して、今の状態になっています。外形標準課税については、各論のところでも述べたいと思っています。

もう少し大きなお話になってくるのですが、戦後の日本の国土開発は「均衡ある国土の発展」といって、どんどん地方を開発してきました。道路や公共設備を作って地方を住みやすくしました。私も、以前、過疎の研究を行ったことがあるのですが、アクセスを良くすることが重要だという提言を出したこともあります。そうすれば、地方はもっと便利になって人々は分散して住むようになり、過疎と過密は同時に解決できるだろうと、当時は考えておりました。しかし現実は逆だったと言わざるを得ません。地方をどんどん良くして、アクセスを良くしているのに、それでも人々は都心に集まった。アクセスが良くなったら人は地方に住むかというとそうではなく、逆に都心に住んでしまった。

都心といっても関西は駄目で、東京一極集中になっているのが現状です。そういうことに対する見通しといいますか、「この国のかたち」をどのように作っていくのか。それも含めて、地方税の偏在という問題についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

（林）　ありがとうございました。佐藤審議官と安居課長は、現在のきわめて厳しい財政を何とかしなければいけないという話だったのですが、中森さんからは、成長戦略というか、企業活力を強化するという視点から税制を考える必要があるというお話をいただきました。

小泉さんが「改革なくして成長なし」、安倍さんが「成長なくして財政再建なし」と言われ、これに基づいて政府税調も議論をしてきたわけです。そういうことも含めて各論でお話をいただけるかもしれません。利潤を対象とする税が中心になっているのはなぜかということもありましたが、これも法人住民税や事業税と関連してくるかもしれませんので、各論のところで取り上げるところは、そこでお話をいただければと思います。戸谷さんからは、税か保険料かという問題提起をいただきました。例えば基礎年金は、今は２分の１が公費負担ですけれども、これを全額公費負担するのか、保険料を残すのかという議論とも密接につながる難しい問題ですね。それでは、お二方からの質問に対して可能な範囲でお答えいただければと思います。

では、安居さんからお願いします。

〔財政健全化と企業活力〕

（安居）　それぞれいただいたお話はそのとおりだと思いますし、それを論じるだけで多分相当な時間がかかってしまうと思いますが、一言二言コメントだけさせていただきたいと思います。

まず、中森常務から産業ないしは企業のサイドからということでお話をいただきましたが、本当にそのとおりだと思います。財務省におりまして、財政再建というのは非常に気にしているものですから、こういう場では必ず財政再建は必要ですよという話は差し上げなければいけないし、後の戸谷先生のお話にもつながりますが、私自身もそれはすごく重要なことだと思います。もちろん、財政再建をすれば世の中が幸せになるわけではなくて、当然、経済活動はその前提として大切であります。財政再建のために経済活動をつぶしてしまうのであれば、それは何の意味もないことでありますので、経済活動をまずどうするかを考えなければいけない。だからこそ、平成21年度の税制改正やその後の追加措置も講じられているわけでありまして、こういう財政状況にある中でも精一杯の対応をしたところです。

ただ、もともと財政状況については心配しているものですから、常に出口戦略をどうしていくのだということを考えなければいけません。今、G20の枠組みでも各国がこういう状況ですので、財政出動で対応しているわけですが、そろそろ各国が集まると出口戦略はどうするのだろうという話が始まっております。

やはり将来のことを考えると、このまま財政の状況を放っておいていいはずがないので、企業活動については気を配っていかなければいけないと思いますが、財政再建についても考えていかなければいけないという、どうしても二兎を追わなければいけないというなかなか厳しい状況があるわけです。

〔企業活動と税の関係〕

この関連では、むしろ先生方に伺ってみたいと思うのですが、企業活動と税の関係について、例えば減税をすると企業活動が盛んになって、税収が増えるという議論をよく聞きますし、それはそれで理屈としてよく通っていると思いますが、本当にそうなのだろうかと自信が持てないところです。

そこで、もちろん企業活動のために減税はしなければいけないということでいろいろな手を考えるわけですが、やってしまえばいいという議論に対してはなかなか踏み切れないというのが正直なところです。理論的に考えたときに、一体それがどうなるのだろうか、本当に思いきって減税してしまって大丈夫でしょうかというのをむしろ聞いてみたいと思うのです。

〔税と社会保険料の関係〕

戸谷先生の話は誠に大きな話で、多分、それ

こそ１日話してもなかなか大変かなと思いますが、私なりの個人的な見解を申し上げますと、税と社会保険料の関係をどうするかということですが、これからの財政を考えると、どうしても社会保障の費用がどんどん増えていって、これをどうやって賄うかというのが我々に与えられた今の一番大きな命題だと思っております。

社会保障を賄う方法は、単純に考えてみると、自己負担をしてもらうか、保険料で出すか、税で出すかという、基本的にはこの３つしかないわけです。先に答えを言ってしまうと、多分、そのどれかに頼ることは難しいのではないかというのが、今の私の考えです。多分、その３つをいろいろな時代の状況や経済の状況を見ながらバランスよく組み合わせていくしか方法はないのだろうと思います。それぞれ受益者と負担者が微妙にずれておりますので、いろいろな意見が出てくるでしょうし、いろいろな公平感が出てくると思います。問題が起こると、何で社会保険なのだ、信頼がないではないかという議論になったり、税についても、今度は使い道がわからないではないかという議論になったりしています。結局、どうやって負担するかは、多分、いろいろな議論もありますし、理屈もあると思いますが、最後はみんなそこそこバランスよく負担していくという方法しかないのではないかというのが、大まかにいうと私の考えです。ですから、先生の先ほどのどちらでいくべきかという問いに対する答えは、両方バランスよくいかないとしょうがないのではないでしょうかというのが私の答えです。

〔財政赤字と経済活動〕

それから、財政赤字をどうするのだということにつきましても、これも単純に考えてみると、財政赤字は要するに国の借金です。これを減らす方法は大きく分けると２つで、歳入を増やすか、歳出を減らすかのどちらかしかないわけで、結局は、歳出を減らす努力をするし、歳入を増やす努力をするということに尽きると思います。

ここから先はちょっとトリッキーになるのですが、歳入を増やす方法は、多分、経済学的にいうと、２つあって、１つはインフレを起こすという方法と、もう１つは増税するという方法です。インフレを起こすということについては、いろいろな議論はあると思いますが、現時点であまりそういうことを考えるのではなくて、やはりどこかの時点できちんと増税をしていくということを考えなければいけないと思っております。先送りはもうできない、直ちにどうにかしなければいけない状況にきています。

ただ、先ほどの最初の話に戻りますが、やはり経済事情との関係はどうしても考えていかないと、「角を矯めて牛を殺す」状況になっては何の意味もないので、それを見ていかなければいけない。ただ、先送りもできない状況にあるという危機感は持っておりますし、先ほど中森常務からもお話がありましたとおり、だんだん共有していただいてきているのかなという気持ちでいるところです。

（林）　法人税が企業活動にどう影響しているのかは、経済学者も答えを出しにくいところです。理論的に見ればやはり影響するのですね。だけど、現実にそうなのかということになってくると、やはり転嫁と帰着のところまで踏み込まなければいけない。ただ、諸外国と比べて税負担率の違いがある場合には、それはグローバル化社会の中で合わせていく必要があるのではないかという気がします。

それから、インフレの問題も確かに累積債務にとってはそれでいいのでしょうが、中福祉・低負担社会と言われている現状をそのまま続けていくわけにはいかないので、やはり負担を上げるか、福祉の水準を下げるしかない。そのあたりも、国民に問いかけていくべき課題なのだろうと思います。

それでは、佐藤審議官、お願いいたします。

〔個別間接税の問題〕

（佐藤）　中森さんがおっしゃった個別間接税

の問題です。われわれは地方消費税以外にそういったものが考えられるかどうかということは１つ検討課題だと思っています。ただ、昔は、例えば電気税・ガス税とか、料理飲食等消費税とか、娯楽施設利用税とか、そういう税が幾つも地方税としてはありました。消費税を導入するときに二重課税を排除するという観点から整理したり、或いは縮小したりした経緯があります。それをしたものですから、消費税を導入するときには、一部を消費譲与税という形で地方に配分することとし、それがまた形を変えて地方消費税となって今日に至っているわけです。従って、一般的な消費税が存在する以上は、なかなか個別の間接税を昔のように復活させるとか、そういったことは難しいのかなと思います。

〔ガソリン税等〕

それから、ガソリン税などをおっしゃいましたが、揮発油税ですとか軽油取引税、これらは相当額も大きく、二重課税の批判は常にありますが、現に存在している税目としては非常に大きいものです。将来、環境税、民主党などは地球温暖化対策税と言っていますが、こういったことが検討されるときに、これらの税はどのように再編・整理されるのか。国税とするのか、地方税とするのかということも含めて、これは大きな議論になるのではないかと思っています。全体としますと、規模の点から見ると、やはりわれわれとしては地方消費税を中心に考えざるを得ないのかなというのが今のところの考えです。

〔地域間格差の問題〕

それから、戸谷先生のおっしゃった格差の問題ですが、われわれも必ずしも現にある都市部の税収を奪って地方部に回すということがいいと、それが本意というわけではありません。20年度に暫定的に税制改正で地方法人特別税と譲与税という仕組みを作りまして、都市部からは評判が悪いのですが、これもわれわれの本意ではないのです。

都市部の独自の需要というのは、確かにわかります。それがなかなか賄えないのだということであれば、それは絶対的に財源が不足しているということだと思うのです。ですから、そういったことを解消するためには、まずは地方税の総量を増やすことによって財源を増やさなくてはならないということが第１に来るということだろうと思います。

われわれはこの格差の問題については、税制で、或いは税制だけでは対応できなくて、財政の面も含めて、いろいろ考えるのですが、やはり限界があると感じます。結局は地域ごとの経済力といいますか、税を生み出すもとになるところがどういう状況かということが非常に大事になってくると思います。そういう意味では、国家的な地域政策の必要性を感じます。現状においても各省が、或いは各地方団体がいろいろ知恵を絞って、いろいろな政策をやっていますが、どうも顕著な成果があがっていないような気がするのです。

かつては「全国総合開発計画」というものがあって、目指すべき国土像を示し、その実現にむけた政策の体系を用意した。これが「均衡ある発展」はもう達成されたのだということで、しばらく前に作るのをやめました。しかし、昨今の情勢を考えますと、私は再び全国的な国土の姿をどういうふうに国家として描くのかというビジョンが必要ではないかと思っています。これはちょっと私の仕事の範囲を離れますが、何かそういうことがこれから政府の中で検討されればいいなと思っています。

（林）　ありがとうございました。格差問題は財政だけではいかんともしがたい部分がありますね。特に地域間格差は、審議官がおっしゃったように、地域の根本の経済力をどうするかを考えることが重要です。地方法人特別税は、いわば事後的な再分配で、暫定措置として位置付けられています。地域間格差をどのように根本からなくしていくかということになると、これは財政、税制だけでの問題ではないですね。

税率を引き下げて企業を誘致すればいいという話もあるわけですが、今の財政状況を考えると、実際には豊かなところしか引き下げはできないのです。つまり、企業誘致したいところは税率を下げる余裕がないというのが現状ではないかという気がします。そういう問題も、考えていかなければならないと思います。

それでは、第２ステージの各論に入りたいと思います。財務省の安居課長からお願いします。

Ⅳ．個別税制の現状と課題

１．所得税

〔所得税の現状と課題〕

（安居）　それでは、資料の説明を続けたいと思います。

資料⑮（資料編18頁）は所得税収の推移です。平成３年度の26.7兆円がピークで、ここから低下傾向にあります。最近では大体15兆円前後という状況です。この背景にありますのは、累次の政策的な減税があります。また、住民税への税源移譲を平成16年度から行っておりますので、それによっても税収が減ってきています。ピーク時に比べますと、今は半分近くまで下がっています。

資料⑯は、個人所得課税の税率の推移のイメージ図で、３段ありますが、中央が所得税で、下が個人住民税、それを組み合わせたものを上にお示ししています。

昭和60年ごろは、刻みがたくさんありまして、最高税率も70%、住民税と足しますと88%が最高税率という、非常にきつい累進構造でした。それが今はどんどん緩和されてきており、一番右にありますとおり、現在は住民税が一律フラットの税率になっておりますし、所得税も６段階、最高税率が40%で、所得税と個人住民税を足しても50%が最高税率になっています。それから、累進構造自体も相当緩和されてきており、中低所得者層については非常に軽い構造になっています。

資料⑰は、実効税率といって、実際にどれぐらいの税負担となるのかを見たものです。夫婦子２人の給与所得者について表したものですが、これも一目瞭然で、どんどん実効税率のカーブがフラット化して軽減されてきていることを見ていただけると思います。

資料⑱は、個人所得課税の実効税率の国際比較です。ここでは、1,000万円ぐらいまでのところは諸外国に比べて日本は圧倒的に低いということが分かると思います。

資料⑲は、給与収入階級別の負担額を各国で比べたものです。為替レートで動くのですが、日本はどの階級でも個人所得課税の負担が低いことが分かります。

今日一番言いたいのは**資料⑳**で、所得税の限界税率ブラケット別の納税者の割合です。日本は、10%以下の税率の人が80%います。さらに中央の20%以下を合わせると、日本は96%の人がそこのブラケットに入っています。今、日本の所得税がいかに中低所得者に対して優しいものになっているかが見ていただけると思います。

結局、多くの人たちがこのブラケットに入っているので、税収全体も上がらない構造になっています。こういう状況を考えたときに、一方でご承知のとおり、今は格差是正とか、所得の再分配機能をどうにかしなければいけないという議論がある中で、税率構造を含めた所得税の構造を一体どうしていくかを考えなければいけないと思われます。

〔金融所得課税について〕

資料㉔は、金融所得課税の一体化のイメージです。先ほど戸谷先生からシャウプ勧告のお話がありましたが、シャウプ勧告で所得課税は基本的には総合課税で、すべての所得を総合して、そこに所得税率を掛けるのが基本的な考え方です。日本の所得税もまだその考え方によっているわけですが、世界の議論の流れは今はそうではなくて、金融所得は別に取り扱うべきとの議論が増えています。

そういう議論の影響も受けまして、今、日本でも金融所得は、上の段にあるとおり、利子と公社債のキャピタルゲインと株式の関係は全く別の課税方式になっているわけですが、そういう区別は取り払って、金融所得は一体化して、しかも、ほかの所得から分離して課税するという方向を目指してはどうかという議論が進んでいます。

〔給付付き税額控除について〕

資料㉕は、最近、所得税の関係で話題になっております給付付き税額控除の国際比較の資料です。給付付き税額控除とは一体何かというのは、実は明確に定義されていないのですが、一応「税制を活用した給付措置」と今のところ考えているところです。通常言われておりますのは、税制と社会保障や福祉を一体的に考える必要があり、税金を払える人には払ってもらい、低い所得の人はむしろそれを給付に切り替える、マイナスの所得税というようなイメージをしている人が多いと思われます。

外国では既に導入されているという話がよくあるわけですが、調べてみますと、諸外国の制度も本当に様々です。まず、１つは導入の目的、ないしは制度名でもよいのですが、この制度を一体何のために使うかということが各国で様々でありまして、アメリカでは勤労所得税額控除といって、勤労に対するインセンティブのために使ったり、児童税額控除があります。イギリスも大体同じで、ドイツは児童、フランスは雇用が制度の目的となっています。

資料㉖のカナダは、GST クレジットといって、導入の目的にも書いてあるように、低・中所得世帯の付加価値税負担の軽減、消費税の逆進性対策のために使っています。様々な目的がありますので、一体何のためにこういったものを仕組むのかというのをまずよく考えた上で制度の中身を議論する必要があります。

資料㉕に戻って給付の仕組みも実は様々で、アメリカは税額から控除して、控除しきれない額があると、これを給付しますという、いわゆる給付付き税額控除です。イギリスは、給付付き税額控除という名前ですが、税額からは控除しておりませんで、税金を全部納付させた上で別に全額給付をするという、少し前に日本でもやりました定額給付金と同じような仕組みで運営して、これを給付付き税額控除と呼んでいます。ドイツもやはり全額給付で税額から控除はしていません。

資料㉗は、オランダの資料で、給付の仕組みは、「算出税額と社会保険料の総額から上記合計を控除」すなわち、税額控除をするけれども、税額で控除をしきれない場合は社会保険料負担までは控除します、その先の給付は行いませんという仕組みをとっています。国によって様々なものがありますので、わが国において制度導入の議論をするに当たりましても、まず、そもそも一体何のためにこれをやるのかということと、それから一体どういう仕組みを組んでやるのかということを冷静に議論しなければいけないだろうと思います。

そのときに、給付の話になってくるのであれば、給付政策との関係を考える必要があります。勤労税額控除も、失業保険との関係は一体どうするのか。児童手当のようなものについても、今度は様々な給付がありますので、児童手当もありますし、生活保護というのもありますし、そういった様々な給付措置との関係をよく考える必要があります。

資料㉘は、平成19年11月の政府税制調査会の答申から抜粋したものです。いわゆる給付付き税額控除についての議論が整理されています。

２．法人税

〔法人税の現状と課題〕

資料㉙は、「近年の主な法人税制改正の動向」です。一番上が税率ですが、税率は最近あまり改正しておりませんで、むしろその下の課税ベース等に関して、減価償却制度を見直し、また、研究開発税制の改正等をしています。大まかに言うと、ここ10年ぐらいの法人税は、税率

を据え置いて、むしろ課税ベースのところを改正等することによってインセンティブを付与していくというのが全体的な動きでした。

実務的に見ますと、点線よりも下の部分が結構重要で、税制のインフラ整備で、最近企業法制や組織再編の分野で法整備が進んできているものですから、それに対応して税制も変えていこうと必死になってやっているところで、何とか遅れずにいっているのかなとは思っております。産業界、経済界の方とも意見交換をしながら進めてきています。法人税制というとそういう両面があるということです。

資料㉚は、法人税率の推移で、昔は高かったのですが、最近は随分下げています。

外国を見るともっと下がっているというのが現状で、特にヨーロッパを中心としてドイツやイギリス辺りは表面税率はかなり下がってきており、反射的に日本が比較的高い位置にあるというのはご指摘のとおりです。

資料㉜は、地方税を含めた「法人所得課税の実効税率の国際比較」です。アメリカに比べるとあまり変わらないようですが、ヨーロッパに比べると実効税率が高い状況になっています。

その一方で、法人の負担を考えるときに、法人所得の課税だけを見ればよいわけではなくて、社会保障負担も併せて見る必要があります。**資料㉝**は、少し古い昨年の７月のKPMG作成の資料ですが、各主要産業分野別で実際の法人所得課税と社会保険料の負担がどうなるのか調べたものです。社会保険料負担も含めて見ると、日本の法人の負担はそんなに高くもないとも思われます。低くはないのですが、ヨーロッパに比べて、そんなに高い感じもしません。

資料㉞は、より顕著に分かるのですが、社会保険料の事業主負担を対国民所得比で見ますと、ヨーロッパなどではこの形で負担を求めているところが結構ありまして、併せたところで見ると、日本はそんなに負担が高いという状況でもないと思います。

資料㉟の減価償却については、特に平成19年改正でいろいろ努力をした結果、日本は今結構進んだ状況にあります。また、**資料㊱**は、国際比較で見ても減価償却は日本ではどんどんできるような状況になっています。ただ、この10年ぐらいを見ると、課税ベースで対応してきているというのが今の日本の法人課税の状況です。その一方で、先ほど常務からもお話がありましたとおり、税率が問題だというと、では課税ベースとの関係はどうしますかというのが、考えなければいけない話として出てくることになるわけです。

課税ベースの続きとして考えますと、**資料㊲**は、租税特別措置についての増減収の見込額を示しています。租税特別措置法に基づく措置はいろいろありますが、法人税関係のところは、約１兆円。増収措置もありますので、それを引きますと8,000億円ぐらいの減収となっています。

資料㊳は、もう少し詳しいものですが、法人税関係はR&D税制をはじめとして様々な特例がありまして、これも方向としては課税所得を調整していますので、今後これをどうしていくのかという議論になると思いますし、見直していく必要が出てくるのかもしれません。

〔国際課税の課題〕

資料㊴は、サミットの首脳宣言の資料です。４月のロンドンサミットでは、首脳宣言の文書でもタックス・ヘイブンの話などが取り上げられています。金融危機が顕在化した昨年秋以降、この金融危機の原因の１つとしてタックス・ヘイブンの存在等が議論になっておりまして、G20を中心に国際的な租税回避行為に対する取組が世界的な課題として挙げられてきております。これは、税に関する情報交換といった問題や制度・執行両面での国際課税の整備、或いは一方で企業の海外進出を税制面からどのように支援すればいいのかといった多面的な課題であろうかと思いますけれども、外国子会社合算税制や、移転価格税制などにつきまして今後とも実態に即した見直しをしていく必要があります。経済

界ともよく意見交換をさせていただきたいと思っております。

3．消費税

資料㊸は、付加価値税の国際比較ですが、日本は５％で、一番低い国ということです。消費税は、景気変動に対して税収が安定しているといった点を考えますと、少子高齢化、グローバル化といった下で財政の安定財源確保、特に社会保障を中心として今後の財政需要を賄うためにはやはり大切な税目であると思っております。

4．自動車関係諸税

資料㊺は、自動車関係諸税で、揮発油税等の税収の内訳がありますが、一番右の欄がいわゆる暫定税率部分で、国と地方併せて約2.5兆円あります。これをどうするかということについて、これから議論されることになるのだろうと思われます。

資料㊻は、ガソリン価格の国際比較で、日本はそれほど高くありませんという資料です。

資料㊼は、石油関係税はエネルギー関係、ないしは環境関係の税でもあるわけで、一方で環境対策という意味で、地球温暖化対策税という言い方をしていますが、今後どのように考えていく必要があるのか議論されているわけです。

現状は、この中央に書いてある環境関連の税制については、全体を合わせて右側の表のGDP比で、日本は下から３番目の1.7%という状況です。現状でも北米よりは高いけれども欧州よりは低いという状況で、こういった状況を踏まえながら、今後環境関係の税制をどうしていくのかを議論していかなければいけないという状況にあります。

資料㊽は、その議論の参考になるのが欧州の動向で、いわゆる炭素税を導入しているという世界の流れも見ながら今後の対応を考えていく必要があると思われます。

5．相続税

資料㊾は、相続税についても負担が下がってきていることを示しています。ここでは詳しい説明は省略します。

6．納税環境整備

資料㊿以降、納税環境整備として、基本的に納税者番号についての資料を入れております。金融所得課税の一体化や、給付付き税額控除などの検討とも関連して、所得の正確な把握を行って給付や負担をするという観点から、社会保障番号の検討とともに、納税者番号についても具体的な検討を進めることが課題になっています。

納税者番号について申し上げておかなければいけないことは１つでありまして、納税者番号というのは、端的にいえば、納税者に番号を付けて、税務署で情報の名寄せをするためのものです。よく納税者番号を入れると、いわゆるクロヨンが解決するといった話もありますが、税務署にある情報というのは限られていますので、納税者番号を入れればすべてが分かるようになるわけではありません。

納税者番号を入れてできるだけ効率的にすることは大切なことですが、一方で、きちんと資料を出してもらう制度を整えていくことも重要です。**資料53**を見ていただきますと、フローに関する情報はいろいろありますが、諸外国と見て最も違うのはストックの情報が日本の税務署は取れていないということです。この辺をどうにかしていかないと、本当の所得把握というのは難しいということをご理解いただければと思います。

（林）　ありがとうございます。それでは、佐藤審議官、お願いします。

Ⅴ．個別地方税制の現状と課題

１．地方税固有の問題

（佐藤）　地方税は国税と重複するところが非常に多い。安居さんにほとんどご説明いただいたので、私からは地方税の固有の問題について２つ３つ簡単に申し上げたいと思います。

〔自動車関係諸税〕

資料⓮（資料編71頁）ですが、旧道路特定財源で、昨年のこの機会には、これから年末にかけて一般財源化を具体化していきますというお話を申し上げましたが、ご承知のとおりの経緯で、一般財源化は実現しております。

地方税についてもいろいろ論点ありましたが、**資料⓯－１，⓯－２**にありますような大幅な制度改正を行って一般財源化を実現しました。その際に暫定税率が維持されておりますが、安居さんからお話がありましたように、民主党は暫定税率の廃止を公約しております。

資料⓮は、地方税の旧道路特定財源の現状です。括弧書きが暫定税率上乗せ分で、8,000億ちょっと地方分としてあります。今後の議論ですが、この税収入が失われる。今の状況では8,000億というのは非常に大きい数字ですので、どうやってこの穴を埋めるかというのが地方の大きな関心事項になるだろうと考えております。

21年度の税制改正で、冒頭申しましたように、自動車取得税について非常に大きな減税措置を講じました。グリーン化という視点に立って環境性能の良い優れた車について全額ないしは50%の軽減というような減税措置を講じたわけです。所期の効果が表れているようで、これはこれで良かったというように思っております（**資料⓰－１**）。

22年度ですが、自動車税については以前からグリーン化の特例があります。環境負荷の小さな車については自動車税25%、或いは50%軽減する一方で、環境負荷の大きな車については重課するという税制をこれまでもとっておりました。この期限が今年度末でくるものですから、22年度以降、これをどうするかということが今年の１つ大きな課題になります。

〔そのほかの制度改正〕

そのほか制度改正としては、民主党のマニフェストに記載されたようなことが当然検討の俎上に上ってくるだろうと思います。子ども手当の創設に伴って配偶者控除や扶養控除を廃止することが言われております。或いは、しばらく前に廃止なり縮小しました老年者控除や公的年金等控除を復活することになっていますので、これをどうするのか。それから中小企業の法人税率の引き下げなどもあります。それから租税特別措置の見直しということで、地方税についても相当の数があります。

これからどういう仕組みで検討がされていくかわかりませんが、年末に向けてこうした課題についての検討を進めることになろうかと思います。

〔地方税の電子化〕

最後に税政の執行面で１つだけ申し上げます。**資料⓲－１**に地方税の電子化のことが書いてあります。地方税の電子化は、国税が先行して進められておりますが、地方税についても、今まで協議会を作って、地方団体が電子化を進めてきました。エル・タックスと呼んでおります。今まで芳しくなかったわけですが、昨年１年間で急速に加入が増えまして、都道府県はすべての都道府県が加入、それから市町村については約７割の団体が加入をしています。21年度内にすべての市町村が加入するようにしたいと考えております。その上で、特に企業にとってメリットがありますのが、給与支払報告書の提出や法人二税などの電子申告ができるようになるということなのですが、実はこのサービスを提供しているのはまだ300団体くらいしかありません。従って、全団体の加入を進めるとともに、こうした事務量の大きなものについてのサービスが提供できるようにしていきたい、大幅に拡

大したいと考えております。これは地方税電子化協議会という団体を作って地方団体が自主的に進めるという建前でやっておりますが、われわれとしても最大限の努力をしていきたいと考えております。

（林）　ありがとうございます。　それでは、中森常務お願いいたします。

（中森）　私の方から、まず法人税について3つ4つ申し述べたいと思います。

2．法人税について

〔企業活力を強化する法人税制の構築〕

1つ目は、先ほど総論のときにも申し上げましたように、企業活力を強化する法人税制の構築ということです。特に、いわゆる課税対象物件等についてはいろいろご工夫されているわけですが、19年度税制改正で見直された減価償却制度というのは他国に見劣りしないレベルまできたと評価されるところです。さらに競争力に打ち勝つべく、少し各論の話になりますが、特に日進月歩で革新されるような機械装置というと、生産効率の良いような機械装置に置き換えるという企業が多いかと思うのですが、そのようなものについて置き換えのインターバルも短くなると思いますので、耐用年数の見直しなどさらなる検討を進められたらどうかなというように考えます。

これまた企業活力を強化する税制で、先ほど総論のときにも申しましたように、技術立国日本というのを再度振り返ってみていただいて、研究開発、技術革新、或いは投資という面でモチベーションが上がるような税制というのを法人税でぜひ考える必要があります。

〔法人実効税率の見直し〕

もう1つは、法人税の実効税率の件ですが、これは安居課長から先ほどもグラフでヨーロッパ等々においては、そう見劣りしないというお話がありましたが、アジアでの競争という観点から、特に、社会保険料を含む企業の実質負担で、法人税率もアジアでは少し高め、社会保険料を含んでどうかというのは先ほどの資料ではありませんでしたが、その辺、生産拠点をアジアへ持っていくという流れの中で一工夫要るのではないかというように感じております。

〔国際会計基準への統一化と法人税制〕

それと法人税関係の3点目ですが、これは租研レベルでも今検討されていますが、いわゆる企業会計基準の国際会計基準への統一化と法人税制の問題というのを今どのような形でとらえられているのか、わかる範囲でお教えいただきたいと。すなわち、国際会計基準への統一化ということになりましたら、今まで以上に会計と税務の乖離というのが少し広がってこようかと思いますので、その辺をどのような形で調整、或いは調整されない方がよいのか。ご見解を承りたい。

〔連結グループ間の寄付金等の問題〕

あと1つ、連結納税制度等でいろいろ改善していただいているわけですが、少し各論になりますが、ダイナミックなグループ事業を展開するためにも、現在議論されているようですが、連結グループ間の寄付金の損金算入、或いは益金の不算入等を積極的に検討していただいて、ダイナミックなグループ事業展開が可能なような制度が必要ではないかと思っていますが、この辺について何かありましたら。

3．地方税

〔法人事業税〕

地方税は先ほど佐藤審議官から法人課税の依存割合というのを少し考察する必要があるのではないかというお話もありましたが、特に法人事業税についてですが、応益課税という観点からすれば、16年度の改正で外形標準課税が一部導入されましたが、課税法人を資本金1億円超とされたのが現状ですが、行政サービスを受益している法人の応分の負担が必ずしも公平とは言い切れないわけですが、その辺の問題と、特

定業種に適用されている収入金課税についても公平という観点で、いろいろ経緯、意味合いはあるでしょうけれども、どうかなというように感じています。

〔土地取引の活性化〕

最後に、地方税の観点で、これは税制という面ではないのですが、経済の活性化というのは大事だと思うところですが、経済の活性化の１つの基盤の要件として、よく日本列島改造のときなど議論されましたが、土地取引の活性化というのは経済活性化、産業活動の活性化の１つの基盤整備の要件だと思うのですが、その辺の土地取引活性化のためにいろいろな不動産取得税の減税などされていますが、例えば企業生産施設を造ったときの固定資産税を何年間か猶予するとか。これは思い付きで恐縮ですが、所有権を取らなくても事業用定借で生産設備に供した場合は、税制上、土地所有者に恩典を与えるとか、土地取引活性化のための地方税制で何か妙案はないものか、それで経済活性化につなげたらというように感じておりますが、いかがでしょうか。

（林）　ありがとうございました。では、戸谷さん。

（戸谷）　各論部分につきまして３点ほど申し上げたいと思います。

４．所得税

まずは所得税です。所得税にはいろいろな問題がありますが、とりわけ日本の所得税の大きな問題の１つは、給与所得控除が大きすぎるのではないかという疑問です。例えば授業で学生諸君に尋ねます。君たちが卒業して就職し、初任給が例えば300万円としましょう。そうすると給与所得控除は108万円と計算されます。その108万円が多いか少ないか。給与所得控除とは基本的にはサラリーマンが収入を得るための費用ですね。社会に出て仕事をするためには背広も買うだろう、ネクタイも買うだろう、散髪にも行くだろう。いろいろ費用がかかります。しかし、正直言って108万円も要るだろうか。要らないのではないか。或いは、仮に初年度要ったとしても、来年またその背広を着ることはできます。

こういうことを授業でしゃべっていると、やはりサラリーマンの費用であるところの給与所得控除は大きすぎるということになってきます。そしてそのしわ寄せが所得税構造全体を歪めているのではないかというように私は考えます。

ただ、給与所得控除を下げるというと、これはほとんど全員が増税になって、かつてのサラリーマン増税という大バッシングの時代に逆戻りするかもしれない。だけれども、これもシャープ勧告の有名な言葉「みんなが嫌がる税金は良い税金だ」があります。給与所得控除について少しご意見をお伺いしたいと思います。

５．法人税の税負担

第２点として、これも先ほどから何度も出ていますが、法人税の税負担をどう考えるかということ問題が残っていると思います。法人税改革については、組織再編や連結納税や減価償却、会計基準など課税ベースの改革の議論は盛んですが、税率をどうするかという、そのことに対しては、誰もあまり何も言わない。租研は引き下げを要望されていますが、ものすごく極端に言いますと、法人税を上げろという議論はほとんど聞こえてきません。消費者団体でさえも最近は言っていないのではないか。私は寡聞にして知りません。

しかし逆に、法人税率を下げたら、本当に設備投資が上がる、或いは景気が良くなるのかということに対する疑問も払拭できません。これは研究者のレベルで、いろいろな研究がなされています。例えば林先生のお弟子さんなども、法人税率と設備投資の関係を研究されているのですが、どうもはっきりとは出てこない。下げれば景気は良くなるという、それほど簡単なも

のではないだろうということになっています。そういう意味では、法人税の負担をどうするかという議論が少し残っていると考えます。

6．事業税の問題

第３点としましては、やはり事業税の問題があると思います。平成17年、事業税の中に一部外形標準課税が導入されました。これはシャープ勧告の悲願です。シャープさんは、昭和24年「勧告」の中で、府県の税制は企業課税それも外形標準課税でやりなさいと言いました。当時は外形標準課税という言葉は使っていませんが、内容としては同じです。

ところが日本の国内では大もめして結局見送られた。そのためにシャープは翌年またやってきて、また言うのですが、それでも混乱して、やはり外形標準課税は入らず、現在の所得ベースの事業税が導入されるわけです。それがずっと続いていて、ようやく平成17年から外形標準課税が一部導入されました。ただし、これも資本金１億円超の企業に対して付加価値割0.48%という非常に低い、たった0.48%というぐらいの税率です。それでよいのだろうか。もう一つ、今回は資本割0.2%が外形標準課税の中に入っております。シャープ先生は資本金にかけろとは言わなかったのですが、いつの間にか資本割が入ってしまった。この事業税の外形標準課税は、簡単に言いますと非常に中途半端なままになっているのではないかと考えております。今後の方向についてご意見をお伺いしたいと思います。以上です。

（林）　ありがとうございました。かなり具体的な税制改正の話にまで入っております。ちょっとお答えにくいところもあるかもしれませんが、可能な限りお願いをいたします。

〔法人税の今後の方向性〕

（安居）　それではまず、中森常務からの法人税関係のお話と、戸谷先生の２番目の論点に関連して、まず、現時点で思っております法人税の今後の方向性というのは、やはり法人税の税率は引き下げていくのだろうとは思っているわけです。ただ、引き下げるときに、ただ引き下げて済むのかというと、それはまた今の財政状況では難しいと思います。今までによくあるのは、課税ベースを広げ、そこで財源を生み出して、その分で全体の税率は下げるという方向です。現にヨーロッパの最近の表面税率の引下げというのは基本的には課税ベースを広げることによって財源を生み出して税率を引き下げる、ネットで増税しているところもあるのですが、そういう方向を考えていくのかもしれません。

ただ、一方で、先ほども申し上げましたとおり、この10年ぐらいを振り返ってみると、日本はむしろ税率で調整するよりも、課税ベースで集中的にR&Dは優遇するとか、分野を決めて課税ベースで調整をしてインセンティブを付与してきたというのが法人税の歴史なので、こうした流れを転換して、法人税率一般の引下げをするのかは多分大きな決断になってきます。もちろん両方できればよいのですが、両方やると法人税の税収が厳しくなりますので、そういうわけにはいかないと思います。

そのときに、戸谷先生がおっしゃったとおり、では税率を引き下げて本当に効果があるのですかと言われると、それはなかなか難しいです。多分実証も難しいと思います。その一方で、中森常務がおっしゃったとおり、アジアとの関係があるではないかという議論がもちろんあって、それは考えていかなければいけないと思っています。

要すれば、これには２つの問題、１つは、今までのやってきたポリシーを大きく転換するという決断をどうするかという問題と、仮にそうするとしたときに、課税ベースの拡大について、一体具体的にどうするのか、例えばR&D税制を本当にやめてしまえるのかという問題があるわけです。これは大変難しい問題で、むしろ「皆さんどうしたいのですか。」という問い掛けに

もなるのかもしれませんが、そこを考えていかなければならないのだろうと思っています。

それから、税というのは企業活動にとってすごく大切なことだと思いますが、アジアとの関係でいうと、税が安いからアジアにみんな行っているわけではないと思いますので、その辺もいろいろな要素を考えながら判断していく必要はあるだろうと思っております。

〔企業会計の国際化と税制〕

中森常務からいただいた話で、企業会計の関係と国際会計基準 IFRS の関係ですが、これは多分私よりも皆さんの方が動きはご存じなのかもしれませんが、日本の基準も IFRS の方とコンバージェンスしていこうということで今どんどん動いておりまして、われわれも今一生懸命勉強しているところです。企業会計が IFRS の方に動いていったときに、一体税務会計をどうしたらよいのか。これも多分大規模な企業で国際会計基準をそのままできるようなところは、いわゆる確定決算主義をそのまま維持した方が楽なのかもしれませんし、では中小企業はどうするのだという議論もあるかもしれません。なかなかはっきりしたお答えは申し上げられませんが、日本の企業会計自体が一体どうなるのかをよく勉強して見極めながら、一体どこまでそれについていったらよいのか。これはついていくことにもコストがあるし、ついていかないことにもコストがありますので、どうしたらよいかをしっかり考えていきたいと思います。これは別に我々が勝手に決める話ではなくて、皆さんの意見をよく伺っていかなければいけないというように思っております。

〔グループ税制〕

それから中森常務からグループ税制の話がありました。グループ税制については経済産業省と一緒に勉強会などをしておりまして、その詳しい中身は財務省のホームページにありますので、御参照いただければと思います。

〔今後の税制改正〕

今後の税制改正について、政権交代によりどのように変わるのか、我々にもよく分かりません。この時点で見通しを申し上げることはできません。

〔所得税の給与所得控除〕

最後に、戸谷先生の最初の所得税の給与所得控除が大きすぎるのではないかというお話ですが、そのとおりだと思います。これはご承知のとおり、実額控除との選択もあって、実額控除することはできるわけですが、通常のサラリーマンが控除できるような額をはるかに超えた給与所得控除になっていますので、これは説明としては、いろいろな他の事業所得などとのバランスも考えて決められた基準ですが、常識的な費用ということとの関係からすると明らかに高くなっています。それから先ほども説明したとおり、日本の低中所得者層の税負担を引き下げている原因の１つでもあるわけです。ですから、税率の問題も併せて所得税を一体どうしていくのかというのは、多分様々な要素を全部パッケージにして皆さんの決断を求めていくということになっていくのかなというように思います。

（林）　では、佐藤審議官、お願いします。

〔法人事業税の外形標準課税〕

（佐藤）　お二方から出た法人事業税の外形標準課税の問題です。これは導入時に非常に激しい議論があって導入されたものです。当初、総務省案は、もっと対象企業も広く外形部分も大きい提案でありましたが、反対が非常に強い中で、制度の導入を最優先とせざるを得ないということがありましたものですから、率直に言えば妥協したという面はあったと思います。そういうことから、ご指摘の点はもっともでございまして、政府の税制調査会の答申においても外形部分の割合と対象法人を拡大する方向で検討すべきだと言われております。今後の検討課題というように認識しております。

地方税の体系を見直すという中で、法人課税の在り方について、ウエートを相対的に小さくするということだけを申し上げましたが、ウエートを小さくすると同時に、法人課税自体を安定的なものにするということも１つの方策になるわけでありまして、そうした意味から外形標準課税の在り方についての検討ということは併せて進めていきたいというように考えております。

〔土地取引活性化のための固定資産税や不動産取得税の特例〕

それから中森さんがおっしゃった、土地取引の活性化のための固定資産税や不動産取得税の特例という問題です。固定資産税は市町村税の４割を占める重要な基幹税となっております。現状、新築住宅の特例というのがありまして、1,000億円を超えるような減収になる特例なのです。これは住宅政策の観点から設けられておりますが、固定資産税の性格からいいますと、あまり政策的な特例をこの中に導入したくないというのが基本的な考え方で、おっしゃったような趣旨での導入、特例の創設というものについては、われわれは慎重に考えざるを得ないと思っています。

不動産取得税ですが、これは従来から土地の流動化とか有効利用を促進しようという観点からの特例措置が設けられております。税率は４％のところを基本的に３％に引き下げておりますし、宅地評価土地については課税標準を２分の１にする特例というのも設けておりまして、いずれも期限がきましたものを21年度制度改正で３年間延長しております。これも数千億円の減収規模になる特例です。一応おっしゃったような主旨についてはこれで対応できているのではないかというように考えております。以上です。

（林）　こういう時期であるにも拘らず、佐藤さん、安居さんからは、かなり掘り下げた貴重なお話を伺えたのではないかと思います。ただ、先ほどの法人税の税率引き下げと課税ベースの拡大をセットで行うといった問題も、実は本当に課税ベースを拡大する余地があるのかとか、拡大するのだったら租税特別措置をさわるしか手がないのではないかという意見もあります。

それから、会計基準と税法との間の乖離も意見が随分分かれているというように思っておりまして、非常に悩ましい、今後解決していかなければならない問題だろうと思います。

そういう意味で、本日出された論点の中には、租研アンケートでも意見が分かれている部分が結構あります。今後、それこそ意見のコンバージェンスを行っていくことが求められているのではないかと思っております。

それから中森常務、戸谷教授からは民間の討論者として非常に重要なご指摘をいただいたと思います。2時間、ご清聴ありがとうございました。

信託税制の過去と未来

～19年改正の位置づけと今後の展望

神戸大学大学院法学研究科教授
佐藤　英明

はじめに

さて、本日は、「信託税制の過去と未来～19年改正の位置づけと今後の展望」という題で、若干のお話をいたします。既によくご承知のように、平成19年に日本の信託税制は非常に大きく変わりました。その直接の端緒が、新信託法が制定され、施行されることにあったことは間違いないわけです。すなわち、旧信託法、われわれが信託法としてなじんでいた漢字片仮名交じりの大正11年法律62号ですが、これが平成18年法律108号に全く新しく変わったということです。1922年の立法から84年ぶりの新信託法の制定でありました。この新信託法によって、1922年当時の極めて規制的な、と申しましょうか、下級金融機関の規制を主要な目的の１つとしていた信託法は、そのくびきを解かれるということになります。

そして、この新信託法には、私の承知している限りでは２つの大きな期待が寄せられていたといえようと思います。

１つは、新たなビジネス・ツールの供給です。例えば信託の本体部分で考えても、担保権の信託、セキュリティー・トラストと言われるようなもの。或いは債務の引き受けが信託の設定時にできるとされたことから、それが事業の信託＝ビジネス・トラストができるようになったと理解をされていることもご承知のとおりです。このことは、自己信託とか信託宣言と言われているもの――これは委託者が自分の財産を他人を受益者とし、自分は受託者として持っているという法律関係をつくり出すということです――こういう自己信託が新信託法で許されるということになったことから、いわば法人が自分の事業の一部を信託として切り出し、そして、そのまま自分で事業を保持しておくことができるという可能性を開いたものとしても理解をされてきました。

別の例としては、新法の下では１年間に限ってですが、受託者自身がすべて受益権を持っていることができることとされました。当初の信託設定時には、受託者が受益者を兼ねていて、様子を見ながらその受益権を市場に売り出していくことができるという仕組みが新たに取り入れられた、或いはできるということが明確になったわけです。他の例としては、新しい信託の制度として、受益証券を発行する信託、これが新たに規定としてつくられました。また、限定責任の信託、有限責任の信託というものもつくることができるようになりました。これによって有限責任の信託が可能とされ、それを用いたビジネスの展開が新たにできるようになりました。このような様々の新たなビジネス・ツールが供給されるというのが、新信託法に対する１つ目の期待であったと思います。

２つ目は、高齢社会における個人資産管理のためのツールの供給です。高齢社会になって、「比較的大きな資産を高齢者（個人）が持っている」という状態が生じています。そこで、そういう個人資産をできるだけ柔軟に管理をしたいという希望が生じてきたと考えることができます。

例えば、生きている間にある財産を誰かのために使いたいということになると、贈与という形であるものを人にやってしまう。或いは、死ぬときに遺言という形で誰かに相続をさせる。そこまではこれまでの制度でできるわけですが、もう少し柔軟に財産を使うことはできないだろうか。例えば、自分が亡くなった後、最初はこの財産は自分の妻に使わせたい。しかし、妻が死んだ後は、妻の相続人ではなくて自分の子供だけにあげたい、或いは妻が死んだ後はその財産を国にお返ししよう、そういう希望をどうやってかなえるかというと、これはやはり信託を使うというのが適切である、というよりも、恐らく信託を使うという方法しかないだろうと思います。

そういう期待に応える制度として遺言代用の信託、例えば委託者の死亡時に初めて受益権が動き始めるという信託の制度や、跡継ぎ遺贈型と呼ばれますが、まずは妻を受益者とし、彼女の死亡後の受益者は子、或いは別な人という形の連続した指定をするような信託の設定が明文で可能とされました。また、受益者の指定権・変更権という権限をてこにして、自分が死んだ後の利益状況に応じて人に受益をさせる仕組みも新法下では可能です。さらには、旧法下ではできないと言われていた受益者の定めのない信託というのも今回つくられました。「目的信託」と普通呼ばれますが、公益目的でもないが具体的な受益者もいないというような信託をつくることができるようになりました。この例としては、よくペット信託というものが話題になります。自分が死んだ後、コリーの○○ちゃんをちゃんと育ててほしいみたいな信託です。それにとどまらず、公益とまではいえない趣味の世界を共有する人々に一定の受益をさせたいという信託も十分に可能になったと思います。

新信託法には、こういう２つのツールの供給源としての期待があります。

もちろん、1990年代の終わりから2000年代にかけての世界的な信託法の改正・立法の潮流というものも、当然、意識されていたと思います。EU が1999年、アメリカとイギリスがそれぞれ2000年、2001年には中国が信託法の立法をしましたので、そういう世界の最新型の信託法の中で、わが国の1922年法というのはいかにも古く、新しい信託法をもって日本の法制度を世界水準に引き上げようという考えがあったということは恐らく間違いないと思います。

そこから出てまいりますのが、信託の「多様化」「柔軟化」、もう１つ言えば「明確化」だと思います。このように、通常、「多様化」「柔軟化」といわれているような変化が信託について生じ、それに対応して、そのような状況に堪える課税制度をつくり上げる必要が生じてきたというのが、平成19年改正が直面していた状況だったと申し上げてよいでしょう。

このように19年の信託税制の改正は、18年の信託法改正と密接不可分に結び付いていると考えるべきですので、税制の側から言えば、常に新信託法の内容と照らし合わせながら考えていく必要があるということは、ぜひ理解しておくべき点であると思います。

１点だけ、新信託法で「例えば」という規定を挙げるならば、新信託法の13条に、会計の原則というものがあります。これは旧法に全くない規定です。ここにいらっしゃる皆さんには全然不思議ではない規定だと思いますが、新信託法は、「信託の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」という条文をわざわざ置いたわけでありまして、信託はこれから多様化・柔軟化していき、そして、その課税関係を考えるというときに、公正妥当な会計慣行の採用を新信託法がうたっているということは非常に重要なポイントであろうと思います。

Ⅰ．平成19年改正の概観～何が変わったのか

１．概観

こういう信託法をバックにして作られた現行法の姿を、まず概観しておきたいと思います。所得課税と資産課税に絞って申し上げます。

〔所得課税：旧法〕

旧法では本文信託、いわゆる個別的な信託の収益については特定した受益者のものとして課税するというのが大原則でした。

そういう信託で受益者が不存在、或いは不特定であるという場合は、委託者のものとして課税するというのが第２番目の考え方であり、そういう個別の信託でないものについては、投資信託等の但書信託と呼ばれていたものですが、これは収益の分配時にだけ課税をされるという仕組みでした。

これらの制度は所得税法、法人税法にあったわけですが、さらに法人税法上、平成12年の改正で特定信託という考え方をつくりました。これはSPC（特定目的会社）などと同様の特定信託（特定目的信託など）については、法人格を持たないにもかかわらず法人課税をするというものです。他方で、一定要件下で利益分配を損金算入するという導管的な特別措置を「合わせ一本」で特別措置法につくって、税制の姿としては、法人課税を前提としつつも実際には導管的に動くという形になっていたことは、ご承知のとおりです。

〔所得課税：新法〕

次に、新法です。まず旧法で本文信託の特定した受益者がいた場合に対応するパターンとして、「受益者等課税信託」という考え方が出てまいりました。この受益者等課税信託の収益は、受益者としての権利を現に有する受益者の収益として課税をするとし、旧法で明確でなかった資産、負債についても、これを明確にするという立法措置を取っております。

もう１つの可能性は、みなし受益者の課税でありまして、信託法上の受益者ではないけれども、一定のポジションを持っている者については、税法上のみなし受益者として受益者と同様の課税をしようという制度がつくられております。

旧法で、本文信託、すなわち個別の信託で、しかし、委託者の収益として課税されるような、受益者が不存在、或いは特定されていないという場合はどうなったかというと、これはそういう信託を法人とみなして課税をするという形になっています。条文上は、「法人課税信託」という言葉が使われております。この、受益者不存在等の場合も法人課税信託の一つであり、その上で、租税回避に対する特例措置がかなり設けられています。これは主として資産課税に関するものです。

旧法でどういうふうになっていたか、或いはつくることが可能であったかどうかわからないパターンのものが新たに新法でつくられていま

す。これが法人類似型の信託、或いは法人税回避型の信託とも言うべきものでありまして、詳しくは後でお話をしますが、先ほど出てまいりました事業信託がこの典型例であると申し上げてよいと思います。法人税法上の法人課税信託の１種です。

それから、平成12年改正でできた特定信託のようなパターン、これも法人課税信託の中に取り入れられ、法人税の課税対象になります。しかし、同時に旧法下と同じ導管的な特別措置が設けられている。つまり一定要件下で利益分配を損金算入できるという形になっていまして、従って、そのつくりは改正前と変わらないといえます。一時はやった言葉で言えば、ペイ・スルーの税制になっています。

ここで１つお断りを申し上げておきたいと思うのですが、法律上の法人課税信託というのは、この３種類全部でありまして、法人課税信託の定義（法人税法２条29号の２）のところにはこれらが全部入っています。しかしながら、後で申し上げますように、最初の信託、すなわち本文信託で受益者不存在の場合の法人課税信託とそれ以外の２類型は違う課税類型であると考えてよいと思います。

法人課税信託のうち、法人類似型と「法人型＋導管措置」というパターンの２種類については、受益者が存在します。そして、その受益者は株主等とみなして課税をするというのが原則になっていまして、いわば法人税の写し絵のような形で法人課税信託ができています。これに対して、受益者のいない信託を法人とするというのは、株主に当たる部分というのはないわけです。ぽつんと信託だけある。これは何かわからないが法人税の課税対象になっているというもので、税制上の扱いもかなり違います。

したがって、これは私の考え方であって一般的に言われているわけではありませんが、法人課税信託というのは、少なくとも２つに分けて考えるべきであると思います。１つは、「受益者不存在信託」であり、残りの２つを、私は試みに「法人型課税信託」と呼ぶことにしております。最後のペイ・スルー型のものを「導管法人型」というように名前を付けて分けてもよいのですが、法人税法上はこの２つにはそんなに差がありませんので、それほどの必要はないようにも思われます。このような考慮から、これ以降は、少なくとも法人課税との共通性が大きい「法人型課税信託」と、それから、法人課税信託の中でも特殊な「受益者不存在信託」を分けてお話をしたいと思っております。

最後は、旧法下の但書信託でありまして、これは集合的信託として実質的な中身は変わらずに存在しております。集合投資信託と退職年金投資信託がこれに含まれます。

〔資産課税〕

資産課税は、旧法下では、他益信託の場合、受益者は委託者から信託設定時に受益権を得たものとして課税されていました。これは贈与等に当たりまして、贈与に当たる場合、それから、相続・遺贈・死因贈与に当たる場合等の仕分けはあるわけですが、個人の場合、そういう形で相続税か贈与税の対象になっていました。たとえ20年後に実際の受益が来るとしても設定時課税です。これは私の考えでは新法でも同じだと思いますが、そういうつくりになっていたわけでありまして、信託期間中の受益者の変更については実はかなり大きな問題を生じるつくりでした。

新法は、他益信託の設定時の受益者は委託者から受益権を得る（贈与等）ということは特に変更はありませんが、次の点に大きく変更があります。すなわち信託期間中の受益者の増減は、受益者間の受益権のやり取りとして課税をするというものです。後で条文を見ながらもう１回お話をしますが、これによって旧法下の問題のかなりの部分は片付くのではないかと思われますが、しかし、他方では、新しい問題を生じています。この点については、本日のお話しの最後に取り上げたいと思います。

2．個別の課税類型について

〔受益者等課税信託〕

最初は、本文信託の一番メインのパターンで受益者等課税信託です。所得税法13条に「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」とあります。法人税法にも同じ規定があります。

目新しいのは、ここでは受益者に「現に受益権を有するもの」という限定が付いているところであろうと思いますが、実はこの限定の意味はさして大きくはない。信託法上受益者でありながら受益権を有しないとされる場合というのがありますが、そういうものが除かれているにすぎないだろうと思います。

これはどういうことかというと、信託法上受益権というのは受益債権、すなわち、信託から経済的な受益をする権利と、それを確保するための権利――例えば受託者がけしからんことをしようとしているというので、それを差し止めるというものが典型になろうかと思いますが、そういう権利――の２つから成るとされておりまして、受益者だが、保有している受益債権そのものは条件付きというパターンもあり得ます。例えば、受益者ではあるが、現実に受益できる（お金をもらえる）かどうかは、受託者の裁量による、というパターンがあり得るわけですが、そういう場合、受益債権に条件が付いていても、受益権を確保する権利は無条件で行使できるわけであり、従って、これは受益権を「現に有する」と考えてよいというのが私の理解です。そのため、条文のこの点は、それほど大きな問題ではないと思います。

みなし受益者というのは、信託を変更する権限を持っており、かつ、信託からの受益可能性を持っている、そういう人物を税法上受益者とみなして課税をするというものです。これは経済的実質に着目したみなし受益者課税、つまり信託法上は受益者とはいえないけれども、租税法の目から見ると受益者と同じではないかといえるものをピックアップして課税をするというものだといえます。そして、みなし受益者が本来の受益者と並存するというところに、新制度の注目すべきポイントがあると思います。

この受益者等課税信託の基本的な考え方は旧法と全く同じでありまして、「実質主義的な受益者課税」と考えていい。すなわち、法形式は彼のものでない収益等について、経済的実質はその者が有しているのと同じだという事実に着目しようする点がポイントであると申し上げてよいと思います。

〔受益者不存在信託〕

２つ目が受益者不存在信託です。旧法では、先ほど申し上げたように、こういう場合に委託者に課税するということになっていたわけですが、この制度は非常に早くから批判をされています。金子宏先生の教科書を見ますと、実は昭和51年の初版からこの点についてはおかしいという指摘が書いてあります。「委託者が信託から全く受益をしない、また、信託に対して権限も持っていないという場合に、受益者がいないというだけで委託者に課税をするのはおかしい。こういう場合は信託自体に対して課税をしてはどうか。」という趣旨のことが書いてあるわけですが、30年たってやっとそれが実現したのが、この受益者不存在信託と言ってよいと思われます。

これは法人課税信託の中でも特殊な類型でありまして、法人課税信託は設定するときは法人の設立、終了するときは法人の解散として扱い、解散のときには清算課税というのが原則ですが、その部分がすっぽり抜けます。そして、受益者不存在信託の設定は法人への贈与、終了の場合は解散とするけれども課税繰延、という非常に変わったつくりになっていて、法人課税信託と

しての性質は、実は、信託期間中の収益に対して法人税が課されるという１点にとどまると申し上げて構わないと思います。その意味で、今後は、他の法人課税信託の類型とは、分けて議論する方が生産的であると私は考えております。

このタイプについては、受益者が存在していたものがいなくなる、或いは、受益者がないものから存在した形になるという、受益者の存否の変更が非常に大きな課税上の問題点になるということは間違いありません。

この点について、資産課税に関しては非常に面倒な特則があります。その内容をここでいちいち全部申し上げるつもりはありませんが、このタイプの信託が租税回避に使われるのではないかという立法当局の非常に強い懸念がここで見られるわけです。例えば、Ａという受益者が存在していたが、この人が亡くなる等の理由で受益者不存在になった。その後数年して受益者Ｂが存在することになったという場合に、後のＢという人がＡか、或いはこの信託の委託者の親族である場合には、受益者が不存在になるときに、個人贈与の課税をするというパターンになっていて、資産課税を抜けることがないような非常に細かい、しかし、重たい措置が定められているということだけコメントをしておきたいと思います。

税制全体の問題からいうと、一体これはどういう税金なのだろうか。もっと端的に言えば、誰が課税をされているのかということが問題だと思います。このタイプの信託には受益者がいないわけですから、株主の存在しない法人のようなもの、ちょっと想像しにくいと思いますが、そういうものがぽんと存在をしていて税金がかかっているということです。したがって、かかるのは法人税だというときに、一体これは誰に対する課税なのかということを、税制論としてはもう少し詰めておく必要があると思われるところです。後でまた触れます。

〔法人型課税信託〕

法人型課税信託の純粋型は、法人類似型の信託と法人税の回避に対処するタイプのものです。なぜこういう課税が要るかというと、信託課税の原則は受益者等課税信託であって、いわゆるパス・スルーの課税です。間の信託に法人格はないわけです。そうなると、これを使えば一定の方法で法人税を逃げてしまうことができるではないかということは誰でも考え付くわけです。そこで、そういうものについて法人税を課税しようという発想が登場してきます。

法人類似型の典型例として、先ほど申しました受益証券発行信託が考えられます。受益証券を発行して、それでお金を集めて、一定の事業信託をつくろうということを考えると、受益証券の場合、デフォルトの意思決定ルールは多数決になりますので、ある意味では法人と変わらないわけです。しかし、これが受益者等課税信託の形で課税を受けると法人税はかからない。すべて受益者だけに対する課税になります。実際にそういう課税が可能かどうかは別にして、理屈はそうなるはずです。そうなると、法人と同じ経済実体を持っているのに法人課税が抜けるのはおかしいのではないかという議論は当然出てくるはずです。

それから、法人税回避対処型です。最初に申しましたように、幾つかの部門を持っている企業がある事業を切り出すということを考えます。その部分を事業の信託として切り出した上で、受益権を自分の法人の株主に与えるというスキームを考えると、いわば分社して、その株式を今の株主に与えたのと同じつくりになり得るわけですが、それを信託という形でやると受益者等課税信託になるなら、やはり法人段階での課税が抜けてしまうことになります。そこで、これについても、法人と同じような経済実体を持つ信託がつくられるのなら、これは法人税の課税対象にすべきだという発想があり得るわけです。これが法人型課税信託の基本理念です。

この考え方の下では、信託の設定は法人の設立、すなわち出資として扱い、期中は法人税の課税を行ない、終了は解散として扱って清算課

税をするというのが基本になります。期中の課税は、特に、「受託法人」というものを擬制して法人税の課税をすることになります。

この部分については、技術的には法人税の用語への読み替えという問題が今後非常に大きな問題になると思います。ここでは詳細は割愛をしますが、問題の所在だけ指摘しておきたいと思います。例えば「同族法人」というのを信託にどうやって読み替えるかということは、形式論理上は難しくないのですが、実際にはそう簡単ではありません。というのは、信託法上複数の受益者がいる場合の受益者の意思決定のデフォルト・ルールは実は多数決ではありません。全員一致です。受益証券を発行していれば別ですが、受益証券を発行しない形で事業信託をつくっているという場合は、受益権を99%持っていても「その信託を支配している」とはいえないというパターンが出てくるわけでありまして、うまく法人税の言葉に読み替えていくのはどうしたらいいかということは、組織再編などを考えると相当大きな問題になることは間違いありません。

法人型課税の２つ目の類型、これはSPCなどの特定目的信託等でありまして、法人型課税信託としては通常のものと変わりがありませんが、租税特別措置法上の導管型措置の適用がありますので、いわば形式的な法人課税信託です。本当にこれに法人課税をするというよりは、法人課税の形式を経て、ペイ・スルーの形で事業を行ってもらうことを考えているというパターンだと思います。本来は実質的に法人課税がなされないはずであるが、運営や事業上の目論見などに何か失敗があると、法人課税が生じてしまうというパターンです。

〔集合的信託〕

集合的信託は、従来の但書信託に対応します。これはまさに「誰のものでもない財産」をつくり出すという非常に変わったパターンです。というのは、集合的信託は、通常、形式的には受益者等課税信託にあたり、その場合は信託の収益等は受益者のものとみなすと規定されていたわけですが、まず、これを明文で排除します。排除すると、では原則に戻って受託者のものになるかというと、法人税法でこれも排除します。そうすると、どこに行くかというとどこにも行き先がないのです。従って、収益はいったん宙に浮いた形になって、それが直接受益者に対して配賦される形になるという、そういう極めて変わった形で課税をされます。それによって分配時にだけ課税をされることになります。このすぐ後でお話ししますが、大正12年にこの方法が考えつかれて以来、日本の税制はこれを使っているわけです。

では、同じように多数の人からお金を集めて財産を動かしていても、片方では法人課税信託の一種として法人課税を受ける可能性があり、片方では集合的信託として誰のものでもないというので、完全にそこは抜けて分配時のみの課税になるわけですから、ここの区別はどうなっているのかというのが税制を組み立てる上では非常に重要なポイントになるはずです。このポイントの１つは、合理的な課税繰延の防止ができるか、にあります。現年で課税できない「たまり」の部分がつくられる可能性（課税繰延の可能性）があれば、これには法人型課税が必要とされる。そうではなくて、そこに課税繰延なく分配が行われるということが確保されていれば、あえて法人段階での課税をする必要まではない。こういう分岐があり得るわけです。

この点を端的に示しているのが法人型課税信託の対象になる受益証券発行信託と、その中で特定の要件を満たすことにより、集団投資信託としてこの集合的信託の扱いを受ける特定受益証券発行信託の区別です。後者の要件は計算期間が１年以下であることと、利益留保割合が2.5%以下であるということです。細かい要件を省くと、主要な要件はこの２つでありまして、１年以下の期間で分配を行い、しかも利益の97.5%以上を常に分配しないといけない、すなわち、そこには課税繰延の余地はないというこ

とが、もともと信託行為で決まっていれば、これは特定受益証券発行信託として法人型課税信託の対象とならない、という規定が存在するわけですが、これなどは合理的な課税繰延措置によって振り分けが行われていることを示す例だろうと思います。

ここから逆に考えていくと、従来、「但書信託」として当然のように法人課税を受けなかったものが、本当にこの分類でいいのだろうか。証券投資信託を含む数多くの投資信託がここに――私流に言えば――無批判に取り入れられているわけですが、本当に同じだけの合理的な課税繰延防止措置はあるのかということは、当然、今後考えていく必要のある問題だということになろうと思います。

〔受益者の変更時の課税〕

これまでとは話題が変わりますが、話を、受益者変更時の資産課税に移したいと思います。「受益者の変更」といっても具体的にイメージできないと思われる方がいらっしゃると思いますが、例えば一定の収益用の資産を信託し、その収益を自分の孫全員が等分して受け取るという信託を考えてみてください。これはあまり不合理ではありません。今、何人自分の孫がいるかということはともかくとして、まだまだ長男も次男も若いのだから孫ができるかもしれない。そうすると、今いる孫だけではなくて、みんなで分けてほしい。そこで、年金生活者としてこれは要らないという財産を「孫全員のため」に信託する、それだけの話です。まったく「租税回避」というような話ではありません。

この信託において、当初２人の孫がいたとするとその２人が設定時に課税をされます。ところが、もう１人孫が生まれると、従来の受益者は２分の１から持ち分が３分の１に減ります。そうすると、最初は例えば毎年150万円ずつ20年間もらえるはずというので現在価値を計算して課税をしていました。そうしたら５年目の終わりにいとこが生まれたら、そこからあと15年間は毎年100万円の受益です、ということがありうる。それだけではありません。そこで課税をし直したら、不幸にしていとこが死んでしまったので、また元に戻るということもあり得ます。

こういう信託の課税関係はは、従来、非常に大変でした。他益信託は設定時に常に委託者から受益権を得るという形になっていましたから、なかなか合理的な課税は難しかったわけです。この点に大きく切り込んだのは新法の良いところです。

相続税法の９条の２の２項と３項を飛ばし読みしますと、２項が、「受益者等の存する信託について、新たに受益者等が存するに至った場合には（中略）信託の受益者等となる者は、受益者等であった者から贈与により取得」。それから、今度は３項で、「受益者等の存する信託について、一部の受益者等が存しなくなったという場合に、従来の受益者等である者が新たに利益を受けることになったときには」、ややこしいですが、この利益を受ける従来利益者は、当該利益を受益者であった者、つまり受益者でなくなる者からその利益を贈与によって取得したとみなすとされており、このような受益者の変更を、受益者間の贈与という形で解決しようとしているわけです。

図がわかりやすいかどうかわかりませんが、１つのものを押し合いへし合い持っている共有のようなイメージでとらえていただけると良いと思います（**参考資料２頁（図１－１・図１－２）本誌351頁**）。最初、受益者ＡとＢの２人がいたところに、受益者Ｃが新たに出現した場合を考えます。図の１－２の方を見ていただくと、受益者増加の場合には、受益者Ａが持っていた点線網掛け部分が受益者Ｃに行っています。そして、受益者Ｂが持っていた斜線の網掛け部分、これが受益者Ｃのものになっていて、その分Ｂが減っています。そうであれば、Ａから点線部分、Ｂから斜線部分の贈与がＣに行われたと見ることができます。逆に減るパターンでいうと、図を右から左に見てい

ただいて、C の持っていたものがそれぞれ A、B に贈与されたと考えられます。このように考えれば、受益者の変更の問題が解けるだろうというのが新法の発想であろうと思います。共有の発想ということは、必ずしも公に説明されているわけではありませんが、こういう形で理解をするのがわかりやすいと思います。

これが本当にうまくいくかどうかというのが、Ⅲのところで議論の対象になるわけですが、一応こういう理解ができるだろうと思います。

Ⅱ．わが国の信託税制の由来 ～どこから来たのか

１．受益者課税の沿革

こういう信託税制を平成19年につくったわけですが、ではこれは一体どういう由来でその税制が存在しているのかということを少し振り返ってみたいと思います。

〔実質主義的受益者課税〕

この受益者課税、受益者等課税信託の発想というのは、実は大正11年に登場して以来、平成19年まで一度も変わったことがないという意味で、日本の信託課税の大原則であろうと思います。これは信託法がつくり出した私法上の権利関係――この信託財産である収益用物件は私法上は受託者のものだという権利関係――とは異なる経済的実態――その収益用物件に帰属する利益はすべて受益者に渡されるという経済的実態――を認めて、そちらに着目して課税をするという考え方です。その考え方は平成19年以降に至っても日本の税制の基本だといえると思います。いわば、「実質主義的受益者課税」という考え方が、基本であるわけです。

２．受益者不存在等の場合の課税の沿革

では、受益者等がいないとき、すなわち不存在であるとか不特定であるという場合はどうかというと、これは少し変遷があります。大正11年法におきましては、この場合は受託者を受益者とみなして課税をする。そして、その課税の考え方は「代替課税」、すなわち本来は受益者が課税されるはずのものである、というつくりになっていました。違う言い方をすると、本来は受託者が課税される筋合いではないにもかかわらず、やむを得ず代わりに受託者に課税するという仕組みだということです。

そういう考え方だったことがどこからわかるかというと、例えば、この受益者とみなされた受託者への課税は受託者本人の所得とは合算しない。累進課税を適用する場合にも合算をしない。複数の信託の受託者である場合、これも信託ごとに所得等を計算して、それらの間を合算しない。そして、受託者が、所得税の納税義務を持たない者、当時の税法だと例えば公益法人がそうですが、そういう場合であっても受託者としての納税義務は負うという規定を大正11年法は持っているのです。これらはすべて今の目から見れば明らかですが、受託者に対する課税は代替課税だということを認識して、自覚してつくられているというわけです。このように、大正時代から日本の税制というのは既に技術的に非常に洗練されていたと言ってよいと私は思っております。

ところが、この考え方が昭和15年に変更になります。受益者等がいない場合、或いは不特定な場合は、委託者を受益者とみなして課税をするという方法に変わるわけです。この考え方はその後19年改正に至るまでずっと引っ張ってくるということになりまして、日本の受益者不存在等の課税といえば委託者課税だと思いがちなのはこのせいだろうと思います。しかも、これは代替課税ではありません。いわば、「実質主義的委託者課税」、代替課税ではなくて、まさにその収益等を委託者のものとして課税をしてしまうというやり方です。

なぜ、こういうやり方に変わったかというと、当時２つの理由が挙げられていまして、１つは、

受益者がいない場合は、そういう信託財産は委託者のものだと考える方が実情に沿う、そのような経済的実態を有している、という説明です。信託は存在しており、受託者に信託財産が渡されている。しかし、受益者がまだ不存在だという場合は、信託財産が実質的に委託者のものと変わらない経済実態があるのだという説明です。

もう１つが租税回避への対応です。これはちょっとややこしい話でありまして、15年法というのは、例えば不動産から生じる所得がある場合には、まずは不動産所得としての比例課税が行なわれ、これにプラスして、ほかの給与等の所得と合算して合計所得額が5,000円を超えるとさらに累進課税を受けるという２本立てになっていたのです。そうなると、例えば賃貸用の不動産を受益者不存在の信託として自分の外に切り出してしまうと、旧法のままだとこれは受託者のものになってしまいます。しかし、実態は委託者が所有しているのと同じだということになると、この累進課税の関係でいうと、委託者に課税すべきものが課税できないという意味で、租税回避をされてしまう結果になり得るわけです。そこで代替課税ではない実質主義的委託者課税の制度になったわけです。

ご承知のようにこの制度はこのままずっと引っ張ってきて、すでにご紹介しましたように、昭和50年代からは重要な金子説の批判などもあったわけですが、平成19年に至ってようやく法人課税信託というカテゴリーを設けてここに入れるというつくりになりました。先ほど申し上げたように、この受益者不存在という状況だけ見れば、その信託収益は法人税の課税対象になるのだよというつくりになっているということになります。先に私が、受益者不存在信託について、一体誰が課税されているのだと申し上げた問題意識は、少しわかっていただけるのではないかと思います。

受益者不存在または不特定の場合について大分お話ししましたが、ここで、こういう議論が決して机上の空論でない程度に、戦前の信託にはいろいろな仕組みを持つものがあったということもお話ししておきたいと思います。紹介されているものの中にこんなものがありました。

・「関西の某商人（熱心な日蓮宗信者）が自分の死後、長く祖先の祭祀を維持するための信託」
・「往時の恩義に報いるため、その恩人の遺族の生活を安穏ならしめて、併せて、その子女に結婚資金を供する目的」の信託
・「亡児の最も縁故深かりし某学校校友会のある部の発達に寄与すると同時に、その亡児の名が永遠に記念せられることを希望する趣旨の下に設定された信託」

このように、結構いろいろな信託が戦前の昭和年代に用いられていたことはやや驚きです。日本の信託というのは、基本は委託者が自分の資産運用のためにやるものだ、ほとんど全部自益信託であって、だから、受益者不存在のような場合も含めて委託者課税が原則だという説明を、昭和の後半から恐らく平成の初めまで誰も疑わずにやっていたわけですが、本当にそうだったのかというと、どうも事実はそうではなくて、「個別信託といえば自益信託であり資産運用に限られる」という話になるのは実はかなり後年であり、それが特に目立つのは特金などが使われだしたかなり後のことではないかなと私は思っています。そうであるからこそ、委託者はいったん自分の外に信託として切り出した財産にまだ実質的ないろいろなコントロールを持っているというパターンを、税制は相当気にしたのだろうと思います。

申し忘れましたが、こういうさまざまな信託の中でも、委託者が受益者変更権を持っているというものが結構あります。「委託者は将来受託者の承諾を得て受益者を指定、又は変更することを得るものとする」という定型文言が契約に入っていまして、現実に受益者がいても委託者が変更できるという強いコントロールですから、それがいなかったときのコントロールは推して知るべしで、委託者は信託ないし信託財産

に対して、相当に強いコントロールを持っていたのであろうと思います。

3．集合的信託の課税の沿革

さて、集合的信託はどうなっているかというと、大正11年にはあらゆる信託について受益者課税でしたが、既に大正12年には「貸付信託」については銀行預金等と同じで、今流に言うと、源泉分離課税をしようという制度がつくられます。議員立法でありまして、貸付信託は銀行預金等と経済的に同じ実質、いわば信託預金というイメージであるとして、その経済的実質に着目すると銀行預金等と同じく分離課税とすべきだという立法が通りまして、貸付信託は例外となります。具体的には、預け入れと貸し付けにのみ運用を限定された金銭信託を「貸付信託」と呼んで、これを区別するという制度をつくりました。

奇しくも、今月、2009年の９月に貸付信託は募集停止されるそうでありまして、新聞では1952年から57年で幕を下ろしたとしています。この1952年というのは戦後の貸付信託法の立法から数えているのだと思いますが、「いや、そうではなくて、大正12年からの86年の歴史だ」と私は言いたい気がいたします。その幕がようやく下りるということのようです。

大正15年には、税制に技術的な洗練が１つ加えられることになります。というのは、預け入れに運用対象を限定すると申しますと、信託会社が現金を信託されて受託をして、それを銀行預金に預け入れて運用をします。そうすると、銀行預金から払い出しを受けるときに１回源泉課税をされて、それを貸付信託の収益として受益者に分配すると、そこでもう１回源泉課税をされるというのは二重課税だという指摘が、これは大正13年すぐから行われていたのですが、これが大正15年改正で、中身は詳しく申し上げませんが、今流に言うとグロス・アップと税額控除の形で二重課税排除をするという制度ができました。これを見ても、大正期の税制が非常に洗練されていたということがわかります。この「二重課税排除方式」はずっとその後も使い続けられるやり方です。

さて、その後昭和15年に大改正がありまして、「貸付信託」という運用対象に着目したものから、「合同運用信託」という運用手法に着目したものへと例外の切り分け方が変わりました。すなわち、原則となっている受益者課税の方式を使い難いのは、小口のたくさんの受益者がいるからであり、しかも受益権が転々譲渡されると受益者課税を直接には行ないにくい。そこにポイントがあるのであれば、何を例外にするかというと、合同で運用されるもの、これを区別すべきだと考えられたわけです。

さらにこの改正には、租税回避防止という観点も含まれていました。当時、貸付信託の形を取って、今流に言えば特定金銭信託ですが、そういう信託を使い、累進課税を回避するということをやっている人がいたようです。すなわち何々会社にどういう利率で、何を担保に取って、どれだけの期間を預けるかという、そこまで条件を決めておいて貸付信託にしてしまう。そうすると、この信託は運用を「貸付け」のみに限定されていますから「貸付信託」にあたり、源泉分離課税になって総合課税（累進課税）の対象にならない。こういう租税回避が可能になるのは、運用対象に着目した立法の失敗であった、というような議論がなされていたわけですが、昭和15年にここが変わります。その結果できた当時の合同運用信託の定義は現行法とほとんど変わりがありません。

このように、例外を作る着眼点を運用対象から運用手法に代えたわけですが、面白いことに、さらに、運用対象によって２種類に分けることも行なわれています。これは先ほど申し上げた総合所得課税との関係で分かれるのですが、貸付信託類似のものとそうでないものに分けるというやり方が同時に採用されています。これは実は現行法と同じパターンでありまして、運用手法によって課税方法の原則と例外を分けた上

で、さらに課税の中身は運用対象によって分ける。例えば、証券投資信託として例外的な課税方法の対象にした上で、公社債等にだけ投資するタイプのものとそうでないタイプのものを、利子所得か配当所得かで分ける、あれと同じパターンで分けるという考え方が、実は昭和15年に成立します。

戦後、昭和26年に新たにできた証券投資信託をここに加えた後、但書信託というタイプのものがどんどん増えていくことになり、日本の信託といえば、普通はこの但書信託、集団的な投資信託であるといわれてきたことはご承知のとおりです。

この点については、平成19年法も基本的にはその骨格を変えていないということを先ほど申し上げました。以上のような経緯をみると、昭和15年から変わっていないと言っても過言ではないと思います。もちろん課税繰延の防止という近代的な観点が入ってくるのはもっと後になるわけです。

4．特定目的信託等の課税の沿革

もうご承知のとおりですので省略したいと思います。平成12年に特定信託、そして、ペイ・スルーという考え方がつくられ、19年法は基本的にはそれをそのまま継承していると言ってよいと思われます。

5．資産課税の沿革

資産課税については、やはり大正11年に最初にできるわけですが、このときが設定時課税、信託を設定したときに課税をするということであり、それは信託財産ではなくて、信託受益権の贈与として構成されています。この時点で既に信託財産と受益権というものをはっきり峻別して税制がつくられていました。これも極めて洗練された税制だと私は感心しているのですが、そういう税制としてつくられました。ただ、この当時は贈与が全て課税対象となるのではありません。推定家督相続人に対する贈与とか、分家を行うときの贈与だけが「準相続」として相続税の対象になるというやり方が採られていま

す。そこで、この「準相続」の要件を満たす他益信託の設定を同様に準相続として課税をしたというところからスタートします。

そして、どうもこの直後から悪用はされていたようでありまして、当時ですから家督相続ですので、10年後の戸主を受益者とするというタイプの租税回避がすぐ出てくるわけです。これで自分（委託者）の相続財産から切り分けられてしまうので、いったん相続税を逃れたりすることができるということが問題となり、大正15年法で受益者不存在の場合にどうするかという規定が設けられました。それは、受託者を相続財産管理人として課税をするという、代替課税の仕組みでした。一応、委託者の直系卑属が受益者とされたものとみなすという規定をかませるのですが、それは、当時の相続税法は被相続人と相続人との親疎の度合いによって税率が違っていましたから、そこを決めないと税金のかけようがないので、そこは架空の人物を１人かませた上で受託者に代替課税をするという仕組みになっていました。

この後昭和13年法で、大正11年法の設定時課税を受益時課税に変更したと言われることが多いのですが、正確に言うと、昭和13年に、設定時課税が受益開始時の課税に変更されます。五月雨式に受益できる場合は、第１回目に全体に課税をするという意味で、受益開始時課税が正しいのですが、これは、設定時課税は不合理、かつ、執行困難であるという声に対応したものでした。すなわち、先ほどご紹介したように、他益信託をつくっても委託者が絶大なコントロールを持っているという場合には、受益権全部について受益者に課税したのでは不合理な場合も多いし、将来、委託者の意向で受益の内容が変わるかもしれないという信託をつくられると、課税当局としては設定時にこの受益権を幾らに評価するかというのは非常に難しい問題になるわけです。信託財産から受益権を区別したのは近代的だと申しましたが、同時に、今、抱えるのと同じ悩みを昭和10年代の課税当局は抱えてしまうわけです。そこで課税時期を少なくとも受益開始時まで繰り下げるという税制は、非常に当時喜ばれたようです。

これを昭和22年法は設定時課税に再度変更してしまいます。そのときの理屈は、かなり調べたのですがはっきりしません。１つの考慮要素は、このときの贈与税が贈与者課税になったことです。よくアメリカ型といわれるパターンで、贈与をした方が贈与税を払う。そうすると、他益信託を設定したときは委託者が贈与税を払いますから、受益者が不存在、不特定であっても、とにかくこれだけの財産を他益信託したというだけで贈与者に税金を掛ければいいので非常にシンプルであるというのが１つの理由のようです。ただ、相続税については、もらった方（相続人や受遺者）課税のままですので、そうなるとかなり大きな問題が出てきます。これの場面では、技術的にはすごくややこしいのですが、ごく簡単に言うと、受託者への代替課税で切り抜けるということをやっています。例えば受益者が不存在の場合は、受託者を相続人とみなしていったん重く課税をするが、後で本来の相続人が受益者として出てきたときは、その人に合わせて税金を計算し直して還付をするとか、その間に相次相続が起こると、受託者が払った分は本来の相続人が払ったものとして計算するとかという調整規定をかなりたくさん置いていまして、明らかにこれは代替課税としてつくられているということになります。

そういう税金があったところで、昭和25年法はわれわれがなじんでいる、贈与については受贈者に課税をするというやり方に原則の方を変えてしまうわけですが、設定時課税の方は受益時課税に戻りませんでした。これはなぜかわからないのですが、そっちはそのまま放置されたというのが現状でありまして、大枠のところは平成19年までこれを引っ張ってくることになるわけです。

6．まとめ～３つの視点

信託税制の変遷に関する以上のお話しをまとめてみますと、ここからは３つぐらいのことが言えようかと思います。

１つは、信託課税の原則というのは、わが国において一貫して実質主義的な受益者課税であったということ、これは事実としていえると思います。それを原則として、実質的受益者課税ですから、受益者に着目して、受益者の性質による例外を設けることになります。

例外のつくり方が２つ目の論点です。これには２つの場合があります。１つは、受益者不存在または不特定、すなわち――私流の表現で恐縮ですが――「受益者が少なくて困る」場合です。原則通り受益者に課税をしたいのにいないからどうしたらいいか、という場合に対して手を打たないといけない。もう１つ、今度は、受益者がやたらたくさんいて、それも受益権が転々譲渡されているという場合もうまく受益者課税ができないので、対応が必要になります。このように、受益者に着目して課税したいのだけれども、受益者がいない、或いは多すぎて手に負えないというときに、それぞれどういうふうに手を打つかということが話題になっているということがわかると思います。そして、「多くて困る」ときの方は、合同運用の信託への課税として昭和15年以来、一定の手法が開発され、定着していると申し上げてよいと思います。

それに対して、受益者が「少なくて困る」という方についていうと、ぴったりのやり方というのはなかなか見つかっていませんが、全体を通して言うならば、技術的な代替課税というのはだんだんと用いられなくなってきた傾向があるということは申し上げてよいと思います。代替課税という考え方をわが国はこれまでかなり使ってきたのだが、沿革的に、それが実質課税に取って代わられてきた、ということを流れとしては見ていただけると思います。

３つ目は、課税当局は常に信託というのはどうもうさんくさい、何か租税回避に使われるのではないか、という猜疑心を強く持っているということです。租税回避と信託、これは比較法的に見ても常に問題になるところですが、わが国においても「信託・租税回避・対処措置」という三題噺は常に意識されてきたことが理解できるかと思います。

Ⅲ．残された問題～今後の改正に望まれる方向

1．収益留保型信託税制の必要性

さて、信託税制について現在、過去とお話ししてきましたので、最後に眼を将来に向けてみましょう。信託税制の今後の課題についてです。平成19年改正で信託に関わる課税問題が全部片付いたのかというと、残念ながら決してそうではないと、私は考えております。相当に大きな問題を解決すると同時に、相当に大きな問題を残しているのではないかと考えております。その１つは、収益留保型信託の課税問題です。

収益留保型信託がどうして要るのだと思われる方もおられると思います。特に、「信託というのは、大金持ちが租税回避に使うものだ」という目で見られると、信託を使うなんて、そんな複雑なことをしなくても、或いは人がしないようなことをしなくても別にいいではないかという考え方はあると思うのです。ですが、どこにも租税法上のごまかしはないが、こういう場合はどうやって課税をするのがいいのかはっきりしないという例はかなりあると思います。

収益留保型信託の具体例を考えてみましょう。パターンは幾つも考えられると思います。例えば、信託財産の収益はある程度変動するが、受益者には一定額の現金を毎年払い出してやって欲しいとなると、多いときにはためておいて、不足するようなときには留保分から出すような仕組みが考えられます。その目的としては、例えばこの受益者は極めて浪費家であって、一度

にたくさんのものをやると使ってしまうかもしれない。大体信託を使うというのは浪費者に警戒するパターンが戦前も多いのですが、そういうパターンは十分あり得ます。

或いは、この受益者は学費に当てるということを前提にこの受益をするとなると、今年は収益が悪かったので学費分がありませんというのは非常に困る。そうなると、収益の多い年は学費分だけしか払い出さないけれども、足りない年は留保分からも足して学費に足りるように受益させるということもあり得ます。

他の例としては、何人かの子供を受益者として順位を付けてお金を自分の死後も払いたい。第１順位は、その年に疾病・けが等で入院した場合の出費があったら、まずはその出費の補てんからやってほしいということもあるかもしれません。受益者全員が元気な年は「万が一」に備えて信託収益は留保しておくわけです。

これらの信託はどれもそんなにおかしな内容だと私は思いませんが、少なくともそういう柔軟な資産管理、特に自分の死んだ後も一定の財産管理をしたいという合理的な場合があることは、認めていただけるのではないでしょうか。

それでは、〔**事例１**〕（**参考資料３頁**）を取り上げて、課税関係の問題点を考えてみましょう。この事例のポイントは以下の通りです。

Ｐは、遺言によって、個人Ｑを受益者とする信託をつくりました。信託期間はＱの生存中です。信託期間中の収益は20%だけがＱのものであって、残りは留保します。この期間中に別の個人Ｒが要件を満たす会社Ｓを設立した場合は、その会社も信託の受益者となります。こういう信託をつくったらどうなるか。この個人ＲとＳはどんな関係でもかまいません。例えば、「今は何もしていないけれども、私の息子には、或いは娘には実は才能がある。あいつがこういう会社をつくって事業をやりたいというときのために財産を残してやろう。しかし、今のままぐうたらするのなら一銭たりともやらない」、こういうことだってあり得ます。Ｑはそうすると配偶者ということになろうかと思います。

こういう信託は現行法上は全く問題なくつくれますが、その場合の現行の課税には相当問題があります（**参考資料４頁（図２－１）**）。所得税法施行令52条の４項には、受益者について「同項の信託の信託財産に属する（中略）その有する権利の内容に応じて有するものとし、財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする」と規定されており、ここに「全部が」という言葉があります。この言葉を基点にして、現行実務の考え方は、全部の収益が２人以上いる受益者のうち現存するＱに課税される、つまり、信託に留保される部分、これは将来現れるかもしれないＳ社に課税されるべき部分であるわけですが、これについても現在いる受益者Ｑに課税をされるという考え方になっています。100の収益に対して、受益者Ｑは20だけを実際に得るわけですが、100に対して課税をされ、納税をしないといけないというのが現行法の考え方といわれています。ほかの解釈もあり得るのかもしれませんが、恐らくこれが公定的な解釈だと思います。

次に、受益者が増えた、この例で言うと、Ｓ社ができたときにはどうなるでしょうか。すでにお話ししましたように、新しい受益者が出てくると、従来受益者から贈与を受けたというつくりになります。相続税法の９条の２の２項の「新たに受益者等が存するに至った場合は」という方は、３項と違って、従来の受益者がどういう状況であるということは書いてありませんから、当該信託の受益者等となる者は、常に受益者等であった者から信託に関する利益を贈与により取得したということになって、ＱからＳへの贈与として課税関係が決まるということになります。その後はＱが受け取る収益とＳが受け取る収益は信託収益について２対８で課税をされるということになります。この結果についていかがお考えでしょうか。

感覚的に見て、これはOKと考えられるのは、恐らく最後の収益課税だけではないかと私は思います。この課税関係の基礎となるストーリーはそんなにおかしくありません。まず、今年の収益については受益者が１人しかいないのだから、これが全部Ｑに対する課税とされます。そして、Ｑの課税済み利益がＳに移転するのだからＱからＳへの贈与です。理屈はそれで通っているといえば通っているわけですが、この収益全部についてのＱへの課税というのは、恐らく相当不合理であると思われます。というのは、Ｑはこの信託行為によって全体の20しか将来的にも受け取る可能性がないのに、100について課税をされ、納税をしないといけないという立場に立たされているという点で不合理です。それ以外のパターンもありますが、ちょっと省略をします。

それから、ＱからＳへの贈与を擬制するというところにも不合理があります。新法のここの部分の基本的な発想は共有のイメージだろうと申しましたが、共有というのは、共有者が何人かいたら所有権は余すところなく共有者が全員で押し合いへし合いをして分け持たれているというのが民法の基本的な考え方だと思います。これに対して、受益権は１人の現存受益者が全体を持っているとは限らないわけです。Ｓ社がいようといまいとＱには影響がないにもかかわらず、Ｑからの贈与として構成されます。そのため、この例だと、個人から法人への贈与になりますので、みなし譲渡課税の対象になります。

これについてははっきり条文がありまして、所得税法67条の３の４項をご覧になると、信託に新たに受益者等が存するに至った場合おいて、受益者等となる者（法人）がいたというわけで、Ｓ社が法人です。受益者であった者が居住者、これはＱ個人ですから、居住者です。となると、受益者等であった者Ｑから、当該新たな受益者等となる者Ｓに対する贈与による資産の移転というので、これは明らかに59条１項を適用して課税をするための規定でありまして、Ｑは信託に従ってお金をもらっていたら、Ｓ社が新たに受益者になったので、さらにＳ社が得たものはあなたが贈与したのだから時価譲渡として課税をしますという課税が出てくる可能性があるということを意味しています。

或いはＳの方が個人で、ＱがＱ１、Ｑ２、Ｑ３と複数いるとお考えください。そうなると、個人ＳはＱ１、Ｑ２、Ｑ３からの贈与ということになりますが、Ｑ１、Ｑ２、Ｑ３の中に個人と法人が入り交じっていれば、法人からは一時所得、個人から合わせて贈与課税という話になって、これも実態をよく表しているわけではないと思われます。

また、別のパターンですが、Ｑ、Ｓ間がどういう関係であれ、個人Ｑから個人Ｓに贈与があったということになると、贈与税の場合、贈与者は受贈者の贈与税について連帯納付義務を負います。つまり、Ｓが税金を払わないときはＱに対して支払いの請求がなされるということであります。ほかにもありますが、今あげた問題点を見るだけでも、どうもＳの登場をＱからＳへの贈与と考えるというのは、およそ実態に合っていないように思われます。その理由はなぜかというと、信託設定時には、いわばＳの部分は空白部分でありＱのものではない。それをＱのものといったん擬制しておいて、さらに贈与を擬制するからおかしなことになるわけです。

こういう状態を一つ一つ解釈論で乗り越えるのは大変なことであり、乗り越えられないところは相当残ると思われます。むしろすっきりと立法で解決をすべきであろうというのが私の現在の考え方です。現時点では、**図２－２（参考資料４頁）**のように考えてはどうかと思っています。

第１に、信託に留保される部分は、信託に対して課税をします。法人格としては受託者が代替課税を受けることになります。今の法人課税信託のような形です。

第２に、受益者が新たに現れた場合は、故Ｐからの贈与という形で、Ｐはいませんので、代替課税としてＴになるわけです。しかし、性質決定はＰからの贈与と考えればいいではないか。Ｐが個人か、法人か、それから、現存受益者のＱが個人か、法人かということは当然一致するとは限らないわけですが、そのＱが得るものの実質はＰからの贈与であって、それをＴの法人格を借りて代替して納める、或いは課税関係を決定するということをやってはどうか。結局、ＱはこのＳ社が現れるということに関与しないわけですから、Ｑが関与していないということを表せるような形にすべきだと思います。

こういう立法をすることの利点は３つあって、１つは合理的な結果が得られると思われることです。

２つ目は、当事者の理解を得やすい、或いは当事者の意思に合致しやすいと思われることです。Ｓが登場する前のＱにしてみれば、信託に留保される部分については自分が課税をされない。それから、Ｓが登場してきたときは、ＱにとってもＳにとってもＰが受益権をくれたのだと考える。これは当事者の理解に合致するであろうと思います。

そして、最後に、新信託法のつくりとしてもこの方がなじむということが挙げられます。これは技術的なことなので申しませんでしたが、新信託法は、従来の信託法よりも委託者の関与を減らして、受益者に重きを置くつくりになっております。違う言い方をすると、委託者は信託関係から距離を取りやすいつくりになっているので、無理やり委託者を引っ張り込んで課税関係を考えるのは困難または不自然な場合が多く生じうるわけです。それよりも、必ず存在する受託者を結節点として、課税関係を構成するということには技術的な安定性というメリットも得られると考えられます。

このように考えて、本日申し上げたような考え方は十分成り立ち得るものだと、申し上げておきたいと思います。

２．新たな「委託者課税信託」の必要性

19年改正後も残っている問題点の２つ目は、委託者課税の関係です。

従来の委託者課税信託というのは、受益者不存在のときの信託であって、その内容は非常に不合理であり得ました。それが19年改正により修正されて良かったということは確かです。しかしながら、そうなると、いわゆる委託者課税信託というものは存在しません。みなし受益者というのは、委託者がみなし受益者になり得ることは確かであり、なりやすいことも確かですが、それは委託者に絞られたものではありませんし、何よりも現存受益者と並存するものです。そうなると、委託者固有の課税の要求には対応していないわけです。この点を〔**事例２**〕（**参考資料４頁**）でご説明します。

この事例では、会社役員のＡは所有する株式を信託財産として、子供のＢを受益者としています。配当は100万円まで受益者Ｂ（子供）のものであり、残額は信託に留保します。信託はＡの退職時に終了し、Ａはその時の信託財産をすべて引き取ることとされています。この信託は、所得税の問題でいうと典型的な所得分割信託です。会社役員で所得が多く、累進税率の高いＡが、自分が一定の配当を得て総合課税の対象になると高い累進税率で課税を受けるから、ほとんど所得のない子供に分割してしまおうというパターンでありまして、所得課税から見ると相当に問題のある信託であり、所得分割がこのスキームでできることは間違いないと思います。

このＡがみなし受益者とされる可能性は非常に高いです。信託からの受益がもう信託行為に規定されていますので、コントロールの権限を明示的に手放しておかない限り、新信託法のデフォルト・ルールでＡは変更権限を持つため、みなし受益者にはなります。しかし、みな

し受益者は本来受益者と並存して課税されるにとどまりますので、Aがみなし受益者とされても、やはり100万円部分がBに課税をされ、超える部分のみがAに課税をされるという結果になります。つまり、所得分割による租税回避そのものは成功してしまうということになります。従って、こういうタイプの委託者がコントロールと受益をもって、端的に言えば、所得分割を狙いとしているような信託については、アメリカのグランター・トラスト型の新しい委託者課税信託の制度を整備しておく必要がこれからあるだろうということを2点目の指摘として申し上げておきたいと思います（なお、私流の「新しい委託者課税信託」の位置づけについては、**資料1頁**の図を参照してください）。

おわりに

最後に、今日のお話しを振り返って、2点ほど、コメントを付け加えておきたいと思います。第1点は、われわれの税制は、沿革的に、代替課税という考え方を手放して、実質主義的な課税へと移ってきました。本来的には受益者に対する実質主義的な課税を第1とし、そして、平成19年改正までは実質主義的な委託者課税をやっていたわけです。受益者がいなければ委託者のものだという、そういう実質主義的な課税をしてきました。

19年改正で実質主義的な委託者課税をやめた後はどうなったかというと、1つはみなし受益者をつくって、法的に受益者ではないが、経済的な実質は受益者だというものに受益者課税を行なうこととした。もう1つは、信託に留保される部分についても、現存受益者に課税をしようとしている。全く受益者がいなければ法人課税信託になりますが、受益者が1人でもいれば、信託の収益等はすべてその人のものだという擬制をしようというわけであって、言い過ぎかもしれませんが、実質主義的受益者課税の擬制を拡大し、それによって問題解決を図ろうとしているのだとすら言えそうです。これが現状です。

これに対して、信託というのは、定型的に、収益等の経済的実質的な帰属先――これは受益者です――と法律的形式的な帰属先――これが受託者です――がずれるわけです。ずらすことが信託の法的目的ですから必ずずれるわけです。そういう「ずれ」が起こるものについては、技術的代替課税という考え方は実は有用であると考えられます。従って、もっと積極的に用いるべきだと思います。

その理由は3点あります。1つは、受益者の受益の在り方が複雑化していくことへの対応という観点です。受益権のあり方は、新信託法によってさらに複雑になり得ます。たとえば、裁量信託等が可能になりました。信託の「柔軟化」「多様化」と申しましたが、今日申し上げなかった裁量信託の問題があります。或いは、私はよく「斜め切り信託」と言うのですが、信託受益権がようかんを切るように比例的に切られているわけではなくて、受益権の間に優先劣後があるとか、収益受益権と元本受益権が分かれているとか、配当受領権と議決権行使の権限とが分かれているとか、いろいろな切り方ができるようになっています。このように受益の内容が複雑化していくと、受益者の「実質的受益」への課税の貫徹が必ず困難になっていきます。ようかんを切ったような受益であれば、これはあなたの分というのはわかりやすいわけです。従って、この1切れ分をあなたに課税をします、これがあなたの実質的な受益ですということが言えたわけですが、それが非常に難しくなります。実質的受益者課税の原則の危機です。

第2点として、先ほど新法下では委託者の関与は最低限でありうるということを申しました。それから、受益者が不存在ということもあり得ると申し上げました。この委託者と受益者の2つが、いわばぐらつく中で、常に法的存在として存在する受託者は、そうであるがゆえに結節点としての堅さがあります。信託収益課税であれ、信託財産に関する資産課税であれ、その結

節点としての法的存在であり、堅さを持っていて、従って、受託者への代替課税という仕組みには信頼性があるということができます。

第３点は、受益者の代替と考える通常のパターンとは違いますが、委託者を代替する場面における当事者の意識との合致があろうと思います。先ほどの〔**事例１**〕で言えば、新しく登場する受益者Ｓは一体誰からこの受益をもらったと考えるかといえば、それは委託者Ｐであり、決して、今まで存在してきた受益者Ｑではないはずです。そういう場合に委託者を代替する受託者という発想は、当事者の認識とも合致し、従って、理解を得られやすい。

この３点、実質主義の貫徹は困難になる、委託者は結節点としての信頼性がある、そして、当事者の信頼を得やすい、これらを考えると、これからの信託税制には代替課税という考え方をもっと使っていいのではないか。代替課税という考え方は、違う言い方をすれば、より受託者をクローズアップする課税と申し上げてよいと思いますが、そう考えるといいのではないかと思います。これまでの課税は受益者がまず第１、そして、受益者がいなければ委託者という形で、できるだけ受託者に触れたくないという態度が看て取れます。それをようやく法人課税信託という形で大きな１歩を踏み出したわけです。そして、私は、さらにもう１歩ないし２、３歩を踏み出すべきであると考えております。

これはさらに進めれば､代替課税としての｢信託自体課税｣、すなわち、形式的な受託者課税の方が原則であり、それに例外が設けられるのだ、というように制度を設計し、読み解いていくという発想につながろうかと思います。

つまり、そもそも信託自体に課税をしてよい、それが原則だと考えるわけです。そして、この原則に対する例外はどういう場合かというと、２つパターンがあります。

１つは、代替課税を必要としないほど単純なつくりである場合です。現行法の受益者等課税信託というのは、まさにそういう場合を考えています。この信託財産の全部を現存する受益者全員で保有しているという単純な擬制が最も合理的だという場合は、わざわざ代替課税を考える必要はないわけです。それから、最後に申しました、新しい意味での委託者課税、信託財産というのは、実は委託者の手から離れていないと見るべきだというパターン、これも代替課税という発想を必要としない、非常に単純なつくりで対応できます。こういうものが信託自体課税、代替課税の例外になります。

第２の例外のパターンが、信託に対する課税が代替という実質を有しないパターンです。これは端的に法人類似型の法人課税信託、或いは証券投資信託型の集合信託、そういうパターンのものには代替課税という発想を入れる必要がないわけです。

これらの例外にあたる場合には単純な課税制度をつくっておいて、それ以外については、もっと受託者にポイントを当てる課税を考えてはどうだろうか。新しい税制というものをそういう形で考えていってはどうか。というのが私の考えです。

ただし、代替課税というのは、発想の問題であって、常に代替措置としての調整を必要とするというものではない。むしろ執行可能性を考慮した割り切りを常に考えられていいと思います。

例えば受益者不存在信託について、現行法でこれは一体誰の課税だということを申しましたが、これを代替課税と考えることも十分可能です。代替課税であれば、過去の法人課税分を受益者に課税し直さなくていいのかという疑問があり得ると思いますが、これは昔、『信託と課税』という本で検討しましたように、代替課税であることを前提とした各種の調整が技術的に非常に困難になるという場合は、いわば「割り切り課税」もあっていいと思います。それはどういうことかと言うと、受益者不在信託を法人課税信託とするのは、本来は将来に登場する受益者に対する代替課税だが、いったん行なった

法人課税を受益者が登場した時点で精算して課税しなおすのはあまりに面倒だから、そうはしない――結果的に信託所得に対して法人税のみが課税されることになる――のだと考えるわけです。

ただし、このように考えるならば、この課税は原則として個人所得税の代替であるから、税率は法人税率ではなくて個人税率の最高税率（比例税率）とする、というような形で、税制に一貫性を持たせることが必要とされます。信託留保収益についても同様の考え方を用いることができると思います。このように、代替課税の有用性を強調しつつも、あくまでそれは考え方の問題であると申し上げておきたいと思います。

コメントの第２点目として、新信託法の基本コンセプトと税制は本当にうまく調和しているかということも見直す必要があります。すなわち新信託法の２つ目のニーズ対応、すなわち個人資産管理のための柔軟な信託の利用が新信託法の下では期待されているわけですが、それを税制が本当にバックアップしていくことができるか、むしろ租税回避の対処へ目が行きすぎて阻害する危険性があるのではないかという懸念を持たないでもありません。

今後、恐らく信託税制は動いていかざるを得ないと思いますが、その基本的なつくりのあり方と、それから新信託法との調和ということを将来の課題として挙げて、私のつたない報告の締めくくりとしたいと思います。

参　考　資　料

信託税制の過去と未来～１９年改正の位置づけと今後の展望

神戸大学　佐藤 英明

はじめに
1. 平成19年改正の概観～何が変わったのか
2. わが国の信託税制の由来～どこから来たのか
3. 残された問題～今後の改正に望まれる方向
おわりに

はじめに
・新信託法を承けた税制改正
　新信託法への期待　新たなビジネスツールの供給
　　高齢社会における個人資産管理のためのツールの供給
　→信託の「多様化」「柔軟化」へ

1. 平成19年改正の概観～何が変わったのか

(1) 概　観

所得課税

〔旧　法〕		〔新　法〕	
本文信託の信託収益は特定した受益者のものとして課税	→	受益者等課税信託の収益は、「受益者としての権利を現に有する」受益者の収益として課税（資産・負債についても明確化）	
	→	新委託者課税信託（？）	
	→	みなし受益者課税	
本文信託で受益者不存在等の場合は委託者の収益として課税	→	受益者不存在信託（法人課税信託）＋租税回避に対処する特例措置	法律上の法人課税信託
〔　？　？　〕	→	法人類似型・法人税回避型信託は法人型課税信託（法人課税信託）	法律上の法人課税信託
特定信託（特定目的信託等）は法人課税 ＋ 導管的特別措置（利益分配を損金算入）	→	法人型課税信託（法人課税信託）＋導管的特別措置（＝導管法人型信託）	法律上の法人課税信託
投資信託等（但書信託）は収益の分配時にのみ課税	→	集合的信託は分配時にのみ課税（集団投資信託、退職年金等信託）	

資産課税

他益信託の場合、受益者は委託者から信託設定時に「受益権」を得る（贈与等＝贈与／相続・遺贈）

→ 他益信託の設定時の受益者は委託者から受益権を得る（贈与等）

→ 信託期間中の受益者の増減は、受益者間の受益権のやりとり（贈与等）として課税

⑵ 個別の課税類型について

受益者等課税信託

・受益者は「現に受益権を有するもの」に限定

・みなし受益者＝信託変更権限（他人との合意を含む）
＋信託からの受益可能性（停止条件付でも要件を満たす）

受益者不在信託

・法人課税信託の中でも特殊な類型

・受益者が存在する信託との「行き来」が焦点

・性格づけの問題～将来存在する受益者の代替課税か

法人型課税信託

・法人課税信託の純粋型は、法人類似型と法人税回避対処型

・特定目的信託等は、形式的な「法人課税信託」が狙い（導管法人型信託）

集合的信託

・従来の但書信託に対応

・法人型課税信託との区別～ポイントの一つは「合理的な課税繰延防止」

受益者の変更時の課税

・「設定時課税」の下での受益者増減の問題に対応

・「共有」の発想か

【図１－１】

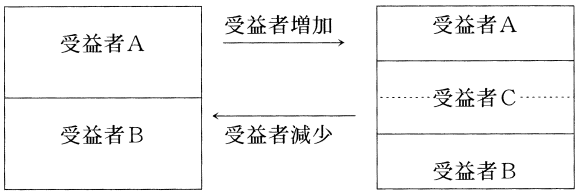

【図１－２】

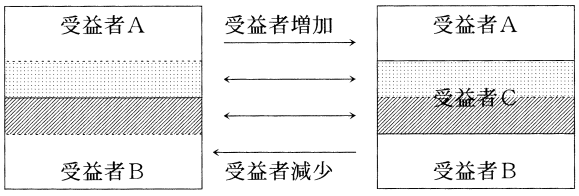

2. わが国の信託税制の由来～どこから来たのか

(1) 受益者課税の沿革

・大正11年改正で登場→その後、変更なし
「実質主義的受益者課税」

(2) 受益者不存在等の場合の課税の沿革

・大正11年法　受託者を受益者とみなした「代替課税」
・昭和15年法　委託者を受益者とみなした課税（実質主義的委託者課税）
・平成19年法　法人課税信託（受益者不存在信託）課税

(3) 集合的信託の課税の沿革

・大正12年法　「貸付信託」の例外（←運用対象に着目）
・昭和15年法　「合同運用信託」の例外（←運用手法に着目＋運用対象による判断）
・昭和26年法　「証券投資信託」を加えて但書信託へ
・平成19年法　集合的信託の例外

(4) 特定目的信託等の課税の沿革

・平成12年法　特定信託への法人課税と導管的特別措置
・平成19年法　法人課税信託（法人型課税信託）課税と導管的特別措置

(5) 資産課税の沿革

・大正11年法　設定時課税＋「準相続」にあたる贈与として扱う
・大正15年法　受益者不存在等の場合は受託者を相続財産管理人として課税（代替課税）
・昭和13年法　受益開始時課税に変更
・昭和22年法　設定時課税に変更（贈与者課税・相続税については受託者への代替課税あり）
・昭和25年法　受贈者課税へ

(6) まとめ～３つの視点

・信託課税の原則～実質的受益者課税
・受益者が少なくて困るとき（不存在・不特定）、多くて困るとき（合同運用等）
・租税回避に利用されることへの警戒

3. 残された問題～今後の改正に望まれる方向

(1) 収益留保型信託税制の必要性

【事例１】

Ｐは、遺言により、個人Ｑを受益者とする信託を設定した。信託財産は収益用資産で、この信託はＱの死亡により終了する。信託期間中、信託収益の20％のみがＱのものとされ、80％は信託に留保される。信託期間中に個人Ｒが信託契約に定められた要件を満たす会社Ｓ社を設立した場合、Ｓ社もこの信託の受益者となる。Ｓ社は、信託設定後Ｓ社の設立までの信託期間中に留保された信託収益を受け取るとともに、残りの信託期間中は信託収益の80％を受け取る。信託終了後、信託財産はＳ社に引き渡される（Ｓ社が存在しない場合は国に寄附される）。

・収益留保型信託の可能性・有用性（裁量信託などを含む）
・Ｓ社設立までの期間中の信託収益への課税方法－現行課税実務
・Ｓ社設立時の課税関係－Ｓ社は誰から受益権を得るのか
　受益者増加の場合の規定の文言／贈与者の課税（徴収）関係

【図２－１】

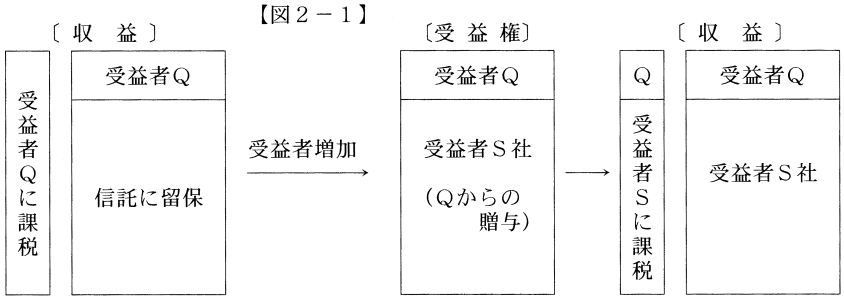

※ 信託（受託者）を結節点とする課税方式の可能性

【図２－２】

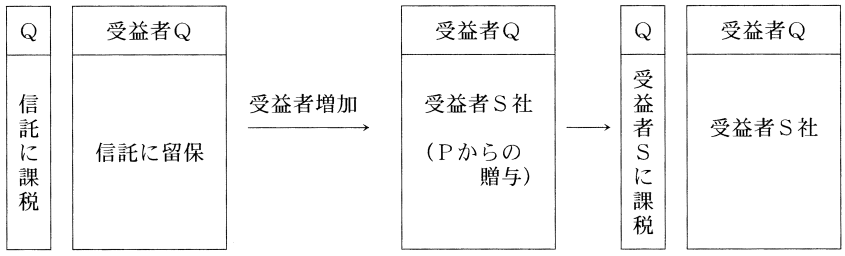

⑵ 新たな「委託者課税信託」の必要性

【事例２】

会社役員のＡは所有する株式を信託財産とし、子供のＢを受益者、Ｔ信託銀行を受託者とする信託を設定した。信託期間中、信託財産である株式に支払われる配当のうち、100万円までの部分は受益者Ｂのものとされ、残額があれば信託財産に留保される。この信託はＡの退職時に終了し、信託終了時に信託財産である株式と留保された現金は、Ａに引き渡される。

・Ａが高所得者、Ｂが低所得者の場合の、この信託のメリット
・「みなし受益者」制度による対応の問題点
・信託の存在を「否認」する制度の必要性

【参考事例】

Ｘ（個人）がＹを受益者、自己が所有する収益用不動産（減価償却資産を含む）を信託財産とし、信託期間を５年間とする信託を設定して、Ｙから「適正な対価」を得た。なお、信託終了後、信託財産は、Ｘに引き渡される。

おわりに

【参考条文】

◎所得税法

第十三条　信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

第六十七条の三　居住者が法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）の第十三条第一項（……）に規定する受益者（……）となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人（……）からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

２　前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

３（略）

４　信託に新たに受益者等が存するに至つた場合（……）において、当該信託の新たな受益者等となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であり、かつ、当該信託の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該新たに受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等であつた者から当該新たな受益者等となる者に対して贈与（……）により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

◎所得税法施行令

第五十二条

４　法第十三条第一項に規定する受益者（……）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする。

◎相続税法

第九条の二

２　受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至つた場合（……）には、当該受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与（……）により取得したものとみなす。

３　受益者等の存する信託について、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合において、適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であつた者から贈与（……）により取得したものとみなす。

財政・税制関係資料

財務省主税局

目　　次

Ⅰ．税制総論

資料①　平成21年度一般会計予算の概要（補正後）…… 3
資料②　一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移…… 4
資料③　公債残高の累増…… 5
資料④　利払費及び公債残高の推移…… 6
資料⑤　財政収支・債務残高の国際比較…… 7
資料⑥－１　一般会計税収の推移⑴…… 8
資料⑥－２　一般会計税収の推移⑵…… 9
資料⑦　主な税目の税収（一般会計分）の推移……10
資料⑧　国民負担率及び租税負担率の推移（対国民所得比）……11
資料⑨　OECD 諸国の国民負担率（対国民所得比）……12
資料⑩　OECD 諸国の租税負担率（対国民所得比）……13
資料⑪　国民負担率の内訳の国際比較……14
資料⑫　平成21年度税制改正の概要……15
資料⑬　「経済危機対策」（平成21年４月）における税制上の措置……16
資料⑭　近年の主な税制の動き……17

Ⅱ．税制各論

⑴　所得税

資料⑮　所得税収の推移（一般会計分）……18
資料⑯　個人所得課税の税率等の推移（イメージ図）……19
資料⑰　個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子２人の給与所得者）……20
資料⑱　個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子２人の給与所得者）（未定稿）21
資料⑲　給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較……22
資料⑳　所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較…23
資料㉑　上場株式等の譲渡益及び配当の課税について……24
資料㉒　少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設（案）……25
資料㉓　金融所得課税の一体化へ向けた課題……26
資料㉔　金融所得課税の一体化（イメージ）……27
資料㉕　税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）⑴……28
資料㉖　税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）⑵……29
資料㉗　税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）⑶……30
資料㉘　抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）……31

⑵　法人税

資料㉙　近年の主な法人税制改正の動向……32

資料㉚　法人税率の推移……33
資料㉛　主要国の法人税率（基本税率）の推移（未定稿）……34
資料㉜　法人所得課税の実効税率の国際比較……35
資料㉝　法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較（未定稿）……36
資料㉞　社会保険料事業主負担の国際比較（対国民所得比）（未定稿）……37
資料㉟　主要国の減価償却方法の概要……38
資料㊱　耐用年数10年の資産を定率法で減価償却した場合の国際比較……39
資料㊲　租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額……40
資料㊳　租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額（内訳）……41
資料㊴　第２回金融・世界経済サミット首脳宣言（抄）（2009年４月２日）……42
資料㊵　国際的に合意された税の基準の実施についてOECDグローバル・フォーラムにより調査された国・地域に関する進捗報告書（仮訳）……43

⑶　消費税

資料㊶　消費税の概要……44
資料㊷　消費税制度改正の歩み……45
資料㊸　付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較（未定稿）……46
資料㊹　消費税の使途……47

⑷　自動車関係諸税

資料㊺　揮発油税等の平成21年度税収の内訳……48
資料㊻　日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較……49
資料㊼　OECD環境統計－環境関連歳出と税制（抄）（環境省作成）……50
資料㊽　諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯（環境省資料）51

⑸　相続税

資料㊾　最近における相続税の主な改正……52

⑹　納税環境整備

資料㊿　納税者番号制度のしくみ……53
資料(51)　抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）……54
資料(52)　主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）……55
資料(53)　主要国における法定資料制度の概要（個人）（未定稿）……56

平成21年度 一般会計予算の概要（補正後）

一般会計歳出

・社会保障関係費（28.2兆円）、国債費（20.3兆円）、地方交付税交付金等（16.6兆円）の三大経費で全体の約6割以上を占める。

一般会計歳入

・租税及び印紙収入は5割弱にとどまる

・公債金収入は44兆円程度、公債依存度は43.0%

（単位：億円、%）

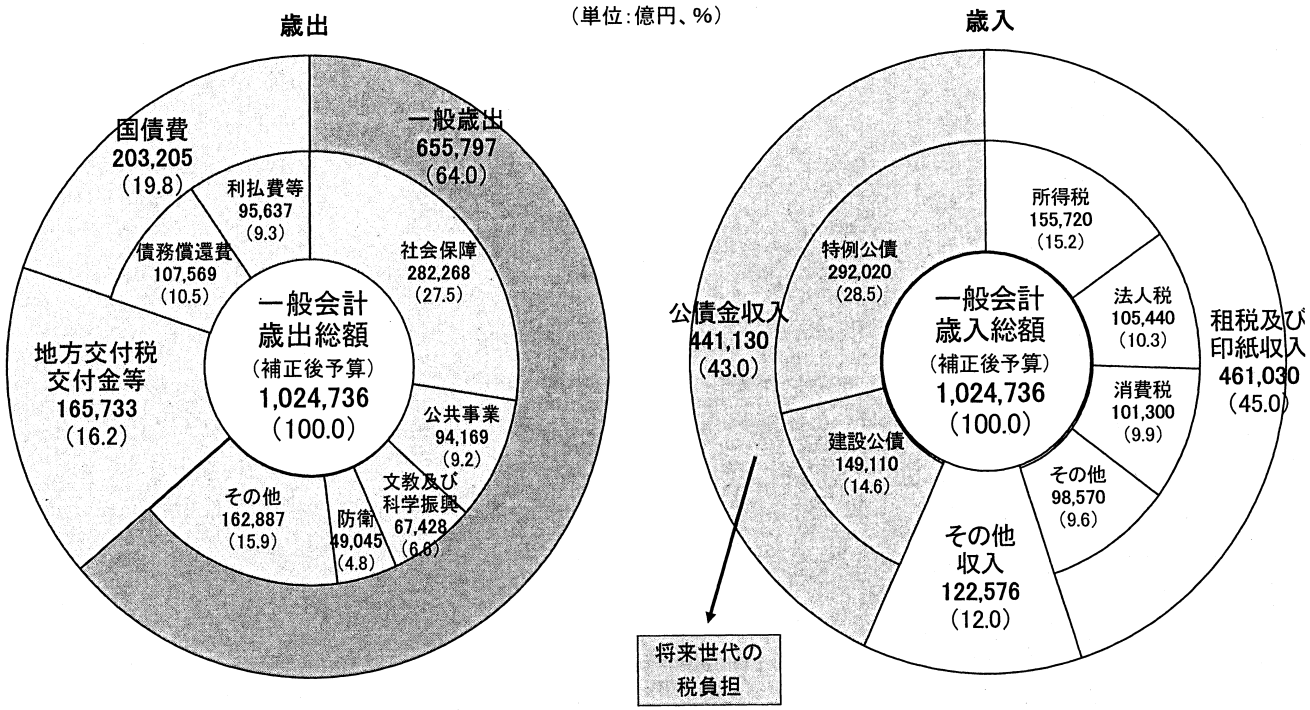

（資料②）

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

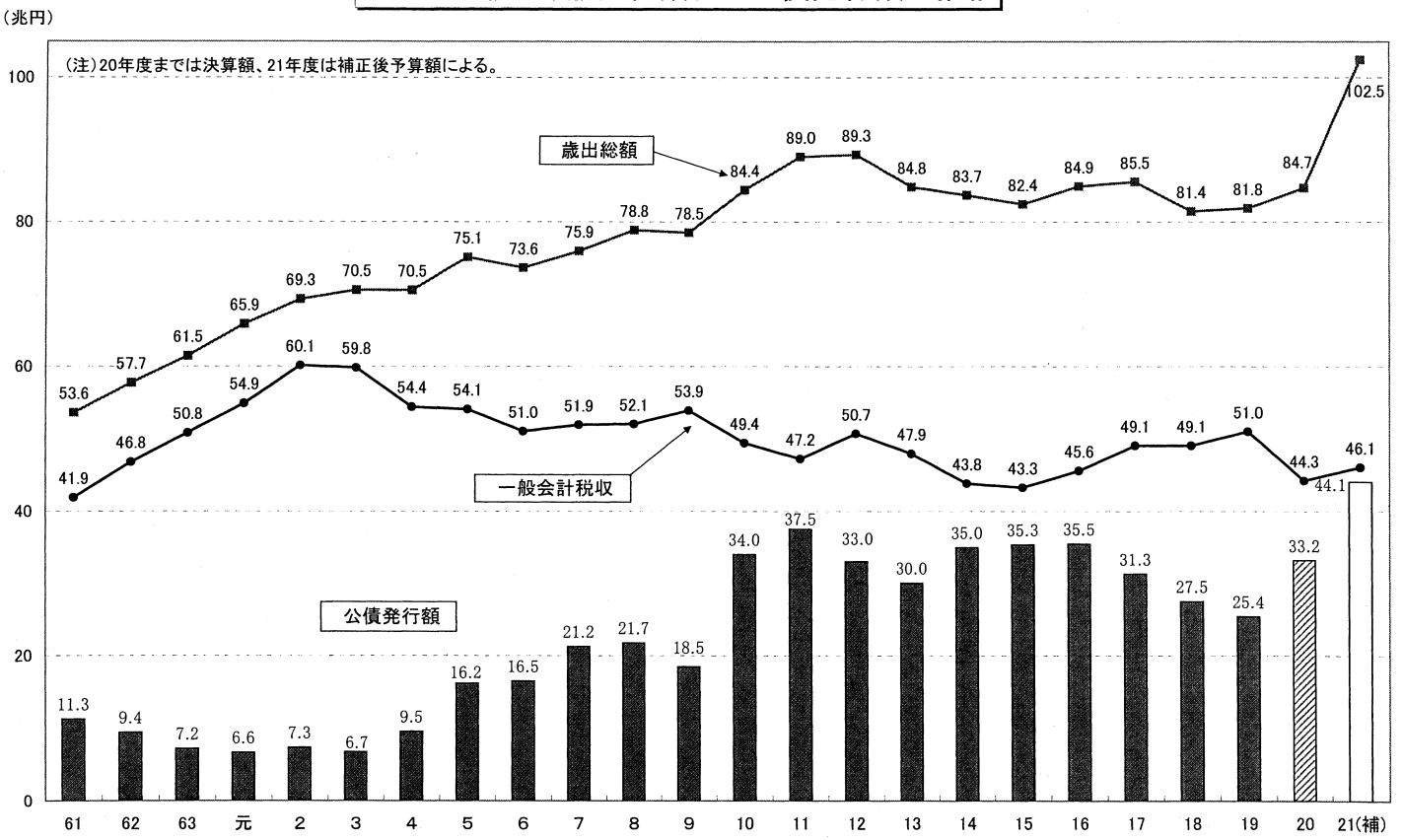

歳出に占める税収の割合（%）

61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21(補)
78.1	81.1	82.7	83.4	86.8	84.8	77.2	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3	45.0

公債残高の累増

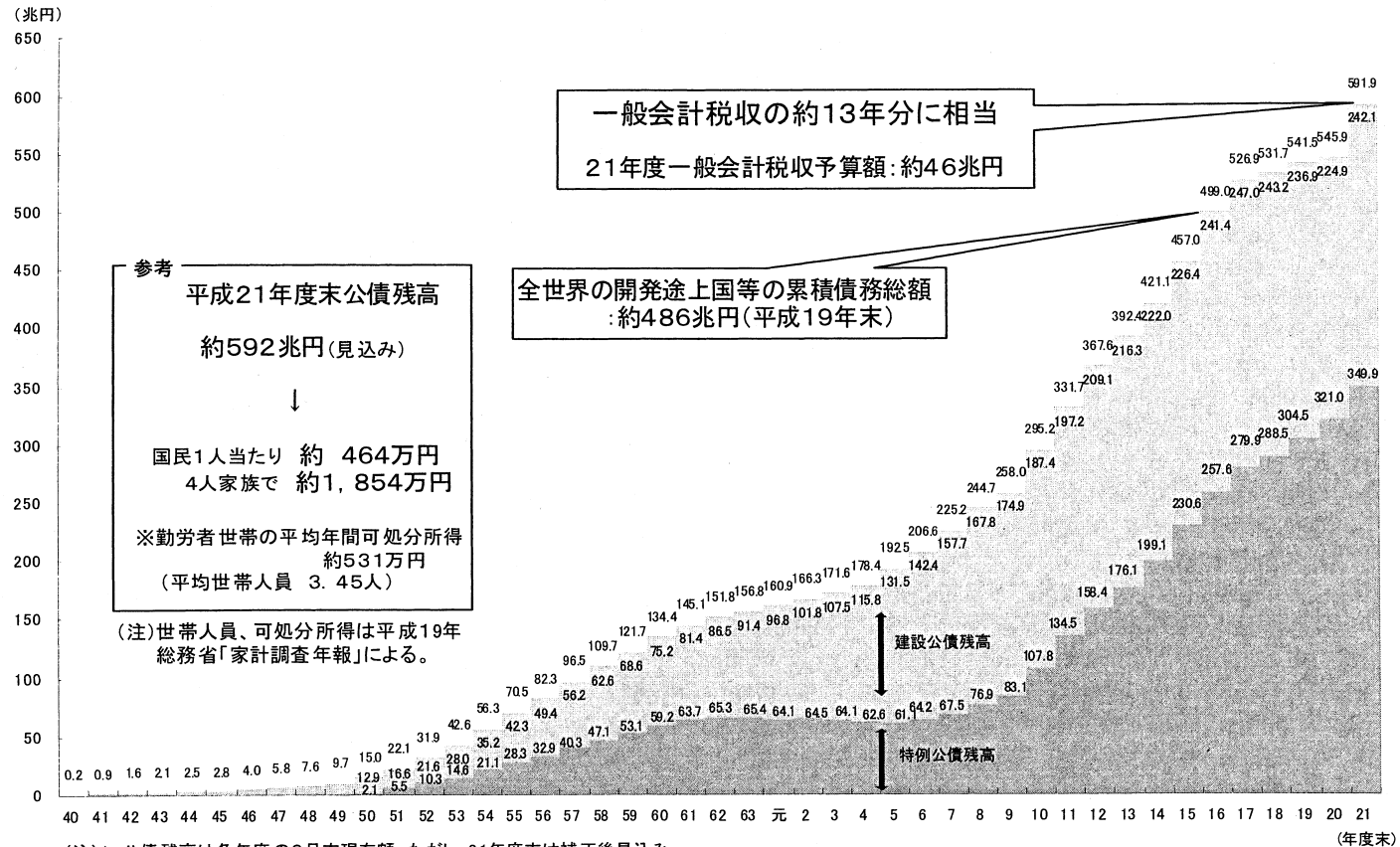

（注）世帯人員、可処分所得は平成19年総務省「家計調査年報」による。

（注）1．公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、21年度末は補正後見込み。
2．特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。
3．21年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は580兆円程度。

（資料④）

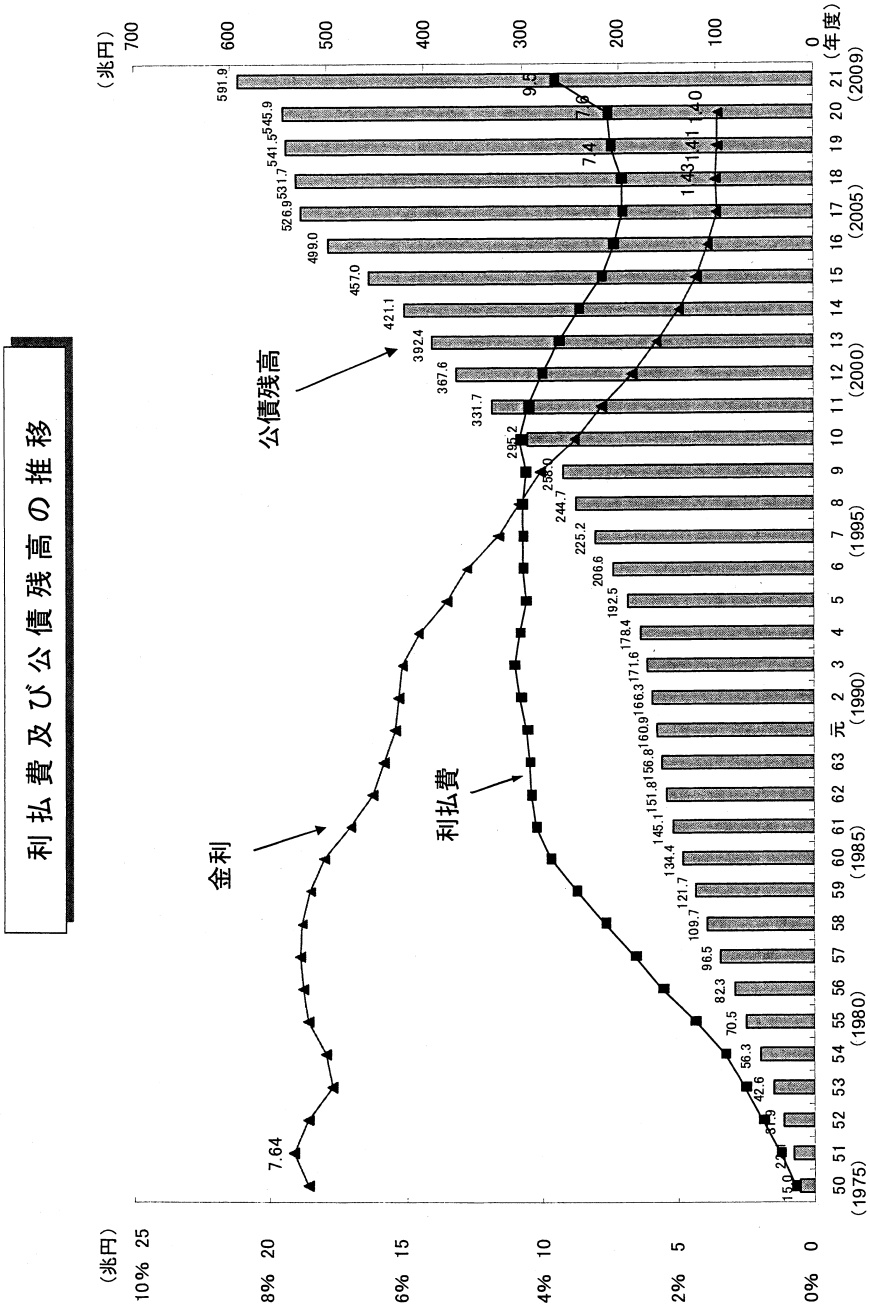

（注）1．公債残高は、各年度の3月末現在額。ただし、21年度末は見込み。
2．利払費は、20年度までは決算、21年度は補正後予算による。
3．金利は、各年度の3月末の普通国債の利率加重平均。

財政収支・債務残高の国際比較

（1）財政収支の国際比較（対GDP比）

（GDP比、%）

（暦年）	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	▲ 7.0	▲ 6.9	▲ 5.8	▲ 7.2	▲ 8.5	▲ 8.2	▲ 6.5	▲ 7.9	▲ 8.0	▲ 6.6	▲ 5.2	▲ 3.5	▲ 3.0	▲ 4.0	▲ 9.5
米国	▲ 3.9	▲ 3.1	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 0.6	0.1	▲ 2.0	▲ 5.4	▲ 6.2	▲ 5.7	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 4.3	▲ 7.2	▲ 11.2
英国	▲ 5.8	▲ 4.2	▲ 2.2	▲ 0.1	0.9	3.7	0.6	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 3.3	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 5.5	▲ 12.8
ドイツ	▲ 9.7	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 2.2	▲ 1.5	1.3	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 4.0	▲ 3.8	▲ 3.3	▲ 1.5	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 3.7
フランス	▲ 5.5	▲ 4.0	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 1.8	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 3.2	▲ 4.1	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 2.7	▲ 3.4	▲ 6.7
イタリア	▲ 7.4	▲ 7.0	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 1.8	▲ 0.9	▲ 3.1	▲ 3.0	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 4.4	▲ 3.3	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 5.3
カナダ	▲ 5.3	▲ 2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲ 0.1	▲ 0.1	0.9	1.5	1.6	1.6	0.1	▲ 4.8

（出典）OECD「エコノミック・アウトルック85」（2009年6月）
※ 計数はSNAベース、一般政府。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。仮にこれを含めれば、以下のとおり。

（暦年）	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	▲ 5.1	▲ 5.1	▲ 4.0	▲ 5.8	▲ 7.4	▲ 7.6	▲ 6.3	▲ 8.0	▲ 7.9	▲ 6.2	▲ 4.8	▲ 3.4	▲ 3.1	▲ 4.4	▲ 9.6
米国	▲ 3.1	▲ 2.2	▲ 0.8	0.4	0.9	1.6	▲ 0.4	▲ 3.8	▲ 4.8	▲ 4.4	▲ 3.3	▲ 2.2	▲ 2.9	▲ 5.9	▲ 10.2

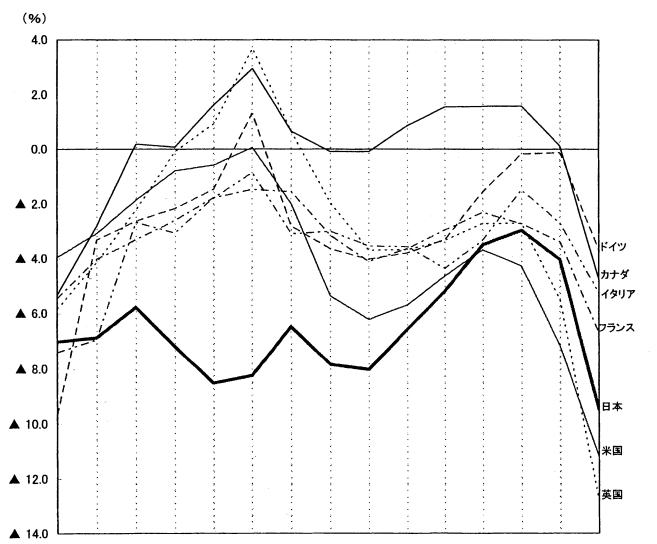

（注）日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いている。

（2）債務残高の国際比較（対GDP比）

（GDP比、%）

（暦年）	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	86.7	94.0	100.5	113.2	127.0	135.4	143.7	152.3	158.0	165.5	175.3	172.1	167.1	172.1	189.6
米国	70.7	70.0	67.6	64.5	61.0	55.2	55.2	57.6	60.9	61.9	62.3	61.7	62.9	71.1	87.4
英国	51.6	51.2	52.0	52.5	47.4	45.1	40.4	40.8	41.2	43.5	46.1	46.0	46.9	57.0	75.3
ドイツ	55.7	58.8	60.3	62.2	61.5	60.4	59.7	62.1	65.3	68.7	71.1	69.4	65.5	69.0	78.2
フランス	62.1	65.7	68.2	70.3	66.8	65.6	64.3	67.3	71.4	73.9	75.7	70.9	69.9	76.1	86.4
イタリア	122.5	128.9	130.3	132.0	125.8	121.0	120.2	119.4	116.8	117.3	119.9	117.2	112.5	114.5	122.9
カナダ	101.6	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.7	80.6	76.6	72.6	71.0	68.0	64.2	68.4	77.7

（出典）OECD「エコノミック・アウトルック85」（2009年6月）
※ 計数はSNAベース、一般政府。

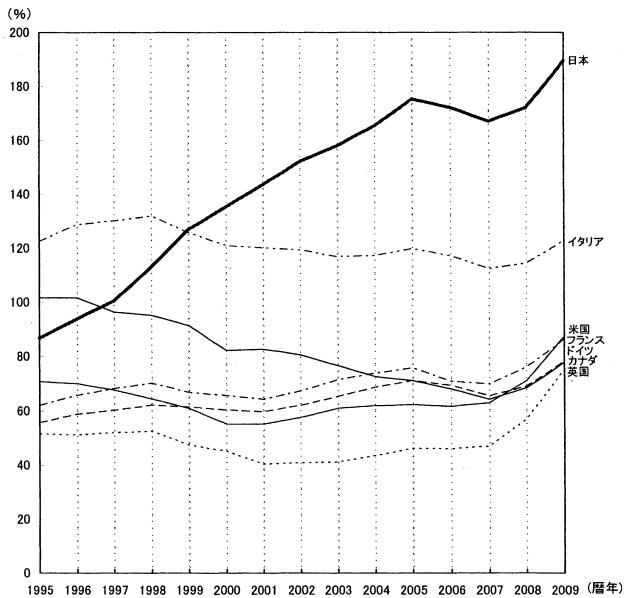

（資料⑥－１）

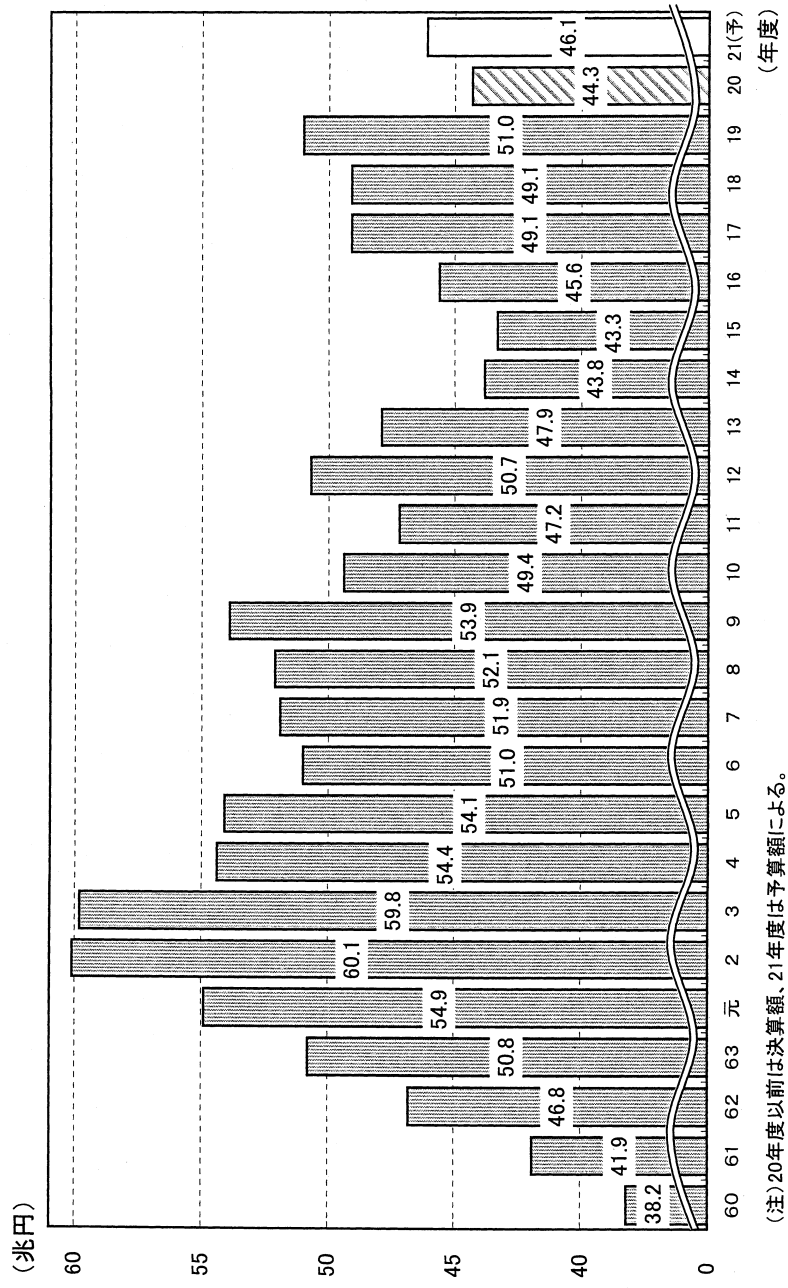

（注）20年度以前は決算額、21年度は予算額による。

一般会計税収の推移　平成19年度～

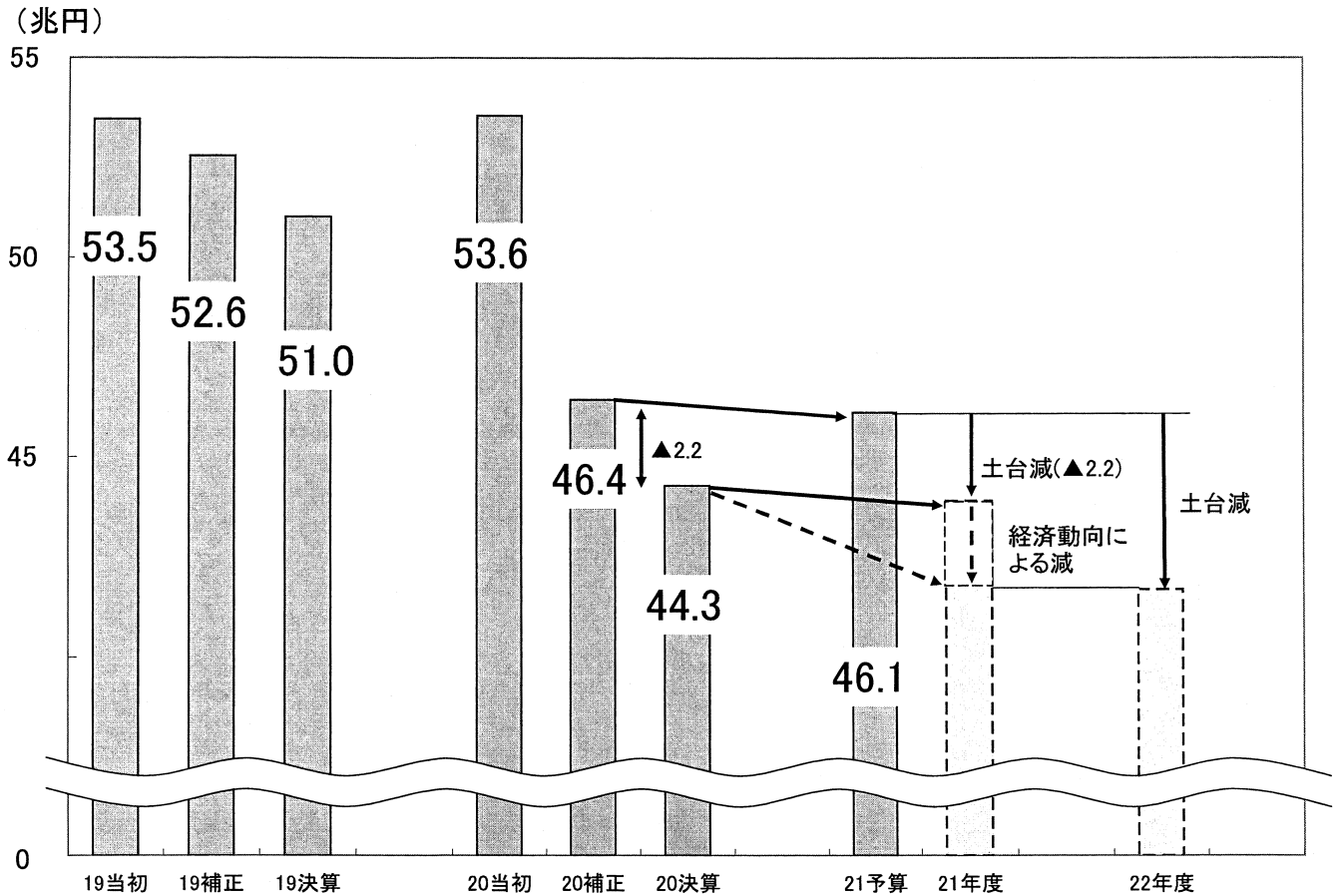

（資料⑦）

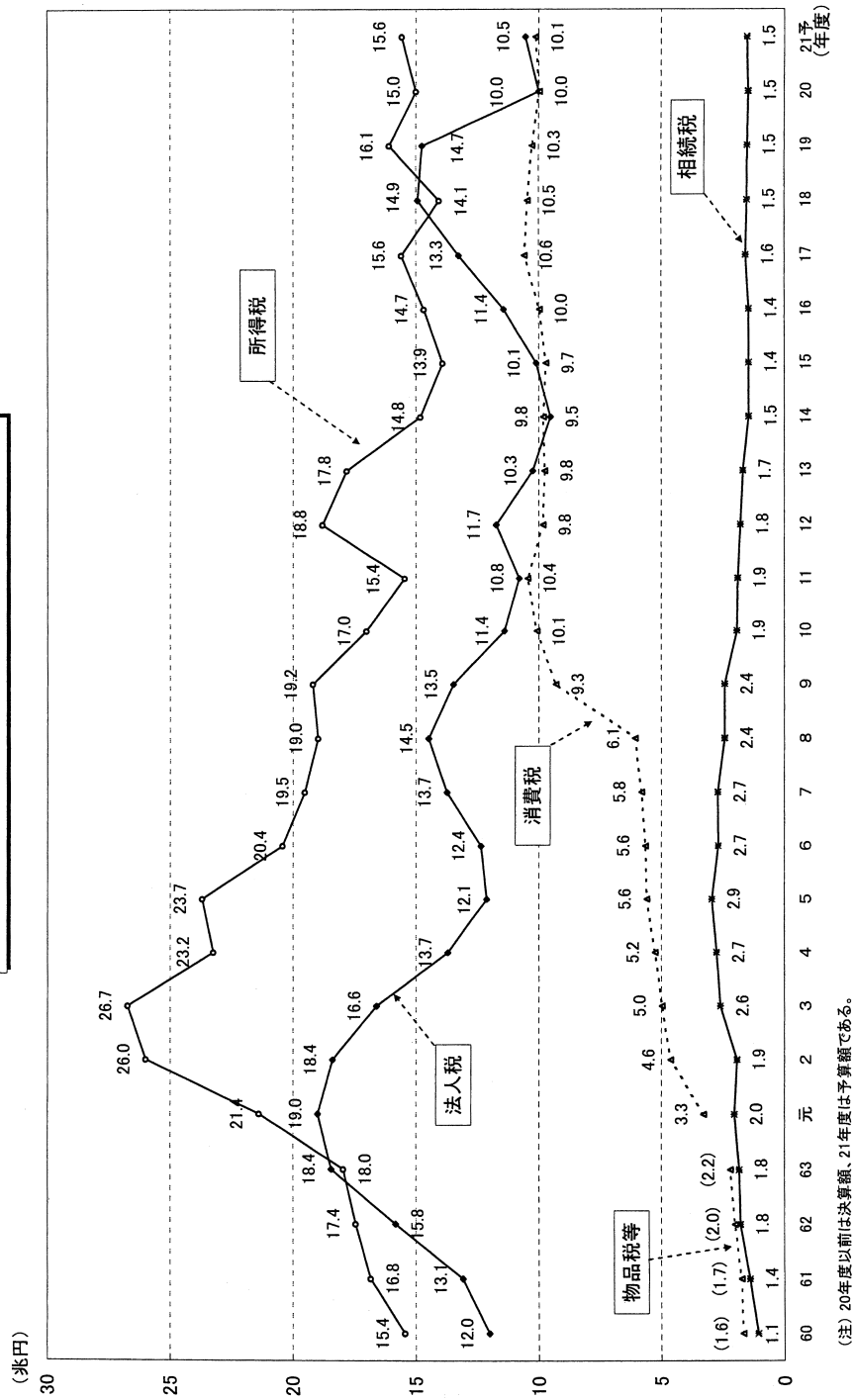
主な税目の税収（一般会計分）の推移
（兆円）
所得税
法人税
消費税
相続税
物品税等
（年度）
（注）20年度以前は決算額、21年度は予算額である。

国民負担率及び租税負担率の推移（対国民所得比）

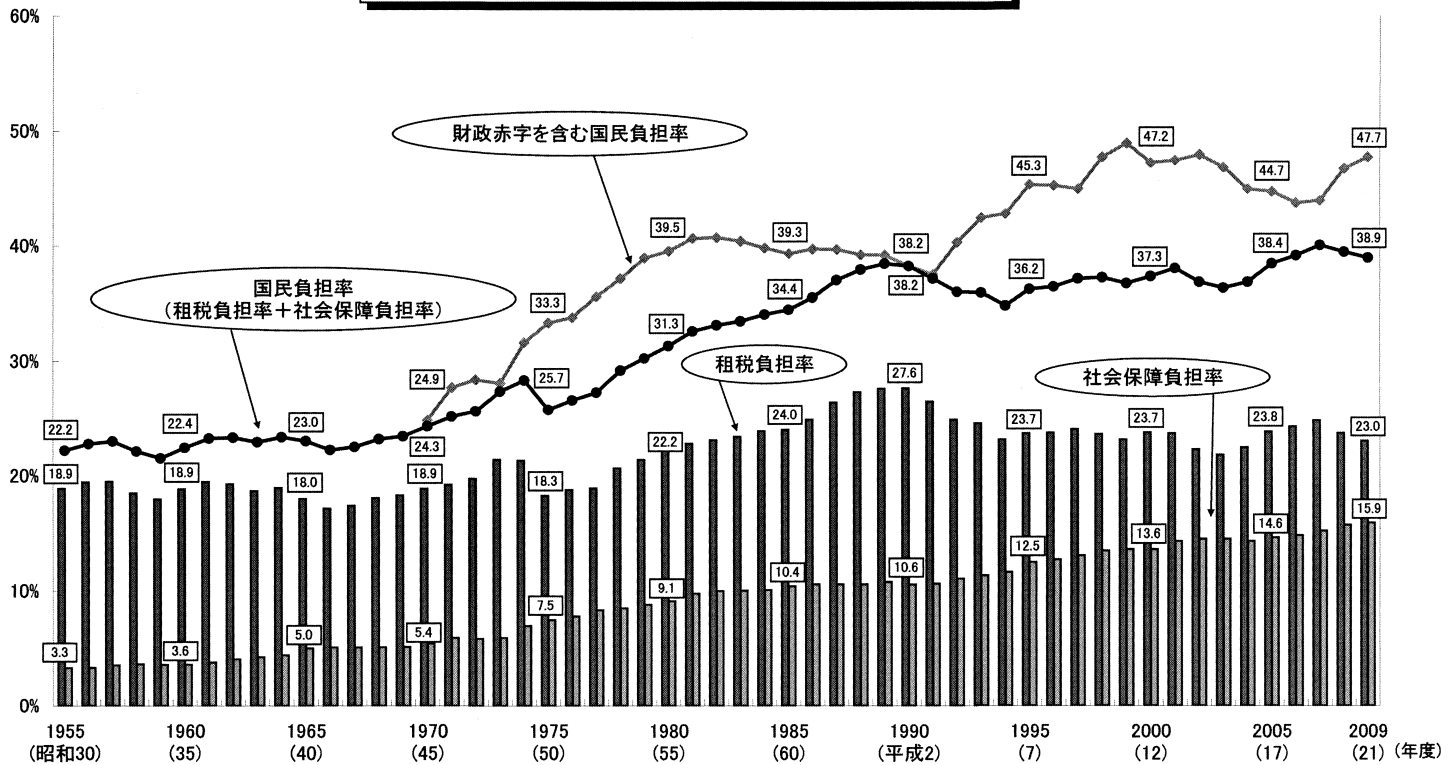

（注）1．2007年度までは実績、2008年度は実績見込み、2009年度は見通しである。
2．租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。
3．財政赤字を含む国民負担率は、1998年度は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベース、2003年度は、本四公団債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベース、2005年度は、道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響を除いたベース、2006年度、2008年度及び2009年度は、財政投融資特別会計（2006年度においては財政融資資金特別会計）から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れを除いたベースの数値である。
4．1990年度以降は93SNAに基づく計数であり、1989年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担に関する計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

（資料⑨）

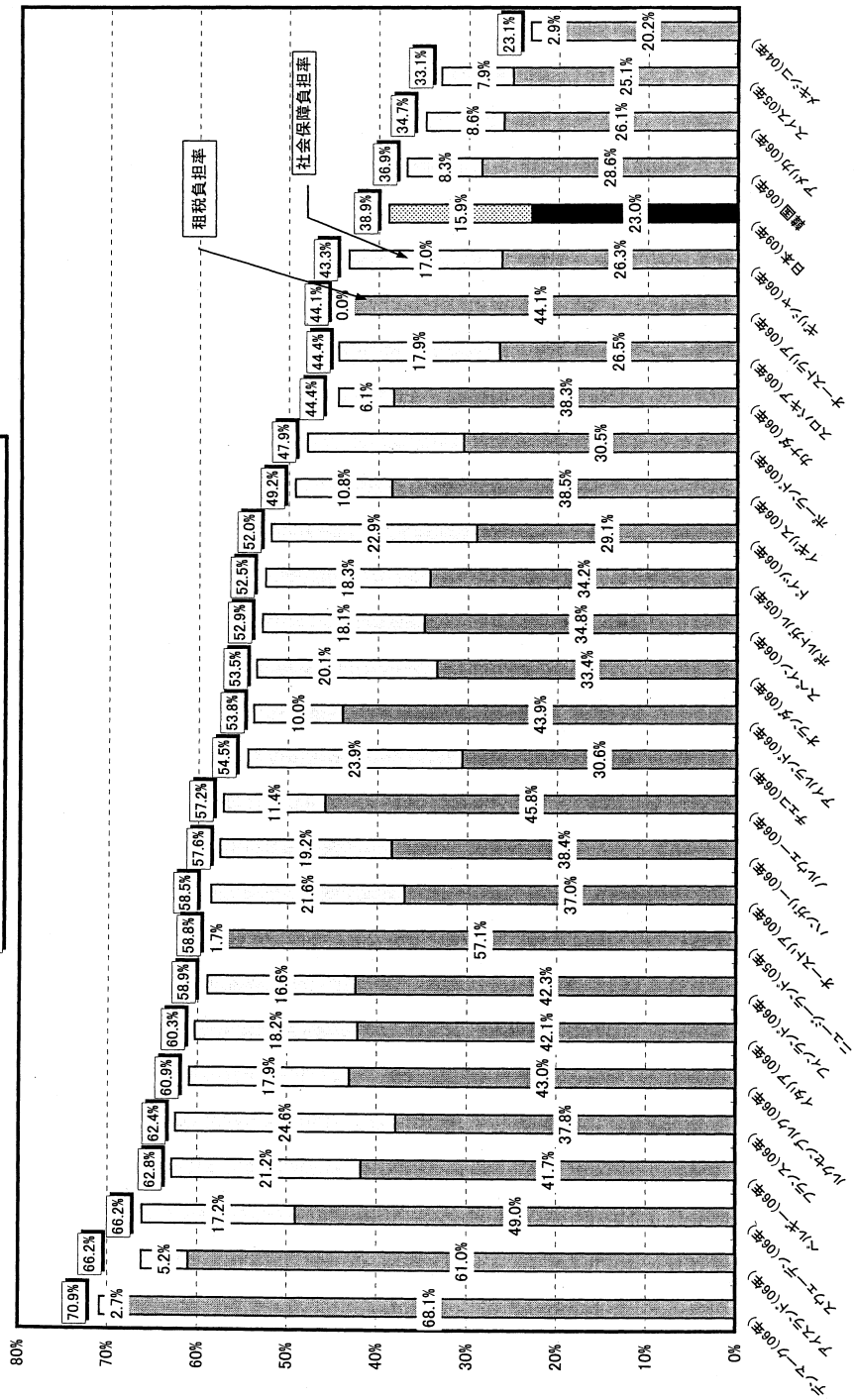

（注1）国民負担率は、租税負担率と社会保障負担率の合計。
（注2）日本の09年度の計数は見通しである。なお、最新の実績値では、租税負担率が24.8%、社会保障負担率が15.2%であり、これらを合わせた国民負担率は40.0%となっている(2007年、内閣府「国民経済計算」等)。
（注3）トルコについては、計数が足りず国民負担率が算出不能であるため掲載していない。
（出典）日本：平成21年度予算ベース、諸外国：OECD "National Accounts 1995-2006" 及び同 "Revenue Statistics 1965-2007"

（資料⑩）

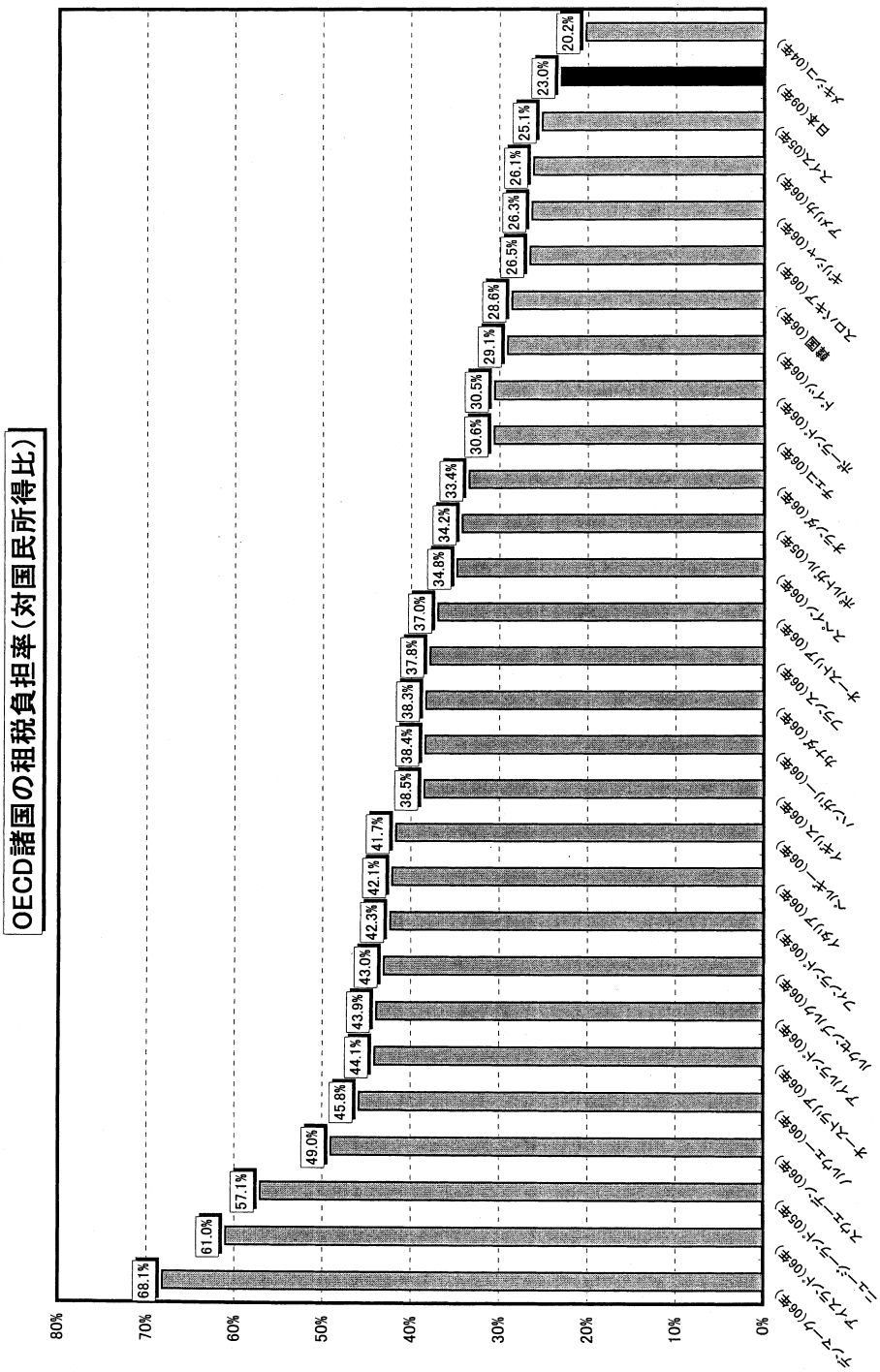

(注1)日本の09年度の計数は見通しである。
(注2)トルコについては、計数が足りず租税負担率が算出不能であるため掲載していない。
(出典)日本：平成21年度予算ベース、諸外国：OECD "National Accounts 1995-2006" 及び同 "Revenue Statistics 1965-2007"

国民負担率の内訳の国際比較

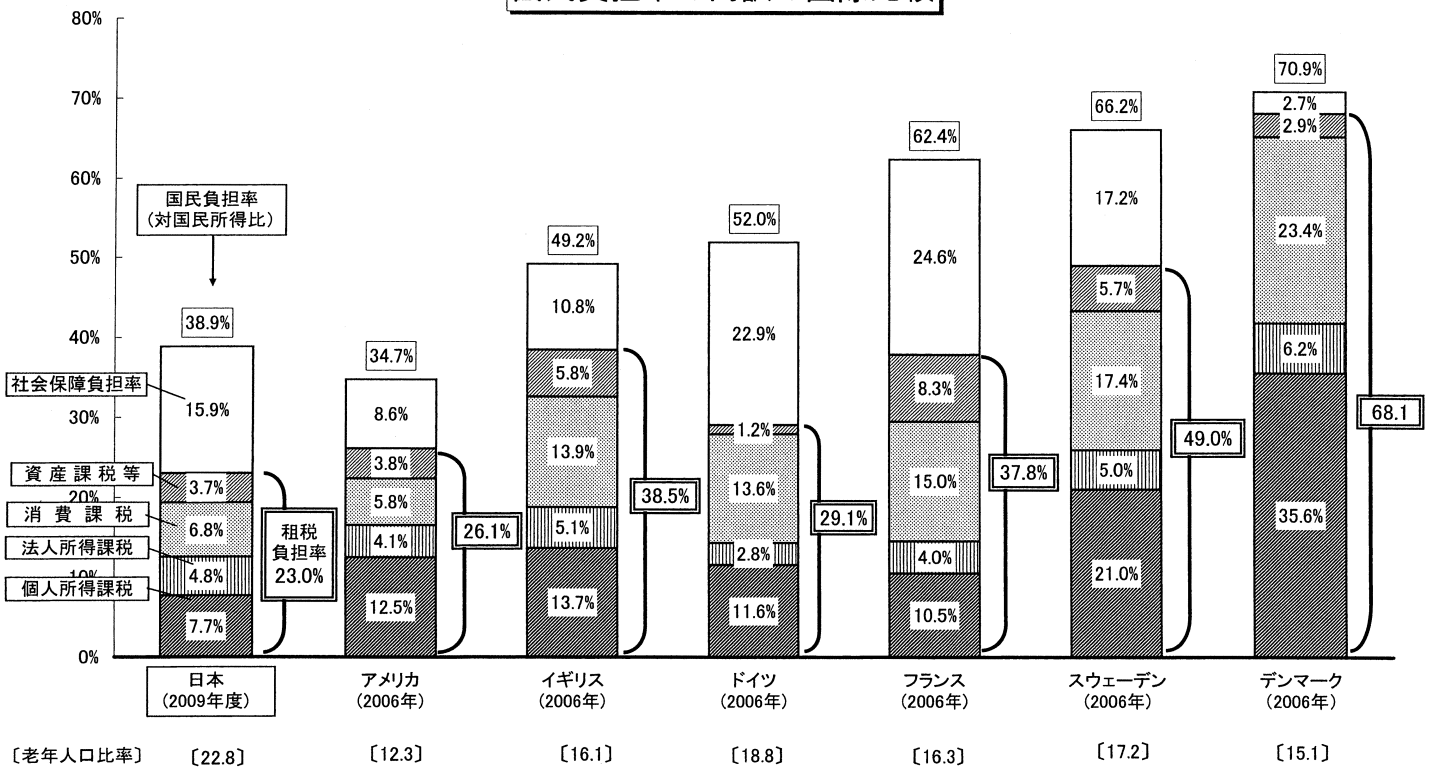

（注）1. 日本は平成21年度（2009年度）予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2007"及び同 "National Accounts 1995-2006"等による。
2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2009年の推計値（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成18年（2006年）12月推計）による）、諸外国は2005年の数値（国際連合 "World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database"による）である。

平成21年度 税制改正の概要

現下の経済・金融情勢等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税の見直しを行うほか、各種の租税特別措置について、適用期限の延長・整理合理化等の所要の措置等を講ずることとしている。

１．住宅・土地税制

○住宅ローン減税の適用期限を延長した上、最大控除可能額を500万円（長期優良住宅の場合には600万円）に引上げ
○自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や省エネ・バリアフリー改修を行う場合の税額控除制度を創設
○平成21・22年に取得する土地を５年超所有して譲渡する際の譲渡益について、1,000万円の特別控除制度を創設

２．法人関係税制

○エネルギー需給構造改革推進設備等や資源生産性の向上に資する設備等について、即時償却を可能とする措置を創設

３．中小企業関係税制

○中小法人等の法人税の軽減税率について、現行22％から18％に引下げ
○中小法人等への欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止

４．相続税制

○非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を創設
○農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の見直し

５．金融・証券税制

○上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の７％（住民税とあわせて10％）軽減税率の特例を延長

６．国際課税

○外国子会社からの配当について、間接外国税額控除制度に代えて、親会社の益金不算入とする制度を導入

７．自動車課税

○一定の排ガス性能、燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を減免する特例を創設

８．租税特別措置の適用期限の延長等

○住宅用家屋の売買等に係る登録免許税の軽減措置の適用期限を延長
○入国者が輸入するウイスキー等又は紙巻たばこに係る酒税又はたばこ税の税率の特例措置の適用期限を延長
○特定の石炭（鉄鋼、コークス及びセメント製造用）に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を延長

なお、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（平成20年12月24日閣議決定）に基づき、附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性について検討の規定を設ける

施行日：平成21年４月１日

「経済危機対策」（平成21年4月）における税制上の措置

最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、以下の措置を講ずる。

１．住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減

平成21年初から平成22年末までの間に直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、当該期間を通じて500万円まで贈与税を課さない。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする。

２．中小企業の交際費課税の軽減

資本金１億円以下の法人に係る定額控除限度額を、平成21年４月１日以後に終了する事業年度から、400万円から600万円に引き上げる。

３．研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、

① 平成21、22年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20％から30％に引き上げるとともに、

② 平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

施行日：平成21年6月26日

近年の主な税制の動き

	抜本的税制改革（昭和62・63年）	税制改革（平成6年）	定率減税等（平成10・11年）	平成15年～
【消費】	・消費税創設 （＋5.4兆円） 元年～ ・個別間接税の廃止 （▲3.4兆円） 元年～	・消費税率引上げ ・地方消費税創設 （＋5.1兆円） 9年～		・中小特例措置の縮減 （＋0.6兆円） 16年～
【個人所得】	・制度減税 税率構造の累進緩和、人的控除の引上げ、特定扶養控除の創設等 （▲5.5兆円）62年・63年～	・制度減税 税率構造の累進緩和、人的控除の引上げ、給与所得控除の引上げ （▲3.5兆円） 7年～ ・特別減税 6年 ▲5.5兆円 / 7年 ▲2.0兆円 / 8年 ▲2.0兆円	・最高税率引下げ （▲0.5兆円）11年～ ・定率減税 （▲3.5兆円） 11年～17年・18年 ・特別減税 10年（2回分） ▲4.0兆円	・諸控除の見直し 配偶者特別控除、公的年金等控除等 （＋1.1兆円）16・17年～ ・税源移譲 19年～ （国⇒地方：3.0兆円）
【法人所得】	・税率引下げ （▲0.6兆円） 62年～ （▲1.8兆円） 元年・2年～		・税率引下げ・課税ベース拡大 （▲0.4兆円） 10年～ ・税率引下げ （▲2..5兆円） 11年～	・研究開発・設備投資減税等 （▲1.7兆円） 15年～
【その他】	・相続税減税 税率構造の累進緩和、基礎控除の引上げ （▲0.7兆円） 63年～ ・株式譲渡益の原則課税化等 （＋1.2兆円） 元年～	・相続税減税 税率構造の累進緩和、基礎控除の引上げ （▲0.3兆円） 6年～		・相続税減税 最高税率の引下げ等 （▲0.2兆円） 15年～

※ 増減収額は国税及び地方税の合計（平年度ベース）

所得税収の推移（一般会計分）

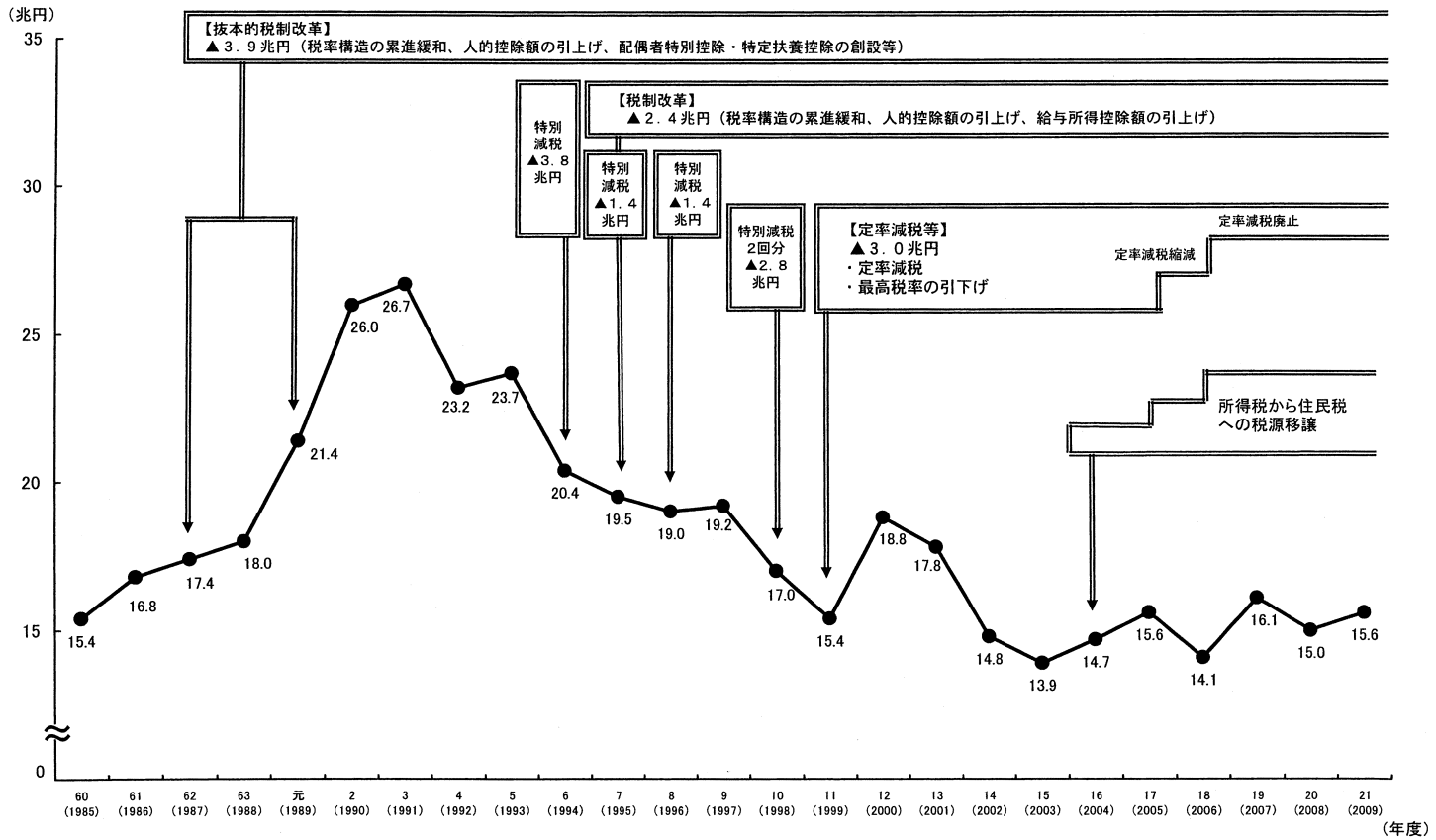

（注１）所得税収は、20年度までは決算額、21年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0．4兆円、17年度△1．1兆円、18年度△3．0兆円）後の計数である。
（注２）グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

個人所得課税の税率等の推移（イメージ図）

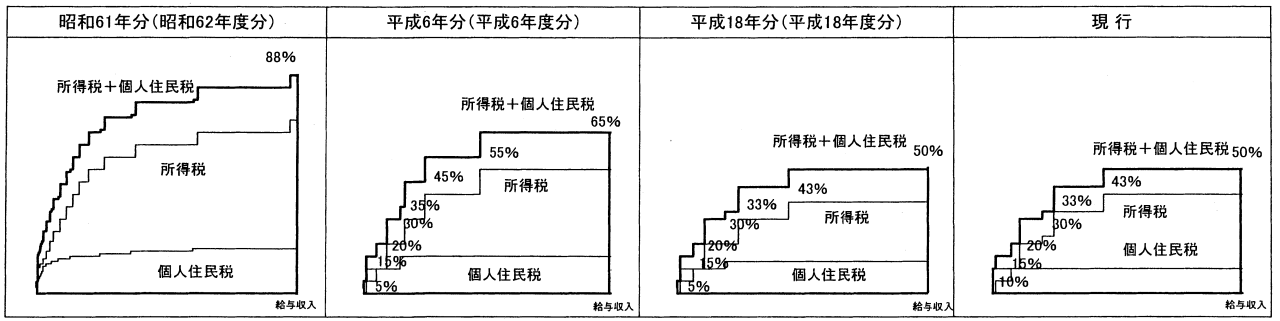

所得税の税率の推移（イメージ図）

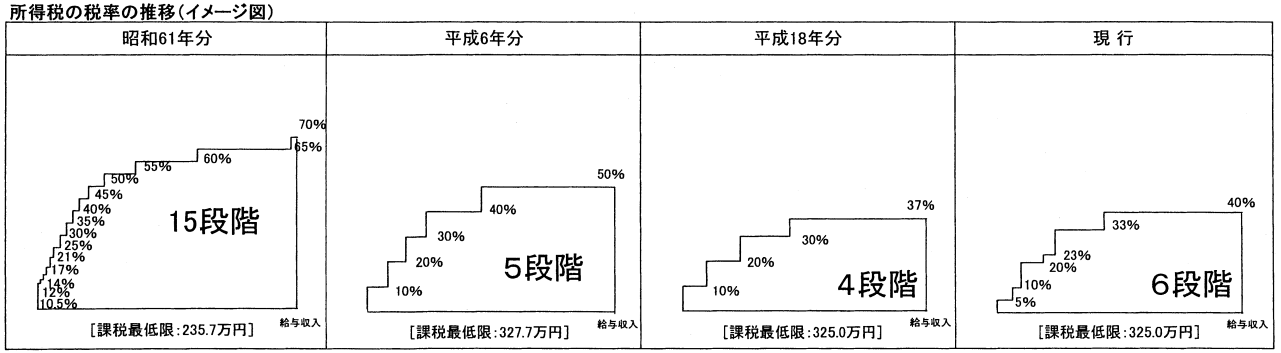

個人住民税の税率の推移（イメージ図）

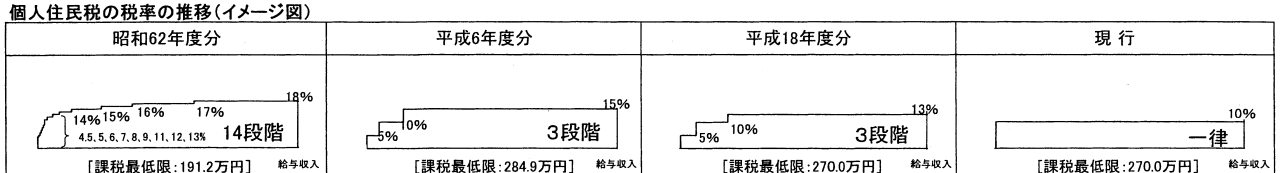

（注）1．上記の給与収入及び課税最低限は、夫婦子2人（子のうち1人は特定扶養親族に該当）の場合の数値である。

（資料⑰）

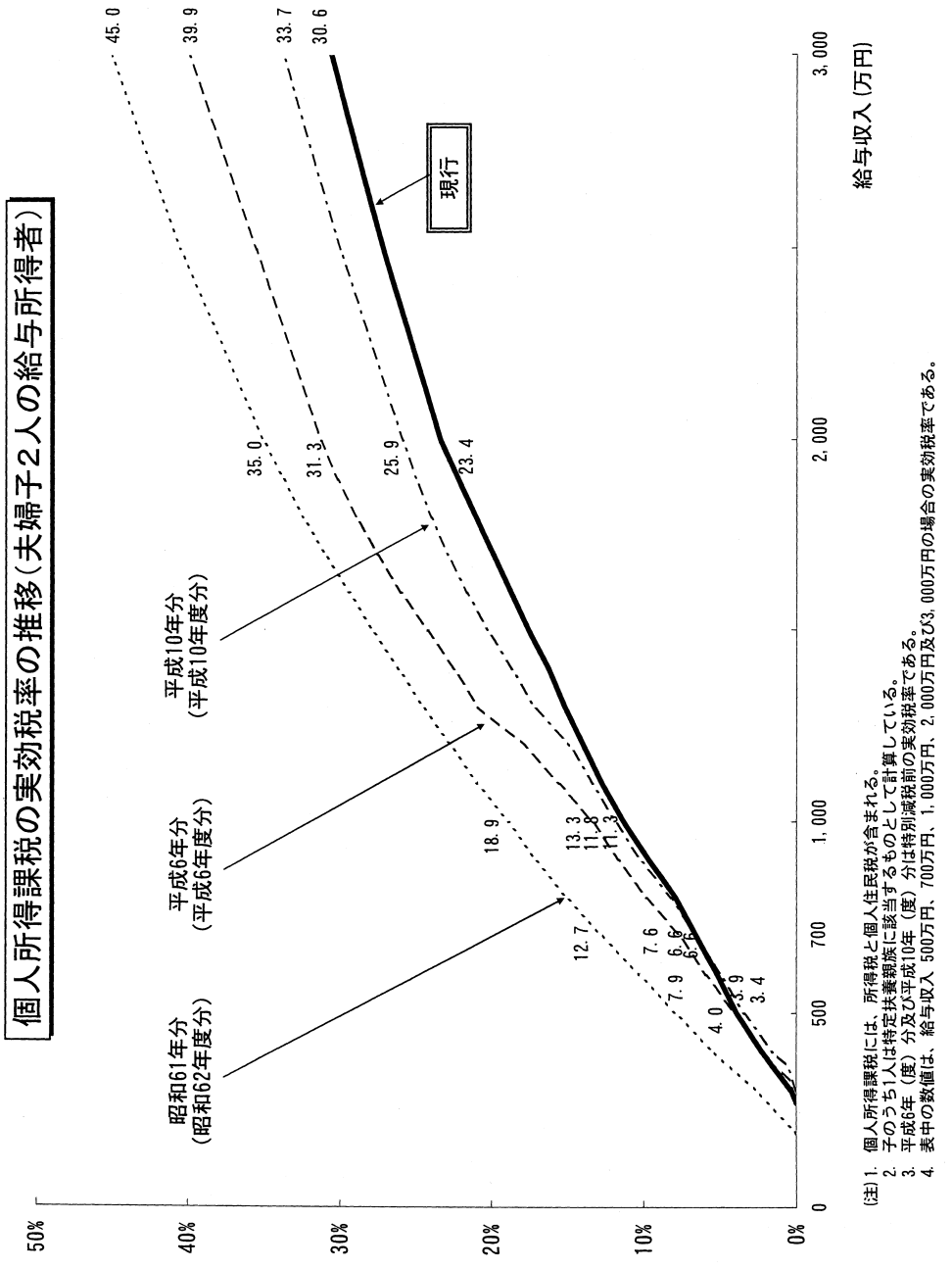

（注）1. 個人所得課税には、所得税と個人住民税が含まれる。
2. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
3. 平成6年（度）分及び平成10年（度）分は特別減税前の実効税率である。
4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

（資料⑱）

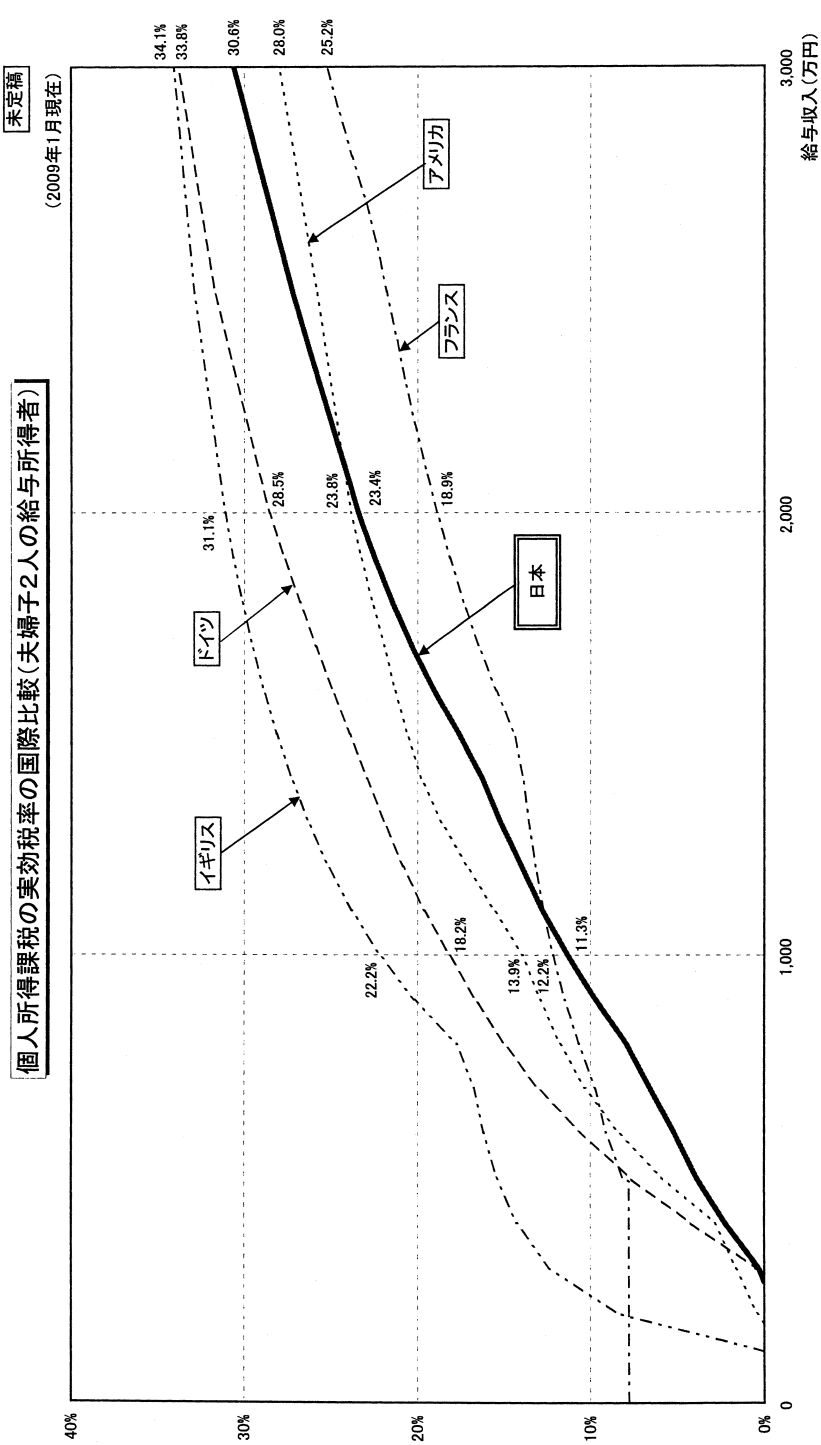

（備考）　イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、所得税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。（なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの所得税の実効税率は、21.5%（給与収入1,000万円）、31.1%（同2,000万円）、34.1%（同3,000万円）となる。）

（注）1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等（フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税（CSG）等が定率（現在、合計8%）で課されている）が含まれる。
2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度（代替ミニマム税）がある。
5. 邦貨換算レート：1ドル＝105円、1ポンド＝190円、1ユーロ＝151円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成20年（2008年）6月から11月までの間における実勢相場の平均値）。
6. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

（2009年1月現在）
（単位：万円）

【夫婦子2人の場合】

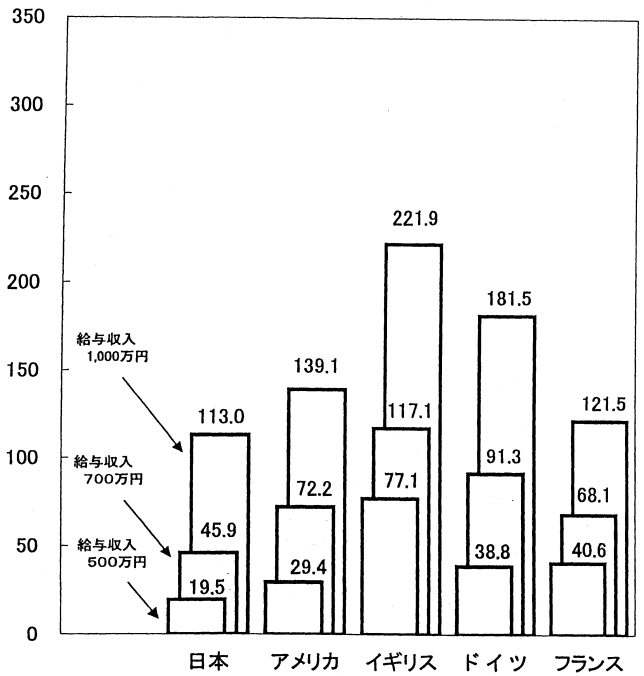

【単身の場合】

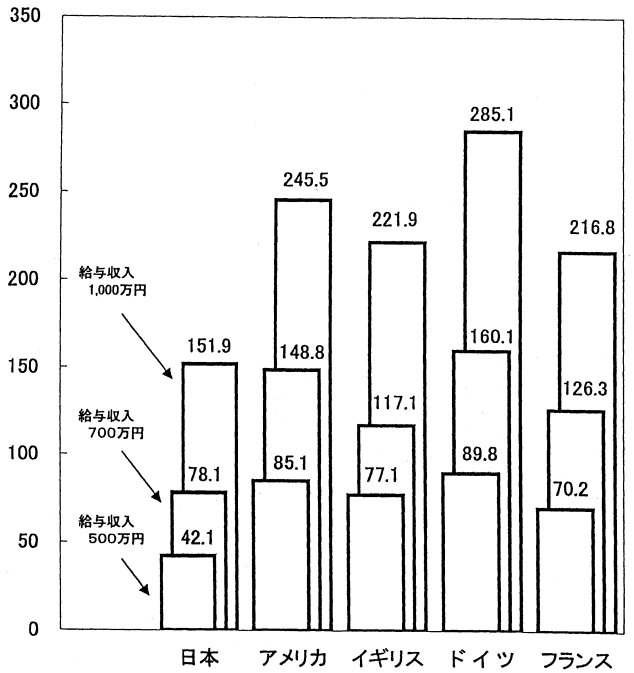

（備考）イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税負担額として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。（なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの個人所得課税の負担額は、夫婦子2人の場合、53.1万円（給与収入500万円）、106.7万円（同700万円）、214.9万円（同1,000万円）、単身の場合、77.1万円（同500万円）、117.1万円（同700万円）、221.9万円（同1,000万円）となる。）

（注）1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等（フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税（CSG）等が定率（現在、合計8%）で課されている）が含まれる。
2. 日本は夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
4. 邦貨換算レート：1ドル＝105円、1ポンド＝190円、1ユーロ＝151円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成20年(2008年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値）。

所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較

（2009年1月現在）

税率	10％以下	10％超～20％以下	20％超
日本（07年）	(80/100)	(16/100)	(4/100)
アメリカ（05年）	(27/100)	(43/100)	(30/100)
イギリス（05年度）	(14/100)	(0/100)	(86/100)
フランス（06年）	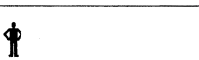 (39/100)	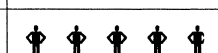 (49/100)	(12/100)

（注）1．日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。
2．諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
3．アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
4．ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
5．各国の税率構造について、日本は6段階（5・10・20・23・33・40％）、アメリカは6段階（10・15・25・28・33・35％）、イギリスは3段階（10・22・40％）、フランスは4段階（5.5・14・30・40％）である。なお、イギリスは2008年4月より2段階（20・40％）となっている。

上場株式等の譲渡益及び配当の課税について

【改正前】

<table>
<tr><th></th><th>～H20. 12</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24. 1～</th></tr>
<tr><td>税　率</td><td>10%</td><td colspan="2">【原則】　20%
【特例措置】
上場株式等の譲渡益
（500万円以下の部分）　10%
上場株式等の配当
（100万円以下の部分）　10%</td><td colspan="2">20%</td></tr>
<tr><td>損益通算</td><td>－</td><td colspan="4">上場株式等の譲渡損と配当の損益通算
H21. 1～　確定申告による対応
H22. 1～　源泉徴収口座内における損益通算を可能に</td></tr>
</table>

【改正後】

<table>
<tr><th></th><th>～H20. 12</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24. 1～</th></tr>
<tr><td>税　率</td><td>10%</td><td colspan="3">10%</td><td>20%</td></tr>
<tr><td>損益通算</td><td>－</td><td colspan="4">上場株式等の譲渡損と配当の損益通算
H21. 1～　確定申告による対応
H22. 1～　源泉徴収口座内における損益通算を可能に</td></tr>
</table>

（注）国内に恒久的施設を有しない非居住者並びに内国法人及び外国法人が支払を受ける上場株式等の配当に対する軽減税率（7%）も、平成23年12月31日まで延長 。

少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設（案）

1．　非課税対象　　：上場株式等の配当、譲渡益
2．　非課税投資額　　：毎年、新規投資額で100万円を上限　（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3．　非課税投資総額　：500万円（100万円×５年間）
4．　保有期間　　：最長10年間、途中売却は自由　（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5．　口座開設数　　：年間１人１口座　（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6．　開設者　　：居住者等　（20歳以上）
7．　導入時期　　：上場株式等の配当、譲渡益に対する20%税率の適用開始時

〈非課税措置のイメージ〉

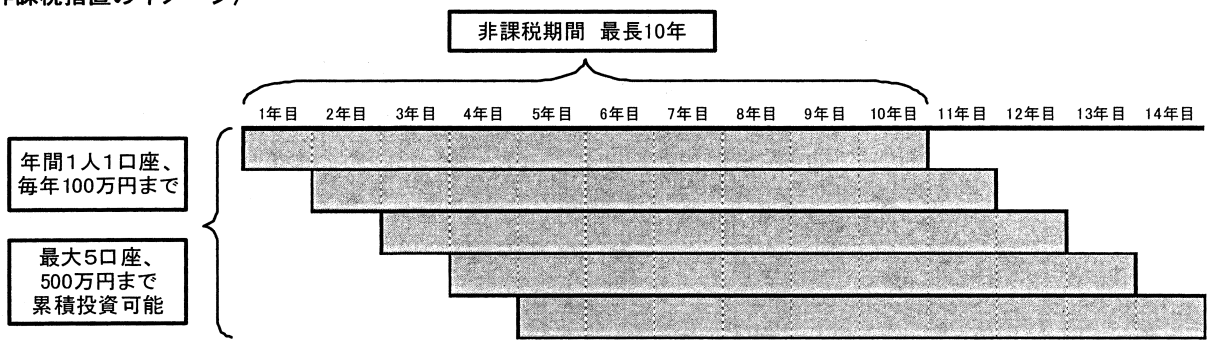

○　不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について、更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講じる。

金融所得課税の一体化へ向けた課題

○ 平成21年度税制改正の要綱（抄）　（平成21年1月23日　閣議決定）
五　金融・証券税制　（備考1）少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設
（３）なお、金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き推進する。

金融所得課税の一体化の内容
（簡素で個人投資家が投資しやすい環境の整備）

- 課税方式の均衡化（20%分離課税）
- 損益通算の範囲の拡充

上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得
平成24年1月～　20%分離課税の実現

金融所得課税の一体化の推進

【検討課題】
- 損益通算の対象となる所得の範囲〔一般投資家の投資対象となる商品の特定〕
  （例）預貯金、公社債、公社債投資信託、合同運用信託の利子、為替差損益　等
- 課税方式の変更〔源泉分離課税、総合課税 ⇒ 20%申告分離課税＋申告不要制度〕
- 特定口座を利用した申告不要制度の実現
- 適正かつ効率的な執行の確保〔納税者番号制度の導入、資料情報制度の整備〕
- 金融機関におけるシステム負担、開発期間
- 損益通算の拡大に伴う税収への影響

金融所得課税の一体化（イメージ）

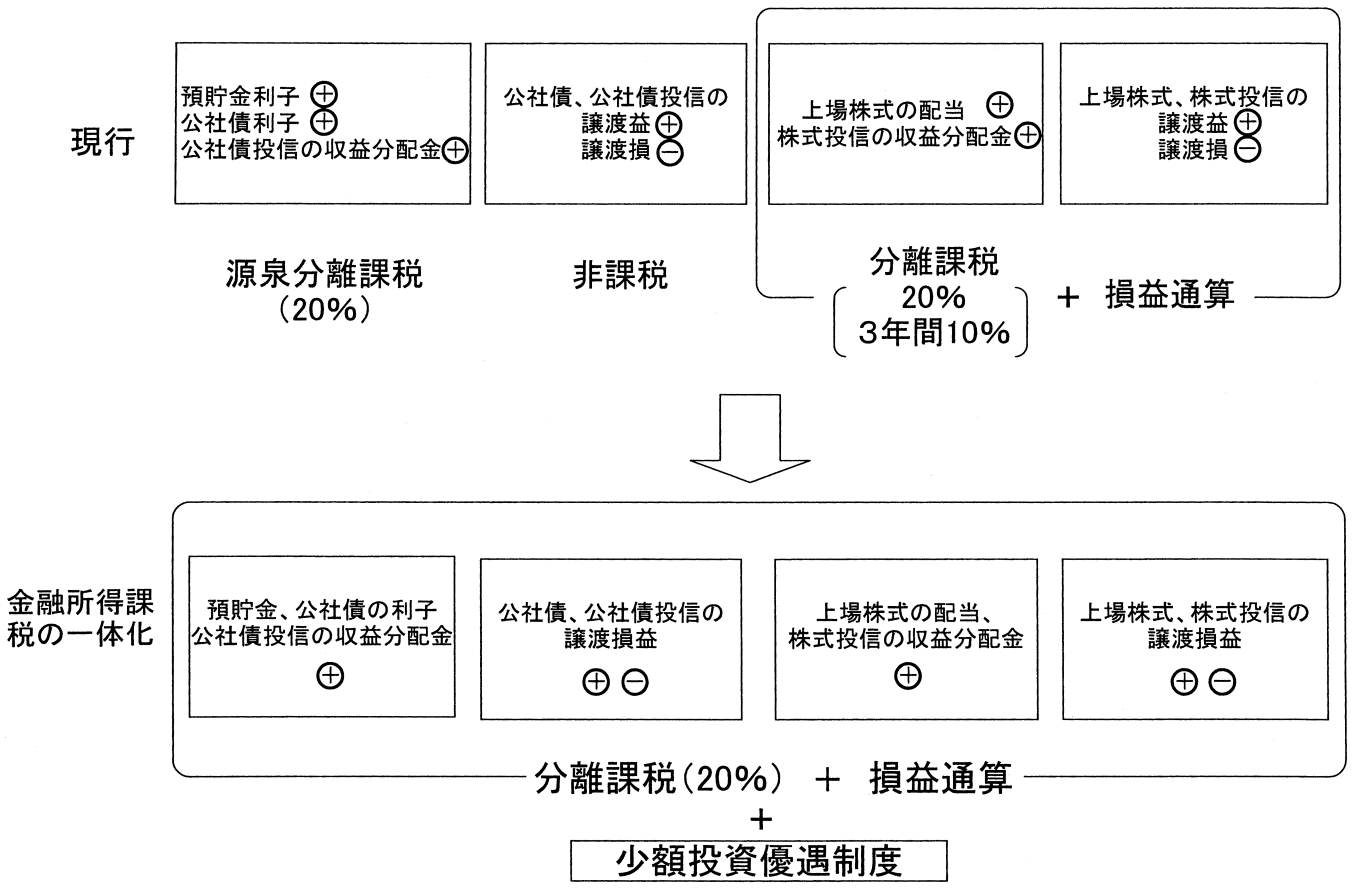

税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）

（2009 年 7 月現在）

	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス
制度名	勤労所得税額控除	児童税額控除	就労税額控除	児童税額控除	児童手当	雇用のための手当
制度導入年	1975 年	1998 年	2003 年	2003 年	1996 年	2001 年
導入の目的	○ 低所得者に対する社会保障税の負担軽減 ○ 就労・勤労意欲の向上	○子供を養育する家庭（特に中所得世帯）の負担軽減	○ 低所得者に対する支援 ○ 就労・勤労意欲の向上	○子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援	○最低限必要な生計費の保障	○雇用の創出・継続の支援
対象者（適用要件）	○低所得勤労者（投資所得が3,100ドル（約29.5万円）を超える者は対象外）	○17歳未満の子供を養育する中所得者（所得が一定額以下の者については対象外）	○16歳以上で、週16時間以上就労し、子供を養育する者 ○25歳以上で、週30時間以上就労している者 等	○原則16歳未満の子供を養育する者	○原則18歳未満の子供を養育する者	○低所得勤労者
給付の仕組み	税額から控除 （控除しきれない額を給付）		全額給付 （税額から控除せず）		全額給付 （税額から控除せず）	税額から控除 （控除しきれない額を給付）
執行機関	内国歳入庁		歳入関税庁		家族金庫	公共財政総局
給付額（控除税額）	○ 夫婦子２人の場合、勤労所得の40％（上限5,028ドル（約47.8万円）） ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 子供１人当たり原則1,000ドル（9.5万円） ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦子２人の場合、最大4,525ポンド（約62.9万円） ○ 所得が一定額を超えると減額 給付額の減額措置は、就労税額控除及び児童税額控除を一体で計算	○ 夫婦子２人の場合、最大5,015ポンド（約69.7万円）	○ 子供１人当たり1,968ユーロ（約24.6万円） ※ 児童控除（所得控除）と比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用 （中低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる）	○ 夫婦子２人の場合、勤労所得の7.7％に155ユーロ（約1.9万円）を加えた額（上限1,116ユーロ（約13.9万円）） ○ 勤労所得が一定額を超えると減額

（備考）邦貨換算レートは、1ドル＝95 円、1ポンド＝139 円、1ユーロ＝125 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 20 年(2008 年)12 月から平成 21 年(2009 年)5 月までの間における実勢相場の平均値）。

税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）

（2009 年 7 月現在）

	カナダ			韓国
制度名	GST クレジット	児童手当	就労所得手当	勤労所得税額控除
制度導入年	1991 年	1993 年	2007 年	2008 年
導入の目的	○ 低・中所得者世帯の付加価値税負担の軽減	○ 子供の貧困の解決 ○ 子供を養育する家庭の負担軽減	○ 就労・勤労意欲の向上	○ 就労・勤労意欲の向上
対象者（適用要件）	○ 低・中所得者	○ 18 歳未満の子供を養育する者	○ 低所得勤労者	○ 原則18歳未満の子供を養育する低所得勤労者（資産の総額が1億ウォン（695.4万円）以上の者、5,000万ウォン（347.7万円）以上の住宅を保有している者、もしくは、住宅を2件以上保有している者については対象外）
給付の仕組み	全額給付 （税額から控除せず）		税額から控除（注） （控除しきれない額を給付）	税額から控除 （控除しきれない額を給付）
執行機関	歳入庁			国税庁
控除税額（給付額）	○ 夫婦子２人の場合、756 C$（約 5.8 万円） ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦子２人の場合、6,593 C$（約 50.8 万円） ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦子２人の場合、勤労所得のうち 3,000 C$（23.1 万円）を超過した分の 20%（上限 1,044 C$（約 8.0 万円）） ○ 勤労所得が一定額を超えると減額	○ 勤労所得の15%（上限120万ウォン（約 8.3万円）） ○ 勤労所得が一定額を超えると減額

（注）翌年に認められることが見込まれる受益額の一定部分については、所得税額に関わらず事前に給付を受けられる。

（備考）邦貨換算レートは、1カナダドル（C$）＝77 円、100 ウォン＝6.954 円（裁定外国為替相場：平成 20 年（2008 年）12 月から平成 21 年（2009 年）5 月までの間における実勢相場の平均値）。

税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）

（2008 年 7 月現在）

	オランダ			
制度名	基礎税額控除	勤労税額控除	複合税額控除(注)	追加複合税額控除(注)
制度導入年	2001 年			2004 年
導入の目的	○ 就労・勤労促進			○ 購買力の強化 ○ 就労・勤労促進
対象者 （適用要件）	○ 全納税義務者	○ 全ての給与収入者及び自営業者	○ 12歳未満の子供を扶養する、勤労所得額が4,542ユーロ超の被用者または自営業者	○ 配偶者がいない、もしくは配偶者よりも勤労所得が低い複合税額控除の適用者
給付の仕組み	算出税額と社会保険料の総額から上記合計額を控除 （給付は行われない）			
執行機関	租税関税総局			
控除税額 （給付額）	○ 夫婦子２人の場合、4,148ユーロ（約66.8万円）	○ 夫婦子2人の場合、最大1,443ユーロ（約23.2万円）	○ 夫婦子２人の場合、112ユーロ（約1.8万円）	○ 746ユーロ（約12.0万円）

（注）オランダの複合税額控除と追加複合税額控除については、2009 年 1 月より統合されることになっている。

（備考）邦貨換算レートは、1ユーロ＝161 円（裁定外国為替相場：平成 19 年(2007 年)12 月から平成 20 年(2008 年)5 月までの間における実勢相場の平均値）。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成19年11月
政府税制調査会

第２　各論

１．個人所得課税

⑺ いわゆる「給付つき税額控除」（税制を活用した給付措置）の議論

近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。

国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような視点から議論を行っていくことには意義がある。

他方で、今後議論すべき課題も多く残されている。まず、この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある。この制度については、以上を踏まえ、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要がある。

近年の主な法人税制改正の動向

		平成10年度～平成12年度（98年～00年）	平成13年度（01年）	平成14年度（02年）	平成15年度（03年）	平成16年度（04年）	平成17年度（05年）	平成18年度（06年）	平成19年度（07年）	平成20年度（08年）	平成21年度（09年）
法人税改正内容	法人税率	10法人税率の引下げ 37.5⇒34.5% 11法人税率の引下げ 34.5⇒30%									○中小法人等の軽減税率の引下げ（2年間） 22 ⇒ 18%
	課税ベース等	10適正化（賞与引当金の廃止等、減価償却の見直し等）		○適正化（退職給与引当金の廃止、受取配当等の益金不算入制度の見直し等）	○研究開発、設備投資減税の集中・重点化	○欠損金の繰越期間の延長 ○連結付加税の廃止	○企業再生関係税制の整備	○研究開発税制の見直し等	○減価償却制度の見直し ○中小企業関連税制の充実（同族会社の留保金課税の見直し等）	○研究開発税制の拡充等 ○中小企業関連税制の充実	○研究開発税制の拡充 ○省エネ・新エネ設備等の即時償却制度（2年間）の導入 ○中小企業関連税制の充実（中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止等）
		11株式交換等に係る課税の特例の創設 12金融商品に対する時価評価等の導入	○企業組織再編税制の創設	○連結納税制度の創設				○会社法の施行に伴う税制の整備	○三角合併等に対応した企業組織再編税制の見直し ○信託税制の整備	○公益法人制度改革に対応した税制の整備	
備考	関連する制度改正	11株式交換・株式移転制度の導入 12金融商品に対する時価評価の導入	○会社分割法制の創設					○会社法の施行 ○会社法対応の企業会計の導入	○信託法の改正	○新しい公益法人制度の施行（20年12月1日）	

法人税率の推移

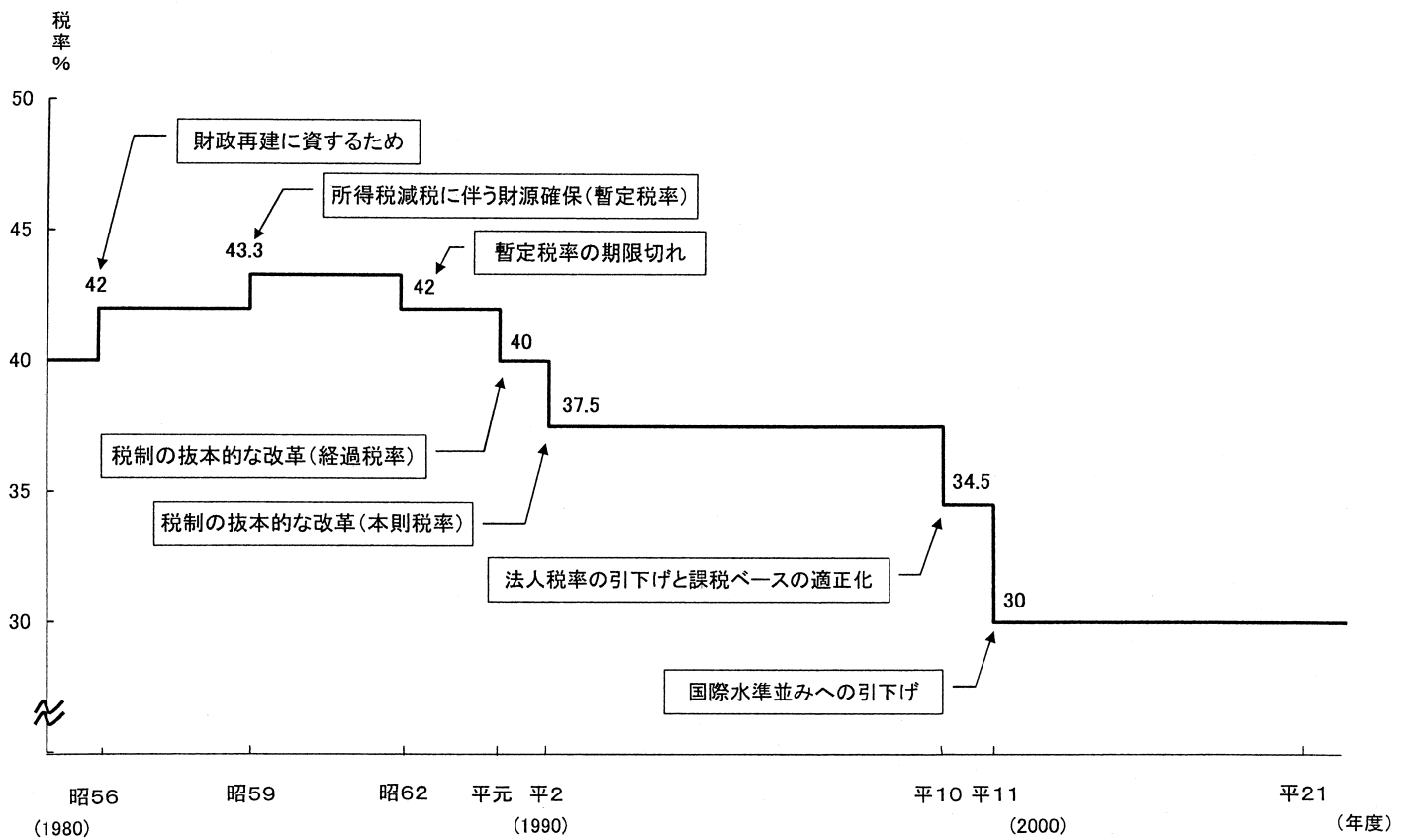
税率%
50
45
40
35
30
財政再建に資するため
所得税減税に伴う財源確保（暫定税率）
暫定税率の期限切れ
42
43.3
42
40
37.5
34.5
30
税制の抜本的な改革（経過税率）
税制の抜本的な改革（本則税率）
法人税率の引下げと課税ベースの適正化
国際水準並みへの引下げ
昭56
(1980)
昭59
昭62
平元 平2
(1990)
平10 平11
(2000)
平21
（年度）

（資料㉛）

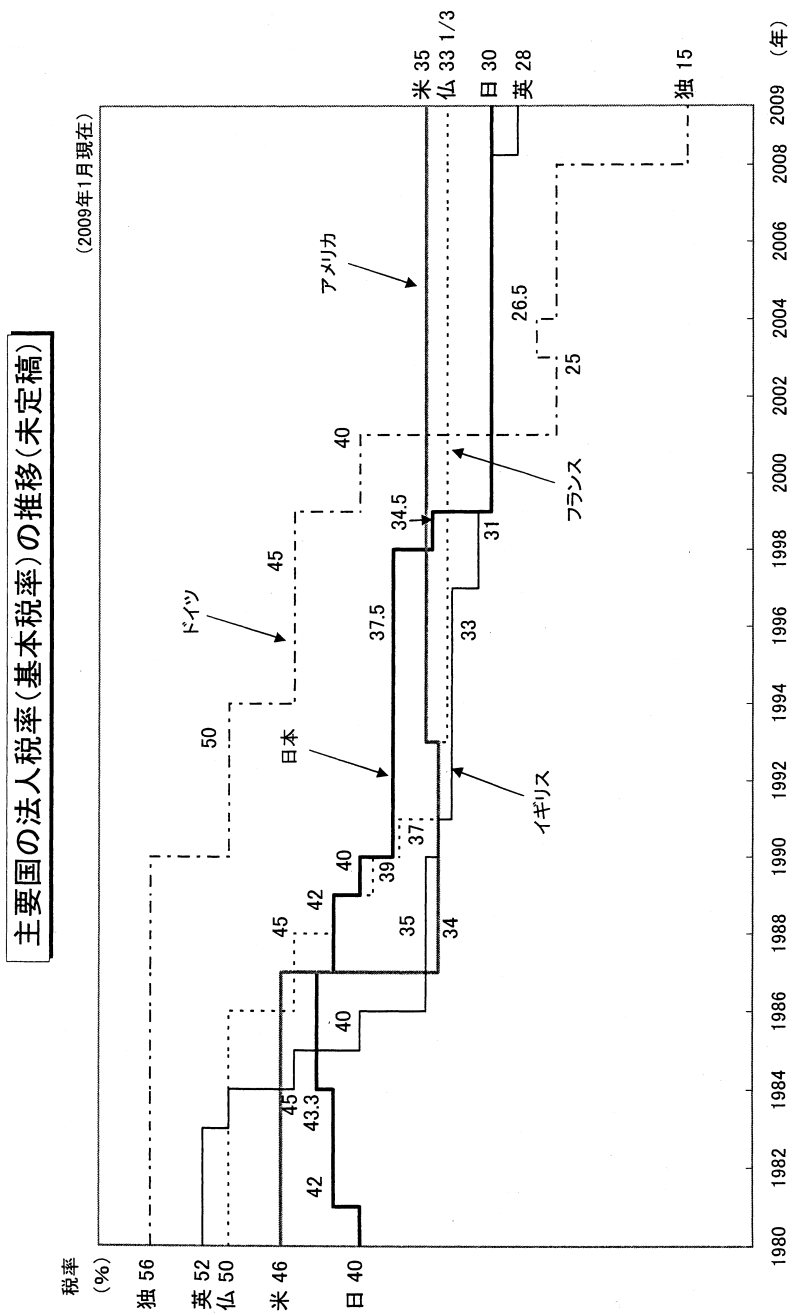

（注1）日本、ドイツ及びフランスについては留保分に係る税率の推移を示している。
（注2）上記は国税について示している。なお、上記のほかに、日本では事業税及び住民税、米国では州法人税、州付加税及び市法人税、ドイツでは連帯付加税（連邦税）及び営業税（市町村税）、フランスでは年間売上高763万ユーロ以上の法人に対し法人利益社会税が課されるほか、法人概算課税及び臨業税（地方税）が課される。

法人所得課税の実効税率の国際比較

（2009年1月現在）

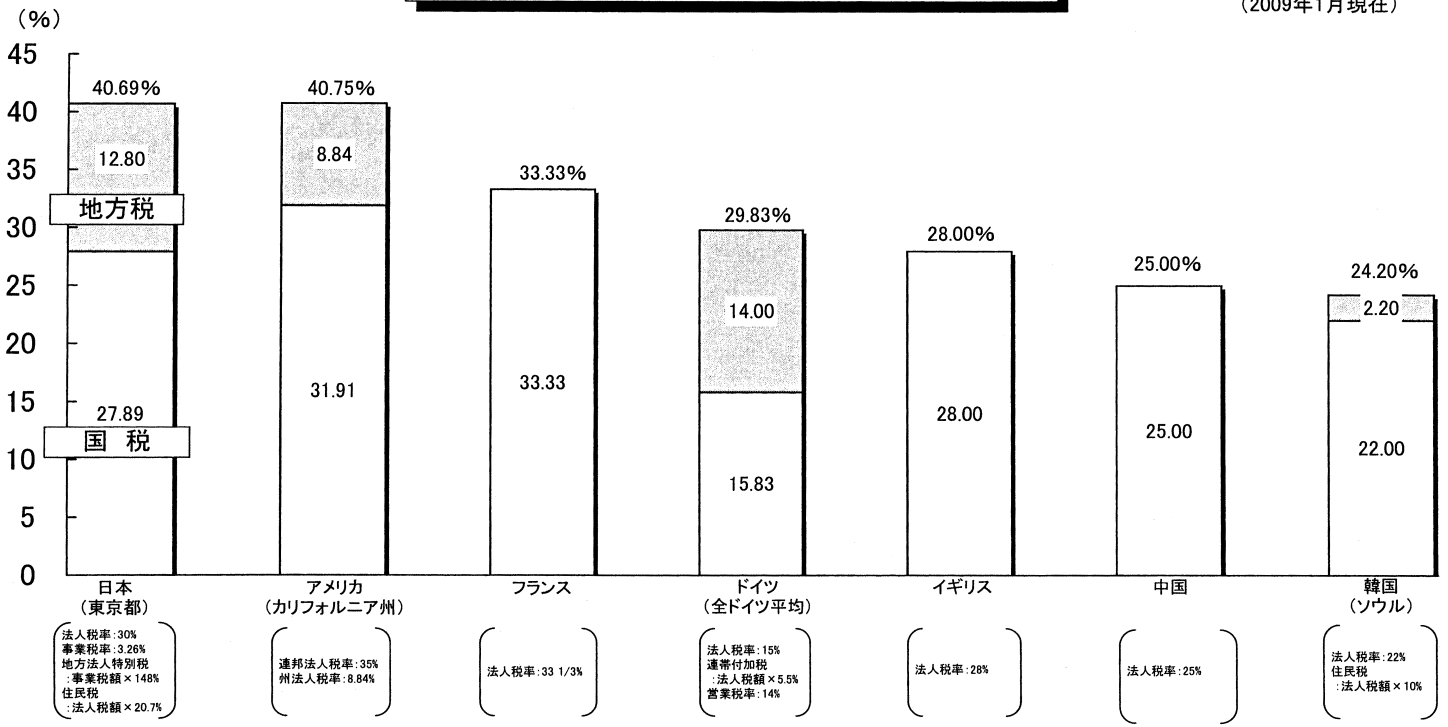

（注）1．上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2．日本の地方税には、地方法人特別税（都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される）を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3．アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税（7.1%、付加税［税額の17%］）・市税（8.85%）を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4．フランスでは、別途法人利益社会税（法人税額の3.3%）が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない）。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税（地方税）等が課される。
5．ドイツの法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦財務省の発表内容に従い、賦課率400%（2007年の全ドイツ平均値）に基づいた場合の計数を表示している。
6．中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税（原則として60:40）である。
7．韓国の住民税においては、上記の所得割のほかに資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。

法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較

未定稿

（2008年7月現在）

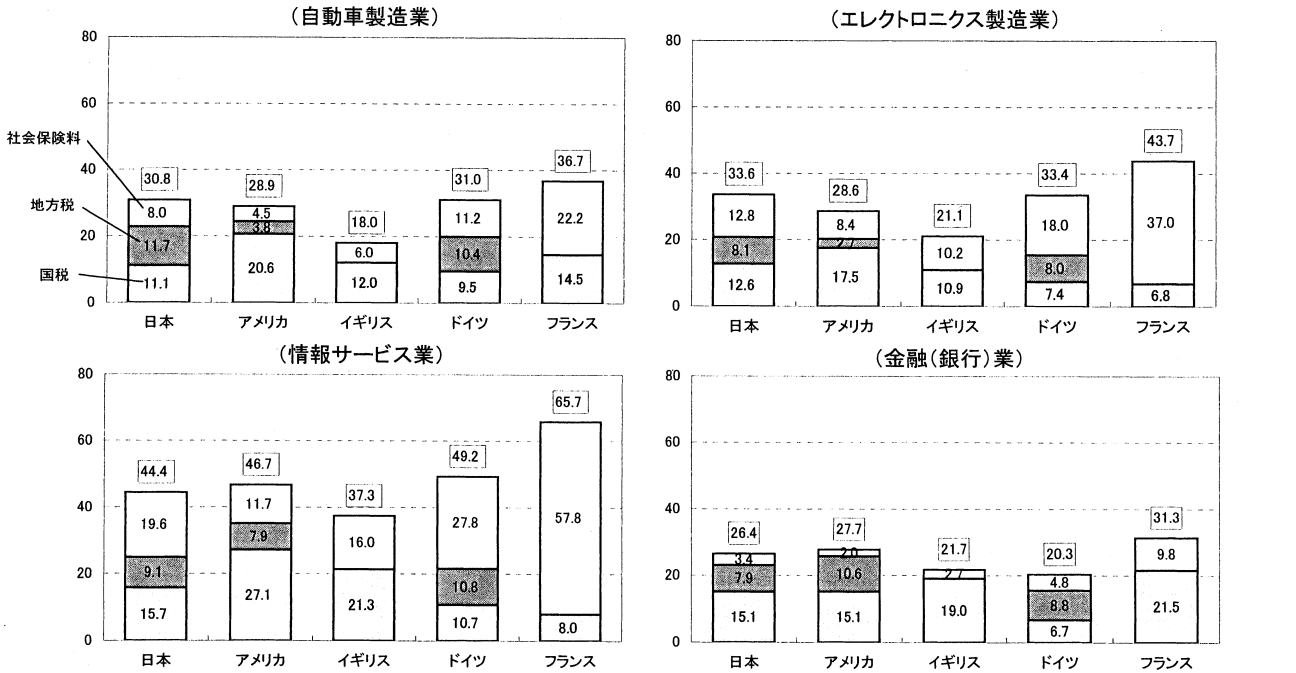

※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費を推計すると、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.6%となる。

【調査手法について】

○ 財務省の委託によりKPMG税理士法人が2006年3月時点の制度に基づき試算し、各国におけるその後の制度変更を踏まえて、財務省において2008年7月時点の制度に基づき更新。

○ 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保障負担の[税引前当期利益＋社会保障負担](総売上から社会保障負担以外の費用を引いた額に等しい値)に対する比率を国際比較したもの。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。

○ モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びテネシー州（自動車製造業）、カリフォルニア州及びニュージャージー州（エレクトロニクス製造業）、カリフォルニア州（情報サービス業）、カリフォルニア州及びニューヨーク市（金融業）、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。

○ 各業種における我が国の売上げ上位4～5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制（国税、地方税）、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。

○ 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目（試験研究費等の税額控除、受取配当益金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等）のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りとみなせる一時差異項目（貸倒引当金及び減価償却等）の影響は反映していない。

○ 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

＊前提条件の置き方によって負担は変わりうるため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

社会保険料事業主負担の国際比較（対国民所得比）

（未定稿）

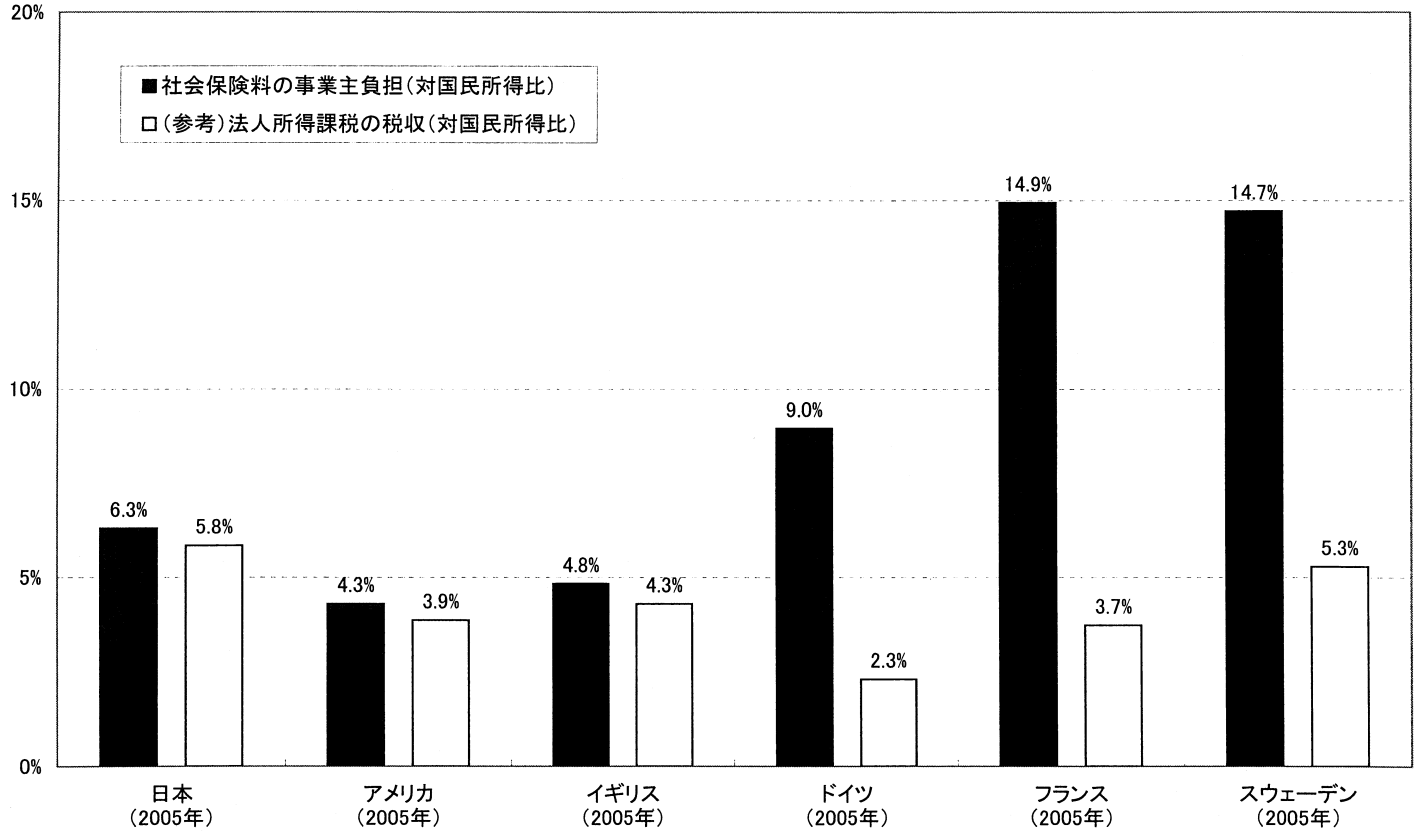

（注）社会保険料事業主負担については、法人事業主及び個人事業主の負担分の他に、公共部門の社会保険料納付義務者の負担分も含まれている。
（出所）OECD "Revenue Statistics 1965-2006"及び同 "National Accounts 1994-2005"

主要国の減価償却方法の概要

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
償却方法	建　物	定額法	定額法	定額法 （事務所、店舗等は償却不可）	定額法	定額法	定額法
	機械装置	定額法・定率法（250％定率法）選択(注1) （2007年3月31日以前に取得した資産については、旧定額法・旧定率法選択）	原則定率法(注2) 但し、定額法の選択が可能	定率法	定額法(注3) 但し、2007年末以前に取得された資産については、定率法を選択可能	原則定額法 但し、償却期間が3年以上にわたる一定の機械、設備等について定率法を選択可能	定額法・定率法選択
償却期間	建　物（注4）	21～50年	27.5年又は39年	定額法（3%）で償却（償却期間が定められているわけではない）	定額法（3%）で償却（償却期間が定められているわけではない）	通常一般に使用される期間	40年(注5)
	機械装置	3～22年	3～20年	定率法（20％）で償却（償却期間が定められているわけではない）	3～33年		5年～20年(注5)
償却可能限度額		100%(注6)	100%	100%	100%(注6)	100%	100%
残存価額		なし （2007年3月31日以前に取得した資産については10%）	なし	なし	なし	なし	なし(注7)

（注1）250%定率法とは、まず、定額法の償却率（1/耐用年数）を2.5倍した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り替えて、耐用年数経過時点に1円まで償却する制度をいう。
（注2）耐用年数に応じ200%定率法又は150%定率法が適用される。200%定率法（150%定率法）は、定額法の償却率（1/耐用年数）を2倍（1.5倍）した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り替える制度である。
（注3）2008年11月に発表された景気対策により、2009年及び2010年中に調達されたものに対しては定率法を選択することができる。但し、その場合の償却率は、定額法の償却率の2.5倍または25%のどちらか低い方を限度とする。
（注4）建物は鉄筋コンクリート造の場合。
（注5）納税者が、標準耐用年数の上下25%の範囲内で耐用年数を選択することができる。
（注6）ただし、備忘価額1円（日本）、1ユーロ（ドイツ）。
（注7）定率法を選択した場合は残存価額を5%として償却する（当該残存価額は耐用年数経過の翌年に償却できる）。
（備考）日本、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスについては2009年1月現在、韓国については2008年1月現在の税法に基づく。

（資料㊱）

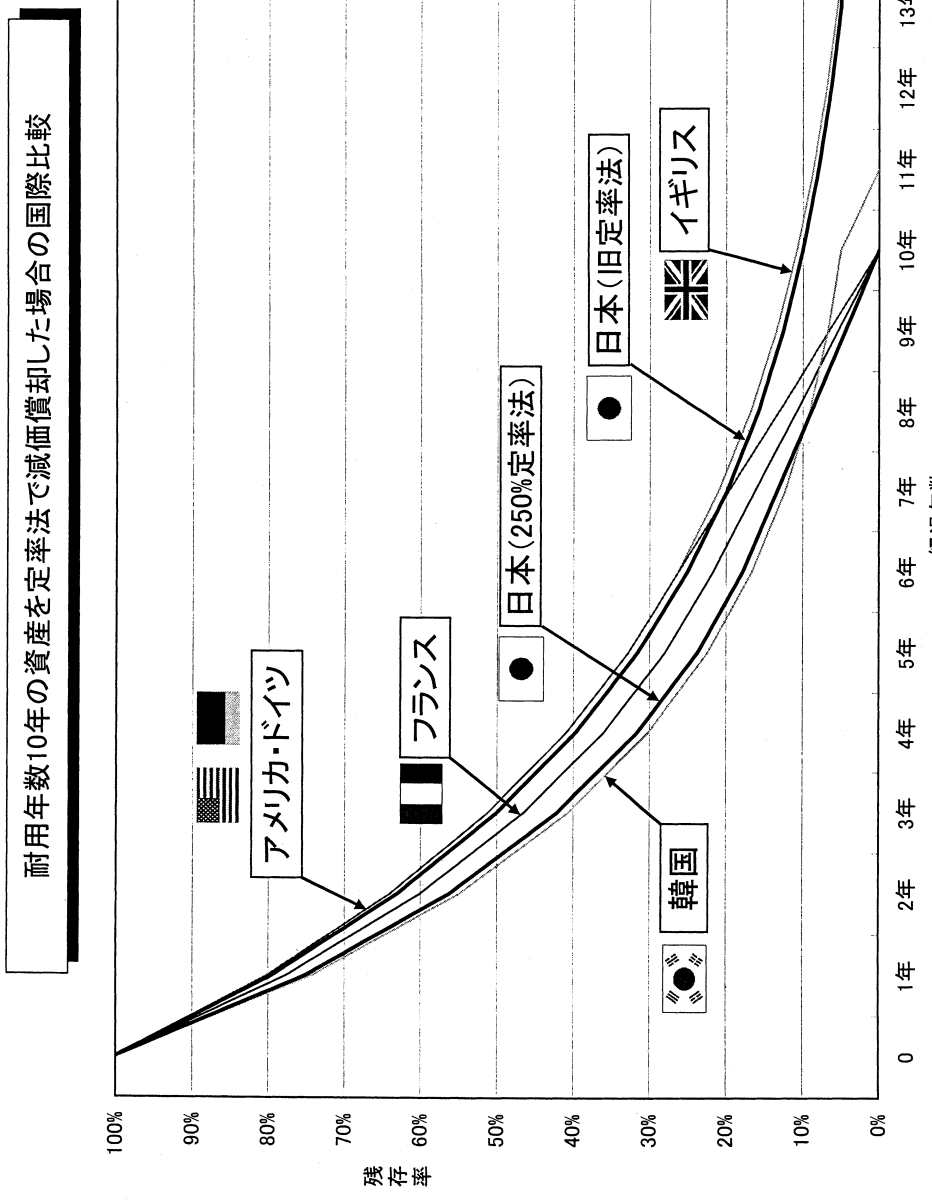
耐用年数10年の資産を定率法で減価償却した場合の国際比較
アメリカ・ドイツ
フランス
日本（250%定率法）
日本（旧定率法）
イギリス
韓国
残存率
100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
0
1年
2年
3年
4年
5年
6年
7年
8年
9年
10年
11年
12年
13年
14年
経過年数

租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額

（単位：億円程度）

	減収見込額	増収見込額	差引計
所得税関係	▲ 15,820	—	▲ 15,820
法人税関係	▲ 11,380	＋ 3,310	▲ 8,070
その他	▲ 46,310	＋ 18,990	▲ 27,320
合計	▲ 73,510	＋ 22,300	▲ 51,210

（注１）上記は、租税特別措置法の規定による特例について、平成21年度に適用される措置に基づく増減収見込額（平年度ベース）を試算したものである。
　なお、①データ上の制約など増減収額を見込むことが困難であるもの、②増減収額が僅少（10億円未満）であると見込まれるもの、③制度の内容から増減収額は生じないと考えられるものは、含まれていない。

（注２）個人、法人で共通の措置については、主として想定される適用対象者に応じて、所得税関係、法人税関係のいずれかに計上している。

租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額

（単位：億円程度）

一　所得税関係　【減収見込額　▲15,820】

○ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）	▲ 8,560
○ 確定申告を要しない配当所得	▲ 3,200
○ 公的年金等控除の最低控除額等の特例	▲ 1,710
○ 青色申告特別控除	▲ 600
○ 上記以外の減収項目	▲ 1,750

二　法人税関係　【減収見込額　▲11,380、増収見込額　＋3,310、差引　▲8,070】

○ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（研究開発税制）	▲ 2,540
○ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）	▲ 2,500
○ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	▲ 1,220
○ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（特別法人税の課税の停止）	▲ 1,170
○ 中小企業者等の法人税率の特例	▲ 1,100
○ 上記以外の減収項目	▲ 2,850
○ 交際費等の損金不算入	＋3,310

三　その他　【減収見込額　▲46,310、増収見込額　＋18,990、差引　▲27,320】

○ 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	▲ 35,940
○ 地価税の課税の停止	▲ 2,020
○ 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減	▲ 1,220
○ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	▲ 1,090
○ 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	▲ 1,050
○ 上記以外の減収項目	▲ 4,990
○ 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例	＋13,570
○ 自動車重量税率の特例	＋5,420

四　合計　【減収見込額　▲73,510、増収見込額　＋22,300、差引　▲51,210】

第2回金融・世界経済サミット首脳宣言（抄）（2009年4月2日）

タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。

（首脳宣言付属文書）金融システムの強化に関する宣言（抄）

財政及び国際基準を、非協力的な国・地域によるリスクから守ることは必要不可欠である。我々は、全ての国・地域に対して、健全性、租税、マネーロンダリング及びテロ資金対策の各分野における国際基準を厳守するよう求める。この目的のため、我々は、適切な機関に対して、FSAPプロセスを含む既存のプロセスに基づき、客観的なピア・レビューを実施し強化することを求める。

我々は、2004年のG20において支持され、国連モデル租税条約に反映されている情報交換に関する国際基準を、各国が採用することを求める。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。我々は、数多くの国・地域による新たなコミットメントを歓迎し、速やかに実施を進めることを奨励する。

我々は、税に関する透明性についての国際基準を満たさない国・地域に対して合意された行動をとる準備ができている。この目的のために、我々は、以下のような各国が検討すべき効果的な対抗措置の項目表を策定することに合意した。

- 納税者及び金融機関に対する非協力的な国・地域に関係する取引報告の開示義務の強化。
- 幅広い種類の支払いに対する源泉徴収。
- 非協力的な国・地域に居住する受取者に対する支払いの経費控除の否認。
- 租税条約に関する政策の見直し。
- 国際機関及び地域開発金融機関に対する同機関による投資政策の見直しの要請。
- 二国間の援助プログラムの作成に際し、税に関する透明性及び情報交換の原則を一層重視。

我々はまた、こうした国・地域との金融関係に関連する更なる選択肢について検討することに合意した。

我々は、2009年末までに、途上国にとって新たな協力的な税環境の利益を確保することをより容易にするための提案を策定することにコミットしている。

（資料㊵）

国際的に合意された税の基準の実施についてOECDグローバル・フォーラムにより調査された国・地域に関する進捗報告書　注１　（仮訳）

2009年９月３日現在（当初のレポートは４月２日発表）

国際的に合意された税の基準を実施している国・地域			
アルゼンチン	エストニア	日本	セーシェル
オーストラリア	フィンランド	ジャージー島	スロバキア
バーレーン	フランス	韓国	スロベニア
バルバドス	ドイツ	ルクセンブルク	南アフリカ
ベルギー	ギリシャ	マルタ	スペイン
バミューダ	ガーンジー島	モーリシャス	スウェーデン
英領ヴァージン諸島	ハンガリー	メキシコ	トルコ
カナダ	アイスランド	オランダ	アラブ首長国連邦
ケイマン諸島注２	インド	ニュージーランド	イギリス
中国　注３	アイルランド	ノルウェー	アメリカ
キプロス	マン島	ポーランド	米領ヴァージン諸島
チェコ	イスラエル	ポルトガル	
デンマーク	イタリア	ロシア	

国際的に合意された税の基準にコミットしているが、実施が不十分な国・地域					
国・地域	コミットした年	協定の数	国・地域	コミットした年	協定の数
タックス・ヘイブン　注4					
アンドラ	2009	(0)	モントセラット	2002	(0)
アンギラ	2002	(4)	ナウル	2003	(0)
ｱﾝﾃｨｸﾞｱ･ﾊﾞｰﾌﾞｰﾀﾞ	2002	(9)	蘭領アンティル	2000	(10)
アルバ	2002	(5)	ニウエ	2002	(0)
バハマ	2002	(1)	パナマ	2002	(0)
ベリーズ	2002	(0)	ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ･ﾈｰｳﾞｨｽ	2002	(2)
クック諸島	2002	(1)	セントルシア	2002	(0)
ドミニカ国	2002	(1)	ｾﾝﾄﾋﾞﾝｾﾝﾄ･ｸﾞﾚﾅﾃﾞｨｰﾝ諸島	2002	(3)
ジブラルタル	2002	(7)	サモア	2002	(0)
グレナダ	2002	(1)	サンマリノ	2000	(2)
リベリア	2007	(0)	ﾀｰｸｽ・ｶｲｺｽ諸島	2002	(3)
リヒテンシュタイン	2009	(4)	バヌアツ	2003	(0)
マーシャル	2007	(1)			
モナコ	2009	(4)			
その他の金融センター					
オーストリア注５	2009	(2)	マレーシア	2009	(1)
ブルネイ	2009	(6)	フィリピン	2009	(0)
チリ	2009	(0)	シンガポール	2009	(5)
コスタリカ	2009	(0)	スイス注５	2009	(5)
グアテマラ	2009	(0)	ウルグアイ	2009	(1)

国際的に合意された税の基準にコミットしていない国・地域			
国・地域	協定の数	国・地域	協定の数
現在、グローバル・フォーラムによって調査されたすべての国・地域は、国際的に合意された税の基準の実施にコミットしている。			

（注１）OECD非加盟国と協力してOECDが策定し、2004年のG20財務大臣会合（ベルリン）や2008年10月の国連国際租税協力専門家委員会によって合意された、国際的に合意された税の基準は、自国の課税の利益や銀行秘密などに関わりなく、国内税法の実施・実行のすべての事項ために要請に応じた情報交換を行うことを要求する。同国際基準はまた、交換された情報の秘密を広く保護することとしている。

（注２）ケイマン諸島は一方的な情報交換を可能にする法律を制定し、それを行う用意ができているとする12の国を特定した。この法律は、OECDによってレビューされているところである。

（注３）国際基準の実施にコミットしたSpecial Administrative Regionsを除く。

（注４）Tax Havensは1998年OECDレポートに基づくタックスヘイブン基準に該当するものと2000年の認定されたもの。

（注５）オーストリア、スイスはOECDモデル租税条約第26条に付していた留保を撤回し、条約締結相手国に対し、新しい第26条を含む条約の交渉に入る意思を示す書面を準備し始めた旨を表明している。

消　費　税　の　概　要

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>制　　度　　の　　概　　要</th></tr>
<tr><td>課　税　対　象</td><td>(1)　国内取引：　国内において事業者が行う資産の譲渡等
(2)　輸入取引：　輸入貨物</td></tr>
<tr><td>納　税　義　務　者</td><td>(1)　国内取引：　事業者
(2)　輸入取引：　輸入者</td></tr>
<tr><td>課　税　標　準</td><td>(1)　国内取引：　課税資産の譲渡等の対価の額
(2)　輸入取引：　輸入の際の引取価格</td></tr>
<tr><td>税　　率</td><td>４％　（注）地方消費税（消費税率１％相当）とあわせた税率は５％</td></tr>
<tr><td>納付税額の計算</td><td>消費税の納付税額　＝　課税売上高　×　税率（４％）－　仕入税額</td></tr>
<tr><td>輸　出　免　税</td><td>輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）</td></tr>
<tr><td>非　　課　　税</td><td>土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等</td></tr>
<tr><td>中小事業者に対する特例措置</td><td>(1)　事業者免税点制度
基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除
（資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の２年間については、適用されない。）

(2)　簡易課税制度
基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。
（みなし仕入率）
第１種事業（卸売業）　------　９０％　　第４種事業（その他の事業）　------　６０％
第２種事業（小売業）　------　８０％　　第５種事業（サービス業等）　------　５０％
第３種事業（製造業等）　----　７０％</td></tr>
<tr><td>申　告　・　納　付</td><td>(1)　国内取引
①　確定申告
法人は課税期間の末日の翌日から２か月以内、個人事業者は翌年の３月末日までに申告・納付
②　中間申告
<table><tr><th>直前の課税期間の年税額</th><th>中間申告・納付回数</th></tr><tr><td>４８万円超４００万円以下</td><td>年１回（前課税期間の年税額の１／２）</td></tr><tr><td>４００万円超４，８００万円以下</td><td>年３回（前課税期間の年税額の１／４ずつ）</td></tr><tr><td>４，８００万円超</td><td>年11回（前課税期間の年税額の1/12ずつ）</td></tr></table>(2)　輸入取引：　保税地域からの引取りの際に申告・納付</td></tr>
<tr><td>価　格　表　示</td><td>課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示（総額表示）</td></tr>
</table>

消費税制度改正の歩み

	【創設時】	【平成３年改正】	【平成６年秋の税制改革等】 （注）平成９年４月施行	【平成 15 年度改正】 （注）平成 16 年４月施行
①税率：	３％		４％　地方消費税創設（１％）	
②仕入税額控除：	帳簿方式		請求書等保存方式	
③免税点制度：	適用上限 3000 万円		資本金 1000 万円以上の新設法人は不適用 ※ 設立当初の２年間に限る。	1000 万円
④簡易課税制度： ○ 適用上限５億円		４億円	２億円	5000 万円
○ みなし仕入率	90%、80%の２区分	90%、80%、70%、60%の４区分	90%、80%、70%、60%、50%の５区分	
⑤限界控除制度：	適用上限 6000 万円	5000 万円	制度の廃止	
⑥申告納付：	中間納付と確定申告の年２回	中間申告納付回数を年３回に増加 （確定申告と合わせ年４回）	中間申告の基準年税額の引下げ	中間申告納付回数を年 11 回に増加 （確定申告と合わせ年 12 回）
	（中間申告の基準年税額　60 万円超）	中間申告の基準年税額 60 万円超 500 万円以下　年１回 500 万円超　年３回	中間申告の基準年税額 48 万円超 400 万円以下　年１回 400 万円超　年３回	中間申告の基準年税額 48 万円超　400 万円以下　年１回 400 万円超 4,800 万円以下　年３回 4,800 万円超　年 11 回
⑦価格表示：				総額表示を義務付け
⑧使途：			【平成 11 年度予算～】 福祉目的化	

（注）免税点制度と簡易課税制度の適用上限については、法人は 17 年３月 31 日決算から、個人は 17 年分から適用。

（資料㊸）

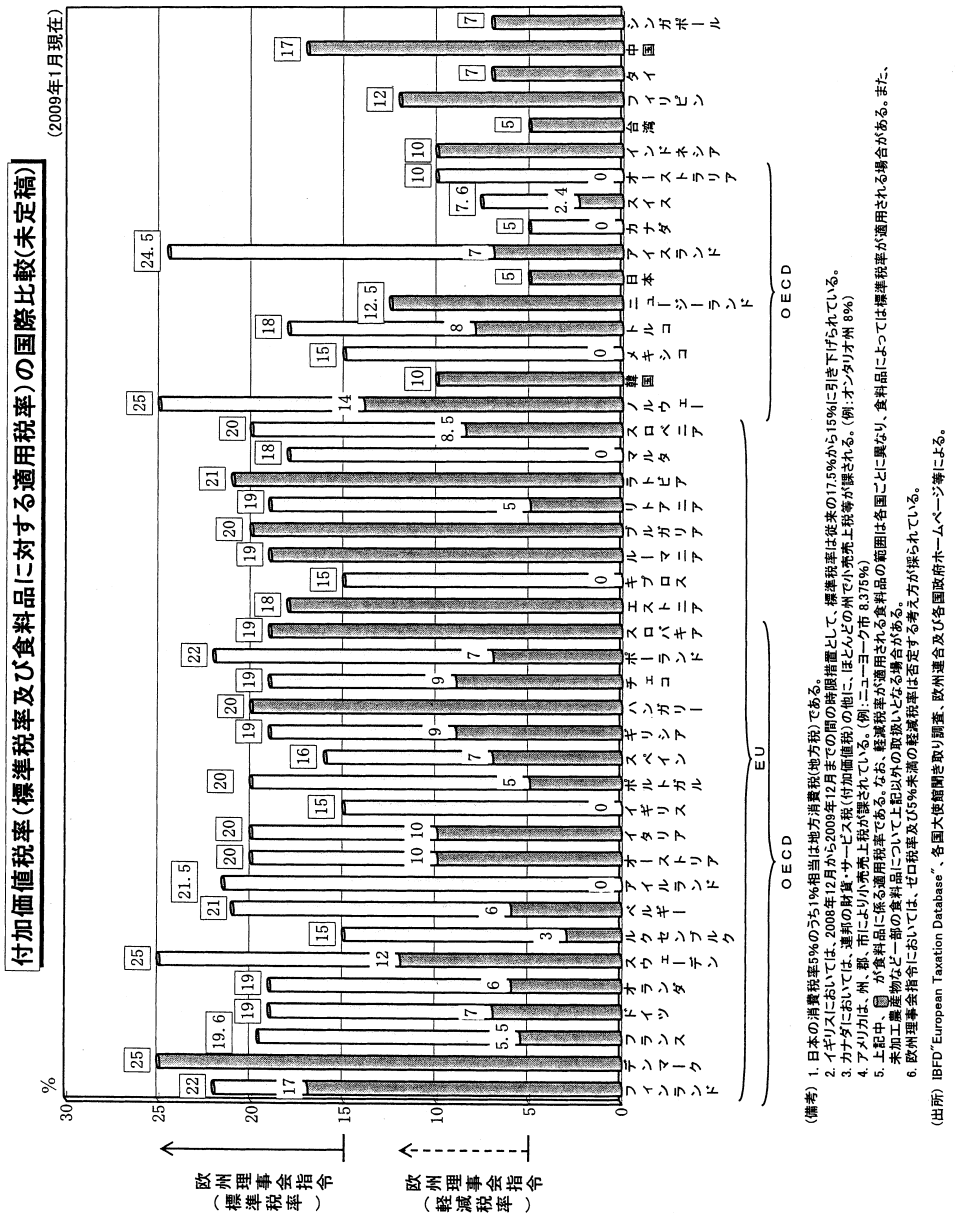

（備考）1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税（地方税）である。
2. イギリスにおいては、2008年12月から2009年12月までの間の時限措置として、標準税率は従来の17.5%から15%に引き下げられている。
3. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税（付加価値税）の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。（例：オンタリオ州 8%）
4. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。（例：ニューヨーク市 8.375%）
5. 上記中、■が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。
6. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

（出所）IBFD"European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

消費税の使途

○ 消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く）の範囲（基礎年金、老人医療、介護）を予算総則に規定（平成11年度予算～）

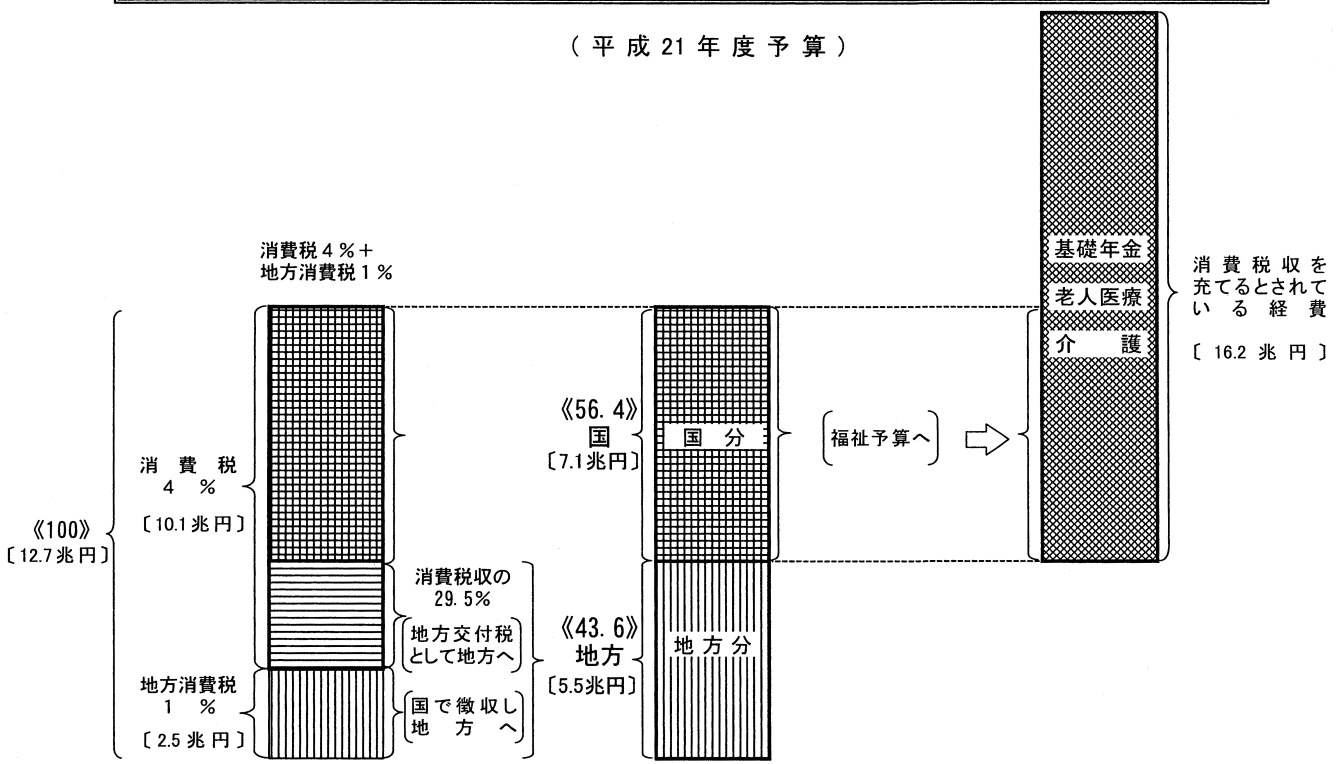

揮発油税等の平成21年度税収の内訳

（単位：億円）

税目		21年度	本則税率相当	暫定上乗せ分相当
国	揮発油税	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税	130	130	—
	自動車重量税	6,460	2,849	3,611
	計	**32,870**	**16,119**	**16,751**
地方	地方揮発油譲与税	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税	133	133	—
	自動車重量譲与税	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税	2,533	1,698	835
	軽油引取税	9,277	4,335	4,942
	計	**18,055**	**10,000**	**8,055**
合計		50,925	26,119	24,806

（注１）地方揮発油譲与税には、20年度中に課された地方道路税に対応する地方道路譲与税を含む。
（注２）計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較

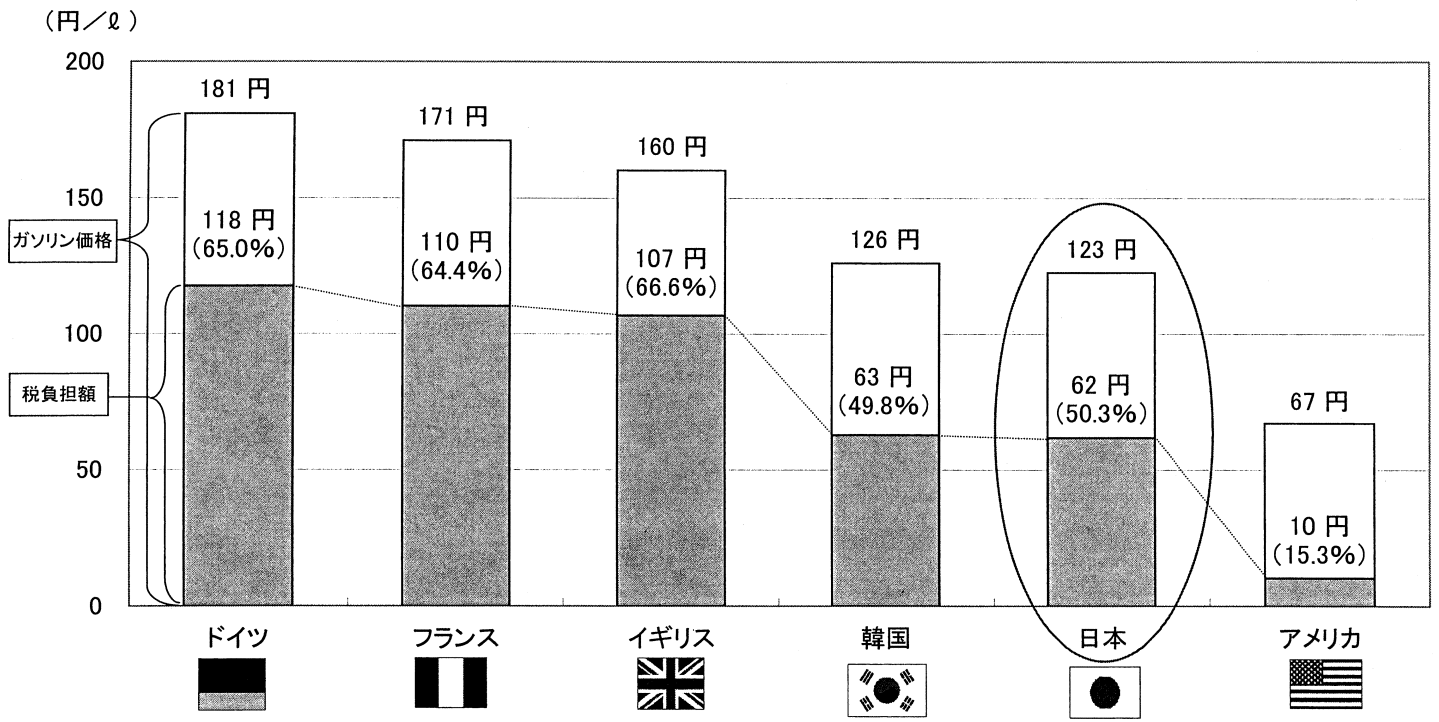

(注1) 英、独、仏、米は2009年6月時点IEA調べ。日本は2009年6月29日、石油情報センター調べ。韓国は2009年6月第4週、韓国石油公社調べ。
(注2) 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。
(注3) 邦貨換算レート：1ドル＝約97円、1ポンド＝約158円、1ユーロ＝約135円、100ウォン＝約8円（2009年6月の為替レートの平均値、Bloomberg）

【環境省作成】

OECD 環境統計 － 環境関連歳出と税制（抄）
（ OECD “Environmental Data － Environmental Expenditure and Taxes” ）

表4A　環境関連税制の内訳（抄）

（ Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes ）

2004年（億ドル）

課税対象	日本	
エネルギー物品（Energy products）	485	
輸送目的	406	● 軽油引取税 ● 石油ガス税 ● 航空機燃料税
うち、ガソリン	297	● 揮発油税 ● 地方道路税
生活上の使用目的	79	
化石燃料	44	● 石油石炭税
電気	34	● 電源開発促進税
自動車、その他輸送手段（Motor vehicles and transport）	291	
取引課税	42	● 自動車取得税
保有課税	249	● 自動車重量税 ● 自動車税 ● 軽自動車税

表4B　環境関連税制の税収（抄）

（ Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes ）

2004年

	GDP 比（% of GDP）			税収（億ドル）		
		うちエネルギー物品	うち自動車その他輸送手段		うちエネルギー物品	うち自動車その他輸送手段
デンマーク	4．8	2．5	1．9	117	61	48
オランダ	3．6	1．9	1．3	216	117	79
フィンランド	3．3	1．9	1．2	61	37	23
イタリア	3．0	2．2	0．4	513	379	74
イギリス	2．6	2．0	0．5	564	443	103
ドイツ	2．5	2．2	0．4	697	601	96
フランス	2．1	1．6	0．2	442	334	42
日本	1．7	1．1	0．6	776	485	291
カナダ	1．2	1．0	0．2	125	99	24
アメリカ	0．9	0．6	0．3	1,056	694	346
OECD 平均	1．8	1．3	0．4			

（注１）OECD による「環境関連税制」（Environmentally Related Taxes）の定義は、以下のとおり。

- 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- 税の名称及び目的は基準とはならない
- 税の使途が定まっているかは基準とはならない

（注２）「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

（注３）GDP 比の内訳については、OECD 環境統計には示されていないため、OECD が公表している各国の GDP を基に試算した。

【環境省資料】

諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉（1990年～）など		
・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税（Additional duty）導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
	ノルウェー	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
1992年　気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット（リオデジャネイロ）		
・1992年	デンマーク	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
	オランダ	一般燃料税（General fuel tax）導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税（Hydrocarbon oil duty）の段階的引上げ（～1999年）
・1996年	オランダ	規制エネルギー税（Regulatory energy tax）導入
1997年　京都議定書採択【2005年2月発効】		
・1999年	ドイツ	鉱油税（Mineral oil tax）の段階的引上げ（～2003年）、電気税（Electricity tax）導入
	イタリア	鉱油税（Excises on mineral oils）の改正（～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加）
・2001年	イギリス	気候変動税（Climate change levy）導入
＜参考＞2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 ：各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定		
・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合（石炭についてのみ燃料税として存続（Tax on coal））。規制エネルギー税をエネルギー税（Energy tax）に改組
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税（Energy tax）に改組（石炭を追加）
・2007年	フランス	石炭税（Coal tax）導入

（出典）各国政府及びOECD資料

最近における相続税の主な改正

区　分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 （昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正 （平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正 （平成6年1月1日以降適用）	平成15年度改正 （平成15年1月1日以降適用）
税率構造 （イメージ図）	5億円超 （最高税率　75%） 14段階	5億円超 （最高税率　70%） 13段階	10億円超 （最高税率　70%） 13段階	20億円超 （最高税率　70%） 9段階	3億円超 （最高税率　50%） 6段階
基礎控除等	2,000万円 ＋ 400万円 × 法定相続人数 （3，600万円）	4,000万円 ＋ 800万円 × 法定相続人数 （7，200万円）	4,800万円 ＋ 950万円 × 法定相続人数 （8，600万円）	5,000万円 ＋ 1,000万円 × 法定相続人数 （9，000万円）	同　左 〔相続時精算課税制度の創設〕

平成21年度改正
非上場株式等に係る納税猶予制度の創設

年分(度)	昭和58年		昭和62年		平成3年		平成5年		平成14年		平成19年	（参考）平成21年
地価公示	100	→	157.1	→	336.8	→	244.1	→	80.7	→	75．2	→ 78．5
課税割合	5.3%	→	7.9 %	→	6.8 %	→	6.0 %	→	4.5 %	→	4.2 %	
負担割合	14.3%	→	17.4 %	→	22.2 %	→	16.6 %	→	12.1 %	→	11.9 %	
相続税収	7,861億円（2.4%）	→	17,791億円（3.8%）	→	25,830億円（4.3%）	→	29,377億円（5.4%）	→	14,529億円（3.3%）	→	15,026億円（2.9%）	→ 15,220億円（3.3%）

（注1）基礎控除の（ ）内は、法定相続人が4人（例：配偶者＋子3人）の場合の額である。
（注2）相続税収は各年度の税収であり、（ ）内は国税収入（一般会計分）に占める割合である。
（注3）地価公示は、三大都市圏（商業地）の昭和58年を100とした場合の指数である。
（注4）課税割合は、課税件数／死亡者数であり、負担割合は、納付税額／合計課税価格である。
（注5）合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

納税者番号制度のしくみ

納税者番号制度とは、
納税者に広く番号を付与し、
（イ）各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること
（ロ）納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること
を義務づけることにより、納税者から提出される申告書と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に整理（名寄せ）及びマッチング（突合）する方式である。

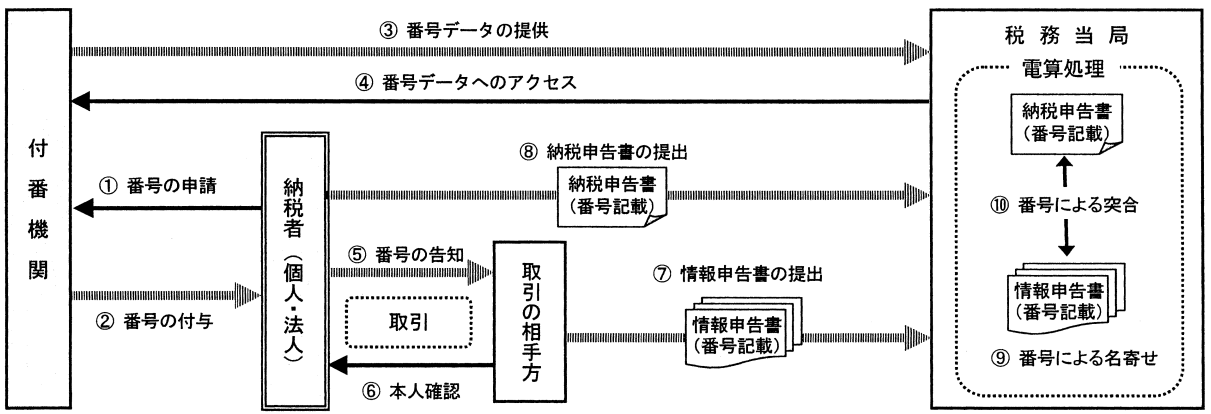

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方 （抄）

平成19年11月
政府税制調査会

主要論点

制度設計を進めていく上では、①どのような番号を納税者番号として税務面で活用するか、②所得捕捉を高める観点から、どのような経済取引について、その内容等を記載した資料の税務当局への提出を求めるかが最も重要な論点となる。加えて、実際の導入に際しては、セキュリティ確保の要請や、官民を通じた番号利用に係るコスト、経済取引への影響等にも配意する必要があろう。

納税者番号として求められる基礎的条件

納税者番号に求められる基礎的条件としては、①法律上の根拠を持つこと、②全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること、③番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること、④民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で活用できること、⑤プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていることが考えられる。加えて、受益を伴う行政分野で活用されるなど、国民がその活用にメリットを感じられるものであることが望ましいという指摘も多い。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

（2009年7月現在）

		番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口（注3）（2007年現在）	付番維持管理機関	現行の付番根拠法	税務目的利用開始年
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号（9桁）	税務（一部）（注1）、社会保険、年金等	非公表	6,089万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法	1961年
	アメリカ	社会保障番号（9桁）	税務、社会保険、年金、選挙等	約4億1,400万人（累計数）	3億407万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カナダ	社会保険番号（9桁）	税務、失業保険、年金等	約4,188万人（累計数）	3,161万人	人的資源・技能開発省	雇用保険法	1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン	個人識別番号（10桁）	税務、社会保険、住民登録、選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	918万人	国税庁	個人登録に関する法律	1967年
	デンマーク	住民登録番号（10桁）	税務、年金、住民登録、選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	543万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
	韓国	住民登録番号（13桁）	税務、社会保障、住民登録、選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,846万人	行政安全部	住民登録法	1968年
	ノルウェー	住民登録番号（11桁）	税務、社会保険、住民登録、選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	468万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律	1971年
	シンガポール	住民識別番号（1文字＋8桁）	税務、年金、住民登録、選挙、兵役、車両登録等	全住民	459万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
	オランダ	市民サービス番号（9桁）	税務、社会保障、住民登録等	全住民	1,636万人	内務省	市民サービス番号法	2007年（注4）
税務番号	イタリア	納税者番号（6文字+10桁）	税務、住民登録、選挙、兵役、許認可等	約6,323万人	5,805万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
	オーストラリア	納税者番号（9桁）	税務、所得保障等	約3,099万人（累計数）（注2）	2,063万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年
	ドイツ	税務識別番号（11桁）	税務	約8,100万人	8,222万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年

（参考）フランスには、納税者番号制度はない。
（注1）　イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。
（注2）　オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。
（注3）　カナダ及びオーストラリアの人口は、2006年の値である。
（注4）　オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた（財務省所管）。

未定稿

主要国における法定資料制度の概要（個人）

（2009年7月現在）

		日　本	アメリカ	オーストラリア	イギリス（注4）	フランス
フロー	金融所得					
	・利子	×（源泉分離課税）	○	○	○	○
	・配当	○	○	○	○	○
	・株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	×	○	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	×（注3）	×	×
	海外送金	○	○	×（注3）	×	×（但し、記録保存義務あり）
ストック	金融資産					
	・預貯金口座開設	×	×（但し、記録保存義務あり）	○	×	○
	・株式保有	×	×	×	○	×
	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	×	○	×	○	○

（注）　1．「法定資料」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
2．上記法定資料の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等があることに留意する必要がある。
3．オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報を税務当局も利用することができる。
4．イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
5．ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

（参考）　納税者番号	なし	あり	あり	あり（注）	なし

（注）　イギリスにおいては、国民保険番号（National Insurance Number）が税務目的に一部用いられている。

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目　　次

1　地方財政の現状

資料❶　地方財政の現状……58
資料❷　地方の借入金残高の推移……59
資料❸　市町村合併の進展状況……60
資料❹　地方一般歳出（決算ベース）の削減状況……61
資料❺　地方の総人件費の抑制……62

2　地方税体系の現状

資料❻　国税・地方税の税収内訳（平成21年度予算・地方財政計画額）……63
資料❼　地方税収の推移……64
資料❽　主要税目（地方税）の税収の推移……65
資料❾　国・地方の税源配分について（平成19年度）……66
資料❿　人口１人当たりの税収額の指数（平成20年度決算見込）……67
資料⓫　地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）……68
資料⓬　地方消費税の現状等について……69
資料⓭　社会保障関係費に関する地方負担額等の将来推計……70

3　その他

資料⓮　旧道路特定財源の現状（地方分）……71
資料⓯―１　地方道路特定財源の一般財源化の内容①……72
資料⓯―２　地方道路特定財源の一般財源化の内容②……73
資料⓰―１　自動車取得税の時限的軽減措置の概要……74
資料⓰―２　自動車取得税の時限的軽減措置（平成21年度～平成23年度）……75
資料⓱―１　個人住民税の公的年金からの特別徴収制度……76
資料⓱―２　公的年金からの特別徴収　広報リーフレット……77
資料⓲―１　地方税の電子化……78
資料⓲―２　地方税の電子化のスケジュール……79

地 方 財 政 の 現 状

1　大幅な地方財源不足と高い地方債依存度

● 地方財源不足額・・・▲10兆4，664億円（平成21年度）

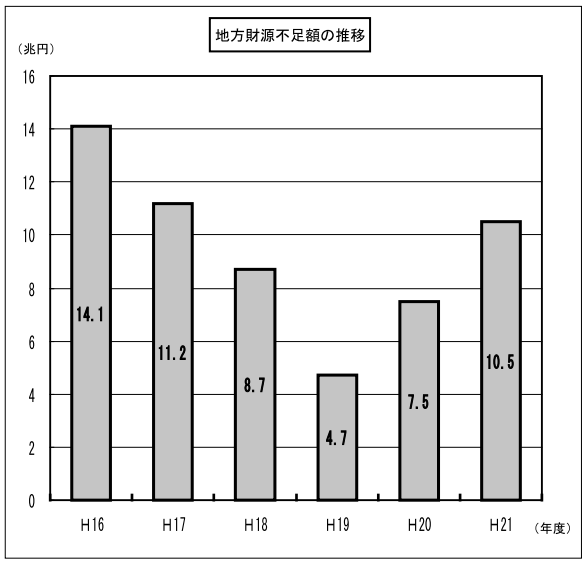

● 地方債依存度・・・14．3%（平成21年度）

2　多額の借入金残高

● 地方の借入金残高・・・197兆円
（平成21年度末見込み：対GDP比38.6%）

● うち平成21年度末の交付税特別会計借入金残高
33.6兆円
（参考：平成20年度末＝33.6兆円）

3　個別地方団体の財政硬直化

● **財政構造の弾力性を判断する各指標がいずれも10年前に比べて悪化**し、硬直化が懸念される状況

（全地方団体合計）	平成9年度		平成19年度
・経常収支比率	87.4%	→	93.4%（＋6.0）
・公債費負担比率	15.2%	→	19.1%（＋3.9）
・起債制限比率	10.4%	→	11.2%（＋0.8）

地方の借入金残高の推移

○ 地方財政は、21年度末見込で197兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。
（公営企業債（企業会計負担分）をあわせれば227兆円）

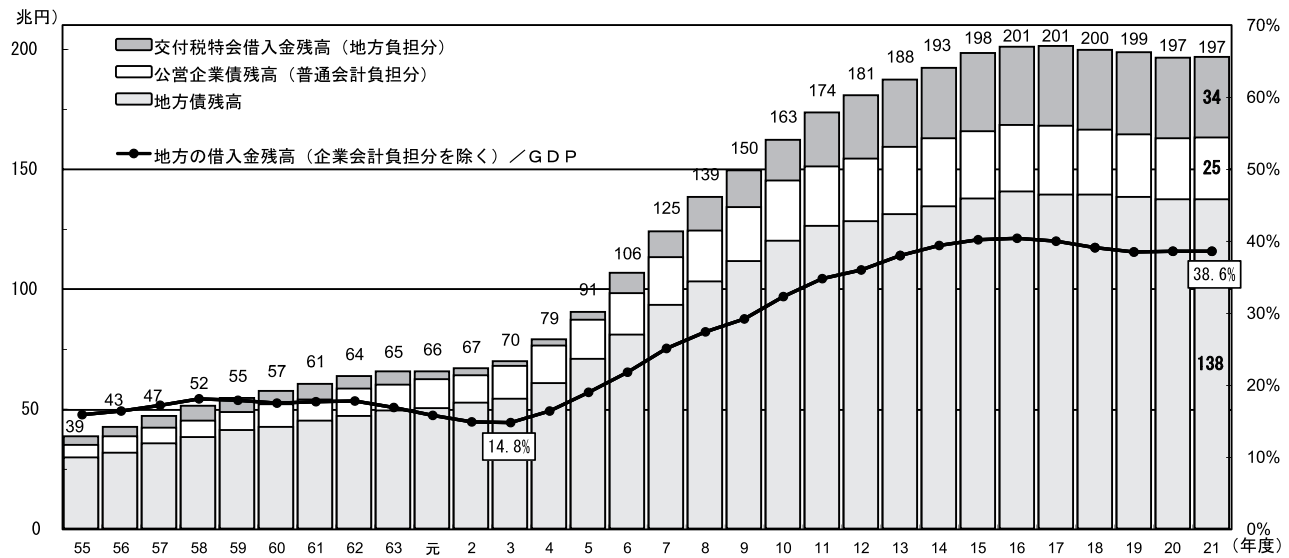

（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	31	30

市町村合併の進展状況

平成11年3月31日
3232

▲1479

平成22年3月31日
1753

（H21.7.31官報告示ベース）

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,753
人口1万人未満	－	－	1,537	465
平均人口（人）	7,864	24,555	36,387	68,042
平均面積（㎢）	37.5	106.9	114.8	211.2

	合併件数（合併関係団体数）	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1～	581（1,991）	1,410
現行法下	44（113）	69
計	625（2,104）	1,479

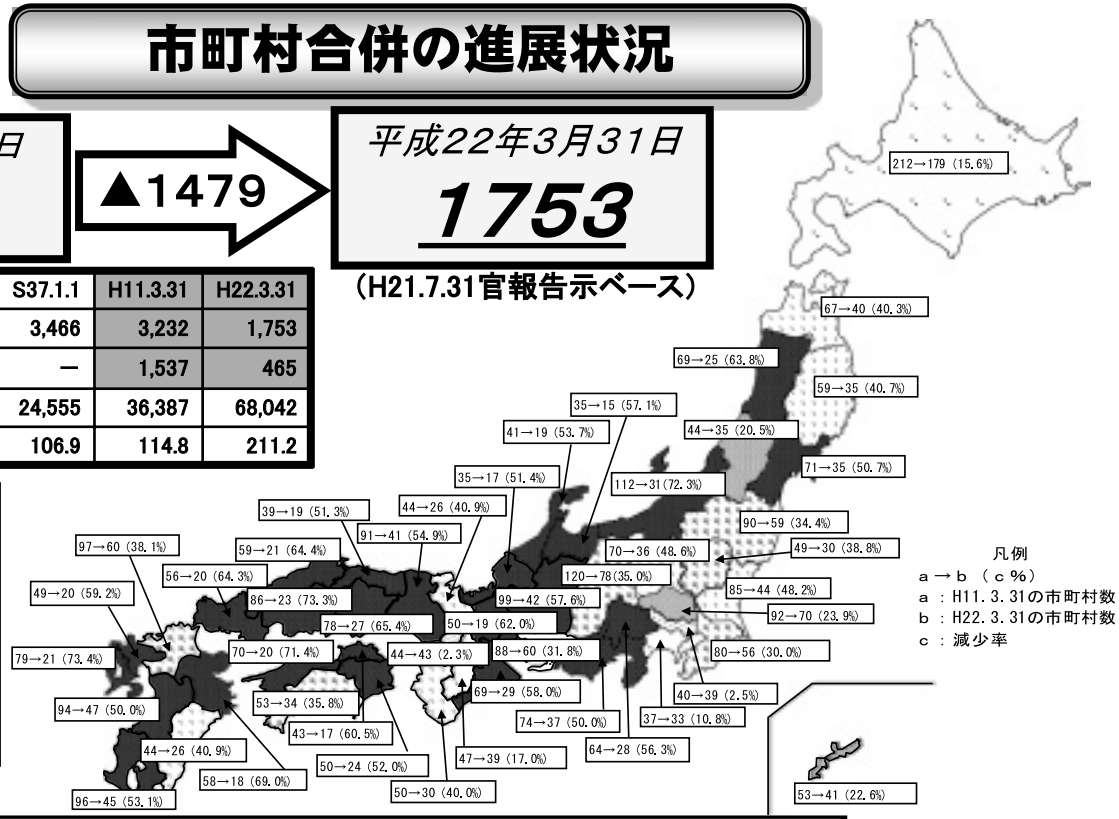

○進捗状況は地域ごとに差異
○人口1万人未満の市町村も465存在
→ 現行合併特例法に基づく更なる市町村合併の推進

○市町村合併は相当程度進展
→ 合併市町村に対する着実な支援

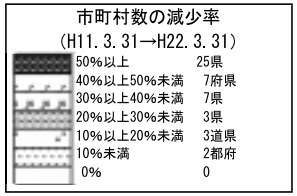

地方一般歳出（決算ベース）の削減状況

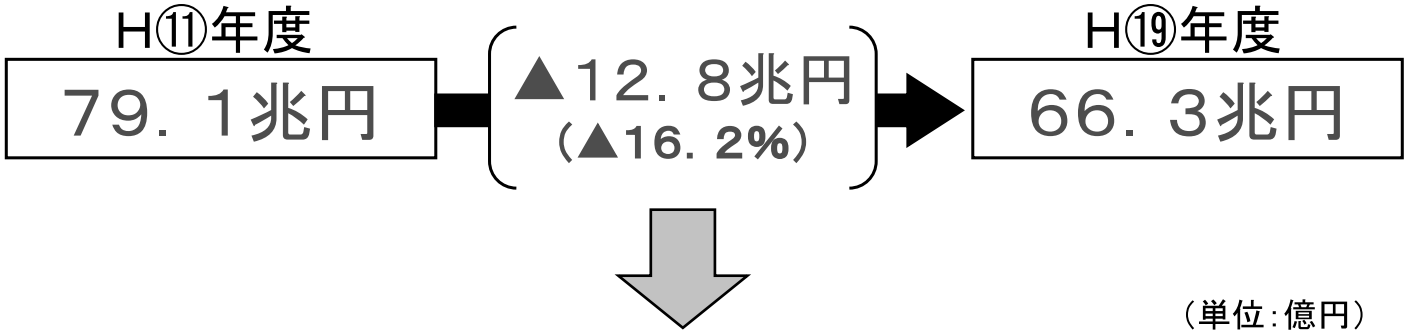

（単位：億円）

		H⑪年度	H⑲年度	削減率(%)
都道府県	全都道府県（合計）	430，880	353，521	▲18．0
	財政力指数0.45以上の団体（※1）	11，385	9，963	▲12．5
	財政力指数0.3以上0.45未満の団体（※2）	7，336	5，362	▲26．9
	財政力指数0.3未満の団体（※3）	5，488	3，876	▲29．4
市町村	全市町村（合計）	419，733	371，185	▲11．6
	10万人規模の市（※4）	270	258	▲4．3
	5万人規模の市（※5）	157	135	▲13．8
	5，000人規模の町村（※6）	40	28	▲32．0

※1　24団体(東京、愛知、神奈川、大阪、千葉、埼玉、静岡、茨城、栃木、福岡、京都、広島、兵庫、群馬、三重、滋賀、岡山、宮城、岐阜、香川、長野、石川、富山、山口)の平均
2　17団体(福島、新潟、奈良、山梨、福井、愛媛、北海道、熊本、大分、佐賀、山形、徳島、和歌山、青森、鹿児島、岩手、宮崎)の平均
3　6団体(沖縄、秋田、長崎、鳥取、高知、島根)の平均
4　人口9～11万人の市（29団体）の平均
5　人口4～6万人の市（69団体）の平均
6　人口4～6千人の町村（105団体）の平均

地方の総人件費の抑制

地方の総人件費改革について、基本方針2006に沿ってこれまで以上に改革を実施

【地方公務員数】

過去5年間で
(2001－2006)

17.4万人純減（実績）

（全会計ベース）

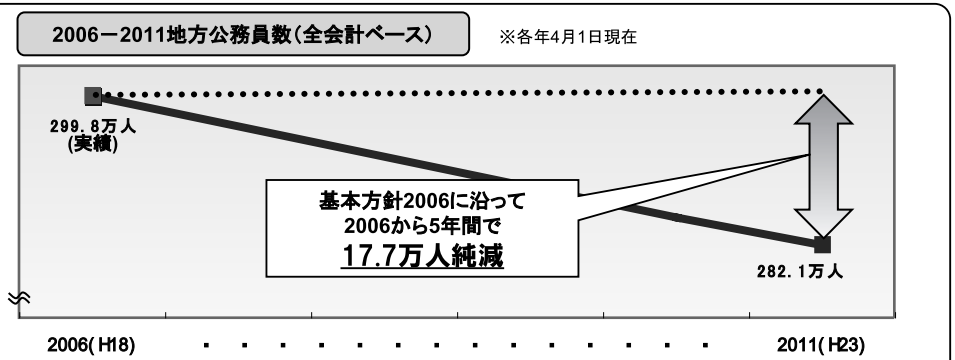

【地方公務員給与】

過去5年間で
(2001－2006)

2.2兆円削減（実績）

（全会計ベース）

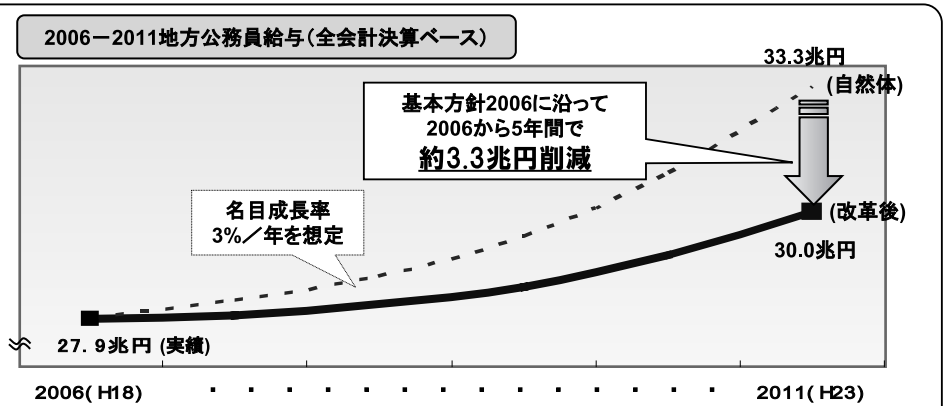

※人件費削減額3．3兆円は、基本方針2006に基づく削減額2.4兆円に給与構造改革による削減額0.6兆円と公営企業等職員の削減見込額0.3兆円を加えたものである（退職手当の増減を除く）

（資料❻）

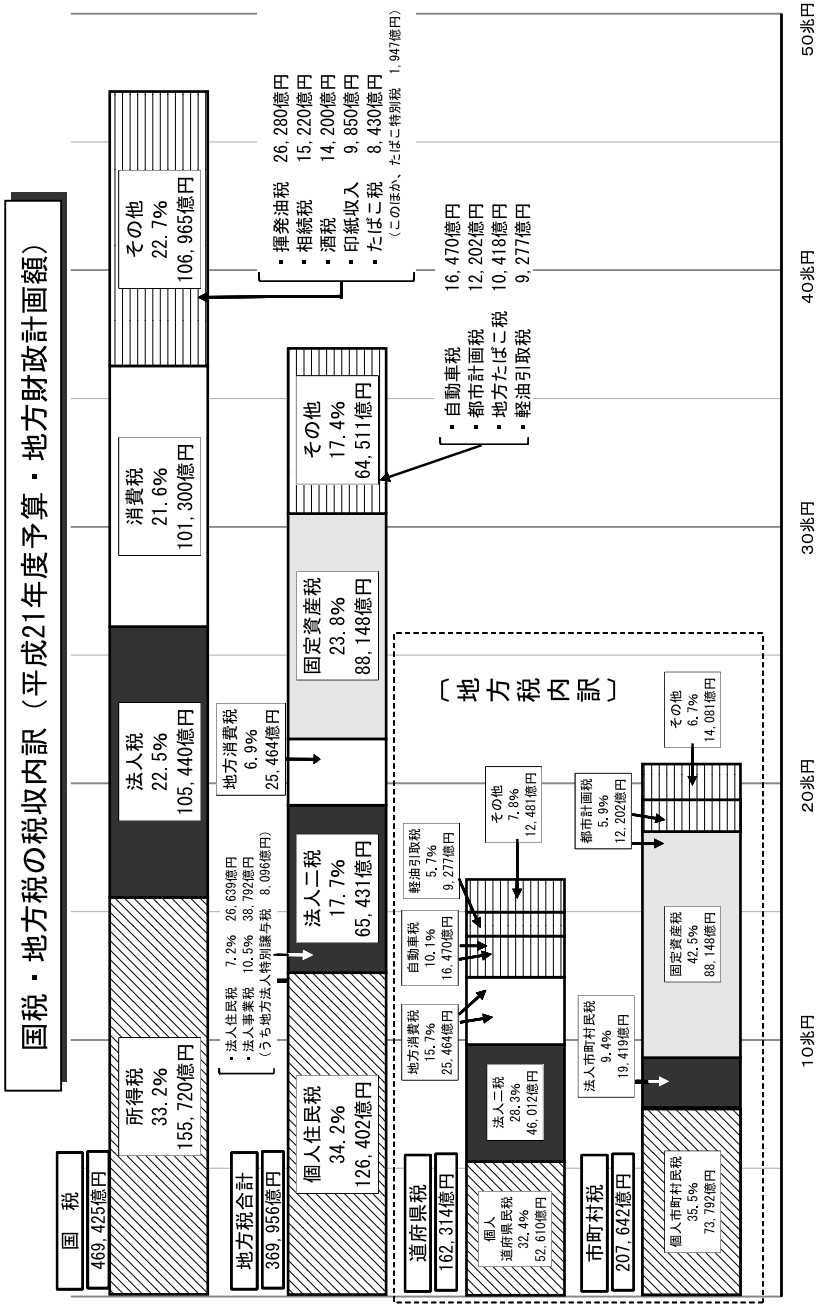

（注）1　各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2　国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、地方財政計画額（超過課税及び法定外税を除く）である。
3　国税は地方法人特別税を　いた額、地方税は地方法人特別譲与税を法人事業税に加えた額である。

（資料❼）

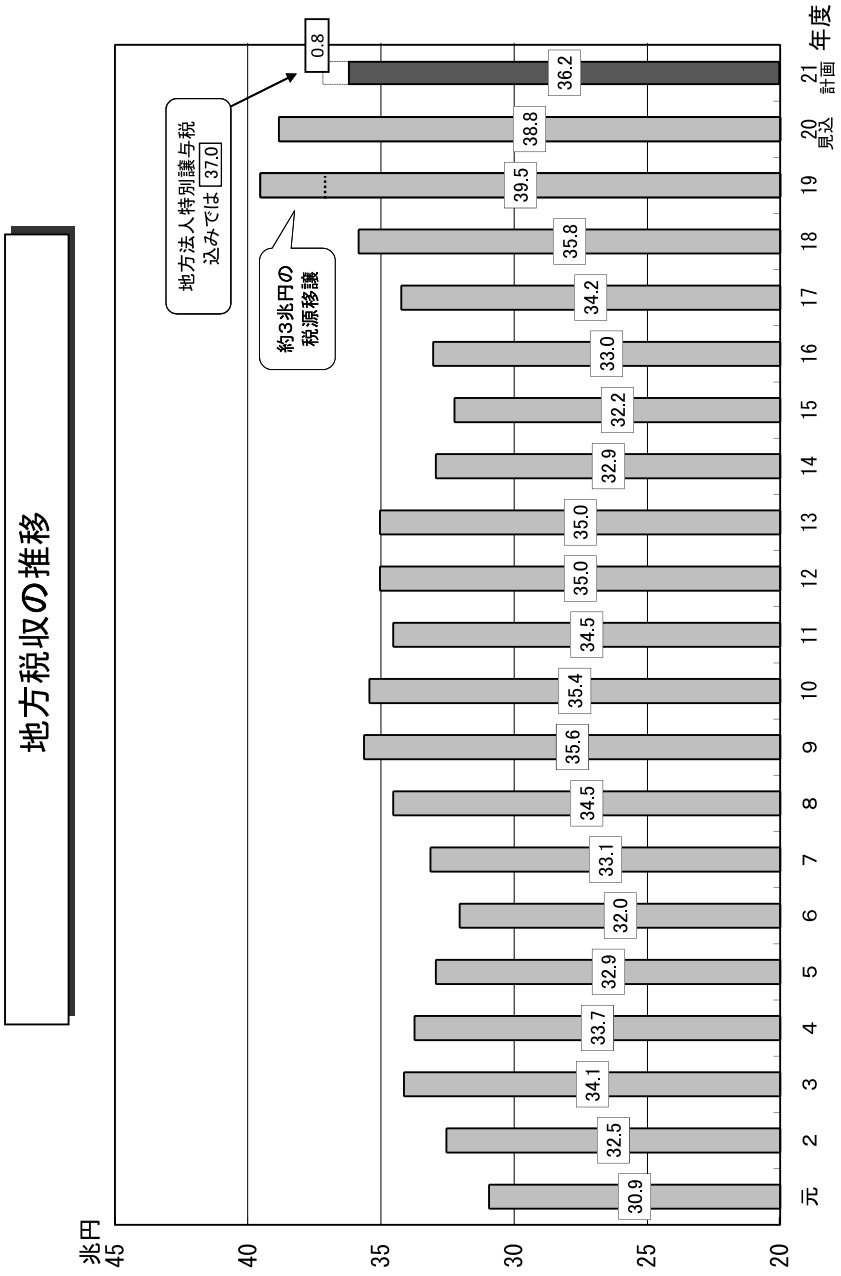

（注１） 表中における計数は、超過課税及び法定外税を含まない。

（注２） 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。

主要税目（地方税）の税収の推移

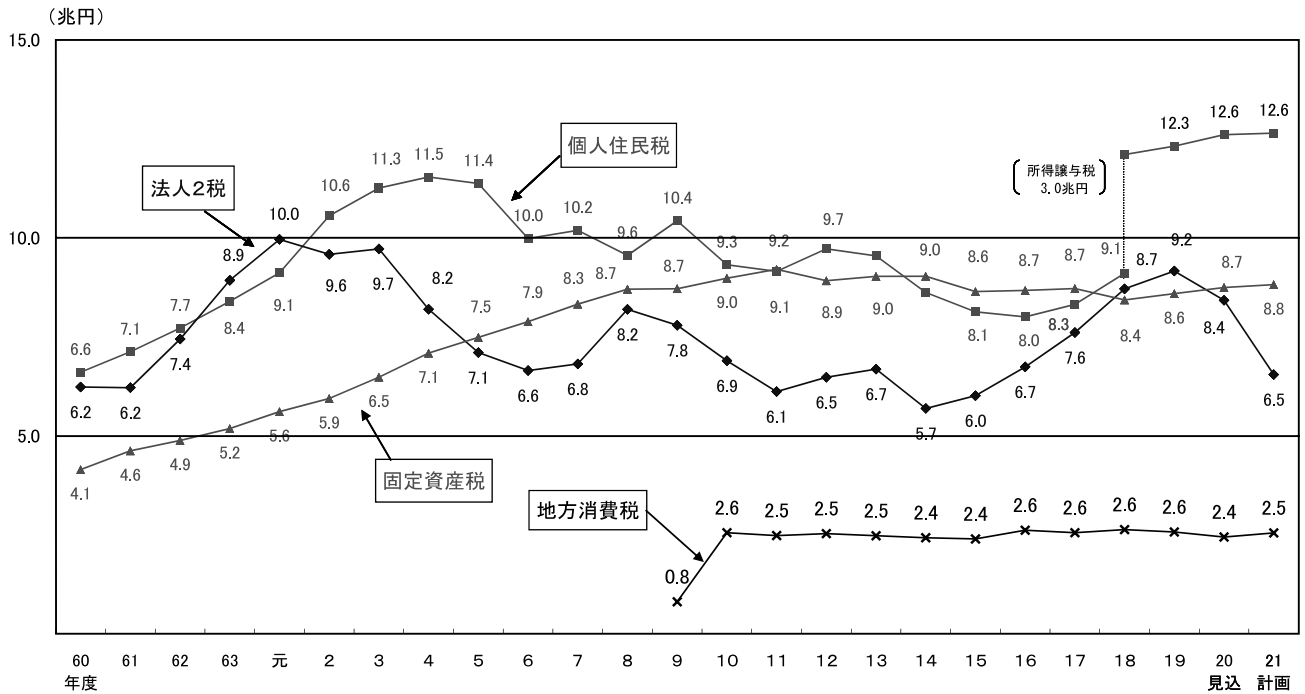

（備考）１　計数は、超過課税及び法定外税を含まない。
　　２　平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。

国・地方の税源配分について（平成19年度）

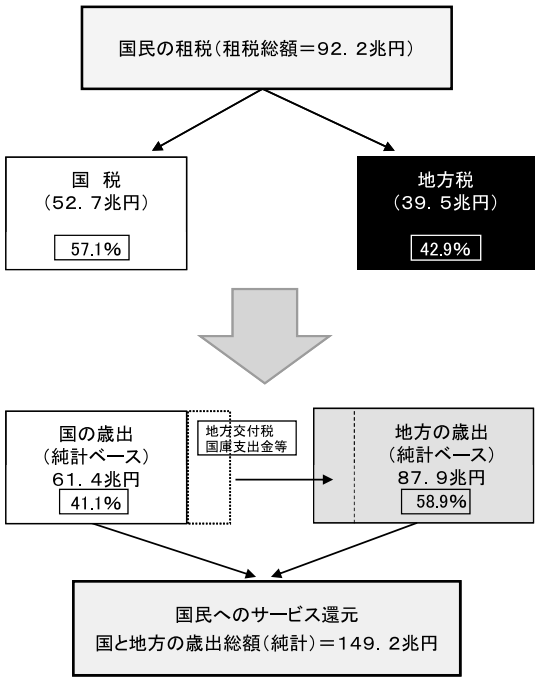

（注）現在精査中であり、異動する場合がある。

（注）地方税には、超過課税及び法定外税を含まない。

◎税源配分の推移

年 度	租税総額	国　税	地 方 税
H17	86．5兆円	52．3兆円 **〔60.5%〕**	34．2兆円 **〔39.5%〕**
H18	89．9兆円	54．1兆円 **〔60.2%〕**	35．8兆円 **〔39.8%〕**
H19	92．2兆円	52．7兆円 **〔57.1%〕**	39．5兆円 **〔42.9%〕**
H20見込	84．6兆円	45．8兆円 **〔54.1%〕**	38．8兆円 **〔45.9%〕**
H21計画	83．9兆円	46．9兆円 **〔55.9%〕**	37．0兆円 **〔44.1%〕**

（注）地方税には、超過課税及び法定外税を含まない。

（資料⑩）

人口一人当たりの税収額の指数（平成20年度決算見込）

（全国平均を100とした場合）

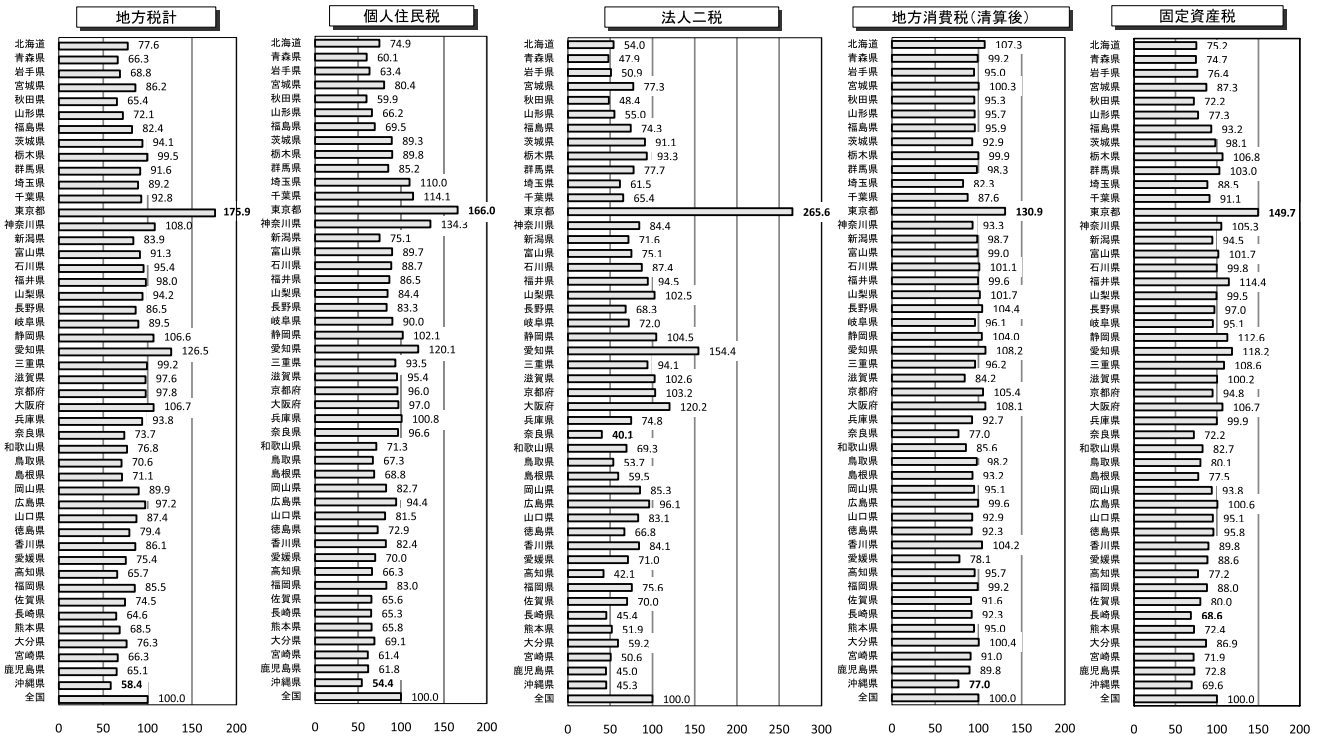

※「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口１人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
（注１） 税収額は、超過課税分及び法定外税を除いたものである。
（注２） 個人住民税は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税(均等割及び所得割）の合計額である。
（注３） 固定資産税は、道府県分及び交納付金を含む。
（注４） 人口は、平成21年３月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方法人特別税・譲与税（イメージ）

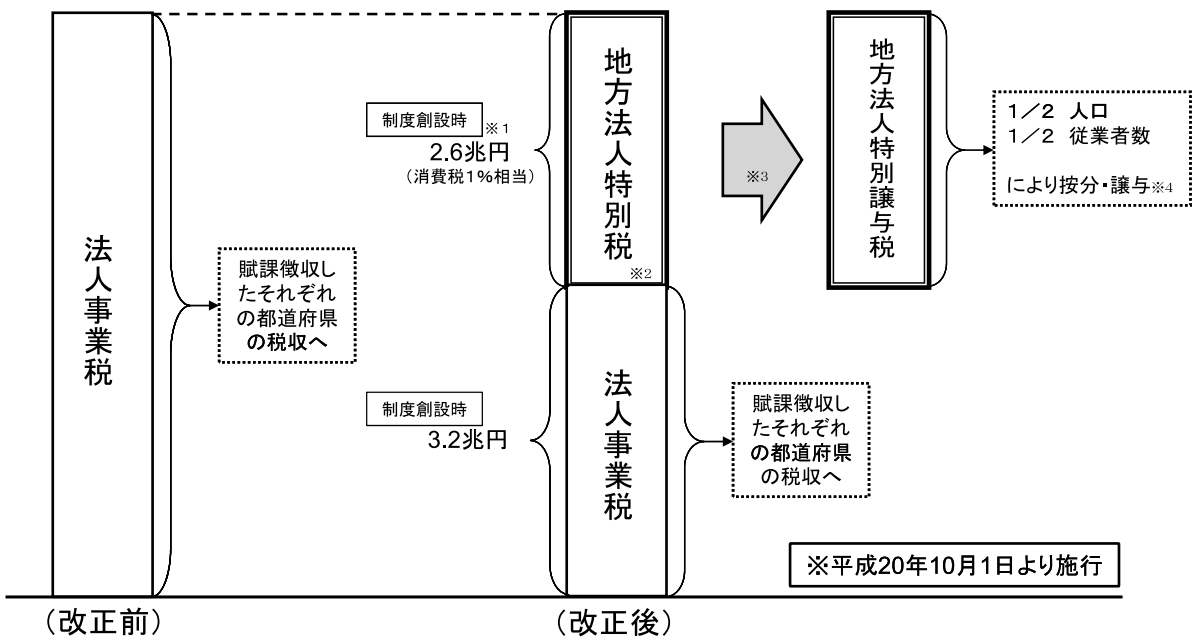

※1 制度創設（平成20年度改正）時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模（平年度化後）。なお、平成21年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.7兆円（平年度化後）に縮小すると見込まれる。

※2 地方法人特別税（国税）は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。

※3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）。

※4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

地方消費税の現状等について

現状

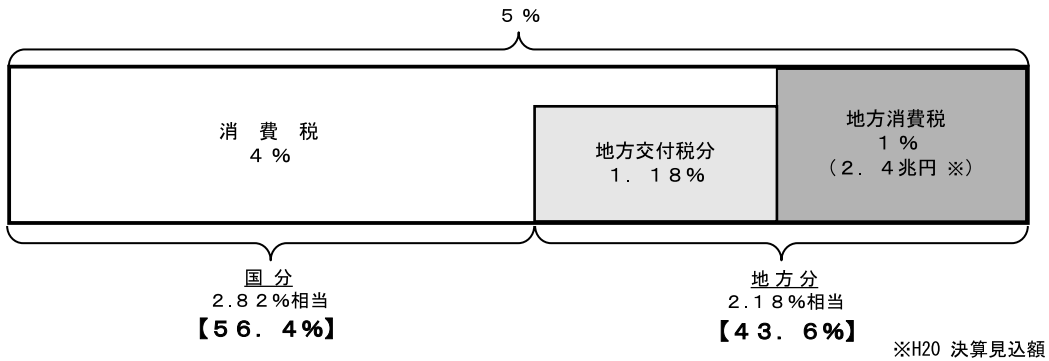

※H20 決算見込額

参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明（第131回国会）（平成６年10月）（抄）】

○　地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供。

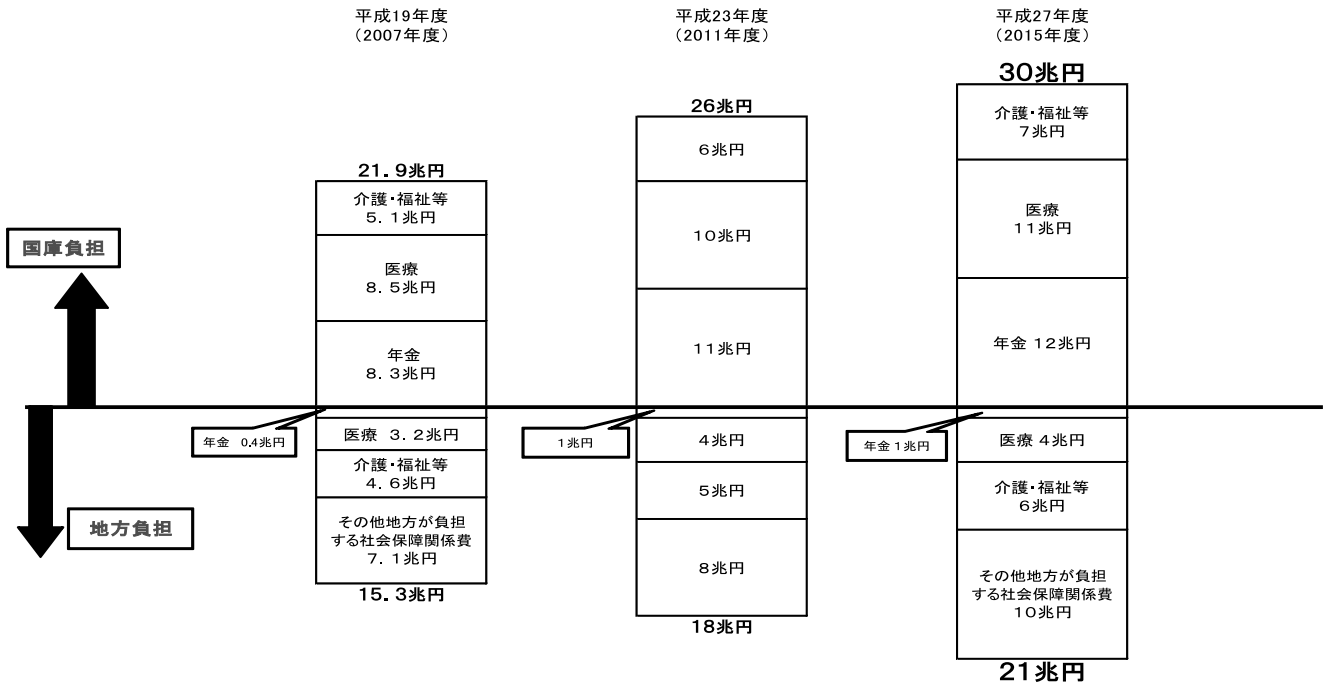

※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース。同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査（決算速報ベース）に基づいて推計。
※ 平成20年10月時点の推計。その後の精査により、数値に異動が生じる場合がある。

旧道路特定財源の現状（地方分）

（単位：億円）

税目等		税率	財源の帰属先	交付・譲与の基準	21年度 （括弧書きは暫定上乗せ分）	うち都道府県 【含む政令市特例分】	うち市町村
地方税	軽油引取税	（暫定税率）32.1円/ℓ （本則税率）15.0円/ℓ	都道府県（政令市※）	－	(4,942) 9,277	(4,942) 9,277	－
地方税	自動車取得税	（暫定税率） 自家用は取得価額の5% （本則税率） 取得価額の3%	都道府県（政令市※）30% 市町村 70%	（市町村への交付） 道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(835) 2,533	(280) 849	(555) 1,684
地方譲与税	地方揮発油譲与税 （地方揮発油税の収入額の全額）	＜地方揮発油税＞ （暫定税率） 5.2円/ℓ （本則税率） 4.4円/ℓ	都道府県（政令市※）58% 市町村 42%	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(433) 2,812	(251) 1,631	(182) 1,181
地方譲与税	石油ガス譲与税 （石油ガス税の収入額の1/2）	＜石油ガス税＞ （本則税率）17.5円/kg	都道府県（政令市※）	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(－) 133	(－) 133	－
地方譲与税	自動車重量譲与税 （自動車重量税の収入額の1/3）	＜自動車重量税＞ 自家用乗用は （暫定税率） 6,300円/0.5t年 （本則税率） 2,500円/0.5t年	市町村	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(1,845) 3,300	－	(1,845) 3,300
合計					(8,055) 18,055	(5,473) 11,890	(2,582) 6,165

※　政令市には、政令市が国・県道を管理していることから、都道府県分の一部が交付・譲与されている。軽油引取税については国・県道管理分（政令市特例分）の道路の面積、自動車取得税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税については国・県道管理分（政令市特例分）の道路の延長及び面積に応じて配分されている。

（注１）平成21年度以降、道路特定財源は一般財源化されるため、上記の税及び譲与税は道路特定財源ではない。
（注２）地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。
（注３）計数は、平成21年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。
（注４）交付・譲与の基準における道路は、都道府県分は一般国道・高速自動車国道・都道府県道、市町村分は市町村道を指し、基準日は前年の４月１日現在である。
（注５）交付・譲与の基準については、道路の種類、幅員による道路の種別等による補正が行われている。

地方道路特定財源の一般財源化の内容①

（軽油引取税、自動車取得税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税）

論　　点		現行制度の概要	一般財源化の内容
税の性格		○　軽油引取税・自動車取得税は、道路のための目的税として課税 （国税である地方道路税も道路のための目的税として課税）	○　目的税から普通税に移行
使途制限	地方税	○　軽油引取税・自動車取得税は、「道路に関する費用に充てる」ものと使途を制限	○　使途制限を廃止
	譲与税	○　地方道路譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税は、「道路に関する費用に充てる」ものと使途を制限	○　使途制限を廃止 （※　地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称を変更）
課税の根拠・趣旨		○　軽油引取税・自動車取得税は、道路に関する費用に充てるため課税（受益者負担金的性格・道路損傷負担金的性格） （地方道路税は、地方の道路に関する費用に充てる財源を譲与するため課税）	○　道路等の行政サービスから得る受益に着目するとともに環境への配慮の必要性を考慮

地方道路特定財源の一般財源化の内容②

（軽油引取税、自動車取得税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税）

論　　点	現行制度の概要	一般財源化の内容
税率水準	○　主として地方の道路整備の必要性、状況を勘案して、本則税率に暫定上乗せ （消費抑制、環境保全等も勘案）	○　地球温暖化問題への国際的な取組み ○　地方の道路整備の必要性 ○　国・地方の厳しい財政状況 ⇒　今後の税制抜本改革時までの間、現行の税率水準を維持
交付・譲与の基準	○　道路に関する需要に応じて配分 ※　道路の延長、面積を基準に交付・譲与 （軽油引取税については、道路の面積を基準）	○　道路等の行政サービスの供給に応じて配分 ⇒　現行の基準を維持
免税制度 （軽油引取税）	○　道路使用に直接関連しないと認められるものについて課税を免除（地方税法本則）	○　全ての使用が課税対象となるのが基本的な原則 ○　石油化学製品の原料となる軽油については本則による措置 その他の軽油については附則による3年間の措置として存続

自動車取得税の時限的軽減措置の概要

【目的】

自動車の販売台数が減少し、裾野の広い関連産業に影響を及ぼしている中で、自動車の買換え・購入需要を促進し、自動車市場の後退に歯止めをかけるとともに、低炭素社会の実現を目指すために創設。

【概要】

排出ガス性能・燃費性能の優れた環境への負荷の少ない低燃費車・低公害車等（新車に限る。）について、平成21年度から平成23年度までの間の取得に限り、現行特例措置に代えて、自動車取得税の税率軽減措置を以下のとおり講ずる。

電気自動車・ハイブリッド自動車等	… 免　除
乗用車等（軽自動車含む）：★★★★ かつ 平成22年度燃費基準＋25%達成	… 75%軽減
バス・トラック（3.5t超）：平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 75%軽減
乗用車等（軽自動車含む）：★★★★ かつ 平成22年度燃費基準＋15%達成	… 50%軽減
バス・トラック（3.5t超）：平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 50%軽減

（注）「★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成

自動車取得税の時限的軽減措置（平成21年度～平成23年度）

車種		H20年度	H21年度～
電気自動車 天然ガス自動車（※1） ハイブリッドバス・トラック（※1）	自家用車	2．3%	0%
	営業用車 軽自動車	0．3%	0%
ハイブリッド乗用車（※1）	自家用車	3．2%	0%
	営業用車 軽自動車	1．2%	0%
プラグインハイブリッド自動車（※2）	自家用車	―	0%
	営業用車 軽自動車	―	0%
クリーンディーゼル乗用車（※1）	自家用車	4%	0%
	営業用車 軽自動車	2%	0%
次の2つの要件を満たす乗用車等 ・平成22年度燃費基準+25%達成 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	自家用車	5%（30万控除あり）	1．25%
	営業用車 軽自動車	3%（30万控除あり）	0．75%
次の2つの要件を満たすディーゼルバス・トラック（3.5t超） ・平成27年度重量車燃費基準達成 ・平成21年重量車排出ガス規制適合	自家用車	3%	1．25%
	営業用車	1%	0．75%
次の2つの要件を満たす乗用車等 ・平成22年度燃費基準＋15%達成 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	自家用車	5%（15万控除あり）	2．5%
	営業用車 軽自動車	3%（15万控除あり）	1．5%
次の2つの要件を満たすディーゼルバス・トラック（3.5t超） ・平成27年度重量車燃費基準達成 ・平成17年排出ガス基準NOx又はPM10%低減達成	自家用車	5%	2．5%
	営業用車	3%	1．5%

（※1）天然ガス自動車、ハイブリッドバス・トラック、ハイブリッド乗用車及びクリーンディーゼル乗用車については、一定の要件を満たすもの。
（※2）プラグインハイブリッド自動車については、平成２１年度から販売される予定。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度

公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、
個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入

（平成20年度税制改正において、平成21年度からの制度導入を決定
※平成21年10月の年金支給分から徴収実施）

特別徴収の対象者

65歳以上の公的年金の受給者

※ 個人住民税の納税義務があり、公的年金からの特別徴収の対象となりうるのは、約2割強の方

※ 夫の年金収入が200万円程度の標準的な世帯の場合、基本的には税負担は生じない

ポイント

○ 新たな税負担を求めるものではない

○ 国・地方団体間の連携の下、制度改正の趣旨が年金受給者の方に伝わるよう、丁寧な周知・広報に努める

（参考）その他の公的年金からの特別徴収(源泉徴収)制度

所得税（昭和32年～）、介護保険料(平成12年～)、国民健康保険料等・長寿医療制度保険料（平成20年～）

公的年金からの特別徴収　広報リーフレット

（資料⑱―１）

地方税の電子化（給与支払報告書の例）
現　状
従業員の住所地市町村ごとに振り分けて郵送
企　業
（給与支払者）
パンチ入力
電算システム
市町村
電子化すれば
電子データ送付
自動で振り分け
企　業
（給与支払者）
地方税ポータル
（地方税電子化協議会）
電算システム
市町村
○企業 ― 市町村ごとの振り分け、紙出力及び郵送が不要
○市町村 ― パンチ入力が不要

（資料⓲―２）

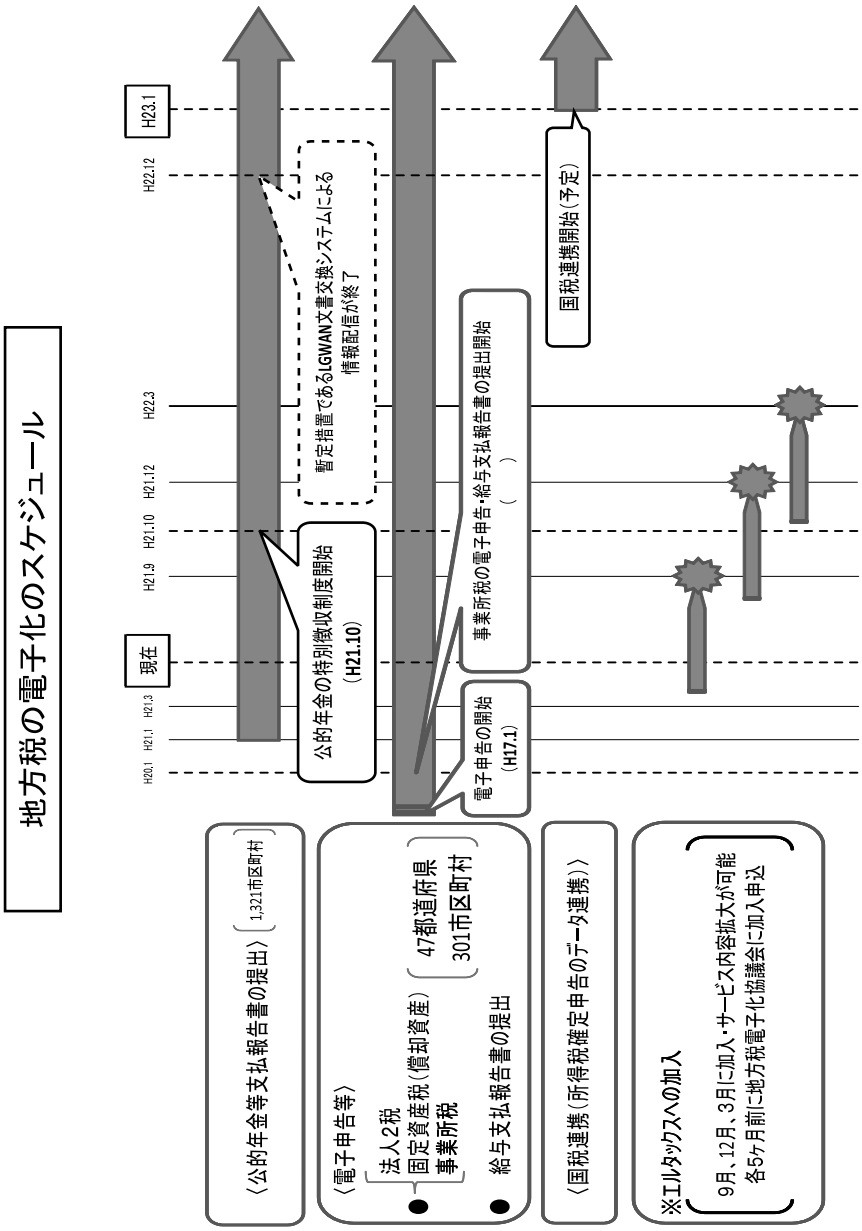
地方税の電子化のスケジュール
H20.1
H21.1
H21.3
現在
H21.9
H21.10
H21.12
H22.3
H22.12
H23.1
公的年金の特別徴収制度開始
（H21.10）
暫定措置であるLGWAN文書交換システムによる
情報配信が終了
電子申告の開始
（H17.1）
事業所税の電子申告・給与支払報告書の提出開始
（　　）
国税連携開始（予定）
〈公的年金等支払報告書の提出〉〔1,321市区町村〕
〈電子申告等〉
法人2税
固定資産税（償却資産）
事業所税
〔47都道府県
301市区町村〕
給与支払報告書の提出
〈国税連携（所得税確定申告のデータ連携）〉
※エルタックスへの加入
9月、12月、3月に加入・サービス内容拡大が可能
各5ヶ月前に地方税電子化協議会に加入申込

税財政の今後の課題と展望
日本租税研究協会創立60周年記念
租税研究大会記録

平成21年11月25日印刷
平成21年11月30日発行

発行人　新　谷　　清

発行所　社団法人　日本租税研究協会
東京都千代田区大手町二丁目６番２号
日本ビル５階552区
TEL　03－3281－2719
FAX　03－3281－6073

印刷所　第一資料印刷株式会社
TEL　03－3267－8211